第四編　現代

政治部門

第一章　政　治

第一節　明治維新

一、王政復古

王政復古の機運漸(ようや)く盛り上がり、慶応三年（一八六七）十月薩摩、長門、土佐の三藩により、王政復古の断行を決議した。

徳川慶喜は、この状況を察知して、同年十月遂に大政奉還を朝廷に申しいで、朝廷では、十五日受理された。この事は、幕臣にとっては大きなショックであったし、武力討幕派にとっても、意気込みをどう決断してよいか戸惑わせた。

同年十月十二日薩摩藩を中心として、倒幕派の親王、公家、藩主などが協議して、王政復古の大号令を発することになった。その内容は次のようであった。

1、徳川慶喜の大政返上及び将軍職辞退の許容。

2、摂政、関白及び幕府の廃絶。総裁、議定、参与の設置。

3、諸事神武創業の始に基づき、搢神(シンシン)、武弁、堂上、地下の別なく、至当の公議をつくすこと。

となっている。これでもって徳川幕府が完全に滅亡したとはいえない。新政府の中にも、徳川慶喜を議定として残そうという意見もあった。

このような情勢の中で、江戸では、薩摩屋敷にたむろする浪士隊が江戸の町で略奪、放火をなすということで、幕府は薩摩屋敷の焼き討ちを行い、一方新政府は徳川慶喜に対して辞官納地を命じた。幕府はこれに挑発されて、大阪城内にある、反薩摩勢力に火がつき、薩摩討つべしという事になり、慶応四年正月、慶喜は、一万五千の大軍を京都に向かわしめた。これを迎え撃つ薩長の連合軍は五千、われに数倍する幕軍を打ち破った。この戦勝の原因は、

1、幕軍の三分の二に当たる、会津、桑名の兵、新選組の装備は依然として旧態のままであった。装備の進んだ幕軍の主力でさえ、多くは士気のない駆り集めの浪人や徴集された農民で補充されていた。指揮官も実践の体験のない無能ぶりを発揮した。

2、諸藩の多くが幕府を見離していた。紀州藩までが、すでに朝廷に組みしていた程である。幕軍が後退を始めると、淀、津の両藩も寝返って、逆に発砲

する有様であった。

3、幕府にとっても致命的だったのは、討幕軍に民衆の圧倒的な支持が集まったことで、それは薩長の指導者でさえ、驚くほどの熱狂ぶりであった。薩長軍が作戦上鳥羽、伏見の人家に火をかけたのを、恨むどころか、すすんで酒食を供して、協力にはげんだ。

これが口火となって、戊辰役にまで発展し、わが薩摩軍は、東征の先鋒を承り、越後、奥羽と転戦して、明治元年十一月鹿児島へ凱旋した。

かくて、源頼朝が建久三年鎌倉に幕府を開いてより六百七十六年にして、武家政治はその終わりを告げることになった。

新政府の機構は、三職七科制がしかれた。三職は総裁（総理大臣）、議定（大臣）、参与（事務次官）で、議定には、神祇、内国、外国、陸海軍、会計、刑法、制度の七科があった。

また藩主が自国の家臣の中から、中央に推挙した貢士をもって議員とする議事所を設けて、民意を吸収することにした。

慶応四年（一八六八）四月には、政体書を発して、立法、行政、司法を司（つかさど）る、太政官を任命した。

新政府は慶応四年三月新方針を明らかにするため、五カ条の御誓文を公布した。

一、広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ。
一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フヘシ。
一、官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス。
一、旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ。
一、知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ。

この五カ条の御誓文を分析してみると、

1、幕府は大名、家臣に対して、まったく権力を分与しなかったが、議会制民主主義により、権利を分与するんだという意味が含まれている。

2、四民平等であって、旧来の職業、門地、身分は関係なく同等の権利を有し、移転、売買、教育、職業の自由があることをうたっている。

3、旧来の習慣に従うことなく、広く知識を求めて、行動することを求めている。

これは社会情勢、わが国を取りまく国際情勢混とんとしている中で、旧幕時代の政治形態を改めて、新しく民意にそった近代政治の方向を示した、明治時代の幕開けを告げるものであった。

慶応四年八月二十七日天皇は御即位の式典を挙げられ

た。御年十六歳であった。同年九月八日年号を「明治」と改元された。

明治二年東京が首都と定められ、千代田城が宮城となった。

二、藩政の改革

(一) 政治の改革

戊辰の戦役から帰還した兵士は、身をもって維新の大業をなし遂げた者達であって、戦勝の意気盛んなるものがあり、旧来の弊風を打破しようとした。

従来は家格、門閥があって、いかに有能な人材であっても登用されることは、あまりなかった。

士分には、一所持、寄合、小番、新番、小姓与などの階級があったが、これも家格や門閥で決められていた。

藩政の改革は、実に小姓与に当たるような、下級武士との間から起き、旧慣を維持しようとする上級武士との間で意見の対立があり、簡単には結論はでなかった。

政府は明治元年（一八六八）「藩治職制」を定めて、従来各藩まちまちであった藩政を改めることとした。

朝政を体認し、藩主を補佐する執政。藩務を掌握する参政。朝令を体して、藩論を代表する公儀人の職が設けられた。

これにより家老、若年寄、大目附、諸番頭、諸奉行などの職制は廃止されることになった。

政治機構としては、知政所が中心となり、軍務局、会計局、監察糺明局、内務局というような政治機構が全国統一的に組織された。

外城には地頭、同副役が置かれ、諸島には在番、巡察、筆者などの職が置かれた。

地頭は郷内の軍事、政務、学務など一切を司っていた。明治三年の藩より政府へ提出した奉答書によると、地頭数二八人となっているので、百余りの外城郷を二八人で治めたことは、一人で数カ郷を統轄したものと思われる。

明治二年藩主島津忠義は、長門、土佐、肥前の三藩と協議の上、版籍を奉還することを上請し、認められて同年六月鹿児島藩知事に任命された。藩知事の家禄は現石高の十分の一とした。

藩名	藩主	家禄高
鹿児島藩	島津薩摩守忠義	七二、九五七石
高鍋藩	秋月長門守種殷	一、六七七
延岡藩	内藤備後守政挙	二、八九一
佐土原藩	島津淡路守忠寛	一、八一三
飫肥藩	伊東右京太夫祐相	二、三三四

島津一門の九家も、何万石も領していたのに、千五百石程度となった。最高の地位にあった一所持は、世禄三百石の他蔵米二百石と別に堪忍料として十五カ年限り蔵米二百石が給される事になった。鹿児島城下一般諸士は定限二百石と定め、それ以下は削限しなかった。これは他藩には見られなかったことで、いわゆる上に薄く、下に厚くという趣旨で、下級の士族を優遇したものと思われる。定限外の余剰米は大部分を藩庫に収めて、軍用に充て、また一部は下級士族に一石百貫で販売された。

外城郷士に対しては、従来最高百石限りであったのを五十石限りとし、残り米は売買された。

この改正は、士族の死活問題なので、藩内に内紛を起こすような情勢であった。そこでこの困窮士族の救済が行われることになった。

廃官料の支給、官出仕者の家族に対する扶養料の支給、旧私領家来の生活困難者に対する自作地の配当、馬具農具の下付、あるいは人口稀薄地への移住、貸付金の支給などの策が、藩政改革後の混乱期に取られた。

(二) 兵制の改革

藩政の改革に伴って、兵制の改革も行われた。従来薩藩では、物主の指揮下に士分七五人を一組として、城下に一八組あって、六組を一陣として三陣に編成されていた。外城諸郷には、二六四組あったといわれている。

城下にあっては、慶応二年から英国式編成が取り入れられていて、その職階は、大隊長、教頭、教佐、小隊長、半隊長、分隊長ということである。

戊辰の役に当たっては、この城下の士が中核となって戦役に臨み、大いに力を発揮した。

明治元年の軍賦によれば、九〇人で一小隊、六小隊で一大隊、城下に三大隊あって、諸郷に一二大隊あったとされている。また大砲隊は一大隊に座砲六門が配置されていたという。

慶応三年ごろより兵隊の編成については、徐々に改正されてきたが、戊辰の役の経験により明治二年常備隊として編成された。

常備隊は明治三年には、一七大隊と七小隊半あり、兵器方附士及び足軽常備一大隊と、ほかに予備二〇大隊と七小隊三分があり、常備一五一小隊いたといわれている。

外城においては職制は、従来の曖、与頭、横目を改めて、小隊長、半隊長、分隊長とした。

兵士の年齢は十八歳から三十五歳までとし、三十五歳以上であっても、本人の強いての希望があれば、入隊を許された。

兵士には俸禄が支給された。例えば、兵器隊で軍功のあった者には、一等禄六石、二等禄五石、三等禄四石、その他の者は四等禄で三石六斗を給した。大多数の者は四等禄であった。

諸郷の常備隊は城下隊の如くまとまったものでなく、大隊長は任命しなかったように思われる。外城においては、地頭が大隊長に相当したようである。

明治四年、城下隊の四大隊四砲座が親兵として上京することになり、諸郷の常備隊も一大隊、一砲座ずつ交代で城下の守備に着くことになった。その時は、地頭は大隊長として兵士の練兵に努めた。また地頭は時には軍務局に出頭して、兵隊指揮の研究もした。また時には、予備隊を召集して訓練を行った。

小隊長は、その郷村の民政の長でもあり、人選については、隊中の選挙によって任命された。

このようにして、薩摩藩の兵制は、短期日の間に洋式編成となった。このような軍備の充実は、唯単に県内の治安維持のためばかりではなく、新政府の中核となって、中央集権の実を上げんとする、目的があったためと思われる。

常備隊は、明治五年二月解散している。この解散に先立って、吉野原に常備隊員一万二千を集めて、大調練が行われた。これは解散を見込んでの大式典であって、参加兵士は感慨無量なるものをもって名残りを惜しんだ。大調練終了後、藩邸において桶に酒を盛り杓子をそえて、振舞酒が出たということである。

㈢ 廃藩置県

明治二年薩摩、長門、土佐、肥前の四藩が率先して、版籍奉還を申し出た。全国二百七十六の藩もこれにならい版籍奉還が行われた。土地、人民共に、国家に奉還されたわけである。

版籍奉還がなされても、旧幕時代と全く変わりがなかった。藩知事の考えの中に、次のようなものがあったためである。

① 武士階級は存続させ、従前通りの俸給を支給する。
② 藩主を知事とし、必ず世襲とする。
③ 武士階級は必ず官吏として採用する。

というようなもので、天皇親政による中央集権制とは程遠いものであった。

そこで明治四年七月十四日、明治天皇は在京の藩知事五十六人を御前に召されて、右大臣三条実美をして廃藩置県の詔勅を宣せられた。

廃藩置県の詔勅

朕惟フニ更始ノ時ニ際シ、内以テ億兆ヲ保安シ、外以テ万

国ト対峙セント欲セバ、宜シク名実相副ヒ政令一ニ帰セシムヘシ、朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聴許シ、新タニ知藩事ヲ命ジ、其職ヲ奉セシム。然ルニ数百年因襲ノ久シキ、或ハ其名アリテ其実挙ラザル者アリ。何ヲ以テ億兆ヲ保安シ、万国ト対峙スルヲ得ンヤ。朕深ク慨ス。仍テ今更ニ藩ヲ廃シ県ト為ス。是務冗ヲ去リ簡ニ就キ、其名無実ノ弊ヲ除キ、政令多岐ノ憂無カラシメントス。汝群臣其レ朕カ意ヲ体セヨ。

廃藩置県の事は、一部には論議はあったが、西郷、大久保、木戸らの高官の会談により内決し実施されたため一般には正に晴天のへきれきの感があった。

鹿児島においても、一部の先覚の士を除いては、多くは予期しない事であって、政府の意図の分らない一般の武士、人民は、急激な変化に茫然としてなす所を知らぬという有様で、変革に不平を抱き、やや人心動揺の傾向があった。藩主久光も政府の方針に釈然としないものを持ったといわれる程である。人心の動揺は鹿児島では兵隊と学校の力で押えられた。

これにより知政所は鹿児島県庁と改称された。

中央においてもこの大改革を断行するために、異変に備えて、薩長土三藩より歩兵四大隊、砲兵四隊を薩摩藩より、長門藩より歩兵三大隊、土佐藩より歩兵二大隊、騎兵、砲兵各二隊を上京せしめて守備に当たった。

これが「親兵」で「近衛兵」の始まりである。廃藩置県の偉業は、この親兵の後盾があったればこそ、円満に行われたのである。

このように廃藩置県は急激に実施されたため、明治四年次のような太政官布告を公布して、新県の事務は大参事が司ることとし、大事なことは朝裁を受くべしと布告した。

太政官布告

今般藩ヲ廃シ県ヲ被置候ニ付テハ、追テ御沙汰候迄、大参事以下是迄通事務取扱可致事。

明治四年七月十四日

太政官

これにより全国に三府三百二県が誕生する事になった。わが薩摩藩も鹿児島県と改称された。

同年十二月県の規模が大小甚だしきため、県の統廃合をなし、三府七十二県とした。更に明治六年、九年、十六年と三回にわたり、統廃合して、三府四十三県とした。

最初は薩摩・大隅・日向には、鹿児島県、飫肥県、佐土原県、高鍋県、延岡県、人吉県、日田県の七県があった。それを統合して、

鹿児島県＝薩摩、大隅、三十二万石に琉球を含む
美々津県＝日向の国大淀川以北十四万石
都城県　＝姶羅、肝属、囎唹、大隅、菱刈、桑原と日向の国の大淀川以南四十三万石
の三県に統合された。
明治六年一月十五日の統合により、
鹿児島県＝薩摩と大隅
宮崎県　＝美々津県と都城県の一部いわゆる、日向の国
その後県境の村は、管轄替えがあったが、現在に至っている。
明治四年鹿児島県では、大山綱良が県参事に任命され、明治七年県令と改称された。
大山県令は、西南の役で私学校側に加担したため、罷免され新たに岩村通俊が県令に就任した。
明治四年の太政官布達による県治条例が定められ、県の職制は、参事、権典事、大属、小属、史生、県掌などとなっていたようで、事務の分掌としては、庶務、聴訟、租税、出納の四課があり、各町村の行政を指導するのは、庶務課であった。広大な地域なので郡治所を設けて、統轄した。

三、郡制の実施

㈠　大区小区の設置

明治四年四月戸籍法の公布により、戸籍調査の必要上、行政区画としての区が設けられることになった。
区には戸長、副戸長と称する役人を置いた。これにより従来あった庄屋、名主、年寄などの名称はすべてなくなり、旧藩時代の郷村制は完全に廃止され、戸長、副戸長は従来の町村民自選のものではなく、官選とした。
明治五年十月大蔵省布達により、従前の区の外に、小区の名称を用いることを認めた。ここに大区小区制が確立された。
大区には区長、副区長を、小区には、戸長、副戸長の役職が置かれた。
鹿児島県では明治五年初めに、郡制がしかれ、郡治所が県内七カ所に設けられた。伊作、加治木、阿久根、牛山（大口）、市来、指宿、種子島の七カ所であった。本村は市来郡治所管轄で、伊集院、市来、串木野、郡山、入来、樋脇、永利、隈之城、平佐、高江、甑島となっていた。郡には郡長・副長・里正・副正・戸長・戸長助などの役職があった。
郡治所は翌六年八月廃止され、県下六支庁管区に分けられた。第一支庁加治木、第二支庁隈之城、第三支庁垂

水、第四支庁知覧、第五支庁種子島、第六支庁大島となっている。

明治五年九月郡制が改正された。前記の大区小区制となるのである。

郡長は大区戸長に、副長、里正、副正は大区副戸長に改められた。戸長は従来通り戸長とし、戸長副、戸長助は副戸長と改称された。

戸長は事務取扱所を設けたが、普通の民家を借りたものが多かった。明治十年ごろから戸長役場が設けられた。一戸長役場当たり、平均して八百戸程担当していた。

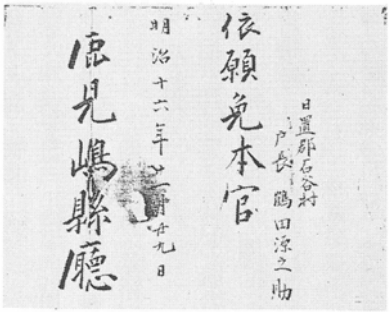

戸長の職務は布達書類の回達上申とか、戸籍の訂正、訴訟の申達、道路、溝川の管理などが主要な仕事であった。

当時の諸役人の俸給は郡長五十石、副長三十石、里正十五石、副正九石、戸長五石、戸長助四石であった。明治十年十一月になれば区長一級二十円・二級十五円・三級十三円。副区長一級十四円、二級十一円、三級十円。戸長一級八円、二級七円、三級六円。副戸長一級五円、二級四円、三級三円であった。



戸長制度は幾度かの改革がなされた。明治十年の役後の戸長の入れ替えが行われている。それは十年の役に参加して、西郷軍に加担したからであった。その数多く、事務取り扱いに支障をきたす程であったので、県令岩村通俊は、良くこれを調査して、十一月には新戸長を発令した。

戸長の選定は、初めは官選に近いものであったが、明治十二年十月戸長選挙法を公布し、戸長は各郷村において公選することとした。被選挙人は官吏、教導職を除く、満二十五歳以上の男子となっている。

明治十七年九月戸長職務規定が制定され、従来の庄屋の大福帳的事務形式を改めて、現代的な事務形式に改められた。

(二)　日置郡の沿革

明治十一年三月「地方之体制等改正之儀上申」を大久保内務卿より太政官に提出した。それによると第一に地方体制につき従来の大小区画を変更して古来の郡県に復し、一面国家の行政区たらしめるとともに、一面地方自治体を形成せしめるというのであった。第二には地方議会の組織、第三に地方公費の賦課法についてであった。

明治十一年七月二十二日太政官布告により、明治十二年二月十七日区を廃止して、郡となすとして、大区、小区は廃止された。

これにより、日置郡、阿多郡、甑島郡の三郡を統轄する郡役所を西市来町湊町に置いた。この三郡の郡長には飯牟礼俊良が任命された。

明治十四年七月には日置郡役所を廃止し、甑島郡を高城郡役所に、阿多郡を川辺郡役所に、日置郡を鹿児島郡役所の管轄に属せしめた。

郡区町村編成法

第一条　地方ヲ画シテ府県ノ郡区町村トス

第二条　郡町村ノ区域名称ハ総テ旧ニ依ル

第三条　郡ノ区域広濶ニ過キ、施政ニ不便ナル者ノ一郡ヲ画シテ数郡トナス

第四条　三府五港其ノ他、人民輳ノ地ハ別ニ一区トナシ、其ノ広濶ナルモノハ、区分シテ数区トナス

第五条　毎郡ニ郡長各一員ヲ置キ、各区毎ニ区長ヲ各一員ヲ置ク、郡ノ狭小ナルモノハ数郡ニ一員ヲ置クコトヲ得

第六条　毎町村ニ戸長各一員ヲ置ク、又数町村ニ一員ヲ置クコトヲ得。但シ区内ノ町村ハ区長ヲ以テ戸長ヲ兼ネルコトヲ得

第七条　此ノ編成法ヲ施行シ難キ島嶼ハ、其ノ制ヲ異ニスルコトヲ得

第八条　地方ノ使役若クハ人民ノ請願ニ因リ止ヲ得サル理由アルモノハ、郡区町村ノ区域名称ヲ変スルコトヲ得

第九条　第三条、第四条、第七条、第八条ノ施行ヲ要スルトキハ、府県知事令ヨリ内務郷ニ具状ノ裁可ヲ受クヘシ。但シ町村区域名称ノ変更ハ内務郷ノ認可ヲ受クヘシ

明治二十八年六月更に串木野、伊集院、郡山、吉利、永吉、伊作、田布施、阿多など十カ村、七十五町村を管轄する「日置阿多郡役所」を伊集院村に置くことにした。

明治二十二年四月町村制施行により、市来郷を東市来と西市来に分け、伊集院郷を上伊集院村、中伊集院村、

下伊集院村に分轄し、その他の郷は、それぞれ一村として発足することになった。

明治三十年四月日置、阿多二郡を合併して日置郡とした。

大正十年郡制廃止に関する法律が公布され、大正十五年郡役所が廃止された。その理由として、

既ニ今日ノ如ク自治訓練ヲ積ンタ上ハ、官権ノ指揮監督ヲナルヘク省イテ、自主強行セシメルノガ、地方自治ノ発達ヲ促ス所以デアルノミナラズ、郡役所ノ廃止ハ行政事務ヲ敏活ナラシメルト同時ニ、町村自治ノ監督系統ヲ整理スルコトハ、現下ノ社会的要求ニ即応スルモノデアル。ソノ上郡役所廃止ニヨツテ、経費ヲ節減シ、国民ノ負担ヲ軽減スルコトガデキル。

というのであった。大臣の認可を必要とするものは、郡県を経由するために時期を失することが、しばしばであった。全国町村会の猛烈な反対により郡制は廃止された。

日置郡歴代郡長

初代　柴岡　晋　明治二十年――明治二十四年
二代　有馬要之助　明治二十四年――明治三十年
三代　池田　正義　明治三十年――明治三十三年
四代　岩脇　武男　明治三十三年――明治三十八年
五代　中山　春美　明治三十八年――明治四十二年
六代　森谷八千夫　明治四十二年――明治四十四年
七代　枝次　正春　明治四十四年――大正　六年
八代　熊野　英　大正　六年――大正　八年
九代　福島　繁三　大正　八年――大正十一年
十代　花田　幹吉　大正十一年――大正十五年

上伊集院村選出郡会議員

明治三十一年　倉内　末隆　明治四十四年　四元泰治
明治三十二年　遠武　友衛　大正四年　〃
明治三十六年　野田　実央　大正八年　〃
明治四十年　四元　泰治

四、戸籍の編成

江戸時代には、キリスト教の禁止から、宗門改帳（しゅうもんあらためちょう）の制度があり、この帳簿が一種の戸籍として、取り扱われていた。この宗門改帳は、僧、武士、平民の如く、身分別に作成されていて、使用に不便であった。

そこで人民を掌握するための行政目的と浮逃人を詮議するための警察目的と家族的身分関係を明らかにするために、明治四年太政官布告を公布して、戸籍を編成することになった。その布告は次のようであった。

戸数人員ヲ詳カニシテ、ミタリナラサラシムルハ、政務ノモツトモ重ンズルトコロナリ。ソレ全国人民ノ保護ハ

大政ノ本務ナルコト、モトヨリ言ウヲ待タス。シカルニソノ保護スヘキ人民ヲツマヒラカニセス、何ヲモツテ、ソノ保護スヘキコトヲ施スヲ得ンヤ。

明治五年全国一斉に戸籍調査がなされ、わが国初めてともいうべき戸籍が作られた。これを「壬申戸籍」という。戸籍調査のために、区が設けられ、各区の戸長が調査に当たった。

ある村では、村の世話役が、第〇大区、第〇小区、第〇番、士族（平民）氏名、家族名を書いた幅一〇㌢、縦二〇㌢ぐらいの木札を家ごとに打ちつけて置き、後で戸長役場の係員がこれを集めて歩いて集計するというような簡単な調査であった。

武士は従来姓を持っていたが、百姓、町人は姓を持たなかったので、姓をつけることが許され、つけることになった。そこで門の呼名をもらったり、適当に自分の好みで姓をつけることになった。

壬申戸籍を作るに当たり、色々な噂が乱れ飛んで、とんだ戸籍騒動が起こった。

ある村では、頑健な男を選び出して、その男から異人専用の天ぷら油を採るために調査するのだとか、またある村では、未年生まれの娘を選び出して、異人の人身御供にするためだとして、早く娘を結婚させたり、十三歳ぐらいの未年生れの娘には、かねをつけて歯を黒く染めたりした。当時は、結婚すると歯を黒く染める風習があった。

兄が死んでも届け出ないでおき、次に生まれた弟がそのまま兄の戸籍をもらうような事も多々あった。それで明治生まれの老人には、兄の年を重ねた長寿者もいたのである。

この頃から結婚、離婚の自由が認められた。従来は、特に藩庁の許可がなければ、華族、士族と平民とは結婚や養子縁組はできなかった。また妻は夫の同意がなければ離婚はできなかった。それで鎌倉のかけ込み寺の物語が生まれるのである。明治六年には、妻妾でない女が分娩をすれば、私生児として届け出ねばならなかったが、男が認知すれば、女の住む村の戸長に申し出て、男を父親として庶子となった。

五、徴兵令の公布

明治五年十一月徴兵の大詔が発令され、同時に太政官告諭が発せられた。これで国民皆兵としての大本が定められたといえる。翌六年徴兵令が公布され、身分の別なく、年齢満二十歳に達した男子は、検査により、陸海軍の兵員として徴集されることになった。

これは従来、軍務は武士の特権であったが、四民平等

の精神により、身分に関係なく国に報ずるの道が開かれたといえる。この事は、次に掲げる徴兵に関する詔書の中に述べられている。

四民漸ク自由ノ権ヲ得シメントス。是上下ヲ平均シ人権ヲ斉一ニスル道ニシテ、即チ兵農ヲ合一スル基ナリ。是ニ於テ士ハ従前ノ士ニ非ス。民ハ従前ノ民ニ非ス。均シク皇国一般ノ民ニシテ、国ニ報スルノ道モ其別ナカルヘシ。（中略）苟モ国アレハ兵備アレハ、即チ人々其役ニ就カサルヲ得ン。

徴兵令発布当時の陸軍は、大別して常備軍、後備軍及び国民軍の三種に分けられていた。

常備軍は、現役で兵役年限は三カ年、後備軍は四カ年で、これを各二年の第一後備軍と第二後備軍に分けられた。国民軍は常備軍、後備軍以外の男子で、満十七歳より満四十歳までの者、全部で編成された。

徴兵は全国を六軍管に分け、六鎮台を置いた。鹿児島県は第六軍管の第十三師管で熊本鎮台に属していた。

東京鎮台は、天皇の親兵となるため、全国より検査により、身元調査などして最も優秀な者を徴集した。

明治十一年鹿児島県より常備軍に徴収された者、五〇四人で、海軍に徴集された者は一二四人であったとされている。

当時の徴兵検査の基準は、次のようであった。

一、身体強壮ナル者。県下ノ医院ニテ下検査ヲ受クヘシ。

一、年齢ハ二十歳以上三十歳以下タルヘシ。

一、身ノ丈曲尺ニテ五尺（約一五一・二糎）以上ノ者タルヘシ。

一、自家ノ産業ニ於テ故障ナキ者。

明治十二年十月徴兵令が改正され、予備軍的なものが設けられた。同十六年十二月には、普通の現役志願兵及び一年現役志願兵の制度がしかれ、鹿児島は尚武の気風盛んなるものがあり、現役志願する者が多かった。

明治二十二年大改正があり、現役は陸軍三年、海軍四年、予備役は陸軍四年、海軍三年、後備役は五年となった。昭和二年三月兵役法が公布され、国力の充実と軍備の拡充がなされ、志願者も多くなっていった。

海軍は志願制度を基本とした。

壮丁の健康管理については、意を用い、徴兵検査前にトラホーム、花柳病などには警察も動員して、罹病することがないように注意した。罹病者に対しては、治療証票を公布して治療にあたらしめた。

徴兵検査により、甲種、乙種、丙種の三種に分けられ甲種合格者は全員入隊がたてまえであったが、収容力や

経費や軍備の縮小など時代の要求により、抽選で入隊者が決められた。甲種合格で入営できない者を「くじのがれ」といった。

乙種は第一補充と第二補充とに分けられ、丙種は国民兵とされ、不具廃疾者は兵役を免除された。

親戚から甲種合格者を出すと、一門の名誉として、入営に当たっては、部落を挙げて入営の祝いをしたものであった。

男子は満二十歳に達した時、次のような徴兵適齢届を戸長に提出しなければならなかった。これにより徴兵要員簿に記載されることになっていた。

徴兵適齢届

日置郡上伊集院村十三番戸身分(平民)、職業(農業)山田太郎次男

山田三郎

明治三年十月十一日生

右は本年十月二十歳に相成候間此の段及御届候也。

明治二十三年十月十一日

右戸主 山田太郎

日置郡上伊集院村

戸長 志賀静一殿

大正十一年徴兵検査（上伊集院村）

壮丁職業別

職業別	人員
官公吏	3
教員	1
学生	1
鉄道駅員	3
会社員	9
船員	0
店員	9
商業	1
農業	36
工業	2
漁業	0
職工	10
工夫	2
其の他	5

別	人員
受験人員	73
甲種合格	26
乙種合格	28
丙種合格	19

また戸主は徴兵を延期または免除されていたので、戸主になった時は、次のような届書を提出せねばならなかった。

事由書

日置郡上伊集院村十三番戸

身分(平民)

亡佐藤太郎

右先代実父亡太郎は明治三年九月十日死亡且祖父定八の死跡を継ぎたる戸主にて、私儀は明治三年九月十一日仝上の死跡を継ぎたる、戸主に相違無御座候也。

日置郡上伊集院村十三番戸

戸主 佐藤三郎

嘉永二年三月十日生

明治三年九月十二日

上伊集院村 戸長 山田一郎殿

六、地租改正

明治政府の主要な財源は、旧幕府時の農民に重い年貢をそのまま受け継いだもので、各府県まちまちの物納年貢であった。物納年貢は作物の豊凶によって、価格が変動して、安定した財政をたてることができなかった。

この物納年貢の地租を近代化して、安定した収入を図ろうと考えたが、急激な改変は国民に動揺をもたらすと考え、逐次改正する方針をとってきた。

まず明治四年田畑永代売買の禁止をなくすることにし、同五年正月地券を発行して、土地の売買の際この地券を譲渡することを布告した。

従来無税地であった市街地にも地券を発行することになり、市街地も課税の対象とされた。

始めは地券交付後直ちに、地租改正に着手する予定であったが、地券交付はなかなか進捗しなかった。

地価の算定は田一反歩の収穫高を石代によって換算し、種子、肥料、地租及び村費などを控除した残額を純収益とし、これを一定の率によって還元して、地価を求めるというように非常に手続きの複雑なものであった。

調査の方法はまず書面上、法定の方法で地価を算定し、人民より提出の書類と照合し、その後実地についてその正否を調査して決定した。

地価算定の例

田　一反歩　此収穫米　一石六斗
代金　四円八十銭　（一石に付き　三円）
金　七十二銭（種籾肥料代一割五分引き）
〃　四十銭八厘（地租三分の一、村入費引き）
金　一円二十二銭四厘（地租引き）
小計　二円三十五銭二厘
残金　二円四十四銭八厘　これを六分利とみなして、此
　地価　金四十円八十銭也

即ち地租はこの百分の三とみて、金一円二十二銭四厘が地租として算定されるのである。

明治五年には全国的には金納であったが、本県では米納が許されていて、高一石に対して三斗九升八合が課せられた。地券の発行についても本県は遅れていて、明治六年市街地の地券は発行されたが、耕作地は、知行権との関係で土地の領有関係が複雑で着手が遅れた。

明治六年地租改正条例を公布して、地租改正に着手した。つまり従来の米麦の収穫高に対して、課税する方法を改めて、地価を基準として課税する方法に改めることにした。改訂の主な点は、

1　課税基準を従来の収穫高より地価とする。地価は五年経てば時価とする。

2　税率を地価の百分の三とし、年の豊凶により増減しない。

3　従来の物納を一律金納とする。

4　従来納税者は土地の耕作者であったのを、土地の所有権者とする。

地租改正に最も反対したのは士族で、給地高の所有権を強行に主張したため、地租改正が施行できず、鹿児島県は政府の命令が行われず、あたかも独立国の感があったが、西南の役で破れたため、士族の力弱まり、士族の主張は認められなかった。旧門地（かどち）の所有権は土地を耕作している門（かど）百姓の所有が原則とされた。

鹿児島県では耕地の地券を明治九年ごろより交付する予定であったが、西南の役により実施できず、明治十一年より耕地の地券を発行し、地租再改正に着手した。

地租改正の仕事は、字及び地番を一筆ごとに、官民所有の別なく一連番号を付して調査した。調査に当たっては、丈量して野取図を書き、土地の形状、間数及び坪数を記入した。これにより野取帳を作成した。野取帳は地券交付の前提となる重要な条件であった。そこでこの調査には戸長役場は強い督励を受けた。

地租改正は明治十四年六月終了した。

土地所有者には、一筆ごとに地券が交付されたが、明治十八年大蔵省訓令により、全国一斉に地押調査が命ぜられた。これは土地の丈量検地が二、三年の短期間に行われたために、誤謬（ごびゅう）や漏洩が多々あり、特に山林、原野に問題が多かったので、調査のやり直しを命じたものであった。地押調査は明治十八年から同二十一年までの四年間にわたり行われた。



明治十九年登記法が公布され、地券は明治二十二年廃止された。

第二節　市町村制の施行

一、市町村制度の改変

わが国には、古来から人家の集まりを村といって、ある程度の自治制があった。その自治を司る者を庄屋、名主といい、その地域の名家か、大地主がなったものである。名主、庄屋は、その地域の行政事務から司法、警察

の事務まで司ったものである。

村には五人組の制度があり、五家ずつが組を作って、その中の一家が長となり、判頭、筆頭とか五人組頭とか呼び、その選出は選挙によるか、世襲か、庄屋、名主の任命によるものであった。その職務は庄屋、名主の通達を組員に伝えるとか、組中の事務を処理するとか、組合を代表して対外的会議などに出会するなどが主たる任務であった。組合員は相互に助け合って農作業をなし、法度を守り、年貢、諸役を滞りなく勤め、組中から悪事を働く者がないように戒め合った。

明治四年の廃藩置県により地方分権政治が撤廃され、府県を中心とした中央集権の形態が出来上がった。

明治五年に庄屋、名主制を廃して、府県の下に大区、小区を設けて行政区画とした。明治十年ごろは、本地区は第二十二大区に属し、十六小区に区分されていたようである。大区には区長、小区には戸長を置いたが、これは官選であって、当地の大区長は橋口甚蔵、副区長は肱黒友直、町田仲助となっている。明治十八年の上谷口村外五村戸長には志賀静一の名がある。

明治十一年郡区町村制を公布し、明治十二年大区、小区を廃止して、郡には郡長を、区には区長を、町村には戸長を置き、戸長は公選とすることにした。戸長は千二百戸から二千戸までは二人、四百戸から千二百戸までは一人を置いた。副戸長は三百戸までは一人、三百戸から五百戸までは二人置いた。日置郡には明治十二年には五十四の村があって、三十二の戸長役場があった。明治十七年には五十三村あって十一の戸長役場に統合されている。

明治十三年の区町村会法により区及び町村を自治団体として、ある程度の自治体的性格が認められたといえる。

明治二十一年四月十七日市町制が公布され、地方自治の制度がしかれることになった。その理由は、

① 地方の段階で「民衆ヲシテ其公共心ヲ啓蒙セシメ併セテ、行政参助ノ知識経験ヲ得シムル」ためであった。

② 中央政局の変動の影響力をくいとめる、安全弁の作用を地方自治に期待しようとした。

③ 外国との条約改正に備え、外国から侮られないように近代国家の体裁を整えようとした。

というものであった。

市町村制が公布されて、旧来の郷村をそのまま市町村としたため、地縁的共同体としての村ができ、全国では住民が一人も住んで居ない村が八百一村もあり、一戸から十戸以下の村が二千八百三十九村あったとされてい

る。

そこで村の内容を充実させるため、明治二十二年から二十三年にかけて、町村の合併が行われ、明治二十一年に全国に七万四百三十五あった町村が明治二十二年には五分の一に減少したといわれている。鹿児島県では、六百九の町村が百十四になっている。

市町法の施行により町村の区画は整理されたといえるものの、本来の目的たる地方自治とは程遠い官治的色彩の強いもので、明文化されたものは、町村固有の事務と国、県、郡よりの法律・法令による命令執行で、自治とは名ばかりであったといえる。

次に市町村制本来の目的である地方自治の変遷を見てみるに、次の二段階に分けることができる。

(一) 自治権の伸張がなされた時代

市町村制は、明治四十四年改正がなされ、市制と町村制が別々の法律により定められ、議員の任期を六年から四年とし、全員改選とし、単記制が採り入れられた。

大正十五年に公民権の拡張がなされ、二十五歳以上の男子にも選挙権が与えられた。

大正十五年自治権の拡張がなされた。また普通選挙制が採り入れられ、選挙に対する納税などの制限がなくなった。

明治の末期から大正にかけては、経済界の不況の時代で、地方財政のひっ迫も大変なものであった。そこで地方自治の確立と地方財政の窮乏を救うため、義務教育の国庫負担の増額を要求して、地方自治体が団結することになり、大正九年全国町村長の組織として、全国町村長会が結成された。

昭和四年の町村制の改正により、自治権の拡充と地方分権の強化が図られ、議員の発案権も認められた。

(二) 自治権衰退の時代

昭和の時代となり、政党政治が戦局の拡大と共に衰え、挙国一致内閣の出現により、地方町村も準戦時体制をとるようになって行った。即ち地方自治体も戦争目的達成のため、国家行政の一環と見なされるようになった。

昭和十八年には町村会の議決により執行された町村行政も町村長中心の行政に改められた。これに伴って国家統制を強化するため、町村議会で選出された町村長も、都道府県知事が認可することで、監督統制が強化された。

また市町村の慣習的組織であった、町内会、部落会も法制化され、これを市町村長の指揮下に置くことにした。それは次のような理由によるものであった。

① 町村（町内会・部落会）内の諸勢力を結集して強力なる指導性を確立すること。
② 町村内の諸組織を融合統一し、事務の総合的能率化を図ること。
③ 町村内の諸行事を総合合理化し、住民をして食糧増産、その他職域に奉公する時間を可級的に多からしむること。

また町村と町村農業会との一体的連携を確保するため、農業会長を町村長が、専務理事を助役が兼務することにした。町村には経済部委員会、文化部委員会を置くことを義務づけた。役場機構にまで統制を加え、強化する意味で総務部、経済部、文化部、経理部の四部制をしくことにし、経済部は、農産物の増産、供出、生産資材の配給事務、生産経済団体の指導督励事務を担当せしめた。

これは戦時中の経済統制下の社会的様相がうかがえる。

このように、わが国の地方自治は、地方住民の意志要求により発生したのではなく、中央集権による近代国家としての体裁づくり上設置されたもので、この点は諸外国の自治発生の要因と異なるところである。市町村制施行以来いくらか自治権が拡充された時期はあったが、常に政府の監督統制のもとに置かれた自治であった。

大東亜戦争後、アメリカ軍の占領下で、占領軍の政策で急激な民主化が行われた。

昭和二十八年には、住民の福祉の増進と、町村規模の適正化を図り、町村行政の能率の向上と事務能率の増進を考えて、町村合併促進法が公布された。

二、上伊集院村・松元町の成立

上伊集院村は伊集院郷の一部で上谷口村、福山村、直木村、入佐村、春山村、石谷村からなっていた。明治十七年上谷口村、福山村、直木村、入佐村、春山村、石谷村にあった戸長役場を廃止して、上谷口戸長役場に統一した。明治二十二年四月の町村制実施により六カ村を統合して上伊集院村とした。

当初は上谷口内田の浅面宅裏に村役場が設置されたが議事堂もなく、議員宅を借りて議会を開く状態であった。

その後明治二十七年三月上谷口九九九番地（現在の松元駅前郵便局の場所）の民家を購入し、改築して役場とした。昭和二年一月十三日県知事あてに村役場位置変更願の申請を次の通り出している。

「明治二十七年三月民家ヲ購入シ改築シタルモノデ既

ニ三十二年余ヲ経過、尚当時構造不完全ノ建物ナリシ為、シバシバ修繕ヲ加ヘ来リシモ、近年著シク腐朽シ且執務上甚ダ狭少ヲ生ジ、止ムナク改築ヲ要スルコトニ立至リ西隣三十間ヲ距ル空宅地四百五十八坪ノ適当ナル番地ヲ選定……。」

申請は認可され、上谷口九九〇番地、九八七番地、九八八番地を末永善助より購入し、現在地に昭和二年一月二十五日着工し、三月三十一日竣工している。

大正十年十二月の本籍戸数千三百三十七戸、人口男子四、六九〇人、女子四、七三二人合計九、四二二人で一戸平均七・〇人であった。また大正九年の職業別を見ると、農業千六十八戸、工業三戸、商業十一戸、雑業二十三戸、無職六戸となっている。

歴代村長・助役

戸長	大迫　五左衛門	明治十年
〃	佐藤　権蔵	明治十五年―明治十九年
戸長	志賀　静一	明治十九年―明治二十年
〃	遠武　友衛	明治二十年―明治二十二年
初代	遠武　友衛	明治二十二年―明治二十年
助役	町田　実央	
二代	町田　実央	明治二十年―明治二十四年
三代	森　幸左衛門	明治二十四年―明治二十八年
四代	四元　矢之助	明治三十八年―大正　六年
助役	森山　友二	（明治三十四年）
五代	森山　友二	大正六年―大正十年
助役	倉内　藤一郎	（大正六年）
六代	倉内　藤一郎	大正十年―昭和　四年
助役	吉永　長之進	（大正十四年）
七代	吉永　長之進	昭和四年―昭和　五年
助役	石原　源十郎	
八代	石原　源十郎	昭和五年―昭和　九年
助役	森　武雄	（昭和五年）
九代	上竹原　善次郎	昭和九年―昭和十年
助役	森　武雄	（昭和五年）
十代	篠原　喜角	昭和十年―昭和十八年
助役	森　武雄	（昭和五年）
十一代	上竹原　善次郎	昭和十八年―昭和二十一年
助役	森　武雄	（昭和五年）
十二代	末永　善助	昭和二十二年―昭和三十年
助役	東　純男	（昭和二十二年）
十三代	東　純男	昭和三十年―昭和三十五年
助役	益山　国徳	

第三節　議会・選挙

一、県会の開設

明治元年政府の公布した「藩治職制」により、藩は議政所を設けて、衆議を聴くことにした。大部分の藩では、区戸長を議員としたものである。これは一定の規則により設置されたものではなく、県令の裁量により、適宜設けられたものであったので、明治十一年七月太政官布告第八号をもって、府県会規則が公布された。

これによれば、県会は通常会と臨時会に分けられていて、県の予算及びその徴収方法が審議され、通常会の冒頭で出納決算の報告を受けた。

県令によって議案は上程されたが、県令の認可がなければ、執行できなかった。

議員の選出については、大小の郡区があったが最高五人とし、本郡区は四人であった。明治十三年第一回の本郡区選出の議員は、土橋孝之丞、有馬誠之丞、宇都良之介、弓削孫兵衛であった。議員は給料はなく、会議中の滞在日当及び往復旅費が支給された。

議員の資格は、二十五歳以上の男子にして、県内に本籍を定め三年以上住居し、その上地租十円以上納める者となっている。選挙権者は、満二十歳以上の男子にして、その郡区内に住み、地租五円以上を納める者となっている。議員任期は四年とし、二年ごとに半数が改選された。

会議は、出席議員の全数で成立し、可決は、過半数で決した。会期は三十日以内とされている。

県会規則の改正は、明治十三年、十四年、十五年、二十二年に行われ、その主たるものは、明治十四年の常置委員の設置と郡区部会規則の公布であった。

本郡選出の議員は

明治十四年	本田愛蔵（伊集院）、轟木新之丞
	有馬源二（伊集院）
明治十五年	（補欠）児玉小源太
明治十六年	上床　吉、長　直四郎、（補欠）奥田直之助
明治十八年	奥田直之助、長谷場純孝、姜　義篤
明治二十年	（補欠）長八郎次
明治二十一年	奥田直之助、姜　義篤、長八郎次
明治二十五年	奥田直之助、姜　義篤、長八郎次
	（補欠）弥寝弥八郎
明治二十七年	（補欠）上床　吉
明治二十九年	姜　義篤、上床　吉、奥田直之助
明治三十年	（補欠）上田義高
明治三十一年	松崎吉蔵、奥田栄之進

上田　義高、永田　哲二
明治三十二年　木場　貞義、奥田栄之進
下園　為治、永田　哲二
明治三十六年　木場　貞義、奥田栄之進
花房幸之丞、永田　哲二
明治四十年　有馬　三蔵（中伊集院村）、奥田栄之進
丸山　荘吉、永田　哲二
明治四十一年　（補欠）上田　義高
明治四十四年　小山孝之丞、木場　貞義
永田　哲二、有馬　三蔵
大正　四年　丸山　雅成、海江田要助
永田　哲二、入鹿山金次郎
大正　八年　奥田　栄次、篠原　雄蔵
永田　哲二、能勢　敏哲
大正　九年　（補欠）竹内　隆助、
大正十二年　上村　平角、松山　直二（伊集院町）
荒木　利賢、山口　弥七
昭和　二年　篠原　政敬、宮田　畝助（下伊集院村）
黒木正之助
昭和　六年　篠原　政敬、南郷　武夫、肝付　篤志
昭和　八年　（補欠）黒木正之助
昭和　九年　（補欠）宮田　畝助

二、国会選挙

明治二十二年議員法が公布され、貴族院、衆議院が設置された。明治二十三年第一回衆議院議員総選挙が行われた。これは、納税額などの制限の多い選挙であった。

明治三十三年には集会及び政社法が廃止されて、治安警察法が出され、同年衆議院議員選挙法を改正して、選挙権の資格条件の緩和と記名投票を無記名投票とした。

大正八年衆議院の選挙法を改正して、三円以上の納税者に選挙権が与えられ、小選挙区制となった。

大正九年第一回の国勢調査が実施され、総人口は七、六八九人で、その中で内地に居住する者五、五九六人であった。

大正十二年婦人参政権獲得同盟が結成され、婦人の政治運動が芽生えてきた。

大正十四年衆議院議員選挙法が改正され、それは、納税資格と学生に関する選挙制限を撤廃して、満二十五歳以上の男子に選挙権が与えられた。これにより有権者数は四倍の一、二〇〇万人にも達した。従前の制限選挙では、野党が勝利を収めることが多かったが、普通選挙のもとではそれがなくなった。政治の民主化は政治の倫理化にはつながらず、相変わらず金権政治が横行し、政党政治に対する不信感が強まった。

昭和二十年衆議院議員選挙法を改正して婦人参政権が与えられた。昭和二十一年衆議院議員選挙が行われ、婦人代議士三九人が選出された。

昭和二十二年参議院議員選挙法を公布して、第一回参議院議員選挙を同年四月第二十三回衆議院議員選挙と同時に実施され、社会党が第一党となった。

昭和二十五年公職選挙法が公布され、今までに公布した各選挙法をまとめた形で制定され、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会議員及び地方公共団体の長を選挙する法律とした。

日置郡選出の衆議院議員は次の通りである。

明治二十三年七月	長谷場純孝（串木野）
明治四十一年五月	奥田栄之進（串木野）
大正　九年五月	海江田準一郎（市来）
大正十三年五月	蔵園三四郎（金峰）
昭和十七年四月	南郷　武夫（東市来）
昭和二十一年四月	宇田国栄（東市来）
昭和三十三年五月	〃
昭和四十四年十二月	〃

三、町村議会の開設と変遷

明治十二年町村議会規則が制定され、同十三年より施行された。これによれば、町村会の機能は、町村の経費及び事業、共有林の取り扱い、町村金穀貸借を議定することであった。会議は公選議員で成り立ち、組織は会頭一、主事二、及び会員より成っていた。会頭、主事は会員の互選とした。会員数は、戸数百戸未満は十員、百戸以上は二十戸ごとに一員を増すとなっていた。

会員の資格は二十歳以上の男子で、土地家屋を有し、租税その他の滞納なく、身代限りをしない者となっている。会員の任期は二カ年とし、一年ごとに半数を改選した。

会議は、通常会と臨時会に分け、通常会は隔月ごとに会期三日以上開くものとした。臨時会は、郡役所の達示による時か、会員の半数以上の要求により開くことができた。戸長が原案を作成して、会頭に提出した議案か、会員中より提出されたものか、会頭が作成して会議に付すようになっていた。本会議の外委員会の制度もあった。

議決事項は、すぐ執行できるのではなくて、戸長の承認を必要とし、郡長、県令に報告して、支障ある時は取り消しを受けることもあった。

明治十七年区町村会法が改正され、各町村別の町村会が、戸長管轄下に数カ町村ある時は、連合町村会を開催

しても良い事になった。

町村会議員には俸給、旅費、日当は支給されなかった。議員の任期は六年とし、三年ごとに抽選により半数を改選した。

(一) 市町村法の施行

市町村法は明治二十二年公布して、明治二十三年に施行された。

町村会は、町村長、助役を選出するものとし、就任については郡長の認可が必要であるとしている。村においては、参決権を有する村民二〇人以下のときは、該総員をもって村会議員とすることができる。町村において選挙すべき代議員の数は、人口一、〇〇〇人までは九人、一、〇〇〇人から三、〇〇〇人までは一二人、三、〇〇〇人以上一〇、〇〇〇人までは一八人となっている。

町村においては、徴収する直税並びに割増しの総計の五分の一の租税を納める者は、選挙しないで町村会議員となることができた。また自分の代理として、全権委員を立てることができた。また前記の権利を有する者は、選挙によって出るよう推せんを受けた時は、選挙によらなくても、議員となることができた。

町村民権（参決権、選挙権）を有する男子は、次の如く規定している。

① 日本国民の資格を有する者。
② 公権を有する者。
③ 年齢満二十歳にして公然たる救助を受けず、かつ一カ年前より町村内に住居する者。
④ 町村管内に住宅を有する者または借家に住居する者または所有地営業資本財産または収入に係り、少なくとも一カ年直税を町村に納める者。

町村民権は、右の条件の一つでも欠けると、与えられなかった。

町村会議員の半数は地主より選出され、地主がその半数に満たないときは、郡長の許可により異例が認められた。町村会議員になれない者は、町村の監督庁の諸官吏、検事局員並びに警察官、町村庁に属せざる町村吏とし、父子、兄弟は、同時に議員となることはできなかった。もし選出されたら年長の者が議員となることにした。

町村会議員選挙権を有する者は、その所有地、家屋、営業の収入または資本財産に係わる直税の多寡に準じ、これを三級または選挙部に分けた。

第一級は選挙権を有する者にして、総税の三分の一に達する最高税額を納むる者。

第二級は第一級に次いで、総税額第二の三分の一を納

むる者。

第三級は選挙権を有する者で、第一級、第二級に属せざる者で町村直税の総額の五分の一以上を納むる者。各級には、それぞれ員数があって、それを補うために、次の最多額納税者を高等級に加えた。

この等級選挙制は、大正十五年全廃された。

選挙に当たって、選挙人への場所、日時は十日前に知らせることになっていた。

松元町歴代議長及び副議長

代	就任期間	議長	副議長
初代	昭和二二年―三〇〃―昭和三四年	坂口 献吉	木藤 清二
二代	〃 三四〃―〃 四二〃	四元 米二	松元 国武
三代	〃 四二〃―〃 五〇〃	松元 国武	畠中市太郎
四代	〃 五〇〃―〃 五四〃	畠中市太郎	大内田弘志
五代	〃 五四〃―〃 五八〃	吉満 光男	池田 義光
	〃 五八〃―	吉井 光徳	中園 貞盛
		池田 義光	中園 貞盛

(二) 地方自治法と町村議会

昭和二十二年地方自治法が制定され、従前は住民の代表を選出して、間接的に政治に参与するという方法がとられたが、代議制は民意を完全に把握しているとはいえない面があるので、地方自治法では、表面的には間接参与という方法をとりながら、また一面では、住民の直接参与という面を設けたことは、特筆すべき事である。

いわゆる直接請求権である。公正、能率的な地方行政が行われるよう定められたものである。

① 条例制定改廃の直接請求権である。これは民主主義の表われといってよく、住民に不合理な条例は制定できなくなったといってよく、地方発展のための条例という事になる。しかし地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料の徴収に関する条例には、請求権はないことになっている。

② 事務の監査の請求。地方公共団体の運営の公正化と能率化を確保するため、監査委員の制度を設け、違法、不当な行為については、住民の監査請求権を認めている。

③ 議会の解散請求。住民が議会を牽制し、公正な運営を要求するため、解散請求権が定められている。

④ 議員、長の解職の請求（リコール制度）。議員、長にあっては住民投票、助役、収入役、選挙管理委員会、監査委員会、公安委員会、教育委員会、農業委員会の委員まで請求権があり、これは議会に付議することになっている。

住民投票は、地方公共団体の運営に直接参加する意味

で設けられた制度で、一地方にのみ適用される特別法とか、町村の合併、分離とかは、住民投票によらねばならない。

地方自治法は議決機関と執行機関を完全に分離して、議会の議決により行政を執行して行く形が確立された。これにより町村長の拒否権が廃止されたことになった。

四、町村会議員

上伊集院村の歴代村会議員は次の通りである。

明治二十三年
小原七太郎、中馬善太郎、内田　勇、内田庄左ヱ門
大山金之丞、鶴田省二、石原仁之助、児玉良治
四元矢市郎、石原軍助

明治二十六年
中馬善太郎、児玉良治、永井源一、四元助七郎
森　熊太郎、石原誠之助、内田庄左ヱ門

大正十四年
四元泰治、中馬嘉蔵、末永善助、鶴田仙次郎
内　伝次郎、畠中小吉、前田利吉、鶴田直哉
竹之内蔵ヱ門、石原喜作、上竹原善次郎
吉富畉助、森　進太郎、西　太一郎、井上長次郎
永山甚蔵、増田己太郎、岩下休次郎

昭和四年
小原一二、末永善助、四元泰治、益満真八
畠中小吉、篠原喜角、西太一郎、吉富善畉裟
内　伝次郎、内　直吉、別府庭蔵、吉村仁之助
坂口畉吉、鶴田仙次郎、手塚十次郎、前田利吉
石原誠之助

昭和八年
鶴田仙次郎、吉富善畉裟、松元国武、畠中小吉
内田一二、木藤清二、岩下仲一、鶴田直哉
奥　一、大山仲熊、坂之上徳次郎、中馬　稔
丸田勇吉、下竹原四郎、末永善助、益満真八
手塚十次郎、篠原喜角

昭和十二年
下竹原四郎、若松善助、四元泰治、坂口畉吉
手塚十次郎、松元国武、篠原喜角、畠中小吉
内　伝次郎、中馬嘉蔵、原口藤次郎、新福直吉
鶴田直哉、松木園勘太郎、湯元矢熊、大山仲熊
上柿元猪之助、木藤清二

昭和十六年
若松善助、石原慶二、木藤清二、末永善助
篠原景徳、大内田弘志、永井　清、大山仲熊
坂口畉吉、奥　一、内田一二、吉富善畉裟

鶴田直哉、下竹原四郎、別府庭蔵、上竹原善次郎

昭和二十二年

大内田弘志、竹之内新吉、坂口畉吉、松元栄二
脇　秀義、山下福吉、竹之内新助、篠原景徳
益満行友、田実静治、四元米二、畠中市太郎
坂之上睿二、若松善助、木藤清二、石原慶二
二俣吉二、東　静男、四村正寛、新穂国徳
奥　一、内　一

昭和二十六年

吉満光男、新穂国徳、坂口畉吉、畠中市太郎
吉井宗之進、坂ノ上正男、丸田国彦、福永善袈裟
竹之内新吉、下竹原四郎、竹之内新助、若松善助
木藤清二、石神武彦、久木崎杉盛、四元米二
奥　一、松元国武、二俣吉二、篠原景徳
坂ノ上睿二、大内田弘志

昭和三十年

吉満光男、東　元吉、畠中市太郎、山下福吉
松元国武、永山　昌、大内田弘志、丸田国彦
吉井宗之進、盛園為哉、坂ノ上政男、有村景雄
坂ノ上睿二、四元米二、二俣吉二、四村政寛
奥　一、篠原景徳、坂口静雄、久木崎杉盛
浅面国雄、石神武彦

昭和三十四年

畠中市太郎、吉満光男、松元国武、若松秋則
盛園為哉、東　元吉、古川純義、石神武彦
福田義治、久木崎杉盛、篠原景徳、二俣吉二
四村正寛、金丸清次、吉井宗之進、中園貞盛
永山　昌、有村景雄

昭和三十八年

有村景雄、内　胖、中園貞盛、吉満光男
松元国武、山下福吉、坂ノ上清次、坂ノ上政男
有村末男、古川純義、大内田弘志、盛園為哉
坂口静雄、有馬重雄、盛田貞雄、畠中市太郎
東　元吉、石神武彦

昭和四十二年

池田義光、篠原義弘、盛田貞雄、坂ノ上清次
松元国武、東　元吉、有馬重雄、有村景雄
大内田弘志、丸田国彦、内　胖、松下高義
山下福吉、坂ノ上道治、上原国雄、吉井光徳
畠中市太郎、吉満光男

昭和四十六年

篠原義弘、吉満光男、上原仲一、畠中市太郎
丸田末正、有馬純義、山下福吉、吉富　進
盛田貞雄、内　政高、池田義光、内　胖

有馬重雄、田原春　一、坂ノ上　優、吉井光徳
有村景雄、坂ノ上道治

昭和五十年

篠原義弘、吉満光男、盛田貞雄、池田義光
末広利男、吉井光徳、有村景雄、坂ノ上　優
上原仲一、有馬純義、小原静雄、下柿元義雄
有村正行、丸田末正、吉富　進、上原秀雄
吉村貞雄、中園貞盛

昭和五十四年

篠原義弘、吉満光男、池田義光、末広利男
吉井光徳、坂ノ上　優、上原仲一、下柿元義雄
有村正行、丸田末正、吉富　進、吉村貞雄
中園貞盛、谷之口　操、川越満徳、町田純高
四元一正、田実正良

昭和五十八年

篠原義弘、吉満光男、池田義光、末広利男
吉井光徳、坂ノ上　優、吉富　進、中園貞盛
谷之口　操、四元泰盛、弓削光雄、小原　敏
宇田隆光　上四元国治、町田純高、田実正良
有村正行、下柿元義雄

村会議員選挙投票状況（昭和二十六年四月二十二日実施）

投票区	部落名	男子有権者	女子有権者	投票者 男子	投票者 女子	棄権者 男子	棄権者 女子	投票率 男子	投票率 女子	投票率 合計
第一投票区	上福谷口	七三一	七〇八	七一九	七六三	一二	三五	九八・二二％	九五・一二％	九六・九二％
第二〃	直木	五三九	六二五	五三六	六〇二	三	二三	九九・四四〃	九六・三二〃	九七・七六〃
第三〃	入佐山	三〇九	三七〇	三〇六	三四六	三	二四	九九・一三〃	九三・五一〃	九六・二七〃
第四〃	石谷	三八五	四六三	三七五	四四六	一〇	一七	九七・一四〃	九六・一一〃	九六・五八〃
第五〃	平田	九八	一〇八	九七	一〇五	一	三	九八・九八〃	九七・二二〃	九八・〇五〃
第六〃	四元	一五〇	一七七	一四五	一七〇	五	七	九六・六六〃	九六・〇四〃	九六・三三〃
合計		二、二一二	二、五四一	二、一七八	二、四三二	三四	一〇九	九八・四六〃	九五・七一〃	九六・九九〃

第四節　町行政機構の推移

地方自治法が制定されて、新しく、民主的な行政機構とするための、揺らん期であったことが察知できる。

財政的にも苦しい時代であったため、課長が配下の係をも兼務しているのを見ても、経費節減の努力がうかが

昭和二十六年

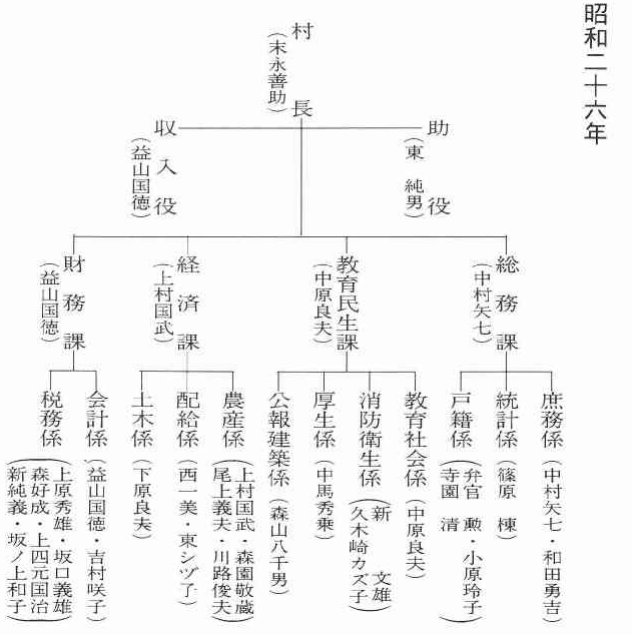

昭和三十三年

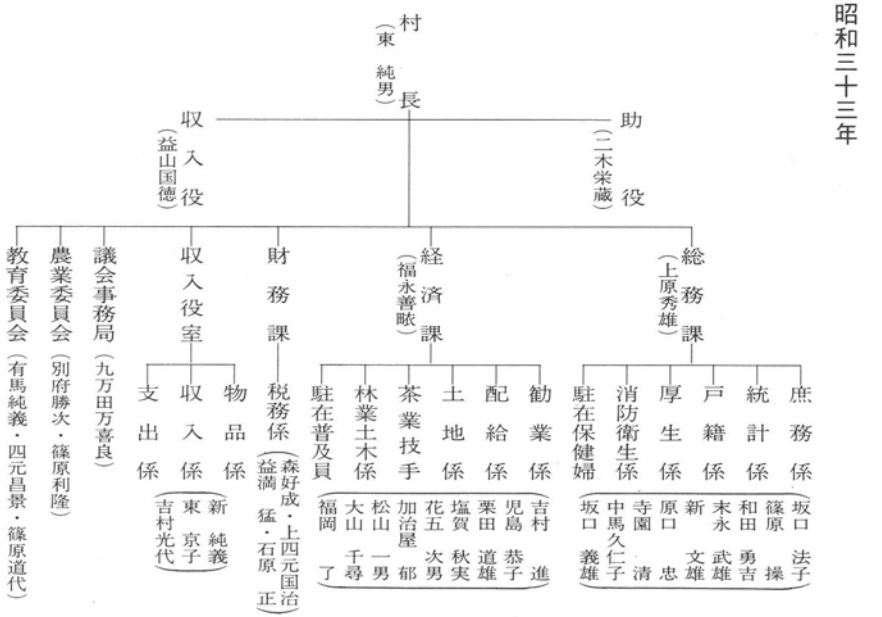

える。

財務課が収入役の直属の形でなく兼務になっているのも奇異な感じがする。生産が需要に伴わず配給係のある

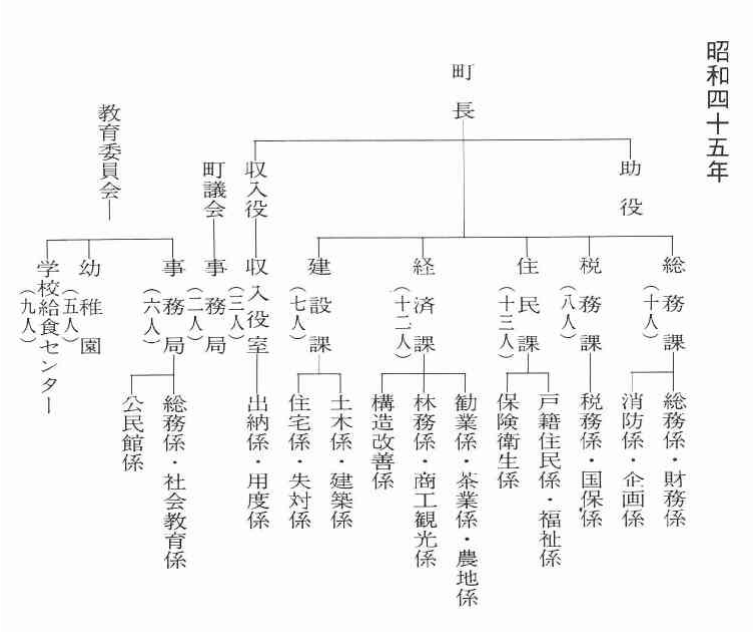

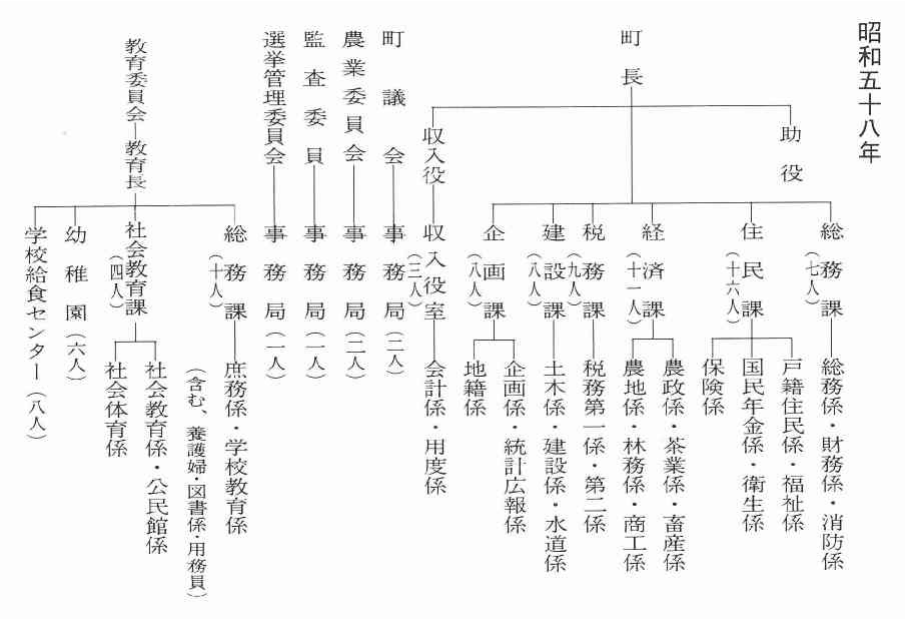

のも苦しい暗経済の時代が思い出され、現在の有り難さが身にしみる。

収入役室、議会事務局、農業委員会、教育委員会の位置づけに法と照して、問題があると思える。教育委員会の設置に伴って、教育民生課が廃止されて、厚生、消防が総務課に組み入れられている。戦後の食糧事情、生活状態の悪い時代で、配給係も残存し、駐在保健婦、駐在普及員の配置が見られるのも当時がうかがい知られる。

行政機構が法的に整備されてきた。国の経済状態が良くなりこの頃になると配給係・生活普及員など整理され行政業務も複雑化してきて、機構も細分化されている。

企画課が独立し、水道組合より水道業務の町移管により水道係が新設され、教育委員会の機構が総務課と社会教育課と整えられている。

第二章　財　政

第一節　町村制施行前の財政

藩制時代の租税は、主として地租であった。この外課役などもあったが、全国的に統一したものはなく、各藩それぞれの財政をしいていた。

廃藩置県が行われると、各県で課税が不均衡であったため、政府は明治八年「従来難税ト称スルハ、旧慣ニ因リ、区々ノ収税ニテ軽重有無不平均ニ付、別紙税目ノ分、本年一月一日ヨリ相廃止候」と布告して、従来各地で賦課していた雑税を廃止した。この時より、国税と地方税の区分が設けられた。府県税は本税の三分の一より超過することを禁じた。

明治十一年府県財政と区町村財政とが区分独立し、区町村税は協議費をもって充てた。これは区町村の財政については、特別な規制を立てず、従来慣用の旧法に必要な補足を加えて、協議的にこれを運用せしめた。

明治十四年河港、道路、橋梁、樋閘、堰堤、溜池、用悪水路の修築について、町村費を以って支弁するについては、事業の伸縮に影響するため、届出の期限を定めた。学事費に関する町村会決議を、郡役所、戸長役場が認可するには、その前に県令の指揮を受くべきものとした。これは、経費の増減により、学校規模の問題に関連してくるからであった。

明治十七年の区町村会法の改正により、官選戸長となり戸長役場の管轄区の拡大により、従来の自治的、協議的な区町村会に対して、官治的な傾向が強くなってきた。また町村財政を保護する意味において、町村税の未

町村費収入別百分比

年	地価割	反別割	営業割	戸別割	人口割	雑収入	繰越金	各種割
自明治十二年	二九・八九	二・五〇	〇・〇六	三〇・二二	一・三六	二七・一七	七・四六	一・三五
至〃十六〃								
自〃十七〃	二八・七四	〇・三八	二・七〇	二四・六七		四一・四一	二・一〇	
至〃二十〃								

納者に対しては、財産公売処分を適用することとして、町村税の徴収を助けた。

区町村費の費目は、戸長役場費、会議費、土木費、教育費、衛生費、災害予防警備費とし、勧業費も後で加えられた。神社の祭典費の如き、住民の話し合いに任すべきものは、加えないものとした。

区町村費の徴収費目は、地価割、反別割、営業割、戸別割とし、現品または夫役を以って、徴収してもよいこととした。また徴収費目は区町村会の評決により取捨てできることとした。雑収入としての、学資金、共有金、その利子金、不用品の払い下げ代金については、町村会の決議を経て、相当の費目に支払うことができるだけを追加した。

会計年度は、四月一日から、翌年の三月三十一日までと定められた。

明治十七年から十八年にかけては、農村の不景気のため、その救済の意味で、公課の軽減を図らざるを得ない情勢にあった。そのため、明治十八年政府は、町村費の節減、区町村土地賦課制限を地租の四分の一から七分の一へ引き下げ、教育費等の節減のため、衛生委員、学務委員を廃止した。

地価割と反別割は、どちらかに賦課されたもので、同時に賦課されることはなかった。

第二節　町村制施行と町村財政

町村制の施行によって、従来と異なった点は、町村費をもって支出すべき事業は、すべて原則として、町村会の議決によらなければならないとした。また法律、勅令による負担、または町村のため必要と県知事、郡長が認めた費用は、県知事、郡長は強制的に予算化せしめ、また支出させることのできる強制予算の制度をとった。

町村の歳入については、財産収入、使用料、手数料、科料過怠金、町村税、夫役現品の収入をもって充てた。使用料の新設、増額、変更については、すべて内務、大蔵大臣の許可を受けねばならなかった。

町村は原則として、財産収入、使用料、手数料などの

期間	財産による収入	使用料手数料	雑収入	繰越金	国庫補助金	県税補助金	郡費補助金
明治23～明治26	59,809	1,485	32,270	27,185	—	9,647	—
明治41～明治45	110,875	50,787	200,866	297,717	6,383	58,140	12,193

国庫交附金	県税交附金	寄附金	公債	基本財産運用金	其の他	合計
2,884	3,163	19,707	4,511	—	・877	158,538
15,375	,22,229	103,717	89,960	90,853	30,143	1089,238

期間	地価割	営業割	戸別割	所得税附加割	営業税附加割	其の他諸税	税収入総額
明治23～明治26	90,785	20,584	125,135	・114	—	・101	236,719
明治41～明治45	213,188	177,851	1860,476	38,151	27,800	51,614	2369,080

夫役現品	合計
3,921	399,178
30,109	3488,427

※表は各期間の平均額（金額の単位は厘，・印のところは円）

収入をもって、町村財政をまかない、なお不足する場合はじめて、町村税、夫役現品を徴収できるとした。

町村税をもって、最後のよるべき財源と定めた。このことは、町村財政上特に注意すべき事柄で、税収入は町村財政の基本的歳入財源ではなく、財産収入などの税外収入の補完的性質を持つものであった。理想的には、町村税を徴収しない町村、即ち無税の町村が良とされ、これが地方自治体の基本的なあり方とされた。

とはいっても全国的には無税の町村もあったようではあるが、本県においては、次の表のように財産収入によるよりも、税金による収入に頼る面が多かったよう

明治	33	34	35	36	37	38
歳入	8,574	7,861	7,647	7,254	6,371	6,483
歳出	8,079	7,665	6,984	6,647	5,594	6,230

39	40	41	42	43	44
7,884	8,438	11,315	12,287	12,741	15,193
6,891	7,661	10,783	21,638	10,824	11,836

である。

地価割、戸別割が町村税の重要な税目であった。その地価割は、明治二十三年では七分の一であったが、変更して七分の一・五、明治三十三年には五分の一と増額された。日露戦争の時の非常特別税法は十分の三に引き下げている。しかして明治四十一年から四十四年にわたる附加税制限法は、地方税の圧迫を緩和する措置となった。四十一年度は制限率を百分の四〇とし四十四年には、田畑その他を合併して百分の二一と定めた。

上伊集院村の歳入、歳出を次に掲げるが、前述の県平均と比較して見て、歳入予算の低いことが分かる。前記の通り明治三十七年、三十八年は特別税法により減額している。

明治二十三年上伊集院村予算書（金額単位厘）

歳入

款	項	目	明治二十二年	明治二十三年	備考
村税			九七七・〇四〇	一三七五・七三三	
	地価割		七四八・四九三	八〇三・二二七	
	営業税		一〇・五二五	一九・七〇〇	
	戸数割		二一八・〇二二	五五二・七九六	
合計			九七七・〇四〇	一三七五・七三三	

歳出

款	項	目	明治二十二年	明治二十三年	備考
役場費			五五二・九一〇	七〇四・〇六五	
	給料		三一四・〇〇〇	四〇二・〇〇〇	月俸四円一人
		書記給料	四〇・〇〇〇	四八・〇〇〇	
		附属職員給料	一六〇・〇〇〇	二〇四・〇〇〇	月俸四円三人 二・五円二人
		収入役給料	五〇・〇〇〇	六〇・〇〇〇	月俸五円一人
		使丁給料	七四・〇〇〇	九〇・〇〇〇	月俸二・五円三人
	雑給		一三三・八五〇	一六〇・〇〇〇	
	報酬		一三〇・〇〇〇	一五六・〇〇〇	村長九六円 助役六〇円
	費用弁償		三・八五〇	四・〇〇〇	
	需要費		八四・五六〇	一三六・六八八	
		備品費	一〇・五五六	一二・八七五	
		消耗品費	五六・二五四	一〇二・五六三	
	常時修繕費		一三・一五〇	一六・四五〇	
		財費	四・六〇〇	四・八〇〇	
		通信運搬費	一〇・五〇〇	五・〇〇〇	
		役場修繕費	一〇・五〇〇	五・〇〇〇	
	議会費		一・一〇〇	六・三〇〇	
		議員実費雑賃額	〇	五・四〇〇	
		消耗品費	・八〇〇	・三〇〇	
		雑費	・三〇〇	・六〇〇	

土木費								三・二〇〇	四・〇〇〇	
	雑費							三・二〇〇	四・〇〇〇	
		雑費						三・二〇〇	四・〇〇〇	
教育費								四一四・二〇九	六七一・九〇〇	
	給料							三四一・一九六	五三四・〇〇〇	
		給料						三三一・一九六	四三二・〇〇〇	月俸 八円一人 五円一人 二円四人
			小使給					一〇・〇〇〇	九〇・〇〇〇	六円一人 四円二人 一円一人
				雑給				五・〇八〇	八・〇〇〇	月俸 一・五円五人
					旅費			五・〇八〇	八・〇〇〇	
						需要費		五〇・三四六	九八・九〇〇	
							備品費	二六・六六一	五五・二〇〇	
							消耗品費	二三・六八五	四三・七〇〇	
						常時修繕費		一七・五八七	三一・〇〇〇	
							修繕費	一七・五八五	三一・〇〇〇	
衛生費								四〇二	六〇〇	
	予防費							四〇二	六〇〇	
		予防費						四〇二	六〇〇	
勧業費								一・〇〇〇	一・〇〇〇	
	勧業費							一・〇〇〇	一・〇〇〇	
		勧業費						一・〇〇〇	一・〇〇〇	
諸負担								二六七	二三五	
	役場敷地係諸費							二六七	二三五	
		役場敷地係諸費						二六七	二三五	

予備費					
合計	予備費		三・九五二	〇	
		予備費	三・九五二	〇	
			九七七・〇四〇	一三七五・七二三	

明治二十三年一月二十七日提出　遠武友衛

注・右の通りあるも予算が不合理のため、どこかに違算あるものと思われる。

事実計算してみると、不合理な点はあるが史実通り記述することにした。

歳出の主たるものは、役場の運営費と教育費でそれも大部分が人件費であったことが分かる。土木費として四円計上してあるが、当時とはいえ何ができたのかと、ほほえましく思われる。福利厚生関係の費用は微々たるもの今日と比較して今昔の感を深くする。衛生費が四十銭二厘とか救助費、警備費は費目はあるが予算化されていない状態である。予算の計算も違算があって、どこかへ提出した書類らしいが当時はこのような書類で良かったのかと驚かされる。

明治期の財政は、全国的に教育費が歳出の主なもので学校制度が改められるにしたがって、教育費が町村費の最多額であった。

土木事業は、日清戦争後、数年間に大いに開発され、

水利、交通の便が良くなった。

明治三十三年には、伝染病予防による事務が町村に委任されて、種痘義務費負担などで、衛生費は膨張した。上伊集院村の大正十年の衛生費は、明治二十二年に四十銭程度であったのが、二百五十円となっている。

政府は町村財政の基本財源を財産収入においたことは、前述の通りであるが、町村の基本財産づくりには、政府は大いに意を用い、奨励した。市町村でも不動産、動産、金穀の蓄積に努め、漸次財産の増加を見るようになった。

教育制度の改革に伴う財政支出の多い時代であったため、学校設備費の問題については、財産収入から充てるようにし、基本財産の管理処分を適切にするよう指導した。町村によっては、基本財産の利息のみで、町村財政を営み得る町村もあったということである。

基本財産の確立されない町村では、学校の建築、増築のための資金、土木災害の復旧工事費、伝染病対策費などを捻出するために、町村債も発行されるようになった。

第三節　大正時代の財政

大正初期までの、町村税は町村の独立税はなく、すべて国税、県税の附加税であった。大正二年に売薬営業税附加税を町村でも徴収できるようになった。

国税の附加税は、地租附加税、営業税附加税、所得税附加税、売薬営業附加税、鉱業税附加税であり、県税の附加税は戸数割附加税、営業税附加税、雑種税附加税であった。

日露戦争の頃までは、地方税としては、地租附加税が一番大切な税収入で、町村においてもこれに依存する度合が強かった。しかしその後産業の発達により、所得税、営業税が、第一次世界大戦の好況により、商工業が発達するにつれて、税収に占める位置が高くなってきた。しかしこの恩恵に浴したのは都市で、農村は依然として地租附加税が主たる財源であった。だが地租はそれ程増加しないため、その附加税も増加せず、農村の税収入は増加しないのに、好景気による物価高のため、町村の歳出は増加するばかりで、歳入が伴わず、農村財政は苦しかった。

農村財政は苦しかったが、農村の景気は世界大戦が進展するにつれて良くなっていった。農産物が生糸をはじめ、豆、薄荷など、どんどん連合国へ売れ、米価も騰貴したため、農村は空前の景気となった。

農村では米価が上昇するため、稔らぬ前の青田売りが

別＼年	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年
歳入	一五、五五九	二二、〇二九	二九、五二九	一九、二三六	一六、六五八	一八、一九八	二三、六四二	三六、六四九	六七、七九六	五八、一二五
歳出	一三、〇二四	二〇、三三八	二九、一八八	一八、五三四	一四、九三〇	一六、八一四	二一、七六二	三三、〇五八	六三、二六六	四六、一二四

なされるありさまで、景気が良く農村の青年も絹物を着るような状態で、農村の生活程度は高まったが、都会に比べるとまだ低いものであった。

農村財政は地租を主財源としているため歳入が上がらず、町村の予算で一万円を超えるものは、大町村といわれ、三、四千円の予算の町村が多かった。

上伊集院村の大正時代の歳入、歳出は、右の表の通りで、全国的に見ると、そう悪い財政ではなかったのではないかと思われるが、規模も小さいので適当な財政ではなかったかと考える。（金額単位円）

大正四年、五年、六年ごろの農村不況の時代がうかがえる。

歳出の主たる費用は教育費で、歳出総額の大正元年で五一・九四%、十五年で五四・一一%を占めている。

町村の税収の推移を見てみると、農村歳出の膨張が見られるため、地方税制限率の緩和が考慮されるようになった。大正八年臨時手当、その他時局に対応すべく、地方税制の制限を拡張するため、地方税制限拡張に関する法律を定めて、地方税制限法の定める、制限額の百分の六〇の制限外課税を認めた。

また地租割、国税の営業税割、雑種税割、家屋税割など各種課税の拡張を認めた。これにより大正九年には、前年の八割五分増となり、大正六年の実に三・六倍にもなるような急増を示した。

大正十年の上伊集院村予算は、次の通りである。

大正十五年地方税に関する法律が公布された。

① 府県税家屋税の新設に対し、市町村は、附加税を賦課し得ることとした。

② 従来の府県税の戸数割を市町村に移して、独立税とし、その賦課率は原則として、市町村税予算総額の百分の六〇を限度とした。戸数割を賦課できない町村は内務大臣、大蔵大臣の許可を得て、所得税附加税に代え、その場合の制限は、本税の百分の七以内とした。

③ 府県税として、特別地税を創設して、市町村にその附加税を課することを認めた。

歳　　入

（単位：円）

財産収入	使用料手数料	交付金	県補助金	郡補助金	繰越金	雑収入	村税	合計
670	209	1,123	51	16	4,529	82	49,320	58,125

直接国税附加税				県税附加税			合計
地租	営業税	所得税	売薬営業	営業税	雑種税	戸数割	
5,324	282	120	1	439	1,398	41,754	49,320

歳　　出（経常費）

役場費	（報酬）	（給料）	会議費	尋常高等小学校費	尋常小学校費	小学校共通費	（給料）	実業補習学校費
9,403	1,977	5,184	205	1,597	3,483	18,748	17,701	266

学事諸費	伝染病予防費	伝染病院費	基本財産増成費	諸税負担	神社費	雑支出	合計
70	53	197	227	2,829	30	352	37,466

歳　　出（臨時費）

土木費	小学校営繕費	公債費	補助金	（教育費補助）	（勧業費補助）	（神社費補助）	雑支出	合計
1,697	1,225	2,963	2,812	187	2,540	85	59	8,756

基本財産

諸株券価格	現金	合計
6,400	130	6,530

④　国税を改廃して、国税営業税附加税は国税営業収益税附加税となったが、附加税の制限率を引き下げた。

⑤　市町村の所得税附加税を府県に移した。この改正により、市町村は多額の増収となった。

明治時代は予算表示に円、銭、厘で表示されたが、大正初期には、厘が空位となり、さらに大正九年には、銭が空位となり、厘は除去された。大正十一年には銭位も姿を消し、円位で止まるようになった。

第四節　昭和時代の財政

一、戦前の財政

昭和二年には、営業収益税附加税を廃止し、また所得税附加税も廃止して、戸数割附加税とした。これはつまり国税附加税については減額し、県税附加税については、増額した事になるが、農村においては税収が大きく減額した事になった。

地租の標準を土地の賃貸価格に置く昭和六年の改正は、この後四年間に地租の附加税は

四分の減収となった。これは農村においては、土地の賃貸価格が安いためである。

昭和二、三年ごろから、第一次世界大戦後の世界不況が日を追って深刻となり、特に世界的農業恐慌の影響で、農産物価格の低落、特に日本農業を支える二本柱であった米価、糸価の暴落のため、農民の生活は苦しくなり、町村税の滞納者も多くなった。このため小学校教員の給料の支払いのできない町村が多く、給料の支給を米で支払った町村もあった。これは無統制下におかれた自由経済の結果で、農村の若い娘は、都会の工場などへ吸収され、また有為の青年も成功を夢見て都会へと出て行ったため、農村は衰微していった。しかし昭和六年の経済恐慌になると、失業して帰農する者が多く、労賃は暴落し、農村財政は窮乏に追いこまれた。

田畑所有者と営業所得者の地方税負担の比は、三倍弱になっていて、いかに農民にとって負担が重かったかが分かる。このような状態の中で租税滞納者は加速度的に増加し、租税負担の重さから逃れるために、地主の中には都市へ移転する者も出るしまつであり、また中小地主は農産物価格の暴落で農地保有が租税との関係でひき合わなくなり、小作地を引き上げる傾向が出てきて、各地で小作争議が起きた。

地方財政を苦しくしたもう一つの原因は、税収の少ない上に、国の委任事務費は当然国家が負担すべきなのに、何ら財源措置をしなかった事が、大きく地方財政に影響したといえる。また地方自治体も国からの補助を受けることを快しとしなかった。それは補助を受けることにより、監督が強化されることを極度に恐れたためでもあった。

昭和十年臨時応急措置として、町村財政調整補給金制度が成立した。二千万円の補助が昭和十一年だけ支給されることになっていたが、昭和十二年には、その額の増額を要求して、一億円の補給金が成立した。昭和十三年には一億三千万円、昭和十四年には一億四千八百万円になり、交付の範囲、使途、配分方法も拡大改善された。

昭和十五年には、恒久的な地方分与税制度が創設された。この分与税が今日の地方交付税制度の母体をなすもので、地方税制の大改革であったといえる。それは、

① 中央地方を通じて、負担の均衡を図ること。
② 経済諸政策と調和を図ること。
③ 収入の増加を図ると共に、弾力性ある税制を樹立すること。
④ 税制の簡易化を図ること。

これより直接国税体系を所得税中心とし、これを分類

所得税と一般所得税に分け、収益税を廃止した。

また第一種所得税と法人資本税を統合して、法人税を創設した。その他整理統合されて税制が簡易化された。

地方税については、

① 地方税負担の均衡化を図り、且つ地方財政の確立を期するため、分与税制度を創設し、地租、家屋税、営業税をその財源とする。

② 市町村税の戸数割を廃し、新たに市町村独立税として、市町村民税を認めた。

③ 雑種税、特別税を整理し、目的税制度の整備拡充を図った。

④ 所得税、法人税については、附加税を認めないこととした。

地方分与税を還付税と配付税とに分け、地租、家屋税、営業税を還付税として、道、府、県に分与し、所得税及び法人税の徴収額の百分の一七・三八と入場税及び遊興飲食税の徴収額の百分の五〇を配付税として、道府県市町村に分与した。配付税は総額の百分の六二を道府県に、百分の三八を市町村に配付した。

しかし、配付税は都市には有利であったが、農村では、入場税、遊興飲食税など徴収額があがらないため不利であった。また市町村税は、土地、家屋を所有せず、営業も営まない者は納税しなくてよかった。

昭和十四年から始まった、消費規制、主食配給制が公布されて、農民は自分で作った米を自分で勝手に処分することができなくなったため、町村長は農民を説得するのに苦慮したものであった。

二、戦後の財政

㈠ 地方自治法の制定

終戦後、地方公共団体の自治権の大幅な拡充、強化がなされ、地方自治の主体性強化が図られることになった。地方自治体の自主的な活動を確保するためには、地方財政の自主性と健全性を確立する必要から、昭和二十三年七月地方財政法が公布された。それは次のようであった。

① 国家財政と地方財政との関係を明確にして、地方公共団体に課される、新たな事務に対しては、国は完全なる財政措置を行う責任を有すること。また個々の事務に対して、国が負担すべきものと、地方公共団体が負担すべきものとを区分して、正確な基礎に基づいて算定して支出し、その支出が遅滞しないようにすること。国が地方公共団体の自主性を損い、負担を転嫁するような施策を禁止した。

② 地方財政の健全性を確保するため、予算編成、予

算執行に当たって、心掛くべき事項を規定した。また地方債の発行に当たっては、摘要事項を良く考慮して執行し、地方債を地方歳入の主軸としてはならない旨を明記した。地方財政の健全な運営は、単年度のみに限らず、将来を考えて執行し、決算上の剰余金の二分の一を下らない額は、地方債の償還に充てることにした。

③　地方公共団体の職員費は原則としては全額を地方公共団体が負担するが、地方公共団体の事務については、国がすべきものもあるので、地方職員の給与を国が負担することは、必ずしも否定するものではないこととした。

しかしこれには、人事権介入の問題、定員、ベース改訂などの問題があって、実施に当たっては、問題点が多かったので、昭和二十五年、二十六年度は効力を停止した。

(二)　昭和二十七年の改正

昭和二十四年にシャウプ税制使節団が来日して、国、地方を通じた、税制の改正と共に、国庫補助負担金制度の根本的な批判をして、地方財政平衡交付金制度の創設と地方行政事務再分配の勧告を行った。つまり地方公共団体に配分すべき事務を再検討して、再配分された地方公共団体の事務については、地方公共団体が経費など、すべてその責任を負い、その事務に必要な経費については、地方税及び地方財政平衡交付金を充てるとした。

これにより国費、地方費の負担区分は不必要となった。同使節団の国庫補助負担金に対する考え方は、国庫補助負担金の制度は、国と地方の責任を混乱させること。不必要に地方公共団体を政府の強い統制下に置くこと。国庫補助負担金決定に際して、国の官吏と地方吏員との間に摩擦があったこと。さらに国庫負担率が一方的に定められること。住民の側から見て、行政責任の明白を欠くこと。最富裕団体と最貧困団体との補助負担率が一律であって、補助率を平均化する方法がないことをあげて、全廃することを提唱した。

また災害復旧費については、突発的であり、経費の額が莫大に上がることから、全額国庫負担を採用すべきであるとした。

これにより、昭和二十五年度から、地方財政平衡交付金制度が創設され、地方行政事務の再配分については、地方調査委員会議の結論をまつことになった。

シャウプ勧告の実現には幾多の困難点はあったが、地方税制度と地方財政平衡交付金制度の運用は安定してきたので、国費、地方費の負担区分の規定の摘要を停止し

ておくことが適当ではなくなったので、昭和二十七年改正することになった。すなわち地方公共団体は、その機関が行う事務については、一切地方公共団体が責任を持つという原則である。

この例外として、法令により実施が義務づけられた事務で、国と地方公共団体相互に利害関係のあるものは、国が経費の全部または一部を負担する。国民経済に適合するような、総合的な計画に従って実施される公共事業、災害救助事業や災害復旧事業については、国は経費の全部または一部を負担する。全く国の利害に関する事務については、地方公共団体は、経費を負担する義務を負わないとした。また国の各種機関や施設の建設などに当たっては、割当的寄附行為の習慣があったが、これは地方公共団体の正常な運営を乱すとして禁止した。

昭和二十九年度上伊集院村予算

歳入

科目	金額
一 村税	五四一九千円
二 公営企業及び財産収入	二〃
三 使用料及び手数料	六二〃
四 国庫支出金	五三五九〃
五 県支出金	七六六〃
六 繰越金	一六四八〃
七 雑収	四五二〃
八 地方財政平衡交付金	四五五九〃
計	一八二六七〃

歳出

科目	金額
一 議会費	三七六千円
二 役場費	三四二七〃
三 警察消防費	二一七〃
四 土木費	六八〇五〃
五 教育費	四四〇八〃
六 労働施設費 社会福祉及	九六三〃
七 保健衛生費	一六九〃
八 産業経済費	一二三一〃
九 財産費	二〃
十 統計調査費	七二〃
十一 選挙費	一二四〃
十二 公債費	三二〇〃
十三 予備費	一五三〃
計	一八二六七〃

㈢　昭和三十五年の改正

昭和二十九年になって、地方財政平衡交付金制度が地方交付税制度となり、財源保障の機能が長期的な観点から行われるようになり、健全な財政運営が考えられるようになったが、昭和二十九年度以降の地方財政の窮乏から、余剰金の積み立てどころか、地方財政の再建を考えねばならぬようになり、見送らざるを得なかった。

昭和三十五年ごろになり、財政の立ち直りの兆しが見えてきたので、昭和三十五年に財政法が改められて、地方税、地方交付税などの一般財源が著しく増加した場合、または決算上剰余金を生じた場合は積立金をすることを義務づけた。積立金の取り崩しについても制限を設けた。

また地方公共団体間の経費負担についても、健全な財政育成の意味で規定し、都道府県がその負担の過重を市町村に押し付けないようにした。

またＰＴＡ寄附金などの税外負担金の増大という、不健全な財政運営の傾向が見えてきたので、改善を企画して改正が行われた。

昭和三十五年度松元町歳入歳出予算

歳入

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
村税	一二、四一五、〇〇〇円	一一、九二六、〇〇〇円	四八九、〇〇〇円
地方交付税	一二、〇〇〇、〇〇〇〃	一〇、〇〇〇、〇〇〇〃	二、〇〇〇、〇〇〇〃
公営企業及財産収入	二六、一〇〇〃	一六、七〇〇〃	九、三四〇〃
使用料及手数料	一、四三六、三三〇〃	一、一九二、五〇〇〃	二四三、八三〇〃
国庫支出金	二二、一九七、六三〇〃	三、四六八、二八一〃	△二七〇、六五一〃
県支出金	一、九二八、五八六〃	四七〇、四三三〃	一、四五八、一五三〃
寄附金	一、〇〇〇〃	一二五、七六〇〃	一二四、七六〇〃
繰越金	二〇〇、〇〇〇〃	二〇〇、〇〇〇〃	〇〃
雑収入	二一九、四五四〃	一七四、三六六〃	四五、〇八九〃
繰入金	〇〃	二五〇、〇〇〇〃	△二五〇、〇〇〇〃
合計	三二、四二四、〇〇〇〃	二七、八二四、〇〇〇〃	三、六〇〇、〇〇〇〃

歳出

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
議会費	一、四三二、〇〇〇円	一、三三六、九八三円	一九五、〇一七円
役場費	八、六七二、一〇〇〃	九、三八〇、七二六〃	△七〇八、六二六〃
消防費	四四七、九〇〇〃	五七七、三九七〃	△一二九、四九七〃
土木費	二、〇二四、五〇〇〃	五、九七九、四三七〃	△三、九五四、九三七〃
教育費	四、五五四、九〇〇〃	四、四〇三、七六三〃	一五一、一三七〃
社会及労働施設費	五、一九九、八〇〇〃	三六六、三七四〃	四、八三三、四二六〃
保健衛生費	七〇一、一〇〇〃	七九七、一三七〃	△九六、〇三七〃

昭和四十年度松元町歳入歳出予算

歳入

項	目	金額
町税		二六、七三七千円
	町民税	一三、七四四
	固定資産税	一、六四一
	軽自動車税	八、一二四
	煙草消費税	二、四〇〇
	電気ガス税	七〇八
	木材取引税	一二〇
	地方交付税	四七、八二〇
	使用手数料	一、二三一
	国庫負担金	三九〇
	国庫補助金	六、九六〇
	国庫支出金	三三七
	県支出金	六、三五一
	県負担金	二、〇五三
	県補助金	一一
	委託金	三七一
財産収入		一、三〇九
	財産運用収入	七三三
	財産売掛収入	一二〇
	寄附金	一一九
	繰越金	一
諸収入		五〇〇
	延滞金、加算金、過料	一
	預金利子	一八
	雑入	一五〇
町債		三、二六三
合計		三、四三一

歳出

項	目	金額
議会費		四、一三〇千円
	議会費	一九、一五九
総務費		一二、二六二
	総務管理費	三、三一九
	徴税費	一、四六二
	戸籍住民登録費	一、〇〇〇
	選挙費	六四四
	統計調査費	四七二
	監査委員費	

産業経済費		三、六九二、〇〇〇〃
	財産費	二五〇、六〇〇〃
	統計調査費	一八〇、六八〇〃
	選挙費	一一二、七〇〇〃
	公債費	一、一九六、三二一〃
	諸支出金	二、八八二、五二四〃
	予備費	八六、八七四〃
合計		三一、四二四、〇〇〇〃

		二、八三五、六九六〃
		六二、七六〇〃
		三六、五一〇〃
		三三五、五〇〇〃
		四五五、八二二〃
		一、二七七、六六〇〃
		八八、二三五〃
		二七、八二四、〇〇〇〃

		八五六、三〇四〃
		一八七、八四〇〃
		一四四、一七〇〃
		△ 二二、八〇〇〃
		七四〇、五〇〇〃
		一、六〇四、八六四〃
		△ 一、三六一〃
		三、六〇〇、〇〇〇〃

民生費	社会福祉費	五、四二七
	児童福祉費	五、三九五
	災害救助費	二二
衛生費	保健衛生費	一〇
	失業対策費	二、二五七
労働費		一一、〇〇二
農林商工費	農業費	一一、一六五
	林業費	九、七八八
	商工費	一、二九三
土木費	土木管理費	八四
	道路橋梁費	五、五六一
	河川費	三、二三八
	住宅費	一、六七三
消防費	消防費	一〇〇
教育費	教育総務費	五五〇
	小学校費	一、九六四
	中学校費	一三、〇八二
	幼稚園費	二、〇一七
	社会教育費	五、六〇一
	公共土木施設災害復旧費	二、五七七
災害復旧費	公債費	一、八九〇
公債費		九九七
諸支出金	普通財産購入費	三
	公債費	三、一九九
予備費	予備費	二五〇
合計		一五一
		七七、三五〇

㈣　昭和五十一年の改正

昭和五十一年度の改正は、国庫負担制度の明確化と安定制を考えて改正された。

つまり社会、経済情勢の変化により、国庫負担の対象経費とする必要のないものまで残っていたり、国庫負担の経費の種目、算定基準及び負担割合が法律または政令で定めるべきものと、されているにもかかわらず、その規定がされていなかったり、定めてあっても、地方財政法上、不十分であったりした。これが地方財政の超過負担を生じさせる要因の一つとなったので、以上の理由から改正が実施された。

昭和五十四年度歳入歳出予算

歳入

科目	金額	構成比率(%)
町税	一五三、六二七千円	一三・四八
地方譲与税	一八、〇〇〇	一・五八
自動車取得税交付金	一〇、六〇〇	〇・九三
地方交付税	四七一、九三〇	四一・四一
交通安全対策特別交付金	四〇〇	〇・〇四
分担金及び負担金	七、七四六	〇・六八
使用料及び手数料	一一、三九六	一・〇〇

歳出

科目	金額	構成比率(%)
会議費	四二、〇八三千円	三・六九
総務費	一八六、一五五	一六・三四
民生費	二七九、五四八	二四・五四
衛生費	四二、五九七	三・七四
労働費	二九、八一六	二・六二
農林商工費	一二七、六三〇	一一・二〇
土木費	一七〇、四六八	一四・九〇
消防費	一六、八八〇	一・四八
教育費	一七〇、四四三	一四・九六
災害復旧費	二、九〇四	〇・二五
公債費	六九、九〇五	六・一三
予備費	一〇七一	〇・〇九
合計	一、一三九、五〇〇	一〇〇・〇〇

国庫支出金	六七、一〇四	五・八九
財産収入	八、四六七	〇・七四
寄附金	一	
繰入金	五〇、〇〇〇	四・三九
繰越金	一〇、〇〇〇	〇・〇八
諸収入	七、四九〇	〇・〇六
町債	二〇八、四〇〇	一八・二九
合計	一、一三九、五〇〇	一〇〇・〇〇

松元町歳入歳出の推移

（単位：千円）

別＼年度	35	36	37	38	39	40	41
歳入	51,551	58,537	66,207	81,133	87,213	124,520	142,935
歳出	51,340	57,336	64,757	79,978	85,199	119,852	138,580

42	43	44	45	46	47	48	49
190,560	189,196	227,971	278,569	290,455	400,644	448,135	559,209
187,758	182,191	218,348	236,611	273,750	383,431	425,752	523,716

50	51	52	53	54	55	56	57
639,820	801,347	989,783	1,120,705	1,516,883	1,628,777	2,059,403	1,928,880
617,856	768,551	966,107	1,099,302	1,477,470	1,601,024	2,026,827	1,899,563

第三章　警察・消防・交通安全

第一節　警察

一、警察制度の誕生

慶応三年十月十四日の大政奉還から、明治四年七月十四日廃藩置県までの四カ年は、新しい日本に生まれ変わろうとする過渡期であった。そのため、国政上の制度も十分に整備されず、警察制度も統一したものが見られず、一時的、随意的なものであった。

明治三年十月、ヨーロッパから帰国した西郷従道は、鹿児島にいた兄の隆盛を訪い、帰国談の中でパリーのポリス制度の話をして次のように語った。

「フランスのパリーには、ポリスという制度がありましてな、ふらち者や諸般の取り締まりに当たっております。武器はスリコギ一本だけ、人民に対しても非常に親切じゃ、東京のような帝都にも、ひとつあんな制度を設けたらどうでしょうな」

当時、東京市中は、旗本くずれの浪人や、全国から流れ込んだ山師たちがあふれ、あちこちで喧嘩、暴行、火つけ、強盗などが多く、治安は乱れていた。隆盛はポリス制度を設けて、維新の断行によって禄を離れた薩摩の士族を採用すれば、一石二鳥の方策で、首都の治安強化にも役立つと考え、従道に詳しいポリス制度の報告書を作らせ、これに基づいて政府に建議した結果、邏卒の採用が決定したという。

明治四年十月、東京都権典事で、首都の治安事務の要務にあった川路利良（鹿児島市皆与志町出身）は、太政官布達に接すると、早速邏卒を採用したが、総勢三、〇〇〇人中鹿児島県士族が二、〇〇〇人にも達したという。川路は、明治七年、警視庁の発足と同時に、初代警視総監に就任した。当時東京都の警察は、生みの親から長官まで薩摩人であり、百年後の今日でも東京都の警察官に鹿児島県人の多いことは世に知られている。

最初の邏卒制度では帯刀を禁じ、護身用具として約一メートルのカシの棒（官棒）を持たせた。しかし、その後官棒をかかえ持つのは、極めて粗野で不体裁であるとして、巡査に帯剣させるよう、警視庁から度々内務省に上申の結果、明治七年八月、警視庁の一等巡査だけに許可された。全国的に巡査の帯剣が許されたのは、明治十五年二月二日であった。これまで邏卒・捕亡吏などと各県まちまちの呼び名が巡査に統一されたのは、明治八年で、東京都を除く各府県は、明治十年一月、内務省通達により

全国統一の警察署、分署などの名称となった。

二、鹿児島県警察の起源と変遷

藩政時代の警察事務は、鹿児島の城下三町（上町、下町、西田町）は、町奉行、郷では横目が取り扱っていた。

王政復古により、近代国家建設への道が開かれると、鹿児島藩は政府の方針に従い、他の諸藩に率先して藩政を改革し、新時代にふさわしい体制を整えることになり、明治二年二月二十日、藩知事は知政所の職制を発表した。それによると、地方政治の機関として、諸郷に地頭、同副役が置かれ、従来の地頭のもとにあった噯、与頭、横目などは廃止され、新たに常備隊の小隊長、半隊長、分隊長を任命して、今までの噯などの職務を継承させた。そこで小隊長以下は常備隊の長であると同時に、その地方の民生官をも兼ねることになり、従来の郷の役人が持っていた警察取締まりの職務も当然取り扱うことになった。

これらの改革が軍政的な色彩の強い組織となったのは、維新直後まだ十分にその地位を確立していなかった中央政府の支柱としての役割りを果たすためと、戊申の役から凱旋した兵士たちの身の振り方を考えたものと思われる。

明治四年七月十四日の廃藩置県により、同年八月、知政所は鹿児島県庁と改められた。明治五年県内の治安を維持していた常備隊は解散されて、県に捕亡吏が置かれた。その職務は区内を巡視して犯罪を探索し、犯人を逮捕するなど、主として司法警察に従事するもので、現在の警察官の起源とも言うべきものである。この捕亡吏は士族の失業救済の意味もあって、城下の士族だけ採用したといわれる。この当時地方には捕亡吏は置かれず、警察取締まりの権限も郡長や戸長などにゆだねてあった。

明治六年九月、県は鹿児島市内に取締組を設置すると共に、市の三大区（上町、下町、西田町）の各区ごとに屯所を置いて、取締まりの詰所とし、捕亡吏に命じて市内を巡邏させた。任務は専ら盗難防止と火災予防であった。

明治六年五月には、「裸取締まり令」を出し、「暑いからと言って道路を裸で歩くべからず。女までが腰巻一つで醜態をさらしている現状では、野蛮の極みである。せめて半てんぐらいは着て仕事をするように」と達示した。そして違反者を見つけると屯所に引き立てた。当時裸の科料は五銭であったという。

明治八年、従来の取締組、捕亡吏などの名称を邏卒と改め、各区の屯所を廃して、各警察出張所を置き、その

三、伊集院警察署の沿革

年月日	事項
明治10年	警視局鹿児島警視出張所伊集院警視分署として創設。
〃 11年10月	鹿児島警察署伊集院分署となる。
〃 19年	市来署伊集院分署となる。
〃 21年	伊集院分署新築落成し、民家から移転。所在地、伊集院町徳重下馬場四二七番地。
〃 30年	伊集院警察署となる。（伊集院町、上伊集院村、下伊集院村、郡山村、日置村、吉利村、永吉村を管轄す）
大正11年11月	署の建物を伊集院町下谷口一九八〇番地に移転改築す。
昭和23年3月6日	新警察法が施行され、伊集院町は伊集院警察署として発足。当署は日置地区警察署と改称。管轄は従来通り。
〃 26年10月1日	伊集院警察署が当署に統合された。
〃 29年	伊集院警察署と改称された。
〃 30年11月1日	永吉村は吹上警察署に編入。吉利村、日置村は合併し、日吉町となる。
〃 31年10月1日	下伊集院村が解体して、郡山町、伊集院町、日吉町、東市来町に分轄合併され、東市来町に合併の区域は、串木野市に編入さる。
昭和35年4月1日	上伊集院が松元町と改称。管轄区域は伊集院町、郡山町、松元町、日吉町の四町となる。
〃 44年9月11日	現在地に新築落成移転す。伊集院町徳重。

元締めとして警察局を設けた。同年十一月には邏卒の名称を巡査と改めた。翌九年、警察局は鹿児島警察署となり、その分署が県内の要所に設置された。

明治十年二月、西南の役のため、県下の巡査はほとんど西郷軍に従軍したため、同年七月、警部、巡査は全部罷免された。同七月、東京警視庁出張所が開設され、十一年十月には、警察業務一切が県に移管された。警視庁出張所は閉鎖され、警察課を設け、県下に十の警察署、十六の分署が置かれた。当時伊集院郷の一部であった現松元町は、当時鹿児島警察署伊集院分署の管轄となった。

本県では、巡査は鹿児島の士族か、私学校の生徒から採用していたが、士、農、工、商いずれの身分、職業を問わず、試験による巡査採用を明治十一年十月十九日から実施した。

昭和二十一年一月十六日、連合軍総司令部から日本政府あての覚え書きにより「けん銃」の保持携帯が、警官に認められたので、昭和二十一年七月二十日を期して、

明治以来八十年に及ぶ伝統を持つ帯剣を廃止し、警棒に切り替えた。しかし、この警棒は民衆からは珍奇な物と見られ「スリコギ」などと呼ばれたので、警察官の中にはその携帯を嫌い腰につけずに、出勤の時にはカバンの中に隠して持ち歩く者もあったという。昭和二十五年一月からは、「けん銃」と「帯革」は、制服を着用する時は、必ず着装せねばならぬようになったが、室内勤務中は取りはずしを許された。

昭和二十三年三月、警察法の施行によって、新しい警察制度が発足した。これは自治体警察と国家地方警察との二本立てで組織され、自治体警察は市と人口五千人以上の市街地的町村に設置され、その区域内のあらゆる警察行政に当たり、国家地方警察は、自治体警察の管轄する区域外について、警察行政に当たることになった。当時の上伊集院村は日置地区警察署の管轄となった。

昭和二十七年四月二十日、日米平和条約が発効して、わが国はようやく占領政治から離れ、自主独立の道を歩くことになった。政府は占領行政の行き過ぎを改めるための諸措置を実施したが、警察制度も検討の結果、昭和二十九年七月一日、新警察法を施行、自治体警察は廃止し、県警察に統合された。独立後の日本の警察は、真に国情に即し、民主的な制度として新しい一歩を踏み出す

歴代署長名

就任	氏名	就任	氏名
明治17・4・1	上田正義	昭和12・6・7	徳永実治
不明	松田直介	〃13・11・16	下深迫勇吉
〃	仁礼俊一	15・9・17	松元林七
〃	若松長次	17・7・1	牧窪秀吉
明治19・8・	猪俣雄二	18・10・9	上川床久
〃24・4・	愛甲季治	19・2・20	木下貞良
〃26・11・30	宍野剛	20・5・6	肥後村人
〃27・3・3	横山即周	20・10・28	松下充正
〃30・4・1	林壮吉	21・1・31	三角栄蔵
〃32・1・21	新納時義	23・1・29	指宿利夫
〃36・3・16	菱刈欧	25・11・16	鶴窪安伊
〃36・5・1	赤崎源助	29・8・1	坂元武夫
〃37・3・19	白石武熊	33・12・12	出口金之烝
〃39・4・18	鬼丸壮次郎	37・3・20	有馬清香
〃41・11・	八木与之助	39・3・19	吉田鎮英
〃43・2・10	久米矢市	39・10・31	牧元子春
大正2・6・15	曽山小太郎	41・2・28	大塚直吉
〃4・11・22	市来助八郎	43・8・9	福田光志
〃7・3・23	高原蔵吉	44・3・1	松下広香
〃13・2・6	藤原一	46・2・1	早田正
〃13・12・13	折田実行	47・3・23	花田勉
昭和2・8・15	杉元義寿	48・7・28	鶴宰司
〃3・7・31	岩○親義	50・1・22	宇崎哲也
〃4・3・29	喜岡実	53・3・20	諏訪清美
〃4・9・5	有馬佐七	54・8・21	大山正人
〃6・7・6	上山秀志	56・3・3	藤山晃
〃7・1・19	岩元満孝	58・3・1	松永順吉
〃10・2・21	吉国忠孝	59・9・10	酒匂直

ことになった。

四、駐在所

駐在所は、明治二十年七月巡査配置法が施行され、町村に巡査を常駐させる制度が実施されることによって誕生した。県下を百六十区に分け、一区ごとに巡査一人を配置し、主として巡邏査察、戸口調査に従事させた。は

五、直木駐在所の沿革

年月日	事項
明治22年	第十一区巡査駐在所設置(受持区域は直木村、春山村とし、入佐村は飯牟礼駐在所区域とした)
〃 43年	上伊集院村直木駐在所と改称。
大正3年	受持区域は直木村に変更
〃 10年	今までの民家借用をやめ、中馬嘉蔵の宅地内に直木駐在所を新築した。
〃 14年	受持区域を直木(四元を除く)入佐、恋之原に変更した。
昭和22年	現在農協直木出張所隣に移転し、村有とした。
〃 23年	日置地区警察署上伊集院村直木駐在所と改称した。
〃 35年	松元町直木駐在所と改称した。
〃 42年	駐在所の統合により廃止された。(3月31日)

歴代駐在巡査名

就任	氏名	就任	氏名
明治22・	池田宗次	大正13・	馬場進
〃 23・	樺山資宝	〃 14・	良永善蔵
〃 25・	大久保金次郎	昭和3・	橋口登
〃 26・	古川直衛	〃 5・	上山推武
〃 27・	西綿孫八	〃 6・	杉光雄
〃 28・	川野溯右ヱ門	〃 7・	西村義雄
〃 29・	宮内源之進	〃 7・	地蔵徳衛
〃 30・	森元吉	〃 8・	泛辺徳次
〃 31・	西之原家安	〃 10・	大石義徳
〃 32・	大山行道	〃 11・	森園政光
〃 34・	野村綱助	〃 11・	前原伸一
〃 35・	馬渕彦右衛門	〃 15・	南○○
〃 36・	東勝二	〃 18・	西窪武盛
〃 37・	阿多仲一	〃 20・	小野勝美
〃 37・	仁田尾猛助	〃 21・	鰺坂登
〃 38・	小見山兼助	〃 22・7・15	平野直
〃 40・	町田為秀	〃 23・5・20	黒木継夫
大正3・	蕨原正熊	〃 25・5・29	金丸清次
〃 3・	大保宗義	〃 26・12・1	米倉英次
〃 4・	中尾静二	〃 27・3・16	白石利盛
〃 6・	増田○○	〃 30・8・1	蛭川益雄
〃 8・	田中末太郎	〃 34・4・7	宮内義終
〃 11・	越田照	〃 35・4・2	長渕邦浩
〃 12・	沖仲正	〃 37・3・31	福留正

じめは第〇区巡査配置所、第〇区巡査在勤所の標札を掲げたが、明治二十一年十二月から、第〇区巡査駐在所となり、明治四十三年十二月、駐在所の上に地名を付けて呼ぶようになり、現在に至っている。

巡査駐在所は当初、各巡査の居宅をそのまま事務所としていた。明治四十二年二月、内務省警保局長の通達で「今後巡査駐在所の施設は、巡査の宿所をもってせず、府県の費用をもって建設すること」という指示がされた。本県は現在でも、町村費で住宅に事務所を併設したものが多い。

六、松元駐在所の沿革

年月日	事項
明治22年	第八区巡査駐在所設置（受持区域は上谷口村、福山村、石谷村）
〃 43年	上伊集院村上谷口駐在所と改称。
大正3年	受持区域は上谷口、福山となる。
〃 14年	受持区域は上谷口（分割）、直木（分割）、福山となる。
昭和23年	日置地区警察署上伊集院村上谷口駐在所と改称。
〃 28年	上伊集院村役場敷地内西側の町住宅に事務所併設の駐在所新築（それまでは民家を借用）
昭和29年	伊集院警察署上伊集院村上谷口駐在所と改称。
〃 35年	伊集院警察署松元駐在所と改称。
〃 42年	受持区域は上谷口（分割）、福山（分割）、直木（分割）、入佐、恋之原
〃 49年3月15日	上谷口九二七―一番地に駐在所を新築移転す。
〃 55年4月	受持区域中、恋之原は除く。

歴代駐在巡査名

就任	氏名	就任	氏名
昭和22・7・20	稲葉直之烝	昭和42・3・29	脇田鎮夫
〃 23・3・21	中村保	〃 43・2・26	川畑善次郎
〃 25・8・5	大山文俊	〃 45・3・20	橋口克己
〃 25・12・11	隈元勉	〃 48・3・20	竹下勝三
〃 26・4・8	山下捨由	〃 50・3・5	萩原龍雄
〃 27・11・29	碇山済	〃 54・2・21	津留見次夫
〃 32・4・1	久保秀男	〃 55・9・1	南竹義夫
〃 33・4・23	有留誠蔵	〃 59・3・9	岡野秀毅
〃 37・4・1	金丸英導		

（備考）昭和二十二年前は調査したるも記録なく不明。

七、上伊集院駐在所の沿革

年月日	事項
大正2年	上伊集院村石谷駐在所を仁田尾に設置（受持区域は、石谷、春山）
〃 14年	上伊集院村上谷口一六九九―七一番地に移転す。饅頭石駐在所となる。受持区域は石谷、春山、上谷口（分割）
昭和23年	日置地区警察署上伊集院村饅頭石駐在所と改称。
〃 29年	伊集院警察署上伊集院村饅頭石駐在所と改称。
〃 35年	四月、伊集院警察署松元町上伊集院駐在所と改称。
〃 42年	受持区域は石谷、春山、直木（分割）福山（分割）上谷口（分割）
〃 45年	駐在所を改築す。

歴代駐在巡査名

就任	氏名	就任	氏名
大正2・	栗田実弘	昭和21・6・4	市来常海
〃 7・12・4	永田提	〃 27・1・18	打越徹
不明	小山六郎	不明	後迫吉成
大正8・5・19	起田照	昭和35・4・	永吉健美
〃 9・9・22	坂口吉蔵	〃 36・4・	脇田鉄夫
大正11・6・18	中園○	〃 42・4・	滝下工
〃 14・7・1	起田照	〃 44・2・	宮内治重
〃 14・9・21	山川清之助	〃 45・3・	竹下勝之
〃 15・12・15	馬場進	〃 48・3・	宮内義経
不明	成枝満栄	〃 50・8・	池畑数雄
昭和3・5・20	黒木林蔵	〃 51・3・	針原次雄
〃 4・11・8	丸山局喜	〃 52・3・	松元実行
不明	北野○	〃 53・9・	貳方哲郎
昭和13・10・5	小浜重喜	〃 56・9・	西川孝次
〃 14・1・22	西福元清蔵	〃 58・8・	出塩栄一
〃 18・5・25	角満重	〃 59・2・	別府貞志

第二節　消防

一、消防の移り変わり

消防が組織として姿を現すまでは、火災、水害、その他の災害の際は、隣人愛に基づいて村民こぞって防火防災に当たっていたのであろう。消火器の如きは水桶のほかになく、ぼや（小火）の際の間に合わせしかならず、大火となると、自然鎮火を待つ以外に手段がなかった。

明治二十一年、私設消防組が鹿児島市に誕生したのが、本県最初の消防組であった。

戦前の消防制度は、県令により規定された公設消防組制度が、市町村の負担で、維持されてきた。上伊集院村

では昭和三年私設消防組が組織され、昭和八年一月一日、上伊集院村私設消防組を改編して、上伊集院村公設消防組が誕生した。その身分については、警察署長の任命権から離れていたが、その活動については、警察署長の指揮監督に服していた。

日華事変ぼっ発後は、防空強化の必要に迫られ、昭和十四年四月、警防団令が公布され、消防組は警防団と組織を変え、地方長官の監督を受け、警察署長が警防団を指揮監督することになった。警防団は軍や警察に協力して、防空、消防の業務からさらに盗難の防止など広範な活動を行ってきた。

終戦後、昭和二十三年に消防団令が施行になり、警防団は、再び消防団と名称を変え、同年消防法が公布され、消防団は警察行政から分離されて、自治体消防となり、市町村にその管理が完全にゆだねられ、またこれに要する経費も市町村がそれぞれ負担することになった。戦後の消防は火災予防に力点が置かれ、火災予防条例や危険物の規制に関する法令が設けられた。施設も年々充実し、自動車ポンプその他の装備を整えつつあるが、昭和五十五年度の消防費の歳出総額に占める比率は〇・九四パーセントである。現在消防庁の示す基準に対して、動力ポンプ車は一七台の基準に対して一二台で七〇パーセント、水管は九八本の基準に対して七一本で七二パーセント、団員は一三七人の基準に対して一二七人で九二パーセントである。消防団の人員と施設は表のとおりである。

消防団員と施設

編成（団長１名・副団長１名）　（58．３現在）

分団別	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
中央分団	1	1	2	4	14	22
石谷分団	1	1	1	4	15	22
春山分団	1	1	1	3	9	15
四元分団	1	1	1	3	8	14
直木分団	1	1	1	4	11	18
入佐分団	1	1	1	3	8	14
役場分団	1	1	2	3	13	20
計	7	7	9	24	78	125

（消防団条例第三条）

施設　（58．３現在）

分団名	施設					
	ポンプ車	可搬動力ポンプ	運搬車	防火水槽	消火栓	プール
役場分団	2	1				
中央分団		2	2	6	15	2
石谷分団		1	1	7	10	1
春山分団		1	1	4	6	1
四元分団		1	1	2	10	
直木分団		1	1	4	7	1
入佐分団		1	1	3	6	
計	2	8	7	26	54	5

設備はまだ十分でないのに、松元町の住宅密度は年々高くなり、火災発生も多くなるものと予想されることから、今後の振興計画では設備も充実していくものと思われる。

二、松元町消防団の沿革

年月日	事項
昭和3・4・1	私設消防組を組織、腕用ポンプ一台購入。
〃 5～6	直木 入佐 石谷 春山 四元に私設消防組結成。各組に腕用ポンプ各一台購入。
〃 8・1・1	上伊集院村公設消防組に改編。
〃 14・4・1	警防団令公布。上伊集院村警防団と改称。
〃 22・7・1	消防団令公布。上伊集院村消防団と改称。
〃 25・3・29	上伊集院村消防団条例制定。団長以下一四七人。
〃 35・4・1	町制施行により、松元町消防団と改称。
〃 38・8・1	松元町消防後援会結成。
〃 40・4・5	松元町火災予防条例制定。
〃 44・6・6	松元町防災会議条例制定。
〃 45・4・1	役場分団結成（条例改正、六分団を七分団とす。定数一七四人を一四〇人に）
〃 45・6・10	松元町消防費じゅっ金条例制定。
〃 47・11・1	鹿児島市と松元町消防団相互応援協定締結。同じく救急業務応援協定締結。
〃 57・10・	日置郡内七か町広域消防組合発足。本町もこれに加入した。

三、消防団の活動

1、火災時の消火と火災予防運動の実施
2、台風、豪雨などの災害に出動
3、毎年、操法大会実施
4、年末年始に町内特別警戒実施
5、団員の規律訓練及び教養研修実施、団員の士気高揚と消防知識の向上に努める
6、消防出初式の実施（新春を迎え、団員の団結と消防団精神の高揚を図るため、毎年正月、実施する。期日は伊集院警察署管内の各町で決定する。松元小から松元中まで県道を入場行進する。①開会のことば、②国旗掲揚、③町長に敬礼、④人員報告、⑤観閲、⑥通常点検（人員・服装点検、機械器具点検、ポンプ操法、小隊訓練）⑦分列行進、⑧放水演習

四、松元町消防後援会

結成は昭和三十八年八月一日、この会は松元町消防団の機能の健全な発達を期し、団員がその任務を遂行するに必要な後援を行うことを目的として次の事業を行う。

(1) 消防団員の研修などに対する援助
(2) 消防思想の普及に対する援助
(3) 消防団員の慰労、救済に関する援助

⑷　その他本会の目的達成に必要な事項

各分団に後援会があり、この会長はこの会の理事となり、会長、副会長は、この理事中から互選する。経費は分団後援会の拠出金を充てる。

五、歴代消防団長（組頭）

組頭		松元源次郎	昭和　三　年四月一日～
団長	初代	松元　国武	昭和十四年四月一日～
〃　〃	二代	二俣　吉次	昭和三十一年八月一日～
	三代	吉満　光男	昭和三十八年一月六日～現在

六、表彰

昭和三十九年	鹿児島県消防協会
〃　四十年	鹿児島県消防協会竿頭綬
〃　四十二年三月	日本消防協会竿頭綬
〃　五十四年三月	消防長官竿頭綬を受く
〃　五十五年三月	日本消防協会表彰旗受賞
〃　五十七年四月	藍綬褒章受章（吉満光男氏）

七、自然災害

松元町の自然災害の主なものは、台風による風水害と梅雨時の長雨による水害、桜島爆発による降灰、及び農作物の霜害などである。昭和三十年代になると、これらの災害への対策が実施されてきた。本町の土質がシラスが多く、豪雨のため土壌の流出が大きいので、国土保全と農業生産力の向上の基盤を確立するため、農地侵食防止事業や治山事業が行われている。また桜島の降灰対策としては、活動火山周辺地域防災営農対策が行われている。

自然災害の最大のものは台風である。毎年大小の台風に襲われているが、戦後最大と言われる台風は、昭和二十六年十月十四日来襲のルース台風であった。その被害

火災発生件数の推移

年度別	建物		林野		計	
	件数	面積	件数	面積	件数	損害見積額
		㎡				千円
昭和46	1	109			1	2,000
47						
48	1	124	8	72	9	1,800
49			9	60	9	1,010
50			4	65	4	800
51	3	147	1	120	4	4,190
52	2	211			2	2,000
53			2	6	2	2,000
54			1	5	1	100
55	3		1		4	
56	4		3		7	
57	1	95	1	12	2	5,125
58	1	152			1	3,120

※過去の大火としては昭和28年８月16日田原春地区で，住家６戸，厩６戸を全焼した火災で原因は子供の火遊びから。

がいかに激しかったか、当時の知事の県民への談話を掲げて当時をしのんでみたい。（上伊集院村報から）

「県民の皆さん、台風ルースが、このたび我々に与えた打撃は誠に言語に絶するものがあり、数年来、各位の努力により、ようやく復興の気力も明るくみなぎり、今年こそは豊かな平和な秋を迎えるかと楽しみにしておりました矢先、突如として、この未曽有の大台風に遭い、一瞬にして、数百の生命をうしない、数万の罹災者を出しましたことは、誠に痛恨の極みであります。鹿児島県の運命は果たして、かようなものでなければならないものでありましょうか。

私は数日来、災害地を一巡して、つぶさに惨状を視察し、傷手の深さに驚きを新たにすると共に、また、県民諸君が雄々しく立ち上がっておられる姿を見て、誠に感銘を深くした次第であります。私は強く大きく国家に訴え、国民に訴える。この惨害を、この大災を政府に認識せしめ、全面的な国家の救護と助力を求める。しかしまた、我々は同時に自力で力強い覚悟と勇気と工夫がなければなりません。「天は自ら助くるものを助く」、県災害復興対策本部は、応急の復旧救護に万全を尽くすと共に、恒久の復興策をたてるため、日夜不眠不休の努力を続けております。

県民の皆さん、我々はこの天災に屈せず、「禍を転じて福」となそうではありませんか。官民一致協力、今日こそ歴史あるこの鹿児島を真に復興せしめるための歴史の日であると私は信じます。終わりに犠牲者の方々のご冥福を祈り、県民諸君の奮起を切望してやみません。昭和二十六年十月二十三日、鹿児島県知事　重成格」

次に上伊集院村のルース台風被害は、実に言語に絶するものがあり、住宅全壊二六戸、半壊九〇戸、非住家全半壊一二二戸、（大破小破は含まず）、公共用建物全半壊大破二〇戸以上、損害見積額二、二八三万円。耕地（田畑）の決壊、道路の決壊の損害見積額八八万円、農作物損害見積額四、二〇一万円、総額六、五六四万円、これを平均すると、一世帯当たり、三三、〇〇〇円の損害となる。（上伊集院村報による）

更に崖崩れによる児童遭難について「春山小学校百年の歩み」から転載することにする。「昭和二十六年七月十日、三日前より降り続いた大雨のため、地盤がゆるみ、四元地区からの通学路、馬渡平で登校中の児童数名が、急に崩れ落ちた土砂に埋まって、一、二名は自力ではい出したが、職員や地区民の必死の救助作業も空しく、五名の子供がついに若き命を奪われた。当日緊急ＰＴＡ総会を招集して対策を講じ、翌十一日、四元公民館

で、弔問者多数の悲しみの中に校葬を行った。再びかかる事故が起こらないように、通学途上の危険個所には、立札を立てて子供たちの注意を喚起し、遭難現場は当局が石垣を築いて安全にした。また当時の春山小沖校長の発案で、子供を守るため四元橋近くに地蔵尊を建立し、毎年命日には四元婦人会主催の六月燈を行い、故遭難児童の冥福を祈ると共に、現在の子供たちの安全を祈っている。」

八、救急車出動回数

昭和四十七年十一月一日、鹿児島市と松元町消防団で救急業務応援協定が締結され、その後の本町での救急車出動回数は右の通りである。

年度	交通事故	急病	その他	計
47	1	1	0	2
48	1	5	0	6
49	9	9	0	18
50	3	5	1	9
51	3	16	4	23
52	3	17	2	22
53	4	24	3	31
54	2	37	1	40
55	6	36	2	44
56	14	48	6	68
57	13	31	3	47
58	30	65	11	106

九、松元町消防団規則抜粋（昭和二五年三月二九日）改正昭和五五年一二月二四日　規則第一三号

第一条　本町に松元町消防団を設置する。

第二条　消防団に団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長等の役員及びその他の団員を置く。

2、団長は団の事務を統轄し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、町長に対してその責に任ずる。

3、分団長、副分団長、部長及び班長等の役員は、団員の中から団長がこれを命免する。

第四条　団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長の任期は、四年とする。ただし、重任することを妨げない。

第五条　分団及び班の区域は、別に定めるところによる。

第十三条　団長は、団員の品位の陶冶及び実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的にこれが訓練を行わなければならない。

第十四条　町長は、消防団又は団員がその任務遂行にあたって功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

一〇、松元町消防団条例（抜粋）（昭和二五年三月二九日条例第四号）

第一条　消防団員の任免、定員、服務、給与については、この条例の定めるところによる。

第二条　消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、次の資格を有する者の中より町長の承認を得て任命する。

(1)　本町に居住し、年齢満十八歳以上であること。

(2)　団長の場合は町長、団員の場合は団長の求めに応じ、志操堅固、身体強健であって団員たるに足りるものであること。

第三条　消防団員の定数は、一二七人とし、その区分は次のとおりとする。

団長　一人　　副団長　一人

分団別	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
中央分団	一人	一人	二人	四人	一四人	二三人
石谷分団	一	一	一	四	一五	二二
春山分団	一	一	一	三	九	一五
四元分団	一	一	一	三	八	一四
直木分団	一	一	一	四	一一	一八
入佐分団	一	一	一	三	八	一四
役場分団	一	一	二	三	一三	二〇
計	七	七	九	二四	七八	一二五

第七条　団員は、団長の招集によって出勤し服務するものとする。招集を受けない場合であっても水火災その他の災害の発生を知ったときは、予め指定するところに従い直ちに出動し、服務しなければならない。

第十一条　団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)　住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。

(2)　規律を厳守して上長の指揮命令の下に上下一体事に当たらなければならない。

(3)　上下同僚の間互に相敬愛し、礼節を重んじ、信義を厚くして常に言行を慎まねばならない。

(4)　職務に関し金品の寄贈又は饗応接待を受け、又はこれを請求する等のことがあってはならない。

(5)　職務上知得した秘密を他にもらしてはならない。

(6)　団員は、団又は団員の名義をもって特定の政党結社若しくは政党団体を支持し、反対し、又はこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関與してはならない。

(7)　消防団又は団員の名義をもってみだりに寄附を

募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。

(8) 機械器具その他消防団の設備資産の維持管理に当たり職務のほか、これを使用してはならない。

第十三条　服務によって死亡又は負傷した団員には、次の給与を支給する。

祭祀料、遺族扶助料、療治料（実費）

傷病扶助料　（引籠三カ月以上に及び生活扶助するもの）

傷病救助料　（引籠三カ月以上に対する見舞金）

その他必要と認めるもの。

一一、松元町消防賞じゅつ金条例（抜粋）（昭和四五年三月一七日条例第一二号）

第一条　この条例は、松元町に勤務する消防団員に対し消防賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を支給することを定めるものとする。

第三条　消防賞じゅつ金の種類は殉職者賞じゅつ金及び障害者賞じゅつ金の二種類とし、その金額は次の各号に定めるところによる。

(1) 殉職者賞じゅつ金は、功労の程度に応じ、別表第一に定めるとおりとする。

(2) 障害者賞じゅつ金は、功労の程度及び障害の等級により別表第二に定めるとおりとする。

第五条　消防賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の支給については、消防賞じゅつ金等審査委員会の審査を受けなければならない。

第三節　交通安全

一、交通安全

自転車が日本に輸入されたのは、明治七、八年の頃で、鹿児島には、明治三十年代に入ったらしく、同三十六年一月の鹿児島新聞に次のような投書が出ている。

「ことしの年始の回礼者に自転車を用いたのが、チラホラ見えたようだ。これは、本年初めて見かけるもので、今までは、ぜいたくな玩弄物にされた自転車が、おいおいと実用に利用さるる傾向にあるのは、喜ぶべきことである。」（双輪堂主人）―鹿児島百年

日本の自動車の第一号は、明治三十二年、大倉喜八郎が購入したものといわれている。本県にいつ入ったか明確でない。本格的な普及は大正に入ってからである。昭和四、五年ごろは都市を中心に全国的に普及し、円タクの名称で市内一円均一で走り、庶民の足となった。

上伊集院村では、「日置郡誌」に「大正十年、自転車一七台」と出ている。町内自動車の第一号は川畑実医師

で、戦後往診に使ったが、車の走れるような道路が少なく、かえって不便だったので単車に変えた。昭和三十一年の上伊集院村報に「自転車一、一一九台、自動車一台、トラック五台、オート三輪一五台、原付自転車二〇台、手車一九六台、牛車一四台」と出ている。

松元町自動車保有台数・交通事故等状況調　（県統計による）

年度	自動車等台数 四輪車	単車	事故件数	重傷	軽傷	1万人当たり負傷率	備考
41	434	801	14	—	17	22.7	—
42	533	890	10	2	8	13.6	—
43	967	841	20	7	19	35.2	耕ウン機 185
44	1,330	957	20	—	14	—	—
45	1,744	954	21	8	17	34.5	—
46	1,915	915	29	16(死1)	20	52.2	耕ウン機 240
47	2,161	877	20	6	14	28.5	耕ウン機 216
48	2,083	838	22	10(死2)	12	—	—
49	2,288	845	18	11(死2)	10	32.3	耕ウン機 180
50	2,081	885	14	3	17	27.7	—
51	2,223	918	13	6	8	18.9	—
52	2,476	913	12	4	11	19.3	耕ウン機 160
53	2,751	991	26	4	26	37.8	—
54	2,985	1,050	25	4	24	33.8	耕ウン機 124
55	3,278	1,054	19	1(死2)	20	25.5	—
56	3,592	1,381	23	7	21	31.7	—
57	3,824	1,528	27	9	27	40.1	—
58	4,064	1,654	44	10(死1)	37	53.8	—
59	4,244	1,711	34	8(死1)	29	40.9	—

戦後、日本の自動車産業の振興で、その台数は急激に増加し、昭和二十八、九年ごろから、自動車交通は新時代に入り、三十五年ごろは「交通戦争」の語さえ生まれた。三十年後半になると、高度経済成長下で、町民の生活も多用化する一方、町民の自動車保有台数も別表のとおり急激に増加し、鹿児島への通過路として、他町からの車の往来も多くなった。昭和五十七年六月、松元通り商店街三差路における午前七時から八時までの車の通過台数は一、一二四台であった。自動車の増加は、産業の発展や、家庭生活に大きく寄与しているが、道路改修や、交通安全施設の整備が追い付かず、それに運転者の不心得者もあって、交通事故も増加の傾向にあることは遺憾である。

昭和六年六月、地方自治法の一部改正が行われ、市町村の仕事の中に「交通安全の保持に関する事務」が加えられたので、漸次交通安全事務を推進する体制が整えられてきた。昭和二十年前の交通安全はほとんど警察の取締まりによって保たれていた。自転車の夜間無燈火乗車、二人乗り、下駄ばき乗車、（大正七年解禁）など、自転車中心であった。昭和二十年後は、交通安全協議会の発足をみ、警察と協力して交通安全運動に当たって

きた。自動車の増加のため、三十年代になると、交通事故防止対策は国民全体の問題となり、各種団体などによる国民総動員運動として展開していった。

昭和三十七年三月十二日、松元町は「交通安全町」を宣言した。昭和四十年三月三十日、松元町婦人会連絡協議会では「交通事故絶無」を決議し、⑴車を運転しようとする人には酒をすすめない。⑵飲酒している人の車には乗らない。⑶飲酒している人には車を運転させない、ことを決めた。また昭和四十四年九月には、「飲酒運転追放町」を宣言した。

二、松元町交通安全町民会議

昭和三十五年五月、松元町交通事故防止対策協議会が発足したが、同四十年五月にはこれを発展的に解消して松元町交通安全町民会議を設けて、交通安全を期することにした。その規則の一部を掲げることにする。

1、目的

町民会議は、松元町における交通の円滑化及び交通事故の防止に関し、総合的な対策を図ることを目的とする。

2、協議及び推進事項

町民会議は、前条の目的達成のため、次の各号に掲げる事項について、協議するものとし、決定事項は関係機関、関係団体を通じ、積極的に推進する。

ア、交通安全対策に関すること。

イ、道路交通の合理化に関すること。

エ、交通道徳の高揚に関すること。

3、組織

町民会議は、この会議の目的に協賛する行政機関、団体及び学識経験者等をもって組織する。

三、交通安全協議会

1、沿革

⑴　昭和二十四年一月一日、財団法人鹿児島県交通安全協会伊集院支部として発足、事務所を日置地区警察署内に置く。支部には次の支所を置く。伊集院町支所、日置村支所、吉利村支所、永吉村支所、下伊集院村支所、上伊集院村支所、郡山村支所

⑵　昭和四十年四月一日、鹿児島県伊集院交通安全協会と改称、事務所を伊集院警察署内に置く。協会の下に支部を置く。伊集院町支部、日吉町支部、松元町支部、郡山町支部

⑶　昭和四十七年四月一日、伊集院地区交通安全協会と改称し今日に至る。

2、伊集院地区交通安全協会会則（抜粋）

(1)　目的

本会は会員の資質を高め、会員相互及び関係各機関との協力と努力により、管内における交通事故を防止し、交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

(2)　管内

本会は伊集院警察署が管轄する区域をもって事業管内とする。

(3)　事務所

本会は事務所を日置郡伊集院町徳重二三の三番地に置く（伊集院警察署内）。

(4)　会員及び会費

本会の目的に賛同して入会したもので、次の二種とする。

正会員、管内に居住し、運転免許を有する者

特別会員、管内において、陸上運輸事業、自動車の販売事業を行う者及びこれらの団体、並びに自家用自動車を有する事業の代表者で入会した者。

(5)　事業

(イ)　会員に対する交通安全教育

(ロ)　交通安全を図るための調査研究

(ハ)　交通道徳の普及高揚のための広報宣伝

(ニ)　優良会員及び交通安全功労者、団体の表彰

(ホ)　交通安全に関する情報資料の収集と作成配布

(ヘ)　各町その他関係機関が行う交通安全行政、または運動等に対する協力

(ト)　交通事故相談

(チ)　その他、交通安全推進に関し必要と認める事業

(6)　専門部

本会は事業を効果的に推進するため、次の専門部を設置することができる。

(イ)　総務企画部　(ロ)　婦人部　(ハ)　二輪車部

(ニ)　その他必要と認める部

前項各部の組織運営等については、理事会の承認を経て、別に会長を定める。（松元町には婦人部が設置されている）

(7)　支部

(イ)　本会は下部組織として、支部を置く

(ロ)　支部は本会の下部組織としての事業を行う

(8)　分会及び班

(イ)　支部の下に分会を置く

(ロ)　分会は支部の下部組織としての事業を行う

(ハ)　分会は必要により班を置くことができる

3、松元町交通安全協会規約（抜粋）

(1)　名称

本会は松元町交通安全協会と称し、町内の運転者を会員として組織する。

(2)　分会

本会に次の校区分会を置く

(イ)　松元校区分会　(ロ)　東昌校区分会

(ハ)　春山校区分会　(ニ)　石谷校区分会

(3)　目的

本会は会員相互の交通法規の遵守、交通道徳の向上に努め、交通事故の防止を図ることを目的とする。

(4)　事業

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(イ)　会員の交通事故の防止及び交通道徳向上のための研修

(ロ)　交通指導標識の設置及び交通施設の改善に関する調査研究

(ハ)　交通安全に関する広報宣伝

(ニ)　その他交通安全に必要な事項

(5)　班長

班長は次の地区から各一名選出する

松元校区分会（折尾、田原春、柿元、松元上、松元下、井之上住宅、入田、本坊、内田上、内田中、内田下、松元団地、福山上、福山中、福山下、前田）

東昌校区分会（下直木、池田、向原、山蔭、直木西、東昌寺、直木住宅、小中原、高田、山方、平谷、田ノ頭、上ノ前、山木場、平木場、北西、上ノ東、大下、下原）

春山校区分会（上床、桟敷原、馬場、寺脇、下り山、四元後、四元後中、四元前、篠原堀）

石谷校区分会（仁田尾前、仁田尾後、石谷東、松ノ尾、石谷西、石谷下、六ケ所前、六ケ所後、新村上、新村下）

班長は、総会及び理事会で議決された事項を委員に伝達及び連絡の任に当たる。

4、五十六年度伊集院地区交通安全協会実施事業

(1)　新入学児童、園児に交通安全標語入り鈴付きリボンを全員に配布

(2)　交通教室（各小児童、各中生徒、各幼稚園児に）

(3)　法令講習

(4)　春、秋の全国交通安全運動実施

(5)　広報紙「日置路」各戸へ配布（六、九、十二月）

(6)　耕耘機事故防止チラシを各家庭に配布

(7) 児童、生徒の交通安全応募作品審査（作文、図画、ポスター）、県協会へ送付、入選者表彰
(8) 交通事故写真展（四月、二月）

5、五十六年度、松元町支部実施事業
(1) 交通安全運動推進の立看板設置（町内二十カ所）
(2) ロードミラーの補修
(3) 自転車、単車のブレーキ点検（中学校、街頭、各駐車場）
(4) 毎月一日、二十日早朝「交通安全推進広報」
(5) 交通死亡事故ゼロ一、〇〇〇日達成祈願祭、パレード。（本町では交通死亡事故が昭和五十五年四月二十四日まで、二、二〇二日間続いた記録をもつ）

6、松元町歴代支部長
（運転手会会長）吉井宗之進二十四年～三十二年
第一代　大内田弘志　三二年七月～三六年六月
第二代　益山　国徳　三六　～三八
第三代　吉満　光男　三八　～五〇
第四代　吉村　宝蔵　五〇　～五二
第五代　有村　正行　五二　～現在

（本県では、交通状況の地域差が甚だしかったので、交通安全運動の取り組みにも、大きな差があったようである。昭和二十四年に上伊集院支所として発足したが、自動車がなかったので、単車と荷車の所持者が一緒に運転手会として発足し、伊集院支所の運転競技会に参加した。）

7、交通安全施設（五十七年現在）
。ロードミラー～一八二基
。交通信号（松元商店街三差路、春山交差点、松元中前三差路）
。回転燈～七カ所

鹿児島県町村交通災害共済条例（昭和四十四年十一月一日制定）

1、目的
この条例は交通事故により災害を受けた者、又はこの遺族を救済するための共済事業に関して、必要な事項を定め、もって住民の福祉に寄与することを目的とする。

2、定義
この条例で交通事故とは、日本国内において航空機、船舶、汽車、電車、汽動車、モノレール、トロリーバス、自動車、原動機自転車、軽車輌の交通により、人の生命又は身体が害されたことをいう。

3、加入の資格
交通災害共済に加入することのできる者は、組合を組織する町村の区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている者とする。

4、加入申し込み及び共済掛金

交通災害共済に加入しようとする者は、申込書に掛金を添えて、支部（町）を経由して、組合長に申し込みをするものとする。掛金は一人につき三六〇円とする。申し込み期間は、毎年三月一日から同月末日までとする。

年度別交通災害共済加入状況（一日一円保険）

区分 / 年度	加入者			見舞金	
	加入者数	保険金額	加入率	件数	見舞金
46	2,466	887,760	34.6%	33	740,000
47	2,732	983,520	39.0%	30	420,000
48	3,105	1,117,800	43.7%	38	1,740,000
49	3,285	1,182,600	46.1%	15	300,000
50	3,624	1,304,640	50.0%	22	1,020,000
51	3,971	1,429,500	54.7%	9	260,000
52	4,060	1,461,600	53.9%	14	322,000
53	4,221	1,519,560	52.8%	21	427,500
54	4,304	1,549,460	51.6%	10	365,000
55	4,537	1,633,320	52.6%	20	1,830,000
56	5,115	1,841,440	56.1%	27	1,910,000
57	4,798	1,727,280	53.8%	31	1,965,000
58	4,903	1,765,080	52.6%	27	1,835,000
59	4,895	1,762,200	53.1%	32	2,485,000

5、共済期間

共済期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、四月一日以降において申し込みを受理された者については、その受理された日時から、当該共済期間とする。

6、災害見舞金の支給

加入者が交通事故により、災害を受けた時は、当該加入者又はその遺族に対して、別表に定めるそれぞれの等級に応じ、災害見舞金を支払うものとする。前項の請求は、別に定める様式により、支部長（町長）を経由して組合長に行うものとする。

7、災害見舞金の支払いの制限

加入者が次の各号の一に掲げる行為をしたことによって、交通事故を起こし、災害を受けた場合は、その者にかかる災害見舞金は支払わない。（自殺、無免許運転、酒酔い運転、著しく速度制限に違反した運転、加入者が地震、洪水、暴風雨その他の天災に直接起因した交通事故により災害を受けた場合は、その者にかかる災害見舞金は支払わない。）

8、災害見舞金支払いの特例

加入者が交通事故により死亡した場合において、遺族がない時は、災害見舞金に代えて、葬儀執行に要した経

費に該当する金額を葬儀執行者に支払うものとする。

（昭和五十八年四月一日改正）

別表

等級	災害の程度	見舞金額
1	死亡の場合	一、〇〇〇、〇〇〇円
2	治療実日数一八〇日以上の傷害	一六〇、〇〇〇〃
3	〃　一五〇日以上一八〇日未満の傷害	一〇〇、〇〇〇〃
4	〃　一二〇日以上一五〇日未満の傷害	八五、〇〇〇〃
5	〃　九〇日以上一二〇日未満	七五、〇〇〇〃
6	〃　六〇日以上九〇日未満	六〇、〇〇〇〃
7	〃　三〇日以上六〇日未満	四五、〇〇〇〃
8	〃　一五日以上三〇日未満	二五、〇〇〇〃
9	〃　七日以上一五日未満	一五、〇〇〇〃

第四章　軍事

第一節　台湾の役

一、台湾の役の発端

明治四年（一八七一）十一月、琉球宮古島島民六九人が台風のため遭難し、台湾南部に漂着し三人が溺死、六六人がやっとの思いで上陸した。しかし地理その他不案内のため、生蕃に襲われ多数の者が殺害され、わずか一二人が生き残った。首狩りの風習のあった生蕃の犠牲になったのである。

二、征台の声漸く高まる

琉球藩主尚泰は、ただちに島民惨殺の経緯を鹿児島県庁に訴え出た。県令大山綱良はこれを受けて政府に申達し、征台の急なる所以を力説した。しかし当時は琉球の藩属が明らかでなく、国内の事情また多事多端であったため、政府はこの事件を取り上げようとしなかった。大山県令は熊本鎮台鹿児島分営長陸軍少佐樺山資紀に文書を移牒した。当時琉球は熊本鎮台の管区に属していたからである。樺山は政府の態度に憤激し、即日鹿児島を発し熊本に至り、ときの鎮台司令長官桐野利秋に陳情し、自分の意見も具申した。樺山は桐野の助言を得て即刻上京、陸軍大輔西郷従道、更に参議西郷隆盛とも会見し、征台の意見書を提出して政府の決断を促した。政府も大いに考えるところあり、所見を正院（政府）に提出した。正院も事件の検討を始め、生蕃討つべしの方向へ傾いていった。明治六年（一八七三）三月、岡山県の漂民が台湾東海岸に漂着、この時は何の惨害もなかった

が、再び征台論が活発になった。

三、台湾蕃地事務局設置

政府は、明治七年三月二十五日、陸軍大輔西郷従道、海軍大丞赤松良則に台湾生蕃処置取調べを命じ、生蕃処置を協議させた。四月四日、廟議は従道を中将に任じ、陸軍大輔のまま台湾蕃地事務都督に任命した。六日には、天皇正院に臨御あり、従道、谷干城、赤松らに謁を賜い、全権委任の勅書を賜った。九日、従道は軍艦日進、孟春を率いて品川を発し長崎に向かった。

四、政府出兵をためらう

西郷都督兵を率いていよいよ長崎を出港せんとする矢先、英米から台湾の所轄に関する物言いがつき、両国とも局外中立を宣言した。この局外中立宣言は当時の日本にとっては、まことに痛い打撃であった。これがきっかけとなり、またもや三条、木戸らの内政整備優先論が強く前面に押し出され、出兵可否の論争に火をつけることになり、征台の雄図も頓挫（とんざ）をきたすかの観を呈するに至った。

五、西郷都督発進の命令を下す

政府は西郷都督に出兵中止を伝えたが、西郷は決するところあり、「事すでにここまで来ている。今にして出兵を中止するなどは自分の到底承服できないところだ。わが兵が渡台したことについて外国が文句をつけてきたら、あれたちは朝政に服さない脱徒の輩であるといってやればいいではないか。英米公使の鼻息をうかがうなんぞこの際無用のことだ。」と、政府の出兵中止勧告を無視してこれを退けた。明治七年四月二十七日、第一船出発、続いて五月二日海陸諸兵千余人を引率して日進、孟春、明光、三邦の四艦に分乗して台湾に向かった。

なお募兵にあたり従道は、長崎から、すでに辞官帰郷していた兄隆盛に募兵協力方を依頼した。隆盛は快諾し、その子弟の中から徴募した一隊を組織し、出発に際しては自ら海岸まで出向き一場の訓辞を与え、出征兵士を励ましたという。従道の英断は、遂に腰くだけの政府をして出兵断行を余儀なくさせるに至ったのであった。

六、西郷都督琅𤦲（ロオンキョウ）に上陸、蕃社を潰滅さす

領事福島九成はこれより先に清国廈門（アモイ）より台湾に航し、五月六日蕃地社寮に入り、熟蕃などの協力を得て、数日を経ずして陣営を建設、本国からの来軍を待った。

五月二十二日参軍谷・赤松の先鋒隊は上陸、行動を開始し、生蕃のうち帰順する頭目が次から次へとあらわれた。高砂丸が琅𤦲に堂々入港するや、先刻入港した英艦一隻、清艦二隻の艦長は、高砂丸を訪れ西郷都督に敬意を表したという。社寮を本営と定め、各蕃社の進撃は開始された。戦況概要については本旨とするところではないので省略するが、続々と生蕃社は帰順降伏していった。最後まで抵抗した嬲奶（ニイナイ）、牡丹（ボタン）などの蕃社が降伏し、七月二十一日、目指す蕃社ことごとく降伏した。降伏の都度都督は自ら酋長を引見し、おもむろに諭し、日本酒を振舞い共に杯を交わし、その上物品など与え、また軍隊の練兵を観覧させて帰社せしめたという。西郷都督の人柄のしのばれる逸話である。

また七月四日には高砂丸が再度入港し、勅使北条氏恭が亀山の本営に来り、左の勅諭を伝達した。

陸軍中将・台湾蕃地事務都督　西郷従道
台湾蕃地出張の命を奉じ滞署を冒し滞陣候処土蕃襲撃遂に進戦追々降伏せしめ格別の段叡感被為遊候仍て為労酒肴下賜候尚ほ此上奮励従事可致御沙汰候事
但し士官兵隊一同へ此旨可相達事

十二月二十七日、従道は参軍赤松海軍少将、参謀佐久間陸軍中佐を従え凱旋した。天皇は三条太政大臣をして横浜に迎え酒饌を下賜され、特に叡旨により衛騎前後に従い、近衛兵、東京鎮台兵が途上に整列して出迎えた。従道の復命を聴かれ、次の勅語を賜い勲功を賞された。

汝従道嚮キニ都督ノ命ヲ奉シテ蕃地ニ入ルヤ不日ニシテ兇魁ヲ誅シ諸蕃相踵テ降伏セシム是一ニ汝ノ艱難ヲ冒シテ身力ヲ竭スニ由ル朕深ク嘉尚ス

七、郷土と台湾の役

本台湾の役に従軍したものは、海軍艦隊を除き五、九九〇余人に及んでいる。本町からの従軍者もあったと思われるが、現時点では入佐の上野平太郎（昭和十二年十一月二十五日八十六歳で死去）の一人しか確認されていない。今後の調査にまちたいと思う。

（台湾の役に関する項は「元帥西郷従道伝」（西郷従宏著　芙蓉書房発行　昭和五十六年四月二十九日第一刷発行）によった）

第二節　西南の役

一、当時の国内情勢

幕府の大政奉還によって天皇御親政の御代となり、維

新の大業も漸くその緒についたが、国民の間には徴兵に対する反感や、地租に対する不平、生活の西欧化に対する嫌悪など、反政府的気運が各地に醸成されつつあった。またこれらの国内問題と対外問題とが関連し合って国家経綸に対しても二つの相異なった思想の流れが生じていた。一つは対外進取論であり、一つは内治整備論であった。西郷は前者に属し、大久保は後者に属していた。前者の首唱するところは国威の宣揚と発展とを目的として、内は人心の奮起、士気の昂揚を図り、外は朝鮮の討画、東亜の統一を図り、万世不抜の国是を確定することを目的とするものであった。後者は政治、経済、文教など諸制度の整備を目指し、内は法典の整備、秩序の保持を唱え、外は列強との交わりを修め、文明の進歩を図り以て平和の維持に努めようとするものであった。しかもこの両派の軋轢は明治十年に至りその極に達した。反政府的士族たちの動向は明治四年以降激しさを加え、西郷らが故山に帰るや激化の一途をたどった。熊本の乱（神風連）、佐賀の乱、秋月の乱など反政府的暴動がぼっ発し、西南の役はこれら反政府暴動の最後を締めくくる形になった。

二、西郷の下野と私学校

西郷の下野と共に多くの薩摩出身の軍人、官員、警官など相前後して辞職帰郷した。鹿児島県下では帰国したこれら壮士たちが士気激昂し、一度指導を誤れば如何なる事態に立ち至るやもわからない状態であった。そこでこれらの者を善導し、それぞれ所を得させて人心を統一する必要を痛感して西郷が桐野、篠原、村田らと相謀り設立されたのが私学校であった。本校は旧厩跡に、市内各方限、各郷にも分校を設立して青壮年から少年に至るまでの教育を図った。その数一二四に及び県下全域に私学校教育は徹底した。また別に幼年学校、吉野開墾社を設立してそれぞれの教育を行った。私学校の目的は尊王愛民を本旨とし、維新殉国者の意志を継ぎ、国家に貢献することを主唱したものであった。尚県外から入校する者もあり、遠く庄内から入校した二人は、西南の役起こるや欣然として薩軍に従軍し戦死したことは特筆に値する。

また時の県令大山綱良は西郷に次いで人望があった。彼は私学校設立にも積極的に援助保護し、私学校関係者の中から区長、副戸長などに任用された者も多くに上った。また警部や戸長、巡査などに選任された者も多く、県庁と私学校とは不離一体の様相を呈し、私学校の勢力は全県下を圧する勢いであった。

三、開戦の近因

維新以来、最終の内乱となった西南の役の原因を簡単に征韓論の決裂と考えやすいが、いろいろ複雑な要因がからみ合っていたことを忘れてはならない。陸上自衛隊北熊本修親会編「新篇西南戦史」（昭和五十四年八月刊、三版）は、誘因について次のように分析記述しているので、参考までに転記しておきたい。

1征韓論の決裂による西郷の下野
新政府の新政策を快しとしない旧武士の勢力強化

2不平武士の反乱
秩禄処分問題、廃刀令、断髪令等による精神的、経済的不満をもつ旧士族の抵抗（佐賀の乱、熊本の乱、秋月の乱、萩の乱など）

3私学校設立に対する政府の曲解
私学校設立の主旨については、前項に記したが、政府特に長州出身の多数者が反政府的力を養成する機関と考えた。

4政府権力の不足
私学校党の威を恐れ、鹿児島だけは別扱いにし、何一つ手をつけることなく、為すがままに放置し黙認せざるを得ない程無力であった。

以上を誘因として挙げてあるが、直接の原因として左の四点が挙げてある。

1鹿児島県政改革のための県官の大量馘首と入れ替え
2内務少輔林友幸の監督視察
3警部中原尚雄ら密偵の鹿児島派遣
4政府側の兵器弾薬の秘密移転

鹿児島に着いた中原らは二月三日捕縛され取調べを受け口供書が作られた。兵器弾薬大阪移送を知った校徒は一月二十九日夜半、草牟田の火薬庫襲撃、小銃弾六万発掠取、三十日、千余名火薬庫襲撃、多量の弾薬掠取、更に三十一日海軍造船所を襲い小銃弾薬を掠取した。

このことは辺見十郎太らの使者によって、大根占の西郷の許に報ぜられた。ことの次第を逐一聞いた西郷は「陸海軍所属の弾薬を奪ったことは、たとえどんな忍び難いことがあっても私学校徒に許されていないはずである。政府がどんなことをしてもお前たちが何も言うことはない。」

「今さらできたことは致し方ない。とうとうお前たちにわしのからだをやる時が来た。」

と言ったまま多くを語らず帰途に就いたという。この時すでに西郷には覚悟ができたのではないかと思われる。

一月五日、私学校大講堂において、態度決定について評議が開かれ、出兵論、慎重論に分かれ意見が開陳され

た。最終的には「先生の決裁を仰ぐことにしたい。先生を押し立てて総出兵のほかに採る道はないと思う。」と桐野が結んだ。西郷は「私から何も言うことはない。あんた方みんながその気ならそれでよい。私の体はあんたたちにあげましょう。後はよいようにして下され。」と結んだ。かくして政府問責の出兵は議決されたのだった。

四、出陣と戦況概要

西郷は旧暦元旦（新暦二月十三日）七カ大隊及び砲二カ大隊の編成を終わり、翌二月十四日伊敷村玉江練兵場にて閲兵を行った。五十年来の大雪をついて十四日先鋒隊、十五日一番・二番隊、十六日三番・四番隊、西郷、桐野、村田は十七日砲隊と共に、篠原、永山、池上は五番隊と共に出発した。別府の率いる連合大隊は二月二十日には川尻に達し、二十一日には既に熊本鎮台の小斥候隊と衝突、伍長一人を捕えている。別府は諸将と合議し、一、二番隊の川尻到着を待って開戦を宣した。なお出発に先立ち二月十三日「挙兵上京届」を大山県令あて提出した。

なお薩軍の兵力は私学校党、徴募隊の外に九州各地から多くの協力者を得た。熊本隊、協同隊、竜口隊二五〇〇人、高鍋隊一一二〇人、延岡隊一〇〇〇余人、中津隊一五〇余人、飫肥隊八〇〇余人、佐土原隊四〇〇余人、報国隊（武田隊）一、〇〇〇余人、人吉隊一五〇余人、私学校党、徴募隊に加えて総勢三万余人の勢力となったが大部分は私学校党で、西郷のためには身命を惜しまぬ者ばかりで、旧兵隊、戊辰出陣の経験者たちも多く、意気軒昂装備と優勢なる兵力を誇る熊本鎮台を中心とする官軍に対し二カ月にわたってよく戦線を保ち得たのもさこそと思われる。しかし最終的には装備、兵力共にはるかに薩軍に勝る官軍には抗し難く、熊本を退き各地に転戦、苦しい戦を続けながら南下し、九月一日西郷以下故山に帰着、九月二十四日官軍の総攻撃により西郷は腹部と股間に流弾を受け、別府晋介の介錯により波瀾に満ちた五十年の生涯を閉じた。村田、池上、辺見らも数創を受け、あるいは自ら命を絶ち七カ月に及ぶ戦乱もその終局を告げた。時に午前七時であった。

五、戦後の処理

戦時中降伏した者、または戦後自首または捕えられ裁判にかけられ、多くの者が処刑された。処刑の基準または処刑内容は次のとおりであった。

1　処刑の基準

首謀者及参謀及之に準ずる者―死刑

大隊長及大隊監軍――除族の上懲役十年
中隊長及中隊監軍――〃　懲役五年
小隊長及小隊監軍――〃　懲役三年
半隊長――〃　懲役二年
分隊長――〃　懲役一年
大小荷駄――〃　懲役二年
押伍伍長給養兵士――自宅謹慎
一度降伏後再度薩軍に投じ又は投ぜんとした者――除族の上懲役二年

2　薩摩将士の処刑内容

断罪（死刑）――	二二人	懲役七十日――	二人
徴役十年――	三二人	〃　三十日――	二人
〃　七年――	一一人	除　族――	二四二人
〃　五年――	一二六人	棒　鎖――	一人
〃　三年――	三八〇人	贖罪・収贖――	二〇人
〃　二年――	一一八三人	免　罪	
〃　一年――	六一四人	無　罪――	四四九人
〃　百日――	一三〇人	死刑名宣告者亡者――	四七人

六、郷土と西南の役

本町（西南の役当時は伊集院郷の一部）からも三〇〇余人が従軍し、内九〇余人が戦死者の中に名を連ねている。後記の戦死者名は、直木の「明治戦役記念碑」、四元の「明治十年戦役記念碑」、春山の「招魂塚」、伊集院の「招魂塚」、鹿児島南洲墓地の「伊集院郷百六十三名の墓」によったが、必ずしも氏名、人数などが一致せず正確を期しがたいが、彼我参照して可能な限り正確を期したつもりである。

1、西南の役に関する記念碑

明治十年戦役に関する本町関係の記念碑は前記のとおりであるが、四元の碑が最も新しく私学校との関係も出ているので、碑文全文を掲げておきたい。向かって正面に

明治十年戦没記念碑
伊集院中学校校長　従七位山田直記謹書

向かって左側に次の碑文がある。

明治九年八月篠原佐太郎氏糾合上谷口直木二箇村同志起四元私学校分校講究文武之学爾来門生逐日増加至算五十有三名及十年之役起学長篠原氏奮然起率之急遽赴鹿児島投南洲翁之麾下戦雲漸告急也正月初旬発鹿児島転戦日豊肥薩隅野数月戦雲不利死傷無算至其生還者殆絶数矣嗚呼此役雖竟終一私戦而従軍者悉

為翁抛一身毫莫顧洵可謂発揮斯道之精華者至其壮烈義勇之精神赫不滅也茲当営五十年祭典生存者及遺族等相謀建記念碑伝後世以頌其徳伝爾

大正十五年五月建之

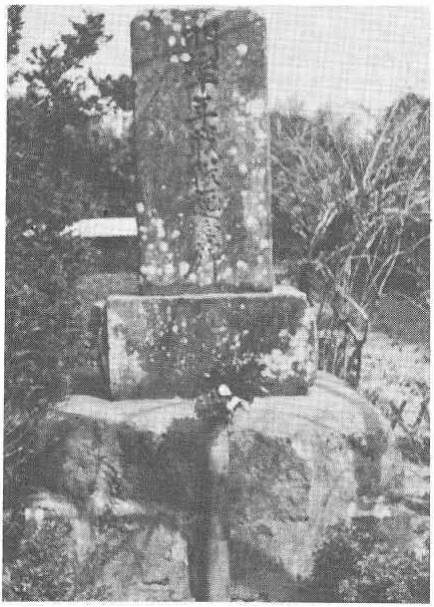

四元明治戦役記念碑

春山の招魂塚（明治十三年旧暦正月二十四日建）には四四人の戦死者名が刻され、左右二基の燈篭の台石に生還者一〇二人の氏名が向かって右側面に二九人の戦死者名を刻し、背面の上段に生還者二六人、下段に第二次出発者二六人の氏名が刻してある。直木の明治戦役記念碑には七一人の従軍者名が刻され、内二八人が戦死者として記してある。



西郷墓地　伊集院郷百六十三名之墓

名を連ねている。石谷地区、入佐地区には碑や塚が残されていないので生還者については、石谷郷土史、入佐地区では伝聞により知る外はない。戦死者については伊集院町南方神社横の招魂塚、鹿児島市西郷墓地入口の伊集院郷百六十三名の墓に本町出身八三人が名を連ねている。なお南洲神社拝殿東側境内に鉄筋コンクリートの台壁に戦没者の氏名を刻した銅板をはめ込んだりっぱな銘碑が完成した。薩軍将士六、〇〇〇余柱の芳名を連ねている。

	出身	氏名	戦死年月日	戦死場所
一	春山	小倉庄五郎		肥後
二	〃	辨官助太郎		豊後
三	〃	津ノ地伝兵衛		肥後
四	〃	長谷川嘉太郎		肥後
五	〃	染川喜太郎		肥後
六	〃	中村源之助		豊後
七	〃	横内矢太郎		肥後
八	〃	田実仲之亟		
九	〃	小倉庄次郎		肥後
一〇	〃	松元八之進		日向美々津
一一	〃	深川源哉		
一二	〃	折田伊兵衛		鹿児島城山
一三	〃	四元矢之助	10・2・28	肥後
一四	〃	上原善兵衛		肥後
一五	〃	別府定右衛門		肥後
一六	〃	清水太左衛門		肥後
一七	〃	横内直太郎		
一八	〃	四元孫次郎		
一九	〃	別藤八		日向野尻
二〇	〃	永井源七		肥後
二一	〃	石原矢之助		鹿児島城山

	出身	氏名	戦死年月日	戦死場所
二二	春山	四元岩之亟		
二三	〃	小倉武右衛門		豊後
二四	〃	上原源之助		豊後
二五	〃	四元六兵衛	10・3・13	肥後
二六	〃	益渕文肋		肥後
二七	〃	森源右衛門		
二八	〃	大内田順輔		肥後川尻
二九	〃	益渕嘉兵衛		肥後
三〇	〃	満尾喜次郎		日向高岡
三一	〃	坂口七二		肥後人吉
三二	〃	隈元喜寿		
三三	〃	有馬喜角		鹿児島高岡
三四	〃	植松十左衛門		
三五	〃	弓削藤次郎		
三六	〃	増田佐一郎	10・4・20	肥後人吉
三七	〃	藤山四郎肋		
三八	〃	朝川一		
三九	〃	永山仁次郎		日向延岡
四〇	〃	永山庄次郎		肥後八代
四一	〃	四元仲左衛門		日向野尻
四二	〃	田実直太郎		
四三	〃	隈元軍吉		
四四	〃	篠原佐太郎	10・1・19	
四五	〃	篠原竜次郎	10・5・25	薩摩阿久根

四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九
四元	〃	直木	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
篠原佐次郎	長谷川藤之助	西市郎左衛門	内田利右衛門	中馬喜八	松山嘉右衛門	中馬十蔵	吉海江四郎	内田矢之助	内田庄之助	内田友助	松山善次郎	別府休左衛門	清水正之助	吉海江休太郎	別府次郎兵衛	吉海江嘉右衛門	内田勇蔵	森休蔵	中馬助次郎	中馬喜之助	鬼塚甚五左衛門	吉海江金太郎	吉海江彦太郎
10・10・7	10・3・15		10・8・15	10・3・29	10・6・30	10・4・20		10・5・3	10・5・19				10・5・30		10・3・29	10・5・8		10・4・12	10・4・19			10・6・16	
肥後片鍋下田	肥後片鍋下田			薩摩永横峯	薩摩永横峯	薩摩永横峯					日向七折郷		行衛不明		肥後木植木	肥後木植木		肥後船身	肥後留木	肥後留木	肥後八部浜			

七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	
直木	〃	〃	〃	〃	〃	〃	入佐	〃	〃	〃	〃	〃	〃	石谷	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
森源之助	森理兵衛	内田郷太郎	内田十次郎	新穂吉太郎	永山伊右衛門	永野浅次郎	吉海休太郎	吉海庄之助	吉海安太郎	石塚市右衛門	石塚庄之進	永田宗八郎	木村伊太郎	猪俣直之進	猪俣直左衛門	川野直助	鶴田源之亟	四元喜八郎	満尾直之進	四元新八	大山伝左衛門	古垣吉次郎	四元仲太郎	
10・6・9		10・3・28					10・6・25	10・3・21	10・4・7	10・6・24	10・9・2	10・3・3	10・3・28		10・5・24		10・5・30	10・7・24		10・7・20	10・3・13	10・5・10		
肥後片鍋下田	肥後武植木	肥後武植木	肥後黒植木	肥後植木			日向延岡	肥後			薩摩武延岡													

3、本町出身従軍生還者

	出身	氏名
一	四元	篠原政賀
二	〃	西田栄蔵
三	〃	篠原熊次郎
四	〃	朝隈幸之進
五	〃	朝隈甚之助（季）
六	直木	中馬秀秋
七	〃	弓削休蔵
八	〃	中馬善太郎
九	〃	吉海江正右衛門
一〇	〃	中馬満助（万）
一一	〃	川畑矢之助
一二	〃	宮原善太郎
一三	〃	中馬喜角
一四	〃	小谷助太郎
一五	〃	内原善太郎
一六	〃	坂口萬次郎
一七	〃	中馬源之助（彦）
一八	〃	宮原彦八
一九	直木	中馬弥左衛門
二〇	〃	川畑弥八（矢）
二一	〃	大迫甚助
二二	〃	栗野市郎（一）
二三	〃	上原半助
二四	〃	大迫市次郎（万）
二五	〃	森慶蔵
二六	〃	大山四郎次
二七	〃	川野宗助（社）（喜）
二八	〃	獅子野善太郎（喜）
二九	〃	○○五右衛門
三〇	〃	新穂彦二
三一	〃	上原平二
三二	〃	中馬○○
三三	〃	永山甚太郎
三四	〃	大内田新蔵
三五	〃	中馬休右衛門
三六	〃	吉海江郷右衛門
三七	〃	松元宗太
三八	〃	新穂六郎
三九	〃	新穂庄助（彦）
四〇	〃	別府庄太郎（彦）
四一	直木	内田正（彦）左衛門
四二	〃	染川栄之亟
四三	〃	中馬喜之進
四四	〃	中馬嘉右衛門
四五	〃	内田矢太右衛門
四六	〃	内田勇右衛門
四七	〃	内田宗次郎
四八	〃	別府源太郎
四九	〃	別府源次郎
五〇	〃	内田栄之亟
五一	〃	内田庄五郎（正）
五二	〃	内田善太郎（喜）
五三	〃	別府仲太郎
五四	〃	別府袈裟太郎
五五	〃	吉海江十次郎
五六	〃	吉海江次右衛門
五七	〃	吉海江郷右衛門
五八	〃	吉海江源次郎
五九	〃	内田四郎
六〇	〃	新穂宗次郎
六一	〃	内田休左衛門
六二	〃	内田善之助
六三	直木	別府藤○郎
六四	〃	吉海江正右衛門
六五	〃	坂口源右衛門
六六	〃	宮原彦八
六七	〃	中馬善之亟
六八	〃	内三左ヱ門
六九	入佐	上野平太郎
七〇	〃	吉海郷次郎
七一	〃	小野原藤八
七二	春山	石原源七
七三	〃	田中喜太郎
七四	〃	益渕作次
七五	〃	四村源之進
七六	〃	田実矢之助
七七	〃	山元万之助
七八	〃	四村金助
七九	〃	四村直助
八〇	〃	野崎竜之進
八一	〃	四元浅八
八二	〃	津ノ地甚之助
八三	〃	四元助八
八四	〃	石原源輔

八五	春山	大内田源右衛門	
八六	〃	小谷覚太郎	
八七	〃	石川岩袈裟	
八八	〃	石田弥兵衛	
八九	〃	小谷弥八郎	
九〇	〃	原田戸兵衛	
九一	〃	大内田辰次郎	
九二	〃	辨官浅太郎	
九三	〃	小谷矢太郎	
九四	〃	田実袈裟之進	
九五	〃	辨官矢八	
九六	〃	津ノ地泰蔵	
九七	〃	上原助七	
九八	〃	中村源矢	
九九	〃	田実良左衛門	
一〇〇	〃	田実矢一郎	
一〇一	〃	田実助八	
一〇二	〃	田中正之進	
一〇三	〃	田実浅太郎	
一〇四	〃	野田四郎助	
一〇五	〃	辨官正太郎	

一〇六	春山	隈元喜十郎	
一〇七	〃	森喜蔵	
一〇八	〃	田村袈裟之進	
一〇九	〃	永井袈裟之進	
一一〇	〃	別府文四郎	
一一一	〃	四村仲太郎	
一一二	〃	上原源七郎	
一一三	〃	永井市助	
一一四	〃	上原小次郎	
一一五	〃	四元仙右衛門	
一一六	〃	四元源助	
一一七	〃	四元十太郎	
一一八	〃	四元矢之進	
一一九	〃	植木嘉太郎	
一二〇	〃	久永與四郎	
一二一	〃	石田休之進	
一二二	〃	曽山仁之助	
一二三	〃	曽山辰之助	
一二四	〃	山下袈裟助	
一二五	〃	石神佐太郎	
一二六	〃	田実龍太郎	

一二七	春山	石原八次	
一二八	〃	石原喜之助	
一二九	〃	石原仁之助	
一三〇	〃	石原龍右衛門	
一三一	〃	児玉十太郎	
一三二	〃	森源左衛門	
一三三	〃	辨官武右衛門	
一三四	〃	永井卯之進	
一三五	〃	上原龍太郎	
一三六	〃	辨官市次	
一三七	〃	田実太郎	
一三八	〃	四村伝右衛門	
一三九	〃	田実助七	
一四〇	〃	大山喜太郎	
一四一	〃	田実郷次郎	
一四二	〃	村田万次郎	
一四三	〃	石原源太郎	
一四四	〃	石原源助	
一四五	〃	四元嘉之助	
一四六	〃	池上直太郎	
一四七	〃	小谷新九郎	

一四八	春山	田中正次郎	
一四九	〃	上村新左衛門	
一五〇	〃	水田助之進	
一五一	〃	石川金次郎	
一五二	〃	中村仲太郎	
一五三	〃	池上善次郎	
一五四	〃	小谷嘉太郎	
一五五	〃	上原助太郎	
一五六	〃	田実次兵衛	
一五七	〃	上原仲太郎	
一五八	〃	永井源市	
一五九	〃	坂元助八	
一六〇	〃	辨官市助	
一六一	〃	長谷川矢之助	
一六二	〃	森山源之助	
一六三	〃	横内熊次郎	
一六四	〃	田実助太郎	
一六五	〃	野崎八十二	
一六六	〃	野崎栄助	
一六七	〃	益渕八次	
一六八	〃	上原平之亟	

一六九	春山	新穂早太	一七〇	〃
一七一	〃	中村七郎	一七二	〃
一七二	〃	長谷川権蔵	一七三	石谷
一七三	石谷	鶴田市郎次	一七四	〃
一七四	〃	肥後直右衛門	一七五	〃
一七五	〃	久木崎新太郎	一七六	〃
一七六	〃	中馬休之進	一七七	〃
一七七	〃	石神喜次郎	一七八	〃
一七八	〃	四元嘉右衛門	一七九	〃
一七九	〃	木場武二	一八〇	〃
一八〇	〃	有馬金八	一八一	〃
一八一	〃	山田市太郎	一八二	〃
一八二	〃	満尾熊之進	一八三	〃
一八三	〃	重信伝之進	一八四	〃
一八四	〃	四元伝蔵	一八五	〃
一八五	〃	志戸岡金蔵	一八六	〃
一八六	〃	飯牟礼宗次郎	一八七	石谷
一八七	石谷	四元鉄之進	一八八	〃
一八八	〃	伊牟田幸之亟	一八九	〃
一八九	〃	柳原藤助		

一九〇	石谷	植木善太郎	一九一	〃
一九二	〃	満尾八郎	一九三	〃
一九四	〃	四元宗之進	一九五	〃
一九六	〃	有馬喜右衛門	一九七	〃
一九八	〃	中島続	一九九	〃
二〇〇	〃	鶴田源七	二〇一	〃
二〇二	〃	折田伊織	二〇三	〃
二〇四	〃	折田矢八郎	二〇五	〃
二〇六	〃	四元都津略	二〇七	〃
二〇八	〃	木藤休之助	二〇九	〃
二一〇	〃	町田龍之助	二一一	石谷
二一二	〃	有馬吉太郎	二一三	〃
二一四	〃	鶴田源之助	二一五	〃
二一六	石谷	折田七郎		

二一七	〃	宇田七太郎	二一八	〃
二一九	〃	西郷禎蔵	二二〇	〃
二二一	〃	山田安盛	二二二	〃
二二三	〃	飯牟礼幸之進	二二四	〃
二二五	〃	吉村矢之助		

二一六	石谷	有馬善之助	二一七	〃
二一八	〃	大内田市之進	二一九	〃
二二〇	〃	折田七郎		

二二一	石谷	山元善太郎	二二二	〃
二二三	〃	四元林蔵	二二四	〃
二二五	〃	藤崎金之亟		

二一六	石谷	瀬戸口弥之進	二一七	〃
二一八	〃	木藤四郎左衛門	二一九	〃
二二〇	〃	川崎利平二		

二一九	〃	前田金	二二〇	〃
二二一	〃	外山金太郎		

二一七	〃	木藤四郎左衛門	二一八	〃
二一九	〃	川崎利平二		

二二〇	〃	外山金太郎	二二一	〃
二二二	〃	二木半助		

4、本町従軍者の処刑者と口供書

西南の役従軍者の処刑状況については、〈戦後の処理〉の項で、1、処刑の基準、2、処刑の内容について述べたとおりであるが、ここでは本町出身従軍者で、処刑されたものについて、分明せる処刑者全員について、

本町出身処刑者一覧

氏名	年齢	出身	裁判理由	決放（判決）
上野平太郎	二四歳十一カ月	入佐	分隊長	除隊の上徴役一年
小野原藤八	三二歳	入佐	降伏後再度出兵	除族の上徴役二年
吉海郷次郎	四〇歳	入佐	〃	〃
中馬喜角	二一歳	直木	〃	〃
中馬喜之進	二二歳一カ月	石谷	〃	〃
石神喜次郎	二四歳十カ月	石谷	〃	〃
二木半助		石谷	〃	〃
町田龍之進	二七歳五〇歳三カ月	石谷	〃	〃
柳原藤助		石谷	〃	〃

「西南の役薩軍口供書」（昭和四十二年六月一日、小寺鉄之助編纂、吉川弘文館発行）により、全文を掲げることにする。

。口供書

同　上

掛同十四等出仕　同　河野　忠三

鹿児島県下薩摩国伊集院郷入佐村居住士族

上　野　平太郎

二十四年十一カ月

一　自分儀、少警部中原尚雄等西郷隆盛ヲ暗殺セント企テタル旨発露シ、隆盛等私学校徒ヲ引率シ政府へ尋問ノ筋有之上京ニ付テハ、同郷壮年輩皆随行ヲ請フ勢ニ立到リ、壮年ノ客気止ム能ワズ其名義ノ有無ニ存ジ付カズ従軍スベシト決意シタル処、校徒ニ非ラザル者ハ之ヲ許サザル趣ニ付、即ち郷里ノ分校ニ入学シ第三番大隊三番小隊兵士ニ加ヘラレ、二月十五日出発、熊本県下大工町ニ出テ哨兵ノ後植木ニ於テ天兵ニ抗戦シ、六月日失念高野（出水郡高尾野カ）ニ退キ雷撃三番中隊分隊長被申付、各地ノ戦ヲ経テ日向ニ転ジ各（毎）戦敗走、大ニ悔悟ノ念ヲ生ジ、八月十四日延岡在陣ノ第四旅団本部へ降伏致候事。

右之通相違不申上候。以上

明治十年八月廿九日　　上　野　平太郎

（朱書）（以下六行原本欠失につき前文池水兼教、後文中村政常の項より援用）

賊徒ニ與シ分隊長トナリ隊下ヲ指揮シテ官兵ニ抵抗スル者

兵器ヲ弄シ衆ヲ聚メ以テ官兵ニ抵抗スル従、懲役十年ノ処情状ヲ酌量シ

除族ノ上　懲役一年　　明治十年九月廿日決放

同上

掛同検事補　同　長谷川秀実

鹿児島県下伊集院郷（日置郡）入佐村士族

吉　海　郷次郎　　四十年

同県同　同村士族

小野原　藤　八　　三十二年

一　自分共儀逆賊ニ與シ兵卒トナリ熊本県下ニ於テ官兵ニ抗敵シタル末、自宅謹慎被仰付罷在候処、去ル九月一日西郷隆盛等鹿児島ニ襲来ノ上、各郷ノ士族至急本営へ駈付候様廻文倒来、不得止両人同道鹿児島へ向ケ出兵、四本（四ツ元）マデ罷越候処已ニ鹿児島ハ官軍警備厳重ニシテ通行難相成趣キ承リ其儘引取帰宅罷在候事。

右之通相違不申上候。以上

明治十年十月九日

吉　海　郷次郎
小野原　藤　八

（朱書）
賊徒ニ與シ官兵ニ抵抗セシ先非ヲ悔悟シ自首スルノ後、西郷隆盛等再ビ鹿児島ニ来襲ノ際其本営ノ檄文ニ応ジ、鹿児島ニ出兵セント四本迄到ル者
兵器ヲ弄シ衆ヲ聚メ以テ官兵ニ抵抗スル従軽、懲役三年ノ処情状ヲ酌量シ
除族ノ上　懲役二年同上決放（明治十年十月廿二日）

同　上

掛（同一等警部　同岡村　爲蔵）
鹿児島県下伊集院郷直木村士族

中　馬　喜　角

二十一年

一　自分儀明治九年十月中私学校へ入校シ、本年二月中旬西郷隆盛等暴発ノ際一番大隊一番小隊兵卒トナリ、隊長西郷小兵衛（隆盛ノ三弟）ノ指揮ヲ受ケ熊本県下へ出兵、処々ニ於テ官軍ニ抗敵シ遂ニ負傷、療養ノ爲メ五月六日帰宅、六月中帰順自首仕リ自宅謹慎罷在ル中、九月一日西郷隆盛等鹿児島へ突入セシニ付、有志ノ輩ハ再ビ出兵スベキ旨賊ノ本営ヨリ達シ有之趣伝承候ニ付、翌二日帯刀ニテ鹿児島へ罷越ス途中、最早官軍ノ警備厳重ニテ迚モ通行難相成ニ付、無余儀帰宅イタシ居リ候処、警視分署ヨリ拘引相成候事。
右之通相違不申上候。以上

明治十年十月十二日　　中　馬　喜　角

（朱書）
賊徒ニ與シ官兵ニ抵抗セシ先非ヲ悔悟シ自首ノ後、西郷隆盛等再ビ鹿児島ニ襲来ノ際其本営ノ達ニ隨ヒ、兵器ヲ携ヘ鹿児島へ赴カント途中迄出兵スル者
兵器ヲ弄シ衆ヲ聚メ以テ官軍ニ抵抗スル従軽、懲役三年ノ処情状ヲ酌量シ
除族ノ上　懲役二年　同上決放（明治十年十月廿二日）

同　上

掛（判事　大塚　正男
八等出仕　香川　景信）
鹿児島県下伊集院郷直木村士族一郎左衛門長男

中　馬　喜之進

二十二年一カ月

一　自分儀西郷隆盛暴発ノ際第一大隊一番小隊ノ兵卒トナリ、熊本其他諸所ニ於テ官軍ニ抗敵ノ末傷ヲ負ヒ帰郷シ、同郷軍役所へ帰順相願、自宅謹慎被申付居候処、九月一日隆盛等鹿児島へ乱入シ至急出兵可致旨申

来候ニ付、刀ヲ帯ビ同郷字カミト（田上か）申処マデ罷越候処、官軍ノ警備厳重ニシテ鹿児島へ通行難相成ニ付、帰宅致候事。

右之通相違不申上候。以上

明治十年十月十一日　　中　馬　喜之進

（朱書）

賊徒ニ與シ官兵ニ抵抗セシ先非ヲ悔悟シ自首スル後、西郷隆盛等再ビ鹿児島ニ襲来ノ際其本営ノ募リニ応ジ、兵器ヲ携ヘ伊集院郷字カミ迄出兵スル者

兵器ヲ弄シ衆ヲ聚メ以テ官軍ニ抵抗スル従ノ軽、懲役三年ノ処情状ヲ酌量シ

除族ノ上　懲役二年　同上決放（明治十年十月廿二日）

同　上

掛（同（判事）同（小畑　美稲）同（八等出仕）同（松村　秀実））

鹿児島県下伊集院郷石谷村
士族

石　神　喜次郎

二十四年十カ月

一　自分義西郷隆盛肥後開戦後、正義八番中隊兵卒トナリ本年四月六日本県出立、熊本県下木山其他処々ニ於テ官軍ニ及抗敵、八月中日向地ヨリ罷帰、先非ヲ悔悟シ自首スルノ後自宅謹慎申付ラレ中、九月二日同郷差引（差引下ヘ正副戸長差引ノ次ナル役人ナリ）山田阿和久ヨリ使ヲ差廻シ、私学校ニ可集旨口達ヲ受ケ、同所へ罷越候処、鹿児島表西郷隆盛ノ本営へ可出兵旨阿和久ヨリ申付ラレ、九月三日刀ヲ帯シ横井野（ノ）町マデ立越候処、官軍進入相成、迚モ賊営へ難達存ジ帰宅仕候処、御召捕相成候事。

右之通相違不申上候。以上

明治十年十月十二日　　石　神　喜次郎

（朱書）

賊徒ニ與シ官兵ニ抵抗セシ先非ヲ悔悟シ自首ノ後、西郷隆盛等再ビ鹿児島ニ襲来ノ際其本営ノ達アリ迚、同村士族山田阿和久ノ募リニ応ジ兵器ヲ携ヘ横井村迄出兵スル者

兵器ヲ弄シ衆ヲ聚メ官兵ニ抵抗スル従ノ軽、懲役三年ノ処、情状ヲ酌量シ

除族ノ上　懲役二年同上決放（明治十年十月十二日）

同　上

掛（同（判事）同（大塚　正男）同（検事補）同（長谷川　秀実））

同県下伊集院郷石谷村
士族善右衛門弟

二　木　半　助

（年令欠）

一　自分共儀、本年二月以来西郷隆盛ノ逆意ニ與シ兵卒トナリ、諸所ニ於テ官兵ニ抗敵イタシ候末帰順願出、自宅謹慎罷在候処、本年九月一日残賊鹿児島へ乱

入以来元戸長等ノ募リニ応ジ、或ハ賊営ノ檄文ニヨリ各派出ノ巡査ヲ捕縛、且警視分署ヲ襲撃セント企テ再ビ出兵致候処、已ニ巡査等各所警備堅固ニシテ到底事ナラザルヲ覚リ各自引取帰宅罷在候処、竟ニ御拘引相成候事。

右之通相違不申上候。以上

明治十年十月　日　　二　木　半　助

(注)　二木半助分は今和泉村池田早之丞以下七二人の最末尾にその名を列ねている。

(朱書)

賊徒ニ與シ兵器ヲ携ヘ官兵ニ抵抗セシ先非ヲ悔悟自首ノ後、再ビ賊営ノ檄文又ハ戸長ノ募リニ応ジ巡査ヲ捕縛シ、又ハ警分署ヲ襲撃セントスル者

兵器ヲ弄シ衆ヲ聚メ官兵ニ抵抗スル従軽、懲役三年ノ処情状ヲ酌量シ

除(各)族ノ上　懲役二年　明治十年十月十二日決放

同　上

掛同　同
(余白、原本前項は八等出仕福田正章)
鹿兒島県薩摩国日置郡
伊集院郷石谷村居住
町　田　龍之進
二十七年

一　自分義本年二月西郷隆盛等暴発ノ後出兵ス可キ旨戸長大迫五左衛門ヨリ申付ラレ、遊軍十五番隊兵卒トナリ四月六日熊本県下ニ出兵、官軍ニ抗戦ノ際病気ニ罹リ、六月十六日帰宅ノ上警視分署ヘ帰順自首致シ自宅謹慎被申付中、九月二日同村士族山田阿和久ナル者ヨリ石谷小学校ヘ参ル可キ旨申来候ニ付、罷越候処、右阿波久ヨリ、賊徒再ビ鹿兒島ヘ襲来ニ付応援ス可キ様右本営ヨリ達アリシ旨、戸長ヨリ通知ノ趣ヲ以テ、同意ノ者ハ帯刀ニテ出張スベキト申聞ニ従ヒ、同四日刀ヲ携ヘ横井村ヘ到リ候処、最早官軍御出兵ノ趣ニ相聞、且帰順ノ身不宜ト相考ヘ其儘帰宅仕居候処、九月廿日拘引相成候事。

右之通相違不申上候。以上

明治十年十月十一日　　町　田　龍之進

(朱書)

賊徒ニ與シ官軍ニ抵抗セシ先非ヲ悔悟シ自首ノ後、西郷隆盛等再ビ鹿兒島ニ襲来ノ際其本営ノ達アリ迚、同村士族山田阿和久ノ募リニ応ジ兵器ヲ携ヘ横井村迄出兵スル者

兵器ヲ弄シ衆ヲ聚メ以テ官兵ニ抵抗スル従ノ軽、懲役三年ノ処情状ヲ酌量シ

除族ノ上　懲役二年　同上決放（明治十年十月十二日）

同　上

掛　判事　大塚　正男
検事補　長谷川秀実
鹿児島県下伊集院郷
石谷村平民

柳　原　藤　介
五十年三ケ月

一　自分義明治十年六月六日賊軍振武隊監軍小倉敬（啓）助（口述前出）へ随行、使役罷在候処、史（なかば）、同人ト不和ヲ生ジ、相分レ帰宅致居候処、追々巡査隊同村へ御繰込相成候ニ付自首シ、鹿児島へ御拘留ノ末放免被申付罷在候処、九月一日賊軍城下へ突入シタルヲ聞キ再ビ賊徒ニ與スル所存ニテ、松岡豊彦ト共ニ帯刀ニテ横井（村）マデ到リタルニ、已ニ官軍ノ警備厳重ニシテ通行難成趣ニ付、帰宅致居候処、竟ニ御拘引相成候事。

右之通相違不申上候。以上

明治十年十月十一日　　柳　原　藤　介

（朱書）
賊徒ニ與シ官兵ニ抵抗セシ先非ヲ悔悟シテ其裁判ヲ受ル後、西郷隆盛等再ビ鹿児島ニ襲来ノ際尚又賊徒ニ與シ、兵器ヲ携ヘ横井村迄出兵スル者
兵器ヲ弄シ衆ヲ聚メ官兵ニ抵抗スル従ノ軽、懲役三年ノ処情状ヲ酌量シ
懲役二年　　同上決放（明治十年十月廿二日）

第三節　日清戦争

一、概況

日本は明治維新以来朝鮮との関係を重視してきた。明治六年の征韓論、九年の日鮮修交条約などその表れである。しかし日本の勢力は天津条約以後、政治的にも経済的にも朝鮮から一歩後退し、清国の朝鮮進出と属国視を黙認せざるを得ない状態になった。明治二十七年朝鮮に東学党の乱起こるや、清国は反乱鎮圧の名のもとに朝鮮に派兵したのに対し、日本もまた居留民保護の名のもとに兵を送り、両国は朝鮮の内政改革の主導権をめぐって相対立し、戦争の危機は刻々迫っていた。遂に七月二十五日豊島沖海戦で戦闘の火ぶたが切って落された。この海戦で清国艦隊を撃滅し、八月一日正式に宣戦を布告した。この日清戦争は近代日本が外国と戦った最初のものであった。宣戦布告と共にわが郷土部隊も出動し、司令官大山巌大将の第二軍の配下に入った。爾（じ）来旅順を占領、続いて山東方面作戦に参加し戦果を収めた。翌明治二十八年四月十七日、講話条約締結により郷土部隊も逐次凱旋した。本県出身の将兵として戦死または戦病死した者で県護国神社に合祀された者は三百十一柱である。

二、本町からの従軍者

本町からも多数の従軍者があったものと思われるが、残念ながら全体的な記録がないので詳（つまびら）かにできないのは残念である。町の招魂碑（昭和三十八年建立、現在町福祉センターにあり）には、戦病死の左の二人の氏名が刻されている。

故海軍機関兵従八位　上原袈裟之進
故陸軍歩兵一等卒　上四元新太郎

次に直木公民館前庭にある明治戦役記念碑（大正七年三月建立）に刻された当該部落からの日清戦役従軍者は、次のとおりである。他地区については資料がないので省略する。

陸軍歩一勲八	末吉長次郎		川野畝次郎
〃〃	大村源次郎	海軍二等兵曹勲七	小倉要蔵
〃〃	山方新太郎	〃〃	奥休之進
〃〃	末永直次郎	軍役夫	中馬季秋
〃〃	別府喜之助	〃	中原重之進
〃〃	新穂新之助	〃	中馬十次郎
〃〃	堀ノ内伝次郎	〃	森　郷左衛門
〃〃	砲一	〃	中馬源蔵
〃〃	鶴田仙次郎	〃	大山仲太郎
〃〃	鶴田勘太郎	〃	松山○太郎
〃輜重輸卒	川畑休太郎	台湾澎湖島にて戦死	
〃〃	吉松虎助		

第四節　日露戦争

一、概況

日清戦争の勝利によって日本の国威は大いに上がり、欧米諸国と対等に独立国としての体面が保てるようになったものの、なお対外的な問題が次から次へと到来した。下関条約によってやっと得たばかりの遼東半島の領有を三国干渉によって還付するのやむなきに至った。しかるにロシアは返還したばかりの旅順、大連を、ドイツは膠洲湾を租借するに至った。特に明治三十三年（一九五八）北清事変後は、大軍を満州に留め軍事占領し、満州支配と共に南下政策を強化して朝鮮への勢力拡大を露骨にねらい始めた。かかる情勢下、日本は明治三十五年（一九六〇）日英同盟を結び、ロシアの南下を阻止する決意を固めた。一方相手国ロシアとは明治三十六年、日露交渉を行い、ロシアの満州支配を認める代わりに、日本の朝鮮支配を認めるよう提案したが、これに応ぜずますます南下の勢を示すようになった。明治三十七年二月十日、遂に国交を断絶し宣戦の布告に踏み切った。当時世界で最強の軍事力を誇るロシアに対し、開戦に踏み切った日本の決意のほどがうかがわれる。

わが郷土部隊第六師団は、司令官奥保鞏大将の第二軍

に編入され、二月十三日長崎港出港、第二軍の戦列に加わり、蓋平、大石橋、首山堡、遼陽の攻撃に参加し、苦闘を続けながらも幾多の偉勲を立てた。中でも遼陽作戦は最も激烈を極め、県出身の戦死者の多くはこの間に散華した。沙河の会戦を経て、三月十日遂に奉天大会戦でロシアは大打撃を受け、日本は奉天占領を宣言した。一方海軍は東郷平八郎大将率いる連合艦隊が、五月二十七日敵のバルチック艦隊を日本海に破り、日本の勝利を決定づけることになった。

両歳に亘る戦で日本も戦力の消耗著しく、ロシアも革命運動激化し、国民の戦意喪失が明らかになり、両国とも戦争の早期終結を望む状態になっていた時、アメリカの勧告を容れて九月五日ポーツマス条約が締結され、ここに戦争の終結を見るにいたった。条約締結により逐次出征軍は凱旋することになった。鹿児島県では熊本、宮崎、沖縄と連合して石燈篭通り広馬場に凱旋門を造り、翌明治三十九年三月十日から十五日にかけて部隊の凱旋を迎えた。この戦役における本県出身の戦没者は一、八〇〇余人にのぼったが、四月十四日これらの英霊のため、臨時招魂祭が伊敷練兵場で挙行された。翌十五日には先の四県連合の凱旋祝賀会が大門口埋立地で行われた。なお県護国神社に合祀された本県の戦没英霊は一、六九一柱である。

二、本町からの従軍者

本町からの従軍者は相当数あったものと思われるが、残念ながら確たる記録がないため、町内全域については知ることが出来ないが、戦死者については、町の招魂之碑（明治三十八年四月二十六日建立）に次の英霊の氏名が刻されている。

故陸軍歩兵上等兵　山内　弥助
故陸軍歩兵上等兵　内　末吉
故陵軍歩兵伍長　上柿元三太郎
故陸軍歩兵一等卒　寺園　勇吉
故陸軍歩兵看護長　二木　新吾
故陸軍歩兵一等卒　吉松源次郎
故陸軍補充歩兵一等卒　永田　勇(ママ)
故陸軍第一国民兵輜重輸卒　長谷川喜次郎
故海軍四等水兵　内田助太郎

直木公民館前庭にある「明治戦役記念碑」（大正七年三月三日建立）に直木出身従軍者の氏名が刻されている。

陸軍歩兵曹長　勲七	吉永長之進	陸軍歩一勲八功七	東　清　太郎
〃　歩一勲七	吉海江矢太郎	〃　歩一勲八	若松三次郎
〃　歩一勲八	永山甚蔵	〃　歩一	新穂新之助
〃　歩一勲八	吉永仲太郎	〃　歩一	永山袈裟助
〃　歩一	山方新太郎	〃　歩一	小原佑一郎

陸軍歩一	堀之内郷次郎	陸軍歩二	二俣正次郎
〃歩一	奥仲太郎	〃歩上（戦死家屯）	山内弥助
〃歩一	大山清	〃歩一（戦死遼陽）	吉松源次郎
〃歩一	原口万次	海軍二等（機関兵戦死）	内田助太郎
〃歩一	奥万次郎	陸軍歩二	川畑休太郎
〃歩一	馬込仁次郎	〃歩二	吉満七太郎
〃歩一	森園畝吉	〃歩二	吉満三次郎
〃歩一	吉永直次郎	〃歩二	浜田愛之助
〃歩一	吉海江源次	〃歩二	吉松新吉
〃歩二	松元宗五郎	〃歩二	吉松虎助
〃歩二	西馬場與次郎	〃歩二	福永熊次郎
〃歩二	馬込勘太郎	〃歩二	馬込亀次郎
〃歩二	坂上安太郎	〃歩二	森園仲次郎
〃歩二	奥與四郎	〃歩二	原口正次郎
〃砲上勲八	鶴田仙次郎	〃歩二	吉海江嘉市
〃一勲八	堀之内喜次郎	〃歩二	吉松休次郎
〃一	中馬宗之進	〃歩二	新福新太郎
〃一	別府一郎	〃歩二	新福三次郎
〃一	鶴田勘太郎	〃歩二	新福勇吉
〃二	上原矢次郎	〃歩二	吉富末吉
〃二	末吉市次郎	〃歩二	山方伊太郎
〃二勲八功七	永野勇次郎	〃歩二	大村善太
〃二	永山源四郎	海軍一等兵勲七	小林勇吉

三、二木新吾陸軍看護長の功績

明治四十四年二月二十一日付け日置郡役所名をもって管下各小学校あて通牒に基き調査記録された石谷小学校保管の「日露戦役忠勇伝記」により石谷出身の二木新吾看護長の伝記、戦歴、功績について記しておきたい。

日露戦役忠勇伝記

故陸軍三等看護長　二木新吾君

君ハ明治十六年九月弐日鹿児島県日置郡上伊集院村石谷ニ出生ス其学齢ニ達スルヤ石谷簡易科小学校ニ入学シ同校卒業後更ニ伊集院小学校ニ入学セシモ家事ノ都合ニテ半途退学ノ止ムヲ得ザルニ至レリ然レドモ自修篤学ナリシヲ以テ壮年ニハ優ニ高等小学卒業生以上ノ学力ヲ有スルニ至レリ性沈黙寡言容易ニ人ト争ハス親ニ孝ニ兄弟ニ友ニ朋友ニ信実ナリシ明治三十六年十二月十五日徴兵トシテ歩兵第四十五聯隊第二中隊ニ入隊ス軍務ニ勤務中翌年五月十九日動員下令同日補充大隊第二中隊ニ編入セラレ明治三十七年十月十一日看護学卒業同年十二月一日看護手ヲ命ゼラレ同月二十八日歩兵第十三聯隊第六中隊ニ編入セラレタリ

戦歴

野戦隊補充トシテ明治三十七年十二月八日鹿児島出港同月九日三角港上陸熊本ヘ滞在同月十六日熊本出発同月十七日門司出港同月三十日清国盛京省大連上陸同月二十九日歩兵第十三聯隊第六中隊ヘ編入セラレ翌年一月二十日ヨリ二十九日ニ亘ル黒溝台附近ノ戦闘ニ大ニ勇ヲ奮ヒ殊ニ同年二月下旬ヨリ三月中旬ニ亘ル奉天附近全戦ニハ一層奮闘セシヲ以テ聯隊長ヨリ同年四月一日感状ヲ享クルノ光栄ヲ得ルニ至レリ同年五月北逸彦附近ノ戦闘ニ参與明治三十八年十一月二十日病ニ依リ双樹子舎営病院ヘ入院三道勾患者療養所ヲ経テ十一月二十三日来西関兵站病院ニテ加療中同月二十六日病症増進遂ニ永眠セリ

感状功勲位記其の他の写

感状

歩兵第十三連隊第六中隊
陸軍看護手　二木新吾

右ハ奉天附近ノ会戦ニ於テ三月十日所属中隊ガ陳家屯ヨリ山咀北方高地ノ敵ヲ攻撃前進スルヤ看護手ハ敵ノ銃砲ヲ冒シテ前進シ所属中隊長ガ敵弾ノ為メ負傷セルニ際シ迅速且巧ミニ応急ノ処置ヲ施シ之ヲシテ再ビ戦線ニ復帰シ速カニ中隊ノ指揮ヲ執ルヲ得セシメタリ仍テ賞ヲ與ヘ其武功ヲ表彰ス

明治三十八年四月一日

歩兵第十三聯隊長　奥村信猛

陸軍三等看護長　二木新吾

明治三十七、八年戦役ノ功ニ依リ功七級金鵄勲章並ニ年金百円及勲八等白色桐葉章ヲ授ケ賜フ

明治三十八年十一月二十八日

賞勲局総裁従二位勲一等　大給恒

第五節　第一次世界大戦

大正三年から大正七年まで四年間にわたり世界三十数カ国が参戦して戦った戦争である。大正三年六月二十八日オーストリア皇太子がボスニアの首都セルビアの一青年に暗殺された事件が直接の原因となった。当時ヨーロッパでは資本主義の発展が目覚ましく、産業界の発展を図る一方資本の投下先を求めて、いずれも海外発展を望んでいた。そこで利害の一致する国々は、同盟を結んだり協商を成立させたりして、自国の発展に躍起になっ

ていた。

ドイツ、オーストリア、イタリアの三国同盟側とイギリス、フランス、ロシアの三国協商側とが相対していた。七月二十八日、オーストリアはセルビアに対して宣戦を布告し、八月一日、ドイツはセルビアを後援するロシアに宣戦を布告し、更に翌二日にはフランスに宣戦した。フランスへ進撃するドイツが中立のベルギーを侵すのを見て、イギリスがドイツに宣戦した。わが日本は日英同盟を理由に八月二十三日、参戦に踏み切り、ドイツの根拠地青島や南洋諸島を占領した。更にトルコ、ブルガリアが同盟側に、イタリア、アメリカが協商側に加わり、戦争は世界に拡大した。協商側は広大な戦線を維持して同盟側を包囲したが、戦争は長期化の様相を呈した。ドイツは一挙に戦局の打解を図ろうとしてベルダン要塞の攻撃を試みたが失敗に終わった。のちにはドイツは中立国船舶をも含む無制限潜水艦攻撃を加え始めたので、わが海軍は地中海にまで艦船を派遣して対潜護送作戦に活躍した。最後まで徹底的に戦ったドイツも遂に力尽き一九一八年十一月十一日連合国に降伏し四年にわたる大戦は終結した。この戦の結果、多くの顕著な特質を明らかにした。その一つはヨーロッパで最も古い伝統を持つ三王室オーストリアのハプスブルグ家、ドイツのホーエンツォレルン家、ロシアのロマノブ家が姿を消した。その二はこの大戦が機械文明によって戦われた最初の近代戦で大量殺戮が行われ、前線のみでなく市民生活をも根底から破壊するものであることを教えた。こうした事実を教訓にしてベルサイユ条約が成立し、国際連盟が誕生した。日本はこの委任を受けて旧ドイツ領南洋諸島を統治することになった。

なおこの大戦にも本町からも多数出征したと思うが、確たる記録がないので、はっきりしている直木の分について記しておくと次の通りである。

海軍三等機関兵曹　飯牟礼　屯　戦死（大正三年九月九日　南鮮入口浦）
陸軍一等卒　若松新五郎　勲八
海軍一等水兵　新穂　国哲　勲八

第六節　済南事変と満州事変

昭和三年四月、蒋介石の率いる支那革命軍の北上に際し、郷土部隊も現地保護のために出動し同月下旬青島に上陸、済南を中心とする権益保護の任に当たった。五月三日済南進入の南軍と衝突、十一月済南城を占領、翌四年南京で平和条約を結び、日本軍は撤退した。これが済南事変である。

昭和六年九月十八日、奉天郊外の柳条溝において南満州鉄道爆破事変が起こった。この頃満州は張作霖が満州

軍閥の総帥として支配していた。この鉄道爆破はその仕業として日満両軍の軍事行動が展開されることになった。これまで日本は日清戦争以来、満州をはじめとして中国での権益を確保していくことが、国策の重点でもあった。そして莫大な資本を満州につぎ込んでいた。それにもかかわらず中国においては排外排日の思想が高まりつつあった。たまたま起こった鉄道爆破事件は自衛権行使の名のもとに一部陸軍が起こした事変であった。この事変には第六師団管下の熊本、都之城、鹿児島の各連隊にも動員令が下り、わが郷土部隊も勇躍出動、満州各地に転戦戦果を収めた。翌七年戦線は上海にまで及び、国際連盟はリットン調査団を派遣して調査報告書を発表したが、日本はこの報告書を不満とし、満州国の独立を宣言し、翌八年三月、国際連盟を脱退した。昭和九年三月一日、満州国は帝制を布き溥儀執政が皇帝になった。またこの満州事変は第二次世界大戦の口火ともなった。

この事変に出征した本町出身の氏名が明らかでないのは残念である。

第七節　日華事変

一、概況

昭和十二年七月七日、北平（北京）郊外の蘆溝橋付近で演習していた日本軍が銃撃を受けたため、日中両軍が交戦状態に入った。この発端を蘆溝橋事件といい、ぼっ発当初は北支事変、九月になると支那事変と称し、また日中戦争とも呼んでいる。日中両国の衝突は既に満州事変から続いており、満州を支配した日本は、中国の抗日運動を抑えるためと、華北を中国全体から切り離し、更にはこの地域の資源確保と満州の安全確立を図るのが目的であった。中国側は蔣介石の国民政府と毛沢東の中国共産党の抗争が続いていたが、国共合作の気運が促進され、日本の華北進出も打撃を受けていた。こういう状況の中で蘆溝橋事件は起こったが、局地事件であったにもかかわらず、日本としては政府、陸軍共に強硬方針で臨んだため、全面戦争にまで拡大するに至った。七月二十七日、関東軍、朝鮮師団、内地第五、六、十師団に動員が下令された。六師団下には歩兵第十一旅団と歩兵第三十六旅団があった。わが歩兵第四十五連隊は都之城の歩兵第二十三連隊と共に旅団長牛島満少将の第三十六旅団の支配下に入った。第十一旅団は熊本の第十三連隊と大分の第四十七連隊から成っていた。このほか騎、砲、工、輜重の各第六連隊、通信、衛生、野戦病院など、総勢二三、〇〇〇人を超える兵力であった。わが四十五連隊は八月一日、鹿児島を出発北京郊外の黄村、豊台に到着し

た。第三十六旅団の主力は北京北方の作戦、保定城、徐州会戦に善戦し、正定城、石家荘などを陥れ、約二カ月間で師団の一応の任務を終わり警備についた。十月末には司令官柳川平助中将の率いる第十軍の指揮下に入り、華中作戦参加を命ぜられ杭州湾に進攻、十一月三日には敵前上陸を敢行し上海方面に進撃した。上海戦を終えた第六師団は、南京城目指して進撃し十二月十日南京総攻撃に移り、十四日ここを占領した。昭和十三年五月には徐州占領、戦局は戦史上まれな大規模作戦といわれた漢口攻略戦に移行した。六月二日、内地第六師団管下に動員令が下り、第一〇六師団（熊本一一三、鹿児島一四五、都之城一二三、大分一四七連隊）が編成され、直ちに出動して現地到着、揚子江をさかのぼり参戦した。漢口攻略戦には十四個師団と一騎兵旅団及び航空兵団が投ぜられたが、第六師団は太湖、宿松、黄梅などで、第一〇六師団は廬山、徳安などで激戦を交え、同年十月二十五日さしもの漢口も陥落した。郷土部隊は更に翌十四年の三、四月には南昌作戦、九、十月にはしょ湘作戦に参加したが、一部を残して帰還命令が出され、同年四月門司港に帰還した。残された第一〇六師団の一部は独立混成第十八旅団の主力となり、第六師団と共に占領地の警備や宜昌、長沙、江北戦線と各地に転戦していたが、開戦以来四年、戦争の終結を見ないまま、昭和十六年十二月八日、太平洋戦争へと突入していった。

二、本町の戦没者

町役場保存の太平洋戦争戦死者名簿の中から昭和十六年十二月八日以前の戦没者を抽出して掲げることにする。

氏名	戦没年月日	戦没場所	出身
上柿元一	16 4 15	支那湖北省	柿元
木之下侃	15 12 19	支那山西省	福山
新福烈	14 5 24	支那南昌附近	京ノ旨
新福利雄	16 9 23	支那湖北省	京ノ旨
新山盛蔵	13 1 9	小倉陸軍病院	田出橋
井之上宗之丞	12 11 15	支那江蘇省	仁田尾
馬込繁雄	14 12 28	支那	湯之尾
大村利雄	15 1 24	支那湖北省	野首
奥精次	12 12 8	支那安徽省	後原
川路浅吉	13 11 8	支那江西省	大下
川路美良	12 9 21	支那江蘇省	大下
西貞雄	13 10 1	支那徳安県	直木西
南敬蔵	14 6 1	第14兵站病院	大下
森行則	14 12 27	中支野戦病院	入佐
森園信太郎	13 9 2	黄梅野戦病院	東昌寺
森園休蔵	13 11 20	病院船麻耶丸	直木
吉海江千尋	14 1 8	支那湖北省	小中原
吉海江清	13 8 27	第一〇六師 第一野戦病院	小中原

若松恭雄	13	7	3	支那江西省		
新富盛義	14	12	13	支那	下原	山方
上原国広	14	10	12	支那江西省	馬場	
内栄熊	14	4	1	海南島	四元	
内幸雄	16	10	19	宇都宮陸軍病院	四元	
内義雄	15	5	23	支那山西省	四元	
上四元行夫	16	7	12	水戸陸軍病院	四元	
永井遥	12	10	15	支那江蘇省		
蛭川操	14	8	8	ノモンハン	上床	
蛭川国清	15	4	7	北支	上床	
二俣美喜雄	15	10	9	北支	古山	
松元淳	13	10	5	支那安徽省	田ノ頭	
吉村義光	13	8	9	支那九江	四元	
鶴田栄二	14	7	7	支部興安北省	新村	
鶴田秀丸	16	3	13	支那湖北省	新村	
中島武二	14	4	9	支那	石谷西	
山之内泰正	13	8	9	支那江西省	仁田尾	
四元侃一	15	6	26	支那湖北省	仁田尾	

第八節　大東亜戦争

一、概略

第二次世界大戦の一部として太平洋及び印度洋地域で戦われた戦で、大東亜戦争と命名された。満州事変に始まる日中の抗争は日中戦争へと拡大し、これが長期化するに至り、昭和十一年日本はドイツと日独防共協定を結び、更に翌十二年にはイタリアも加わって日独伊三国同盟を結んだ。一方ではアメリカとの摩擦を防ぐために日米交渉を続けてきた。しかし日独伊三国同盟の締結は、アメリカ、イギリス側に強い刺戟を与え、日本の東南アジア進出を遺憾として両国はその国にある資産をおさえ、石油の輸出を禁止するなどの手段に出てきた。また中国とも手を結び日本への経済封鎖を強化してきた。

昭和十六年十二月八日、朝の臨時ニュースは、

「大本営陸海軍発表、十二月八日午前六時帝国陸海軍は本日未明西南太平洋において米英軍と戦闘状態に入れり」と報じ、日本国民に大きな衝撃を与えた。ハワイ真珠湾攻撃は米太平洋艦隊に壊滅的打撃を与え、一日おいた十二月十日、海軍航空部隊はマレー沖海戦で英国東洋艦隊の主力を撃破した。翌十七年二月にはシンガポールが陥落し、開戦後約半年十七年のなかばごろまでには東南アジア全域を占領した。国内ではこの緒戦の戦火を背景に東条内閣は、軍部の独裁政治を強化し、国を挙げて臨戦体制下に置いた。

十七年の夏ごろからアメリカを中心に連合軍の反抗がはじまり、わが方はミッドウェイ海戦に完敗、戦局の主

導権はアメリカ、イギリス側に移り、制海権、制空権を失った日本は第一線への物資や兵力の輸送が困難となり、攻勢から守勢へと急転し始めた。

昭和十八年になると、ヨーロッパではドイツがスターリングラードで大敗北し、日本も死闘を繰り返したが、ガダルカナル島から撤退し、九月にはイタリアが降伏するなど枢軸国側の敗色が濃くなってきた。太平洋戦域でも資源、生産力において圧倒的に優位に立つ連合国側の戦力増強に反し、日本軍の戦力は低下するばかりで、ソロモン、ニューギニア、南洋の要地を奪われ、十九年になると、マリアナ諸島、フィリッピンを失い、ビルマ戦線でも連合軍側の攻撃にあい、戦線は崩れた。七月九日サイパン島で陸海あわせて三万余人が玉砕した。八月に入りテニアン、グァムも全滅し、中部太平洋の防衛線は総崩れとなり、米軍の進攻を食い止める望みは絶たれた。中国戦線においても八路軍、新国軍の戦力増大し、日本軍の精兵を中国大陸に釘づけにすることを余儀なくされることになった。

昭和十九年七月十八日、首相兼陸相兼参謀総長であった東条内閣は総辞職し、二十日陸の小磯国昭、海の米内光政両大将に大命降下、小磯内閣が発足した。戦争遂行の自信の薄れ行く中でなお本土決戦が叫ばれた。

二十年三月二十七日、硫黄島日本守備軍は玉砕した。この硫黄島守備の任を帯びたわが郷土部隊歩兵第百四十五連隊がここに到着したのは、十九年七月で八カ月間、激闘を続け遂に全員玉砕したのであった。アメリカ軍の空襲は日ごとに激化し、連日都市の無差別爆撃が繰り返されるようになった。四月に入るとアメリカ軍は沖縄本土に上陸し、太平洋戦争大詰の沖縄の激闘が始まることになった。沖縄守備の任に当たったのが牛島満大将の率いる第三十二軍三個師団、海軍陸戦隊、沖縄の動員部隊あわせて約一〇万人であった。六月二十三日未明、牛島司令官は長参謀総長と共に割腹自決した。本土空襲は日ごとに激しさを加えていった。わが陣営のドイツも五月遂に無条件降伏し、日本は独り二十数カ国の連合国を相手に戦わねばならなかった。そのうちアメリカ、イギリス、ソ連、中国はポツダム宣言を発表し、日本の無条件降伏を迫ったがこれに応じなかったため、アメリカは八月六日広島に、八月九日長崎に原子爆弾を投下するに至った。八月八日ソ連は日ソ中立条約を破って参戦し満州に侵入してきた。終戦内閣と見られた鈴木貫太郎内閣も、ことここに至ってはポツダム宣言受諾を決意し、天皇の御裁可を仰ぎ終戦に決し、連合国側に無条件降伏した。時に八月十五日であった。正午終戦の天皇の御声が

全国に放送された。

九月二日、東京湾上のアメリカ軍艦ミズリー号上において降伏文書に調印し、日本は日本の歴史上未だかつて類を見ない外国軍隊の占領下に置かれることになった。

この戦争による日本国民の犠牲は死者二〇〇万、空襲による被災者は一、〇〇〇万を超え、莫大な国富を失った。ここに満州事変以来、十四年間にわたる戦争は終止符を打たれ、平和日本建設のため、新しい第一歩を踏み出すことになった。

満州事変以来、本町からも数多くの人たちが、現役軍人として、また召集に応じて勇躍征途につき、大陸の野に、南の海に、空に戦い、尊い一命を君国のために捧げた人たちは相当の数に上った。一人息子を失い、あるいは一家から三人もの戦死者を出した家もあった。これら英霊は靖国神社に、県の護国神社に祭られ、あるいはそれぞれの地域の忠魂碑や慰霊碑にその名を留めている。本町からの太平洋戦争従軍者について、町の慰霊碑または町の記録により戦死者と復員者とに分けて記し、長くその功績をたたえたい。

昭和二十八年七月十四日、鹿児島市西本願寺において挙行された元歩兵第七十一連隊慰霊祭に臨み、元七十一連隊長二木栄蔵大佐（直木出身）の祭文を掲げ全英霊に捧げたい。

（五五八会発行「歩兵第七十一連隊史」（昭和五十二年三月十日発行）による）

二、元歩兵第七十一連隊慰霊祭弔詞

時　昭和二十八年七月十四日(火)

所　鹿児島市西本願寺

白雲ひょうひょうとして南に去り、雁また群をなして地平の彼方に行く。君征野に逝きて八星霜、再びここに見えん。

君国のためとは言え、骨肉の御身の父母妻子の悲しみ、また兄弟姉妹の淋しさ、朝に起き夕に伏すとも、我等戦友の夢路にも忘れざるところなり。

在天の霊よ、ここにささやかな祭壇を設け、しばし君の霊と憩はん。悲しいかな、君逝きて八星霜。祖国は御身等の忠誠清き犠牲の中に紆余曲折ありといえども、徐々に再建されつつあり。我等命ありて故国の土を踏みしが、拱手傍観何等為す処なく、空しく苦しき生活に追われて君等の霊を慰むる折もなく、慚愧の至りなり。

国破れて山河清く、ここ鹿児島も早、初夏の候なり。思うべし、十年前の今日この頃、あの広漠たるホロンバイルの広野に馬を馳せ露営の夢を結ぶ、また酷寒氷結の中、苦しき練習、楽しい夜の団らん、名もなき野辺の花、ノモンハン桜にも情よせし優しき君なるに、ああ我よき友を失えり。

一旦命あれば、残るもの、送られる者軍命を奉じ、祖国の為勇躍征野につく、その心中や思ふべし。全般の戦況、日に不利になるにつれ、正に補充隊の観を呈し連日櫛の歯を抜くが如く、船舶部隊に航空部隊に、或いは硫黄島に、沖縄や南方地域へと持ち去らる。

十九年八月には、師団より一カ連隊を編成し、春に送り出せし為、関特演にて機械化師団として精鋭を誇りし部隊も弱体化し、物の用に立ち得べくもなし。遂にレイテ決戦の十九年十月末、我等の墓場と覚悟せし先輩の眠るノモンハン、興安嶺を後にして釜山、門司を経て、目の前に九州、大島、沖縄と陸岸沿いに敵潜水艦を避けて、草木緑なす故山を指呼の間に眺めながら、知らせることも能わず遠く南海の彼方に去る。特に妻子あり、或いは親一人子一人の戦友の胸中如何ばかり、それからの御身等の苦しさ筆舌に尽くし難し。

祖国の最後の勝利を願う一念の故に、餓とたたかい、弾尽きてなお肉弾で物量を誇る米軍を悩ます。実に日本人ならでは出来る業にあらず。しかるに、敗戦の兆は当時既に明らかなり。物量の比忠誠の赤心より強く、誤れる軍閥の指嗾に踊らせられたりと言えども、君等の赤誠は真実なり。

米軍上陸後の何カ月かの苦しさよ。全般作戦の為とはいえ、人跡未踏のジャングルに、重畳たる山岳に、或いは千仞の谷をわたり、傷病者をいたわり、マラリヤ、赤痢に骨と皮になりながら、共に相助け兵器を運ぶ。されど米一粒だになし。あるいは草の根を掘り野草をつみてかゆとなし、また雑草を干して紙に巻き煙草となす。

栄養失調に、マラリヤにほとんど健全者なく、それを癒すに野戦病院ありて薬なし。ただ命の絶ゆるを待つ。

我等は、君等の夢現の境を彷徨するそのうわ言に、故郷の父母を想い、あるいは姉妹とのまどいを語る……。

幾度か軍衣の袖を濡らしたり、しかし最後までよく軍紀を守り、一人として女々しき振舞いなく、転戦に次ぐ転戦、昼は草に伏し、夜は新陣地につく。しかし力尽き路傍に、ジャングルに倒れたる者数を知らず。我等幾度か足を鈍らせ叱咤激励す。君ら我等の心中をおしはかり、静かに自決するあり。

ああ君、今何処にありや。静かに眼を閉ずれば彼方のジャングルの中に、ここの薮陰に、道路の横に、白骨の累々と横たわるを思う。硫黄島、その他の島々では遺骨の引揚げも行われるに、我等は御身らの遺骸のありか掌に指さす如く判りつつ、比島の情勢それを許さず。或いは土人の手によって処理されしか、君の霊よ寛容あれ。我等は、君等の犠牲を空しくすることなかれとただ一筋に思う。

戦争は絶対に忌むべきものなり……。

世界平和、二度と戦争のない国。これが悲惨なる戦争を体験せし我等の願いなり。然るに昨今の日本の現状や如何、既に米ソ両翼の渦巻の中にのたうちまわりつつあり。ああ我かかる汚濁せる社会に生き長らえ、妻子の情にほだされるといえども何をか楽しからんや。かつて我等軍務にいそしみつつも願いしものは日本の平和、世界の平和なりき。我等の微力を許し給へ。ここに君らの父母、兄弟、姉妹、妻子、同期生、戦友一堂に集い、また諸種の事情により参会し得ざりし、苦楽を共にせし戦友の誠心、此の祭場に在り。心より君らの冥福を祈る。

我等の努力つたなきを許し、生き残れる者諸霊の御遺族と共に苦難の道を無事たどれる様、行く末までも契かたからんことを御加護あれ。

君等の霊は既に家郷の父母兄弟妻子のもとにあり、亡ぶべき肉体、白骨の上に無きことを確認し、迷うことなく御仏の御手にすがり、極楽の平和の彼岸に行かれよ。満蒙の地に別れし戦友、或いは共に比島の山野に苦しみし戦友一同を代表し、在天の英霊に捧ぐ。

君来りうけよ

昭和二十八年七月十四日

元歩兵第七十一連隊長　二木栄蔵

三、大東亜戦争戦没者名簿

松元校区

陸軍

戦没者名	階級	生年月日	戦没年月日	戦没場所	地区	当時の遺族
有村辰雄	伍長	大7・11・30	20・10・3	ソロモン群島	松ケ迫	父　小次郎
有村辰美	伍長	11・1・10	20・3・22	ルソン島	松ケ迫	父　小次郎
有村喜義	兵長	5・9・28	20・3・17	硫黄島	松ケ迫	妻　テルヱ
有村道男	兵長	11・8・2	20・2・7	ルソン島	松ケ迫	父　盛太郎
浅面昌弘	兵長	11・4・5	19・7・18	マリアナ島	内田下	母　ミチヨ
伊地知操	兵長	9・1・14	19・9・25	信陽療養所	田原春	父　孫助
井之上市二	軍曹	明32・12・8	19・6・23	ニューギニヤ	入田	母　マンゲサ

| | | |

下柿元武義	一等兵	13・3・30	20・3・1	沖縄		
下柿元洋夫	兵長	9・10・11	19・11・11	レイテ島		
新福実	一等兵	明42・9・28	19・6・29	支那湖北省		
新福俊雄	伍長	45・7・20	21・2・25	シベリア収容所		
新福信雄	兵長	大12・3・2	20・4・25	ルソン島		
新福肇	兵長	11・3・15	20・2・5	ルソン島		
新福寿		2・8・29				
篠原藤治	兵長	9・3・15	20・2・19	ニューギニア		
篠原豊	伍長	8・1・30	20・6・30	レイテ島		
篠原国武	兵長	11・12・15	20・4・26	支那湖北省		
末永兼雄	兵長	大3・12・1	18・10・8	西太平洋		
末永清	曹長	8・11・3	19・2・4	ブーゲンビル島		
末永純義	軍曹	2・3・20	20・9・10	ブーゲンビル島		
末永俊介	中尉	9・11・30	20・3・17	硫黄島		
角野仁次郎	兵長	明41・7・10	20・7・1	レイテ島		
田原春富	軍属	大5・8・17	20・8・6	タイ		
田原春清	兵長	11・12・25	20・8・25	支那兵站病院		
谷頭一	伍長	9・3・21	20・8・7	ビルマ		
谷頭義雄	一等兵	12・9・25	19・6・29	大島亀徳沖		
谷頭清	上等兵	明45・3・17	19・10・4	支那湖南省		
中島国則	伍長	大7・12・1	20・6・20	沖縄		
恒吉芳	中尉	9・1・22	20・5・3	ルソン島		

柿元	母	ミツエ				
田原春	兄	勲				
折尾	妻	キヌヱ				
折尾	母	キミ				
京ノ旨	父	末吉				
京ノ旨	母	ユキ				
迫田	母	シナ				
迫田	父	郷二				
大久保	父	甚太郎				
田原春	母	ハル				
柿元	父	睦吉				
柿元	長男	晃				
本坊	妻	キクエ				
田原春	養女	ミヤ子				
田原春	父	柳田新助				
内田下	父	清吉				
内田下	父	喜之助				
内田下	父	文二				
松元上	妻	トミ子				
折尾	母	ミヤ				

| | | |

海軍

戦没者名	階級	生年月日	戦没年月日	戦没場所	地区	当時の遺族
浅面勝男	一曹	大7・1・17	18・5・23	南洋群島	内田下	兄 国雄
吉村一		9・3・10	20・7・9	中支広東省	内田中	伯父 東軍吉
竹之内善吉	一等兵	14・8・2	21・10・30	仏印、戦病死	内田下	兄 武央
小倉辰雄	軍曹	大5・11・1	14・6・12	谷川野戦病院	坊屋敷	弟 侃
浜田三之助	兵長	明45・1・23	20・7・10	ルソン島	松元下	妻 ミツエ
若松国弘	伍長	3・11・10	19・3・2	ブーゲンビル島	柿元	母 ハツカメ
堂園国治	大尉	12・10・28	19・10・25	レイテ島	田出橋	父 七太郎
外園正雄	兵長	大14・10・18	20・5・2	支那湖西省	外園	母 ヨ子
田辺一	兵長	41・2・17	20・2・8	小倉陸軍病院	福山	妻 スエ
和田国武		明44・10・4	20・1・18	指宿療養所	入田	妻 フミ
和田兼致	伍長	9・10・16	20・8・1	支那広西省	本坊	母 ケサマツ
吉富一	上等兵	大10・2・18	19・6・4	小倉陸軍病院	中園	母 ハル
吉富政義	兵長	大3・3・3	20・3・27	タイ・バンコック	福山	母 内ハル
吉富袈裟吉	上等兵	明45・8・28	19・9・9	ルソン島	中園	妻 フクエ
吉村久雄	上等兵	12・2・20	20・5・1	ルソン島	京ノ旨	父 源次郎
吉村義則	伍長	6・5・20	18・12・7	中支	木ノ下	母 ナツ
山口義人	兵長	大15・3・15	21・4・25	支那牡丹江省	折尾	父 芳雄
松浦末一	一等兵	明41・4・1	20・2・18	堺市曽根町	松元下	妻 ヨシ
松元鉄雄	兵長	10・3・10	20・5・1	ニューギニヤ	松元下	父 武彦
松元末広	伍長	4・8・25	19・9・4	ブーゲンビル島	松元下	妻 ヒロ

| | | |

堂園利徳	大尉	12・2・20	19・5・4	ビスマルク諸島	福山	義父 国徳
堂園稔	一主曹	9・11・2	19・6・20	西太平洋	内門	父 勇吉
東正徳	上水	10・2・25	19・12・17	嬉野病院	内田中	母 ハル
東正雄	上整曹	2・3・20	19・2・21	ビスマルク諸島	内門	妻 ハナエ
福田敏雄	軍属	明39・11・20	17・8・5	南太平洋	田原春	母 ハル
穂満愛吉	上水	44・10・10	20・4・25	東支那海	坊屋敷	母 ヤエ
穂満義光	軍属	大6・3・20	20・6・18	北太平洋	松ケ迫	兄 政吉
蛭川哲夫	兵曹長	4・3・30	18・10・22	ソロモン群島	田原春	母 テル
西村国次	二曹	6・2・1	20・8・21	ニューブリテン島	田出橋	母 マツガメ
吉村次男	上水	13・7・8	20・7・1	揚子江	内田中	伯父 東軍吉
福田信男	上整	14・1・10	18・10・12	ソロモン群島	田原春	父 善之助
若松洋夫	少尉	12・1・10	20・6・29	フイリッピン	柿元	父 仁次郎

東昌校区

陸軍

戦没者名	階級	生年月日	戦没年月日	戦没場所	地区	当時の遺族
有村良雄	上等兵	大6・3・15	20・3・17	硫黄島	山木場	兄 静雄
馬込清二	伍長	明45・1・25	19・5・5	ニューギニヤ	馬込	父 竜太郎
馬込誠次	兵長	大4・3・15	20・1・23	支那湖南省	馬込	妻 イサ
馬込時義	伍長	10・11・28	20・4・29	ルソン島	湯之尾	母 ヤエ
馬込高男						
内田国雄	伍長	2・3・5	20・6・30	レイテ島	平谷	妻 キク
内田正行	少尉	明33・1・28	20・7・20	ルソン島	平谷	妻 ハナエ

内田穂積	内田利治	内田操	上原利男	大村貞雄	大村純徳	大村昇	大山三郎	新福秀義	奥利雄	川畑清治	神野善二	九万田良雄	九万田休	九万田政雄	坂之上秀則	坂之上長吉	坂之上定雄	坂之上弘志	下野一	竹之内米光	竹之内末吉
上等兵	上等兵	兵長	伍長	上等兵	二等兵	兵長	伍長	伍長	伍長	上等兵	伍長	伍長	曹長	兵長	伍長	伍長	兵長	上等兵	兵長		伍長
大12・4・10	明41・3・25	42・7・10	43・2・5	大4・11・5	明43・1・1	大7・1・7	大7・8・25	8・3・6	大6・2・25	12・8・20	明44・8・28	大4・1・10	6・8・10	4・3・20	11・10・30	9・8・28	5・1・20	9・7・2	12・3・8		9・2・10
19・7・24	19・9・22	20・2・2	20・5・27	18・10・8	20・5・22	20・3・17	20・3・17	21・10・28	19・3・17	20・3・24	20・5・5	20・4・6	20・6・18	19・9・24	19・8・15	18・10・2	20・3・17	20・3・17	20・6・20		20・3・17
小笠原諸島	熊本陸軍病院	ルソン島	ルソン島	西太平洋	在郷死	硫黄島	硫黄島	シベリア収容所	ブーゲンビル島	支那河南省	ルソン島	ルソン島	ブーゲンビル島	中支	ニューギニヤ	南方諸島	硫黄島	硫黄島	ルソン島		硫黄島

平谷	平谷	平谷	山木場	野首	大西	野首	後原	野首	大西	馬込	上ノ前	北東	北東	北東	向原	坂ノ上	向原	向原	大下	大下
父一二	妻キクエ	妻フヂエ	妻フヂ	父時正	妻シヅ	父眩次郎	父清	母キク	母スエ	母ミカ	母マツガメ	妻フミ	父熊吉	妻ユリ子	父勇吉	母センガメ	母キヨ	母キヨ	父市熊	母ハル

| | | |

海軍

戦没者名	階級	生年月日	戦没年月日	戦没場所	地区	当時の遺族
上野典夫	少佐	大13・1・10	20・6・23	千葉上空	上ノ前	父 平二
奥末雄	水長	明41・11・3	20・6・14	沖縄	後原	妻 テイ
奥実孝	整長	大10・7・25	19・1・14	本州南東海面	大西	父 與四郎
奥良徳	軍属	昭2・11・24	20・6・20	マニラ東方	大西	父 栄吉
奥安雄	水長	大2・12・25	19・12・12	南洋群島	大西	母 チヨマツ
大山秀雄	軍属	3・12・1	19・2・23	父島西方海面	後原	父 清
大村正吉	二曹	昭2・3・13	19・11・25	フイリッピン	野首	父 吉太郎
大村繁雄	軍属	大6・3・1	20・5・26	ルソン島	大西	父 三次郎
上四元晃	水長	6・7・14	20・4・24	フイリッピン	上ノ前	姉 寺園スミエ
吉海江武男	上等兵	明43・9・24	19・6・29	大島亀徳沖	平谷	父 慶蔵
吉海江国彦	兵長		20・5・21	ルソン島	小中原	叔父 清
吉松盛蔵	軍曹	大7・12・1	19・6・26	ブーゲンビル島	東昌寺	母 ケサマツ
吉松徳二						
吉富武義	伍長	明45・2・15		ハバロフスク第四収容所	山方	妻 ワイ
吉海江一夫	軍曹	大13・3・15	20・3・21	ルソン島	平谷	父 喜内
芝原諭	上等兵	15・7・5	21・1・7	関東五七陸軍病院	直木	父 末吉
吉松徳三	伍長	9・3・12	20・4・25	ルソン島	東昌寺	兄 盛吉
大村袈裟吉	伍長	明43・7・18	20・6・18	ルソン島	直木	長女 智津子
中園ハル子	女挺身隊		20・4・8	鹿児島市宇宿町	北西	父 源蔵
奥サナヱ	女挺身隊	昭2・9・15	20・8・9	長崎市城山国民学校にて原爆死	直木	父 畝次郎

| | | |

戦没者名	階級	生年月日	戦没年月日	戦没場所	地区	当時の遺族
伊地知国義	兵長	大4・2・15	20・11・27	仏印	上床	母サワ
石原久男	伍長	大2・8・22	20・5・26	ルソン島	桟敷原	母ヒデ
石原秀則	伍長	8・7・20	19・12・11	レイテ島	桟敷原	父慶二
石原茂徳	伍長	6・5・1	19・11・9	支那広西省	桟敷原	父慶二
上原英雄						
上原政治	兵長	9・2・18	20・9・28	支那湖南省	馬場	母ユイ
内純雄	兵長	3・2・5	20・5・10	ルソン島	四元	妻シヅエ
内純武		明40・7・8	23・8・13	戦時死亡宣告	四元	長男東一郎
内政男	一等兵	43・2・12	19・6・29	大島亀徳沖	四元	妻フミ
内新吉	伍長	大8・1・25	20・1・7	ブーゲンビル島	四元	父森右ヱ門
大山未教	上等兵	14・7・1	20・1・30	フイリッピン	上床	父勇之助
上四元道雄	曹長	9・6・1	19・6・5	ニューギニア	四元	父仲次郎
上四元義治	軍曹	10・8・6	19・6・17	支那湖南省	四元	父伝吉
上四元末隆	兵長	3・2・25	19・6・29	東支那海	四元	妻ハツエ
隈元弘一	伍長	10・4・27	20・6・12	ルソン島	馬場	母キク
児島巌	軍属	11・4・25	20・6・30	フイリッピン	馬場	妻恭子
田実明	伍長	明44・2・25	19・8・16	ビルマ	下り山	父静治
田実利雄	上等兵	大1・12・16	20・6・18	ルソン島	馬場	妻正
田実末優	上等兵	明45・3・25	20・12・8	ソ連黒河第二診療所	下り山	妻クミ

| | | |

海軍

戦没者名	階級	生年月日	戦没年月日	戦没場所	地区	当時の遺族
吉村文男	兵長	14・2・9	20・4・19	ルソン島	四元	母ハル
吉村正清	兵長	大10・10・25	18・11・25	中支	四元	父善吉
染川一男	准尉	明28・10・10	22・6・2	ウランバートル日本軍収容病院	馬場	妻フヂ
吉村秀雄	兵長	大9・3・1	20・3・17	レイテ島	田ノ頭	父文蔵
別府利隆	兵長					
善福正男						
菱田信隆	兵長	1・12・13	19・6・22	西部ニューギニア	四元	兄虎治
長谷川正吉	兵長	13・1・4	20・8・9	ミンダナオ島	桟敷原	母セイ
野添国義	伍長	11・11・22	19・11・17	東支那海	下り山	母サキ
藤元義則	兵長	6・7・14	19・9・20	ブーゲンビル島	下り山	父與次郎
染川純義	伍長	明40・7・15	20・6・30	レイテ島	田ノ頭	妻トキ
石原修	兵曹長	大1・9・30	19・4・15	印度洋	桟敷原	母ナセ
石原勇	軍属	明45・4・7	20・10・17	セラチ島	桟敷原	妻文江
岩崎春男	兵長	大12・3・3	20・1・8	台湾	上床	母ミネ
大山英三郎	上整	昭2・11・9	21・10・13	在郷死	下り山	父仁之助
久木野睦雄	上水	大12・11・15	20・3・18	宮崎県新田村	四元	父袈裟助
曽山英夫		14・8・30	20・1・7	朝鮮南西岸	春山	兄武男
野間口浩	水長	13・11・26	19・11・18	東支那海	芝原	父慶二
二俣岩雄	水長	9・1・10	18・2・28	印度洋	四元	祖母ハツギク
森道夫	上水	10・3・23	20・4・10	フイリッピン	中ノ丸	母ミト

石谷校区

陸軍

戦没者名	階級	生年月日	戦没年月日	戦没場所	地区	当時の遺族
石神秀則	兵長	大4・5・15	20・6・10	千島松船島	石谷西	弟 清川正一
猪之口隼人	伍長	明37・6・15	16・12・12	小倉市	六ケ所	妻 アキヲ
飯田厚春	軍曹	大8・2・26	20・6・7	ブーゲンビル島	新村上	母 ミサ
宇田量衛	伍長	8・2・15	20・6・17	ルソン島	石谷下	父 七郎
宇田実清	兵長	4・3・25	20・6・15	ルソン島	石谷下	兄 操
大内田孝志	上等兵	12・3・31	20・9・5	宮崎県児湯郡	松ノ尾	父 宗熊
大内田稔	兵長		20・2・25	ルソン島	仁田尾	父 新八
大内田十二一	上等兵	12・11・4	19・8・24	武昌兵站病院	石谷下	兄 栄
大山滋	伍長	9・3・26	20・6・15	ミンダナオ島	石谷西	兄 秀雄
森峯夫	上水	12・9・3	19・10・26	本州南方海面	中ノ丸	母 ミト
森幸夫	軍属	大5・12・13	18・2・8	本州南方海面	中ノ丸	母 ミト
別府義央	工兵長	昭2・5・19	20・2・23	霧島分院	中ノ丸	父 吉蔵
別府芳和	上整	大11・9・25	19・2・10	台湾東方海面	中ノ丸	父 吉蔵
四村種行	機曹長	2・2・27	18・7・14	本州沿岸	下り山	妻 初栄
四元壮一	少佐	明22・12・25	19・3・30	南洋群島	馬場	妻 サダ
吉村貞治	一機曹	41・2・18	19・2・6	南洋群島	古山	妻 サチ子
吉村利文	水長	大14・3・20	20・3・17	硫黄島	四元	父 善吉
吉村英義	軍属	3・11・25	19・4・12	東支那海	四元	母 キクエ
弓削高吉	水兵長	明43・6・10	20・2・26		芝原	妻 ハル子

尾堂勲	上等兵	11・8・24	20・2・25	ルソン島	六ケ所	父金次郎
尾堂袈裟熊	伍長	大3・2・23	21・3・16	ソ連チタ収容所	六ケ所	父誠一
演間寅生						
梅田烈	伍長	9・12・4	19・8・29	ブーゲンビル島	仁田尾	父彦熊
柏木武雄	伍長	明45・3・21	17・7・9	支那湖北省	新村下	妻フミ
柏木慶吉	准尉	4・1・1	21・6・12	南西諸島北方海上	新村下	父矢一
川口義光	伍長	10・9・30	19・3・23	ブーゲンビル島	松ノ尾	父喜熊
川崎烈	兵長	大5・8・16	20・3・17	硫黄島	仁田尾	父三次郎
川崎正治	憲兵伍長	11・7・7	20・7・25	ルソン島	仁田尾	父三次郎
瀬戸口義治	上等兵	11・12・1	19・6・3	支那湖南省	仁田尾	父友二
隈元誠之亟	曹長	7・8・24	20・6・3	ルソン島	仁田尾	妻フヂ
隈元正治	一等兵	11・1・15	19・1・11	支那	六ケ所	父誠一
久木崎慶二	兵長	2・3・20	20・5・18	ルソン島	六ケ所	妻ナツエ
久木崎末盛	一等兵	10・3・1	18・10・1	中支	六ケ所	兄国広
田中昧熊	伍長		19・11・17	東支那海	六ケ所	父正熊
谷口昧次郎	伍長	4・10・1	19・11・17	東支那海	仁田尾	妻キク
鶴田栄之助	伍長	9・1・1	20・7・26	支那湖西省	新村上	父民則
鶴田正治	伍長		20・11・27	ニューギニア		
時吉文雄	上等兵	明43・10・2	19・7・31	台湾南方バシー海峡	石谷東	父太平
西順二	兵長	大9・6・30	19・10・18	マニラ海上	六ケ所	母ハル
原野彦熊	上等兵	3・3・22	19・3・27	セパンジャン列島	石谷西	妻フヂエ
松永武夫	兵長	明42・2・2	19・6・29	南方海上	仁田尾	妻フヂ

海軍

戦没者名	階級	生年月日	戦没年月日	戦没場所	地区	当時の遺族
荒川正春	一曹	大13・2・28	19・12・31	南洋群島	石谷東	母ヨシ
石原正昭	兵長	15・6・14	20・1・12	南支那海	仁田尾	母ミネ
上山英丸	二曹	13・2・28	19・12・31	南洋群島	仁田尾	母シヅ
亀掛川水雄	軍属	昭2・11・15	20・6・26	黄海附近	新村下	母フヂエ
久木崎盛隆	上整		19・2・12	台湾	六ケ所	父盛吉
鶴田秋丸	水長	大15・11・16	20・3・28	仏印沖	新村上	父清志
藤崎景義		明42・9・29	20・7・1	レイテ島	石谷	妻ミヨ
益満英男	軍曹	10・6・9	20・1・25	ルソン島	石谷下	母ミナ
新村良雄	伍長	6・8・19	20・7・10	ブーゲンビル島	新村下	長男良治
畠山義国			19・11・25	ルソン島	仁田尾	妻美代子
肥後幸男	伍長	12・2・21	19・10・11	広島陸軍病院	仁田尾	父盛重
四元数雄	准尉		19・4・22	ソロモン群島	石谷西	兄純吉
四元武丸	曹長	大6・12・8	19・12・24	ブーゲンビル島	仁田尾	兄淳朴
四元爲治	兵長	明40・3・31	20・11・2	支那湖西省	仁田尾	妻ミ子
湯元次男	伍長	大5・6・1	20・3・17	硫黄島	石谷下	妻ユキ子
盛田良盛	兵長	明44・1・20	20・2・12	レイテ島	石谷下	妻マスエ
盛田啓二	伍長	9・1・3	16・12・22	ルソン島	石谷下	父森右ヱ門
盛田国雄	伍長	大6・1・25	18・10・8	ルソン島	石谷下	父喜右ヱ門
宮下栄之助	兵長	41・8・14	23・6・16	戦時死亡宣言大連市役所	石谷東	妻フミ
満尾弘道	兵長	明40・11・30	19・11・25	ルソン島	石谷西	父密二

四、大東亜戦争復員者名簿

	階級	氏名	現住所	復員年月日	所属部隊名	復員前住所
陸	大尉	有川貞行	上谷口	21・6・8	五八師団独立歩兵第一、〇八大隊	中支
海	一等兵	浅面善行	〃	20・9・28	相浦海兵団	佐世保
陸	上等兵	有川時彦	〃	20・10・30	一〇一部隊柴山隊	満洲
海	主兵	浅面清高	〃	20・10・1	佐鎮第一一特別陸戦隊	佐世保
陸	一等兵	青山宣	〃	22・10・30	第四方面軍	満洲
海	二曹	朝隈徳光	〃	21・5・21	海軍第一〇警備隊	仏印
宇都宮	正則	高山秀雄	石谷東	19・3・1	ソロモン群島	新村上	父	畊市
吉	富	徳義	上水	明41・1・5	20・4・24	比島クラク島	松ノ尾	妻	クチエ
四	元	千畝	上飛曹	11・7・8	18・4・7	ソロモン群島	松ノ尾	父	亘
四	元	勇雄	二水	12・7・19	17・2・20	蘭印	仁田尾	兄	常則
森	山	国治	上整曹	10・3・31	19・2・23	南洋群島	六ケ所	母	ハルギク
山	田	忠	兵曹長	6・1・13	17・6・23	尾屋崎北東海面	石谷下	父	源之亟
森	田	直秀	工兵曹		19・10・29	フイリッピン	石谷下	父	有吉
益	満	哲男	大尉	10・5・21	18・1・5	ニューギニア	石谷下	父	真八
久	永	進	機兵長	14・2・28	19・8・22	フイリッピン	仁田尾	父	仁之助
久	永	勲	上兵曹	5・11・28	19・2・28	南方	仁田尾	父	竜吉
馬	場	園房満	一飛曹	大12・12・25	18・5・14	ニューギニア	石谷東	母	サクラ

陸	一等兵	井ノ上栄吉	〃	20・9・19	西部第二一部隊	熊本
〃	上等兵	井ノ上義雄	〃	21・3・7	第一、七八八部隊	台湾
海	一等兵	井ノ上佐吉	〃	22・9・25	福岡航空隊	
〃	一水	井ノ上慶蔵	〃	20・8・27	鎮海海兵団	佐世保
陸	軍属	伊地知住雄	〃	22・6・3	第一〇一海軍施設部	シンガポール
〃	二曹	井ノ上操	〃	22・9・18	佐世保海兵団	シンガポール
海	上水	今村春男	〃	20・8・29	海防艦	大連
陸	上等兵	今村春義	〃	21・7・11	広第七、三一一部隊	中支
〃	兵長	井手澄男	〃	20・8・21	峰第一二、五八三部隊	宮崎
〃	兵長	井手利徳	〃	21・12・28	第一、七九〇部隊	フィリッピン
〃	上等兵	内美佐夫	〃	21・8・25	針尾海兵団	佐世保
〃	一等兵	上之隆雄	〃	22・9・27	満第二〇九部隊	満洲
〃		上之袈裟吉	〃	21・10・4	第二、七一九部隊	
〃	軍曹	上坊道雄	〃	21・3・10	第二、五三五部隊	中支
〃		上坊義雄	〃	20・9・11	本部七	東京
〃	一等兵	上竹原一夫	〃	20・9・10	西部第一八部隊	加世田
〃	兵長	上竹原美夫	〃	21・7・1	第一一軍病〇庁	中支
海	軍属	上竹原武男	〃	20・10・5	第一施設部青島支所	青島
陸	上等兵	上柿元末盛	〃	21・6・1	第一〇四（当陽）部隊	中支
〃	兵長	上柿元秀雄	〃	20・8・15	暁第一、三五五部隊	宮崎
〃	軍曹	上柿元淳吉	〃	20・12・9	西部第一九五原田部隊	北支
海	一飛曹	上柿元巽	〃	20・9・15	第三一六飛行隊	

| | | |

| | | |

| | | |

		中村三郎	上谷口	22・7・15	満二六八部隊	
海	上水	入田誠二	〃	20・9・25	佐世保海兵団	佐世保
陸	上等兵	入田勇	〃	22・12・10	第二八部隊	満洲
〃	軍曹	西田貞良	〃	20・10・30	栄光一三、九六二部隊	朝鮮
〃	小尉	西田貞礼	〃	20・9・3	台蓬一九、七〇一部隊	台湾
〃	小尉	西田貞治	〃	21・4・16	独歩五九三部隊	中支
海	兵長	野村栄吉	〃	20・9・7	佐世保海兵団	佐世保
陸	二等兵	早川隆雄	〃	20・9・10	鹿児島病院教育隊	鹿児島
〃	軍曹	東行男	〃	21・6・22	冬三、五四五部隊	南方
〃	兵長	東国徳	〃	22・11・1	満七、〇三九部隊	新京
〃	伍長	東国則	〃	21・9・2	鉄道六六八部隊	通化省
〃	上等兵	東純則	〃	21・5・14	波三、一四九部隊	
〃	軍曹	東烈	〃	20・9・6	第七、四八五部隊	朝鮮
〃		東純夫	〃	24・7・22	六大隊六九中隊	
〃	一等兵	東畩熊	〃	20・9・1		川辺
〃	軍属	東剛	〃	21・1・20	芝浦海軍施設部	トラック
〃	二等兵	広瀬栄	〃	20・8・22	満四三部隊	
〃	一等兵	福田兼義	〃	21・4・21	北支第一二軍	北支
〃	兵長	福田義輝	〃	21・8・25	中部九九部隊	高浜
海	二曹	福田国雄	〃	20・9・1	海軍通信学校	岩国
陸	一等兵	福田智信	〃	21・3・15	支那派遣独立警備隊	北支
〃	二等兵	福田末盛	〃	20・10・26	福岡陸軍病院	福岡

陸	候補生	福田吉治	上谷口	20・8・30	独立第一飛行隊		
海	上等兵	福田義徳	〃	21・5・28	東印空ケンタリー派遣隊		
陸	軍属	福田利雄	〃	21・11・4	岩瀬部隊		
〃	上等兵	福田栄	〃	20・9・1	第一二、五八三部隊		
海	二曹	福田勝雄	〃	20・11・27	青島方面大学路病院		
陸	上等兵	福田幸雄	〃	21・7・10	小林部隊		
〃		福田辰雄	〃	21・6・26	支那派遣独歩五警		
〃	兵長	福留万喜男	〃	21・6・10	濠北派遣海八、九四二部隊		
〃	伍長	福留純則	〃	21・7・12	マライ派遣二四、九六四部隊		
〃	二等兵	福留利夫	〃	20・9・10	第一八部隊		
〃	伍長	古川栄二	〃	21・8・2	一飛中		
〃		福山俊夫	〃	23・9・24			
〃	一等兵	本坊藤男	〃	21・4・25	中支派遣第二、一四八部隊		
〃	兵長	本坊時吉	〃	21・6・10	広七三二部隊		
〃	兵長	本坊栄	〃	20・10・30	玄第二、二〇〇四部隊		
〃	兵長	本坊長次郎	〃	23・10・25	満洲七八三部隊		
〃	曹長	本坊国義	〃	24・10・2	関東軍終戦自動車		
〃	一等兵	本坊光男	〃	20・8・25	阿蘇三二、四〇五部隊		
〃	上等兵	本坊秀吉	〃	20・8・	広島暁部隊		
〃	一等兵	本坊政次郎	〃	20・8・1	満第三七、三四五部隊		
〃	上等兵	益山常夫	〃	20・9・11	小倉野戦重砲		
〃	軍曹	松元操	〃	22・8・19	満第一五、二六七部隊		

千葉	ソ連	シャム	小倉	青島	中支		
濠北	マライ	鹿児島	スマトラ	シベリア	中支	朝鮮	満洲
満洲	宮崎	シベリア					

陸軍曹	松元卓雄	〃	21・12・8	第五特設鉄道隊	シャム			
〃一等兵	松元行雄	〃	20・8・15	闘第一二、五七七部隊	宮崎			
〃兵長	松元光雄	〃	21・4・5	独立第一〇〇大隊	南支			
〃上等兵	松元義雄	〃	21・6・30	中支歩第五〇八大隊	中支			
〃上等兵	松元秀吉	〃	21・2・1		台湾			
〃伍長	松元新之丞	〃	21・7・30	スマトラ二七五部隊	スマトラ			
〃軍属	松元一雄	〃	20・8・		ソロモン			
海一水	松元正弘	〃	20・8・23	防備隊	鎮海			
陸一等兵	松元邦弘	〃	20・8・20	師一八、四二五部隊	東京			
〃兵長	松元隆雄	〃	21・6・10		南支			
〃一等兵	松元国吉	〃	21・4・4		満洲			
海一空曹	松元清治	〃	20・9・3	九〇三空	椎内			
陸上等兵	松元覚二	〃	21・11・4	暁一九、七七七部隊				
〃上等兵	前田肇	〃	20・8・26	河和航空隊	愛知			
〃上等兵	前田正雄	〃	20・9・1	第五三三設営隊	島原			
〃一等兵	前田善助	〃	20・9・1	第七六部隊	福岡			
〃一等兵	丸田権太	〃	20・9・23	鹿児島野戦病院	鹿児島			
〃一等兵	本坊薩夫	〃	21・4・25	鉄道一四連隊	徐洲			
〃二等兵	本坊義夫	〃	20・9・23	薩二二、四〇六部隊	川辺			
〃軍属	山口マサ子	〃	20・8・15	北支派遣用八〇〇部隊	北支			
〃一等兵	山崎秋義	〃	21・3・10	菊池三、二六〇部隊	宮崎			
海一等兵	四元広二	〃	・8・28	海軍一七八部隊				

陸	少尉	若松利夫	上谷口	21・3・10	命部隊	台湾		
〃	兵長	若松武二	〃	21・4・5	小倉六六部隊	南支		
〃	少尉	若松哲雄	〃	21・8・30	土浦飛行学校	鹿屋		
〃	伍長	若松義則	〃	21・5・16	乙三、五〇八部隊	北支		
〃	兵長	若松国彦	〃	21・2・21	支那派遣軍	アモイ		
〃	一等兵	若松栄二	〃	20・9・21	木ノ下部隊	溝辺		
〃	兵長	若松武雄	〃	23・11・2	満洲七、〇三九部隊	新京		
〃	兵長	和田重雄	〃	21・1・1	佐藤部隊田中隊	中支		
〃	二等兵	和田勇夫	〃	21・8・28	栗部隊	中支		
〃		和田澄高	〃	20・8・20	佐世保海兵団	佐世保		
〃	二等兵	有村国治	福山	20・10・10		内地		
海	上水	有村喜代隆	〃	21・1・15	独立歩兵第六、二七六部隊	中支		
陸	兵長	有村政義	〃	20・11・24	満第一八八部隊	北支		
〃	軍属	有村景雄	〃	21・10・12	独立歩兵第六、二七六部隊	ハルピン		
〃	上等兵	有村清水	〃	21・3・7	萩原部隊	中支		
〃	兵長	有村義光	〃	21・5・13	陸軍士官学校	仏印		
〃	生徒	今村一夫	〃	20・8・31	第三四飛行隊	神奈川		
〃	兵長	岩下肇	〃	21・7・25	戦車第三連隊	ジャワ		
〃	上等兵	岩下秀雄	〃	21・7・13	セレベス第二三特旅	中国		
陸	上等兵	岩下辰夫	〃	20・11・27	比島第一〇三師団	マニラ		
海	二曹	岩下重雄	〃	21・7・20	第一〇六飛行場大隊	フィリッピン		
〃	兵長	岩下静雄	〃	21・6・10		南支		

陸	伍長	岩下盛蔵	〃	21・12・30	騰第一八、三二四部隊	硫黄島	
〃	二等兵	岩下利夫	〃	21・3・9	第三〇、六二一部隊	中支	
海	軍属	大内田信弘	〃	20・9・20	南方開拓技術員養成所	呉	
〃	上等兵	内景義	〃	23・6・19	満第一三、九七九部隊	撫順	
陸	上等兵	木之下正信	〃	21・7・26	満第五、八九七部隊	東寧	
海	准尉	木之下輝雄	〃	20・10・25	朝鮮釜山警備隊	釜山	
陸	伍長	木之下一雄	〃	21・6・26	第三七師	シャム	
〃	兵長	坂口義隆	〃	21・5・20	南方派遣飛第一一〇		
〃	兵長	新福浅吉	〃	20・8・26	陸軍飛行兵学校	大分	
海		新福荘吉	〃	20・9・30	第一一特陸	長崎	
陸	軍曹	新福熊夫	〃	21・6・30	一二〇飛行大隊	ハル島	
〃	軍曹	新福清隆	〃	21・3・24	明第九、〇二四部隊	ブーゲンビル	
〃	兵長	新福辰夫	〃	21・5・10	台第一二連隊	レンパン	
海	兵長	新福熊吉	〃	20・11・30	長崎特別陸戦隊		
〃	水長	新山国雄	〃	20・8・23	博多航空隊	熊本	
陸	軍曹	新山栄次	〃	21・2・9	第一二八飛行大隊	太原	
海	一曹	新山軍吉	〃	20・9・3	上海空	別府	
〃	二曹	新山博美	〃	20・8・27	陸戦隊特攻練習部	佐世保	
陸	兵長	新山一美	〃	21・6・10	第二船舶輸送隊	中支	
〃	一等兵	新山繁	〃	20・8・23	第一八部隊	鹿児島	
〃	兵長	新山高夫	〃	20・8・26	別府通信学校	防府	
海	軍属	新山光男	〃	21・11・6	出水機関区	タイ	

海一	新山義則	福山	20・9・28	23・5・31	針尾海兵団	針尾
陸中尉	新山正雄	〃	21・3・4	21・6・1	第五野戦航空隊	台湾
軍曹	新文雄	〃	20・11・2	20・9・10	栄光第一、三三六部隊	朝鮮
曹長	新純義	〃	21・3・31	20・8・30	第一三〇師団司令部	南支
陸上等兵	篠原国春	〃	21・3・15	20・9・10	光二二七部隊	シンガポール
上等兵	新美佐夫	〃	21・6・19	21・5・24	門司港駅	南支
兵長	篠原純則	〃	21・6・20	20・10・15	海八、三部隊	ガラン島
軍曹	篠原景徳	〃	20・8・15	20・8・20	有明四、二三六編成大隊	天草
上等兵	篠原景成	〃	20・8・20	20・9・1	西部一八部隊	指宿
上等兵	篠原国義	〃	21・11・18	20・9・25	旭一、一八八部隊	
上等兵	篠原実	〃	20・9・13	20・8・20	藤部隊	宮崎
一等兵	篠原文徳	〃	20・9・25	20・9・10	菊池部隊	宮崎
生徒	篠原和己	〃	20・9・1	20・8・30	大津少年飛行学校	滋賀
海軍属	末永実	〃	20・8・20	21・6・15	大村空	佐世保
陸軍曹	早田美喜夫	〃	20・10・15	21・6・15	拓一二、〇七五部隊	内地
曹長	早田秋満	〃	21・5・24	20・9・10	福五、三八四部隊	中国
海一曹	早田俊義	〃	20・9・10	20・8・30	駆潜五二号	内地
陸一等兵	早田清治	〃	20・8・30			内地
兵長	早田武夫	〃	21・6・15	20・9・10	光第二二七部隊	仏印
兵長	早田実	〃	20・9・10	21・6・1	騰一八、三二四部隊	鹿児島
軍曹	早田操	〃	21・6・1	23・5・31	第一三二師団	中支
少佐	早田正義	〃	23・5・31		歩兵第九〇連隊	

陸	兵長	早田	勲	福山	20・8・25		朝鮮
〃	曹長	田中	国志	〃	23・7・1	広一、三一三部隊	
〃	軍属	西村	利夫	〃	21・5・12	暁二、九四一部隊	広東
〃	一等兵	西村	重男	〃	21・1・12	野村部隊	中支
〃	軍属	西村	直二	〃	21・3・5	第八七警備隊	ソロモン
〃	西村	国利		〃	21・7・3	軍通二、七五九部隊	
海	西村	浅雄		〃	20・10・12	防備隊	鎮海
陸	一等兵	穂満	良雄	〃	22・11・27	西部一八部隊	
〃	一等兵	穂満	清治	〃	20・8・30		
海	飛長	穂満	義治	〃	20・8・29	航空隊	奥羽
陸	一等兵	穂満	勝	〃	20・8・30	西部第六七部隊	熊本
〃	兵長	外園	栄	〃	20・11・15	満第七六四部隊	満洲
〃	兵長	外園	秋則	〃	21・5・29	北支派遣七、三〇四部隊	北支
〃	上等兵	松元	清	〃	20・11・22	隼一七、三〇五部隊	中支
〃	兵長	松元	正文	〃	20・9・1	航空検査所	東京
〃	兵長	柳原	国男	〃	20・11・15	警備隊	鎮海
〃	上曹	吉村	国光	〃	22・9・28	有馬部隊中村隊	シンガポール
〃	一曹	吉村	喜次郎	〃	20・9・1	第一一特攻戦隊	南方
〃	兵曹長	吉村	義美	〃	20・9・10	通信隊	鎮海
陸	伍長	吉村	国雄	〃	21・8・14	関東軍法務部	満洲
〃	伍長	吉村	静男	〃	21・12・28	満第七三七部隊	ハイラル
海	主長	吉村	秋則	〃	20・11・30		佐世保

| | | |

海	兵長	内	文雄	直木	20・8・18	大分航空隊		
陸	伍長	内田	実	〃	22・1・29	台第八、九四二部隊	スラバヤ	
海	上曹	内田	畝男	〃	21・8・9		佐世保	
〃	二水	内	正義	〃	20・9・1	佐世保海兵団	鹿児島	
陸	一等兵	内田	芳武	〃	20・7・16	護南第二二、四〇五部隊	ニューギニア	
〃	上等兵	内田	良雄	〃	21・6・21	雪第三、五二六部隊	宮崎	
海	上曹	内田	末盛	〃	20・8・27	第三三突撃隊	横須賀	
〃	少尉	大山	貞雄	〃	20・9・6	海防艦生野	福岡	
〃	兵長	大山	千尋	〃	20・8・22	福岡海軍航空隊	熊本	
陸	上等兵	大山	安雄	〃	20・9・28	西部第二一部隊	朝鮮	
〃	軍属	奥	実	〃	20・9・29	西部第一八部隊和気部隊	中支	
〃	軍属	奥	国彦	〃	21・1・27	栄部隊	中支	
〃	軍属	奥	種盛	〃	21・6・28	山田部隊	鹿屋	
海	上等兵	奥	波雄	〃	20・9・28	鹿屋航空基地鉾部隊	長崎	
陸	軍曹	奥	岩吉	〃	20・10・20	西部第八、七五三部隊	香港	
〃	日赤看護婦	奥	ナツヱ	〃	21・5・2	第二〇〇兵站病院	ブーゲンビル	
〃	伍長	大村	三之助	〃	21・2・1	西部一八部隊明九、〇一〇部隊	中支	
〃	伍長	大村	正則	〃	21・6・11	西部第一八部隊	シンガポール	
〃	伍長	大西	英雄	〃	21・7・4	三島部隊	上海	
〃	上等兵	大村	三郎	〃	21・1・25	第四八戦隊		
海	一等兵	大村	良夫	〃	20・9・9	椎之原海兵団		
陸	一等兵	大村	慶二	〃	21・2・10	北支独立歩兵第一五大隊		

| | | |

陸軍曹	坂之上　隆夫	直木	21・4・6	満第一五四部隊	大連
〃	曹長	坂之上　義治	〃	20・11・6	宗第二、七四六部隊	壱岐
海上水	坂之上　国春	〃	20・8・22	鹿児島航空団分遣隊	鹿児島
陸兵長	坂之上　秋雄	〃	21・5・22	威第一、一六〇部隊（鹿児島一八部隊）	西貢
海二曹	坂之上　利夫※勲	〃	20・9・1	福岡海軍航空隊	長崎
陸二等兵	坂之上　利夫	〃	21・4・28	久保田部隊	台中
海二水	坂之上　純良	〃	20・8・28	海兵団	針尾
二曹	坂之上　利雄	〃	21・7・25	西藤隊	レンパン
二曹	坂之上　利夫	〃	22・8・25	中村隊付二一隊	
上水	坂之上　益男	〃	20・9・1	佐世保海兵団	佐世保
水長	坂之上　武二	〃	20・8・22	宇佐航空隊	大分
〃	坂之上　徳次	〃	21・10・10	第七、〇四三小野部隊	太田
陸兵長	坂之上　静雄	〃		岡村部隊	北支
上等兵	下柿元　照雄	〃	21・6・1	第二〇野戦航空補給廠	レンパン
上等兵	下柿元　昧雄	〃	21・6・1		
一等兵	新福　甚吉	〃	20・12・11	威第一七、六三二部隊	レイテ
一等兵	新福　国義	〃	22・10・18		
上等兵	新福　隆	〃			
軍曹	新福　国隆	〃	20・12・30	中支派遣震動一七、八七五部隊	中支
一等兵	新福　貞雄	〃	20・9・11	阿蘇部隊	鹿児島
中尉	芝原　末吉	〃	22・8・11	満洲第八〇部隊	東寧
一等兵	末吉　文男	〃	20・10・15	第二三一飛行大隊	朝鮮

| | | |

陸兵長	西時秀	直木	20・9・20	護南部隊		
〃兵長	西方長隆	〃	21・5・3	第九、八七八部隊高兵団		
〃軍曹	新穂節雄	〃	21・5・15	高一一、〇七五部隊飛行一三戦隊		
〃伍長	新穂和三	〃	20・8・20	燕一九、一八七部隊		
〃一等兵	新穂勉	〃	20・9・17	西部一九五部隊		
〃一等兵	新穂春次	〃	20・9・28	阿蘇三二、四〇五部隊		
〃兵長	原口秀雄	〃	21・3・3	南支独歩六〇二大隊		
海上曹	原口国雄	〃	20・11・3	海防艦		
〃上水	原口光春	〃	20・8・28	野崎隊		
陸上等兵	福田秀雄		20・9・20	鉾七〇四部隊		
〃大佐	二木栄蔵	〃	20・11・13	旭一、一二五部隊		
〃一等兵	二俣政吉	〃	20・8・14	第二二、四〇六部隊		
海上等兵	二俣正良	〃	20・8・21	宮本隊		
〃一等兵	二俣政吉	〃	20・8・14	第二二、四〇六部隊		
陸伍長	二俣操	〃	21・6・3	第一三五飛行場大隊		
〃兵長	二俣直右ヱ門	〃	23・3・24	キワミ部隊		
〃伍長	二俣数雄	〃	21・5・15	広七、三〇九部隊		
海上水	二俣利治	〃	20・12・22	志八、〇五〇部隊		
〃二曹	二俣盛吉	〃	22・2・19	第五警備隊		
陸兵長	二俣純雄	〃	20・11・11	比島二木部隊		
〃大尉	二俣菊男	〃	22・5・16	富南自動車隊		
〃兵長	二俣源熊	〃	20・9・2	野間口部隊		
〃兵長	二俣源吉	〃	20・10・20	第七、〇〇二部隊		

				西貢
				仏印
				東京
				佐世保
				出水
				南支
				佐世保
				南支
				満洲
				ジャワ
				ルソン島
				バレンバン
				佐多
				朝鮮

| | | |

海	上水	松田繁	直木	20・8・23	陣雷七二一空	鹿屋
陸	上等兵	馬込純義	〃	21・5・21	冬第三七師団	シャム
〃	兵長	馬込国義	〃	21・7・10	第五八師広部隊	中支
〃	上等兵	馬込愛吉	〃	20・11・30	七、一三五部隊	種子島
海	軍属	馬込秀夫	〃	20・10・15	朝鮮第七九部隊	朝鮮
陸	伍長	馬込喜佐雄	〃	20・12・18	威第一、〇六四部隊	フィリッピン
〃	上等兵	宮内実則	〃	20・9・5	砦三九、一二四部隊	朝鮮
海	水長	南原貞守	〃	21・3・15	台空高雄派遣隊	台湾
〃	上整	宮崎恒盛	〃	20・8・22	第二二航空隊	鹿屋
陸	一等兵	宮ノ前政治	〃	23・11・29	第一五四部隊	錦県
〃	上等兵	村山武盛	〃	21・4・27	第三七師二二七連隊	シャム
〃	一等兵	森操	〃	20・12・18	第五五八部隊	満洲
〃	軍曹	森好成	〃	22・4・5	兵站自動車一六七中隊	ジャワ
〃	一等兵	森達美	〃	20・9・12	阿蘇部隊	田布施
〃	上等兵	森園末広	〃	23・6・27	満洲航空隊	満洲
〃	一等兵	森園国義	〃	20・9・1	沼津警備隊	
〃	兵長	山方国雄	〃	20・9・28	賜四二、三四八部隊	内地
〃	伍長	山方良雄	〃	21・2・5	第一八特別警備隊	北支
〃	伍長	山方砂雄	〃	21・6・10	濠北派遣鯉八、九四四部隊	濠北
〃	曹長	山方安雄	〃	20・12・28	中支派遣高橋部隊	中支
〃	軍曹	山方菊雄	〃	20・11・〇	中支派遣	中支
〃	兵長	山方文男	〃	21・3・6	高雄警備隊	高雄

海水長	山方重雄	直木	20・9・2				
陸兵長	山内親男	〃	21・10・25	第三九三部隊			
〃	二等兵	吉村勝	〃	20・9・7	西部一八部隊		
〃	伍長	吉村清蔵	〃	21・3・	○二〇部隊		
海一水	吉村忍	〃	20・8・29	横須賀海兵団			
〃	上曹	吉村政雄	〃	20・8・31	日高部隊六〇六大隊		
〃	二曹	吉村康雄	〃	20・8・20	佐世保海兵団		
〃	上水	吉村貞雄	〃	21・5・14	鎮海防備隊		
〃	上工曹	吉村義治	〃	20・3・25	白石部隊		
〃	中尉	吉村国雄	〃	21・2・10	香港		
陸上等兵	吉村秀夫	〃	21・6・5				
〃	伍長	四元秀義	〃	21・8・3			
〃	上等兵	四元政義	〃	21・6・5			
海水長	四元義満	〃	21・2・28	新高派遣隊			
陸上等兵	四元貞義	〃		南部八、〇六一部隊			
〃	伍長	吉海江宗雄	〃	21・6・8	第五八師独一〇八大隊		
海二飛曹	吉海江遥	〃	20・8・26	富士海軍航空隊			
〃	兵長	吉海江義秀	〃	20・7・14	電信第一三連隊		
〃	二飛曹	吉海江正義	〃	20・8・25			
陸兵長	吉海江栄	〃	21・6・4	台風第一連隊			
海上水	吉海江勇	〃	20・9・1				
〃	少尉	吉海江朗	〃	20・9・15	第二八本部		

岩手			
鹿児島			
中支			
横須賀			
中支			
佐世保			
朝鮮			
諫早			
九竜			
内地			
内地			
内地			
中支			
大分			
中支			
呉			
レンパン			
佐世保			

| | | |

陸	伍長	吉満	博	直木	21・6・7	支那派遣独歩九六大隊			
〃	兵長	吉満	一雄	〃	20・9・7	紺第五七八部隊			
〃	兵長	吉満	兼蔵	〃	20・10・4				
〃	一等兵	吉満	三蔵	〃	23・5・10	独立輜重六、四一八部隊			
〃	上等兵	吉富	国弘	〃	20・9・	第一〇豆海軍航空隊			
海	軍属	吉富	純雄	〃	21・1・1	第二七設営隊	トラック		
陸	上等兵	福永	勇	〃	24・8・11	満二〇、五七〇部隊	満洲		
〃	上等兵	鶴田	秀雄	〃	24・8・13	満七四四部隊			
〃	一等兵	大村	時正	〃	24・11・4	満一五、二五九部隊			
〃	軍曹	若松	国弘	〃	20・11・4	敬忠部隊、林部隊			
〃	上等兵	若松	秋吉	〃	20・11・9	第一二、五八三部隊			
〃	伍長	若松	之雄	〃	20・9・12	朝鮮飛行隊比良派遣隊			
海	中尉	若松	源太郎	〃	21・4・3	高雄警備隊	台湾		
〃	一曹	有村	精次	入佐	21・3・28	砲艦熱海	支那	寧	
陸	一等兵	石塚	末春	〃	22・12・3	満第二〇、三二五部隊	満洲		
〃	曹長	内	畉之進	〃	21・3・5	満洲剣第二一二部隊	台湾		
〃	伍長	上野	清香	〃	20・9・4	台湾第四、五一五部隊	台北		
〃	二等兵	上野	清栄	〃	20・8・23	関東軍第一三、一二八部隊	間島		
海	生徒	上野	成夫	〃	20・10・1	海軍兵学校	江田島		
〃	一曹	上野	昭平	〃	20・8・30	特潜咬竜	広島		
陸	兵長	川路	新太郎	〃	21・6・8	暁第三、五九四部隊	ハルマヘラ		

海	上水	神野則雄	入佐	20・9・16	護南第三三、四〇五部隊	薩摩郡		
陸	少尉	川畑実	〃	20・8・31	西部第二一部隊	熊本		
〃	伍長	九万田政己	〃	20・9・1	第九一部隊	桐生		
海	二飛曹	九万田俊信	〃	20・8・27	三重航空隊	長野県南佐久郡		
陸	兵長	九万田盛吉	〃	20・9・7	西部第一八部隊	鹿児島		
〃	二等兵	九万田次徳	〃	20・10・4	西部第四二、三四三部隊	熊本		
〃	上等兵	九万田精次	〃	21・2・11	中支派遣様第二部隊	南京		
〃	上等兵	九万田慶蔵	〃	21・3・19	中支派遣鴻第一、七三五部隊	南京		
〃	上等兵	九万田松雄	〃	20・9・19	慧第八、〇六二部隊	福岡		
海	一水	九万田数男	〃	20・9・28	海軍設営第五、二一四部隊	佐世保		
〃	二工曹	九万田操	〃	20・8・28	第九〇一空派遣隊	島根		
〃	軍属	九万田静夫	〃	20・12・6		バビオ島		
陸	上等兵	九万田末吉	〃	21・12・31	虎第八、五一一部隊	ビルマ		
〃	軍曹	九万田萬喜良	〃	23・6・12	満第一三、九八一部隊	石頭		
〃	上等兵	下野一二	〃	20・9・15	西部二一一部隊	熊本		
海	二機曹	下野次夫	〃	20・9・18	海防艦四四号	支那		
陸	中尉	竹之内勘太郎	〃	21・3・18	台南陸軍病院	台湾		
〃	伍長	竹之内慶蔵	〃	21・6・22		ジャワ		
〃	中尉	竹之内慶二	〃	21・7・10	広第七三二部隊	中支		
〃	少尉	竹之内誠蔵	〃	20・9・5	護第六部隊	宮崎		
海	二飛曹	竹之内安夫	〃	20・9・1	ウ五八三飛行隊	松島		
陸	上等兵	竹之内栄二	〃	20・10・3	満七、〇二三部隊	朝鮮		

陸	上等兵	竹之内	国雄	入佐	21・3・20	
〃	一等兵	竹之内	義夫	〃	20・9・10	佐世保病院
〃	上等兵	竹之内	信夫	〃	22・3・8	台独立速射砲第一六大隊本部
〃	兵長	竹之内	通好	〃	20・8・26	護南第二二、四〇五部隊
〃	伍長	竹之内	実男	〃	23・11・25	第三七師団輜重兵部隊
〃	軍属	竹之内	純男	〃	20・10・16	臣二、六一六部隊
海	上主曹	寺園	時義	〃	21・5・27	第四警備隊
陸	伍長	寺園	長吉	〃	21・5・10	岡第九、三二六部隊
〃	一等兵	寺園	岩吉	〃	20・9・12	阿蘇第四、六〇五部隊
〃	二等兵	寺園	栄二	〃	20・10・21	福岡病院
〃	伍長	寺園	純義	〃	20・9・20	鋒第七、〇六四部隊
〃	一等兵	寺園	義彦	〃	20・9・10	暁第二、九五三部隊
〃	上等兵	寺園	実	〃	21・5・18	寿兵団司令部
〃	上等兵	寺園	岩夫	〃	20・8・25	熊本工兵第六連隊
〃	軍属	寺園	満義	〃	21・3・21	サギ三、九〇六部隊
海	兵曹長	寺園	純雄	〃	20・9・1	相浦海兵団
〃	軍属	寺園	善四郎	〃	21・2・28	海南島施設部
〃	二飛曹	中園	文雄	〃	22・8・4	関東航空隊
〃	上整曹	中園	貞盛	〃	21・3・4	第三〇魚雷調整班
陸	一等兵	中園	義徳	〃	20・9・18	阿蘇〇五部隊
海	兵長	中園	正治	〃	20・9・1	奈良海軍航空隊
陸	上等兵	中園	貞義	〃	20・7・28	南鮮一三六部隊

中支	
佐世保	
台湾	
加世田	
タイ	
大分	
チモール	
シンガポール	
伊作	
福岡	
鹿児島	
広島	
南方	
熊本	
北支	
相浦	
海南島	
愛知	
シンガポール	
鹿児島	
奈良	
朝鮮	

陸	一等兵	中園新吉	入佐	20・9・4	西部六七部隊	熊本
〃	伍長	中園軍吉	〃	21・6・14	福部隊	中支
海	上水	野間口宥	〃	20・9・7	海兵団第三四突撃隊	佐世保
陸	准尉	畠中長左ヱ門	〃	21・3・15	野砲兵第六連隊	ブーゲンビル
〃	一等兵	畠中実	〃	21・2・7	南支一三四野戦病院	南支
〃	兵長	畠中章吾	〃	20・8・30	第一一二戦隊楠原隊	群馬県
〃	伍長	松木園三男	〃	20・12・4	陸軍航空本部	東京
〃	兵長	松木園末吉	〃	21・5・20	中支派遣二四一部隊	広東
〃	曹長	松木園義治	〃	21・6・10	広七、三一六部隊	中支
〃	上等兵	松木園操	〃	21・1・10	満五五八部隊	フィリッピン
〃	一等兵	丸田国男	〃	22・5・14	満二〇、三二五部隊	シベリア
〃	上等兵	南盛蔵	〃	20・9・16	西部八、〇六二部隊	
〃	曹長	南美良	〃	21・6・12	航空通信第四中隊	仏印
〃	一等兵	南政雄	〃	20・8・24	第一海軍航空隊六九分隊	
〃	二等兵	森則雄	〃	22・5・10	満二〇、四八一部隊	
〃		森文則	〃			ソ連
〃	伍長	森園三好	〃	21・4・2	南支鐘馗隊	熊本
〃	二等兵	森園辰己	〃	20・9・7	西部一八部隊	中国
〃	兵長	伊地知政義	春山	21・6・15	第二一野戦草間部隊	台湾
海	水長	伊地知末夫	〃	21・3・19	南台海軍航空隊虎尾派遣隊	東京
〃	二主曹	岩崎勇	〃	20・9・1	東京海軍経理学校幹部練習生	シベリア
陸	上等兵	岩崎弘	〃	23・10・2	満第七、〇〇〇部隊	

陸	兵長	石川末治	春山	20・9・16	護南第二二、四〇五部隊		
〃	伍長	石原義徳	〃	22・6・23	冬第三、五四五部隊		
〃	二等兵	石原正	〃	20・10・23	平壌第五五七部隊	加世田	
〃	二等兵	石原一	〃	20・12・9	第一二三部隊	シンガポール	
〃	軍曹	石原喜徳	〃	20・6・2	第三一師団	平壌	
〃	上等兵	石原喜秋	〃	23・7・14	第三七、五四一部隊	釜山	
〃	上等兵	池田義治	〃	20・10・5	海防艦生野		
〃	上水	上原春美	〃	20・8・24	築城派遣隊	満洲	
〃	中尉	上原秀雄	〃	20・8・28	佐世保鎮守府第一四特別陸戦隊		
〃	大尉	上原国男	〃	21・7・12	第一一警備隊	福岡	
陸	兵長	上原操	〃	20・8・31	江原部隊	佐世保	
〃	中尉	上原直英	〃	20・9・16	鹿児島連隊区司令部	ビルマ	
海	水長	上原唯次	〃	20・10・30	河合	朝鮮	
陸	伍長	上原武夫	〃	20・8・18	東海第五八五部隊	愛知	
海	上水	上原春男	〃	20・10・25	鎮海警備隊	鹿児島	
陸	兵長	上原一男	〃	22・9・23		三重	
〃	上等兵	内田兼盛	〃	20・9・7	西部第一八部隊	朝鮮	
〃	准尉	永徳嘉一	〃	21・7・10	軍司令部	シベリア	
〃	上等兵	大山秋則	〃	23・5・19	満第九、三五四部隊	熊本	
〃	水長	大山清盛	〃	20・8・25	松山海軍航空隊	ビルマ	
海	二飛曹	大山侃	〃	20・9・1	佐世保海兵団串良空	チャムス	
陸	上等兵	大山清秀	〃	20・9・1	阿蘇第三二、四〇五部隊	愛媛	
						佐世保	

陸	兵長	大山	英昭	〃	春山	21・3・28	支那派遣第一四一師団	中支
〃	上等兵	大山	清隆	〃	〃	20・9・3	空第一、五三三部隊岐阜隊	岐阜
海	二整曹	大山	祝夫	〃	〃	20・10・13	第一興亜航空隊	愛知
〃	上水	大山	行雄	〃	〃	20・9・1	通校	山口
陸	准尉	大山	嵩	〃	〃	22・10・25	満第一一九師挺身大隊	満洲
〃	軍属	大内田	美実	〃	〃	20・10・18	第二二、〇〇七部隊	済洲島
海	少尉	小倉	重雄	〃	〃	21・1・10	第四海軍需部	トラック
陸	上等兵	大石	和男	〃	〃	21・6・11	自動車第三〇連隊	中支
〃	上等兵	柿元	安雄	〃	〃	20・9・22	阿蘇吉田部隊	
〃	一等兵	加藤	陸男	〃	〃	20・9・2	皆班部隊	
〃	一等兵	加藤	睦男	〃	〃	20・9・20	山田部隊	名古屋
〃	中尉	家弓	循夫	〃	〃	22・3・23	第五五師歩第一〇二連隊	ビルマ
〃	伍長	久保田	隆憲	〃	〃	21・11・16	第一〇特鉄道運輸隊	シャム
〃	兵長	久木野	秀雄	〃	〃	21・3・31		内地
〃	兵長	倉内	道治	〃	〃	21・3・10	歩第二六連隊	中国
〃	伍長	倉内	芳徳	〃	〃	21・7・3		中国
〃	曹長	倉内	実秋	〃	〃	21・6・20	歩第二二七連隊	タイ
海	一曹	倉内	政親	〃	〃	20・9・1	小松海軍航空隊	石川
陸	兵長	倉内	清栄	〃	〃	22・7・24	満第八、三七二部隊	シベリア
〃	〃	倉内	秀雄	〃	〃	22・8・5		撫順
〃	上等兵	小谷	保夫	〃	〃	21・10・6	満第七〇〇部隊	満洲
〃	上等兵	木場	常盛	〃	〃	20・4・20	第二〇野戦航空隊	マライ

陸	中尉	坂元正熊	春山	20・11・6	光州部隊		
			〃	20・8・25			
		鮫島実信	〃	20・10・			
陸	上等兵	佐々木盛次郎	〃	21・2・5			
〃	上等兵	下仮屋末信	〃	21・3・30	第一三〇師団	中国	
海	一水	下仮屋正雄	〃	20・9・30	佐世保海兵団	佐世保	
陸	上等兵	曽山武男	〃	21・6・24	第一、五九五部隊	中支	
〃	軍属	田実政治	〃	21・5・6	南支第二三軍司令部隊	広東	
〃	一等兵	田実利治	〃	20・8・19	陸軍第三気象隊	博多	
〃	一等兵	田実義也	〃	21・1・28	長谷部隊高瀬隊	北支	
〃	大尉	田実末信	〃	20・8・31	第二四特攻隊	桜島	
〃	曹長	田実正良	〃	23・9・30	独警歩四	山西省	
〃	中尉	田実秀夫	〃	21・6・3	津連隊	三重	
〃	兵長	田実忠夫	〃	22・11・24	満第五五八部隊	旅順	
〃	伍長	田実政之	〃	23・8・21			
海	兵曹長	田中種治	〃	20・11・1	佐世保警備隊	天草	
陸	一等兵	中馬一夫	〃	20・8・18	東海五一二部隊		
〃	上等兵	中馬清春	〃	21・6・2	熱一、八四四部隊	ハルマヘラ	
〃	伍長	月野清治	〃	20・9・18	千歳第三、三六二部隊	佐賀	
海	一飛曹	中島哲郎	〃	20・9・1	郡山空	福島	
陸	兵長	永井勝次	〃	20・11・25			
海	一飛曹	永井利憲	〃	20・12・10	松山空斎藤隊	神奈川	

| | | |

海	上等兵	松下初男	春山	20・11・30	暁一六、一七二部隊		
〃	兵長	南貞治	〃	21・5・5	小倉七二部隊	中国	
〃	二等兵	森康夫	〃	20・9・9	西部一九四部隊		
陸	兵長	森研蔵	〃	21・10・26	暁三七〇部隊	佐賀	
〃		森併三	〃	22・5・15			
〃	伍長	森次男	〃	21・5・8	紫電一、七六五部隊		
海	二空曹	森山義明	〃	20・8・27	浦戸航空隊	北支	
陸	少尉	山下末吉	〃	20・12・10	西部ニューギニア無線電信隊	浦戸	
〃	軍曹	山下時義	〃	21・9・3	第二四飛行隊	ラバウル	
海	二曹	薬師寺正志	〃	20・9・1	第五二潜水隊二〇八潜水船	ジャワ	
陸	軍曹	弓削安治	〃	21・6・4	第四六師団通信隊	呉	
〃	一等兵	四村正親	〃	20・8・30	敢一、七九二部隊	マライレンバン	
〃	大尉	四村弘	〃	20・10・15	京城二〇師団	台湾	
海	上水	四村勇	〃	23・6・4	元山掃海隊	朝鮮	
陸	軍曹	四村正徳	〃	21・6・2	第三航空軍	ウラジオストック	
〃	軍曹	四元昌景	〃	20・9・10	西部一八部隊	ハルマヘラ	
〃	上等兵	四元景弘	〃	20・9・18	護南二二、四〇五部隊	熊本	
〃	少尉	四元孝夫	〃	21・4・30	海軍第一警備隊	樋脇	
海	一空曹	四元六彌	〃	20・8・23	第五航空隊	仏印	
陸	上等兵	横内義武	〃	20・8・22	富高航空隊	香川	
〃	伍長	横内肇	〃	22・2・20	台歩第二連隊	宮崎	
〃	上等兵	横内良為	〃	20・10・16	護南二二、四〇五部隊	台南	
						樋脇	

海二	水	春山	20・8・25	相浦海兵団	佐世保
陸伍長	横内信雄	〃	21・6・1	満第一五、六二七部隊	ハバロフスク
〃兵長	脇秀義	〃	21・4・23	波八、一二八部隊	広東
海一整曹	脇貞義	〃	20・12・13	西カロリン海軍航空隊	ヤップ
陸伍長	工藤喜太郎	〃	24・8・2		朝鮮
	石神武雄	〃	24・6・29		
海二曹	荒川盛吉	石谷	21・1・16	高団	台湾
陸少尉	有馬実	〃	20・11・10	仙台陸軍衛生材料支庁	福島
海兵長	有馬信雄	〃	21・2・12	アモイ第三七七部隊	南支
〃二水	有馬優	〃	20・8・22	佐世保海軍出水航空基地	出水
陸一等兵	石神一男	〃	20・9・3	台湾第一三、八三二部隊	台湾
海兵曹	石神明	〃	20・8・25	第二海軍航空隊	神奈川
陸伍長	石神武義	〃	21・6・2	光第二二七部隊	シャム
〃上等兵	石神高義	〃	20・3・15	震雷隊	中支
〃大尉	飯牟礼実清	〃	20・12・5	西部一八部隊	鹿児島
〃曹長	飯牟礼実正	〃	21・2・24	満洲第五五八部隊	フィリッピン
〃曹長	市来清則	〃	21・5・3		仏印
海上曹	市来武彦	〃	20・11・27	巡遣隊	連雲港
陸軍属	飯田一	〃	21・7・9	軍政監部	ジャワ
〃中尉	猪俣為二	〃	21・3・10	隼第一七、三二五部隊	南京
〃上等兵	宇田金雄	〃	21・5・16	暁部隊	仏印
	宇田量美	〃		第二一〇部隊	朝鮮

海二	水	宇田国矩	石谷	20・8・15	針尾海兵団	佐世保		
陸兵	長	宇田薩男	〃	20・8・26	高知海軍航空部隊	四国		
〃兵	長	梅田正彦	〃	21・6・11	広第七、三一一部隊	中支		
〃		梅田末正	〃	21・12・4		シンガポール		
〃上等兵		折田国	〃	22・6・20	第一八部隊桧部隊	鹿児島		
〃軍曹		折田末治	〃	20・11・30	比島派遣威第五、一〇三部隊	フィリッピン		
〃上等兵		大山喜角	〃	22・3		沖縄		
〃		大内田直隆	〃	25・5・16	平壌地区憲兵隊本部			
陸一等兵		尾堂善之助	〃	20・8・27	第一八部隊	長崎		
〃二曹		大磯隆雄	〃	21・8・21	針尾海兵団	指宿		
海一曹		大内田純孝	〃	20・9・1	第五二四施設隊	ビルマ		
〃二曹		大磯隆雄	〃	21・8・21	針尾海兵団	佐世保		
〃軍曹		川崎貞清	〃	22・5・12	第一三八連隊			
〃二等兵		河野芳武	〃	20・9・17	梅部隊	北支		
〃上等兵		河野宗芳	〃	21・3・3	命部隊	中支		
〃上等兵		川口一夫	〃	21・6・26	冬第二二七部隊	南方		
〃少尉		加藤正宏	〃	21・2・27	第四航空通信隊	鹿児島		
〃軍曹		川崎稔	〃	21・7・3	信第三、五四五部隊	中南支		
〃上等兵		木之下国雄	〃	20・9・19	防空第八、〇八八部隊			
海上曹		柏木多久馬	〃	20・8・29	横浜輸送警戒司令部	中支		
陸一等兵		隈元勝夫	〃	20・9・	睦第八、六二〇部隊	ラバウル		
〃准尉		久木崎厚志	〃	21・7・15	嵐第三七五部隊			
〃曹長		久木崎重夫	〃	21・4・26	剛第三、六四四部隊			

陸	一等兵	駒走　弘	石谷	20・9・6	西部第一八部隊
〃	上等兵	新村義徳	〃	23・5・10	満一一九野砲連隊
〃	伍長	芝原正臣	〃	21・7・15	檜二、三三七部隊
〃	上等兵	重久実男	〃	20・8・20	南方〇第五大隊
〃	上等兵	新村　弘	〃	21・2・3	台湾第三、六五六部隊
〃	伍長	新村義盛	〃	21・7・30	第三七師団
海	上主曹	新村栄吉	〃	21・7・30	第一二特根
〃	二曹	新村一男	〃	20・9・1	相之浦海兵団
〃	一水	新村誠二	〃	20・8・28	佐世保海兵団
陸	兵長	新村米吉	〃	21・4・7	潮第八、九八一部隊
〃	上等兵	新村政義	〃	21・6・22	森一八、七一一部隊
〃	一等兵	新村清香	〃	21・10・18	第二、六八七部隊
〃	一等兵	末広利夫	〃	20・12・13	阿蘇三、〇二五部隊
〃	一等兵	末広武次郎	〃	23・11・6	第二、六二五部隊
海	一水	末広栄吉	〃	20・8・23	鋒部隊
陸	兵長	玉利直助	〃	20・7・8	満洲三六、〇七三部隊
〃	兵長	玉利晥助	〃	20・8・28	護南野戦重砲部隊
〃	准尉	田中康雄	〃	22・4・25	第三七師三、五四四部隊
海	一水	田中正雄	〃	20・9・2	針尾海兵団
〃	水長	鶴田　弘	〃	20・8・30	松元部隊
陸	准尉	鶴田泰治	〃	21・3・21	井上部隊
〃	軍曹	鶴田篤志	〃	21・1・1	第一〇、六三二部隊

熊本	
ハイラル	
中支	
マニラ	
台東	
中支	
アンダモン	
相之浦	
佐世保	
南支	
南方	
満洲	
鹿児島	
三江省	
枕崎	
満洲	
シンガポール	
針尾	
千島	
上海	
レイテ	

| | | |

| | | |

〃	兵長	湯元長男	石谷	21・7・10			
海軍	属	吉村実雄	〃	21・11・8	第五八二一部隊	第五八二一部隊	ビルマ
陸	兵長	吉村末則	〃	20・9・10	西部第一八部隊	西部第一八部隊	
〃	一等兵	四元静男	〃	20・12・1	鹿児島陸軍病院	鹿児島陸軍病院	
〃	軍属	四元一	〃	20・8・20	大阪陸軍造兵所	大阪陸軍造兵所	バンコク
〃	兵長	四元常則	〃	22・6・1	第九八三部隊	第九八三部隊	
海	上等兵	四元利雄	〃	22・5・15			
陸	軍曹	四元辰己	〃	20・8・20	第三航空路上海出張部隊	第三航空路上海出張部隊	
〃	兵長	吉村勝義	〃	21・5・10			
海	一水	吉村貞則	〃	20・3・31			
陸	上等兵	吉満利貞	〃	21・2・12			
〃	上等兵	吉満進	〃				
〃	二等兵	新福鉄男	〃				
〃	伍長	新福登	〃				
海	軍属	竹之内政志	〃	21・4・1	高尾野工作部	高尾野工作部	沖縄
陸	上等兵	中馬武雄	〃	21・3・6			中支
海	上曹	野元武光	〃	20・8・27	第一〇一部隊	第一〇一部隊	小倉
陸	伍長	藤崎秀雄	〃	21・12・21	朝鮮興南三九三大隊	朝鮮興南三九三大隊	シベリア
〃	伍長	吉満博	直木	21・6・7	支那派遣独歩九六大隊	支那派遣独歩九六大隊	
海	機曹長	吉富義徳	福山	21・2・15	台北空	台北空	台湾

産業・経済部門

第一章　農　業

第一節　自然条件

地勢は東西に七・四キロ㍍、南北に一一キロ㍍、面積五〇・四二平方キロ㍍で北部から中部にかけては無数の丘陵と沢からなり、丘陵は高原台地で畑や山林を形成し、沢をなす流域は山田、迫田を形成している。台地も高い山（八の久保の三九一㍍が最高）、河川も神の川（三・九キロ㍍）、永吉川、永田川などの上流で見るべきものはない。

水田はシラスを母体としてできた砂壌土で雨にもろく迫田の両岸はシラス断層で、湿田が多い。

畑地は台地上または丘陵の斜面にあって、シラス（火山灰土壌）に覆われていて、豪雨には土砂崩れなどの災害や干天時には水不足の干害も起こり易い。

中高原地であるため、気温は比較的低く、年間平均気温摂氏十六・四度、降雨量は二五〇〇㍉、初霜が十月下旬、晩霜が四月中旬で、降雨は七、八月に集中し、台風

大正十年（日置郡誌から）

土　地

	田　地	畑　地	宅　地	山　林	原　野
民有有租地	353町9反	1,329町2反	85町2反	734町7反	316町1反
地　価	95円10銭	67円09銭	34円83銭	7円66銭	65銭
耕　地	352町6反	1,322町9反			
不耕地	3町3畝	6町3反			
自作地	233町9畝	399町3反			
小作地	120町	332町5反			

戸数及人口

	戸　数	男	女	計	1戸平均	他へ出寄留
本　籍	1,337戸	4,690人	4,732人	9,422人	7人	1,492人
現　住	1,413戸	3,858人	4,019人	7,877人	5.5人	
専業農家	1,218戸					
兼業農家	205戸					
就労人口	16～60才	2,530人	2,543人	5,073人		

○他職業と兼業

	農　業	工　業	商　業	雑　業	無　職
専　業	1,068戸	3戸	11戸	23戸	6戸
兼　業	—	18戸	27戸	111戸	6戸

○自小作

自　作	自作兼小作	小　作
3,350人	731人	235人
—	—	—

の襲来と重なって災害が多い。

桜島の噴火による降灰は四月ごろから十月にかけて東風の時多く、茶、野菜類への被害がひどい。

第二節　土地及び人口

明治十三年（県地誌から）

税地	田	320町歩
	畑	1,031町歩
戸数		1,205　戸
人口	男	2,947　人
	女	2,896　人
	計	5,843　人

六か町村別人口

上谷口村	995人
福山村	646人
直木村	1,605人
入佐村	476人
春山村	1,005人
石谷村	1,116人

昭和五十五年度（県統計年鑑）

(1)　土地区分（昭和五十四年現況）

区分		面積	比率
農用地	田	347ha	19.2%
	畑	620	
森林		3,280	65.1
原野		90	1.8
河川		53	1.0
道路		87	1.7
宅地		146	2.9
その他		418	8.3
計		5,042	100.0

※森林・原野が全体の70%を占めて農用地が狭少であった。

(2)　経営土地種類別面積

田		総面積	347ha
		一毛田	313
		二毛田	2
		転作	9
		休耕田	23
畑	畑地	普通畑	338.9
		休耕地	11.6
		牧草専用地	7.7
	樹園地	果樹園	5.0
		茶園	244.8
		桑園	1.6
		その他	2.5
	その他	牧草地	12.5
		園芸(ハウス)	0.2

①　農家人口及び戸数

農家戸数　一、三一六戸

専業農家　三四六〃

農業が主の兼業　二三三〃

やとわれが主　二〇五戸

自営が主　二八〃

兼業が主の兼業　七三七〃

やとわれが主　六六五〃

自営が主　七二〃

⑥ 農耕地の転用の状況

鹿児島市近郊という立地条件が、法規制の立ち遅れている本町に小規模宅地開発が表面化し、また就業機会に恵まれ兼業化が進む中で、農地の粗放耕作が進み、休耕地、山林転用が進んでいる。

上伊集院駅、薩摩松元駅を中心に交通の利便と鹿児島市の市街化調整区域からしめ出しの結果、団地の計画が仁田尾、内田地区に進められつつある。また一方農用地の拡大確保は入佐、直木、四元、谷頭原、内田、花立原、石谷地区について積極的に進められている。

② 農家戸数推移

	純農家戸数 B	B/A
240戸	1,638戸	82%
541戸	1,548戸	78%
765戸	1,485戸	72%
873戸	1,425戸	64%
737戸	1,316戸	51%

（昭55．町勢要覧）

年次	総戸数	専業・兼業別戸数	
		専業	兼業(一種)
昭 35	1,997戸	902戸	496戸
昭 40	1,980戸	450戸	557戸
昭 45	2,053戸	356戸	364戸
昭 50	2,206戸	303戸	249戸
昭 55	2,584戸	346戸	233戸
昭 58	2,711戸	346戸	233戸

③ 農家人口推移

年次	農家人口			農業従事者		
	男	女	計	男	女	計
昭35	3,658	3,797	7,455	1,880	2,081	3,961
昭40	3,128	3,281	6,405	1,678	1,850	3,528
昭45	2,753	2,965	5,718	1,633	1,627	3,460
昭50	2,364	2,616	4,976	1,591	1,738	3,329
昭55	2,125	2,340	4,465	1,672	1,839	3,511

④ 経営耕地面積規模別農家数の推移 （昭53．町勢要覧）

（単位：戸）

区分 / 年次	0.5ha 未満	0.5 1.0	1.0 1.5	1.5 2.0	2.0 2.5	2.5 以上	計
昭35	860	624	137	15	2	0	1,638
昭40	830	591	104	22	1	0	1,548
昭45	801	536	118	24	5	1	1,485
昭50	858	458	89	17	3	0	1,425
昭55	816	390	79	20	7	4	1,316

⑤ 耕地面積の推移 （昭45．町勢要覧，55．県統計年鑑）

年次	耕地計	田	畑		
				普通畑	樹園地
昭35	1,295ha	421	874	739	135
昭40	1,239ha	418	821	662	159
昭45	1,143ha	396	747	585	162
昭50					
昭55	627ha	252	608	355	253

農地法申請による農地の推移は次の通りである。

。農地法第四条申請の推移

年次	昭四六	昭五〇	昭五四
用途転用件数	四〇件	二五件	一八件
積 田	三三〇a	一〇六a	二八a
積 畑	一一八a	一五五a	二一二a
面 計	四四八a	二六一a	二四〇a

。農地法第五条申請

年次	昭四六	昭五〇	昭五四
件数	一五件	三一件	五二件
積 田	四a	三四a	一五八a
積 畑	九一a	一一五a	三〇五a
面 計	九五a	一四九a	四六三a

第三節　農地政策

一、地租改正

藩政時代は農民には土地の所有権は認められていなかった。明治以降耕作する農民に農地の所有権を認め、自作農を育てる政策がとられてきた。

新政府が成立したものの、旧来からの貢租が続いていたので、廃藩置県によって農民に対する封建的統制がなくなり、明治六年七月地租改正条令が発布された。本県でも明治九年から実施することになったが、西南の役のため遅れた。特に本県は他県に比べて門割制度という特殊な土地制度があり、士族の反対が強かった。明治十二年一月二十五日地租改正に着手する旨布告され実施されることになった。

地租の基準となる地価を決めるため、耕地を測量して等級を地味、道路事情など考慮された。測量の竿は七尺（約二・二㍍）の竹竿を用いた。七尺を一間と定め、地籍図は六百分の一の縮図に作成された。

字及び地番は一筆ごとに一連番号がつけられ、反別や土地の形状、間数、坪数は野取図に記入した。また従来の課税標準を収穫高から地価に改められた。また税率を地価の百分の三と定め、物納から金納に改められた。納税者を土地所有権者に改め、土地所有権者には地券が交付された。明治十九年登記法が公布され、明治二十二年に地券は廃止され、土地台帳によって地

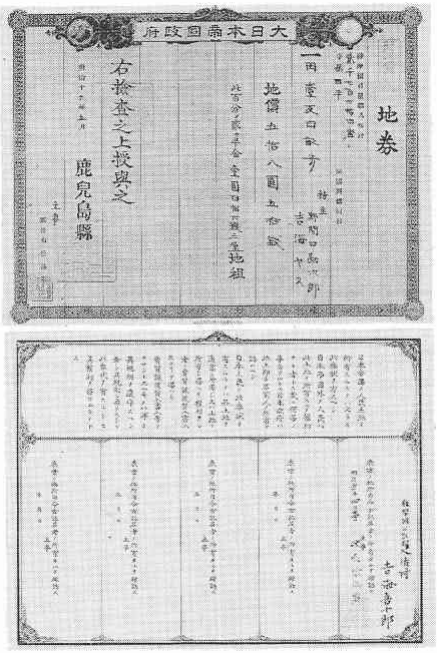

租の賦課、所有権の確認は登記簿によることになった。

なお藩制時代の税の状況は名寄帳によったが、次に直木の南原泰雄宅に残っている「南原門名寄帳」の末尾を掲げると次の通りである。（「名寄帳」の全文は資料集に収めた）

頭高　三拾石三斗五升三合八勺五才

内　田高四斗八升弐合三勺七才　弘化三年牛秋永

損　御郡奉行樋口休八殿御竿入御改直シ御座候

差引

現高弐拾九石八斗六升九合四勺八才

一直米　五石壹斗八升　上納分

一赤米　三石八斗弐升七合　上納分

一大豆　弐斗八升九合　上納分

一粟　五石四斗七升五合　上納分

弘化三年（一八四六）午九月改直シ　書之　宮原喜助

二、戦時農地立法

昭和十二年戦時体制下における農村労働力の流出、資材不足の悪条件のもとで、食糧増産を確保するために、次々に農地制度改革が行われた。

1、昭和十三年四月農地調整法公布

小作料の滞納がない限り（地主が自作する場合は別）土地の引き上げはできない。小作権の安定を図った。

2、昭和十四年二月小作料統制令

日中戦争ぼっ発後、小作料が上がり始めたので、これを抑えるため、小作料の引き上げの停止と小作料の改訂を行った。

3、昭和十六年一月、臨時農地価格統制令

物価の高騰、低金利政策による土地購入希望者の増加、軍需工場の設置などで農地価格が著しく騰貴したので自作農創設や一般物価への悪影響を予想して農地価格の統制を図った。

4、昭和十六年二月臨時農地等管理令の制定

農地の壊廃の制限、耕作放棄地の耕作の強制、一般農作地の作付統制を行った。

5、昭和十六年十月農地作付統制規則の公布

不急作物を一般的に制限または禁止して、食糧農産物の作付けを増加させる規定と主要作物の作付けを命じて積極的に主要食糧の増産を図った。

三、自作農創設維持事業

大正十五年五月、農林省令として公布された自作農創設維持事業は小作人の数を漸次減少し、自作農を創設し、これを維持しようとするもので、県または県より資金の転貸を受けた市町村または産業組合が小作者に借入地の購入資金の貸付が行われた。また自作農転落防止の

ため資金の貸付も行われた。

四、農地改革

昭和二十年十二月、連合軍総司令部は農民解放令といわれる「農地改革についての覚書」を日本政府に通達した。法案は一部修正の上、同年十二月十八日公布された。小作料の金納化が実現した。

第二次農地改革案は昭和二十一年に「自作農創設特別措置法」と「農地調整改正法」の二法を公布した。

自作農創設特別措置法の主な内容は

◦在村地主の貸付地の保有限度は世帯単位で計算し、内地は一㌶、本県は〇・七㌶であった。

◦不在地主は貸付全部と在村地主の保有限度以上の貸付地は買収された。また自作地と貸付地の合計が三㌶（本県は二㌶）を越えるときはその越えた分は買収された。

◦買収は国が行い、買収した農地は小作人に売り渡した。

この改正で農地委員会の半数は小作人代表がしめることになった。

農林省は昭和二十二年一月農地調整規則を公布し、農地買収を実施し始めた。

五、農地委員会と農業委員会

1　農地委員会

昭和十三年農地委員会法が制定されたが必置機関ではなかった。昭和二十年第一次農地改革のとき、農地調整法の改正で市町村にも必置となり、上伊集院村にも昭和二十二年二月二十五日、農地委員会が設置され、委員の選挙が行われた。委員の定数は一〇人で、内小作代表五人地主代表三人、自作代表二人で、任期は三年であった。農地委員会は、農地改革によって自作農創設事業、小作料制度、小作関係の諸制度が確立されたので、今後農業生産力を高めるため、昭和二十六年発展的に解消され、農業委員会が設置された。

2　農業委員会

昭和二十六年三月農業委員会などに関する法律が制定され、選挙による委員一〇人と選任による委員をもって組織され任期は三年とした。選任による委員は、農業協同組合、農業共済組合より各一人、村議会が推薦した学識経験者五人以内とした。仕事の内容としては、⑴農地、牧草地の調整及び自作農創設維持に関する事項、⑵農地などの交換分合及びこれに付随する事項、⑶その他

上伊集院村でも昭和二十六年七月二十日農業委員会が発足した。委員の氏名は次の通りである。

昭和二十六年七月二十日

末永　善助　中馬　義雄　畠中市太郎　東　純男
伊地知武夫　鶴田　静夫　篠原　景徳　若松　善助
坂之上政雄　別府　芳秋　田実　種治　伊地知重彦
奥　一　下柿元　浩　若松助次郎　二俣　喜義
石原　慶二　四元　盛隆　大内田弘志

昭和二十九年（不　明）

昭和三十二年

上村　国武　畠中市太郎　大内田弘志　吉満　光男
二木　巌　坂之上政雄　伊地知武夫　上四元栄熊
和田　宗吉　奥　一　永山　昌　上柿元栄次

昭和三十五年

畠中市太郎　吉満　光男　二木　巌　東　伊太郎
上原　国男　奥　一　徳永　甚蔵　若松　国雄
上四元栄熊　松下　高義　有馬　重雄　永山　昌
大内田弘志

昭和三十八年

畠中市太郎　奥　一　西　栄吉　吉満　光男
井田　愛蔵　二俣　末雄　伊地知武夫　若松　国男
松下　高義　上坊　孝義　松元不可止　大内田弘志
坂之上政雄　坂之上道治　吉村　末吉　内　克明

昭和四十一年

西　栄吉　若松　国雄　二俣　末雄　松下　高義
吉満　光男　坂之上政雄　奥　一　畠中市太郎
伊地知武夫　坂之上道治　大内田弘志　松元不可止
南　勲

昭和四十四年七月一日

吉満　光男　二俣　末雄　内　克明　若松　国雄
奥　一　坂之上政雄　伊地知武夫　西　栄吉
畠中市太郎　松下高義（以上公選）　南　勲
松田　繁　大内田弘志

昭和四十七年七月一日

吉満　光雄　二俣　末雄　奥　一　伊地知武夫
西　栄吉　松下　高義　中園　正治　坂之上　優
坂口　貞雄　下柿元義雄　丸田　末正　大内田弘志
池田　義光

昭和五十年七月
池田　義光　久木崎末盛　中園　正治　奥　一
坂之上　優　吉永　薫　松元　一郎　四元　一正
二俣　政信　大村三之助　大内田弘志　丸田　末正
有馬　重雄

昭和五十三年七月
池田　義光　久木崎末盛　坂口　貞雄　岩下　末広
吉永　美徳　坂之上　優　四元　一正　二俣　政信
吉永　薫　中園　正治　大内田弘志　丸田　末正
宇田　隆光

昭和五十六年七月
宇田　隆光　二俣　政信　大村三之助　中園　正治
脇　貞義　岩下　末弘　吉永　薫　東　幹男
松元　実　吉永　美徳　吉永　行雄　久木崎杉盛
中園　貞盛

農地法改正
昭和四十五年十月一日から農業の規模拡大と近代化の必要から時代の要請に即応し効率的利用によって生産性を高め、農家の経営安定を図った。
① 農地の移動の許可権
② 農地、牧草地の権利移動統制の変更
③ 小作料の最高限の制度撤去
④ 農地の山林、宅地の無断転用の罰則規定
⑤ 賃借地の解除、合意、解約

第四節　耕地の改良保全

1、松元町最初の耕地改良事業

(1) 明治三十二年三月耕地整理法が公布されたので、上伊集院村でも明治三十五年直木地区字苦竹、上西迫、小中原の三字約六町歩余の田の耕地整理、排水工事に着手した。当地区の水田は、常に水が溜って手入れや刈り取り作業など困難な湿田で人々は牟田田（ドブドブしている田）と言った。また川も曲折が多く、大雨のときは水田に川水が上がり、その被害も大きかった。明治三十七年四月、工事は完成し、着工当時六町歩余であった水田が七町歩余となり、三〇〇枚余の水田が一四〇枚余に整理され、川も直線（約一〇〇〇㍍）となり、その後七十五年、どんな大雨でも被害はなく、良質の米がとれ「ヤグラン米」といって高価で売れた。

改良工事記念碑には
「此の田区は水常に溜々として田面を覆い稼働力頗る困難にして農事振はず農会長森幸左ヱ門農事改良の急務

を説かれ…」（以下不明）とあり、発企者として吉富勘太郎、坂之上権助、坂之上次右ヱ門、西市太郎が名を連らね、工事技術者は熊本県の人、指導員は下伊集院の人であったという。

2、最近のシラス対策事業（農地保全事業）を記すと、次の表の通りである。

地区	期間	事業費	事業量
石谷	昭和四二～四五	三五、六八八千円	八六・五㌶
入佐	〃 四三～四六	八二、六一一	一八三・八〃
四元	〃 四四～四七	六八、四四五	五七・二〃
直木	〃 四五～五二	一八七、九一二	一二八・〇〃
花立	〃 四六～四八	六五、七二三	六〇・〇〃
花立二期	〃 四七～四九	九六、四五八	六三・〇〃
春山原	〃 四七～五二	一〇七、一三七	九五・〇〃
春山原二期	〃 四九～五二	九八、二四六	一一〇・二〃
仁田尾	〃 四九～五三	一七五、二九八	一七七・二〃
第二石谷	〃 五一～五四	一二六、三三〇	七二・〇〃
谷頭原	〃 五三～五四	一九、八一六	三・〇〃
計	〃 四二～五四	一、一一三、六五二	九五六・〇〃

3、農業構造改善事業

。石谷新村地区及び東地区に昭和四十二年七月、茶園造成改良工事が実施され、一七㌶に優良品種を植栽し、更に四〇㌶以上に拡大、六㌶に飼料畠の造成をした。

。昭和四十四年に工費一八〇〇万円を投じて、農協石谷事業所に大型製茶工場を建設した。

。昭和四十七年十月、春山地区畑地かんがい事業が実施された。

4、農道

(1) 明治十年より国土開発の一環として地租改正事業によって農地、山林、宅地などに地番が、区域ごとに大字、小字名がつけられた。農地区域にある字と字の境界を通っている小さな道を農民たちは、農道（里道）と呼ぶようになり、地籍図には赤線が引かれた。

。明治時代の初期まで農林業の作業は、人が肩や背に物を負って運び、または牛に引かせたり、馬や牛の背にのせて運搬したので、農道は人や牛馬が通行できる程度の道幅であった。また急坂も多かった。

。明治の中ごろから大正時代になって農民たちは牛や馬に車（ズイ、ソリ）を引かせて物を運搬するようになったので、道幅も車の通行できる幅に広げ、急坂もなだらかになった。車も初めは「ダシゴロ車」といって、細長い二本の丸太に木製の輪を取り付けた牛車であった。また道路の悪い所では「木ゾリ」も使った。漸次改善され鉄輪の荷車（荷馬車）となり、農道も次第に改良されていった。

。昭和に入り農作物の増産、農業の近代化と省力化によ

り車輌の増加、牛馬車の改善、人力による手車、リヤカーなどの使用によって農道は漸次改良された。昭和二十五年頃から農耕用として耕耘機や小型トラック、田植機などの利用によって農道も急速に整備されるようになって、道幅の拡張、曲折道路の直線化、急坂の改良、路面の砂利敷、更に舗装が行われた。

農道の改修も、県・市町村の補助事業、単独事業として行われるようになり、本町においても、昭和四十二年よりシラス対策（農地保全）事業に伴う農道の整備がなされた。町道一一万一、一三七㍍、県道三七、三七二㍍が改良舗装された。

(2) 農道

昭和五十五年で一一五線、延長六二、四九五㍍で、舗装率五六㌫で土肩の崩れや排水不充分でぬかるみ、くぼちが多く不便の箇所が多い。小規模の舗装については原材料支給による受益者施工を行っている。

(3) 農地侵食防止（シラス対策）関連農道は次の通り

地区	期間	事業費	延長
入佐	昭和四六	六、九六四千円	五八〇㍍
四元	〃 四六～四七	一〇、一五三 〃	一、一五〇
直木	〃 四六～四七	四一、五三八 〃	三、七五〇
花立	〃 四六～四七	四五、八六六 〃	四、四九五
春山原	〃 五〇～五一	一一五、六八九 〃	四、五五八
仁田尾	〃 五〇～五一	六三、三四七 〃	三、二五七
第二石谷	〃 五二～五四	五〇、五〇〇 〃	一、八〇六
谷頭原	〃 五三～五四	一二、五四四 〃	二〇六
計		三四八、六〇一 〃	一九、七〇〇

(4) 広域大型農道

昭和四十九年一月より県営工事として串木野市から市来町、東市来町、伊集院町、松元町（直木～四元～春山）を経て鹿児島市に至る広域農道整備事業が進み昭和五十四年から二期工事として、四元、春山、下直木、鳶巣川の工事が進められている。完成は昭和六十年の予定だが、現在の進捗状況から見て遅れそうである。松元町関係（農林水産省関係分）次の通り

全体	五十三年度まで		五十四年度以降	
事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
四、八一〇㍍	千円 一、四五八、一六六	用地買収 ㎡ 路床 三四二、五 路盤 二三四、五 舗装 六二、五	千円 一七三、二七三	用地買収 路床 路盤 舗装	千円 一、二八四、八九三

第五節　農村振興

沈滞しがちな農村の振興を図るため、明治以来幾多の事業や運動が繰り返し実施されてきた。

1、農事実行小組合

明治二十七、八年の日清戦争前から各地に農事小組合が地域ごとに組織され、相互扶助活動として共同作業や行事、経済援助などをしてきた。明治二十九年加納県知事が、農会の下部組織として農事小組合の設置・強化を指導され、日露戦争がぼっ発して国内産業の増強が要請されると、大字、方限を区域として農産物の生産増加、貯蓄奨励、虚礼廃止、時間励行など部落振興を図った。

2、部落会

昭和十五年、大政翼賛の主旨の下に部落会（町内会）を設け農事実行小組合と区域を一致させ、部落会長に農事小組合長を兼務させ、戦時体制下の諸活動を担当させた。昭和十五年、農会法も改正され、農事実行小組合の農会加入も認められ食糧増産に努力、昭和十七年には皇国農村運動が始められ、米の供出制度が実施され、この推進には部落会が当たった。

3、第一次経済自立化運動と部落振興小組合

昭和二十七年四月から鹿児島県独自の計画として、経済自立化運動を始め、農業生産を戦前の水準にまで復興しようと、組織的な農村振興運動を展開し、農家の経済力と社会的地位の向上を図ろうとした。この運動の事業実施の中核として部落振興小組合を結成し、部落の自主的協同活動を振起し、部落振興を総合的立場から活動を始めた。これと同時に農家指導に当たる指導者の組織を強化し、総合的指導を通じて農民を育成し、農業改善に当たった。本町でも町技術連絡協議会を設け、農業改良普及所、町役場、町農協、農業共済組合、たばこ耕作組合、森林組合、鹿児島県さつま茶業指導所などの技術員全部が参加し、横の連絡を密にして農家指導に当たった。

4、第二次経済自立化運動

昭和三十五年から第二次経済自立化運動が行われた。この運動は部落振興小組合の組織を強化し、自主的な部落振興の計画を樹立し、計画的に部落振興の目標達成に努力することにあった。

5、農村三作運動

経済的自立運動は昭和三十七年までで打ち切られ、三十八年からは農村三作運動が始められた。国の高度経済成長の影響を受けて、本県は人口の減少、特に青少年が県外に流出して、農家は老人、婦人、子供だけ残りいわゆる三ちゃん農業で、農業の崩壊を招き始めたので、三

作運動が始められた。この運動は「仲間づくり」、「物づくり」、「環境づくり」の三作とした。「仲間づくり」は農業後継者の育成、グループ活動の推進、「物づくり」は収益性の高い商品、作物の生産、「環境づくり」は農村に住む人々がよく話し合って相互理解を深め、明るく楽しい環境をつくることをねらった。

6、農村振興運動

近年農業従事者の減少と老齢化、更に耕地利用の低下と兼業農家の増加、農家経済の不安定によって農村集落における連帯意識が薄れ、農村社会の活力が低下してきた。この現状を克服しつつ、本県が食糧基地づくりをすすめるため、農家、非農家を問わず農業の重要性を認識し、農村の活力を高める活動を興す運動である。農村に住む人々の自主的意欲の向上と農業への理解を通じ、畦道の声を積み上げ、豊かでぬくもりに満ちた農村づくりをすすめる。「話し合い運動」は農村に居住する人々が農業生産や物資の流通、生産品の販路、農村環境など身近な問題について皆が話し合い、村のあるべき姿や実践目標及び課題解決の具体的方法を定め、自主的に実践に移すよう話し合う。「村づくり事業」は話し合い運動を基にし、村づくり方策達成に必要な農業生産の向上や農村環境の整備、地域社会の共同活動などの事業を地域の実情に即して実施する。また農業後継者の育成、農村居住者の健康対策、文化、スポーツ活動などの行事を行う。

7、米の生産調整と農業振興地域整備法

(1) 米の生産調整

土地の改良、河川改修、品種改良、施肥改善、病虫害防除、農業の技術の改良進歩によって米の増収（昭和四十二年度一四五万㌧）の反面米の消費量が減少し、政府手持ちの古米の在庫は昭和四十四年十月には、約五六〇万㌧になり、過剰米解決の緊急措置として一五〇万㌧の米の生産調整を昭和四十五年から実施した。

本町における転作状況は次の通りである。

区分＼年度	昭五四	昭五五	昭五六	昭五七	昭五八	昭五九
転作農家戸数	三五七	四七九	四六七	五二九	四九八	四八二
転作面積（ha）	三三、七四	四四、九〇	五一、〇九	五三、一七	五一、五二	四四、九一

(2) 昭和四十四年農業振興地域整備法

農業振興に関する施策を総合的に進め、地域産業の施策に大わくを定める役割を果たすように昭和四十四年六月、農業振興地域整備法が制定され同年九月二十七日から施行された。急激な経済成長のため、農村の労働力が都市に流れ、宅地造成、農地の山林転用などで、農地がつぶされ、農作業の非能率化や土地利用度の低下を来したので、本町でも農業振興の地域を明確にし、農業用地

利用の高度化と農業の近代化を図った。

第六節　農業生産

一、時代別農業生産

	村	上谷口	福山	直木	入佐	春山	石谷	計
農産物	米	240石	294石	742石	489石	340石	620石	2,725石
	粟	120石	98石	254石	115石	209石	702石	1,498石
	小麦	90石	56石	180石	138石	41石	410石	1,051石
	裸麦	80石				104石		
	ソバ	80石	28石	72石	75石	104石	570石	930石
	甘藷	12斥	7石	30石	10石	2石	3石	64石
	大豆	—	—	5石	—	—	—	—
畜産	牛	77頭	43頭	32頭	29頭	53頭	53頭	287頭
	馬	144頭	95頭	227頭	57頭	126頭	126頭	775頭

1　明治十三年の資料（鹿児島県地誌による）

◦耕地面積約
田地　三二〇町歩
畑地　一、〇二一町歩
畑地が田地の三倍も広いが生産は米が一番多い。
◦畜産は馬が牛の二・五倍も多い。
◦米のほか粟、甘藷などの自給作物が多く、換金作物として明治後期よりたばこ、養蚕が行われるようになった。

2　大正十年の資料（日置郡誌による）

◦農家戸数　一、四九三戸
農家人口　四、三一六人
◦水田　三五二町
畑　一、四三一町
◦換金作物としてたばこ、養蚕、茶、菜種などが作付けされるようになった。

大正十年の資料（日置郡誌による）

作物	作付面積	収穫高
水稲	三五二町	五、七三二石
陸稲	一九八町	一、八八一石
大麦	一、八町	一二八石
裸麦	七三〇町	三、一五〇石
小麦	八〇六町	四、三六三石
大豆	二六二町	一、八八三石
粟	二七五町	三、六五七石

作物	作付面積	収穫高
ソバ	二〇〇町	一、三〇〇石
甘藷	二八〇町	八四万貫
菜種	二〇五町	五一六石
果樹	／	三、三九〇円
甘橘	／	八、九六〇円
馬	二一一頭	／
牛	二八七頭	／

3　近代の農業生産額（町勢要覧による）

（単位：千円）

項目	年度	昭和 44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
耕種部門	米	192,216	158,658	132,037	130,667	188,778	251,265	261,524	279,156	296,600	261,272
	茶	147,300	212,220	122,329	173,506	228,105	383,906	334,836	510,140	516,000	745,269
	甘藷	36,950	29,378	23,477	19,175	20,648	41,630	40,320	25,084	35,144	22,331
	野菜	260,005	208,232	163,367	97,779	126,726	114,918	108,035	97,265	75,575	73,800
	葉たばこ	16,547	16,011	19,674	17,106	21,413	34,058	43,120	30,484	37,114	34,642
	果実	21,915	24,652	27,005	21,310	16,628	16,304	11,601	8,820	13,045	13,370
	その他	29,478	27,388	23,421	30,077	29,303	36,271	27,659	31,657	33,172	36,245
	小計	704,461	676,539	517,310	483,620	631,601	878,352	827,095	983,306	1,006,650	1,186,939
畜産部門	和牛	130,380	99,640	99,240	103,170	145,950	114,500	210,130	197,340	115,814	177,150
	牛乳	23,936	11,417	7,488	7,760	8,880	12,800	13,392	14,065	14,356	14,645
	豚	13,040	17,740	26,675	39,687	78,610	92,446	174,540	132,252	165,570	153,250
	鶏卵	44,880	35,640	59,000	60,000	56,000	62,400	65,128	61,600	111,806	102,690
	ブロイラー	50,400	59,500	43,802	38,214	43,120	57,400	163,744	158,400	197,100	24,300
	その他	2,400	18,000	5,100	5,400	−	−	−	−	−	−
養蚕部門		7,949	8,013	7,567	7,469	9,689	6,589	5,707	4,237	2,800	2,900
農産加工		6,160	6,710	8,520	9,950	7,900	11,500	7,200	8,100	7,050	8,700
計		938,606	916,999	774,702	755,270	990,350	1,243,987	1,365,987	1,559,300	1,621,220	1,889,274

4　昭和55年度農産物の状況（作付け　販売）

	水稲	陸稲	小麦	裸麦	ビール麦	粟及キビ	馬鈴薯	甘藷
農家数	1,023戸	23	68	29	54	105	342	471
栽培面積	21,469a	91	370	128	483	529	556	2,987
販売戸数	322戸	2	12	6	23	23	47	24

大豆	小豆	その他豆類	たばこ	茶	工芸作物	トマト	キュウリ
65	15	37	15	1,097	26	36	263
247	13	176	874	2,418	250	11	107
3	0	4	14	1,052	25	1	12

ナス	白菜	キャベツ	ホーレン草	ネギ	大根	人参	里芋
307	450	259	294	222	753	279	571
65	220	180	356	50	871	101	473
5	5	14	54	10	48	8	65

レタス	玉葱	西瓜	椎たけ	その他野菜	温州みかん	晩かん	くり
27	21	126	136	157	29	1	6
26	14	62	10,400本	728	420	5	25
6	1	2	−	50	−	−	−

二、米作

1　米作り法の推移

(1)　田植えの準備＝水田の耕耘

田を耕すのに昔は鍬が用いられ、人力で耕したが後に牛や馬の畜力を利用して犂（オコシ）で耕した。最初は牛耕で牛の背に鞍をのせ、犂を引かせて水田を掘り起こした。のち馬耕になったが、牛耕に比べて二倍の能率があり、土の反転砕土も良好であったが、馬の飼育頭数が明治後半から減少したので本町では牛耕が多かった。牛馬耕は反転の一番すき、くれ戻しの二番すきをして水を入れ、馬鍬（モガ）で代かきをした。馬耕は昭和前期まで続いたが、満州事変、日中戦争が起こるや軍馬として徴用されたのでほとんど牛耕のみとなった。昭和三十年ごろから一部の農家が耕耘機を使用するようになり、牛耕は漸次すたれていった。昭和四十年ごろからは、大方の農家が耕耘機を利用し始めた。

(2)　種子籾の準備

品種の選定―町役場、農協の指導により、新品種へと改良されていった。「農林十八号」「せんだい」「タチカラ」「ミズホ」「レイホウ」「黄金錦」「黄金まさり」「アリアケ」「神力」「朝日」など、品種は変わっていった。また自家で種籾をとるときは、穂の色や茎、

実入りの良いものを選び、千歯(カナクダ)か、足踏み脱穀機で落し地干しにし、紙袋や叭に入れて天井裏に保管した。種籾は水や土が変わるとよいといわれ、他の土地のものと交換したりした。また塩水選により充実した籾を選んだ。また浸種(モンツケ)は水桶や流れ川に浸したり、発芽をよくするために風呂湯に浸したりした。また戦後は農薬を使って消毒するようになった。

(3) 苗代

昔は直播きで、代かきをしてから木の芽や青草などの刈敷を並べ、よく踏み込み腐らしてから田の面を平らにならし、田の畦から直接籾種をばらまいた。しかしこれは不揃いで除草も困難であった。明治二十年ごろから短冊型にまき床を作り、水を溜めて籾種を丁寧にまき苗を作った。苗が三〇㌢位に伸びた頃、本田に移植した。苗代時代に除草(特にヒエ抜き)し、害虫(イナゴ、ウンカ)駆除を行った。昭和四十年後半より機械植えになったので、箱苗にして病害虫防除に努めている。

(4) 田植え

。(直播き)—畦からのばらまきから種籾を点播する方法に変わった。

。苗代の苗が三〇㌢ぐらいに伸びた時、三、四本ずつ抜きとり、根本をよく洗って束にし稲わらでくくり、苗束の根元に骨粉をつけて指先で三、四本ずつ植えた。深苗を禁じ、「一本苗は米八石」といって多数植えをいましめた。

。明治二十年代から正条植えに変わった。

田植枠(ゴ)を作る。田植綱、田植竹(一㍍位の長さ)に印をつけ印のところに苗を植え、枠(ゴム)を作り田植竹を田植綱にあわせながら、竹の印に二人で植えながら後進した。(綱植え)—両側に田植綱で苗を植え、その苗に沿って後進しながら横綱の印に多数の人が一斉に植えた。(並木植え)—(すぢ植え)—本田を浅水にして、ホーク型の木枠で水田に筋をつけ、その筋に沿って前進しながら、適当な間隔に苗を植えていく。

(5) 田植えの苦労

「腰の痛さよ、セマチの長さ、五月六月の日の長さ」と歌われ、雨の日は蓑をつけ、笠(竹皮の笠、すげ笠)をかぶり、ずぶ濡れになって田植えをした。落雷のため一命を落とした人もあった。戦後はビニール製の合羽や田植え用の足袋をはくようになり、軽装になり作業もし易くなった。田植えの賃金は米二升位の相場であったが、大部分は隣近所、縁故者による交互の田植え(イイ、

またはユイ）で、昼食は赤飯（トッノコ）を炊いて田の畦や草っ原で田の神を祭り（御飯やお酒などを水口（みなくち）に供える）、一緒に食事をした。子どもたちも田植え休みが一週間程あって、苗運びや苗配りなど、子どもなりに手伝った。夜は田植え上り（サノボイ）で家の中でごちそうを食べたり、酒を飲んだりして祝った。午前と午後のお茶の時間には、団子やぼたもちなどもあった。

⑹　肥料

昔は刈敷（カシキ）といって青草や木の芽や葉っぱを踏み込んで腐らせ、また牛馬の糞尿や木灰などを肥料として施した。明治二十年ごろから、青刈大豆、レンゲ草などを緑肥とし、石灰や骨粉、大豆粕などを使用した。骨粉は獣骨を粉砕したもので、春山の永徳製粉所や谷山の滝の下から馬で運んだ。大豆粕は満州から輸入した大豆粕玉を削って施した。化学肥料（窒素、燐酸、加里）は、大正末期から使用されるようになった。

⑺　中耕並びに除草

実植えは雑草が生えて除草困難で中耕もできなかった。正条植えが普及してからは雁爪を使用して中耕した。雁爪は熊手型の鉄製品で打ち込んで引くと、土が上下反転し稲が痛まないよう一株一株腰を曲げて作業する重労働であった。大正後期より田車が導入され、田植え後十日目ぐらいに縦横二回押して土を反転させた。除草は株間に生えた雑草を手で取り、八月中旬ごろまでに三回ぐらい行った。八月になってからの草取りは稲も高く伸び、暑くて大変であった。「草は取れどもこの田の米は、どこの嫁女が来て食うのやら」と歌にも歌われた。昭和三十年ごろから除草剤（ＰＣＰ）が使用されたが、魚族に害が多いとのことで、四十五年ごろから低毒性の（ＭＯ、二四Ｄ）が使用された。

⑻　害虫駆除

実植えは昔から行われ、また稲株切りなども行われた。明治二十年ごろから種油等を竹筒や油差しに入れて、早朝の露のある内に深水にした田に撒き、棒でウンカを払い落とした。明治三十年ごろから石油、除虫菊の粉に木灰を混ぜ一晩置き、朝露の内に撒いたり、網で捕獲した。戦後はＤＤＴ、昭和二十七年には有機燐性剤ホリドールやＢＨＣ、ＰＣＰが使用され、害虫駆除には有効であったが、人畜の被害も発生したので、禁止または使用制限された。防除機具としては、肩かけポンプ式噴霧機や肩かけ手回し散粉機が使われたが、昭和三十年ごろから動力散粉機（ミスト機）が使用され始め、共同防除による一斉駆除も行われた。雀は益鳥ではあるが、乳熟期に集団で荒らすので、その害を防ぐために、鳴子、

案山子、銀紙、ガス銃などで防除した。また猪、兎などが荒らすので、有棘鉄線やわななどで防除している。また狩猟免許をもつ人たちの中から特定の人たちが許可されて、町の要請を受けて日を期して害獣駆除に当たっている。

⑼　収穫

稲を刈るには昔は鎌で一株ずつ刈り、湿田では刈りマイケにし、乾田では地干しにしたり、また湿田と同じく刈ったら直ちに束にして架乾にした。鎌は普通の鎌や鋸鎌を使用した。少し乾燥したらわら小積にしたり、すぐ脱穀したりした。昭和四十五年、六年ごろから稲刈機（バインダー）が使用され始め、能率も鎌で刈る人力の十倍以上となったので、最近急に台数が増加し、鎌で刈り取る人は少なくなった。脱穀は昔は厚板や板石などで叩いて落とす方法や千歯（カナクダ）でこぎ落とす方法があった。明治四十三年に回転式足踏脱穀機が発明され、松元町でも大正初期から導入普及したが、価格が高かったので、大正十年ごろまではまだ千歯を使う農家が多かった。動力脱穀機は昭和五年ごろから一部の農家が導入し、足踏脱穀機を持たない農家の委託を受けて賃稼ぎをした。また籾の乾燥をするには秋晴れの好天気に筵を敷き並べ籾一俵を筵六枚程に分けて薄く広げ、一日二、三回混ぜかえして、夕方叺に入れて始末した。昭和五十年ごろになると米麦乾燥機が導入されて作業も楽になった。籾すりには木製の大臼を二、三人で回して籾をすりむき、箕、または唐箕（トン）で籾殻を除去し、更に万石（金網の目から細米を落とす）や米通しで細米や砕米を除いて俵につめた。俵や叺には一俵に四斗ずつ入れた。木製の大臼には直径一㍍以上の松の大木が用いられたが、歯立てを頻繁に行わねばならない欠点があったので、のちには泥臼に変わった。泥臼は上臼と下臼とあって直径一㍍程の竹籠に粘土と石灰を練り固めて詰め、これに樫材の歯を植えたものであった。動力籾すり機が導入されたのは、昭和初期で一部の農家が委託を受けて営業を始めた。俵は農家がわらで作り、叺は帖佐方面の業者から購入した。昭和四十年半ばごろから供出用は麻袋、紙袋に変わった。稲刈り後すぐ脱穀しないときは、田にわら小積みにして、冬の農閑期に脱穀することもあったが、終戦後はなくなった。脱穀した後のわらは馬屋の中に入れたり、わら小積みにして牛馬の飼料にしたり、畳の床用に売却したりした。最近は水田の肥料として田に残すこともある。

⑽　米作り苦労の歌や諺

。刈敷（かしき）は採れども此の田の米は、食わんがと思えば採

いきらん（この田の米は自分たちの口には入らずに、みんな上納米になってしまうのだと思えば肥料にする刈敷をとる元気もなくなってしまう）

◦刈敷とらせて田を植えさせて、稲の出穂見て出て行けと

◦草は取れどもこの田の米は、どこの嫁女が食うのやら

◦腰の痛さよ畝まちの長さ、五月六月の日の長さ

◦お米とらねばならん田の虫さん、お年貢納めねば百姓が枯れる、のいてたもれ田の虫さん

◦梅雨入りの日に雨が降ると干、天気であると大雨

2　米の販売と検査

稲作は藩政時代から本町の主要作物であって、米価は町民経済の基本で農家経済を大きく左右した。米価の変動を見ると農業生活の安定度が理解された。

食糧管理制度―一般農民に米の販売が許されたのは、明治四年からである。販売は米穀商人（仲買人）との庭先取引きで、ほとんどの人が十一月、十二月に売り渡しが多く米の販売によって年の瀬の支払いに当てた。大正十年に「米穀法」の制度ができて、米価の安定が図られた。昭和八年に「米穀統制法」が制定されたが、昭和八年は稲の大豊作で米価は高騰し、米騒動も各地に起こり、農民は自家用米も売って安い外米を買って食べた。昭和六年石当たり二一円が昭和七年には三六円五〇銭となり、昭和八年には五〇円に高騰した。昭和九年には大凶作となり米価抑制に役立ち、石当たり二五円になった。昭和十二年になると、日中戦争（日支事変）により、食糧の自給が困難となったので、昭和十四年四月「米穀配給統制法」が制定され、米の割当強制的供出、米の人員当配給制、米の精白度の制限、酒造米の数量制限などと、幾多の制限が強化された。昭和十七年には「食糧管理法」が制定され、食糧に関する諸統制が実施された。

(1)　食糧品の公定価格による販売

(2)　主食は農家保有分を除き、残り全量を産業組合を通じて割当供出制によって政府に買上げられた。

(3)　配給は一定の基準量に基づいて食糧営団から公定価格で消費者に配給された。

終戦前後から食糧事情が極度に悪化し、国民は飢餓にあえぎ、三度三度の食事も米はほんの少量で、甘藷や粟や麦なども不足し、木の芽や雑草（山菜）を食べ、飢死する者も出た。昭和二十年「総合供出制」（糯米、麦、甘藷など代替食物）を実施、更に終戦後昭和二十一年には「食糧緊急措置法」が実施され、供出米未遂農家には強権発動が行われた。昭和二十三年には「食糧確保臨時措置法」が制定され、〈事前割当制〉を採用した。割当決定

玄米１石当たり年次別価格表

年次	価格	備考	年次	価格	備考	年次	価格	備考
明治元	4.23	鳥羽伏見の戦等で物価と共に米価も上昇したが不安定	明治41	12.30		昭和23	3,750.00	
2	7.87		42	10.00		24	4,400.00	
3	4.67		43	13.40		25	5,290.00	
4	2.79	大政奉還により門制制度等により農地も農民の所有となり，上伯米から税金と変り米を売るものが多く単価も下落した。	44	15.40		26	7,030.00	
5	2.00		45	20.80		27	7,500.00	
6	3.00		大正２	18.20		28	8,200.00	
7	4.68		3	10.80		29	9,718.00	
8	2.94		4	12.80		30	10,000.00	
9	5.13		5	15.00		31	9,770.00	
10	3.36		6	21.00		32	10,322.00	
11	4.48		7	36.50	この年の８月，投機的な米価となり，政府の抑圧にもかかわらず米騒動が起り農家でも自家用米を起り，外米を官った。	33	10,328.00	
12	6.60		8	50.00		34	10,333.00	
13	10.20		9	25.00		35	10,043.00	
14	8.20		10	35.90		36	11,002.00	
15	5.20	インフレ時代に入り紙幣増発のため米価も下落	11	25.50		37	12,770.00	
16	2.20		12	31.00		38	13,204.00	
17	4.60		13	38.30		39	15,001.00	
18	4.32		14	29.30		40	16,375.00	
19	3.88		15	34.93		41	17,877.00	
20	3.70		昭和２	33.85		42	19,521.00	生産者補償方式を取り入れる。
21	3.54		3	27.00	世界的経済不況と輸入超過により，物価と共に米価も下落し始めた。	43	20,220.00	
22	5.00		4	25.00		44	20,225.00	第１次米の生産調査
23	5.00		5	20.00		45	20,380.00	
24	6.60		6	16.30		46	21,305.00	
25	5.70		7	27.13		47	22,500.00	
26	6.60		8	20.99		48	25,753.00	
27	6.66		9	28.62		49	33,530.00	
28	7.30		10	31.92		50	38,413.00	
29	10.00	日清戦争の影響で物価米価も上昇。	11	29.25		51	40,913.00	
30	14.30		12	37.75		52	43,080.00	
31	8.20		13	33.08		53	43,080.00	第２次米の生産
32	10.00		14	39.38		54	17,005 (17,279)	（註） 価格は基本米価で一類～五類の裸運搬含みの平均価格で政府買入価格は一等～三等に分れ，基本価格に包装，運搬費含みで支払われた。
33	9.40		15	42.37		55	17,418 (17,674)	
34	9.50		16	44.02		56	17,481 (17,756)	
35	12.40		17	43.90	食糧管理法制定米の配給制度。	57	17,681 (17,951)	
36	10.90		18	46.70		58	17,996 (18,266)	
37	10.80		19	46.72		59	18,398 (18,668)	
38	13.20	日露戦争の影響で物価上昇し，米価も上昇した	20	150.00	戦後の食糧不足と円の下落により米価も急に上昇し始めた。	60	18,398 (18,668)	
39	13.20		21	550.00				
40	14.30		22	1,750.0				

※ 54年以降の単位（K）
（　）は政府買入価格
53年までの単位（石）

は町村の農業調整委員会が行った。

昭和二十五年ごろから食糧の需給は、国内生産の増大と外国からの輸入食糧の増加で好転し、食糧統制も緩和され、供出に対する奨励金も支給されるなど、米価も年々大幅に上昇し、昭和二十四年石当たり四、四〇〇円、二十五年には五、二九〇円、二十六年には七、〇三〇円と上昇した。米価が町民の経済生活を大きく左右したことは前にも述べたが、次に明治初年から玄米一石当たりの価格の変動を記することにする。それぞれの時代の農家生活の安定度を知ることができると思う。

三、茶

1　明治、大正時代

松元茶の沿革は極めて古く、直木の南原門の名寄帳によると、文化八年（一八一一）三月、既に茶三九匁が南原門の上納品目として記されている。また鹿児島県史によると、明治十三年に石谷村茶二、〇〇〇斤、直木村茶三、〇〇〇斤、入佐村茶一二〇〇斤の生産とある。また当時の茶は天然の樹木葉（ヤブ茶）であり、製法も天日乾燥またはヘロ乾燥、釜いり茶であった。明治二十五年、石谷、福山に鶴田源之助、篠原景光、有馬金八、堀之内四郎など十数人で茶業組合を設立し、二十六年、二十七年に更に山之内市太郎、木場武二など十数人が加入した。明治二十九年、ときの加納知事が農業開発の一環として市町村に茶の栽培を奨励した。本村でも先進地より在来種の茶の実を取り寄せ、一代雑種に改良し始め、松元部落の坂口三太郎は手もみ製茶法緑茶伝習所を開設し、静岡県から茶の教師を招いて村内に広めた。明治三十年ごろから畑の畦畔や園茶の栽培に努め、また製茶手回機を導入して製茶の能率向上に努めた。明治四十五年緑茶講習所を郡内五カ所に設け製茶技術を指導した。大正四年村長四元矢之助時代に茶業技術員として、二宮吉衛が任命された。二宮は村農会と協力して先ず畦畔茶園の剪定を実施して、品質の向上に努めた。大正五、六年には静岡、京都の宇治などの先進地の研究視察をはじめ、茶摘み講習会、模範茶園の設置などにより品質向上に努めた。大正九年郡費補助による製茶機購入制度が設けられたので、仁田尾の山之内藤之助、石谷の鶴田直哉、益満真八、内田の小原一二らが製茶機械工場を開設して大量生産に乗り出した。茶の栽培法や製茶技術が急速に向上し、村民の茶業に対する意欲も高まり、各種の競技会や品評会にも参加出品し、多くの入賞者を出して県下に有名になった。

大正十一年、九州各県製茶競技会　吉村末吉（四元）　一等

大正十四年、鹿児島県朝日新聞社主催

製茶大量出荷奨励大会　小原一二　一等
大正十四年、九州茶園品評会　宇田文蔵（内田）（石谷）　一等
大正十四年、茶業五十周年記念全国製茶共進会　吉村末吉　一等金杯
大正十五年、県製茶品評会（二年連続）　小原一二　一等

2　昭和時代

昭和三年天皇御即位御大典記念全国品評会で、内田の小原一二は金杯を受賞した。昭和二十六年四月、上伊集院村茶業指導所を春山桟敷原に設立し、村内茶業の改善振興に努め、村内に限らず日置郡内外を問わず研修指導をなし、昭和二十八年には県に移管し、鹿児島県上伊集院茶業指導所、昭和三十三年には鹿児島県さつま茶業指導所、更に昭和五十八年には鹿児島県さつま茶業指導農場と改称し今日に至っている。昭和三十六年以降、わが国の高度経済成長期を迎え、第二次、第三次産業の発展に伴い、若年層の都市への出稼ぎ、農村人口の高齢化、兼業化により農業不振を来したが、茶の需要は全国的に増加したので、茶園の増反と品種の改良、管理の改善によって増産と品質の向上に努力してきた。本町では茶業振興部会を組織し、会長に池田義光を推し、会員八〇〇人がこれに参加し、加工部、生産部、銘茶研究部、茶業青年部を設け共販体制の確立と販路の拡大を図り

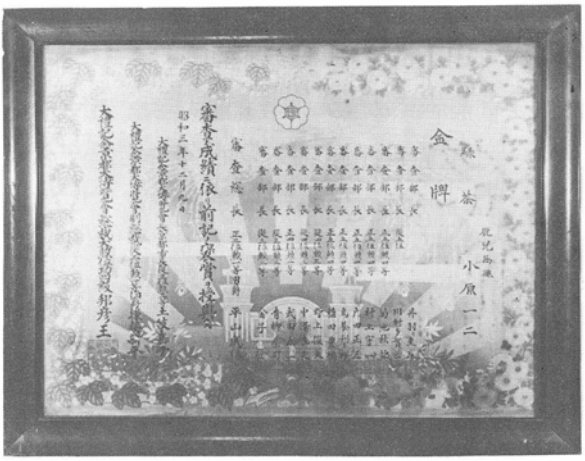

大礼記念京都大博覧会金牌受賞（緑茶）


手もみ技法を天覧に供す（昭和59年５月）

松元茶の銘柄の確立を図り、所得の向上に努めてきたので、畑地の七五・八㌶に当たる四五二㌶の栽培面積を占め、県下第三位の生産面積を誇るまでになった。生産額も農産物中第一位を占めている。また手もみ保存会（会長小原邦弘、会員十数人）を組織し、手もみ茶の伝統的良さを受け継ぎ、県内各地にも指導の手を広げている。今日では文化財的な技術だがこのコツを機械操作に生かしたいと茶どころから研修に訪れる農家が多い。昭和五十九年五月、第三十五回全国植樹祭に陛下行幸の折、二十日牧園町農業大学御視察の折、松元産の生葉による手もみ製造技法が、小原邦弘、二俣早男の二人によって天覧に供せられ、陛下から「手もみのお茶はおいしいでしょうね」とおことばを賜る光栄に浴した。

昭和四十七年二月、第一回町茶業振興大会を開き、「松元お茶音頭」とその振り付けの発表を行い、品質の向上と増産に町経済課、町農協の担当技師を中心に町内二十九の製茶工場の協力を得て、生産者も良質茶の増産に努力することを誓い合った。なお振興大会は毎年定例行事として盛大に行われている。

現在農民の高齢化による労働力の低下、兼業農家の一部に管理不良園が見られるので、加工業者及び生産意欲の高い農家に対し、農用地利用増進事業、賃貸借事業を推進、土づくりと栽培管理、優良品種への改植、桜島降灰対策、茶工場との系列化、機械化に対応する土地基盤の整備、計画的摘採、委託加工などを推進し、共販体制の確立と販路の拡大によって農家所得の増大を図っている。

松元お茶音頭

作詞　内　与詩守
作曲　土　肥　寛　展

一、ここがヨー
　ここがいいねと翼をとめて
　旅の小鳥も　お茶畑ソレ
　一度おりたら　いついつまでも
　離れたくない　恋ねぐら
　サッサ松元　お茶の出どころ
　　味どころ

二、霧のヨー
　霧の深さに　情の深さ
　芽立つ新茶のたのもしさソレ
　摘んで揃えてほどよくもんで
　銘茶銘茶とさわがれる
　サッサ松元　お茶の出どころ
　　味どころ

三、可愛ヨー
　可愛いあの子も新茶のはしり

春に芽ばえるお年ごろソレ
甘い香りは　どなたのものか
噂うれしい　彼岸風
サッサ松元　お茶の出どころ
　味どころ

四、ずらりヨー
ずらり並んだ　茶園の上に
幸よ幸よと　あげひばりソレ
わしも一度は　あのよいお茶を
飲んでみたいと　桜島
サッサ松元　お茶の出どころ
　味どころ

昭和五十三年度の茶業の現況について示すと次の通りである。茶の栽培農家は一一三七戸で農家戸数の八〇㌫に当たる。粗製産額は十億七、二〇〇万円で農作物中第一位である。茶園面積は四四八㌶もあるのに、荒茶生産量が少ないのは松元産の生葉生産量の約三〇㌫が伊集院町や鹿児島市に流出していることによる。最近品質も

生産額の推移

年次	荒茶生産額
昭和	千円
44	147,300
45	212,220
46	122,329
47	173,506
48	228,105
49	383,906
50	334,836
51	500,140
52	516,600
53	745,269
54	806,929
55	923,000
56	844,257
57	540,400
58	794,300
59	898,724

茶機械類導入状況

	中耕除草機	ミスト機	動力噴霧機	摘採機		剪技機	トレンチャー
				バッテリー型	可搬型		
台数	811	391	586	222	502	98	8
ha当たり	1.8	22		16		0.2	0.02

荒茶加工場

工場数	経営主体			原料取扱別		原料処理能力		
	個人	共同	農協	自園自製	買葉(委託)	30 kg以上	60 kg以上	120kg以上
34	30	1	3	7	27	5	16	13

系列化の現状

	工場数	組合員数	対象面積	一工場平均組合員数	一工場平均対象面積
個人工場	30	363人	165.7 ha	12.1 人	5.52 ha
共同工場	4	216人	101.6 ha	5.4 人	25.40 ha
計	34	579人	267.3 ha	17.02人	7.86 ha

荒茶の販売状況

県茶市場		県内茶商社		計	
409.6 t	67.6%	195.6 t	32.4%	605.2 t	100%

徐々に良くなりつつあるが、下級茶と酷評されているのは、兼業農家が多く、一戸当たりの経営規模が小さくこれに取り組む姿勢が低調で、茶園管理不充分、適期摘採が行われず、土曜日曜に集中滞貨し、また在来種が多く、更に晩霜、桜島の降灰による影響も大きい。次に茶の品種別面積と経営規模別戸数、その他を記しておきたい。

品種別面積

品種	松元町 面積(a)	松元町 構成比	県 構成比
やぶきた	5,432	12.2%	36.4%
かなやみどり	800	2.0%	2.3%
やまとみどり	1,700	3.8%	3.9%
その他の品種	1,458	3.2%	22.7%
在来種	35,320	78.8%	34.7%
計	44,800	100.0%	100.0%

※品種物は僅か21.2%で，あとは在来種である。

経営規模別戸数

	10アール未満	11～30	31～50	51～70
戸数	149戸	284戸	324戸	210戸
構成比	12.9%	24.9%	28.5%	18.6%

71～100	101～150	151～200	201以上	計
159戸	8戸	4戸	1戸	1,137戸
13.9%	0.7%	0.4%	0.1%	100%

※30アールから50アールが324戸で最も多く，次が10アールから30アールで284戸で50アール未満が66.4%となっている。老齢農家，兼業農家の占める割合が多い。

3　茶業指導所

第二次世界大戦後、農村振興の一環として茶業の振興をとり上げ、村議会、並びに坂口三太郎、小原一二、吉村末吉等製茶業者の要望により、村長末永善助は昭和二十六年三月の村議会に、茶業指導所の設置を上程し、議決された。指導所設置費として二十五年度繰越金から五〇万円、二十六年度予算から五〇万円、予備費から五〇万円を支出した。二十六年七月、県から補助金一〇〇万円、郡内町村会から一五万円、二十六年十月、郡内町村会から三〇万円を受けて設置された。用地は二町歩（二㌃）で事務所は春山小学校古校舎を使用した。用水池六カ所主任技師用の住宅建設、必要備品の購入などが終わり、主任技師に塩賀秋實を迎え、他に技術員、労務者各一人を任用し、茶業指導所として発足した。

地方事務所長、郡出身の県会議員（福永嘉徳、堂免邦愛、入鹿山嵩）を通じて県移管運動を始め、昭和二十八年八月、県に移管され、名称も「鹿児島県上伊集院茶業指導所」として発足することになった。更に昭和三十三年八月、「鹿児島県さつま茶業指導所」と改称され、昭和五十八年に「鹿児島県さつま指案農場」と改称した。

四、甘藷及び麦

明治六年貢米制度の廃止によって、藩政時代の八公二民という過酷な収納から農民は幾分解放されたが、本町の台地、沼田、山林原野、渓谷といった自然環境、それに毎年の台風災害、シラス土壌崩壊、西南の役の後遺症

などで生産技術も遅れ、米作を始め農作物は停滞状況で、自家消費に供するだけがやっとであった。また米は販売したり、海産物や衣食類と取引きして、多くは甘藷及び雑穀を主食として生活した。

甘藷は台風災害にも被害が少なく、飢饉年には最良の食糧であった。宝永四年（一六二七）頴娃の前田利右衛門が琉球から甘藷の種子を持ち帰ってから、広く栽培されるようになり、わが松元町でも広い畑地を利用して、生産に努力してきた。明治十三年の生産量は六一万九千斤（約二六、六八〇キログラム）、大正十年の栽培面積は二百八十町歩（二八〇ヘクタール）で、生産量八四万貫（三一五万キログラム）に達した。明治、大正時代から第二次世界大戦前後は農家は勿論、一般家庭でも代用食として煮たり、また少量の米を混ぜた「からいも飯」にしたり、小さく切って乾燥して粉にして団子にして食べたりした。戦時中は戦前戦後を含めて食糧の不足甚だしく、労働力も低下したので学校の児童生徒を動員して、山野を開墾したり、空地はもとより学校の校庭まで耕して甘藷を栽培した。収穫した甘藷は自家用を残して後は供出し、食糧や航空燃料に使用された。近年は焼酎の原料あるいは澱粉の原料として工場に売り渡される量が多く、食糧にするのは極めて減少した。昭和五十五年の植付農家は四七一戸、植付面積は二、九八七ヘクタール、販売農家はその半数の二四一戸となっている。最近の年度ごとの甘藷の生産額を示すと次の通りである。

年次	生産額
昭和	万円
45	2,937
46	2,347
47	1,917
48	2,064
49	4,164
50	4,032
51	2,578
52	3,514
53	2,231
54	2,421
55	2,700
56	2,698
57	2,487
58	2,303
59	1,740

近年栽培農家も減少し、栽培面積も生産額も減少してきた。戦後は澱粉工場や焼酎工場に直接売り渡していたが、今日では農協を通じて出荷するようになった。また澱粉用甘藷栽培から野菜用甘藷として、ハウス栽培、早期栽培して野菜市場に出荷する者も出てきた。

麦は明治十三年に小麦裸麦合わせて、一、〇五一石を生産している。大正十年と昭和五十五年について表示すると次の通りである。

大正10年	大麦	裸麦	小麦
作付面積	一町八反	七三〇町	八〇六町
収穫高	一二八石	三、一五〇石	四、三六三石

鹿児島で農家が作る麦は主に裸麦で、小麦は味噌、団子用で、裸麦は麦飯、醤油用として用いた。麦作は普通甘藷の後作として作られた。田んぼでの麦作は土を高く盛って畝を作るので大変骨の折れる仕事であった。麦飯、おし麦、小麦粉の用途、並びに味噌、醤油の作り方などについては第四編文化部門第三章第二節生活の変遷で述べることにする。なお米の生産調整により、休耕田の利用、水田利用再編対策の強化で、小麦の生産を奨励し、奨励金反当五万三、〇〇〇円が交付されている。

昭和55年

	裸麦	ビール麦	小麦
作付農家	二九戸	五四戸	六八戸
栽培面積	一二八ヘクタール	四八三ヘクタール	三七〇ヘクタール
販売農家	六戸	二三戸	一二戸

粟は明治十三年には、一、四九八石の生産をあげており、大正十年には作付面積二七五町歩、三、六五七石の生産をあげている。昭和五十五年になると、粟、黍(きび)、玉蜀黍を含めて作付け面積わずかに五二九アール、作付け農家一〇五戸、販売農家二九戸と激減している。粟は食糧としてはほとんど使用されず、小鳥の飼料にする程度である。

大豆は明治十三年には直木村で五万斤の収穫があったことが記録に残っている。大正十年になると、村全体で作付け面積二六二町歩に広がり収穫高も一、八八三石に達した。昭和五十五年には上記のように作付け状況が減った。

	大豆	小豆	その他
作付農家	六五戸	一五戸	三一戸
作付面積	二四七ヘクタール	一三ヘクタール	一四六ヘクタール
販売農家	三戸	〇戸	四戸

小豆も同様にほとんど自作する人がなくなった。

大豆は豆腐、味噌、醤油の原料として、どの家でも栽培したものだが、連作を忌避し、病害も多発し易い作物で、四月下旬麦の畦間に播種し、八月中旬根引きして乾かし、豆打ち棒やメグイ棒でたたき落として実を収穫した。小豆は大豆と同じ頃播種して実が熟したら一さや一さやもぎ取ってよく乾かして実をとった。今日作付けが激減したのは豆腐、味噌、醤油などの自家製が減り、商品で代用するようになったからであろう。

蕎麦もよく作られ、明治十三年には九三〇石の生産量をあげている。大正十三年の作付け面積は約二〇〇町歩で、収穫高一、三〇〇石をあげている。明治大正時代は山野を開墾して大方の農家が栽培し、自家消費すると共に、販売もした。蕎麦は植え付けも簡単で、九月一日ごろ木灰でも施して播種し十一月中旬ごろには収穫できた。刈り取ってよく乾かし、棒で実をたたき落とし、石臼などで自家製粉していろいろな方法で自家用に供し

た。

五、野　菜

馬鈴薯は昭和五十五年の統計によると、栽培農家三四二戸、作付け面積五五六㌃、販売農家四七戸となっている。大正ごろまでは自家消費する程度は、どの農家でも栽培していたが、最近食品として栄養価値が認められ、栽培農家が増加し自家消費外に野菜市場などに出荷販売する農家が増えてきた。種薯も北海道や長崎などから新品種を移入して品質の改善に努力している。一般野菜は明治、大正時代は自家消費するだけ栽培し、大根、白菜、人参、牛蒡、南瓜、茄子、胡瓜、葱、里芋類に限られていたが、昭和になってトマト、キャベツ、ピーマンなどの外国野菜が栽培されるようになった。近年の野菜生産額を示すと次の通りである。

年度	生産額
昭和	万円
45	20,823
46	16,936
47	9,777
48	12,672
49	11,491
50	10,803
51	9,726
52	7,557
53	7,381
54	8,570
55	10,600
56	12,960
57	8,950
58	12,805
59	9,475

終戦後、ほとんどの農家が野菜栽培に努力し、生産も年ごとに増加してきたが第二次、第三次産業が盛んになるにつれ、それらに転出または兼業農家が増え、老齢化と野菜価格の不安定が加わり、栽培農家が著しく減少し、一部の農家では町内の商店や鹿児島市あたりから野菜を購入する家すら出てきているのが実情である。昭和五十四、五年ごろ早生の南瓜を盛んに栽培した時期があったが、価格の変動が激しく、現在では農協共販として牛蒡や胡瓜などを出荷している。軟弱野菜や芋類について、四元、直木、松元、内田、石谷などの園芸グループで定期的または個人で出荷し、年間約四、〇〇〇万円の収益をあげている。鹿児島市の大消

昭和五十五年度野菜栽培状況（面積は㌃）

種別	大根	白菜	人参	トマト	胡瓜	茄子	キャベツ	ホーレン草	ネギ	玉ネギ
栽培農家	七五三戸	四五〇〃	二七九〃	三六〃	二六三〃	三〇七〃	二五九〃	二九四〃	二二二〃	二一〃
栽培面積	八七一㌃	二二〇〃	一〇一〃	一一〃	一〇七〃	六五〃	一八〇〃	三五六〃	五〇〃	一四〃
販売農家	四八戸	五〃	八〃	一〃	一二〃	六〃	一四〃	五四〃	一〇〃	一〃

種別	レタス	ピーマン	西瓜	里芋	椎茸	苗物	南瓜	牛蒡	豌豆
栽培農家	二七戸	七八〃	一二六〃	五七一〃	一三六〃	五〃	二六〇〃	六〇〃	六〇〃
栽培面積	二六㌃	一二〃	六二一〃	四七五〃	一〇、四〇〇本	一三二〃	一、〇〇〇〃	三〇〇〃	一〇〇〃
販売農家	六戸	一〃	二〃	六五〃	一〃	四〃			

費都市を控え、中高冷化地として恵まれていながら、兼業化と緑茶栽培に押されて栽培面積が限られているので、軟弱野菜を重点にトンネル被覆栽培、ハウス栽培が進められている。

六、果　樹

明治二十七年から三十年ごろ、時の加納県知事時代、果樹栽培が奨励された。昭和の終戦直後までは雑柑類（夏ミカン、川畑ミカン、キンカン、オレンジなど）梨（ビン梨、カノヤ梨）柿（モイヤ柿、ツルシ柿）、梅、栗などで自家消費程度であった、昭和二十七、八年ごろから、温州みかんの栽培を奨励されたので、みかん農家が増加し、みかん園の管理もよくなり、生産額も増加した。町内にも上床グループ（約二〇人）や仁田尾グループが結成され、直木、四元にもグループが結成され、栽培技術の向上を図ってきたが、昭和四十八年ごろから外国産（グレープフルーツ）の輸入増加と、内国産の生産過剰で価格が下落し始め、栽培を中止する農家も出てきた。ミカングループも現在では上床、仁田尾の二グループ約二十数人で昭和五十二、三年ごろから甘なつ、ネーブル、ハッサク、キンカンなどの雑柑を栽培している。近年の生産額を表示すると次の通りである。

年次	生産額
昭和	千円
44	21,915
45	24,652
46	27,005
47	21,310
48	16,628
49	16,304
50	11,600
51	8,820
52	13,045
53	13,370
54	7,634
55	6,000
56	7,959
57	8,950
58	4,023
59	6,452

七、たばこ

たばこが耕作されるようになったのは非常に古く、桃山時代（豊臣秀吉の頃）我が国に伝来し、薩摩藩では慶長十年（一六〇五）島津義弘公の時にたばこの種子を取り寄せ、指宿に栽培させたのが始まりという。わが伊集院郷では、明和五年（一七六四）ごろから耕作し、藩への上納品目として取り扱われた。……「以上〈さつまたばこ鏡〉より」

本村においてはいつごろから栽培されたか明らかでないが、「日置郡誌」九四頁に次の記述がある。

「本郡煙草ノ沿革ヲ温ヌルニ記録ノ徴スベキモノナキモ旧藩時代ヨリ之ガ栽培ヲナシタルモノアリト云フ然レドモ其産額僅少ニシテ明治二十二、三年ノ頃迄ハ単ニ喫煙家ノ自給ニ過ギザリシモノ如シ……東市来、下伊集院、中伊集院、上伊集院村ノ同業者ニテ出水郡野田村児島仙蔵氏ヲ雇ヒ栽培法ノ研究ヲナス等漸次栽培地ノ範囲拡カリヌ然ルニ其当時ハ、栽培法ノ幼稚ナルハ

素ヨリニシテ其作業頗ル難事ナリトナセリ」

明治三十年ごろまでは、村農会に耕作届を出して自由に耕作し、自家用にも供した。明治三十一年にたばこ専売法が実施され、鹿児島地方局管内は「たばこ告示種」を栽培し、自家用は禁止された。上伊集院村時代は直木、入佐地区を始め村内では「丸葉国分種」が栽培されるようになった。本村では大正の初めごろ「たばこ耕作組合」が設立され、事務所を村農会に置き、組合長は村農会長(村長兼務)が兼務し、業務は農会の技術員が指導し、肥料、資材は当時の産業組合が取り扱った。上伊集院村たばこ耕作組合の構成は次の通りであった。組合長一人、副組合長一人、常任理事一人、監事一人、総代二〇人、主任技術員一人、組合技術員一人、職員一人、たばこ婦人会。

苗は各自耕作者が苗床を十二月ごろ作り、一月ごろ種子をまき、三、四月ごろ定植し、植え付け検査を受けて反別を明確にし、土寄せ、病虫害駆除などの管理に努め、六、七月ごろ刈り取って家の中に吊し下げ、下から炭火などで乾燥した。たばこについていた虫などが落ちてくるので、座敷の畳は全部はいで板敷きにした。完全に乾燥したところで下ろして葉をむしり、上中下に選別して手で一枚一枚しわを伸ばし、十枚から二十枚を束にして括り、その束を積み重ねて梱包して、指定された日にたばこ収納所に納入し、等級、数量に従って代金を貰った。収納所は伊集院町にあった。「日置郡誌」によって大正十年のわが上伊集院村の煙草耕作実績を記すと次の通りである。

耕作人員	八一三人
耕作反別	五町二反歩
はたばこ収量	一万六八一五貫
賠償金	八万七〇五五円
一反歩当り量目	三一・三百匁
賠償金	一六七、一三厘

昭和六年、鹿児島地方局は黄色種の試作を始め、昭和十年ごろからわが村でも黄色種に切り換える耕作者が多くなり、村内各地に広島式乾燥場が設けられるようになった。燃料も最初は薪を使用したが、暫次重油バーナーに換えられていった。終戦前までは戦争遂行のため、たばこ耕作者並びに耕作面積も減少し、たばこの不足を来したので、鹿児島地方局は各市町村に割り当てをして増反増収に努めた。半強制的に各農家三㌃以上割り当て耕作を命じ、耕作しやすい在来種(丸葉)を耕作させ、昭和二十三年には耕作者一、〇六六人、耕作面積四、六二九㌃に達した。昭和三十六年以降は高度経済成長期に入り、若者たちの他産業への流出により、耕作者は急激に減少し始めた。しかしたばこ耕作の近代化、省力化

昭和23年度以降たばこ耕作状況の推移

年度	耕作人員	耕作面積	収量高(kg)	1kg当たり	10a当たり	1人当たり面積	1人当たり代金
昭和23	1,066人	4,629a	66,007	154円	21,940円	4.1a	9,533円
25	660	3,849	63,076	154	25,272	5.2	14,741
27	452	4,158	64,567	292	45,302	9.0	41,684
29	291	3,437	48,001	314	43,804	4.8	51,745
31	203	2,718	48,029	310	54,177	13.6	72,134
33	142	2,066	45,787	295	65,090	14.6	94,742
35	115	1,742	29,787	324	55,197	15.1	83,616
37	70	1,612	28,016	407	70,639	23.1	162,701
39	70	1,572	35,579	434	98,129	22.5	220,441
41	55	1,794	36,668	536	109,625	32.6	357,615
43	49	1,711	40,607	600	142,372	34.9	497,285
47	41	1,466	33,358	685	108,103	35.8	390,211
49	30	1,178	22,619	740	142,159	39.3	558,306
51	22	990	27,664	1,231	343,879	45.0	1,548,081
53	21	1,085	23,154	1,313	280,005	51.7	1,447,491
54	17	1,020	21,595	1,602	339,244	60.0	2,035,463
55	16	940	20,600	1,648	361,180	58.8	2,021,937
56	15	910	21,300	1,786	418,241	60.7	2,537,333
57	11	620	16,100	1,791	465,306	56.4	2,622,636
57	10	500	14,000	1,688	472,660	50.0	2,363,300
58	10	500	12,000	1,313	322,020	50.0	1,610,100
59	9	500	12,000	1,558	374,160	55.56	2,078,666

により一耕作者の反別は増加し、一町歩以上の耕作者も出てきた。また収入金額も他の農産物を抜いて第一位となった。毎年の賠償金（生産費の算定、補償方式）も耕作者一人平均二〇〇万円を越える人が多くなった。

八、養蚕業

日置郡の養蚕業の沿革は極めて古く、藩政時代に藩主は外城士族の救済事業として養蚕を奨励し、南薩地域各地区に飼育せしめた。当時は天然の桑葉樹の葉を飼料として与え、自然の養蚕の姿であった。また用途も真綿にして上納品目または自家用に供した。明治四年ごろ先進地熊本県木山から十文字種の桑苗を移入栽培せしめ、また育蚕技術の向上を図るため、江州より養蚕巡回教師を招いた。わが上伊集院村では、明治十七年ごろから育蚕を始め、自家用真綿を生産する程度であった。明治三十年ごろから生糸の売れ行きが好況となり、わが村でも二百戸の

桑園面積	四町七反四畝
養蚕戸数	五二一戸
共同稚蚕	四　人員四〇人
飼育所	蟻量六四匁

	戸数	掃立枚数	収繭量	生産額
春蚕	五二一	七〇九	二、九二一貫	二〇、六八一円
夏蚕	二〇	一二	三六〃	一六七〃
秋蚕	五二一	八〇〇	三、五〇三〃	二三、一九四〃

養蚕農家を数えるに至った。大正三年桜島の大爆発で降灰の甚大な被害を受け、桑の葉も降灰の被害を受け大きな打撃を被った。大正六年ごろからわが村の地勢その他の条件が養蚕に適していることがわかり、漸次改善され、一代雑種が飼育されるようになった。大正十年次の状況を記すと右表の通りである。

昭和に入り伊集院町に片倉乾繭工場、伊集院、窪田両生糸工場が設立され、更にわが上伊集院にも稚蚕共同飼育所の設置や片倉生糸工場の委託飼育も盛んとなり、村内五百数十戸の養蚕農家の収入は農家作目の一位を占めるに至った。昭和十二年日中戦争の頃から終戦後の昭和二十三年ごろまでは戦時体制のもと、食糧増産第一で養蚕業は低下した。昭和二十五年ごろからまた徐々に復活し始めたが、高度経済成長の波に乗って第二次、第三次産業への転換で養蚕戸数は年々減少し始めた。県蚕業史に拠りその推移をたどってみると左上の通りである。

年度	養蚕戸数	桑園面積	収繭量	生産額
昭八	一、一一七戸	一四八・三(ヘクタール)	一〇五、七三九キロ	—
〃一二	四八一〃	三一・八〃	九、〇七九〃	—
〃一五	三三〇〃	—	六一二〃	—
〃三五	三二〇〃	—	七七四〃	—
〃四〇	八四〃	一二・七〃	五五四〃	—
〃四五	七八〃	一四・九〃	七五〇〃	八、〇一三千円
〃五〇	五〇〃	七・二〃	四七二〃	五、七〇七〃
〃五五	一五〃	一・五〃	一四五〃	—

養蚕戸数、桑園面積は減少している割合に、収繭量、生産額は減少していないのは、飼育法の改善によるものであろう。

昭和初期までは各農家で蚕室に蚕棚を作り、丸型の蚕バラをのせて飼育し、気温が低い時は炭火をたいて温度の調節をした。共同稚蚕飼育所が開設されるまでは各戸で蟻蚕卵紙の配布を受け、稚蚕（ケゴ）が出たら掃き立て桑葉を小さく刻んで与え、一眠、二眠、三眠と脱皮するに従い、桑葉を大きく切って与え、毎月蚕バラの底に溜った残葉や糞を取り除き、四眠を終え熟蚕となったものは、マブシの上にのせて繭を作らせる。繭がりっぱに固くなったら、マブシから一個ずつはずして、フケを取り収繭所に納めて現金化した。桑の葉を

摘むには指にツメ（桑摘み器）をつけて一枚ずつ摘む。雨に濡れた桑葉はよく水分を除いて与えた。マブシはマブシ折器で藁を折り曲げて作った。最近は共同稚蚕所で二眠ぐらいまで共同飼育してから各戸に配布し、蚕室も設けず野外で飼育し、桑葉も摘まず枝のまま切って与え、マブシも機械で作ったものを吊り下げて繭を作らせ、繭もフケトリ機できれいにフケが取り除けて仕事が楽になった。

九、家畜

牛馬―昔から道路の整備が悪く、動力利用の機械類もなかった頃の諸物資の運搬や農林業には専ら牛や馬を使用していたので、家族の一員としてどこの農家でも牛や馬を各々一、二頭ずつ飼育していた。主な用途としては、

◦綱をつけて木材やソリ（ズイ）や車を引かせた。

◦スキ（オコシ）を引かせて田畑の耕耘に使った。

◦牛車、荷車、荷馬車、客馬車で人や物を運ばせた。

◦牛や馬の背に鞍をつけて物や人を運ばせた。

◦乗馬、競走馬（競馬）、軍用馬として使用した。

◦肉用（牛肉、馬肉）として用いた。

明治、大正の初期までは馬が多く飼育されていたが、大正の後半より馬は減少し、牛が多く使用されるようになった。

一表

	明治十三年	大正九年	昭和二十五年	昭和五十年
馬	九七五頭	二一一頭	二頭	〇頭
牛	二八七頭	八八二頭	一、二六二頭	七八三頭

二表

A 飼育状況

年度	乳用牛 戸数	乳用牛 頭数	肉用牛 戸数	肉用牛 頭数	馬 戸数	馬 頭数
昭二五	一〇戸	一〇頭	一、二〇〇戸	一、二五一頭	二	二
三五	一七〃	二五〃	一、二四〇〃	一、三一八〃	二	二
四〇	三八〃	一七一〃	一、〇〇一〃	一、二九八〃	〇	〇
四五	二三〃	一八三〃	八三六〃	一、三四五〃	〇	〇
五〇	三〃	五〇〃	四四四〃	八五一〃	〇	〇
五五	二〃	三八〃	三二六〃	九九七〃	〇	〇

B 生産額

年度	肥育和牛	乳牛	〃四七	〃四九	〃五一	〃五三
昭四五	九、九六四万円	一、一四一〃	一〇、三一七	一一、四五〇	一九、七三四	一七、七一五
		七七六	一、二八〇	一、四〇六		

C 用牛取子めす

	各戸飼育数	農家数	頭数	一頭	二頭	三～四頭	五～九頭	一〇～一九頭	二〇以上	計
	三〇	二四	四八	三九	一二	五	一	〇	七二	
	三〇									
				二七						
								一五		一五九

なった。特に肥育牛、生産牛が増加し、現在町内には馬は全くいなくなって専ら牛が飼育されている。明治十三年、大正九年、昭和二十五年、昭和五十年を対比してみると一表の通りである。

牛馬の飼料としては、主に稲藁、青草を細かく藁切りで切って与え、また一日一回ぐらいは甘藷や大豆、野菜などを煮て与えた。男の人は朝食前に田畑の畦や山野に草刈りに行って草切り篭（かご）に一杯つめて持ち帰り朝食にした。また男の子たちは上級生になると、下校後草刈りに行くのが日課の一つになっていた。この草切り篭も余暇をみて各自の家で製作したものを使用した。またこの竹篭は川に洗濯に行く時、洗濯物を入れる容器にも使われた。次に最近の飼育状況や生産額を示すと二表の通りである。

肉用牛は一時減少したが近年増加し、優良肥育牛の飼育技術も向上し、郡や県、全国の品評会などにおいて優秀な成績をあげている。次に共進会などにおける最近の成績を掲げると次の通りである。

。昭和五十六年十一月十日、町肉牛共進会、下川原町営グラウンド、出品頭数三十八頭

去勢牛（二十カ月未満）最優秀賞　竹之内推則
〃　吉満　実
（二十カ月以上二十六カ月未満）優秀賞　四人
最優秀賞　竹之内推則　外五人
優秀賞　一一人
牡牛（三十六カ月未満）最優秀賞　九万田　操　外三人
優秀賞　四人

。昭和五十六年十一月二十四日、郡共進会が伊集院町で開催され、本町からは二十カ月以上二十六カ月未満の去勢牛五頭と三十六カ月未満の牡牛五頭計十頭が出品され優秀な成績を収めた。


56.12.20 朝日
竹之内さん（松元町）に大臣賞
鹿県肉畜共進会
団体優勝は曽於郡
G・チャンピオンに選ばれた竹之内さん所有の「金福号」

。昭和五十六年十二月十七日から十九日まで、鹿児島市県家畜市場で県肉牛共進会が開催され、去勢牛理想肥育五十六頭の中から、入佐・竹之

内推則所有の「金福号」がグランドチャンピオンに選ばれ農林水産大臣賞を獲得し、雌牛理想肥育牛二十四頭の中から、直木中園七郎所有の「はつこ号」が最優秀賞を獲得し、松元町の名を高からしめた。本町の長年の念願であった大臣賞の受賞ができたことは本人はもちろん、本町畜産振興上大きな誇りであり、これを基点に本町畜産振興の発展が期待される。

子牛も年間一〇〇頭以上生産し、更に曽於、肝属市場から子牛を導入し、また優良系統牛を導入して繁殖を図り飼育技術の向上、飼育環境の整備、良質粗飼料の確保、生産技術の向上、多頭化飼育に向かって努力が続けられている。本町の基幹作目として経済性の高い子牛を生産し、生産から肥育まで一貫体制の方向が進められている。なおグループ活動を充実し、共販体制、農協預託事業などにより適正規模の多頭化を進めている。

豚―

「日置郡誌」によると、上伊集院村には「大正十年牡豚一頭、牝豚一頭」と記されている。昭和になって、養豚農家も簡単な豚舎（牛馬と同居）を作り、一、二頭を飼育し始め、子豚を生産業者から買入れて野菜や甘藷などを煮て与え、六カ月から一年ぐらいで業者に販売した。漸次優良種豚を導入して品種改良、飼育方法の改善や販売方法の研究に取組んでいる。終戦後養豚業は肉豚肥育を始め子豚の生産農家が増加してきた。

昭和三十年後半から豚舎の改善、人工授精による子豚生産増強により多頭飼育となり、養豚戸数は減少したが頭数は増加した。特に白豚（ヨークシャー種）は生産量が多く肥育も早いので、頭数も増加し、価格も安定して農家経済を潤している。しかし、昭和五十三年ごろまで続いた豚の好景気もピッグサイクルにより肉豚が過剰になり、五十二年ごろ三万円以上を保っていた子豚価格も五十四年後半には一五〇〇〇円を割り、生産農家に大きな打撃を与えた。子豚の生産額と近年の養豚状況を示すと、次の通りである。

項目＼年度	昭五四	昭五五	昭五六	昭五七	昭五八	昭五九
飼育戸数(戸)	八五	六〇	六三	六一	五三	五一
飼育頭数(頭)	四七六	四〇八	三九六	四二〇	三九二	三八八
子豚生産頭数(頭)	六、一五〇	六、五二八	五、九四〇	六、七二〇	六、二七二	六、二〇八
生産額(万円)	一九、七三七	一六、七〇〇	一、七二八〇	一九、〇九五	一九、四八五	一九、三七九

昭和五十四年八十五戸の農家が六五〇頭の繁殖豚を飼育して優良系統の導入をすすめ、特にパークシャー種に力を入れて、種豚協議会を結成し、生育から肥育までの

飾育羽数	一〇羽未満	一〇～五〇羽	五〇羽以上	成鶏ヒナ価格
飼育戸数	六一戸	一、二四一戸	六戸	五、一二二戸

成鶏ヒナ価格	
六、三〇〇戸	二円
卵	六〇銭
	三銭

一貫体制を図ると共に、グループ組織を充実し、農協でも昭和五十六年七月から養豚センターを設置し、水田などの利用により良質の粗飼料を確保し、自給率を高めコストの低減を図っている。

にわとり―

古く明治時代から鶏は各戸に飼育されていたが、すべて放し飼いで夜だけ床下や馬小屋などに止まり木をつけて飼っていた。鶏肉や鶏卵は共に自家消費で、ひなも自家で生産し飼育していた。卵は自然に巣を作って産み、親鶏は十個ぐらいの卵を巣で抱き温めて、三週間ほどで雛をかえした。大正時代には農家の副業として養鶏を始め、鶏舎を作って他家の野菜畑に出て荒さないように、また犬や野獣に害されぬように柵をしたり、金網を張りめぐらしたりした。鶏舎内で給餌し、産卵させるようにした。品種の改良や鶏肉、鶏卵の販売方法も改善されていった。品種としては採卵用に多産系白色レグホン、名古屋コーチンなど、肉用としてはゴイシ、ブロードなどが多く飼育された。右の表は大正十年村農会の調査によるものである。

昭和の終戦後は採卵鶏、肉用鶏を専業とする養鶏農家が養鶏場を設立して多数羽経営を始め、また一般農家でも二十羽から五十羽位をゲージで飼育し、鶏卵を農協などを通じて出荷し、成鶏は食肉業者に販売した。昭和三十年ごろから経営不振で中止する農家も出始めた。昭和五十年前後から一般農家でも養鶏をやめる者が多くなった。しかし養鶏専業農家がブロイラーの飼育を大型経営するようになり、町内にも福山下に二幸食品が、春山馬場に鶏肉処理場ができて販路も拡大されたので、生産額も上昇してきた。

現在町内の専業養鶏場は次の通りである。

地区	石谷	入佐	春山	四元
採卵	一	二		
ブロイラー	一	三	一	一

※昭和五十六年度現在

第七節　農機具

1　昔からの農機具で現在消滅または使用されている物

水田稲作用

	品名	消滅	現有	使用	備考
一	犂（オコシ）	○			牛馬に引かせて田面の土を反転して耕耘する。
二	マンガ（モガ）	○			牛馬に引かせて田面の土を水平にならす。
三	ナデ棒、エブイ	○			八十㌢位の厚板に柄をつけ、人力で田面をならす。
四	田船	○			田植えの時苗を箱にのせて移動しながら植える。
五	田植綱・田植竹	○			棕梠綱や二㍍位の竹に目印をつけて苗を植える尺度。
六	油サシ	○			竹筒やブリキ製の筒で油を入れて害虫駆除に使った。
七	雁爪・田車		○		鮭手型の雁爪や田車で株間を耕耘する道具。
八	鎌・鍬			○	草払い、稲刈り、畦塗りなどに使った。
九	千歯（カナクダ）	○			稲束の穂先を歯にかませて引いて脱穀する。
一〇	足踏脱穀機	○			針害のついた円筒形の筒を足で踏んで廻転させ脱穀。
一一	籾すり臼	○			木製・土製の臼を二・三人で廻して籾を玄米にする。
一二	唐箕（トン）箕			○	米の調整に使う。籾殻を除くのに使う。
一三	サコンタロ	○			落水を利用して搗臼の中の籾、玄米を精米する。
一四	足踏搗臼	○			足で踏んで搗臼の中の籾・玄米を精米する。
一五	千石	○			精米したものを糖、小米に選別する。（金網を通し）
一六	籾通し・米通し			○	竹製の大目型（籾通し）小目型（米通し）選別用
一七	叺・莚・バラ			○	穀類乾燥用
一八	枡・トカッ		○		量目を測る。枡内の米を平にならす道具。

畑作用

	品名	消滅	現有	使用	備考
一	鍬			○	改良鍬・オデ鍬・越中鍬・山鍬・立鍬・三鍬等
二	スコップ・ホーク			○	
三	キンツ			○	

四	肥料ザル			○
五	肥料桶・柄杓		○	
六	荷ナイ棒			○
七	中引き・土入れ機	○		
八	カガイ・ブイ	○		
九	麦打台	○		
一〇	打ち棒		○	
一一	カラハシ	○		

肥料桶(コエタンゴ)・肥料柄杓・ウセダイ
山オコ・サシ・イネカッ(水桶類をかつぐ)
麦や大豆の畦間の除草・麦の中に土を入れる。
カガイ(縄で作ったもの)ブイ(竹で作ったかご)運搬具
麦をたたき落とす台
ソマ打ち棒・豆たたき棒
麦を束ねてたたき落とす。

家畜用

	品名	消滅	現有	使用	備考
一	草切り籠(テゴ)	○			藁や草を細く切る用具
二	藁切り		○		牛の鼻に蔓で輪を作って鼻に通し綱をつける。
三	ハナグイ		○		牛や馬の背につけて物を背負わせ車を引かせる。
四	鞍・ウセグラ	○			
五	藁ゾーリ(牛用)	○			
六	フネ		○		牛馬の飼料箱

養蚕用

	品名	消滅	現有	使用	備考
一	桑摘器	○			
二	桑切包丁		○		
三	桑切鋏		○		
四	蚕バラ	○			藺を作らせる網を作る。マブシ材料は藁。
五	マブシまげ機	○			
六	網	○			蚕ばらの糞や残飼を取り除く藺製の網。

運搬用具

	品名	消滅	現有	使用	備考
一	カリコ	○			
二	オコ・山オコ			○	
三	サシ・イネカッ		○		サシ（天秤棒）イネカッ（水汲用）
四	クラ	○			ウセクラ・田ヒキクラ・ヒカセクラなど
五	ソリ（ズイ）	○			
六	ゴロタ車	○			
七	シャレキ	○			
八	カガイ	○			縄で編んだもので肥料・甘藷などの運搬
九	フゴ	○			藁で編んだもので肥料などを運ぶ。
一〇	モッコ	○			竹製で土砂などを運ぶ。
一一	イネバラ		○		竹製の籠
一二	ブイ		○		
一三	手車		○		

2　現在の農機具

運搬用具としてリヤカー、一輪車、動力運搬車、更に農作業軽自動車、三輪貨物車が用いられ、次いで四輪貨物車が用いられるようになり、それも中型から大型へ移行した。四輪貨物車の状況を示すと一表の通りである。

作業用機械としては、主として人力による手回し散粉

一表

年度	昭四五	昭四六	昭四七	昭四八	昭四九	昭五〇	昭五一	昭五二	昭五三	昭五四
台数	一一六	五二〇	五四一	五三四	五一二	五〇五	五七一	六〇五	六六〇	

二表

年度＼機種	動力転転機	走力式動力防除機	動力噴霧機	動力散粉機	動力ミスト機	ミルカー	動力田植機	バインダー
昭四五	四一一台	○	四六	四	二〇三	一五	九	九
〃五〇	七六四	一	二九七	三二二		三	一三一	一〇九
〃五五	七一六	三	四二三	四二四	五六一	三	二五五	二七七

年度＼機種	動力脱穀機	米麦乾燥機	農業用トラック	動力刈払機	カッター	チョッパー	トレンチャー
昭四五	自脱五二	一七		二五	二六七	一三五	
〃五〇	走行式三二	二一	二三三				
〃五五		二八	四五〇				四

機種＼年度	茶園用中耕除草機	摘採機 バッテリー型	摘採機 可搬機	剪枝機
昭五五	七一六	五八〇	三四四	三二

機、肩かけ手動噴霧機、人力田植機などがあったが、段々動力による機械に変わってきた。その状況を示すと二表の通りである。

各農家の耕作面積などに比較して農機具の所有率は極めて高く、過剰投資を防ぐため、共同購入、共同利用や共同作業、作業の委託請負もすすめられている。

第八節　農業団体

一、農会

鹿児島県は農事改良推進のため、明治二十七年十二月、農会規則を公布し、国が明治三十二年農会法を公布したので、郡、市町村にも設置を指導された。大正十一年農会法が改正されたので、大正十二年から規則を定め、会員から会費を徴収し書記を置いた。会長は村長兼務とし昭和二年から副会長も専任となった。

二、産業組合

明治三十三年に産業組合法が制定され、数次の改正を経て更に昭和七年第七次改正が行われ、昭和八年から第一次産業組合拡充五カ年計画が実施され、米の販売事業、金肥の購売事業、貯金の信用事業等を行った。本町においては平田産業組合が大正五年、仁田尾産業組合が翌大正六年に設立され、購売、販売、信用事業を行った。更に大正九年に仁田尾産業組合を発展的に解消して上伊集院村を一円とした上伊集院産業組合を設立し、上伊集院駅（旧饅頭石駅）前に事務所を置いた。出資金一六万八、八〇〇円で、初代組合長は山之内藤之助であった。昭和十三年から第二次産業組合拡充三カ年計画が策定されて戦時体制下における農産物の販売、配給機関として、入手困難な金肥の購売、貯蓄奨励運動として貯金の増加を図った。

三、農業会

昭和十八年農業団体法が制定され、農会、産業組合、畜産組合などを統合して農業会を設立し、農業の指導奨励、農産物の販売、加工、貯金の受け入れ、農業資金の貸し付け、農業設備の利用、食糧の増産、物資の配給統

制など多角的な業務を行った。わが上伊集院村では昭和十九年、上伊集院村農業会として発足し、石谷の益満真八が初代会長に就任した。

四、農業協同組合

昭和二十年十二月、連合軍司令部から日本政府に対し農民解放の司令が出され、農民の民主化のために、農地改革と共に民主的な農業協同組合を設立するよう指令された。昭和二十二年この主旨に沿って農業組合法が制定され十二月から施行された。本町においても上伊集院村農業会の財務を引き継いで、昭和二十三年四月上伊集院村農業協同組合として発足した。事業内容としては貯金貸し付けを取り扱う信用事業、購売販売事業、生産利用事業で、初代組合長に石谷の四元米二が就任、更に理事十五人が運営に当たり、組合員は一、六二一人であった。昭和二十四年三月一日現在で貯金高一、二一二万円、貸付高四一七万円、固定資産八一万四、二〇〇円、出資金一六万八、七〇〇円であった。主な事業を年代順に記すと次の通りである。

昭和二十四年十月　石谷、直木に製茶工場設置
〃　二十九年九月　稚蚕飼育所建設
〃　三十九年十一月　農協ストア開店
〃　四十年五月　農協共済一〇〇〇万円加入者の会結成
昭和四十年六月　日置中部選果場管理組合設置
〃　四十二年二月　農器具サービスセンター開所
〃　四十八年九月　給油所開設
〃　四十九年五月　高能率生産団地育成事業　直木製茶工場落成
〃　五十二年八月　農協事務所現在地に新築落成
〃　五十三年四月　福山製茶工場落成

なお昭和五十二年二月二十六日現在の貯金、貸付金、固定資産などは次の通りである。

貯金高　一、六八〇万円　固定資産　一〇〇万円
貸付金　七三七万円　出資金　四五万円

◎日置中部農業協同組合の発足

昭和五十三年二月二十八日、松元町農協も発展的に解消して、郡山、伊集院、日置、吉利の四農協と共に合併し、その名も日置中部農業協同組合と改称して、新しく発足することになった。初代組合長には平野敏男（郡山）常務理事に丸田末正（松元）、宮地光夫（伊集院）、参事に村岡弘志（鹿児島）が就任し、組合員七、〇〇〇人を擁する大世帯として第一歩を踏み出すことになった。各町の農協はそれぞれの町の事業所として仕事を続けることになった。なお中部農協では次の組織によって営業す

ることになった。

企画管理部――企画課、管理課
金融共済部――貯金課、融資課、共済課
営　農　部――農産課、販売課、畜産課
購　売　部――資材課、生活課、燃料機材課

◎松元事業所の現況

初代の松元事業所長には四元景弘（春山）が就任し、下の表に示すような組織によって仕事を進めていった。



▽　組合員の推移

項目＼年度	昭四九	昭五〇	昭五一	昭五二	昭五三	昭五四	昭五五	昭五六	昭五七	昭五八	昭五九
正組合員	一、二二四	一、二一九	一、二〇五	一、一九六	一、一九六	一、一九六	一、一八五	一、一九四	一、一九八	一、二〇二	一、一八九
準組合員	一四二	一七一	二一九	二八二	二七九	二八二	二八七	二八〇	二七八	二七六	二七六
団体	三	三	三	三	三	三	四	五	五	六	七
計	一、三六九	一、三九三	一、四二七	一、四八一	一、四七八	一、四八一	一、四七六	一、四七九	一、四八一	一、四八四	一、四七二

▽　出資金の推移　（単位千円）

項目＼年度	昭四九	昭五〇	昭五一	昭五二	昭五三	昭五四	昭五五	昭五六	昭五七	昭五八	昭五九
総額	三〇、一四六	三四、二三七	四五、八二五	五九、四六三	八四、三二六	八五、六一五	八八、四四七	九五、五二四	一〇二、八二四	一一五、七五九	一二六、六八九
組合員一人当	二五	二八	三二	四〇	五七	五八	六〇	六四	六九	七八	七九

▽　貯金の推移　（単位千円）

項目＼年度	昭四九	昭五〇	昭五一	昭五二	昭五三	昭五四	昭五五	昭五六	昭五七	昭五八	昭五九
普通預金	四〇二、四八五	五三〇、九八三	五五九、八三三	六四五、〇〇一	七四二、二八六	七五七、五〇八	七二八、九一四	七九〇、三〇〇	八七二、八一八	八六七、六〇三	八九六、九二四
定期預金	六九〇、三一〇	八九五、四八六	一、一〇二、五四五	一、三五〇、六九一	一、五六〇、六四五	一、八〇七、五三〇	一、九八六、〇三三	二、二二九、九五〇	二、三〇四、一〇一	二、四三一、九七七	二、五二一、九五〇
計	一、一五二、七九五	一、四二六、四六九	一、六六二、三七八	一、九九五、六九二	二、三〇九、九三一	二、五六五、〇三八	二、七一四、九四七	三、〇二〇、二五〇	三、一七六、九一九	三、二九九、五八〇	三、四一八、八七四

▽　貸付金の推移　（単位千円）

項目＼年度	昭四九	昭五〇	昭五一	昭五二	昭五三	昭五四	昭五五	昭五六	昭五七	昭五八	昭五九
証書貸付	三三四、八四七	四四五、九二四	五五五、四二五	八五〇、三二二	九〇三、三五九	一、〇七六、五一七	一、三七一、九三七	一、五四六、七四八	一、五一九、〇四四	一、五一一、三七三	一、四五二、七〇二
近代化資金貸付	四九、八二三	四九、八八二	七九、九四〇	八一、二七五	一〇九、七〇九	一一〇、六四一	一一五、八七八	一五〇、五九六	二〇七、四五九	二二八、九五二	二二五、一〇〇
営養貸付	二五、〇六六	三〇、四五一	四二、〇七一	四九、六七〇	五一、七九七	五四、四三九	二一、〇六九	四九、六三六	七六、〇二三	九三、九六七	一一一、〇〇〇

▽　販売事業の推移　（単位千円）

項目＼年度	昭四九	昭五〇	昭五一	昭五二	昭五三	昭五四	昭五五	昭五六	昭五七	昭五八	昭五九
茶	三一、九五二	七五、五四一	一二〇、七九三	一六二、九四三	二〇三、七三一	三一三、九二〇	二九五、二九六	三一七、四九七	二一八、一二七	三〇九、〇五八	四五九、八一八
肉牛	九三、五一八	一一七、三六四	一五六、九六〇	一七四、四九三	二二〇、七八二	二三三、七九二	二五四、四六五	二六六、八五五	二七四、四一七	三五三、四八三	三三一、三九五
子牛	一七、八〇八	二五、一〇二	二六、四二七	二三、二八六	二六、五〇八	三七、九九五	四三、六四〇	三九、七〇二	三六、七七五	三七、五六二	四三、八二六
肉豚	—	—	三、八一四	三、〇八八	四、一二二	六、六三二	七、三九二	一一、一八二	二五、四五六	二七、九五四	二一、四六五

子豚	五七、七四八	七八、〇〇九	八五、四〇三	一〇一、九七八	八七、六三六	九八、四三六	九三、一二五	九二、二五四	九六、七五二	七九、〇二六	八五、一七七
米	四四、三四三	五一、九二四	六四、三三一	五六、五九九	四九、二六五	四四、六五五	四三、二〇七	四二、三五七	四一、五〇二	四〇、一六二	四〇、一一〇
その他	三七、〇〇四	三八、八四九	二九、五三六	三五、三五七	三三、〇七四	四九、一〇三	四七、八〇三	四九、二〇九	四五、七九八	四六、〇一九	四一、二〇七
計	二八四、七五三	三八七、三四七	四八七、二六四	五五六、七四四	六二五、一一九	七九三、五三三	七八四、九二八	八一九、一五六	七三八、九二七	八九三、二六四	一、〇二三、九九八

▽ 購売事業の推移 （単位千円）

項目／年度	昭四九	昭五〇	昭五一	昭五二	昭五三	昭五四	昭五五	昭五六	昭五七	昭五八	昭五九
飼料	八三、六四四	九四、三〇二	一三四、三二七	一四九、四二七	一四七、六三九	一七二、九八五	二〇四、〇二五	二〇〇、八一一	二〇三、七七三	二一八、〇六六	二二六、〇二四
肥料	五二、六八六	五八、三九一	六六、六九〇	七三、九〇七	六八、一二四	八一、三九八	八三、三七八	八九、六四二	八七、二七八	八八、七三七	九四、六六九
農薬	三三、五一二	三五、九五三	四五、四一八	四二、二一五	四〇、六一五	四三、五三七	四八、一〇五	五二、二〇〇	五〇、七九八	五三、一〇〇	五二、五四五
農機具	二二、七〇三	三二、一九三	四五、八三三	四七、五一七	五二、〇七七	五四、八六四	五〇、六二一	四九、八三九	五一、二六〇	四九、八四五	四六、五一一
その他	一五二、一一二	一八二、三四五	二〇四、四二二	一六九、七一九	一九六、三七二	二五五、〇六四	三一三	三一四、五六二	三二七、八七六	三二二、二二六	三一四、五一三
計	三四四、七一七	四〇三、一八四	四八六、二九九	四八二、七八五	五〇四、八八七	六〇七、八八四	四五一	七〇七、〇五四	七二〇、九八五	七三一、九七四	七三四、二六二

五、農業共済組合

1、家畜保険法

昭和四年九月一日家畜保険法が施行された。この保険法は農家経営安定のため、畜産金融の啓発、家畜の改良増殖、家畜衛生の普及向上を目的とした。昭和十二年日支事変のぼっ発により、銃後農家経営の安定と牛馬資源の維持増進、特に優良馬の生産のため、軍事上の目的もあって国庫補助なども行われた。この制度によって牛、馬、豚などの病気、死亡などによって被る損害を保障されるので、これら家畜の所有者たちが郡または県を一区

域として、家畜保険組合を結成した。わが上伊集院村でも以前からこの制度に類似した頼母子講（馬牛模合）をつくり、お互いに家畜の死亡による損失を救済したり、増殖する者に資金を融通するなど、相互扶助の制度をつくったが、区域が狭いため救済も資金の融通も不充分であったので、この法律で区域も広がり恩恵に浴することになった。

2、農業保険法

昭和十四年四月一日農業保険法が施行された。わが国は地理的、気象的関係により避けることのできない農業災害が頻発し、その損害額も毎年多額に達した。今日のように科学の発達した状態でも、人力では如何とも施す術のない不可抗力の災害を受けている現状に照らしても、科学の発達していなかった時代には、豪雨、暴風、降雪などを天災とし、「神の祟り」と甘んじていた。このような災害から農家を救済するために、農業保険法が制定されたことは、農家経営の安定、農業近代化のための大きな福音となった。

3、上伊集院村農業共済組合

昭和二十三年四月十八日、設立総会を開き、四月二十六日鹿児島県知事に設立認可申請書を提出、四月三十日認可、五月十九日上伊集院村農業共済組合として発足した。設立発企委員は次の通りであった。

川畑喜久男　坂之上覚二　内　一　松元　栄二
四元　米二　坂之上義治　益満　行友　吉海　政信
倉内　末博　坂口　畉吉　若松　善助　末永　善助
四元　昌景　新福　善吉　田中　時義　大山　清
篠原　景宣　別府　庭蔵　前田　利光　木藤　清二

設立当時の理事及び監事は設立委員を当てた。歴代組合長及び参事は次の通りである。

初代　若松善助　二代　四元米二　三代　坂口畉吉　四代　大内田弘志

参事として、初代坂之上睿二、二代若松秋則、三代森哲哉であった。

次に家畜診療所長及び職員を記すと次の通りである。

所長として初代　野下秀雄、二代　森哲哉

職員として上山得二、堀之口国範、生駒昭男、久木崎享、新村美智子、宮下ハマ子が勤めた。

第一回事業報告によると、事業の概要は次の通りである。

（昭和二十三年五月から二十四年三月までの分）

農作物引受状況

昭和二十二年度　麦作　三九六町五反
昭和二十三年度　麦作　三八九町

水稲　三二五町四反
陸稲　五〇町
蚕（春）　二、八〇〇ムグラ
蚕（夏・秋）　二、四〇〇ムグラ

家畜引受状況

	牛	馬	豚	山羊	計
村内頭数	一、一五〇	二	一六五	五	一、三二六
引受頭数	六八〇	一	〇	〇	六八一

被害状況

	被害反別頭数	保険金額
麦	一二一町	一五六、七八〇円
水稲	四八・二町	一四二、九六八〃
陸稲	八・六町	一〇、八三七〃
蚕蓚	九五七ムグラ	三七、〇六二〃
牛	一頭	一〇、〇〇〇〃
馬	一頭	三五、〇〇〇〃

4、松元町農業共済組合

昭和三十五年四月一日、町制施行により松元町農業共済組合と改称し、村時代の事業を引き継いだ。

5、日置地区農業共済組合

昭和四十九年四月一日、日置地区一市六町（串木野市、市来町、東市来町、伊集院町、郡山町、松元町、日吉町）合併して、日置地区農業共済組合として発足し、本町には松元出張所が置かれ、業務を執ることになった。

昭和五十五年度水陸稲共済金支払い状況は次の通り。

	水稲共済金		陸稲共済金	
	戸数	金額	戸数	金額
日置地区	二、二五一	四四三四、九千円	五五	五一、九千円
松元町	二三四	三六七、八〃	〇	〇

無事戻し金（昭五十二年―五十四年）五十五年支払

	農作物共済		蚕蓚共済	
	戸数	無事戻し金	戸数	無事戻し金
日置地区	五、六八四	二三、〇二九千円	一三九	四八三千円
松元地区	六一〇	二、一四八〃	八	一二〃

家畜共済と建物共済引受状況

済	乳牛	一五頭	引受建物	一、三一六戸
共	肥育牛	六五一〃	共引受金額	六一六、二六〇万円
畜	多肉牛	一八一〃	物（一戸当たり）	四六八〃
家	種豚	三七七〃	建支払（二件）	九九〇〃

第二章　商工業

第一節　商業

一、明治・大正時代

「鹿児島県地誌」（明治十七年、県から政府に提出された行政資料）によると、「春山

村、入佐村に各二戸商業を営む者あり」と記されている。また上伊集院村からは米、麦、ソマ、大豆の農産物や、薪、木炭、筍、山芋などの林産物や竹細工、下駄、藁製品などの工芸品を日置、東市来、市来などの海岸地帯や鹿児島谷山方面に持って行って、干魚や塩などの水産物や衣類、日用品、肥料、家具などと交換してきた。また向こうからも交換に来た。物々交換の時代が長く続いた。明治前半から行商人（かつぎ売り）によって物々交換や金銭による売買をするようになった。わが上伊集院村でも大正十年ごろ七人の行商人があった。直木の新福善太郎、内田の竹之内仁之助、福山の新一太郎、大内田三四郎、仁田尾の東条新之助、石谷の山下ウメなどで、衣類、小間物、砂糖、塩、油類、干魚、種子物、薬品などを仕入れて村内を販売して回った。また町外からの行商人もあった。遠くは越中富山から越中薬として、各種救急薬品を販売、または入れつけて翌年に使用した分だけ薬代を集金し、また薬を補充あるいは新しいものと交換して行った。㊀（まるいち）とか広貫堂とか会社名の入った薬箱がどの家にも一、二個は必ず置かれていたものである。鹿児島、谷山、桜島、日置、市来方面からの行商人は、衣類、魚、塩、砂糖、家具、農機具、肥料、種子物、飼料、その他の日用品が取り扱い商品であった。また枕崎からは鰹節を、加世田からは箕や篭や蚕ばらや鎌、鉈類などを行商に来た。

二月七日と七月七日には伊集院の下谷口に定期市が開かれた。市来の湊町にも定期市が開かれたので、これらの市を利用して生活必需品を買いに行った。

店舗による商取引が行われるようになったのは、大正の十年ごろからである。まだ店の数も少なく大正十年発行の「日置郡誌」によると「物品販売を営む店が五十二店」と記されている。藩政時代の商店は商店らしいものではなかったが、明治時代になると、雑貨屋らしく住民の生活必需品を調達し、販売するようになった。販売品の主なるものは砂糖、食用油、酢、魚介、豆腐、菓子類などの食糧品、下駄、雨傘、箕、麦藁帽子、紙、ろーそく、家具などの日用品、たばこ、酒、塩、郵便切手、はがきなどの専売品、鎌、鍬、鉈、鋸などの農機具類、その他種子物、肥料などであった。販売はすべて尺貫法で、金銭取り扱いは円、銭単位であった。参考までに尺貫法を記しておくと次の通りである。

。長さを表す単位―尺、寸、分、厘、丈、間、町、里、尋、匹、など。

一尋は両手を伸した長さ、匹は反物二反の長さをいった。また物指に曲尺（まがり）と鯨尺（くじら）の二種があり、曲尺が普

通の尺で鯨尺は裁縫するとき反物の長さを計るのに使われた。

◦広さを表す単位―坪（歩）、畝、反、町、何升まき、幾トコなど。

一升マキは水田に種子を蒔く時、一升蒔ける広さ、一トコは畑に肥料を施すとき、肥料の床一つを施す広さ、両方とも正確な広さではなく、おおよその広さを表わすのに使用された。

◦容積を表す単位―才、勺、合、升、斗、石、俵、枡、カタ（石）など。

一石＝一〇斗、一斗＝一〇升、一升＝一〇合、一合＝一〇勺、一勺＝一〇才、俵＝米を俵につめた量（四斗）、カタ（石）＝木材の容積を計る単位に使われた。

◦重さを表す単位―匁、貫、斤

一貫＝一〇〇〇匁、一斤＝一六〇匁、

◦なお紙類を数えるには枚、束（二〇枚）〆（一〇〇〇枚）、鉛筆、筆などは本、薪を表すのにハエ、履物類は足が使われた。金銭の単位は円、銭、厘で、一円は百銭、一銭は一〇厘であった。

金銭貸付を業とする金銭貸付業者が大正十年ごろは村内に十二人ほどいたという。中には高利貸もあったという。また土地の名義、地目変更、土地売買などの司法書士関係の仕事をする代書業も二人いた。更に土地、山林、牛馬などの売買の仲介をする人は多数いたが、特に牛馬の売買をする人を「バクユ」と呼び、土地、山林の仲介をする人を「スレ」と呼んだ。

二、昭和時代

行商は漸次減少したが終戦直後は衣料品を中心に農機具や食糧品などを行商する人や闇市で販売する人たちが多かった。昭和二十七・八年ごろから闇商人も影をひそめ、それに代わって朝市などでかつぎ屋が出現した。その内に人々が集まり易い場所に店舗をかまえて商店街を形成するようになった。鹿児島市の西駅横の朝市街などがその名残りである。本町について商店街として饅頭石と松元が挙げられると思うがそれについて現状を述べたい。

㈠　饅頭石商店街（現折尾商店街）

大正三年国鉄川内線の開通により饅頭石駅が村内唯一の駅として設置され、大正八年には上伊集院郵便局の開局を見、更に翌九年には饅頭石駅前に上伊集院産業組合の事務所、倉庫の設置で、農産物の集荷、農機具、肥料の販売、貯金業務が実施され、更に馬渡病院、奥歯科の開院、興隆寺の開教などで、名実共に交通、通信、産業、医療、宗教の中心となったため、商店も増え始めた。昭和四十年代には食料品店二、雑貨店三、酒店一、たばこ

店二、電化製品店一、新聞販売店一、肥料店一、薬店一、墓石店一、馬車屋一を数えるに至った。昭和五十年代に入り折尾団地を始め、駅を中心に住宅建設が急速に進められ、戸数二八一戸（昭和五十九年五月現在）となり、商店数も業種が増加し商店街もにぎやかになった。

(二) 松元商店街

終戦前後から松元地区商店街は左記の条件整備により発展してきた。明治二十二年上谷口、福山、直木、入佐、春山、石谷六カ村を統合して上伊集院村となり、村役場を上谷口に置き、昭和三十五年松元町と改称し、町役場を現在地松元に置き政治の中心地となっている。また明治三十二年上伊集院尋常高等小学校の高等科には村内四小学校の小学校卒業生が集まった。昭和十年青年学校の新設を見、村内四小学校の卒業生が入学、更に昭和二十二年旧青年学校跡に新制中学校が発足し、村内小学校卒業生全員が入学した。昭和三十二年には松元に町立幼稚園が新設された。町教育委員会、町中央公民館が旧中学校跡に設置され、昭和五十五年には老人福祉センターが新設され、松元地区が教育、福祉の中心地となった。昭和二十三年上伊集院村農業協同組合の設置を見、続いて農業共済組合、森林組合、商工会などの事務所が設置され、更に農協ストアー、給油所の設置などがあり産業経

昭和13年５月現在の松元地区現況図

上　原　仲　一　提供



済の中心地となった。昭和二十六年には「さつま松元駅」の設置があり、昭和五十一年の利用客は三五万四、六七二人で一日平均九七二人が利用した。昭和四十年に松元駅前郵便局が開局、南国、鹿児島交通両バスが松元を通過することになり、更に、松元タクシーが営業を開始するなど、交通通信の中心地としての役割を果たしつつある。また医療機関として川畑内科、脇丸外科、渡辺外科、奥歯科、石窪歯科があり、船迫薬局、浦島薬局が開業、宗教機関として善福寺がある。

昭和十三年前後、商店としては松元国武商店、内精米所、若松たばこ店、丸田豆腐店、船迫畳店、福永衣料店、海軍屋衣料店、上原理髪店、柳田鮮魚店、などがあったが、昭和五十年ごろになると次のような状況に変わった。酒店四、食糧百貨三、衣糧百貨三、鮮魚店四、肉店四、飲食店四、薬店二、牛乳販売一、豆腐店一、電化製品六、金物農器具三、ガソリン・燈油四、時計一、単車自動車自転車四、家具・建具・ガラス四、畳店二、理容八、クリーニング一、化粧品二、写真一、文具二、書店一、タクシー一、代書一、不動産二。現在松元、内田に団地化が進み、松元、内田下を中心に商店が増加してきた。

㈢　仁田尾商店街

昭和五十年ごろから仁田尾地区に町営住宅を始め、石谷へ通じる道路沿いに小団地が次々に完成し、急激に人口が増加し、戸数四六四戸、人口一、五六九人（いずれも昭和五十八年七月末現在）とを数えるに至り、これら住民の需要に応じて各種の商業が営まれるようになった。現在食料品店七、寿司一、酒屋二、肉屋三、食堂四、クリーニング二、金物一、電化製品二、自動車四、ブロック一、茶工場一を数えている。将来最も発展性のある地域といえよう。

㈣　松元町商工会

昭和三十五年商工会法制定と共に、本町でも十一月二十八日松元町商工会が発足し、会員の経営合理化と経営基盤の整備を図り、商工業の総合的発展に努力している。また昭和五十五年三月、待望の商工会館が完成し、ここを拠点として町商工業発展のために寄与することになった。歴代会長は次の通りである。

初代	松元国武	昭和三十五年十一月就任
二代	船迫盛蔵	〃　四十二年　〃
三代	池田義光	〃　四十六年　〃
四代	吉井光徳	〃　四十七年　〃
五代	有村正行	〃　五十四年　〃

昭和四十二年七月経営指導員の設置により経営改善普及推進、会員の総合的指導相談に応じている。

昭和五十九年六月の会員数二〇五人、商工業者三三七

人で加入率六一・一%、業種別構成は次の通りである。

区分	年度	製造	建設	運輸	サービス	小売	その他	計
商工業者	昭五三	三九	三一	二	三〇	八二	三四	二一九
	〃五六	六五	五七	八	六八	八八	一五	二九五
	〃五九	五八	八〇	七	五五	一〇七	三〇	三三七
会員	昭五三	二九	三一	一	二七	六六	一七	一七一
	〃五六	三二	三一	二	四三	六五	一〇	一八三
	〃五九	三二	四四	二	三四	八〇	一三	二〇五

昭和三十五年末から商工会主催の景品付大売り出しを開始、町内の会員参加で町民が年末年始の買物を町内で消化するように努めている。十二月一日から三十一日までの一月を大売出し月間とし、賞品の抽選は十二月十五日から翌年一月七日まで抽選所で景品引換えが行われている。

商工会員の年次別推移を見ると次の通りである。

年度	昭四九	昭五〇	昭五一	昭五二	昭五三	昭五四	昭五五	昭五六	昭五七	昭五八	昭五九
会員数	一五二	一五二	一六〇	一六〇	一六九	一八〇	一八三	一八〇	一八七	二〇一	二〇五

金融あっせん件数及び金額の推移

※金額は単位　万円

区分		昭四九	昭五〇	昭五一	昭五二	昭五三	昭五四	昭五五	昭五六	昭五七	昭五八
金融	件数	四五	三九	五〇	四五	五四	四六	七五	六三	六七	六〇
国	金額		四、六二〇	八、九七〇	六、一二〇	一二、一〇	九、九三〇	一六、六一〇	一二九、八〇〇	一九二、二〇〇	一四八、四〇〇
保証付	件数	八	六	一二	一八	一〇	一一	一四	一七	二七	一四
	金額	一、六四〇	二、〇〇〇	四、二五〇	一一、七〇〇	五、六〇〇	六、六〇〇	六、七五〇	一三五、一〇〇	一三三、八〇〇	七二、五〇〇
計	件数	五三	四五	六二	六三	六四	五七	八九	八〇	九四	七四
	金額	六、七〇五	六、六二〇	一三、二二〇	一八、七二〇	一七、六一〇	一六、三三〇	二三、三六〇	二六四、九〇〇	三二六、〇〇〇	二二〇、九〇〇

年度別参加店と販売額

年度	参加店数	販売額	年度	参加店数	販売額
昭和五一年度	五一	一〇四万円	昭和五五年度	三八	八七万
〃五二〃	四五	一二八〃	〃五六〃	四〇	七三万
〃五三〃	四四	一〇二〃	〃五七〃	三九	五三万
〃五四〃	四三	一〇〇〃	〃五八〃	三四	七六万

参加店業種別	店数	参加店業種別	店数
食糧品店	二九	電気製品	二
衣料品店	四	食物	二
文房具店	三	肉屋	二
薬品	一		
写真	一		

㈤　商業の現状

商店街は前に記したとおり、松元、折尾、仁田尾地区の県道沿いに形成されつつあるが、この中に住宅などが混在し、また駐車場が少なく、また現代の消費者の志向に対応できる共同協業によるワンストップショッピングセンターなどの建設、共同駐車場の設置、子ども遊園地などをつくり、消費者が安心して買物ができる環境の整備、店舗の改善など、効率的経営を目指して、商工会を中心に業者の人たちも積極的に努力を続けている。

次に県統計資料により、業種別商店数、従業員数、販売額を示すと一表の通りである。

一表

業種＼年度	昭和三十五年度			昭和四十五年度			昭和四十九年度			昭和五十四年度		
	商店	従業員	販売額	商店	従業員	販売額	商店	従業員	販売額	商店	従業員	販売額
一般卸売業	一						一			一		
衣類・織物小売業	五	二一人	一、〇五三万円	五	一五	三、三九七	六	二〇	一〇、二三一	六		
食糧品	五一	一一二	四、三五八	五四	一〇三	一六、五七四	五六	一〇五	三九、〇八九	五八	一〇八	七〇、六四四
自動車単車	二			三	五	七〇〇	三	四	七八〇	八	一九	七三一
家具・建具	五	一一	五〇七	一三	二五	三、四七四	一三	二〇	六、二六〇	一二	二五	一〇、八〇八
その他	一〇	一八	一、二〇二	一七	三一	五、四五九	一四	二七	一六、三九一	一七	八五	四三、九八〇
飲食店	一	三		二			三	五	五六一	四		一四、九〇三
計	一〇五	一八九	七、一六六	九三		二九、六〇四	九四	二一六	七二、七五一	一〇二		一〇六、一二五

次に県統計資料により、業種別商店数、従業員数、販売額を示すと一表の通りである。

消費者の購買動向を町内、鹿児島市、伊集院町別に示すと二表の通りである。

最寄品は町内で購入するが、これは低額のものや急を要する間に合わせの品

二表

区分	最寄品			身回品				全体平均
	食糧品	雑貨品	衣料品平均	衣料品身回品	文化品	贈答用品	平均	
町内	七九・五%	六七・五	五一・五	六六・二	四二・七	三二・七	三四・〇	四九・四	三九・七	五一・〇
鹿児島市	一八・七	二八・六	四七・八	三一・七	五六・六	六五・七	六三・九	四九・二	五八・五	四七・二
伊集院町	一・八	三・九	〇・七	二・一	〇・七	一・六	二・一	一・四	一・五	一・八

物が多い。高級品や文化的器具や機械類は鹿児島市から購入している。特に最近自家用車の増加、交通機関が便利になったことや、商店からの宅送などにより鹿児島市から購入することが多い。また毎年農協主催の展示、即売会で、衣料品、食糧品、機械、器具類、電化製品、雑貨類など、町内は勿論、鹿児島市などの業者が販売に参加して、これを利用している者も多くなった。

第二節　工業

一、明治・大正時代

「鹿児島県史」第三巻によると、「文化年間に石谷村に織物機械製作工場があった」と記されている。また山下福吉の調査によると「安政五年頃石谷村の城主町田久要は横井付近に水車を設け、製油機械製作、木綿織物で帆木綿を織らしめた。」という。また「鹿児島県地誌」によると、「藩政時代に上谷口村では農閑期に木履（下駄）、竹細工を業とする者二十戸あり」と記されている。

自給自足時代―

一家または一族で必要な物資を栽培し、採取し、簡単な道具を製作して加工し、または材料を仕入れて加工し製品は自家用として消費した。作業は共同作業で交互にすることもあった。具体的な実例をいくつか記すと次のようである。

例一、「油絞め」　菜種子を栽培、収穫し、あるいは椿や山茶花の実、ゴマなどを採取し天日で乾燥し、臼に入れて杵で砕き、釜で蒸したものを棕梠（しゅろ）の皮に包み、油絞機（木製の厚板三枚にはさみ、三角形の楔を打ちこんで油を絞るしかけ）で油を絞り出した。三、四人のグループで作業することが多かった。種子油、ゴマ油は食用に、椿油は整髪用に使用した。

例二、「着物」　棉を栽培して棉の実を採取し、または蚕を飼育して繭を取り、これを糸繰機にかけて綿糸または絹糸にし、更に糸撚機にかけて撚を入れて丈夫な糸に仕上げ、染色し機織機で布に織り、用途に応じて裁断し、着物に仕立てた。大正時代に入ると、専門に反物を売る店ができたので、そこから反物を買って着物を製作するようになった。裁縫は女の大事な仕事の一つであったので一人前の主婦となるために、長年師匠についてけいこしたものであった。

例三、「精米」　小川の水流を利用した「サコンタロ」を利用して籾から白米にした。サコンタロは「迫ん太郎」の意で搗（つ）き臼の一種であった。落水を利用するこのサコンタロは人力を利用しないので極めて便利であった。その構造は片方に水を受けるフネ（箱）をつけ、片

方に杵をつけ、フネに水が溜ると重くなってバランスがくずれ杵の方が軽くなりもち上がる。次の瞬間フネの水がこぼれて再び杵の方が重くなり、杵は下の方へ落ちる。そのはずみで臼の中の穀物を搗く。これを繰り返して精白する。このような仕掛けになっていた。入佐上の前の下の谷川にも二つ程サコンタロがあったが大正の末年姿を消した。また水車を回転させて、歯車に取り付けた杵を上下させて臼の中の籾を精白する方法もあった。またそれぞれの家で木臼や石臼に籾を入れて手杵や両手杵で搗いて精白する方法もあった。臼や杵は現在では餅搗きや味噌の豆搗きなどに使われている。

例四、「製粉」　小麦粉、ソバ粉、白米の粉、大豆の粉をつくるには石の挽臼が使われた。原料をよく乾かし、挽臼に入れて片手で上臼を回しながら、中程の穴から上下臼の間に落とし、上下臼についた放射型の溝を通って粉にしてそれを篩にかけて粕を除き製粉した。

手工業時代―

加工業者が誕生し、材料や工具を仕入れて客の注文に応じて加工し賃金をもらうようになった。「日置郡誌」（大正十年刊）によれば、本町に大工二一人、木挽三八人、石工七人、畳刺七人、桶屋六人、屋根葺三一人、平木割二人、竹細工（籠、笊など）五六人、紙漉七人、馬具一人、履物三〇人、鍛冶屋一人がいたことが統計に出ている。特に紙製造については吹上町（当時は伊作村）に次いで二位の産額を占めているので、次に紙製造業について述べておきたい。

「日置郡誌」一七三頁伊作村紙業由緒の概要の項に、寛文年間牧田甚四郎なる者を大村より招き紙漉の普及を図ったことがみえている。わが上伊集院村においては、明治二十八年ごろ下直木の大村畉之進が姶良郡加治木町の紙製造工場に工員として働き、製法の技術を身につけた。明治三十年大村畉之進は帰郷し家庭工業として紙製造を始めた。更に明治四十年直木の大西新吉、大西善吉も紙製造を始めた。「日置郡誌」に「上伊集院村に紙製造業者三名」とあるのはこの三人のことである。大正八年には直木の大西三之助も始めた。製品としては美濃紙三五束、その他一五〇〇束、金額にして四、一五〇円、鹿児島市仲町の森田紙商店の注文に応じて製品を作った。紙の原料は楮、桑皮、三椏、雁皮、藁などで、薬用の糊は桜島や北海道から仕入れた。紙の品名に正木月（美濃紙の一種で書類や製本用）西之内（小、中、高卒業証書用）、障子紙、ヘロ紙（製茶用）その他であった。鹿児島

年度	籠	箕	篩	その他	計
大正一〇年	一八、〇〇〇円	二、一五〇円	七五、〇〇〇円	四七二円	九五、六二二円

市仲町の渕上商店の注文に応じて、大島、屋久島、種子島方面へ大量出荷された。紙製造は重労働であったが、他の農林業より収入も多く、渕上商店などの取引先も決まっていたので安定した仕事であった。近年機械工業の発達で機械による大量生産に押され、昭和二十年ごろから本町では中止された。

本町には孟宗竹、唐竹等の竹山が多く、筍を食用に供する外、内田地区を中心にこれらの竹を原料にいろいろな竹製品が作られた。これも「日置郡誌」によると、木製品は履物（下駄）類が最も多く松元地区が盛んであった。せんだん、桐、杉を材料にした下駄、桶類、牛の鞍などが造られた。大正十年の履物の産額六、〇〇〇円とある。

次に製茶業について述べることにする。古い文献によると、今から約二〇〇年ぐらい前、安永九年にお茶を製造した記録があり、また春山茶業指導農場内に樹齢百年を越す老木茶樹が現存している。明治、大正時代初期自宅で畦畔茶を摘んで茶炒り釜で妙りまたは蒸したあと、手もみしてヘロにのして乾燥して製茶にした。明治二十九年静岡から製茶教師を招いて手もみ茶製法緑茶伝習所を石谷、内田に開設した。明治三十五年ごろから製茶手もみ機械を導入して製茶の向上に努めた。伝習所は内田は坂口三太郎宅に、石谷は宇田文蔵宅に開設した。また樟脳木を原料とした樟脳油製造業も行われた。樟脳木を伐採し工場に持ち込み、専用の手斧で細かく切り、大きい樽のついた釜で蒸しその蒸気を溜めた桶の下を通して冷却して油を採取した。樟脳小屋が四元、内田、折尾、新村などにあったが、大正の中程から機械化したので中止された。その他ウドン工場が松元、折尾に製材所が折尾と直木にあった。なお直木の若松万次郎、上谷口の坂口休左ヱ門は酒造業を営んでいた。

機械工業時代―

1　製茶業　大正九年郡費補助制度により製茶機械を購入し製茶することになり、上伊集院村に三工場が開業した。

山之内製茶工場、大正九年四月、仁田尾の山之内藤之助が火力発動機を利用した機械を導入して開業、年間三〇〇〇貫（約一万一、一五〇キログラム）を生産した。職工は男四人であった。

饅頭石製茶工場、大正九年五月、石谷の益満真八、鶴田直哉の共同経営で、火力発動機利用の機械を導入し、男子四人の職工が働き、これも年間三〇〇〇貫の製茶高があった。同時に精米業も営んだ。初め共同経営であったが経営不振に陥り益満は工場全部を鶴田に譲渡した。鶴田は工場を石谷に移し、鶴田製茶工場と改称した。

小原製茶工場、大正十年四月、内田の小原一二が石油発動機を利用した機械を導入して、職工男子五人により年間三、三〇〇貫を生産した。ここでも同時に精米業も営業した。昭和四十二年四月から松元中央茶製産組合と改称し、個人共同経営にした。昭和十八年四元別心原にも工場を建て、製茶、精米、製縄を行った。

2　精米業　水車利用の精米機で営業したのが四元の西郷景光であった。大正中期から昭和十五年ごろまで営業し、客の注文に応じて、馬で籾を取りに行き精米して届けた。石油発動機や火力発動機利用の精米業を営んだ人たちには次のような人たちがある。石谷の鶴田直哉、宇都某、内田の小原一二、春山の中馬末治、入佐の共同経営。

3　製粉業　水車を利用して春山の永徳盛蔵が骨粉製造を営み、発動機利用の鶴田、小原製茶工場で小麦粉、ソバ粉の製粉をした。

4　製脳業　発動機利用の樟脳木削りから製油した業者には次のような人があった。四元の内兵助、折尾の谷口紋次郎、内田に一人、石谷に一人あったが、樟脳の代用品が出回り大企業に押され全く姿を消した。

5　製材業　発動機利用により製材した。原木は主として町内からまたは鹿児島から移入した。製品はほとんど町内で消費した。個人の委託製材も多かった。業者としては内田の小原一二、折尾の中馬義孝、直木の竹之内新吉などがあった。

一表

年度	工場数	従業員		常用労働者		事業主・家族労働者		年間製造出荷額
		男	女	男	女	男	女	
昭二四	二三	二三	七七					一、八四一万円
三九	一六	二二	一八	七	四	一五	一四	三、九三五
四五	二二	三〇	二四	五	四	二五	二〇	一三、七一六
五〇	三六	五二	七四	二三	五七	一九	一七	四四、一八六
五五	四七	一〇五	八三	一〇八	六四	四一	三九	一〇七、四三二

二、昭和時代

本町は鹿児島市に近いので鹿児島市へ通勤出稼者や、東京、大阪方面の大都市への出稼が多く、工業用地、用水などの便も悪く、工場誘致の立地条件が極めて悪く、目立ったような工場もない。小企業家が食料品、木材木製品、窯業等を経営しているに過ぎない。

(一)　鹿児島県統計年鑑によると、従業員二〇人以上の工場は〇、従業員一九人以下の工場は一表の通りである。

一工場の従業員は最高一二人、最

二表

年度＼項目	食料品 工場	食料品 従業員	木材・木製品 工場	木材・木製品 従業員	繊維工業 工場	繊維工業 従業員	窯業 工場	窯業 従業員	出版 工場	出版 従業員	ゴム製品 工場	ゴム製品 従業員	家具 工場	家具 従業員
昭三九	一三	三〇	二	八										
四五	一七	三八	二				一							
五〇	二二	二五	四	三三	三	一六	三	二二	一		一		一	
五五	三三	一七五	二		二		四	二二	二		一		三	

三表

年度	農林業	建設業	製造業	卸小売業	金融保険業	不動産業	運輸通信	電気ガス水道	サービス業	公務	総数
昭三八	二	三四	三六	一二五	一	二	八		五八		二五六
四一	二	四〇	二一	一三八	一	四	九	七	一二五		三四七
四四	二	四四	二三	一五四	一	六	六	一〇	七二		三一八
四七	一	六六	二九	一五四	一	二	六	八	七〇	七	三四四
五〇	三	三四	四三	一一三	一	二	五	八	七〇	六	二八五
五三	三	三八	五四	一一六	一	一	七	二	七三	六	三〇一

低一人（昭和五十三年度）という零細企業に過ぎない。

産業別工場数は二表の通りである。

この他に電気・ガス・水道工事八、機械二、セメント瓦二、竹細工一、紙箱一がある。（昭和四十二年度）

㈡　松元町統計資料（町制二十周年記念）によると、町村事業所の数は三表の通りである。

第三章　金融財政

第一節　金　融

一、個人間の金融

生活費や物品購入の資金、その他緊急経費を必要とするとき、金持ちから利息、期限づきで保証人を立て、借用証を入れて借りる個人貸借があった。貸借人相互の話

し合いにより返済期日、利率（年利、月利、日歩）、利息を毎年度末に入れるか、元利同時に入れるか、また低当物件（主に山林、田畑などの土地）を設定する。利率は年一割から二割前後、月利、一分から二分、日歩は元金百円について一日三銭から五銭であった。元金を返済するとき、利息をつけて現金で返済するのが普通であった。長期借入の場合、毎年利息を支払わないと、複利法によって元金がかさみ、遂に返済不能となり、抵当物件を失って困窮に陥る者もあった。また保証人が支払わねばならぬこともあった。他方貸主は返済を迫り、抵当物件を没収して大財政家、大地主になった者もあった。特に年末になると強引に返済を迫った。返済が終わったら借用証は借主に返却された。また品物を買う場合、現金で支払わず、後日大抵は年末に支払う掛け売りも行われていた。医師に診療代、薬品代をその時支払わない家からは、年末に集金人をやって集金をした。中には現金の支払いができないで山林や田畑などを代わりに提供して決済することもしばしばあった。

二、頼母子講

1「頼母子」は経済的に困窮している者を同志が集まって相互に扶助する精神から起こったもので、原則として無利息、無担保のものであった。享保六年（一七二一）に頼母子講といわれるようになった。本県では「模合」「掛銭」「懸」と言った。

2「仕明け模合（モエ）」、平谷、田の頭方面に行われた一種の労力提供による頼母子講で、水田や畑地の開発修理、家の屋根葺などで急を要する人から順次作業する。現在でも田畑の開発、修理などをすることを「シアケ」と呼んでいる。

3「模合山（モエ山）」、山林を共同で植樹、管理し、売却したときの所得を加入者で分配したり、また分配した残りを貸し付けたりした。

4「米かけモエ」、「モエ田」、金銭の代わりに米を持ち寄って行う模合や、共同で田を所有し、田植え、管理などに当たるモエ田というのもあった。

5「金銭による一般の頼母子講」、緊急に多額の金銭を必要として困っている人が、親戚や知人に頼母子講を開くことを依頼する。依頼された数人が親即ち発起人となり同志を募り、相当の同志が集まって講を組織する。そして講の規約を作るが一般的には次のようなことが規定される。

。掛金―一口いくらにするか（拾銭がけ、一円がけ、十円がけなど）

◦加入―一口以上制限はしない。半口の人もいた。
◦定期会―年二回または三・四回。講を開いてもらった人の家か発起人の家で開く。
◦入札―抽選か入札をして最低額の人に渡す。
◦一度落札した人は権利を失うが、掛金は終わるまで出し、保証人、質物を担保にする。

第一回初座は講を開いてもらった人が、同志加入者を招いて掛金全部（一口十円がけで五十口なら五百円）をもらう。第二回からは入札または抽選によって最低額の人がもらった。ときには掛金の半額以下で入札した人が二人あると、その二人に入札額を渡すこともあるので、五十口の講でも必ずしも五十回開く必要はなくなることもあった。毎回支払った後の残金は次回に回した。頼母子講は村内各地で行われ、他町村からも加入する人もあった。明治以前から大正、昭和の終戦時まで盛んに行われたが、昭和二十一年金融法によって解消された。

三、金融業

1　無尽会社　無尽は仏教を背景にし、印度、中国、朝鮮を経て日本に伝わり、日本では鎌倉時代の「土倉」という質屋で、利息付きの貸金を「無尽銭」といった。質屋は藩政時代からの金融業で一般庶民は抵当として、衣類や家具類などを入れて少々の金を借りてその場をしのいだ。返済できないと、抵当物件は没収され、生活は益々苦しくなった。頼母子類似の方法で庶民の零細な掛金を集め、営業目的で会社を組織したのが無尽会社で、大正三年無尽法によって掛金のある者に抽選または入札によって貸し付け（給付）をした。掛金に対する利子は満期のとき、配当金として支払った。県内には鹿児島無尽、産業無尽、信用金庫などが鹿児島市に本店を置き、地方に支店があり、一般市町村民に広く利用された。

2　銀行　昭和二十六年十二月、相互銀行法によって、無尽会社は相互銀行として発足し、銀行業務を取り扱うようになった。旭相互銀行伊集院支店の昭和五十三年度の利用者は一、五〇〇戸にも上がった。現在町民は旭相互銀行伊集院支店、鹿児島信用金庫伊集院支店、鹿児島銀行伊集院支店を利用している。昭和五十八年六月から鹿児島銀行伊集院支店松元出張所が松元に開店して大変便利になった。大正から昭和の初めにかけては十五銀行伊集院支店が長く利用された。なお鹿児島市が近いため、市内の各種銀行、信用金庫などを利用している者も多い。特に第一勧業銀行は農工銀行時代からよく利用されていた。

3　保険会社　伊集院町にある朝日生命、日本生命、第一生命、明治生命、住友生命、安田火災海上保険などが

組合員	出資総額	払込出資総額	貯金額	貸付額	購売産業用品	事業生活用品	販売額	各種積立金
七九人	七一〇円	四四五円	三、二三五円	二、三四〇円	二七円	二、二八五円	〇	一一三円

当初は事務所を組合長永山源四郎宅に置き運営した。出資金は一口一円で各戸に割当て、購売事業では主に生活用品、肥料、農具などで、生活用品としては石油、食糧品、日用品を取り扱った。大正十二年に組合の事務所を建て、販売事業を取り入れ本格的運営がなされた。昭和に入り国内経済の不足と組合員が少ないため、信用事業も振わず昭和三年三月解散した。大正十年の状況を参考までに記すと右の通りである。

仁田尾産業組合―大正六年四月一日、仁田尾信用購売販売組合として設立された。発起人山之内藤之助は、大正三年桜島の大爆発により大被害を受けた石谷地区の農業を組合活動により立て直したいという願望から有志を自宅に集め、産業組合設立の急務を提唱した。それに基づき地区の指導者たちは組合設立促進のため普及活動を推進し、大正五年十二月、組合設立委員会を設置し、県知事に認可申請を出した。かくて前記の通り認可に基づき、開設の運びに至った。役員は企画委員を当てた。

組合長理事　四元　米二
理事　山之内藤之助
〃　益満　真八
〃　益満　為哉

四、産業組合

1　平田産業組合―平谷、田の頭は明治、大正時代は他地区に通ずる道路らしい道路もなく、他地区から四、五キロ（メートル）も離れた山間辺地であった。日常生活にも事を欠き、生活用品や農林業用品などの購入、農作物の販売にも不便をかこっていた。大正五年一月、七四戸の地区民は総会を開き、産業組合設立を協議し、委員会を設け、県知事などの認可を申請した。同年三月県知事の認可があったので、四月一日上伊集院村平田産業組合（正式名称は平田信用購売販売組合）として発足した。役員には発起委員会の委員を当てた。

組合長理事　永山源四郎　監事　別府弥久則
理事　永山　甚蔵　〃　永山　静男
〃　内田　一二
〃　中馬誠之亟

鹿児島市内にある各種保険会社と共によく利用されている。また郵便局の取り扱っている保険や、最近は各農協が保険業務を取り扱うようになり実績をあげている。

理事　鶴田直哉
監事　木藤清二

ここも当初事務所を組合長の自宅に置き、業務を執行した。組合員七〇人、出資総額一〇〇〇円で購売事業は日常生活品が主で、肥料、飼料、農器具、販売事業では茶、菜種、大豆などで、茶は北九州にも送り出した。信用事業では貯金、貸付金の業務を行った。大正八年組合長四元米二が鹿児島市に転出したため、山之内藤之助が第二代組合長に就任した。大正九年の状況は次の通りである。

組合員	出資総額	払込出資総額	貯金額	貸付金	購売事業	販売事業	各種積立金
九二人	九五五円	九五五円	二、二三五円	二、七七八円	九六円	〇	二五三円

2　上伊集院村産業組合―大正九年第六代村長倉内藤一郎は、時の農会長益満真八外役員と話し合い、上伊集院村一円の産業組合設立を企図し、仁田尾産業組合長山之内藤之助外理事などと相謀り、仁田尾産業組合を発展的に解消し、上伊集院村産業組合とすることを決議した。この決議に基づき組合事務所を折尾旧饅頭石駅前に置き、組合長に山之内藤之助、常務理事に篠原喜角が就任し、組合員一、〇〇〇人を擁する組合として発足することになった。事業は信用、購売、販売の三事業を取り扱った。組合長は第二代篠原喜角、第三代益満真八が勤めた。本組合も昭和十九年発展的に解散して上伊集院村農業会として生まれ変わった。

上伊集院村農業会

昭和十九年、上伊集院村産業組合、上伊集院村農会は発展的に解散合併して、上伊集院村農業会として発足することになった。事務所を松元町役場内に置き、初代会長に益満真八、理事一〇人、事務員二〇人の陣容でスタートした。組合員村内一円で約一五〇〇人、信用、販売、購売の三事業を業務内容とした。

3　松元農業協同組合―昭和二十三年上伊集院村農業会を改称して、上伊集院村農業協同組合として発足した。同年四月十八日創立総会を開き、四月二十六日県知事へ設立認可申請書提出、四月三十日認可された。五月八日発起人総代から理事会へ事務引き継ぎ完了、次の役員が選任された。

組合長	若松善助	組合長代理　四元米二
監　事	末永善助（代表）	〃　大山清二
〃	木藤清二	〃　吉海政信
理　事	一六人	総　代　二〇〇人

第一回通常総会が昭和二十四年五月二十四日開催された。
組合員　一、六二一人

貯金高　一、二一二万一、一三二円八三銭
貸付金　四一七万五、一五八円九六銭
固定資産　八一万四、二〇〇円九二銭
出資金　一六万八、八〇〇円

役員改選により、組合長に四元米二、監事長に木藤清二が選任された。事業その他について記すと次の通りである。

昭二十三・五・一　酒類販売小売業の免許がおりる
〃二十三・八・一　肥料業者として肥料配給公団から許可証受領
〃二十三・八・十四　菓工品小売業者登録票受領
〃二十三・八・十五　饅頭石、直木に出張所開設
〃二十三・八・十五　指定農器具小売業者及び指定機具用ゴム製品小売業者登録票受領
〃二十三・八・二十三　衣料品小売業者として、饅頭石及び直木出張所に指定票受領
〃二十三・一二・八　肥料売買業を知事から免許さる
〃二十四・一・二十九　医療品販売業登録を本所、饅頭石、直木両出張所共に受領
〃二十五・五・十五　石谷製茶工場操業開始
〃二十五・九・一　本所に簡易郵便局窓口事務開始
〃二十九・九　稚蚕飼育所開設
昭三十・五・二十三　第七回定期総会、共済農協連合会加入
〃三十三・十一　農協再建整備法の適用を昭和二十六年三月受けたが更に延長して再建を図った。
〃三十五・四　第十三回総会、役員改選、組合長　大内田弘志、監事長　新山新吉、松元町農業協同組合と名称変更登記。
〃三十九・十一　農協店舗（ストア）開業
〃四十・六　日置中部選果場管理組合設置
〃四十二・二　農機具サービスセンター開所
〃四十四・八　石谷製茶工場落成（農業構造改善事業による大型連結装置工場）
〃四十八・九　給油所開設
〃四十九・五　直木製茶工場落成、操業開始（高能率生産団地育成事業による）
〃五十二・八　新事務所落成、業務を新事務所に移す。
〃五十三・四　福山茶工場落成、操業開始
五十三年三月、臨時総会を開き、松元町農業協同組合は

発展的解散をして日置中部農業組合として発足することを承認す。

4　日置中部農業協同組合―昭和五十三年二月二十八日松元町農業協同組合は発展的に解消して日置中部農業協同組合として発足したことは前に述べた通りでここには詳細は述べないが、昭和五十五年十一月の松元事業所の経営状況を示すと次のようである。

単位百万円

	貯金	共済	購売	販売	貸付
中部農協	一一、五四五	一四、九〇六	二、〇八九	二、四九一	六、一六一
松元事業所	二、七〇二	三、三九一	五一三	六三六	

五、郵便局

1　上伊集院郵便局

大正八年五月二十一日開局し、普通郵便、特殊郵便、小包郵便物の取り扱い、電信、電報業務を取り扱った。更に郵便貯金、郵便為替、簡易保険、郵便年金、恩給年金の取り扱いも開始され、金融面で大変便利になった。開局以前はすべて伊集院郵便局まで出向いて用を足さねばならなかった。

2　直木簡易郵便局

昭和二十五年二月一日、松元農協の事業として直木農協に開局し、普通郵便、小包郵便、郵便貯金の預貯金などができるようになり、直木、入佐地区民は恩恵を受けることになった。

3　松元駅前郵便局

昭和四十年一月十六日、さつま松元駅前に開局した。郵便物の配達、電話の集配事務を除き他の業務はほとん

松元町農業協同組合財産の動き

年度＼項目	貯金	貸付金	固定資産	出資金
昭24. 3. 1	12,121,132 83銭	4,175,158 96銭	814,200 92銭	168,700
昭27. 3. 31	19,283,125	6,374,514 96銭	3,738,688 94銭	2,691,600
昭30. 3. 31	38,019,137	11,672,610	4,097,750	4,133,900
昭33. 2. 28	49,483,955	11,745,528	4,097,665	4,954,500
昭36. 2. 28	75,286,630	36,653,632	2,523,196	7,774,100
昭39. 2. 28	134,175,339	65,351,265	4,472,955	10,151,400
昭41. 2. 28	197,400,904	79,738,177	7,101,867	10,392,100
昭44. 2. 28	337,211,910	174,636,568	8,871,442	10,989,447
昭47. 2. 28	552,171,171	171,730,927	27,121,710	19,338,389
昭50. 2. 28	1,152,795,771	457,999,497	100,090,207	30,146,124
昭52. 2. 28	1,679,080,233	737,416,270	101,697,621	45,825,291
昭53. 2. 28	1,995,694,090	1,021,656,319	100,090,207	59,463,000

ど行われている。町役場、学校、各種民間団体の事務所、商店街の人たちによく利用されている。

4　四元簡易郵便局

昭和四十五年一月十六日の開局で、四元、平谷、田の頭方面の人々に利用され感謝されている。

5　石谷簡易郵便局

昭和五十二年十二月一日の開局で、石谷、仁田尾地区の人々に大きな利便を与えている。

※直木、四元、石谷の簡易局の業務は、

① 集配を除く郵便物の取り扱い
② 積立、集金を除く貯金の取り扱い
③ 電信を除く為替振替業務
④ 加入事務だけの保険業務
⑤ 国民年金の支払い業務

を行って、地域の人々に利便を与えている。

次に郵便に関する事項で、いくつか参考事項を掲げて参考にしたい。

① 郵便物の料金

	明治十六年		昭和十二年		昭和四十一年		昭和五十一年
第一種（封書）	二匁まで	二銭	二〇グラムまで	四銭	三五グラムまで	一五円	五〇円
第二種（葉書）		一銭		二銭		七円	二〇円

※大正年間封書三銭、葉書一銭五厘の時代があった。

② 郵便貯金

明治八年五月から預け入れは一〇銭以上、五銭単位で、預け入れ限度は一カ年に一〇〇円、総額五〇〇円まで、大正十年上伊集院郵便局で七、四二九人が三万七、八七七円九〇銭の貯金をした。

③ 定額、積立、定期貯金

定額貯金は昭和十六年十月から、積立貯金は昭和十六年十二月から、定期貯金は昭和三十六年十月から実施された。定額貯金には、二〇円、五〇円、一〇〇円、三〇〇円の五種、積立貯金には、一円、二円、三円、五円、一〇円、二〇円、三〇円の七種があった。また昭和四十七年から住宅積立貯金も始まった。

④ 保険

保険名	売出月日	
養老生命保険	大正五年十月	学資特約付保険
終身保険		昭和四十六年九月
特別養老保険	昭和三十九年四月	疾病特約付保険
傷害特約付保険	〃 四十四年九月	昭和四十九年一月

大正十年の保険加入者は三、一九四人で、保険契約高は、一九〇万八、三〇〇円であった。

第四章　林　業

第一節　林業の概要

一、林業行政

松元町は、北部に石谷、福山、上谷口の大字があり、この地域は、台地が畑地で渓谷は迫田となり、この間の傾斜地が丘陵で森林を形成している地形で山岳を有しない地帯である。

南部地域は、春山、直木、入佐の大字で一部には北部と類似したところもあるが、花牟礼岡、熊ノ小路山、野添岡、牟礼岡、内野々山など、海抜二五一㍍から三九一㍍の山岳が連立している本町唯一の森林地帯である。

町総面積の六五㌫に当たる三、二七八㌶が森林で国有林は昔からなく、町有林がわずかに八・二㌶あり、ほとんどが民有林である。

民有林のうち六二九・四㌶が入佐、直木、春山の部落共有林で、明治時代より存在し、古くから「カヤ切場」、「薪取場」として部落民に利用されていたが、明治時代の末期より大正時代にかけて植林するようになった。そして部落民の弛まない管理により見事に育林し、戦時中は軍用材として供給されたと言い伝えられている。

各部落は終戦によって戦後の復興と地域発展のため、部落公民館の建設、水道施設、道路の新設及び改良などの資金に部落共有林を伐採し、公共的事業に捻出されたことは当時の村財政にも大きな役割を果たしたといえよう。

昭和二十六年に森林法の制定に伴い私有林、部落有林を問わず、国土の保全と森林生産力の増進を図るため行政施策として、戦後荒廃した森林・松食虫被害跡地の植林を推進し、これが今日の林業行政の基礎となっていることは林業関係先駆者の功績であり、その偉徳を偲ぶ次

単位：面積㌶　蓄積一、〇〇〇立方㍍

年度別	区分	総数	針葉樹林	広葉樹林	竹林	無立木地
昭三四	面積	三、〇八三	一、二七六	一、五六六	一一二	一二九
	蓄積	一六七	一〇二	六五		
三九	面積	三、一〇二	一、五一四	一、三八三	一一七	八八
	蓄積	一五二	八一	七一		
四四	面積	三、一二三	一、六七六	一、二四六	一〇九	九一
	蓄積	二〇七	一一二	九五		
四九	面積	三、二六二	一、八三四	一、二〇六	一一三	一〇九
	蓄積	二五二	一五四	九八		
五四	面積	三、二八〇	一、六九九	一、四〇六	一〇三	七二
	蓄積	三三八	一九九	一三七		
五九	面積	三、二七八	一、七八九	一、三三六	一一一	五二
	蓄積	三九九	二五六	一四三		

第である。

昭和三十四年度より森林面積の推移は前表の通りである。

二、林道の整備

林道の整備は、森林の管理、林産物の搬出に必要な施設であり一般の道路とは区別されている。

本町は昭和五年に聖上陛下本県行幸記念として、丸山線を開設したのを始め全体で一四路線一万八、五二一メートルが開設されたが、町道編入などにより現在では一〇路線一万四、〇七二メートルで次表の通り林道として利用されている。

開設年度	路線名	幅員	延長	利用区域面積	摘要
昭和 五	丸山線	二・七メートル	一、七〇〇メートル	三五ヘクタール	
二七	八之久保線	三・六	二、九九〇	一八〇	
二九	横見谷線	三・六	三、八七七	一五六	
三〇	板ノ越線	二・七	七〇〇	三六	
三〇	堂本線	三・六	一、〇〇〇	一〇〇	39 3 30町道編入
三三	山木場線	三・六	一、六八九	二三〇	
三八	横岡線	三・六	一、九〇〇	四三	
三九	葛迫線	四・〇	五九五	三六	
四一	大谷線	三・六	一、一四〇	七〇	43 6 7町道編入
四三	滝ノ音線	四・〇	五五〇	三三	
四三	滝ノ音支線	四・〇	三六〇	三一	
四四	永山線	四・〇	五四〇	三六	
四五	板ノ越東線	四・〇	八六〇	四一	
四六	慶ス線	三・六	六二〇	三一	59 3 31廃止

第二節　町有林と民有林

一、町有林

町有林は昭和五十九年現在左記三カ所に所在し、総面積は八万一、七七四平方メートル（約八・二ヘクタール）である。

一、大字上谷口字折尾平一、六九七番八
　山林　五、七〇六平方メートル
一、大字直木字牟礼岡五、五二三番一
　山林　六万三、一一七平方メートル
一、大字石谷字折尾二、一〇八番一外一筆
　山林　一万二、九五一平方メートル

大字上谷口字折尾平の山林は、村制最終の昭和三十四年十二月、村営住宅用地に附帯一括して鹿児島市在住の上谷口出身田原春万助から購入したものである。

位置は住宅地の周囲の傾斜地帯で、約二、〇〇〇平方メートルに二十年余のヒノキ数十本と雑木が点在している。その余りは原野化し、今後町営住宅の増改築を見込み造成を予定しているが、現在一部を折尾地区の運動広場として無償貸与している。

大字直木字牟礼岡の山林は町制施行の記念事業として、昭和三十六年一月直木の中馬一二から購入したものである。購入した当時は雑木林及び竹林であったが、経

済価値の高い樹種に早急転換する必要があったため、議会の議決によって、昭和三十六年、昭和三十七年にわたり、スギ、ヒノキ、マツを植林された。その当時は人手不足の折、地拵(ごしら)えから植林については、町職員も労役に出たもののほとんどが地域住民を雇用して行われた。しかし、マツの造林地については、松食虫の蔓延により被害甚大になったため、昭和四十六年ヒノキを改植した。

植林の樹種はスギ約六〇(ヘクタール)、ヒノキ四〇(ヘクタール)で、現在スギは見事に成長し除間伐の時期となり、ヒノキと共に周到適切な除間伐を計画し、鋭意手入れ作業を実施している。

附記

昭和三十五年十二月第七回議会定例会会議録によると、議案第七六号町制施行記念事業土地購入追加議案として、議題の審議事項が次のように記録されている。

(1) 総務課長が土地購入追加議案の議題を朗読す。

(2) 議長が購入する土地の予定価格の町見積額を一二五万円と表示しその購入について議場に質疑を許す。

(3) 二番議員が本町の町制記念事業として、また将来の財政確保という面からも原案に賛成する旨発言す。

(4) 三番議員が原案に賛成する、基本的な財源の確保はかねてから私どもも考えていたことで、誠に結構なことと思う。ねがわくば雑木竹林の伐採と地拵えを早急に実施し、二月中には植林ができるように作業を進めてもらいたい旨要望す。

(5) 議長が更に質疑の有無を正したが別に異議なく、質疑を打ち切る旨宣言し、購入の賛否を議場に諮ったところ、異議なしで満場一致をもって購入することを議決し、その購入額について見積書による予定価格一二五万円を昭和三十五年度中に分割支払いすることを議決す。

(当時の町長は東純男、議長は松元国武であった。)

大字石谷字折尾の山林は上伊集院駅沿い北側の町営住宅に隣接し、樹齢七、八十年のヒノキの山林を町有林として緑の町づくりに役立ててくださいと、昭和五十九年八月福岡市在住の仁田尾出身江田恒子(旧姓四元)から寄附の申し出があったので、町議会の議決により受け入れたものである。

よって町は原形を維持し良好な自然環境の保全と緑の町づくりのため最善を尽して保護管理することにしている。

二、民有林

民有林の面積は昭和五十九年十月現在三、二六九・八㌶でその主な所有者別の面積は次表の通りとなっている。

とりわけ、町内の所有者で法人組織によって設立されている、入佐、直木、四元、春山生産森林組合の山林は元入会林野で藩政時代伊集院郷の配下にあって、入佐村、直木村（四元地区含む）、春山村と称し、各村共に全戸数で組織した任意団体の部落共有林として藩政時代から永年集団管理していたものである。

明治二十二年町村制度によって、藩政時代伊集院郷の配下にあった大字上谷口村、福山村、石谷村、入佐村、直木村、春山村の六カ村が統合されて、日置郡上伊集院村となった。

よって、入佐、直木、春山村が藩政時代から永年集団管理していた部落共有林は六カ村の統合によって、当然上伊集院村の所有となるべきものであったが、藩政時代から永年集団管理してきたものを、不当に上伊集院村の所有にすることはできなかったものと推測される。

従って、入佐、直木、春山部落が集団管理してきた共有林は未登記であったものを、上伊集院村設立施行後直木部落の共有林については、登記申請書類の古文書は見当たらないが、法務局の登記簿上によれば、明治二十五年村議会の議決により、初代村長遠武友衛から部落の代表者十数人に区分して売り渡し、共有持分の登記がなされていたことを立証されるが、その売り渡し価格は不明で

所有者		山林の所在及び位置	面積㌶未満切捨・切上	備考
藩政時代より部落集団管理	入佐生産森林組合	大字入佐地域　南西吹上町境	一三一・四㌶	昭和55年6月20日県知事設立認可
	直木生産森林組合	大字直木地域　南西吹上町境	二八一・〇㌶	昭和56年12月17日県知事設立認可
	四元生産森林組合	大字直木　東方大字春山 四元地区　南西大字直木境	九八・六㌶	昭和58年3月29日県知事設立認可
	春山生産森林組合	大字春山地域　東方鹿児島市 南西吹上町境	一一八・四㌶	昭和59年3月26日県知事設立認可
町外所有者	鹿児島市	大字春山地域　東方鹿児島市 南方吹上町境	二三・〇㌶	藩政時代 郡元紡績工場継承
	鹿児島市 郡元春山生産森林組合			
	株式会社島津興業	大字春山地域　東方鹿児島市 南方吹上町境	一六九・四㌶	島津藩主奉還後買得、会社に継承
	神戸市 宮地譲	大字春山地域　南方吹上町境	五九・〇㌶	元宮地汽船株式会社より所有権移転
町内外所有者（法人、個人）	町内全域		二、三八九㌶	

ある。

入佐部落の共有林は明治三十七年第三代村長森幸左衛門から、五回に区分して売り渡し、その売り渡し価格は合計六二二円五〇銭で、入佐部落の代表者、石塚仲之助を村長の代理人として嘱託登記がなされていた。

春山部落の共有林は、「収支不償ルヲ以テ売却の上有価証券購入又ハ郵便局、預ケ入」の旨、明治三十九年日置郡長の許可によって、同四十四年第四代四元矢之助村長から、売渡価格七〇一円八〇銭、所有者上伊集院村春山として嘱託登記がなされていた。（左記登記申請副本による）

ところが、入佐、春山部落の共有林はそれぞれ歴代村長の売渡証により代金を納めて、所有権は部落名義に登記がなされていたものを、理由あってかその所有権を改めて同一価格をもって、入佐、春山部落の代表者十数人の共有持ち分として、当時の村長から嘱託登記がなされたが、実質的には各部落の共有林、即ち「入会林野」であって、藩政時代から最近まで部落の共有林として永年集団管理をしてきたものである。

直木部落は古文書によれば大正四年青年会造林地を設置してから、会計を直木地区と四元地区ごと別途にしていたが、昭和四年に施業森林組合をそれぞれ両地区別に設置して分離独立した。

よって、入佐、直木、四元、春山部落は藩政時代から明治、大正、昭和まで永年部落共有林として集団管理をしてきたのであるが、かかる入会林野は全国各地方に数多く所在し、社会的にもまた行政面においても幾多の支障少なからず、昭和四十一年に入会林野近代化法が制定され、その整備事業の施行について県知事の認可を受け、法人組織による確固たる生産森林組合を設立するよう県農林事務所並びに町当局から関係部落ごとに、その整備事業推進について説明指導もあったが、余りにも各部落共に山林の筆数が多く、また部落代表者多数の共有持ち分として登記がなされ、その代表者は永い年月を過ぎほとんどの人が既に他界し、その子々孫々の相続権利者の



所有権移転登記手続きが複雑にして容易ならず、入会林野整備事業は早期実施できなかった。その後農林省令の改正によって、昭和五十五年に入佐部落が真先に県知事の認可を受け法人組織の生産森林組合を設立し、相次いで同五十六年直木部落、同五十八年四元部落、同五十九年春山部落がそれぞれ県知事の認可を受け法人組織の生産森林組合を設立して、町内四部落がすべて入会林野の整備事業を完了し、今後憂いのない確固たる法人組織の生産森林組合に生まれ変わったのである。

生産森林組合設立当初の部落別役員及び組合員数

入佐生産森林組合

組合長　理事　中園貞盛
〃　中園正治　川路　操　九万田俊信
〃　寺園　清　畠中　実　野間口宥
〃　畠中　勛　竹之内推則　竹之内純男
監事　神野実男　南　盛蔵
組合員数　一三七人

直木生産森林組合

組合長　理事　永山栄彦
〃　鶴田栄八　吉富得蔵　堀ノ内人司
〃　奥　初男　大村正則　坂ノ上義男
〃　大村勇雄　別府康雄　吉永　薫
理事　西　文雄　末吉政春　西　一郎
〃　若松之雄　内田久雄
監事　吉永美徳　大村三之助　坂ノ上隆雄
組合員数　二一六人

四元生産森林組合

組合長　理事　二俣正則
〃　二俣憲治　二俣政吉　吉村盛雄
〃　吉村　忍　二俣政信　上四元克男
〃　吉村初男　久永治男
監事　上四元国治　内　政高
組合員数　一二〇人

春山生産森林組合

組合長　理事　別府芳章
〃　脇　定徳　弓削光雄　松下政高
〃　石原末治　久永　巌　下柿元政雄
〃　別府行夫　横内盛雄　下仮屋政雄
監事　田実正良　田中　勉
組合員数　一五一人

翻って、過去入会林野は関係地域部落が藩政時代から集団管理して、永年幾多の変遷を経て最終入会林野の近代化法によって、法人組織による生産森林組合を設立するまでの長期間運営について、古文書や地域部落の高齢

者有志の話を総合調査すれば、藩政時代から明治年間における人工植林の面積はわずかで、所どころに雑木竹林が散在し大半は原野状態であった。

雑木は大部分家庭用の薪炭用材、農機具資材などに雑竹（主として小サン竹）は屋根葺き用のシモト竹（屋根を葺き替えるときカヤ類を均一に並べて、その上にシモト竹を当て足で踏みつけ縄で締めつける）とイラカ竹（屋根の頂上に数十本の竹を並べて縄で締めつけ雨漏りを防ぐ）、魚釣り竿、タバコ壁（防風垣）などに使用していた。

原野は立地条件のよい平たん地や緩やかな傾斜地帯で開墾に適する所は、土地に恵まれない部落民が開墾して、ソバ、ナタネ、甘藷なども栽培し、その余りの所は草薮とカヤ場が多く、そのカヤは屋根葺き用として部落各戸が等しく利用するよう毎年一月中に採集期日を定め各戸総動員で採集していた。そして大正の半ばごろまでは雑木竹、開墾地、カヤの採集などすべて無償であったが、その後雑木は薪炭の需要が多くなり、家庭用以外の販売用にする者が続出したので、入札の方法により有償払い下げていたが、その伐採地跡に植林を必要とし、開墾地や草薮、カヤの採集なども年次植林計画により利用を認めないようになった。

しかして、大正年間より社会情勢が極度に進展し、部落も相当な開発資金が必要になり、逐年雑木、マツ、スギなど立木を売却処分して、その収益を部落開発の事業資金に充当してきた。その部落開発に用立てした主な事業は真先に電灯敷設である、大正の末期から昭和の初めごろまで各部落は相前後して、電柱と支杭の支柱などを部落の共有林より拠出したのであるが、当時の価格を現在の物価指数で換算すれば実に膨大な金額であったと推測される。

第二は倶楽部（現在の地域公民館）の建設である。終戦直後まで部落の総会、婦人会、青年団、タバコ耕作組合の協議会などの集会は小学校の裁縫室を使用していたので公民館が必要となり、その建設費を、各部落共一部寄付金以外は全部共有林の収益に依存し、また小学校の校長住宅並びに裁縫室の増改築費など割当て金額を共有林の収益から負担していた。

更に昭和十六年大東亜戦争ぼっ発後は戦時用材の供出と共有林内の軍用道路設置などにも協力したのである。しかしながら昭和二十年終戦によって、共有林の事業運営は全く方途を失い、また一時は地域部落の共有林をアメリカが認めない、国有財産にするとか種々のデマが伝わって混沌（こんとん）とし、昭和二十三年ごろまで共有林の事業運

営は全く見透しがつかなかった。

ところが、終戦後は出征軍人の復員、海外各地よりの引揚者、軍需工場などの閉鎖によって失職し大都会では生活ができなくなって帰郷する者が多くなり、食糧増産のため戦時中よりも更に一層部落開発が必要となったので、昭和二十四年ごろから勢い部落の幹線道路、農林道の新設と改良工事を手がけ始め、更に地域公民館の増改築、水道施設、農協支所の建設、消防施設、神社慰霊碑の改修工事など公民館の運営費はほとんど共有林の収益に依存してきたのである。

しかして、共有林も最早や樹齢の古い立木は売り尽して、共有林の権利者にも配当はわずかばかりで、却って植林、植林後の手入れ作業、枝打ち、除伐など賦役負担が多くなり、また高齢化によって各部落とも共有林の権利を放棄脱退する者も見受けられるようになり、共有林の組合員は年々減少し手入れ作業も人手不足となり、賦役負担が多くなると共に木材不況によって、共有林の事業運営はきびしく、収益を公民館の運営に支出することは困難となった。そこで直木、春山部落は入会林野整備事業により生産森林組合を設立する数年前に、公民館の運営と共有林の運営を分離独立し、また入佐、四元部落も生産森林組合設立によって分離独立した。

三、町内模範山林

株式会社島津興業山林の沿革

大字春山地域所在株式会社島津興業所有の山林は、東方鹿児島市谷山地区、南方吹上町境に位置し、スギ、ヒノキの人工植林が見事に育林されている。

同社の四十年史によれば、明治維新に際し島津藩がお預かりしていた版図、即ち領土を率先して奉還した後、内之浦町、吉田町、鹿児島市吉野町のほか現在県下各地に散在所有している山林と共に買い得たものであると、したためられてある。

その四十年史と春山地域の高齢者有志の説によれば、藩政時代は人別挿御物山と称しウツ蒼たる杉林であったが、廃藩置県後旧上伊集院村春山在住の倉内十次郎が開拓地として払い受けていたものを、明治三十七年十一月島津家が約一二〇町歩を金五、〇〇〇円也で買い得て、その翌年から春山部落民を大がかりに雇って、当初春山在住の野崎龍助が植林と手入れ作業などの監視守をしていたが、同人が死亡し、その後を同部落在住の大山喜之助と後継の大山仲熊二代で昭和二十六年春山林業所開設まで永年管理してきた。

翌二十七年から島津興業は県道春山口から春山部落道を約四キロメートル改良拡張工事すると共に、更に東南二地区

に至る所有林まで、数キロ（メートル）の起状したきびしい山道を二年がかりで改良拡張して、自動車運搬道を設置し本格的に主伐を開始した。

その自動車道の設置によって十数年間伐採した杉の樹齢は百年以上の大木が密集し県下唯一の美林と賞賛され、毎日のように数台の大型自動車で運搬し、当時は会社を背負ってゆく大きな資金源になった。

島津家は大正十一年に株式会社島津興業を設立して以来初めて林道を設置し、春山の山林から長さ一七（メートル）、末口二八（センチ）の長大径級の特殊電柱材や高級木材が県内外に出荷され、その伐採の跡地には順次計画的に植林し、現在は全山幼齢林になっているが、会社は春山林業所の開設によって事業を拡大し、更に隣接地を買い得て国道地積調査による面積は一六九・四（ヘクタール）となり、東南両地区共に成育良好にてまた数人の常駐社員によって手入れ作業も行き届き、伸長、材積、材質も優れて安定した町内の模範林として高く評価されている。

なかんずく、島津興業の林道設置によって交通がよくなり、春山生産森林組合の山林はもとより、その林道沿い奥地に田畑、山林を所有している春山地域の部落民は幾多の恩恵に浴している。

第三節　森林組合

一、町森林組合

明治四十年森林組合法が制度化され、鹿児島県内では明治四十五年から大正年間に、大字部落の入会林野など任意組織による施業森林組合が五カ所、その後昭和十年ごろまでに二十八カ所設立され、その間本町では上伊集院村時代、大正四年に直木部落、昭和四年に四元部落、昭和九年に春山部落がそれぞれ任意組織による施業森林組合を設立したとの記録はあるが、市町村単位組織の森林組合は皆無であった。

更に昭和十四年に森林組合法が改正され、市町村を単位としてその地域内に居住する森林所有者を強制的に加入させ、森林生産の保続を図ることを目的として、昭和十六年から十八年にかけて、市町村単位の組織による森林組合が設立され、本町は昭和十六年十月上伊集院村森林組合が設立された。

しかるに大東亜戦争たけなわとなり、森林組合も戦争遂行の御用機関となって事業運営は戦時用材の供出が主となったのであるが、終戦によって森林組合の運営は全く方途を失い自然解散を余儀なくされたのである。

その後昭和二十六年に至り森林組合制度の改正がなさ

れ、終戦後の森林荒廃から立ち直るためアメリカ型の協同組合原理に基づく人的統合体として、森林施業の合理化と森林生産力の増進をはかり経済状態を改善し、もって社会的地位を高めることを目的とすると共に、従前の強制的加入から自由な加入脱退制度の新しい組合に生まれ変わり、当時の村長末永善助ほか各地域部落から選出された有志一五人が発起人となり、昭和二十六年十一月上伊集院村森林組合を設立し、昭和二十七年三月県知事の認可を得て設立登記を完了した。

その設立登記の内容は左記のとおり記録されている。

(1) 組合員　四四一人

内訳　㈠直木、入佐、春山、四元部落の共有林代表者四人

㈡鹿児島市郡元共有林(山林所在春山)代表者

㈢鹿児島市株式会社島津興業(山林所在春山)代表者

以上任意団体五、会社一

㈣個人村内三九一人、村外四四人

(2) 出資総口数一、五九六口(一口参百円)

(3) 払込出資金総額四萬七千七百弐拾円

(4) 設立当時の役員

理事組合長　末永善助

理事　木藤清二　田実静治　四元喜左ヱ門

〃　上四元仲次郎　永山一　内一

坂之上義治

〃　松木園勘太郎　丸田勇吉　大内田弘志

監事　坂口畉吉　益満真八　永井清二

吉海政信

(5) 設立登記による事業項目

県知事の認可条件による設立登記の事業項目次のとおり。

㈠ 組合員のため森林経営案の作成その他森林経営に関する指導。

㈡ 組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営

㈢ 組合員の所有森林の経営を目的とする信託の引き受け

㈣ 組合員の行う林業に必要な資金の貸し付け

㈤ 農林中央金庫及び鹿児島興業銀行に対する組合員の負担する債務の保証またはこれらの金融機関の委託を受けてする債権の取り立て

㈥ 組合員の行う林業に必要な物資の供給

㈦ 組合員の生産する林産物の運搬加工保管販売

㈧ 組合員の行う林業に必要な種苗及び育成に関する施設

(九)　組合員の行う林業に必要な林道の設置
(十)　防火線の設置、病虫害の防除、その他組合員の森林保護に関する施設
(十一)　組合員の福利厚生に関する施設
(十二)　林業に関する組合員の技術の向上及び組合事業に関する組合員の知識の向上をはかるための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供施設
(十三)　組合員の経済的地位の改善のためにする協約の締結
(十四)　前各号の事業に附帯する事業
(十五)　出資金の払い込み方法
第一回の払い込み金額は一口につき三〇円以上とする
第二回払い込みは第一回払い込みの事業年度内に七〇円以上払い込むものとする
第三回以後の払い込みは第一回払い込みの次の事業年度から毎事業年度一口につき一〇〇円以上を払い込むものとする

歴代森林組合長の就任期間

初代組合長　末永善助
在任期間　昭和二十六年十一月十九日　三年六カ月
昭和三十年五月三十一日

設立当初の発起人代表者　末永善助は村長の要職かたわら森林組合制度の改正によって、森林荒廃から立ち直るため村内各地域部落の共有林や個人並びに村外の所有者に呼びかけ、県知事認可による設立条件に従い確固たる森林組合の基礎を築いたが、高血圧を患い村長を勇退すると共に組合を設立してから三年六カ月にして組合長を辞任した。

二代組合長　東　純男
在任期間　昭和三十年五月三十一日　二十年二カ月
昭和五十年七月十四日

二代組合長　東純男は前村長　末永善助の勇退によって村長に当選すると共に、理事組合長に就任し昭和三十五年六月には町制施行により上伊集院村森林組合を松元町森林組合に名称を変更した。

その後高度経済成長による社会経済事情の変転によって県示達に係る施業改革、組合員の増加、出資の増強、定款並びに定款附属諸規定変更など幾多の変遷を経て、昭和五十年三月末第二十四回通常総会における決算の損益計算は次の通りの実績を収めた。

(一)　損益
総利益　壱千六百四十九万五千円
総費用　壱千四百四十七万参千円
差引利益　弐百弐万弐千円

(二)　財産勘定

流動資産　弐百四十五万八千円
固定資産　壱百五万五千円
流動負債　弐百十万弐千円
固定負債　九十万円
差引純資産　五十壱万壱千円

以上のように昭和二十六年組合を設立した当初の出資金払い込み金額はわずか四万七千七百弐十円で事業を発足したが、昭和五十年三月末決算においては総利益壱千六百四拾九万五千円の実績を収め、昭和三十年五月組合長に就任してから七期二十年二カ月の長期に亘り事業を拡大し、組合の運営に尽瘁してきたが町長職執務中病に倒れ長期入院療養の身となり、昭和五十年七月町長を退任すると共に組合長を辞任した。

三代組合長　松元国武
在任期間　昭和五十年七月十四日
昭和五十二年九月三十日　二年三カ月

三代組合長松元国武は二代組合長東純男の病気辞任により、その後任として就任したが、任期途中県当局、県森林組合連合会、農林事務所などの強い要請によって、昭和五十二年八月の通常総会において、日置郡内（市来町を除く）七町全部の組合が対等合併することを議決し、昭和五十二年度は九月末日限りをもって特別事業年度として決算を終わり、十月一日付けをもって日置地区森林組合に統合され、昭和二十六年に設立した本町森林組合は二十六年間の長期に亘り、森林施業開発事業を強力に推進して造林の拡大、枝打ち、除間伐の促進、林道の増設など組合員の経済的地位の改善に多大の実績を残し、最終昭和五十二年九月三十日第二十六回総会をもって解散し日置地区森林組合に統合したのである。当時の役員と引継ぎ勘定は次の通りであった。

理事（組合長）松元国武
〃　新福甚吉　内　克明　四元孝夫　山下福吉
〃　別府一夫　吉村貞雄　吉村実雄　中園正治
監事　四元景弘　古川純義　坂之上政雄

日置地区森林組合統合財産の引継勘定

組合員　六二一人
出資払込額　五十壱万円（一、七〇〇口）
資産負債勘定
流動資産　参百参十弐万五千円
固定資産　七十九万九千円
流動負債　弐百五十万壱千円
固定負債　五十九万九千円
差引純資産　壱百弐万四千円

二、日置地区森林組合統合設立

日置地区森林組合は前述のとおり日置郡内（市来町除く）七町が統合対等合併し、昭和五十二年十月一日設立して本所を東市来町長里二、四七〇番地に置き、各町に支所を配置し松元町支所には職員二人を駐在して従来よりも一層事業を拡大し、組合経営基盤整備の確立を目指し更に統合後の事業運営に万全を期するよう、本町からは解散当日特別議場に諮り、発起人理事に町長畠中市太郎と解散当時の組合長松元国武を推薦したのである。

三、日置地区森林組合事業運営

日置地区森林組合は統合によって広域組合として設立してから既に二期六年を経過し、その間地域林業振興の担い手として森林の造成と林業事業一途に役職員一体となり努力を重ね、その基盤とする民有林の面積は二万二七八九㌶、そのうち人口造林は六〇㌶を越え活力ある豊かな森林が形成されつつある。

また森林の開発は木材の安定的供給ばかりではなく、自然環境の保全、水資源かん養、大気の浄化などもろもろの公益的機能は今日常識的となり、その機能をも発揮促進し、もって組合員の理解と協力によって事業計画に基づき組合経営の基盤整備を推進してきたが、化学建築資材の進出と近年経済不況により木材の需要と材価は極度に落ち込み、きびしい状況を踏まえながらも、総合集中管理と業務分担の強化に努め、大幅な利益を得て組合の健全と財務の充実に猛進している。

しかしながら組合統合後二年目の昭和五十三年度は資産と負債の差額が壱千六百五十三万三千円のマイナスとなり再建整備を余儀なくし、県より十カ年計画による再建整備組合に指定されたが昭和五十四年度から改めて組合員の利用、資本装備並びにチップ工場の改善などにより、収益が積み上げられ連続五カ年間の増収によって当初の欠損金は解消され、指定を受けた十カ年間の再建整備計画は第七回昭和五十八年度決算によって、流動資産と固定資産計五億二千九百三万八千円、流動負債と固定負債計四億六千六百四十六万八千円で差引純資産は六千二百五十七万円となり、五カ年間短縮して再建整備を終了したのである。

（昭和五十八年度決算による昭和五十三年度からの純資産は次表の通り記録されている。）

今後一層森林の造成と林産物の強化対策として、間伐促進総合対策事業による県下あげての「みぞこ運動」により森林づくりはまず除間伐からのスローガンによって、除間伐推進員と集落リーダーの編成を組織し、地域の除間伐対象面積約九千㌶のうち緊急間伐を必要とする

昭和58年度決算年度別純資算状況　（単位：千円）

勘定区分＼年度別	53 年	54 年	55 年	56 年	57 年	58 年
流動資産	77,078	154,929	165,414	149,395	134,774	154,034
固定資産	142,642	187,199	274,611	324,239	340,759	375,004
計	219,720	342,128	440,025	473,634	475,533	529,038
流動負債	108,201	109,464	119,864	96,246	75,372	92,142
固定負債	127,551	219,040	298,206	332,626	348,829	374,326
特定引当金	500	597	380	0		
計	236,252	329,101	418,450	428,872	424,201	466,468
差引純資産	△ 16,533	13,027	21,575	44,762	51,332	62,570

（註）組合再建整備の指定を受けた当初昭和53年度の純財産は16,533千円の赤字であったが，昭和58年度は62,570千円の黒字となり，連続５カ年で再建整備の成果を納め10カ年計画の再建整備は５カ年をもって終了した。

四千ヘクについて、補助事業対象による周到適切な除間伐を計画するとともに、組合員の除間伐対象材の選木、伐採、玉切りなどの指導により成果を上げるべく既に各町支所ごとに指導実施中である。

更にシイタケ生産を高め組合員の収益を図るため、原木の最適樹種、原木の林齢と伐採適期、原木の玉切りと乾燥、植菌と伏せ込み、害菌など栽培のポイントについて、組合だよりをもって組合員全員に広報している。

森林担保資金融資制度の活用

農林中央金庫の融資によって森林を担保にして、更に森林の取得、造林の保育など林業経営に必要な資金、住宅資金、教育資金、結婚資金、相続その他必要な資金を長期間低金利で貸与し、その借入金の返済は担保森林の伐期の到来もしくは木材価格が高いと思われる時期に伐採し、その売却代金をもって返済する方法で、昭和五十八年度現在松元町支所では山林の取得一件百八十五万円、造林二件二百二万円計三百八十七万円を取り扱いしている。

第三期役員改選

任期満了に伴う次期役員（任期は昭和五十九年九月一日から六十二年八月三十一日まで）

新任日置地区森林組合長理事　樋口勇夫（東市来町）

理事　西薗勇夫（東市来町）　久保辰雄（東市来町）　吉村恭雄（伊集院町）　吉村実雄（松元町）

養輪三九馬（伊集院町）　柳田飽男（郡山町）　肥後利美（郡山町）　中園正治（松元町）
〃　久山米吉（日吉町）　地頭所清吉（日吉町）　有川岩男（吹上町）　横山清志（吹上町）
〃　大園敦紀（吹上町）　橋口　茂（金峰町）　田辺重雄（金峰町）　南　市二（金峰町）
〃　中園国美（郡山町）　窪園満蔵（吹上町）　牧之内善吉（伊集院町）
監事

四、特記

本県では昭和五十九年五月二十日天皇陛下をお迎えして「第三十五回全国植樹祭」とさらに約一〇〇〇ダ（ヘクタール）の「県民の森」オープン式典の一大行事が盛会裏に開催されたことは県民に一段と森林、林業の重要性が理解され、同時に林業振興に大きな喚起となった意義ある年であった。



交通・通信部門

第一章　交通・運輸

第一節　乗合馬車・運送業・車両

一、乗合馬車

明治二十一年の統計書に初めて四台が記録されているが、県は前年十二月県令第六五号を以て、乗合馬車取締規則を制定し、二十一年二月から施行した。これは営業の免許制、車体、馬匹、及び駅者馬丁の資格、服装、乗車量、賃金及び駐車場などについて規定し、営業者は警察署管轄区域に従い組合を結成し、必ずこれに加入すべきことを定めたものである。（鹿児島県史第四巻）

「日置郡誌」によると、明治三十一年から

第２表

町村名	台数
串木野村	2台
西市来村	3
東市来村	2
伊集院町	1
郡山村	3
伊作町	7
計	18

第１表

年度	台数
明治31	74台
〃 40	101
大正 6	21
〃 7	19
〃 8	17
〃 9	16
〃 10	18

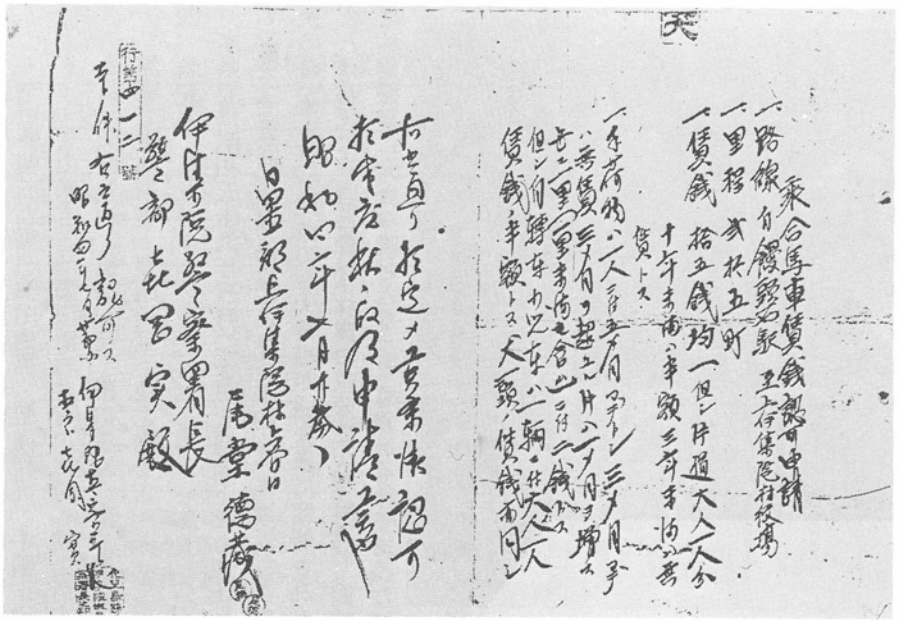

乘合馬車賃錢認可申請

一路線自饅頭石駅至上伊集院村校場

一里程　弐拾五町

一賃錢　拾五錢均一但シ片道大人一人分

十年未満ハ半額三年未満ハ無賃トス

一手荷物ハ一人ニ付五ヶ月マデトシ三ヶ月ヲ予ハ無賃三ヶ月ヲ超ユル片ハ一ヶ月ヲ増ス

毎二里（一里未満ニ合ス）ニ付二錢トス

但シ自轉車小児車ハ一輌ニ付大人一人賃錢ノ半額トス　大一頭ノ賃錢亦同シ

右之通リ相違メ貴案候認可

於本庁相成候申請候也

明和四年八月廿六日

日置郡上伊集院村上者口

尾堂德藏

伊集院警察署長

警部　北野実殿

行第四一二號

本件右之通リ認可ス

明和四年八月廿六日

伊集院警察署長

[illegible]

No 3

乘合馬車賃錢認可申請

一路線自饅頭石駅至石谷仁田尾

一里程　拾五町

一賃錢　金九錢

一路線自饅頭石駅至石谷小学校

一里程　壹里六町

一賃錢　金貳拾疹錢

但シ両線共片道大人一人分十年未満ハ半額三年未満ハ無賃トス

一手荷物ハ一人ニ付キ五貫目迄トシ三貫目迄ハ無賃三貫目ヲ超ユルトキハ一貫目ヲ増ス

毎二里（一里未満ニ合ス）ニ付キ金貳錢トス

但シ自轉車小児車ハ一輌ニ付キ大人一人賃錢ノ半額トス　大一頭ノ賃錢亦同シ

右之通リ相違メ候條認可相成度此

旨既乃申請候也

明和四年八月三日

日置郡上伊集院村上者口

尾堂德藏

伊集院警察署長

警部　喜岡貴殿

行第四四口號

本件願之通リ認可ス

明和四年八月十日

伊集院警察署長

[illegible]

大正十年に至る郡内の乗合馬車の台数は前記の第一表の通りである。

大正十年現在、日置郡内十三カ町村のうち、乗合馬車が運行されていた町村と台数は、前記第二表の通りである。（日置郡誌による）

本町では、鹿児島本線が開通した大正二年から十五年経過した昭和四年に尾堂徳蔵がはじめて、伊集院警察署長の認可を得て、営業を開始、昭和二十三年まで続いた。

二、運送業

荷物は明治の初期まで駅伝によって運搬されていたが、本県では明治十八年八月、陸運諸荷物請負業、人馬継立業、旅人宿及び陸運諸稼業に対し、駅伝営業取締規則が制定されたことが「鹿児島県史第四巻」に見えている。

大正二年鹿児島本線が開通したので、この規則に基づいて鹿児島本線饅頭石駅（現上伊集院駅）に、国鉄指定店㊟饅頭石運送店（国際運輸株式会社加盟店）を、下柿元万次郎が経営することになった。なお内田の谷之口操も昭和十六年八月まで同店に勤務していたという。当時は駅に着いた荷物は荷馬車で運ばれていたので、いつも馬が二、三頭はいたが、荷物が多いときは荷馬車組合の

軽自動車等保有台数の推移　（町税務課資料）

区分／年度	原付自転車				軽自動車					耕機	合計
	50cc以下	90cc以下	125cc以下	計	自動二輪	四輪貨物	四輪乗用	ホークリスト	計		
昭和46	600	170	160	930	4	520	80	0	630	240	1,800
〃 47	582	140	118	840	4	541	159	0	722	216	1,778
〃 48	607	126	95	828	13	534	198	1	764	175	1,767
〃 49	608	101	87	786	19	512	216	1	764	180	1,740
〃 50	648	109	81	838	20	505	209	1	748	177	1,763
〃 51	694	104	73	871	19	571	235	1	837	162	1,870
〃 52	684	93	74	850	12	605	231	1	856	160	1,866
〃 53	740	100	69	909	10	660	248	2	927	142	1,978
〃 54	805	102	59	966	17	689	243	2	957	124	2,047
〃 55	874	109	71	1,054	8	785	260	2	1,076	136	2,266
〃 56	979	110	72	1,161	10	875	276	2	1,192	132	2,485
〃 57	1,166	103	65	1,334	22	1,002	272	2	1,327	128	2,789
〃 58	1,358	112	0	1,530	39	1,149	270	2	1,490	123	3,143
〃 59	1,446	94	65	1,605	50	1,292	265	2	1,649	118	3,372

大正10年次の松元町の車両　（日置郡誌）

区分／年度	乗合馬車	人力車	荷積馬車	荷積牛車	木口牛車	荷積中車	荷積小車	大七大八車	自転車	自動車	合計
大正10	0	0	12	0	46	7	1	0	17	0	85

荷馬車の応援を得て運搬していた。当時の荷馬車組合の組合長は中馬義孝、書記は吉満軍吉であった。

運送業は、昭和十七年二月政府の一駅一店制に従って日本通運株式会社に統合された。終戦後個人委託となり、昭和二十二年ごろまで上柿元栄次が経営していたが、貨物取り扱い廃止駅になると同時に会社も廃業した。

三、車両

なお普通乗用車の保有次の通り。（県税事務所資料）

普通乗用車	トラック	特殊車
一、九〇二	六五一	四七

第二節　鉄道の開通と発達

昔の運輸機関は、馬、籠、人力車、乗合馬車であり、荷物は天秤棒、牛馬の背、荷馬車などが使われていたが、鉄道の開通により輸送機能が急激に進歩をとげ、産業、経済、国力の増強に大きな発展をもたらした。イギリスでは既に文政八年（一八二五）に汽車が走っていたといわれているが、日本で初めて鉄道が敷設されたのは、東京と横浜間の二九キロメートルであり、東海道線が全線開通したのは明治二十三年（一八八九）のことであった。

鉄道は国の大動脈であり、鉄道敷設に膨大な資本がつぎこまれ、明治時代全国の鉄道網は驚くべき早さで広がっていった。鹿児島県では東部線の肥薩線から工事が始まり、矢岳トンネルが完成して全線開通したのは、明治四十二年十一月であった。鹿児島市では、開通祝賀式が同年十一月二十日に行われ、当日は早朝から大変なにぎわいであったといわれている。市内小学生四、〇〇〇人、軍楽隊を先頭に鉄道開通唱歌を奏しながら、提灯行列が行われた。


旧上伊集院駅

幹線の鹿児島本線が開通したのは、大正二年（一九一三）であった。

一、上伊集院駅の開設

現在の上伊集院駅は、大正二年十月十一日、饅頭石駅名で営業を開始した。当時の駅長及び駅員は次の通りであった。

駅　長　飯富　伝　月俸　三八円

電信兼出札　山口　文雄　日給　三〇銭
転　轍　手　上野新九郎　日給　四〇銭
〃　山中　三雄　日給　二九銭
駅　夫　藤崎　宗熊　日給　二九銭
〃　篠原　武夫　日給　二七銭
〃　牧元佐太郎　日給　二七銭

二、駅名改称

昭和二十四年十二月十五日、饅頭石駅は上伊集院駅と改称された。これは昭和二十四年一月、上伊集院村議会において、駅名改称を満場一致で議決して、直ちに鹿児島鉄道管理部及び門司鉄道局を通じ、国鉄本庁に駅名改称請願中のところ、昭和二十四年十二月九日、国鉄告示十八号により改称されたものである。

当時の駅長及び駅員は、次の通りであった。

駅　長　徳留勇吉　転轍手　内村　信
助　役　畠中　吉　〃　藤田　周一
〃　山下　清　駅　手　尾堂　繁行
駅務係　新山一雄　〃　竹之内拓夫
〃　南　隆義　〃　鶴田　牧男
転轍手　越口信哉

三、請願駅薩摩松元駅開設

昭和二十九年二月十一日薩摩松元駅が開設されたが、その経過は次の通りであった。

薩摩松元駅設置期成同盟会が設置されて、昭和二十四年七月村議会で議決され、駅の設置について国へ要望書が提出された。当時の役員は次のとおりである。

会　長　末永善助（村　長）
副会長　坂口畝吉（村会議長）
会計主任　東　純男（村　助　役）
委　員　二五人（村会議員外）

薩摩松元駅の設置については、村長末永善助が中心となって綿密な計画が立てられ、国へその旨の要望書が提出された。しかし国としては、駅をつくる位置が傾斜地で適当でないとの理由で、容易に許可が得られなかった。そこで末永村長は議長、役場職員などを帯同して二回も上京し、関係官庁へ駅設置への地元民の熱意を切々と訴えた。遂

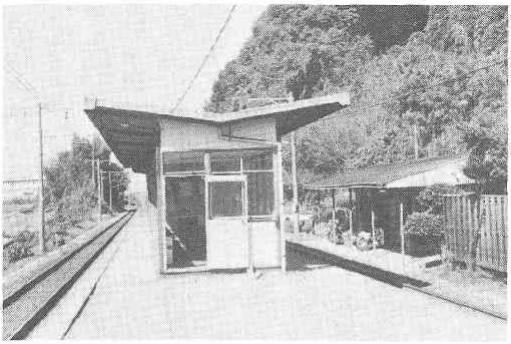
薩摩松元駅

に地元の熱意が効を奏し許可になった。

しかしこの駅は請願駅であったため、駅開設一切の費用を地元民が負担しなければならないということで、取り止めにしたらという消極的な意見も出始めた。末永村長をはじめ、村民の大勢は「村の中心に駅を造ることが村を発展させるためには絶対に必要である。」という信念をますます固め、各地域でも数回話し合いをもち意志統一に努力し、住民一丸となって駅造りに従事することになった。なおこの新駅舎造りには、村民すべてが資金を提供することになり、末永村長は率先して多額の寄附をした。また村民は駅を造るために奉仕作業に従事し、駅が完成するまで約一年間の日数を要した。隣町伊集院からも多額の寄附金が集まったが、募金額は、一、二〇〇万円に達し、約延二万人の奉仕作業がなされたという。な

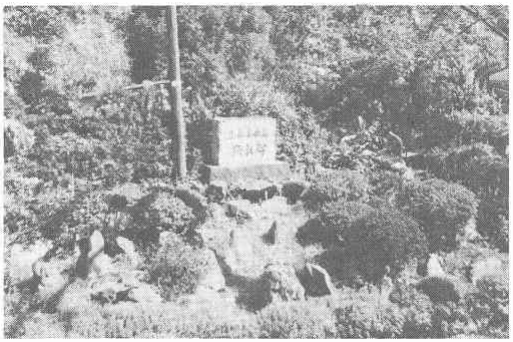

末永善助翁頌徳碑

おこの起工式は村長 末永善助が祭主となり、昭和二十八年五月二十日に行われた。この駅新設に情熱を傾けた、時の村長 末永善助の頌徳碑が駅舎の敷地の一角に建てられている。

碑 文

薩摩松元駅ハ去ル昭和二十九年二月十一日村民ノ寄附ト労力奉仕ニヨリ開設サレタ請願駅デアル此ノ駅ノ開設ハ我ガ松元町ノ交通文化経済ノ急速ナル進展ニ大キク寄与スルトコロアリ惟フニ昭和三十五年四月一日旧上伊集院村制ヲ発展的ニ解消シテ松元町ト改称シ町制ヲ施行スルニ至ッタ所以モ実ニ薩摩松元駅開設ニ基因スルモノト云フベク当時ノ村長故末永善助翁ノ施策ヲ追慕敬仰シ今茲ニ当駅開設十周年ヲ迎エルニ当リ碑ヲ建設シ翁ノ功績ヲ永ク称エルモノデアル

昭和三十九年二月十一日

松元町長 東 純男

四、上伊集院駅・広木信号所間複線工事開始

昭和四十二年四月、下関工事局施行のもとに複線工事が開始された。同年八月二十日、初めて新線固めの機関車の乗り入れが行われ、八月二十九日深夜から翌三十日


上伊集院駅50周年記念事業奉仕作業築山造り
（折尾公民館）

早朝にかけて、一部新線への切り換えを実施し、九月九日、二番線の切り換え、九月十六日に一番線の切り換え、九月二十六日十時三十分から二十七日六時までの十九時間の長きにわたり、複線開通のための切り換え作業が実施された。この線増工事及び附帯工事のための総経費は十二億円を要したという。

当時の職員は、次の通りである。

駅長	田中種孝	駅務係	河野宏明
助役	佐野重行	〃	浜田徳明
〃	藤崎利忠	〃	種子　勝
兼助	栗林源吉	〃	山下輝明
運転係	盛田貞雄	〃	米山孝行
〃	平川一夫	〃	大坪準一

五、跨線橋完成

昭和四十七年四月二十日完成し、二十一日から使用され、乗降客の安全保障に役立つことになった。

六、水道施設できる

昭和三十八年七月二十五日、春山地区簡易水道の引き入れで経費二一万三、〇〇〇円で、駅に水道施設ができた。

七、空襲による被害状況

昭和二十年三月十八日、米軍戦闘機隊による本土初空襲により、当駅は二回にわたり機銃掃射を受けた。客車、機関車、駅舎などに命中したが、幸いに一人の負傷者もなかった。また駅に近い民家一軒焼失、牛一頭死亡しただけで、被害は軽微であった。

昭和二十年四月、鹿児島市空襲により鹿児島における機関車に給水が不能になったため、饅頭石隧道口に臨時給水所が設けられた。

八、皇族、大臣、その他顕官名士の来往

大正四年五月二十九日、松方公爵の一行が鹿児島市と加世田市の間を往復、当駅を通過された。

大正六年十一月十五日、加世田の竹田神社において島津日新公三五〇年祭典執行に際し、これに参列のため多数の顕官名士参列のため、鹿児島、加世田間に臨時列車一往復が運転された。本臨時列車には、山階宮妃殿下、久邇宮妃殿下が御乗車になり、各学校職員生徒並びに在

郷軍人会員、その他地方有志一般は、当日午前五時ごろから続々当駅に参集して奉送迎申し上げた。

昭和六年十一月十九日、天皇陛下には、熊本地方にて挙行の陸軍特別大演習の御帰途、鹿児島に行幸あらせられた。当日当駅午後一時二分三〇秒に御召列車にて御通過になった。当日の輸送の大任に関与した職員は、次の通りであった。

通票収受	駅長	楠　茂	通信担当
通票授与	助役	村山貞則	駅手 越口信哉
先発列車状況表示	駅手	西村金蔵	構内監視
構内踏切監視	〃	転轍手 瀬戸口清治	駅手 中園繁徳
〃	〃	有川武雄	〃 大山次郎
〃	駅手	有馬純男	以上九人

昭和二十四年六月一日、天皇陛下には、九州地方御視察のため、鹿児島に行幸あらせられ、当日一七時五八分三〇秒、御召列車にて当駅を御通過あらせられた。

昭和四十三年四月、急気一〇二列車にて皇太子殿下御夫妻通過され、構内及び沿道の歓送者五〇〇人を越えた。

九、防火水槽設置

昭和三十八年八月二十五日、町の請願により駅構内に、総工費三〇万円で着工、同年十一月十一日竣工した。

十、上伊集院駅開業五十周年記念式典開催

昭和三十八年十一月九日、町主催により当駅開業五十周年記念祝典が開催された。祝賀記念事業として駅構内に折尾公民館の協力を得て、桜、ツツジなどの植樹がなされ、また町当局によって新しい産業案内板などが建てられた。

十一、上伊集院駅の業務委託化

昭和四十七年四月二十日限りで、五月一日から当駅の業務を外部に委託することになった。但し出札業務については、本年末国体鹿児島会場終了時まで幹部職員を充当、取りあえず荷物業務だけ日交観株式会社に委託され、昭和四十八年四月一日からは、出札業務も日交観へ委託されることになった。

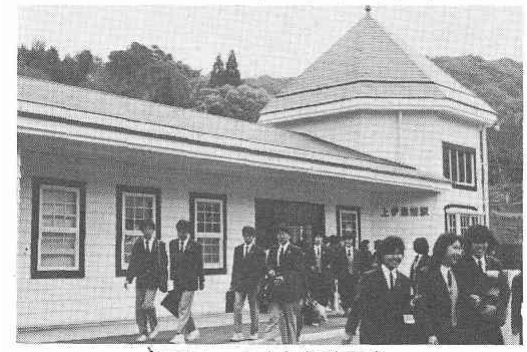

新装なった上伊集院駅舎

十二、薩摩松元駅開業十周年記念式挙行

昭和三十九年四月十一日、町主催により薩摩松元駅開業十周年記念式が挙行され、記念祝賀事業として末永善助翁の頌徳碑が建てられた。また当日は町内外の力士を呼んで相撲大会が開催された。

十三、上伊集院駅の改築

上伊集院駅は既述の通り鹿児島本線開通と同時の大正二年に「饅頭石駅」として開設され、その後昭和二十四年に「上伊集院駅」と改称された。昭和五十八年県立松陽高校の開校に伴い学生の乗降客が増え、一日三〇〇〇人を越えるようになった。従って現在の駅舎では収容できなくなり、町民の要望もあって、本町もその建設費用を一部負担するなど国鉄に協力、昭和六十年三月チョコレート色でとんがり帽子屋根の洋風のモダン駅舎に改築された。床には松元町名産のお茶が彫像され、町民コーナーには異国情緒のシャンデリアが吊るされ待合室として利用され、特産品などが展示されている。

(一) 上伊集院駅年度別利用状況

年度	乗車人員(人)	旅客収入(円)	荷物発送個数	荷物到着個数
昭四七	一八七、四三六	一一七四六、九六〇	四、〇五五	一、〇八七
四八	一九一、九九七	九二三五、〇四〇	三、九五四	一、一三五
四九	一九九、一四九	一一三七四、四一〇	四、〇六五	一、〇七一
五〇	二〇六、六〇二	一三四四三、八九〇	四、一〇一	一、〇九八
五一	二二一、五五七	一六六一六、九五〇	三、九一一	一、一五六
五二	二三三、八二四	二一八七六、六〇五	四、二八三	一、一一七
五三	二四〇、七一六	二四五六四、〇三〇	四、二一〇	一、二九二
五四	二五一、〇八九	二八七九五、六八〇	四、三六七	一、〇九三
五五	二六三、五三七	三〇一五六、三九〇	四、二八五	一、一八二
五六	二七九、七八五	二七七二六、一五〇	三、六二〇	一、〇一六
五七	二六六、七九六	二九三六八、三六〇	一、八二九	六九五
五八	三七〇、二一三	三四九二〇、八八〇	四二六	二六一

(二) 薩摩松元駅年度別利用状況

年度	乗車人員(人)	旅客収入(円)
昭四七	三四四、四五九	一三二二〇、四五〇
四八	三三九、五八三	一三四〇一、二八〇
四九	三五〇、八九五	一四〇八四、三五〇
五〇	三三八、九九一	一四二七四、七〇〇
五一	三五四、六七二	一七五五九、一三〇
五二	三三五、三二七	三二七九四、二六〇
五三	三三三、四三二	三二八二五、一一〇
五四	三二五、二四七	三七六二四、一四〇
五五	三三三、三二四	四〇〇〇七、七三五
五六	三二七、九九〇	四三九四一、六六〇
五七	三〇九、二六九	四二二八四、九四〇
五八	三〇二、五三九	四一九一四、二一〇

第三節　乗合自動車（バス）の運行

大正元年に鹿児島市の今村太平次が、バス会社を創設して旅客の運送を始めたが、道路事情が悪く、旅客も少なかったので会社の経営ができなくなった。

大正七年に林田熊一が、川内、宮之城間に営業を始

め、更に川内、阿久根間、都城、志布志間と路線を拡張し、昭和五年には鹿児島市内バスの営業を始めた。

わが松元町に乗合自動車が初めて運行されたのは、昭和十一年十一月三日、明治節当日であり、運行されたバスは南薩鉄道株式会社（のちの鹿児島交通）であり、当時のバス路線及び時間などは次の通りであった。

鹿児島市船津町発	松元町春山発
午前 七 時	午前 八 時
〃 十 時	〃 十一時
午後 一 時	午後 二 時
〃 四 時半	〃 五 時半

料金は四〇銭、所要時間は四〇分であった。

その後、南国バスが鹿児島、伊集院間、鹿児島、永吉間に営業を開始したが、路線運行状況は次の通り。

鹿児島―田上―西別府―饅頭石―松元―伊集院
（昭和二十二年十一月三日開通）

鹿児島―永吉（現在廃止）（昭和二十九年八月六日開通）

鹿児島―春山―四元（昭和二十九年八月六日開通）

鹿児島―四元―田ノ頭（昭和三十一年十二月二日開通）

鹿児島―四元（昭和三十二年十二月二十七日開通）

更に南鉄バス（のちの鹿児島交通）が次の通り営業を開始した。

鹿児島―谷山―春山―入佐―永吉―伊作
（昭和二十七年五月三十一日開通）

以上述べたように、バス路線も増え、国鉄と併行して文化の発展に大きく寄与することになった。

第四節　道路の開発

文化の発展に伴い交通量も増加し、従来の道路では不便を感ずるようになってきた。道路の整備も年と共に進んできたが、現在の道路事情では最近の自動車の交通状況には対応できない実情である。

次に本町関係の県道、町道、農道、広域

1表　県道の現況

路線名	延長	幅員	改良済	未改良	舗装済	舗装率	橋・梁	
							個数	延長
徳重―横井―鹿児島	2,000m	5.5―6.0m	600m	1,400m	2,000m	100%	0	0
鹿児島―――伊集院	4,576		1,818	2,758	4,576	100	0	0
松　元―――川　辺	11,400		528	10,872	8,000	70.2	5	33
永吉―入佐―鹿児島	11,370		2,204	9,166	11,370	100	4	41
小山田―――谷　山	7,214		0	7,214	7,214	100	1	3
田ノ頭―――吹　上	812		0	812	580	71.4	0	0
計	37,372		5,150	32,222	33,740	90.3	10	77

農道の現況は表の通りである。

一、県道

本町には六路線の県道が通っている。その主軸をなすものは鹿児島―伊集院線であり、現在伊集院町、鹿児島市両側から改良工事が進められている。永吉―入佐―鹿児島線は入佐以西が改良ずみで、松元―川辺線も田ノ頭以南が改良されつつある。他の路線については、局部的な改良がなされつつある。

鹿児島、伊集院線の改良は、県都鹿児島市と結ぶ要路線であり、早期拡幅改良が望まれている。特に松元商店街の拡幅が困難なため、入田、本坊付近から柿元付近までのバイパスの開設が進められている。

二、町道

本町は地勢的に起伏が多く、道路幅が狭く、また急勾配などで未改良が多く、自動車の普及化に対応する機能は充分とはいえない状況である。

町道の現況は、次の通りである。

舗装延長	九八、四八二メートル	舗装率	八七・一九パーセント
改良延長	三五、九一八メートル	改良率	三一・八〇パーセント

（昭五八・四、町建設課資料による）

松元町道路網地図

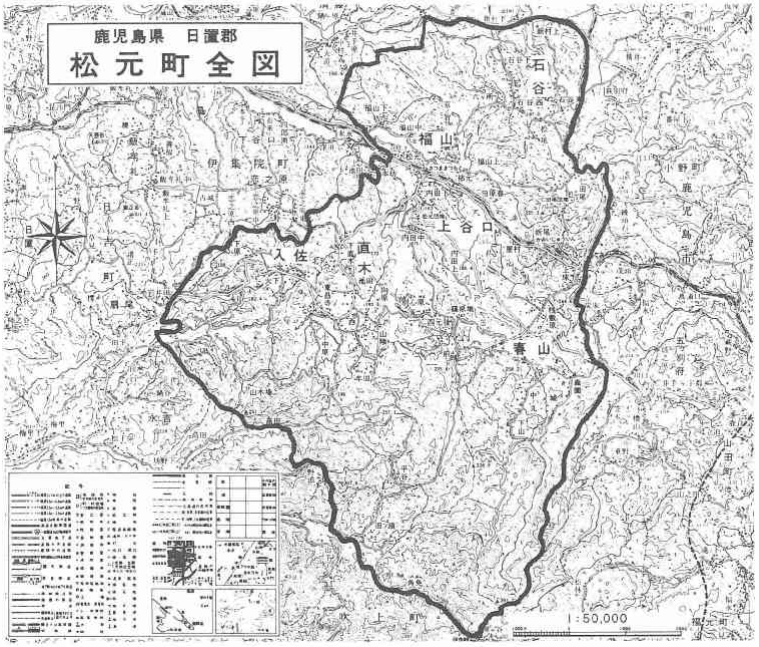

路線番号	区分	路線名	区間	延長
一	一級	松元石谷線	松元―石谷	二、八四七
八	〃	伏野線	松ノ尾―伏野	七五四
九	〃	新村伏野線	新村―伏野	二、〇六六
一〇	〃	福山仁田尾線	宮下―仁田尾	四、四四二
一一	〃	福山石谷線	中園―六ケ所	一、五九五
一二	〃	松ケ迫前原線	福山仁田尾三叉路―松元・石谷線	二、三五二
一四	〃	福山停車場線	福山―山浦	一、七五三
一五	〃	仁田尾停車場線	仁田尾―折尾	一、三〇九
一六	〃	入佐下原線	外園―下原口	一、四七九
一七	〃	足刈線	下平石―宮下	一、四八〇
二一	〃	大鳥線	入佐十文字―大鳥神社	六三四
二二	〃	直木高田線	直木―高田	三、一〇七
二三	〃	直木恋之原線	後原―耳取原	一、一〇一
二九	〃	山方線	東昌寺―山方	三〇二
三〇	〃	直木永吉線	東昌寺―山木場	五、五六〇
三一	〃	直木平谷線	直木田―平石	四、四二六
三三	〃	直木入佐線	直木―入佐	九七四
三六	〃	春山直木線	春山―直木	四、四〇〇
三七	一級	森園下り山線	森園―下り山	二、七八〇
三九	一級	芝原線	芝原―井の尻	三三四
四〇	〃	井之尻線	春山茶業指導農場―春山森園線三叉路	七三〇
四一	一級	春山森園線	春山下り山線三叉路―森園十字路	一、一八〇
四三	〃	春山下り山線	茶業指導農場―下り山	二、六七二
四六	〃	春山平谷線	聖神社―春山公民館	一、九三〇
五三	〃	野添線	平谷下飛渡―町界	一、三二一
五七	〃	直木農協前線	直木農協前―平田線三叉路	一一五
二二	二級	花立新村線	花立―新村	一、六一八
三	〃	仁田尾六ケ所線	仁田尾―西	二、〇一〇
四	〃	六ケ所新村線	六ケ所―新村	一、八六二
一八	二級三級	大坪線	五反田―平木場	一、一五〇
一九	二級	入佐恋之原線	堀ノ内―恋之原	七四二
二五	〃	小中原線	城―小中原	八〇六
二六	〃	馬込線	坂ノ上―西ノ坂	五六二
二八	〃	牟田線	直木平木場三叉路―直木高田線三叉路	一、六九三
三四	〃	須ケ牟田線	中尾―広木	一、五〇二
三八	〃	城線	芝原―鉾立	一、三四七
四二	〃	飛ケ牟礼線	井之尻―森園十字路	一、二〇七
四五	〃	春山田原春線	春山入口―坂口宅	二、二四〇
四七	〃	内田中線	県道三叉路―内田上	一、一七四
四八	〃	本坊伊集院線	入田橋―町界	四四八
五〇	〃	向江松田線	旧中学校―谷頭	一、一九一
五六	〃	大谷線	大谷―日影	一、一二八
五八	〃	新村上線	二本松―鶴田茶工場	四四〇
五九	二級	前田線	大鳥線三叉路―宮下橋	一、八八四

五三	〃	石谷清藤線	後迫―井手田	一、四四五	
六〇	〃	中尾線	西―新村	一、八八七	
七〇	〃	馬渡線	東―馬渡	六四六	
一三	〃	松ケ迫線	松ケ迫前原線三叉路―松ケ迫	四六二	
二〇	〃	下久木田線	原―樫ケ谷	二、〇四八	
二四	〃	大西線	大西―東昌小前	一、二一五	
二七	〃	馬込中線	久木原―馬込三叉路	四五二	
三五	〃	古ノ山線	二俣店―芝原瀬戸	二二〇	
四四	〃	屋村線	中馬工場―県道三叉路	一、四九七	
四九	〃	柿元谷頭原線	柿元―谷頭原	一、七七二	
五一	〃	福山中線	外園―新門	四六六	
五二	三級	六ケ所精山線	六ケ所公民館―六ケ所精山	五二五	
五四	三A級	山浦線	桟敷原県道三叉路―山浦桟敷原	一、三九七	
五五	三B級	本坊線	伊勢ノ口―本坊	一、五一七	
六〇	三級	人石線	春山岡―城線三叉路	六四九	
六一	三B級	隠迫線下	竹―隠迫	六五七	
六二	三級	石谷学校線	県道三叉路―石谷小学校	二五四	
六三	〃	上ノ北西線	入佐農協前―北西	一四一	
六四	〃	春山口停車場線	春山口―馬渡宅前	六二六	
六五	〃	六ケ所慶ス線	六ケ所公民館前―慶ス	一、六五一	
六六	〃	春山馬場線	旧中馬商店前―四元宅前	四五二	
六七	三級	京ノ旨線	松尤石谷線三叉路―福山仁田尾線三叉路	九七五	
六八	〃	新村中尾線	県道三叉路―中尾線三叉路	五五四	

六九	〃	小長迫線	松ケ迫前原線三叉路―松ケ迫中線三叉路	一六八	
七〇	〃	桟敷原線	小山田谷山線三叉路―永吉入佐・鹿児島線三叉路	五九〇	
七一	〃	池田向原線	県道三叉路―直木公民館前	八二〇	
七二	〃	牟田東昌寺線	牟田線三叉線―東昌寺四文字	五四六	
七三	〃	春山井ノ尻線	春山森園線三叉路―頭山	三一三	
七四	〃	迫田線	福山仁田尾線三叉路―旧篠原操宅前	二一二	
七五	〃	宮ケ迫線	県道三叉路―宮ケ迫	三二八	
七六	〃	仁田尾線	県道三叉路―鍛治屋迫	三八三	
七七	〃	新村下線	六ケ所新村線三叉路―県道三叉路	二三六	
七八	〃	春山浅見迫線	春山下り山線三叉路―春山直木線三叉路	二一五	
七九	〃	新村五つ割線	高山茶工場下―中尾線三叉路	二六九	
八〇	〃	六ケ所中線	六ケ所新村線三叉路―県道三叉路	一二〇	
八一	〃	上床線	上床公民館前―佐伯宅前	三〇六	
八二	〃	内田善福線	中原春―内田中線三叉路	四〇四	
八三	〃	松ケ野線	県道三叉路―松ケ野	五五八	
八四	〃	四元久保線	県道三叉路―春山直木線三叉路	四三一	
八五	〃	篠原堀線	県道三叉路―篠原堀	二五八	
八六	三級	四反田線	直木永吉線三叉路―四反田	三三一	
八七	〃	松元小学校線	松元小学校―松元川辺線三叉路	一七三	
八八	〃	床ノ丸線	春山下り山線三叉路―床ノ丸	二二二	

八九	〃	木場田線	仁田尾六ヶ所線三叉路―木場田	一九四	
九〇	〃	下川原線	本坊線三叉路―町有地	一三五	
九一	〃	直木上方限線	直木恋之原線三叉路―町界	五八〇	
九二	〃	西ノ迫線	須賀牟田線三叉路―春山直木線三叉路	三四二	
九三	〃	西ノ原線	福山仁田尾―西ノ原	四七〇	
九四	〃	松ノ尾線	県道三叉路―松ノ尾	二〇九	
九五	〃	大下下原線	県道三叉路―木下	五一九	
九六	〃	四元中線	須賀牟田線三叉路―春山直木線三叉路	二〇五	
九七	〃	宮田小中原線	直木高田線三叉路―直木永吉線三叉路	五九一	
九八	〃	中原線	春山森園線三叉路―上原秀雄宅横	二三五	
九九	〃	山神線	直木平谷線三叉路―須賀牟田線三叉路	一、一三三	
一〇〇	〃	大迫線	福山仁田尾線三叉路―三角堀	七四一	
一〇一	〃	前田中学校線	隠迫線三叉路―永吉・入佐・鹿児島線三叉路	一〇五	
一〇二	〃	直木、谷口原線	直木上方限線三叉路―本坊線三叉路	三九四	
一〇三	〃	後ケ谷線	仁田尾大ケ所線三叉路―後ケ谷	二五九	
一〇四	〃	松元・入田線	松元石谷線三叉路―入田	五三三	
一〇五	三級	上ノ原線	上ノ北西線三叉路―永吉・入佐・鹿児島線三叉路	四二九	
一〇六	〃	高塚団地線	県道小山田谷山線三叉路―団地	四二四	
一〇七	〃	春山小原線	県道小山田谷山線三叉路―小原	四一一	
一〇八	〃	立木迫線	県道鹿児島伊集院線三叉路―松元地区水源地	一九六	

Q一〇九	〃	平野線	県道松元川辺線三叉路―平野	四三八	
一一〇	〃	上伊集院団地線	鹿児島伊集院線三叉路―屋村線三叉路	三二九	
一一二	〃	城ノ崎線	人石線三叉路―城線三叉路	二二〇	
一一三	〃	山陰線	牟田線三叉路―馬込中線三叉路	二〇六	
一一四	〃	別心線	県道松元川辺線三叉路―四元久保線三叉路	二八〇	
一一五	〃	上伊集院団地中線	上伊集院団地線三叉路―屋村線三叉路	一九七	
一一六	〃	本坊池田線	本坊伊集院線三叉路―町界		
一一七	〃	内田上線	内田中線三叉路―県道永吉・入佐・鹿児島線三叉路	一九一	
一一八	〃	中道谷頭原線	県道永吉・入佐・鹿児島線三叉路―柿元谷頭線三叉路	七一六、三	
一一九	〃	前原慶久線	前ケ迫前魚線三叉路―松元石谷線三叉路	七七〇、九	
一二〇	〃	松原線	県道松元川辺線堂元三叉路―県道松元川辺線松原三叉路	三七一、七	
一二一	〃	堂ノ原線	県道永吉入佐鹿児島線三叉路―上ノ東線三叉路	四一二、一	
一二二	〃	鳥喰線	仁田尾停車場線三叉路―福山停車場線三叉路	三四九、八	
				六九七、六	

三、農林道

農道は一二五路線で延長五九・四六〇キロメートル、林道は一一路線で延長一五・四キロメートルとなっており、本町農業振興の基盤をなし、また生活道路としての補充も果たしている。しかし大部分の農林道は幅員が狭く未舗装で、袋小路となっている路線が多い。

町経済課の資料によると、農道の現況は次の通りである。

農道の現況

路線番号	路線名	延長	幅員
一	地眠線	五〇〇	三・〇
二	地眠2線	五〇〇	三・〇
三	中尾田線	一、三〇〇	二・五
四	新村1線	五三〇	四・〇
五	新村2線	八〇〇	四・〇
六	小竹山線	七五〇	二・五
七	芋洗線	一、二五〇	二・五
八	中尾線	二〇〇	三・〇
九	中尾2線	二〇〇	四・〇
一〇	中尾3線	一五〇	三・〇
一一	伏野線	二〇〇	三・〇
一二	隠迫線	二五〇	三・〇
一三	松ノ尾線	一五〇	四・〇
一四	尾形迫線	四〇〇	二・五
一五	木場田線	一、四〇〇	三・五
一六	井手田線	六〇〇	三・六
一七	柚ケ迫線	三五〇	二・〇
一九	慶久線	一、二〇〇	三・六
二二	花立線	五〇〇	二・〇
二三	椛木線	五五〇	二・〇
二四	矢ノ迫線	七五〇	二・〇
二五	矢ノ迫2線	一、〇〇〇	二・〇
二六	長迫線	一、二〇〇	二・〇
二七	北ノ迫線	三〇〇	二・〇
二八	大迫線	五〇〇	三・五
二九	有村線	五〇〇	二・五
三〇	文柿線	八〇〇	二・〇
三一	園田線	五〇〇	二・五
三二	椛木宇都線	八〇〇	二・〇
三三	京ノ旨線	六〇〇	二・五
三四	藤ケ迫線	一五〇	二・〇
三五	栗之平線	五〇〇	二・五
三七	袋ケ谷線	三五〇	二・五
三八	西ノ原線	二八〇	二・五
三九	仁田尾線	四八〇	二・五
四〇	門貫線	七五〇	二・五
四一	高塚線	四五〇	三・〇
四三	小原線	六〇〇	三・〇
四四	桟敷前原線	五〇〇	二・五
四六	小川路線	八五〇	三・〇
四七	仁反田線	四〇〇	四・〇
四八	反田線	四〇〇	二・五
四九	中ノ丸線	二五〇	二・〇
五二	姫ケ迫線	二五〇	二・五
五三	石垣岡線	二五〇	二・五
五四	姫ケ迫線	三〇〇	二・五
五六	集線	二五〇	二・〇
五七	長崎平線	五〇〇	二・五
五八	長崎平中線	二五〇	二・〇
六〇	竿ケ尾線	六四〇	三・〇
六一	長山線	五〇〇	二・〇
六三	中尾線	二五〇	二・五
六四	荷付岩線	二五〇	二・〇
六五	池ノ山線	五〇八	二・五
六六	馬渡線	四〇〇	三・〇
六七	馬渡2線	二五〇	三・〇
六八	新ノ浦線	六五〇	二・五
七二	井ノ木谷線	五〇〇	三・〇
七三	内迫平線	五三〇	三・〇
七四	内迫平2線	三〇〇	三・〇
七六	無崎平線	二五〇	三・〇
七八	大久保原線	二〇〇	二・〇
七九	中園線	一、〇〇〇	二・五
八〇	外園線	二五〇	三・〇
八二	鳶巣線	二五〇	二・〇

八四	西馬込原線	三七〇	二・五	
八五	牟田線	六〇〇	二・〇	
八八	山ノ迫線	三〇〇	三・〇	
八九	永尾線	一、二五〇	二・〇	
九〇	宮田線	七九〇	二・〇	
九一	平ノ岡線	二、七五〇	二・五	
九二	椿山線	四五〇	二・〇	
九三	堂ノ迫線	五〇〇	二・五	
九四	アンダガ岡線	三〇〇	二・〇	
九五	茶木迫線	四〇〇	三・〇	
九六	川口迫線	五〇〇	二・〇	
九七	辻線	五〇〇	二・五	
九八	東ケ谷線	七五〇	三・六	
九九	谷口原線	三〇八	二・〇	
一〇〇	八石線	一、〇〇〇	二・五	
一〇二	堀内2線	一五〇	二・五	
一〇三	柿内線	三〇〇	二・五	
一〇四	松崎線	五〇〇	二・五	
一〇七	巣山原線	三五〇	二・五	
一〇八	古迫線	一、一〇〇	二・〇	
一〇九	東原線	二五〇	二・五	
一一〇	大鳥線	三〇〇	二・五	
一一一	杉畑線	四〇〇	二・〇	
一一二	隠田線	五〇〇	二・〇	
一一三	下小川内線	四〇〇	三・〇	

一一四	内野々線	二〇〇	三・〇	
一一五	東谷線	二五〇	三・〇	
一一六	丸山線	六〇〇	二・五	
一一八	大迫2線	四〇〇	三・五	
一一九	山浦三反田線	一、二〇〇	三・〇	
一三〇	諏訪下線	三〇〇	三・〇	
一三一	新村3線	三五〇	三・〇	
一三二	池山線	六〇〇	三・五	
一三三	前田線	二〇〇	二・五	
一三四	仁反田線	一〇八	二・五	
一三五	耳田原線	二〇〇	二・〇	
一三六	堤山線	一六〇	三・〇	
一三七	牛頭線	五〇〇	二・五	
一三八	前田上線	二三九	二・五	
一三九	山仁田線	四五〇	二・五	
一四〇	山浦上線	三〇〇	二・五	
一四一	迫田上線	二〇〇	二・五	
一四二	田原春線	二〇〇	二・五	
一四三	中尾上線	三〇〇	二・五	
一四四	石谷下線	二三七	三・〇	
一四五	北ケ迫線	四八五	三・〇	
一四六	北ケ迫二号線	二三九	二・五	
一四七	キシク迫線	一二〇	二・五	
一四八	善福線	二〇九	二・五	
一四九	北田線	二五一	三・〇	

一五〇	下久木田一号線	七二二	三・〇	
一五一	下久木田二号線	八三	三・〇	
一五二	下久木田三号線	九七	三・〇	
一五三	山神線	四一五	三・〇	
一五四	堤山二号線	二〇九	三・〇	
一五五	桟敷原線	二六七	三・〇	
一五六	春山線	二〇〇	三・五	
一五七	野首北田線	四九七、	三・五	
一五八	三反田中園線	二六〇	三・〇	
一五九	下西田線	一二六	二・五	
合計		五九、四六〇	一二五路線	

四、林道の現状

番号	路線名	位置	管理主体	種類及び区分	幅員(m)	延長(m)
一	八ノ久保	春山木場田二、八二六	松元町	自動車道三級	三・六	二、九九六
二	横見谷	〃 下火谷二、九〇〇	〃	〃	三・六	四、三二七
三	丸山	直木小麦田四三一	〃	軽車道	二・七	一、七〇〇
四	板ノ越	〃 板ノ越五、九五六	〃	〃	二・七	七〇〇
五	板ノ越東	〃 板ノ越六、〇〇一	〃	自動車道二級	四・〇	八六〇
六	横岡	〃 板ノ越五、九八五	〃	自動車道三級	三・六	一、九〇〇
七	滝ノ音	〃 瀬戸神五、八四八	〃	自動車道二級	四・〇	五五〇
八	〃 支	〃 滝ノ音五、八八二	〃	〃	四・〇	四〇〇
九	葛迫	入佐隠田二、三二六	〃	〃	四・〇	五九五
一〇	永山	入佐大谷一、九四六一一	〃	〃	四・〇	五四〇
一一	慶ス	石谷狩俣迫四、六三四	〃	自動車道三級	三・六	八六五

五、広域営農大型農道

松元町関係分

全体	事業量	4,810 米
	事業費	1,916,000 円
昭和56年度まで	事業量	1,717.5米
	事業費	723,788 円
昭和57年度まで	事業量	680 米
	事業費	136,287 円
昭和58年度まで	事業量	400 米
	事業費	135,700 円
昭和59年度まで	事業量	2,012.5米
	事業費	920,255 円
昭和58年度まで度の進	事業量	58 %
	事業費	52 %

現在二期工事として五カ所で実施されているが、国の予算配分などの関係もあって、全線開通の目途は立っていない。進捗状況上表の通り。

六、橋梁

四元橋について

この橋は四元を経て下谷口川を渡り春山へ通ずる幹線道路で、大正十年六月石造太鼓橋として設置された。本町唯一の太鼓橋である。この石橋を造るに当たってのまとめ役は当時の四元の部落会長吉村長市で、地域住民一体となって橋の建造の必要性を、当時の村会議員を通じて村長森山友二に要望した。地区民の要望に応えて橋が完成したのは、次の村長倉内藤一郎の時であった。工事費一、五七五円で、うち五五〇円を地区民が負担してお



本町唯一の大鼓橋四元橋

橋梁

路線番号	路線名	橋梁名	延長	道路幅員	車道幅
四	六ケ所新村線	御幸橋	七、三メートル	二、七メートル	二、二メートル
一〇	福山仁田尾線	福山橋	七、五〃	三、七〃	三、二〃
一〇	〃	田出橋	四、五〃	五、〇〃	四、五〃
一一	福山石谷線	中園橋	五、五〃	四、〇〃	三、五〃
一一	松元石谷線	宮田橋	六、八〃	三、六〃	三、一〃
一一	〃	上谷口橋	二〇、八〃	四、〇〃	三、五〃
四九	柿元谷頭原線	柿元橋	七、五〃	二、七〃	二、二〃
五〇	向江松田線	向江橋	六、九〃	二、七〃	二、二〃
四五	春山田原春線	田原春橋	七、〇〃	二、七〃	二、二〃
三六	春山直木線	四元橋	九、九〃	三、七〃	三、二〃
三六	〃	直木橋	七、七〃	四、〇〃	三、五〃
四八	本坊伊集院線	入田橋	一三、〇〃	二、七〃	二、二〃
三八	城線	城橋	三、二〃	三、二〃	二、七〃
二二	直木高田線	共栄橋	六、六〃	五、三〃	四、八〃
一七	足刈線	宮下橋	八、六〃	三、八〃	三、五〃
三〇	直木永吉線	川井田橋	五、五〃	三、六〃	三、一〃
五	石谷清藤線	笠松橋	五、〇〃	二、八〃	二、三〃
五一	福山中線	二反田橋	五、七〃	三、六〃	三、一〃
九九	山神線	山神橋			
一〇八	立木迫線	立木橋	四、六〃	二、七〃	二、二〃
一〇九	平野線	公園橋	五、九〃	六、四〃	五、九〃
三〇	直木永吉線	山方橋	五、二〃	四、五〃	四、〇〃
三〇	森園下り山線	森園橋	四、六〃	三、五〃	三、〇〃

り、橋の四元側の架橋記念碑に全員の氏名が刻まれている。建造当時の橋の幅員は二・五〇メートルであったが、現在では三・五〇メートルに拡幅されている。

昭和五十九年一月、伊集院耕地事務所長　井尻吉門氏の資料収集と現地調査をまとめた「目置土地改良碑」のうち、四元橋について碑文、橋と碑の写真、碑の由来など詳しく述べてあるので参照いただきたい。誌は町教育委員会に所蔵されている。

第二章　通信

第一節　郵便

一、郵便局

1、上伊集院郵便局

上伊集院郵便局が本町に開局されたのは、大正八年五月二十一日で、次のような業務が行われてきた。

。普通郵便（第一種、第二種、年賀特別郵便）

。特殊郵便（速達、書留）



上伊集院郵便局

◦小包郵便
◦電報（普通、至急、翌日配達―大正十二年三月から、慶弔電報―昭和十一年十一月から）
◦電話、局用は昭和十一年十二月六日から、交換台用は昭和二十六年十一月一日から、役場、学校、病院などに一一台が開通した。公衆電話は昭和四十年十一月から一五台、地域集団電話を昭和四十四年十一月開設した。第一次分は九二五台加入し、以来第二次地域集団電話実施で普及率九八％に達し、更にほとんどが一般加入電話に切り換えられたため、極めて便利になった。
◦郵便貯金、明治八年五月制定され、一〇銭以上五銭単位の通常貯金が実施された。
◦郵便為替、明治八年一月制定され、通常為替料五円まで三銭であった。
◦簡易保険、養老、終身、その他の保険があり、養老保険は大正五年十月から実施された。
◦郵便年金、養老年金、定期年金などがあった。
◦年金、恩給、福祉年金、厚生年金、共済年金など。


松元駅前郵便局

開局前は、各部落に書状集め箱、切手売捌所があった。速達や書留の特殊郵便や電報などは、遠距離のため別便配達となり、別途料金を支払い、また電報などはわざわざ伊集院郵便局まで行かねばならなかった。大変不便であった。大正八年開局後は、前述の業務が順次上伊集院郵便局で開始されるようになり、便利になった。

2、松元駅前郵便局

昭和四十年一月十六日、松元駅前郵便局が開局し、郵便物、電報の集配事務を除き、他の業務を行うようになり、松元町役場、松元農協、松元中央公民館、教育委員会、松元小、中学校、松元幼稚園、各種民間団体の事務所、商店など上伊集院郵便局までの遠距離による不便が解消されることになった。

3、直木簡易郵便局　昭和二十五年二月一日開局
4、四元簡易郵便局　昭和四十五年一月十六日開局
5、石谷簡易郵便局　昭和五十二年十二月一日開局

以上三つの簡易郵便局の業務は次の通りで、地域の人々の郵便局の利用が大変便利になった。

(1) 集配を除く郵便物の取り扱い
(2) 積立、集金を除く貯金の取り扱い
(3) 電信を除く為替、振替業務
(4) 加入事務だけの保険業務
(5) 国民年金の支払い事務

6、郵便貯金

明治八年五月から通常貯金が一〇銭以上、五銭単位で一カ年一〇〇円まで総額五〇〇円となった。定額貯金は昭和十六年十月から二〇円、五〇円、一〇〇円、三〇〇円の五種類であった。積立貯金は昭和十六年十二月から一円、二円、三円、五円、一〇円、二〇円、三〇円の七種であった。定期貯金は昭和三十六年から開始された。住宅積立貯金は昭和四十七年一月から開始された。

7、簡易保険

。養老保険は大正五年十月、終身保険は大正五年一月、定期保険は昭和四十九年一月、家族保険は昭和三十四年六月、特別養老保険は昭和三十九年四

区分		昭49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
普通通常	引受	207,900	192,150	143,010	101,115	127,260	156,555	206,790	208,620	177,205	189,304
	配達	408,200	353,115	221,130	280,980	465,885	559,755	457,500	533,220	574,725	605,425
普通小包	引受	2,520	3,150	1,890	945	2,520	1,260	1,720	1,597	1,225	839
	配達	6,930	2,205	5,040	3,150	7,560	4,095	7,930	5,185	4,100	3,050
書留通常	引受	3,465	4,725	4,095	6,300	3,150	5,355	3,531	3,804	3,693	4,104
	配達	7,560	10,395	12,600	9,135	8,505	8,505	9,455	9,545	9,150	11,590
書留小包	引受	315	315	315	1,890	630	630	119	92	78	61
	配達	630	315	630	945	945	630	305	284	278	244
速達通常	引受	4,410	3,465	3,465	3,780	3,465	3,780	4,745	5,329	5,276	5,230
	配達	13,230	5,040	5,040	6,930	7,245	6,615	7,665	9,125	7,300	6,205
速達小包	引受	1,260	1,260	630	630	1,260	630	687	597	308	151
	配達	1,890	1,260	1,260	1,260	3,780	1,890	360	315	305	280
電報集配	引受	288	240	288	168	289	201	195	182	17	157
	配達	2,076	2,616	1,416	1,536	2,212	2,172	2,549	2,845	3,176	2,696
年賀状	引受	85,000	889,000	89,382	74,059	87,825	105,731	100,000	94,000	114,000	114,000
	配達	149,000	152,000	152,263	110,929	130,468	129,353	151,000	137,000	148,000	146,000

区分		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
書留通常	引受	1,709	1,723	1,503	1,589	1,534	1,522	1,967	1,428	1,542	1,681
書留小包	引受	35	39	27	34	24	31	27	19	14	17

切手売捌所	20か所

ポスト	20個

月、学資保険は昭和四十六年九月、傷害特約付保険は昭和四十四年九月、疾病特約付保険は昭和四十九年一月から開始された。

郵便貯金、簡易保険ともに郵便局の勧誘により加入するとともに、自主的に加入する者も増加し、経済的に向上してきた。

8、郵便料金の変遷

第一種

改正年月日	料金
明治 四、三、一	五匁まで 一〇〇文
〃 一六、一、一	二匁ごとに 二銭
〃 三二、四、一	四匁ごとに 三銭
昭和 六、八、一	一五グラムごとに 三銭
〃 一二、四、一	二〇グラムごとに 四銭
〃 一七、四、一	二〇グラムごとに 五銭
〃 二〇、四、一	〃 一〇銭
〃 二一、七、二五	〃 三〇銭
〃 二二、四、一	〃 二〇銭
〃 二三、七、一〇	〃 五円
〃 二六、一一、一	〃 一〇円
〃 四一、七、一	定形外二五グラム 一五円
〃 四七、二、一	定形外二五〇グラム 二〇〇円
〃 五一、四、一	定形外二五〇グラム 一〇〇〇円

第二種

改正年月日	料金
明治 六、一二、一	市内半銭 その他一銭
〃 一六、一、一	通常 一銭 往復二銭
〃 三二、四、一	通常一、五銭
〃 三二	以降 往復は通常の二倍
昭和一二、四、一	通常 二銭
〃 一七、四、一	〃 三銭
〃 二〇、四、一	〃 五銭
〃 二一、七、二五	〃 一五銭
〃 二二、四、一	〃 五〇銭
〃 二三、七、一〇	〃 二円
〃 二六、一一、一	〃 五円
〃 四一、七、一	〃 七円
〃 四七、二、一	〃 一〇円
〃 五一、四、一	〃 二〇円

第三種

改正年月日	料金	
明治四四、一二、一	市内六銭	市外一二銭
大正	〃	〃
昭和 八、七、一	全国一率八銭	
〃 一二、八、一六	市内八銭	市外三〇銭

昭和一七、四、一	普通地域一二銭	特別地域一六キロまで五〇銭
		一六キロごとに五〇銭
〃 一九、四、一	普通地域二〇銭	一六キロまで一円
		一六キロごとに一円
〃 二一、七、二五	普通地域一円	一六キロまで三円
		一六キロごとに三円
〃 二六、六、一	通常二〇円	
〃 四一、七、一	二〇〇㌘まで五〇円	五〇〇㌘まで 七〇円
	一キロまで一〇〇円	一キロ以上 二〇〇円
〃 四六、七、一	二〇〇㌘まで七〇円	
	一キロ以上二〇〇円	一キロまで 一〇〇円

昭和二一、五、六	〃 二キロ㌘まで 四キロ㌘まで	一円五〇銭 二円 五円 八円
〃 二三、四、一		
〃 二六、六、一	一地帯	二五円
	二地帯	四五円
	三地帯	五五円
〃 三三、六、一	重量	二キロまで
	五〇〃	一二〇〃
〃 四一、四、一	一七〇〃	二キロまで
	七〇〃	一六〇〃
〃 四六、四、一七	二三〇〃	〃
	一五〇〃	三〇〇〃
六キロ㌘まで	四〇〇〃	一キロまで
	三〇〃	五〇〃
〃 四九、一〇、一	〃ごと	五〇〃
	二五〇〃	四五〇〃
六キロ㌘まで	〃まで	五五〇〃
	五〇〃	七〇〃
	〃ごと	七〇〃

小包			
改正年月日	料金		
明治二五、一〇、一	重さと距離別	六銭～九三銭	
〃 四〇、四、一	区内	四銭	区外二〇〇匁まで八銭
大正 八、四、一五	〃 六銭		〃 一二銭
昭和 六、八、一	〃 六銭		〃 五〇〇㌘まで一〇銭
	〃		一キロ㌘まで一四銭
〃 一五、一一、一六	全国	五〇〇㌘までは一〇銭	
		一キロまでは一四銭	
〃 一七、四、一	〃	五〇〇㌘までは一五銭	
		一キロまでは二〇銭	
〃 一九、四、一	〃	二キロ㌘までは二〇〇銭	
		一キロ㌘ごとは三〇〇銭	
〃 二〇、四、一	〃	二キロ㌘までは五〇〇銭	
		四キロ㌘までは一五〇〇銭	

書留		
改正年月日	料金	
明治 五、一、一〇	二十五里以内二〇〇文	その他四〇〇文 四銭
〃 六、四、一	全国	〃 六銭
〃 九、一、一	〃	〃 一〇銭
大正一四、四、一	〃	〃 一二銭
昭和一七、四、一	〃	〃 二〇銭
〃 一九、四、一	〃	〃 三〇銭
〃 二〇、四、一	〃	〃 一円
〃 二一、七、二五	〃	〃 五円
〃 二二、四、一	〃	〃 二〇円
〃 二三、七、一〇		

昭和二四、五、一	〃	三〇円
〃 二六、六、一	〃	千円まで　七〇円
〃 四六、七、一		千円ごとに　一〇円
〃	〃	五千円まで　一〇〇円
		五千円ごとに　一〇円
〃 五一、四、一	〃	一万円まで　三〇〇円

電話普及状況（伊集院電報電話局）

区分	昭五〇	昭五一	昭五二	昭五三	昭五四	昭五五	昭五六	昭五七	昭五八
電話一般	二〇六	九三九	一、一六三	一、三二八	一、四七一	二、五〇一	二、九三五	三、〇三二	三、〇九八
電話地域集団	一、五五六	一、二二一	一、二〇〇	一、一八六	一、一八〇	三二九	〇	〇	〇
加入その他	一	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
加入計	一、七六三	二、一六三	二、三六六	二、五一四	二、六五一	二、八三〇	二、九三五	三、〇三二	三、〇九八
普及率	七九％	九五％	九九％	九八％	九八％	一〇〇％	一〇〇％	一〇〇％	一〇〇％
公衆電話ボックス	一	一	一	一	一	三	三	三	三
公衆電話店頭(赤)	二四	二五	二七	二七	二七	二九	三〇	二九	二八
公衆電話その他	二	二	二	四	四	四	四	四	八
公衆電話計	二七	二八	三〇	三二	三二	三六	三七	三六	三九
合計	一、七九〇	二、一九一	二、三九六	二、五四六	二、六八三	二、八五五	二、九七二	三、〇五八	三、一三七

福祉・保健部門

第一章　社会福祉

第一節　社会福祉制度の変遷

一、戦前の福祉制度

1、社会福祉事業の前史

わが国は、近代国家の様相を整えるために全国的視野の窮民政策を必要とし、明治七年恤救規則という福祉制度を定めた。

その規則は「人民相互の情誼」すなわち親族及び共同体による相互扶助を第一義とし、それができないぎりぎりの場合、国家が救済するというものであった。

その後明治十年から同二十年に至り窮民救済法を改正し、更に明治二十七、八年の日清戦争、明治三十七、八年の日露戦争によって、軍事扶助立法の必要が叫ばれて下士官・兵卒家族扶助救護法が制定された。

しかして、明治から大正に移り変わり、大正九年第一次世界大戦から同十二年には関東大震災が発生し、窮民層は一層拡大して昭和期に入り、わが国の救貧法史上初めての生活、医療、助産、生業、埋葬などについて国が二分の一以内、道府県四分の一、市町村四分の一以上とする救護費の負担が明らかにされたが、財政上の都合を理由にそれぞれの救護実施は意の如くならなかった。

2、社会福祉政策

明治・大正・昭和時代へと移り変わり、恐慌危機的な中で、わが国は満州事変に活路を見出し、更には日中戦争へ、更に太平洋戦争へと突入していった。社会福祉事業はその戦時過程の中で、ひたすら戦争遂行のための健民健兵政策の一還として、人的資源の保護育成をその対象とし、「戦時厚生事業」へと変質していった。昭和十二年軍人救護法の改正により、軍人扶助法と母子保護法が制定され、また同十三年には国民体力の向上、国民福祉の増進と社会福祉行政を拡大する目的から、厚生省が設置され、更に同十六年には医療保護法が制定され、社会福祉事業の指導統制が強化された。

二、戦後の福祉制度

1、戦後処理と社会福祉事業

昭和二十年第二次世界大戦の終了によって、わが国内には戦災孤児、浮浪者、海外からの引揚者、復員軍人、軍属、徴用解除者などがあふれて、主食の配給など次第に悪化してきた。焼野原と化した大都会においては、壕

生活や掘立小屋に住居する者も多く、総貧民化の様相を呈し、タケノコ生活の困難な生活状態が続いた。

因みに終戦の昭和二十年歳末には社会の不安が高まり、不測の事態がぼっ発する恐れがあったので、政府は「生活困窮者緊急生活保護法」を閣議で議決し、一方占領軍からは社会救済について生活保障と公私分離の原則を条件に指令が出された。その指令によって同年生活保護法、同二十二年児童福祉法、同二十四年身体障害者福祉法が制定され、占領軍が政策の転換を図ったが、失業は更に急増するばかりであった。

その深刻な社会情勢の中で、「食を与えよ、しからずんば食を保障せよ」と労働者の生活保障要求が高まってきた。昭和三十年前後から日本経済の拡大が徐々に始まり、日米安全保障条約の改定や、池田内閣が提示した「国民所得倍増計画」によって、高度経済成長へと急速に傾斜して生活環境も急変してきた。福祉政策も更に拡大され、同三十五年には精神薄弱者福祉法、同三十八年老人福祉法、同三十九年母子福祉法が制定された。社会福祉関係の主要な立法は、福祉三法から福祉六法へと発展し、そのすべての社会福祉制度からの給付や公的サービスを受ける窓口として、社会保険所、労働基準監督署、公共職業安定所、保健所、福祉事務所、市町村役場の厚生関係課が設置され、その窓口においてそれぞれの分野を管掌することになった。

第二節　社会福祉事業の実際

一、社会福祉一般

1、民生委員制度

民生委員制度はわが国独特の制度である。民生委員の前身は明治三十七、八年日露戦争の直後、明治の末期から大正にかけて窮民層が増大し、国の救済意の如くならず、大正六年に岡山県が済生顧問制度を施行し、同七年に大阪府が方面委員制度を創設し、窮民を救済したのが始まりといわれている。

その後国内に漸次厚生事業の気運が高まり、昭和十一年方面委員令の公布によって市町村ごとに委員の発令が実施され、本町（当時上伊集院村）の古文書は見当たらないが、昭和二十三年初代民生委員推薦会の推薦資格事項に担当地区福山の故人大内田弘志、石谷担当の故人益満行友の両人が方面委員として、厚生事業に協力している旨したためられていることから、本町においても終戦時まで各部落を担当する方面委員を委嘱していたことがうかがわれる。

かくて、わが国は新日本憲法の理念に従い、昭和二十

三年七月二十九日、民生委員法が制度化され、その後同二十四年、二十八年、三十一年、三十五年と改正され、民生委員は社会福祉事業の大きな協力者となった。

因みに民生委員は、市町村長が委嘱する民生委員推薦委員会で推薦された者を県知事を経由して厚生大臣が委嘱し、任期は三年となっている。なお児童委員と国民年金委員は民生委員に対し、県知事が同時に委嘱することになっている。

民生委員の仕事内容は、次の通り定められている。

(一) 常に調査を行い生活状態を審(つまびら)かにしておくこと。
(二) 保護を要する者を適切に保護指導すること。
(三) 社会福祉施設と密接に連絡しその機能を助けること。
(四) 社会福祉事業法に定める福祉に関する事務所（福祉事務所）その他関係行政機関の業務に協力すること。

現行民生委員の活動費及び本町の委員定数は上の通り、なお委員定数の増減は、春山地区の人口減により昭和四十三年から一人減、松元校区の内田、折尾地区の人口増、更に石谷校区仁田尾地域の人口増により、昭和五十八年の改選期において、一挙に四人の増となり県内町村の委員増加率第一位であった。

民生・児童・年金委員活動費

費目別＼年度別	54	55	56	57	58	59
民生委員活動費	18.5	20.0	20.5	21.0	21.5	22.0
児童委員活動費	18.5	20.0	20.5	21.0	21.5	22.0
年金委員活動費	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
民生委員協議会費	1.0	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0
計	39.0	42.5	43.5	45.0	46.0	47.0

※金額単位は1,000円、金額は年間１人当たり

民生・児童・年金委員定数

年代期間	定数	小学校区別			
		松元	東昌	春山	石谷
昭和23.12.1～43.12.1	16人	5	4	5	2
昭和43.12.1～55.11.30	15人	5	4	4	2
昭和55.12.1～58.11.30	16人	5	4	4	3
昭和58.12.1	20人	6	4	5	5

2、松元町社会福祉協議会

大正十一年三月、時の県知事中川望が社会課を新設し、更にその外郭団体として同年十月、鹿児島県社会事業協会を、同十二年四月には保導委員制度を創始した。この二つの設立によって、戦前戦中を通じて本県社会事業の普及に貢献してきた。終戦により戦前戦中のような積極的活動は一時停滞した。

昭和五十八年改選による民生委員の担当地区別

小学校区	担当地域部落	自治公民館（嘱託区）	担当民生委員	
松元	折尾	折尾の一部（三―四組）、上伊集院団地	高橋義男	
	上谷口	折尾の一部（一―二組）、上谷口の一部（田原春、柿元）	早川禮信	
	福山	松元上、松元下、井之上住宅、入田本坊、前田	下柿元浩	
	内田	福山上 福山中、福山下 内田全域（内田上、内田中、松元団地 内田下一、内田下二、内田下三	新文雄 福田キクエ 岩城孝子	
東昌	直木	下直木、池田 白原、直木住宅、山蔭 直木西、東昌寺、山方、小中原	福永盛義 吉海江美知 吉永美徳	
	入佐	入佐全域（上之前、上之東、上之西、大下、下原 山木場、平木場、高田	中園正治	副総務
春山	平田	平谷、田之頭	前田宗一	総務
	四元	四元前、四元後申、四元後	内政高	
	春山	上床、桟敷原 馬場 寺脇、下り山	石原多美子 脇秀義 別府重成	
	仁田尾	仁田尾前、仁田尾中の一部（一―三班） 仁田尾団地、仁田尾中の一部（九―一〇班） 仁田尾後、仁田尾中の一部（四―八班）	有馬健郎 川崎稔 折田末春	
石谷	石谷	石谷西、石谷東、松ノ尾 石谷下、六ケ所、新村上、新村下	飯牟禮実正 盛田フヂ	

昭和二十五年十二月八日、鹿児島県社会福祉協議会が発足した。昭和二十七年二月十八日、日置郡管内十二町村の社会福祉協議会が結成された時点で、設立され郡段階では県下の第二号であった。のち日置地方事務所の廃止により、日置、鹿児島両郡は、新設の鹿児島福祉事務所の管轄となった。会長は日置郡初代会長野田幸男が現在（昭和五十九年十二月）まで永年選任されている。

本町社会福祉協議会は、上伊集院村当時、昭和二十七年二月一日、任意組織によって設立された。県社会福祉協議会二十五年誌によれば、設立当初の初代会長は二木栄蔵であったと記録されている。なお当時の民生委員で現在只一人の生存者である福山下の早田一二（八一）の証言でも二木栄蔵が初代会長であったことは確認できる。また市町村社会福祉協議会の業務は、社会福祉法人設立前は、ほとんどの市町村が行政職員の兼務で、民生委員が

役員となり、会長は各市町村の大半が民生委員の総務が兼任していたと、県福祉協議会誌に記録されている。

かくて本町においても昭和二十七年二月任意組織による協議会設立以来、社会福祉法人設立の五十三年度以前は、町住民課の福祉係職員が業務を兼務し、役員と評議員はすべて民生委員が兼務し、会長は民生委員の総務が兼任していた。しかし、社会福祉事業法の拡大によって、任意組織の社会福祉協議会では、円滑な活動と健全な運営は期しがたい状況になってきた。時あたかも全国的に社会福祉協議会の法制化の気運が高まると共に、町議会の強い要請もあって法人組織化への準備を進めることになった。時の協議会長 若松秋則が発起人代表者となり、専任職員新穂松次を採用し法人設立認可申請手続き準備の仕事に当たらせた。一方設立発起人を選び、幾度も協議を重ね認可申請書作成にこぎつくことができた。知事の認定を受け、昭和五十三年四月一日付で厚生大臣に申請し、同年七月十八日付けで設立認可された。

社会福祉法人設立認可による設立発起人「設立者」と法人設立当初の役員及びその選出母体並びに専任職員の氏名は次の通りである。

右発起人設立代表者（若松秋則）による社会福祉法人の設立登記を昭和五十三年八月二十三日完了した。

発起人「設立者」 設立当初役員	氏名	選出母体
発起人 設立代表者 理事	若松秋則	民生委員総務
発起人 設立者 〃	池田義光	農業委員会長
〃 〃	上野清香	町中央公民館長 町教育長
〃 〃	長倉恵信	民生委員
〃 〃	中園貞盛	入佐地域公民館長
〃 〃	吉井光徳	町商工会長 折尾地域公民館長
〃 〃	上原秀雄	春山地域公民館長
〃 〃	森好成	学識経験者
〃 〃	山下福吉	石谷地域公民館長
〃 〃	有村景雄	松元校区公民館長
〃 〃	坂ノ上優	直木地域公民館長
〃 〃	新文雄	町住民課長
理事計十二人		
監事	久木崎杉盛	町農協監事
〃	上坊孝義	町農協監事
監事計二人		
専任職員	新穂松次	福祉活動専門員

役員の任期は社会福祉事業法により二年で、役員選任規定により、行政機関職員及び公共団体の代表者として選任されている役員が、その職を離れたときは、その後任者が残存期間就任することになっている。五十九年第四期目の改選までに理事一二人のうち一〇人と監事一人が交代した。会長は理事 中園貞盛が五十六年五月から五十九年現在まで重任している。

かくして町社会福祉協議会は、行政の手の届かないところに愛の手をさしのべ、地域住民の生活安定と社会福祉増進のため、社会福祉法人として動きを開始した。

厚生大臣の法人設立認可条件となっている主要項目の目的達成については、次のような事業を行っている。

- 共同募金、歳末助け合い募金増強運動
- 日本赤十字社資募金増強運動
- 心配ごと相談所事業
- ボランティア活動育成事業
- しあわせを高める運動世帯更生資金委託貸付事業
- 老人・心身障害者生活環境整備資金委託貸付事業

以下それぞれの事業実態について述べることにする。

(1) 共同募金

共同募金は大正三年（一九一三）に米国オハイオ州のクリークプランド市に起こった慈善博愛連盟の運動が発祥とされている。わが国では大正十年、長崎県の社会福祉事業協会が主体となり、長崎で初めて共同募金運動が実施された。その後全国各地に相互扶助の精神を基調とする民間運動が起こり、昭和二十二年六月、全国都道府県厚生課長会議でわが国で初めて「社会事業資金共同募金」の説明があった。県厚生課長山口幸蔵は帰県するや先ず本県社会事業施設、福祉団体の窮状、及び計画などの実態を県下七十余の公私社会施設や福祉団体の調査を実施した。その結果、県民各位の資力に応じて共同募金の方法で福祉団体、施設等の赤字を埋めようと決意し、同年十月には共同募金運動準備委員会、十一月には本委員会を開催して、県下を市及び地方事務所管内ごとに共同募金運動の説明会を実施した。これに勇気づけられ民間福祉施設や福祉団体、あるいは心ある有志たちの協力体制は強まった。県でも県庁の復旧完工をまって共同募金委員会が結成され県知事 重成格が会長を自らかって出た。

よって鹿児島県共同募金会は、毎年募金運動開始数カ月前に周到綿密な調査を行い、県社会福祉協議会の意見を聞いて、適正な募金額と配分金額等を公告した。各市町村に対しては世帯割、財政割による一般募金（赤い羽根）と歳末助け合い募金に区分して、それぞれの募金目標割当額を示達した。特に市町村社会福祉協議会に対す

最近県社会福祉協議会答申の募金額と設定目標額の推移

区分 / 年度	一般募金			歳末助け合い募金			計		
	答申額	設定目標額	割合	答申額	設定目標額	割合	答申額	設定目標額	割合
	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%
昭和55年	200,000	176 000	88.0	58,000	58,000	100.0	258,000	234,000	90.7
昭和56年	240,000	197,000	82.1	70,000	63,000	90.0	310,000	260,000	83.9
昭和57年	250,000	215,000	86.0	73,000	65,000	89.0	323,000	280,000	87.5
昭和58年	260,000	228,000	87.7	76,000	68,000	89.5	336,000	296,000	88.1
昭和59年	270,000	240,000	88.9	79,000	71,000	89.9	349,000	311,000	89.1

る配分金は、一般募金については目標割当額に対し五五パーセント、目標額以上の達成額分並びに歳末助け合い募金は全額配分されることになっている。

最近の県社会福祉協議会答申の募金額と認定目標額の推移を示すと、上表の通りである。

松元町共同募金分会の沿革

昭和二十二年十二月、鹿児島県共同募金会が財団法人として発足し各市町村は分会となり、本町は当時上伊集院村長末永善助が初代分会長を兼任し、共同募金業務は教育民生課の福祉係が担当した。

翌二十三年十二月、民生委員協議会が設置され、民生委員の全面的協力により、県共同募金会示達の目標割当額を達成し、その配分金によって福祉団体の援助、法外援助、歳末助け合い見舞金など円滑に処理してきた。

更に昭和二十七年二月、社会福祉事業法による任意組織の上伊集院村社会福

松元町昭和53年度以降一般募金、歳末助け合い募金並びに配分金実績表

区分 / 年度	一般募金			歳末助け合い募金			計			配分交付額	
	県示達割当月標額	実績額	達成率	県達示割当月標額	実績額	達成率	県示達割当月標額	実績額	達成率	金額	月標額に対し
	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	%
昭和53	602	688	114.3	171	267	156.1	773	955	123.5	711	99.7 (74.5)
54	602	787	130.7	205	297	144.9	807	1,084	134.3	862	106.8 (79.5)
55	720	937	130.1	205	321	157.0	925	1,258	136.0	993	107.4 (78.9)
56	825	1,106	134.0	262	412	157.2	1,087	1,518	139.7	1,194	107.8 (78.7)
57	945	1,262	133.5	283	361	127.6	1,228	1,623	132.2	1,254	102.1 (77.3)
58	1,023	1,432	140.0	300	423	141.0	1,323	1,855	140.2	1,415	107.0 (76.3)
59	1,081	1,572	145.4	329	431	131.0	1,410	2,003	142.1	1,531	108.6 (76.4)

祉協議会が設立され、初代会長に民生委員総務の二木栄蔵が就任したことは前に述べた通りで、民生委員が役員、評議員となり、共同募金の増強運動とその配分金処理などに全面的に協力してきた。

また初代共同募金分会長 末永善助は三十年四月、村長を退任し、後任に東純男が村長に当選、三十五年四月町制施行により町長となり、五十年四月退任するまで、二十一年間分会長を兼任した。そのあと五十二年四月まで奥武雄、五十九年六月まで畠中市太郎各町長が兼任し、現在は九万田萬喜良町長が兼任している。

昭和五十三年、社会福祉法人として社会福祉協議会が出発することになり、その認可条件により一層共同募金運動を推進し、従前以上民生委員の協力を得て、一般募金、歳末助け合い募金ともに年々実績が上がっている。

(2) 赤十字社

日本赤十字社の創立

明治十年、西南の役が起こるや元老院議官佐野常民は同じ元老院議官大給恒（おぎゅうゆずる）と相談し、ヨーロッパ諸国にある赤十字と同じ組織をつくり、西南の役における両軍の傷病兵を救護しようと計画し、博愛社と名づけ政府に願書を提出した。願書に記された「敵も味方も区別なく助ける」という趣旨は当時の人々にはなかなか受け入れられなかった。そこで常民は同十年五月一日願書を携えて自ら熊本に赴き、征討総督 有栖川宮熾仁親王に直接許可を願い出たところ、同十月三日、博愛社の創設をお認めになった。これが後の日本赤十字社で、明治十年五月一日を創立の日と定めてある。

明治十九年六月五日、ジュネーブ条約に加盟し、博愛社を日本赤十字社と改称した。明治四十五年ワシントンで開かれた第九回赤十字国際会議に際し、「昭憲皇太后」は、国際赤十字基金として十万円寄附され、また昭和九年に東京で開かれた第十五回赤十字国際会議には「貞明皇后」が十万円寄附された。更に昭和三十八年赤十字百周年に当たり三百六十万円、明治百年を記念して昭和四十三年、百万円ご寄附になった。

鹿児島県支部の沿革

日本赤十字社鹿児島県支部は、明治二十五年九月鹿児島県支部委員部として県庁内に設置し、同二十九年七月鹿児島県支部に改称した。

支部長は委員部設置当初から歴代県知事が兼任し、終戦時までは国際赤十字への協力と、戦傷病兵の救護が目的であったが、昭和二十七年八月日本赤十字社法が大幅に改正されてから、平時における活動が始まった。支部の事務所であった県庁舎は、昭和二十年七月七日、戦災

によって全焼したため、一時事務所を鹿児島市武町の日本ガスビルに移した。戦後多数の戦傷病者復員、引揚者等の援護対策、処理のため業務が拡大し、郡元町の仮庁舎に移転した。同二十六年同地に木造二階建ての庁舎を建設し、平時における赤十字活動を推進してきた。更に昭和五十二年十一月支部事務局及び血液センターの総合建設が実現し、現在地鴨池新町の「鹿児島県赤十字会館」に移転して、鋭意赤十字の総合事業を強力に推進している。

日赤松元分区の概要

本町には戦前の赤十字関係の記録は全然見当たらない。高齢者有志の話によれば、戦時中は各市町村ともに社寺兵事係が担当していたのではないかとのことであるが、終戦により社寺、兵事係は廃止されたので、赤十字関係の事業は一時とんざしていたものと思われる。終戦によって多数の戦傷病者の復員や引揚者なども多く、援護事業が多くなり、平時における赤十字活動に移り変わったものと思われる。

因みに戦後の立て直しについては、先ず資金調達が必要で、市町村においては赤十字社資（募金）の増強を第一義としてきたことが過去の事業実績から分かる。

本町における赤十字関係の業務は、昭和五十二年度までは町住民課福祉係で担当し、五十三年度から社会福祉

日赤社資（募金）実績表

区分／年度	正社員数	目標割当額	実績額 正社員	実績額 その他	実績額 計	増加率
昭和52	1,954人 (2,373)	453,000円	586,200円	5,800円	592,000円	130.8%
昭和53	2,010 (2,375)	480,000	603,000	33,000	636,000	132.5
昭和54	2,030 (2,388)	490,000	609,000	36,000	645,000	131.6
昭和55	2,045 (2,559)	540,000	613,500	77,500	691,000	138.0
昭和56	2,055 (2,609)	580,000	616,500	104,500	721,000	124.3
昭和57	2,059 (2,792)	610,000	617,700	138,300	756,000	123.9
昭和58	2,060 (2,854)	630,000	618,000	130,000	748,000	118.7
昭和59	2,069 (29,21)	660,000	620,700	105,300	726,000	110.0

正社員数（　）は世帯数を示す。
(註) 世帯数は毎年増加しているが、その増加する転入者の理解が乏しく、県示達目標割当額に対する実績は年々増加率が低下しつつある。

金色有功章				
東トク	899-27	直木1,543	昭和50年度	
弓削光雄	899-27	春山 961	昭和56年度	㊎
銀色有功章				
四元盛隆	899-27	石谷1,595	昭和54年度	
銀色特別社員章				
中馬悟	899-27	石谷188－2	昭和45年度	

世帯厚生貸付条件一覧表（昭和58年度）

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期限	備考
更生資金	生業費	以内 840,000円	以内 1年	以内 7年	貸付限度　特に必要と認められる場合 1,680,000円以内
	支度費	70,000円	6月	6年	
	技能習得費	月　14,000円			貸付限度　特に必要と認められる場合 120,000円以内 貸付期間　6カ月（法令等において期間に定めのある場合その期間、最高3カ年）
身体障害者更生資金	生業費	840,000円	1年	9年	貸付限度　特に必要と認められる場合 2,400,000円以内 （据置期間1年6カ月）
	支度費	70,000円	6月	8年	
	技能修得費	月　14,000円	1年		貸付限度　特に必要と認められる場合 120,000円以内 貸付期間　6カ月（法令等において期間に定めのある場合その期間、最高3カ年
生活資金		月　48,000円	6月	5年	貸付限度　特に必要と認められる場合 月74,000円以内 貸付期間　技能習得費又は療養資金借受中
療養資金		200,000円	6月	5年	貸付限度　特に必要と認められる場合 250,000円以内 貸付対象期間　1年（特に必要と認められる場合1年6カ月）
災害援護資金		600,000円	1年	7年	
福祉資金		150,000円	6月	3年	貸付限度 出産費　75,000円以上 葬祭費　105,000円以内 転宅費　68,000円以内
住宅資金		900,000円	6月	6年	貸付限度　災害により特に必要な場合 1,200,000円
修学資金	修学費	高校（専修学校高等課程） 月　18,000円 高専 月　26,000円 短大（専修学校専門課程） 月　26,000円 大学 月　27,000円	卒業後 6月	20年	貸付限度　特に必要と認められる場合 高校　月　20,000円以内 高専　月　28,000円以内 短大　月　28,000円以内 大学　月　29,000円以内
	就学支度費	70,000円			高校（専修学校高等課程を含む）　自宅通学　33,000円以内 自宅外通学　44,000円以内 高専 短大（専修学校専門課程を含む）　自宅通学　44,000円以内 自宅外通学　70,000円以内 大学

（注）貸付利子は年3パーセント、ただし、据置期間中及び修学資金は無利子。
償還期間は、いずれも据置期間経過後の期間である。

協議会の法人設立によって、すべてここで取扱っている。現在正社員の登録世帯数と最近の社資増強実績及び有功関係は前表の通りである。

(3) 世帯更生資金と老人・心身障害者

生活環境整備資金

昭和二十七年県社会福祉協議会発足当時の活動は所得に恵まれない人々への生活福祉、所得保障であった。県社会福祉協議会は県民生委員協議会と申し合わせ、「民生委員一人一世帯更生運動」を提唱し、県内民生委員と共に恵まれない人々のしあわせを高める運動の普及に努めた。この運動の実践によって低所得者に対する資金貸付の必要性が叫ばれ全国的な運動としてその実現方促進が展開された結果、昭和三十年国の財政措置が認められることになった。即ち国が三分の二、県が三分の一とし、県社会福祉協議会に補助金を交付することになった。当初の貸付区分は、生業資金、支度資金、技能習得資金、生活資金のうちの生活費、家屋修理費、助産費、葬祭費、並びに低所得者に対する医療費であった。同三十六年四月、世帯厚生資金貸付制度要綱により、修学資金（修学費、修学支度費）の貸付けも包括制定された。

世帯厚生資金等委託貸付件数・残額状況

貸付種別	昭和58年度残高		昭和59年度貸付		計		償還		差引残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
世帯厚生(生業外)	6	2,798千円			6	2,798千円	4回	222	6	2,576
世帯厚生修学資金	4	1,579	1	504	5	2,083	−	−	5	2,083
老人・心身障害者生活環境整備資金	5	1,863			5	1,863	7回	431	5	1,432
合計	15	6,240	1	504	16	6,744	11回	653	16	6,091

更に老人、心身障害者の生活環境整備について、住宅資金貸付が必要となり、同四十六年県単事業として県は県社会福祉協議会にその貸付業務を委託することになった。借入れ申し込みの調査、申請手続き、貸付け金の受け渡し、償還金処理などの事務は、資金別委託契約により、市町村社会福祉協議会が実施している。

(4) 心配ごと相談所

心配ごと相談所は、昭和三十五年四月厚生事務次官の通達によって、しあわせを高める世帯厚生運動における対象者の発見、指導対策の努力の中で、自然に全国各地域社会福祉協議会の間に普及していった。

本町においては、一般的な相談事項は口頭で処理されていたが、昭和五十三年福祉協議会が法人化されてからは、次のように事業を運営している。

心配ごと相談所の場所―町老人福祉センター事務所
心配ごと相談員―――民生委員二〇人その他二人
心配ごと相談実施回数―毎週一回、年間五二回
心配ごと相談所運営費―国庫基準年額
一七万四〇〇〇円

昭和五十三年度以降心配ごと相談事業状況

年度別	五三	五四	五五	五六	五七	五八
相談件数	一一七件	七七	六二	四三	六三	四五
相談日解決	五三	三九	二五	二四	二三	一七
継続指導	四七	二五	二七	一八	七	一四
他機関への紹介	一七	一三	一〇	一	三三	一四
取扱件数						

相談事項、地域別相談員など毎年別表に準じ広報して、町民の利用に供している。

心配ごと相談員の担当地区についてお知らせ

町社会福祉協議会が法人設立による厚生大臣の認可条件によって、民生委員を中心として「心配ごと相談所」を開設し、皆様がたが心配されておりますいろいろな事について、その相談に応じておりますが、民生委員の改選による新旧交替によって担当地区が前記の通り変更になりましたのでお知らせします。
なお、毎週実施している相談場所と相談日は次の通りです。

記

相談の場所
松元町老人福祉センター内
相談日
毎週火曜日　午前9時～12時
（1月は4日以降　12月は27日まで）
当日が日・祭・祝日のときはその翌日、相談日に都合のわるいときは、昼でも夜でも担当地区の相談員（民生委員）に電話連絡し、都合のよいときにご相談してください。
相談事項
年金、生計問題・家族関係・職業、生業問題
健康、衛生問題・結婚相談・精神衛生
医療問題・離婚相談・心身障害者福祉
住宅問題・財産関係・児童福祉
教育青少年問題・老人福祉・母子、父子福祉
人権相談・事故相談・出稼相談
苦情相談その他
※　相談事項の「むずかしい」ことについては、学識経験者や関係機関に連絡して善処するようにします。

別表　　地区別担当心配ごと相談員

校区	地域別	自治公民館地区	相談員	電話番号
松元	上谷口	折尾1～2組、田原春、柿元	早川禮信	78－1046
		折尾3～4組、上伊集院団地	高橋義男	78－2020
		松元上、松元下、井之上住宅	下柿元浩	78－2827
		入田本坊、前田		
	福山	福山上	新文雄	78－2184
		福山中、下	福田キクエ	78－1137
	内田	内田全域	岩城孝子	78－1031
東昌	直木	下直木、池田	福永盛義	78－1853
		向原、直木住宅、山陰	吉海江美知	78－1827
		小中原、山方、直木西、東昌寺	吉永美徳	78－3688
	入佐	入佐全域	中園正治	78－3652
春山	平田	平谷、田之頭	前田宗一	78－3033
	四元	四元全域	内政高	78－3037
	春山	上床、棧敷原	石原多美子	78－3548
		馬場	脇秀義	78－3340
		寺脇、下り山	別府重成	78－1619
石谷	石谷	石谷下、六ケ所、新村上、新村下	盛田フヂ	78－1937
		石谷西、石谷東、松之尾	飯牟礼実正	78－4898
	仁田尾	仁田尾前、仁田尾1～3班	有島健郎	78－2648
		仁田尾団地、仁田尾中9～10班	川崎稔	78－1145
		仁田尾後、仁田尾中4～8班	折田末春	78－4836

社会福祉法人　松元町社会福祉協議会
松元町民生委員児童委員協議会

(5)　ボランティア活動

ボランティア活動は善意銀行が発展して生れたもので、発祥の地は徳島県といわれている。昭和三十七年五月、徳島県社会福祉協議会が善意銀行を開設し、児童福祉週間の行事を進めていく中で、子どものしあわせを守ろうという空気に盛り立てられて発足した。

預託された善意の貸し出しは、各種団体、子ども会、母親クラブ、その他福祉施設など広い範囲に及び、いわゆる地域福祉活動を側面から高めていく大きなポイントになり、全国各地域の社会福祉協議会の共感を呼び、その善意銀行が昭和三十七年十月、鹿児島県にも開設された。東京都、大分県に次いで四番目の開設であった。

県では昭和四十六年、ボラン

ティア教室を開設したり、善意銀行運営委員会を再編成したりして、善意銀行の刷新に努めてきた。当時ボランティア活動普及の広報に次のようなことが広報されたことが、鹿児島県社会福祉協議会二十五年誌に記されている。

「福祉国家をめざして四半世紀、国民もようやくその考え方をはっきりつかみ、福祉国家とは国が国民の人間らしい生活を保障することであり、その反面、国民の自発的な助け合い、即ち奉仕の上に立ってこそ形成されるものだと考えられるようになった。そして最近の余裕をもちつつある国民生活の中では、時間と所得と労力あるいは知恵を自らの判断でこれを善用しようとし、そこに生きがい、むしろ自分がこの世に生れきているあかしとして、体認してみたいと思う人も多くなってきた。私どもはこの行動をボランティア活動と呼んでいる。

別表　ボランティア保険補償金支払対象表

傷害保険			賠償責任保険	
本人の事故			対人事故	対物事故
支払いする金額	対象になる場合	具体的な例		
死亡 三〇〇万円 後遺障害 三〇〇万円 （限度額）	ケガのため、事故の日から一八〇日以内に不幸にして、なくなった場合 ケガのため事故の日から一三〇日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合	○加入者がボランティア活動中事故により、不幸にして死亡したとき ○病院でボランティア活動中、階段で足を踏み外してケガをしたとき ○児童のハイキング引率中、加入者が車にはねられたとき ○老人ホームなどで活動中、ガラスで傷をおったときなど	一人 二、〇〇〇万円 （限度額）	一事故 二〇〇万円
医療 通院一日 一、〇〇〇円 （九〇日限度） 入院一日 一、五〇〇円 （一八〇日限度）	ケガのため通院又は入院して医師の治療を受けた場合		一事故 五〇〇万円 （限度額）	一事故 二〇〇万円
			第三者の身体に損害を与え法律上の賠償責任を負った場合 多数の第三者に事故が発生した場合は一事故を適用する	第三者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
		○加入者が子どものサイクリング行事の引率中、指導ミスにより、子どもが転倒して不幸にも死亡したとき ○ボランティア活動中、監督又は作業上のミスで病人、老人等にケガを負わせたとき ○福祉施設のボランティア活動中誤って子どもを倒してケガを負わせたとき ○子ども会の指導中、誤って民家のガラスを割ったとき		

別表　昭和54年以降ボランティア団体・個人登録（保険加入）状況

区分 / 年度	老人クラブ	婦人会	青年団	青壮年クラブ	交通安全歩行者を守る会	商工会青年婦人部	民生委員	松陽高校	個人	計
昭和五四	五六八	四五八	六五八	四七八			一五八		二八	二三〇八
〃五五	二五二	四五	一三四	一八			一五		二	四六六
〃五六	三五二	一三五	一三一	四〇		七〇	一六		六	七五〇
〃五七	三七一	一三七	一三一	一四六	一二三	七一	一六		六	一、〇〇〇
〃五八	四二一	一三二	一三〇	一二四	一一八	七五	一六	一四二	六	一、一四四
〃五九	三九〇	一一六	一八一	九七	一二〇	七八	二〇	一三九	六	一、〇二七

ボランティア活動は孤立しては生きていけない人間の社会生活をする上での理念に立つ行動であり、この英知と創造は人間だけのもつ価値であると思う。家庭の中における奉仕、地域社会の連帯を支える大きな拠りどころとしてのボランティア活動、その正しい理解と方法を学ぶために、ボランティア教室を開講することになった。あなたのその清澄で、ひたむきな実践力をボランティア活動に向けてみませんか。きっとあなた自身の人間形成にも役立ってくれると思います。ここに多数の参加者をお待ちしています。」

昭和四十七年秋、本県で行われた第二十七回国民体育大会では、総合成績で東京都に百点近い点差をつけて優勝したことだけではなく、県内いずれの会場地でも、花いっぱい、緑いっぱいの親切運動は高く評価された。これはとりもなおさず、県民一人ひとりがそれぞれの持場を心をこめて果たしたボランティア活動の成果であった。

昭和四十八年六月には、県内各市町村長、各関係機関の代表者が集って協力し、県知事金丸三郎を会長に、県社会福祉協議会長寺園勝志を副会長に「あすの鹿児島をつくる県民運動推進協議会」を発足させた。

本町では、昭和五十四年度からボランティア活動育成事業を実施している。ボランティアセンターを設置した当初は町民の関心と理解がうすく、別表に示すようにグループ活動の登録はきわめてわずかであったが、逐年ボランティア活動の輪が広がり、地域老人クラブ、青年団、婦人会、青壮年クラブ等によって、神社、共同墓地、部落道、町道などの清掃、花いっぱい運動や、一人ぐらし老人や寝たきり老人への声かけ訪問、共同募金や歳末助け合い募金運動協力など、いろいろな形で数多くボランティア活動が行われている。

また、ボランティア活動中の万一の事故に備えて、傷

害保険と第三者の身体または財物に損害を与えた場合の見舞金、または賠償金を支払う賠償責任保険を一括したボランティア保険契約によって前の別表の通り、損害を補償される。

加入保険料は次のように等分負担となっている。

一人年間三〇〇円

本人　一〇〇円（昭和五十九年から保険料値上げにより）
県　一〇〇円（昭和五十四年以降）
町社協　一〇〇円

二、生活保護制度

生活保護法は、昭和二十五年旧生活保護法を廃止して新憲法の理念に基づき、現行法が制定された。生活保護は原則として世帯を単位として、その要否及び程度を定めるようになっているが、世帯単位によりがたいときは、個人を単位として定めてもいいことになっている。保護の方法には居宅保護と収容保護があり、給付には金銭給付と現物給付（主として医療）とがある。また給付については、左記対象扶助の必要に応じて、一種類または二種類以上給付できるようになっている。

1、生活扶助

衣類その他日常生活の需要を満たすために必要なものを給付し、希望によっては施設に収容し、次の扶助のいずれも給付が受けられる。

2、教育扶助

義務教育に必要な教科書、学用品、学校給食、その他義務教育に必要なもの。

3、住宅扶助

住居費、住宅の補修費、その他住宅の維持のため必要なもの。

4、医療扶助

診察料、入院費、医学的処理費、施術費、薬剤費、治療材料費、看護費、他病院への移送費、看護費、その他。

5、出産扶助

分娩前後の処置並びに介助の費用、入院費、分娩に必要な衛生材料費

6、生業扶助

生業に必要な資金、器具費、技能習得費、就労費

7、葬祭扶助

死亡診断書、死体の運搬費、火葬または埋葬費、納骨その他葬儀に必要な経費

生活保護を実際に適用するに当たっては、別表の通り最低生活保障水準を級地別に規定してある。

別表　最低生活保障水準の具体的事例（59年４月１日基準額）

		標準４人世帯			母子３人世帯			老人単身世帯		
		35歳(男) 日雇 30歳(女) 無職 9歳(男) 小3年 4歳(女)			30歳(女) 無職 9歳(男) 小3年 4歳(女)			70歳(女) 無職		
級地		1級地	2級地	3級地	1級地	2級地	3級地	1級地	2級地	3級地
生活扶助		152,958	139,188	125,428	117,385	106,816	96,253	58,057	52,834	47,596
加算		－	－	－	母子 20,740	母子 20,740	母子 20,740	老齢 14,800	老齢 14,800	老齢 14,800
業種別基礎控除		23,430	23,430	22,020	－	－	－	－	－	－
小計	世帯当たり	176,388	162,618	147,448	138,125	127,556	116,993	72,857	67,634	62,396
	1人当たり	44,097	40,654	36,862	46,041	42,518	38,997	72,857	67,634	62,396
教育扶助		1,660	1,660	1,660	1,666	1,660	1,660	－	－	－
住宅扶助		9,000 (28,400)	9,000 (28,400)	5,000 (18,400)	9,000 (28,400)	9,000 (28,400)	5,000 (18,400)	9,000 (21,800)	9,000 (21,800)	5,000 (14,200)
合計	世帯当たり	187,048 (206,448)	173,278 (192,678)	154,108 (167,508)	148,785 (168,185)	138,216 (157,616)	123,653 (137,053)	81,857 (94,657)	76,634 (89,434)	67,396 (76,596)
	1人当たり	46,762 (51,612)	43,319 (48,169)	38,527 (41,877)	49,595 (56,061)	46,072 (52,538)	41,217 (45,684)	81,857 (94,657)	76,634 (89,434)	67,396 (76,596)

（注）１．上記の基準額のほか、学校給食費、通学のための交通費の実費が支給され、社会保険料料、労働組合費、通勤費の実費が支給される。
２．住宅補助の上段は基準額、下段（　）内は特別基準額である。
３．本県の場合の級地区分―１級地(該当なし) ２級地(鹿児島市) ３級地(其の他の市町村)
４．昭和58年４月１日基準額に対するアップ率(標準４人世帯で2.9%)
５．加算――――母子加算、子ども１人目 192,200円(19,000円)　２人目 1,540(1,520円)
３人目　770円(760円)　老齢加算－14,800円(14,600円)

三、児童福祉

終戦後混乱した社会情勢の中で、子どもたちを心身共に健やかに育てる手段もなく困り果てている矢先、占領軍民政府から巷にあふれている戦災孤児や浮浪児の収容と健全育成に努力するよう指令が出された。そこで国としては昭和二十二年児童福祉法を制定し、児童が、両親の豊かな愛情を受けて心身共に健全に育成されることを期待し、家庭における健全な人間関係の確保に努めることになった。更に昭和二十六年には、すべての児童の幸福をはかるため、児童憲章を制定し宣言された。

1、すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

2、すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

3、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また疾病と災害か

生活保護の動向（指数）

（各年１０月の実施状況）

項目 / 町村 / 年	人口						保護世帯数						保護人員						保護率						入院患者数					
	53	54	55	56	57	58	53	54	55	56	57	58	53	54	55	56	57	58	53	54	55	56	57	58	53	54	55	56	57	58
吉田	100	102.4	104.8	107.4	109.9	113.2	100	88.1	83.6	76.1	71.6	77.6	100	84.1	75.2	72.6	67.3	73.5	100	82.2	71.8	67.6	61.2	64.9	100	86.7	93.3	70.0	66.7	60.0
桜島	100	98.6	96.9	95.8	94.5	92.9	100	109.8	106.6	98.4	108.2	98.4	100	107.4	102.1	96.8	104.2	96.8	100	108.9	105.4	101.2	110.3	104.3	100	147.1	135.3	100.0	147.1	147.1
三島	100	94.3	94.1	102.2	100.5	96.0	100	108.3	97.2	83.3	69.4	61.1	100	98.6	95.9	79.5	71.2	63.0	100	104.6	101.9	71.0	70.9	65.7	100	150.0	125.0	112.5	75.0	62.5
十島	100	93.0	87.1	89.1	87.7	85.9	100	89.6	97.9	81.2	72.9	62.5	100	104.1	109.6	91.8	87.7	80.8	100	112.0	125.9	103.0	100.0	94.1	100	86.7	100.0	93.3	80.0	60.0
鹿児島郡計	100	99.8	99.9	101.1	101.6	102.2	100	98.1	95.8	84.9	82.1	77.4	100	97.5	93.8	84.5	82.2	79.1	100	97.6	93.9	83.6	80.9	77.4	100	108.6	108.6	87.1	90.0	84.4
市来	100	100.6	101.4	101.3	100.1	101.0	100	103.2	96.8	90.3	74.2	69.4	100	101.1	93.2	87.5	73.9	68.2	100	100.6	91.9	86.4	73.7	67.5	100	116.7	116.7	105.6	116.7	111.1
東市来	100	99.8	99.1	99.4	98.9	98.1	100	106.5	92.7	91.1	79.0	79.0	100	108.0	93.0	85.9	76.4	73.9	100	108.3	93.8	86.6	77.3	75.3	100	117.5	117.5	105.0	82.5	82.5
伊集院	100	100.7	103.4	107.9	109.3	111.4	100	89.8	78.1	76.6	78.9	75.8	100	89.6	78.3	76.9	79.2	73.6	100	89.0	75.7	71.3	72.5	66.0	100	115.9	115.9	109.1	100.0	97.7
松元	100	104.0	110.2	111.6	113.2	114.9	100	121.4	117.9	132.1	135.7	114.3	100	118.8	111.0	118.8	114.1	87.5	100	114.2	100.6	106.4	100.7	76.1	100	130.0	130.0	240.0	250.0	200.0
郡山	100	101.1	102.8	104.2	105.2	106.1	100	115.1	115.1	75.5	62.3	50.9	100	116.3	121.4	76.5	61.2	41.8	100	115.1	117.1	73.5	58.2	39.5	100	158.8	158.8	94.1	64.7	58.8
日吉	100	99.4	100.2	99.1	99.1	97.6	100	87.2	86.2	86.2	80.9	71.3	100	77.0	91.2	98.0	87.8	75.0	100	77.5	91.0	98.9	88.6	76.8	100	92.5	97.5	87.5	80.0	70.0
吹上	100	99.3	97.0	97.2	96.2	95.3	100	98.1	82.2	79.0	77.7	80.3	100	92.3	68.7	64.8	70.4	71.5	100	92.9	70.8	66.6	73.2	75.1	100	107.1	107.1	98.2	92.9	83.9
金峰	100	99.2	98.2	98.6	97.5	96.1	100	90.2	100.0	94.0	96.2	83.5	100	88.9	104.2	98.9	98.4	84.1	100	89.6	105.6	100.3	100.9	87.6	100	98.2	98.2	114.0	107.0	98.2
日置郡計	100	100.4	101.2	102.4	102.5	102.7	100	97.8	91.4	86.5	82.4	77.2	100	95.8	89.7	84.1	80.7	72.8	100	95.4	88.6	82.0	78.6	70.9	100	111.3	111.3	107.8	98.9	91.1
所計	100	100.3	101.0	102.2	102.4	102.6	100	97.9	92.3	86.2	82.3	77.2	100	96.1	90.6	84.2	81.0	74.1	100	95.8	89.7	82.3	79.2	72.2	100	110.8	110.8	103.7	97.2	89.2
県計	100	98.7	99.2	100.0	100.4	100.7	100	98.0	97.6	96.0			100	97.8	96.8	95.1	93.4		100	97.2	95.6	93.2			100	103.7	106.3	104.8		
除大島県計	100	100.1	100.1	100.4			100	96.6	94.4	89.9			100	95.6	92.5	86.8			100	95.4	92.4	86.5			100	104.7	105.8	102.3		

生活保護の動向（実数）

（各年１０月の実施状況）

項目 / 町村 / 年	人口						保護世帯数						保護人員						保護率						入院患者数					
	53	54	55	56	57	58	53	54	55	56	57	58	53	54	55	56	57	58	53	54	55	56	57	58	53	54	55	56	57	58
吉田	7,094	7,261	7,431	7,616	7,798	8,033	6 67	59	56	51	48	52	113	95	85	82	76	83	15.92	13.08	11.43	10.76	9.75	10.33	30	26	28	21	20	18
桜島	6,277	6,188	6,083	6,011	5,930	5,832	61	67	65	60	66	60	95	102	97	92	99	92	15.13	16.48	15.94	15.31	16.69	15.78	17	25	23	17	25	25
三島	595	561	560	608	598	571	36	39	35	30	25	22	73	72	70	58	52	46	122.69	128.34	125.00	87.17	86.96	80.56	8	12	10	9	6	5
十島	967	899	842	862	848	831	48	43	47	39	35	30	73	76	80	67	64	59	75.49	84.54	95.01	77.73	75.47	71.00	15	13	15	14	12	9
鹿児島郡計	14,933	14,909	14,916	15,097	15,174	15,267	212	208	203	180	174	164	354	345	332	299	291	280	23.71	23.14	22.26	19.81	19.18	18.34	70	76	76	61	63	57
市来	7,459	7,501	7,562	7,559	7,469	7,537	62	64	60	56	46	43	88	89	82	77	65	60	11.80	11.87	10.84	10.19	8.70	7.96	18	21	23	19	21	20
東市来	15,116	15,091	14,985	15,019	14,950	14,830	124	132	115	113	98	98	199	215	185	171	152	147	13.16	14.25	12.34	11.39	10.17	9.91	40	47	42	42	33	33
伊集院	17,389	17,511	17,984	18,766	19,006	19,375	128	115	100	98	101	97	212	190	166	163	168	156	12.19	10.85	9.23	8.69	8.84	8.05	44	51	44	48	44	43
松元	7,921	8,235	8,728	8,839	8,968	9,104	28	34	33	37	38	32	64	76	71	76	73	56	8.07	9.23	8.13	8.60	8.14	6.15	10	13	11	24	25	20
郡山	7,642	7,728	7,859	7,962	8,043	8,108	54	61	61	40	33	27	98	114	119	75	60	41	12.82	14.75	15.01	9.42	7.46	5.06	17	27	25	16	11	10
日吉	7,050	7,012	7,065	6,987	6,988	6.883	94	82	81	81	76	67	148	114	135	145	130	111	20.99	16.26	19.10	20.75	18.60	16.13	40	39	35	35	32	28
吹上	12,070	11,991	11,702	11,737	11,615	11,497	157	154	129	124	122	126	284	262	195	184	200	203	23.53	21.85	16.66	15.68	17.22	17.66	56	60	61	55	52	47
金峰	10,388	10,308	10,199	10,247	10,131	9,983	133	120	133	125	128	111	189	168	197	187	186	159	18.19	16.30	19.21	18.36	18.36	15.93	57	56	71	65	61	56
日置郡計	85,035	85,377	86,084	87,116	87,170	87,317	779	762	712	674	642	601	1,282	1,228	1,150	1,078	1,034	983	15.08	14.38	13.36	12.37	11.86	10.69	282	314	312	304	279	257
所計	99,968	100,286	101,000	102,213	102,344	102,584	991	970	915	854	816	765	1,636	1,573	1,482	1,377	1,325	1,213	16.36	15.68	14.67	13.47	12.95	11.82	352	390	388	365	342	314
県計	1,791,348	1,767,439	1,776,305	1,792,260	1,799,302	1,803,627	20,207	19,806	19,721	19,392	19,491	19,522	37,003	36,199	35,807	35,201	35,386	35,336	21.07	20.48	20.15	19.64	19.67	19.60	5,546	5,750	5,893	5,812	5,632	5,611
除大島県計	683,283	683,812	683,666	685,717	685,524		7,682	7,417	7,254	6,907	6,798		13,517	12,917	12,503	11,730	11,578		19.78	18.88	18.28	17.10	16.89		2,211	2,316	2,340	2,262		

昭和57年度　町村別保護状況

区分 / 町村	管内 世帯	管内 人口	被保護状況 世帯	被保護状況 人員	被保護状況 保護率	生活扶助 世帯	生活扶助 金額	住宅扶助 人員	住宅扶助 金額	教育扶助 人員	教育扶助 金額	医療扶助 人員	医療扶助 金額	出産 金額	生業 金額	葬祭 金額	合計	備考
	世	人	世	人	%	世	円	人	円	人	円	人	円	円	円	円	円	
吉田町	28,794	93,281	589	914	9.80	377	17,279,012	102	492,034	86	541,789	553	58,171,251	—	40,000	85,540	76,609,626	
桜島町	21,777	71,213	774	1,171	16.44	550	25,194,939	181	1,100,650	121	854,385	759	73,392,004	—	20,000	264,534	100,826,512	
三島村	3,225	7,174	301	613	85.45	229	9,901,190	32	246,640	186	1,051,620	235	26,793,072	—	20,000	96,100	38,108,622	
十島村	4,857	10,112	411	765	75.65	310	11,181,107	2	136,300	156	775,025	330	30,721,654	—	20,000	201,650	43,035,736	
市来町	27,918	89,609	572	822	9.17	360	13,229,897	70	565,213	41	251,900	556	54,127,285	—	60,000	169,800	68,404,095	
東市来町	60,171	179,294	1,195	1,849	10.31	849	35,171,919	682	2,368,380	284	1,613,240	1,046	91,229,222	—	80,000	—	130,462,761	
伊集院町	72,818	227,320	1,203	2,013	8.86	822	38,467,038	478	1,730,943	233	1,246,595	1,170	107,920,502	—	120,000	179,400	149,664,478	
松元町	34,213	107,670	444	893	8.29	235	15,070,586	117	421,070	168	992,660	515	54,570,797	—	50,000	185,000	71,290,113	
郡山町	29,301	96,220	400	699	7.26	276	13,691,596	135	463,800	149	880,570	441	35,766,025	—	40,000	—	50,841,991	
日吉町	29,487	83,503	906	1,566	18.75	605	29,002,813	305	1,127,680	239	1,428,448	916	73,317,956	—	60,000	—	104,936,897	
吹上町	52,311	139,266	1,425	2,318	16.64	1,029	36,838,918	460	1,011,435	375	2,209,650	1,566	123,928,450	85,000	100,000	—	164,173,453	
金峰町	42,357	121,592	1,502	2,195	18.05	876	41,438,619	243	1,500,545	206	1,191,435	1,644	164,008,266	—	27,610	307,852	208,474,327	
計	407,229	1,226,254	9,722	15,818	12.90	6,518	286,467,634	3,807	11,164,690	2,244	13,037,317	9,735	893,946,484	85,000	637,610	1,489,876	1,206,828,611	
一ヶ月平均	33,935.7	102,187.8	810.2	1,318.2	12.90	543.2	23,872,302.7	233.9	930,390.8	187.0	1,086,443.1	810.9	74,495,540.0	7,083.3	53,134.3	124,156.3	100,569,050.9	

昭和58年度　町村別保護状況

区分 / 町村	管内 世帯	管内 人口	被保護状況 世帯	被保護状況 人員	被保護状況 保護率	生活扶助 世帯	生活扶助 金額	住宅扶助 人員	住宅扶助 金額	教育扶助 人員	教育扶助 金額	医療扶助 人員	医療扶助 金額	出産 金額	生業 金額	葬祭 金額	合計	備考
	世	人	世	人	%	世	円	人	円	人	円	人	円	円	円	円	円	
吉田町	29,784	96,159	618	951	9.89	393	18,067,309	113	254,210	85	508,365	580	56,015,815	—	110,000	141,025	75,096,724	
桜島町	21,871	70,074	706	1,084	15.47	485	22,722,092	142	563,600	93	586,125	722	65,862,862	—	—	—	89,734,679	
三島村	3,214	6,907	268	558	80.79	210	9,015,528	42	315,000	173	933,327	251	17,459,604	—	20,000	—	27,743,459	
十島村	4,935	10,112	356	686	67.84	285	11,591,222	4	174,910	132	642,110	281	22,186,550	—	100,000	—	34,694,792	
市来町	28,178	90,207	497	687	7.62	324	12,289,556	104	425,380	39	186,900	483	47,396,004	—	7,460	—	60,305,480	
東市来町	60,507	177,798	1,145	1,736	9.76	810	35,963,228	670	2,405,514	231	1,339,079	1,022	85,241,394	—	90,000	302,000	125,341,215	
伊集院町	75,303	231,866	1,148	1,800	7.76	731	34,823,542	450	1,392,092	234	1,268,410	1,186	99,099,746	—	40,000	—	136,623,790	
松元町	35,011	109,409	398	698	6.38	174	10,827,097	37	187,700	97	583,345	427	52,218,626	—	40,000	—	63,856,768	
郡山町	29,884	97,103	355	556	5.72	244	12,757,765	76	426,179	76	464,716	386	34,414,813	—	—	—	48,063,473	
日吉町	29,500	82,578	848	1,423	16.25	568	25,304,940	254	1,075,052	228	1,325,243	925	72,027,693	—	95,000	97,800	99,925,728	
吹上町	52,322	137,702	1,453	2,360	17.14	1,018	42,820,783	472	1,437,696	345	2,047,432	1,519	121,698,915	—	60,000	91,900	168,156,726	
金峰町	42,397	119,696	1,311	1,894	15.82	753	39,109,750	243	1,618,982	196	1,063,718	1,430	143,512,135	112,440	135,330	83,400	185,635,755	
計	412,936	1,229,611	9,103	14,433	11.73	5,995	275,292,812	2,609	10,276,315	1,929	10,948,770	9,212	817,134,157	112,440	697,970	716,125	1,115,178,589	
一ヶ月平均	34,411.3	102,467.6	758.6	1,202.7	11.73	499.6	22,941,067.7	217.4	856,359.6	160.7	912,387.5	767.7	68,094,513	9,370.0	58,164.2	59,677.1	92,931,549.1	

らまもられる。
4、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。
5、すべての児童は、自然を愛し、科学と技術を尊ぶようにみちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
6、すべての児童は、就学の道を確保され、社会の一員としての整った教育の施設を用意される。
7、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保障される。
9、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
10、すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取り扱いからまもられる。
11、すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12、すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

昭和三十四年には、児童権利宣言が公布された。そして昭和二十二年制定の児童福祉法の内容も、経済情勢の変転により、幾度か改正がなされ今日にいたった。

現行児童福祉法施行令による主な児童福祉事業は、次のように規定されている。

母と子の幸せのため

1、児童保育の充実をはかる。
2、障害児の福祉の増進をはかる。
3、乳児の生命を保持するとともに、心身の順調な発達を保障するため、乳幼児の福祉の向上を図る。

児童の健全育成

4、児童に対する適切な生活指導と健全な遊びを通して、心身の健康の増進をはかる。
5、家庭教育の研修活動を促進し、児童の健全育成をはかるとともに、地域における児童福祉の向上に資する。
6、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させ、助産を受けさせる。

児童手当支給

7、児童を養育しているものに児童手当を支給し、家庭における生活の安定に寄与する。

児童扶養手当支給

8、父と生計を同一にしていないか、または父が重度の障害の状態にある児童（十八歳未満の者、又は重度の障害の状態にある二十歳未満の者）、監護する母又は養育する者に、児童扶養手当を支給することによって、児童の福祉の増進をはかる。

特別児童扶養手当支給

1、精神又は身体が重度の障害の状態にある二十歳未満の者を監護している者に、特別扶養手当を支給することによって、福祉の増進をはかる。

2、父子世帯における、乳幼児の保育や児童の養育に困っている世帯について、乳児院、保育所及び養護施設等への入所による児童の養育をはかる。

児童保育所（保育園）

保護者の労働や疾病などの事情から、家庭において保育できない場合に、家庭に代わって児童を保育する施設として保育所が設置されている。保育所の設置基準については、収容人員、保母の定数、幼児の年齢別区分による室内の整備、屋内外の遊具設置、給食などの基準が定められている。厚生大臣の認可によって設立されるが、保育所の経営費は、入所者の納める保育料（保護者の所得額、固定資産税の額によって異なる）と、総経費から保育料を差し引いた額を、国、県、設置者がそれぞれ四分の一ずつ負担することになっている。

鹿児島県内九十六市町村の昭和五十九年四月一日現在における、保育所の設置数及び収容人員の定数は一表の通りで、市を除く八二町村の

一表　鹿児島県内保育所設置及び収容定数（昭和五十九年四月一日現在）

市郡別 / 経営主体		鹿児島市外十三市		八十二町村		合計	
		箇所数	所容定員	箇所数	収容定員	箇所数	収容定員
分区	市町村	三六	三、四〇五人	一〇九	六、九九五人	一四五	一〇、四〇〇人
	社会福祉法人	一四四	一〇、四二五人	一二六	八、一四五人	二七〇	一八、五七〇人
	宗教法人・其の他	六	五四〇人	一四	九七〇人	二〇	一、五一〇人
	個人	一	六〇人	一一	六四〇人	一二	七〇〇人
合計		一八七	一四、四三〇人	二六〇	一六、七五〇人	四四七	三一、一八〇人
（平均）		（一四、四）	（七七）人	（二、二）	（六五）人	（四、七）	（七〇）人

二表　社会福祉法人松元中央福祉会松元中央保育園

所在地	松元町福山一一一番地
設立事業開始	昭和五十一年四月一日
役員等の氏名	理事長　田中国志　理事　小原静雄・小原邦弘・吉富　進・福田キクヱ・田中サチ子 監事　大内田政敏・本坊光男・
施設の規模	敷地一、〇九四・四四平方メートル　建物　三〇八・四〇平方メートル（鉄筋平家建）
園児の定員	六〇人 年齢別　一歳　二歳　三歳　四、五歳 子ども数　八人　一六人　一一人　二五人 保母数　二　二　一　一
職員数	園長　一人　副園長　一人　保母　六人　調理員　一人　嘱託医　一人
保育目標	1　保育に欠ける幼児を保護者に代って保護育成する。 2　子どもの心身の健全な発達のため、健康保育に重点をおく。 3　生活習慣、清潔習慣を身につけさせる。 4　自分の意志を素直に表わし、又他人の言葉を素直に聞けるようにし、友だちと仲よくする。 5　感謝の心で育てる。
保育時間	七時三十分～十七時三十分。お迎えがあれば、何時でもおかえしする。
給食	内容、嗜好、偏食、経過、課題等、又季節的なことなど考え、子どもの年齢に適したバランスのとれた献立によって実態を把握し、細心の注意をなす。
その他	先ずもって体力づくりに努める。

設置数平均は三・二カ所で、収容定員平均は六五人となっている。

松元町内設置の保育所は、二か所である。

松元町においては昭和四十年代に幼稚園に隣接して町営の保育園を設置する計画であったが、中央公民館と共に幼稚園の移転見込みと財政上の都合などで町営施設は困難となった。たまたま昭和五十年、福山の田中国志に設置方要請し、同人が社会福祉法人松元中央会を設立して、厚生大臣の認可を得て、昭和五十一年四月一日、松元中央保育園を開設した。園の概要は二表の通りである。

次に仁田尾地区の団地化が進み、鹿児島市内をはじめ

三表

所在地	松元町石谷字柄堀一、五九六番の三				
設立事業開始	昭和五十五年四月一日				
役員等の氏名	理事長　四元盛隆　　理事　山下福吉・久木崎杉盛・荒川シヅ・川越満徳・四元泰盛 監事　下柿元政雄・益満　秀敏・				
施設の規模	敷地一、五七二平方メートル　建物　三八二・五平方メートル（鉄筋平家建）				
園児の定員	六〇人	年齢別	一歳	二歳	三歳　四、五歳
		子ども数			
		保母数	二人	二人	一人　一人
職員数	園長　一人　保母　六人　調理員　一人　事務員　一人　嘱託医　一人				
保育目標	保育目標は、松元中央保育園と同一であるが、保育の心として、特に次の二つを掲げている。 1　はつらつとした、けんこうな体をつくる。 2　あかるく思いやりのある心を育てる。				
保育時間・給食	松元中央保育園と同様な経営がなされている。				

各地からの転入者が多くなり、保育所施設の要望が高まり、これに応えて、同地区の開業医四元盛隆が、社会法人仁田尾福祉会設立発起人代表者となり、厚生大臣の許可を得て、昭和五十五年四月一日、仁田尾保育園を開設した。園の内容は三表の通りである。

四、母子福祉

母子家庭に対しての福祉施策を講ずるため、昭和二十七年「母子福祉資金の貸付等に関する法律」が制定されたが、同法は、制定当時の社会情勢を反映して、戦争犠牲者遺家族に対する援護を主体とし、資金の貸付けを柱としたもので、いわば領域の狭いものであった。

しかしながら、その後の母子世帯の実態は、戦争遺族にとどまらず、一般の病死、離婚、交通事故死等の比率が増加しその構成に変化が現れてきた。このようなことから昭和三十九年、母子福祉法が公布施行され、昭和五十七年から寡婦についても母子と同様、対象として取り入れられ、母子及び寡婦福祉法として施行された。

現行の母子、寡婦福祉法施行令による主な事業は次のように規定されている。

1、母子、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業

母子家庭の母親、父子家庭の父親及び寡婦が一時的に疾病にかかった場合、乳幼児の保育、あるいは家事など、日常生活を営むのに著しく支障をきたしている母子家庭、寡婦及び父子家庭に対し、母子家庭及び寡婦の中から、介護人を派遣して必要な介護及び乳幼児の保育等を行い、福祉の増進を図る。

2、母子家庭等の心のふれあい助成事業

母子家庭の母と子及び寡婦に親子の対話または休養の場を与え、明日への励みを持たせるために、県内の国民宿舎などを利用した場合に、料金の一部を助成して、福祉の増進をはかる。

3、母子福祉団体育成強化事業

母子寡婦で結成されている各市町村の母子、寡婦福祉会の育成に当たっている県母子寡婦福祉連合会の運営に対し、補助金を交付して、母子家庭及び母子福祉団体の育成強化をはかる。

4、母子世帯向き公営住宅建設補助事業

住宅に困っている母子家庭の住宅を確保するため、市町村が行う母子世帯向き公営住宅の建設に対し、補助を行う。

5、母子福祉資金貸付事業

母子家庭で、二十歳未満の者を養育している者に対し、その経済的自立と生活意欲の助長をはかり、合せて、児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付けを行う。

6、母子助け合い資金貸付事業

母子家庭及び寡婦が生活資金、結婚資金など一時的に必要とする小口資金の貸付けを行う。

五、心身障害者福祉

1、精神薄弱者福祉

昭和四十六年（一九七一）十二月二十日、第二十六回国連総会において、次のように権利宣言が決議された。

総会は、精神薄弱者が多くの活動分野においてその能力を発揮し得るよう援助し、かつ可能な限り通常の生活に彼らを受け入れることを促進する必要性に留意し、ここに精神薄弱者の権利宣言を宣言する。

(1) 精薄者は、実際上可能な限りにおいて、他の人間と同等の権利を有する。

(2) 精薄者は、適当な医学的管理及び物理療法並びにその能力と最大限の可能性を発揮せしめ得るような教育、訓練、リハビリテーション及び指導を受ける権利を有する。

(3) 精薄者は、経済的保障及び相当な生活水準を享有

する権利を有する。また、生産的仕事を遂行し、または自己の能力が許す最大限の範囲内においてその他の有意義な職業に就く権利を有する。

(4) 可能な場合は、いつでも精薄者はその家族または里親と同居し、各種の社会生活に参加すべきである。精薄者が同居する家族は扶養を受けるべきである。施設における処遇が必要とされる場合は、できるだけ通常の生活に近い環境においてこれを行うべきである。

(5) 自己の個人的福祉及び利益を保護するために必要とされる場合は、精薄者は資格を有する後見人を与えられる権利を有する。

(6) 精薄者は、搾取、乱用、及び虐待から保護される権利を有する。（以下省略）

昭和三十五年三月制定された精神薄弱者福祉法及び施行令も、以上述べた権利宣言の趣旨に則り、昭和四十六年改正されて障害者の処遇も拡大された。

施設の種類		目的	措置権者
設施祉福童児	精神薄弱児施設	精神薄弱の児童を入所させて、これを保護すると共に、独立・自治に必要な知識技能を与える。	県
	精神薄弱児通院施設	精神薄弱の児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、独立・自治に必要な知識・技能を与える。	
	肢体不自由児施設	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を治療するとともに、独立・自治に必要な知識・技能を与える。	
	重症心身障害児施設	重度の精神簿弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導を行う。	
	盲ろうあ児施設	盲児、又はろうあ児を入所させて、これを保護するとともに、独立・自治に必要な指導又は援助を行う。	
	虚弱児施設	身体の虚弱な児童に適正な環境を与えて、その健康増進をはかる。	
設施者弱薄神精	精神薄弱者更生施設	十八歳以上の精神薄弱者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う。	福祉事務所長（県市）
	精神薄弱者授産施設	十八歳以上の精神薄弱者で、雇用されることが困難な者を入所させて、自治に必要な訓練を行うとともに職業を与えて自治させる。	国（8/10）県（2/10）又は国（8/10）市（2/10）
			国（2/4）県（1/4）設置者（1/4）

県は、精神薄弱者相談所を設け、次の業務を行っている。

(1) 精神薄弱者に関する問題について、家庭その他からの相談に応ずること。

(2) 十八歳以上の精神薄弱者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行う。

福祉事務所は、主として次の業務を行っている。

(3) 精神薄弱者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

(4) 精神薄弱者を精神薄弱者援護施設または福祉施設に入所させ、または援護を委託すること。

(5) 精神薄弱者の援護を職親（精神薄弱者を自己のもとに預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であって、援護の実施機関が適当と認める者）に委託すること。

福祉事務所を設置しない町村の長は、当該町村の区域内に居住を有する精神薄弱者の援護について、県知事または福祉事務所長の行う事業に協力しなければならない。又民生委員法に定められた民生委員は、市町村長、福祉事務所長の事務の執行に協力するものとする。障害者の生活訓練や社会適応訓練の施設は前表の通り。

2、身体障害者福祉

昭和二十四年十二月二十六日、身体障害者福祉法が制定された。その後幾度か改正がなされ、昭和四十五年に心身障害者対策基本法が制定された。肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害若しくは言語機能障害、心臓機能障害、呼吸器機能障害などの固定的臓器機能障害があるため、長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者に対して制定されたものである。

身体障害者福祉事業の主なものを記すと次の通りである。

(1) 身体障害者更生相談及び障害者手帳交付事業

身体の不自由な人々の更生の方法について、専門的立場から、総合的、科学的に判定を行い、装身具、更生医療の給付、施設への入所、税金の減免、鉄道運賃の割引、などの制度を活用するための身体障害者であることの証明書を交付している。事業はすべて国と県が負担している。次のような事業も行われている。

- 身体障害者自動車運転免許取得訓練事業
- 重度身体障害者通所援護事業
- 重度心身障害者医療費助成事業
- 重度障害者手当支給事業

身体障害者手帳交付台帳登載数

（昭和60年３月31日現在）

区分 / 町名	視覚障害							聴覚・平衡障害							音声・言語障害						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
吉田町	25	13	4	3	6	12	63		11	15	10		35	71			2	2			4
桜島町	13	8	2	1		5	29		12	3	4		7	26			1				1
三島村	3	2			2	1	8			3	1		1	5							
十島村	3	1	1				5			1	1		1	3							
市来町	18	5	5	7	7	4	46		15	5	8		15	43			3	2			5
東市来町	67	32	3	14	16	18	150		35	19	27		39	120			1	2			3
伊集院町	69	27	6	10	7	9	128		26	16	19		20	81			3	1			4
松元町	12	7	5	3	2	2	31		11	5	3		6	25			5				5
郡山町	33	13	7	3	6	5	67		18	12	11		11	52							
日吉町	36	19	3	6	7	8	79		27	5	12		14	58				1			1
吹上町	103	34	14	16	13	26	206		42	12	18		34	106			6	4			10
金峰町	46	32	9	8	8	30	133		47	28	20		38	133							
計	428	193	59	71	74	120	945		244	124	134		221	723			21	12			33

区分 / 町名	肢体不自由							内部障害							合計						
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計
吉田町	28	54	31	59	46	10	228	6		4	5			15	59	78	56	79	52	57	381
桜島町	18	18	23	30	23	6	118	13		5	3			21	44	38	34	38	23	18	195
三島村	2	1	3	5			11	1			1			2	6	3	6	7	2	2	26
十島村	2	2	3	5	3	2	15								5	1	5	6	3	3	23
市来町	22	47	32	41	31	19	192	11		6	2			19	51	67	51	60	38	38	305
東市来町	64	98	75	100	72	30	439	30		10	4			44	161	165	108	147	88	87	756
伊集院町	102	151	82	77	72	21	505	18		8	1			27	189	204	115	108	79	50	745
松元町	17	39	22	32	27	8	145	22		4	1			27	51	57	41	39	29	16	233
郡山町	42	59	39	46	39	20	245	10		7	2			19	85	90	65	62	45	36	383
日吉町	22	60	28	48	25	8	191	6		6	5			17	64	106	42	72	32	30	346
吹上町	41	87	74	74	77	26	379	15		12	5			32	159	163	118	117	90	86	733
金峰町	46	65	55	74	72	31	343	13		4	5			22	105	144	96	107	80	99	631
計	406	679	467	591	487	181	2,811	145		66	34			245	979	1116	737	842	561	522	4,757

六、老人福祉

昭和三十八年七月十一日、老人福祉法が制定され、同時に老人福祉法施行令が公布された。これによって老人の福祉に関する原理を明らかにすると共に、老人に対しその心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることになった。

1、基本理念

(1) 老人は多年にわたり、社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障されるものとする。

(2) 老人は老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、その知識と経験を社会に役立たせるように努めるものとする。

(3) 老人はその希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参与する機会を与えられるものとする。

2、本町における老人福祉事業

昭和二十年国民の祝日に関する法律の公布によって、九月十五日が敬老の日と定められ、老人福祉についての関心と理解を深め、かつ老人自らの生活の向上に努める意欲を高めるような行事が実施されるようになった。本町においてもその趣旨に則り、いろいろな催しが行われ

一表

年齢別	支給人員	年金額	支給額
九〇～九九歳	一五名	一五、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円
八五～八九	五八〃	六、〇〇〇〃	三四八、〇〇〇〃
八〇～八四	一三四〃	五、〇〇〇〃	六七〇、〇〇〇〃
七五～七九	二六二〃	四、〇〇〇〃	一〇四八、〇〇〇〃
計	四六七〃		二二九一、〇〇〇〃

備考

・本表は昭和五十九年九月十五日現在の資料である。
・百歳以上については、一人につき年二万円の支給である。
・八十歳以上の高齢者に対しては、別に記念品を贈り、また九十歳以上の高齢者に対しては県から贈られた記念品を訪問伝達している。

二表 単位老人クラブ別老人実態調査(昭和六十年三月現在)

単位老人クラブ	六十五歳以上	七十歳以上	会長名
折尾老人クラブ	八四人	四四人	
松元老人クラブ	一三四	八八	
内田老人クラブ	一〇〇	五八	
福山老人クラブ	一二四	八四	
直木老人クラブ	一七八	一三一	
平田老人クラブ	三六	三三	
入佐老人クラブ	一〇三	七六	
春山老人クラブ	一八七	一〇七	
四元老人クラブ	八八	六三	
仁田尾老人クラブ	九三	五〇	
石谷老人クラブ	一三五	八四	

松元町自治公民館別老人実態調査（昭和60年３月現在）

自治公民館	65歳以上	70歳以上	独居	寝たきり
折尾１	34	22	4	
折尾２	17	10	1	
折尾３	16	3	2	
折尾４	17	9	2	
田原原	19	13	3	
柿元	38	25	4	
松元上	15	10	1	
松元下	28	17	2	3
入本田坊	29	21	4	1
井ノ上住宅	0	0	0	0
内田上	16	13	2	2
内田中	13	6	1	
内田団地	14	8		
内田下一	27	12	3	
内田下２	22	13	2	
内田下３	8	6		1
内田外				

自治公民館	65歳以上	70歳以上	独居	寝たきり
福山上	62	38	8	
福山中	29	22	6	
福山下	32	23	8	入院中2
福山前田外他	1/5	1/2		
下直木	50	39	7	
池田	23	18	3	
向原	13	8	1	
直木住宅	4	2		
山陰	38	28	6	
小中原	11	9	4	
直木西	11	9		
東昌寺	11	8	1	
山方	17	10	2	
平谷	12	8	2	
田ノ頭	24	15	2	
上ノ前	17	11	3	
上ノ東	22	19	7	

自治公民館	65歳以上	70歳以上	独居	寝たきり
上ノ西	15	10	1	
大下	23	18	7	
下原	18	12	4	
山木場	2		1	
平木場	4	4	—	
高田	2	2	—	
上末	45	28	7	2
棲敷原	37	26	4	入院1
馬場	40	34	9	入院1
寺脇	29	23	10	入院2
下り山	36	24	6	入院2
四元前	25	17	6	
四元後中	26	17	2	
四元後	29	23	7	入院1
篠原堀	8	6	2	
仁田尾前	9	3	—	
仁田尾中	29	15	8	

自治公民館	65歳以上	70歳以上	独居	寝たきり
仁田尾後	41	27	5	
仁田尾団地	14	5	2	
古谷東	18	11	3	1
松ノ尾	22	14	2	
古谷西	3	7	2	
六カ所	35	20	8	1
石谷下	19	16	3	1
新村上	11	9		
新村下	17	7	3	
健生苑	47	41		50
合計	1,327	878	187	71

ている。敬老の行事については、久しい以前から、各家庭で老後を健全に安らかに祈念して老人を祝ってあげた。特に還暦（六〇）、古稀（七〇）、喜寿（七七）、傘寿（八〇）、米寿（八八）、卒寿（九〇）、白寿（九九）の年には、家庭の生活状態に応じて、大なり小なり何等かの形で祝い事が行われてきた。

また、社会的行事として、大正三年に大正天皇御即位の記念行事にあたり、全国八十歳以上の高齢者に木盃を御下賜になったのを機会に、毎年地域婦人会が主体となり、永年郷土発展に尽くされた功績をたたえ、高齢者に菓子や湯呑みなどを贈っていた。戦時中、あるいは戦後、敬老行事も立ち消えになっていたが、敬老の日制定と同時に復活し、多彩な行事が行われるようになった。

敬老の日には、各地区の公民館を会場に、老人の集合を願い、新しく七十歳になられた老人には記念品を贈り、茶菓に興じながら、子どもたちの遊戯や婦人の手踊りなどがあって楽しい一日を過ごしているのが実情である。

敬老年金の支給　昭和四十六年六月十二日、「松元町敬老年金支給条例」を制定し、敬老の日に当たり、敬老年金を支給することにした。本町に住民登録し居住する七十五歳以上の人ならば、すべての人が受給できる。現行年金額は一表の通りである。

高齢者に捧ぐ　　堀之口国行

風雪に堪え病魔を征服し　永年尽くされたり郷土の栄
感謝して讃えんその功績　願くば百歳の長寿を祈る

(註) この詩は松元町石谷出身の故堀之口国行が司法書司在職中作詩したもので、高齢者学級で朗吟して先輩老人たちに披露した。

松元長寿会の歌

作詩　若松秋則
作曲　正岡憲一

一、先づ団結
言葉やさしく　声をかけ
挨拶かわして　なごやかに
あふれる笑顔　うるわしく
みんな揃って　輪をつくろう。

二、命を大切に
人生百年　夢じゃない
年を忘れて　気を若く
老けこむことの　ないように
大事にしましょう　わが命

三、心は太陽で
一度限りの　人生だ
くよくよしないでほがらかに
心と身体を　健やかに
強く生き抜く　火を燃やせ

四、共存共栄
旅は道づれ　世はなさけ
明日の幸せ　祈りつつ
互いに励まし　励まされ
扶けられたり　助けたり

五、友情を大切に
なやみや心配　あるときは
近くの仲間と　ひざを寄せ
真心こめて　話し合い
ともに坂道　乗りこえよ。

六、実りある集会
ひざをよせ合い　知恵をよせ
時代の流れを　よく悟り
多年の知識と　体験を
社会のために　生かしましょう。

七、社会奉仕
身のため世のため　人のため
地域に善意の輪を拡げ
明るく豊かな　村や町
力合せて　築きましょう。

八、子供と触れ合い
子供と仲よく　手をつなぎ
道路掃除や　墓掃除
館のまわりに　花を植え
心なごます　四季の花

九、健康増進
みんな楽しく　むつましく
ゲートボールや　手まり投げ
心も身体も　若がえり
明日も翔く　夢を呼ぶ

十、福祉センターへ
老人福祉の　バスに乗り
翼休めて　身も軽く
心ゆくまで　羽根伸す
楽しい松元　長寿会

松元町長寿会の歌

作詩　若松秋則
作曲　正岡憲一

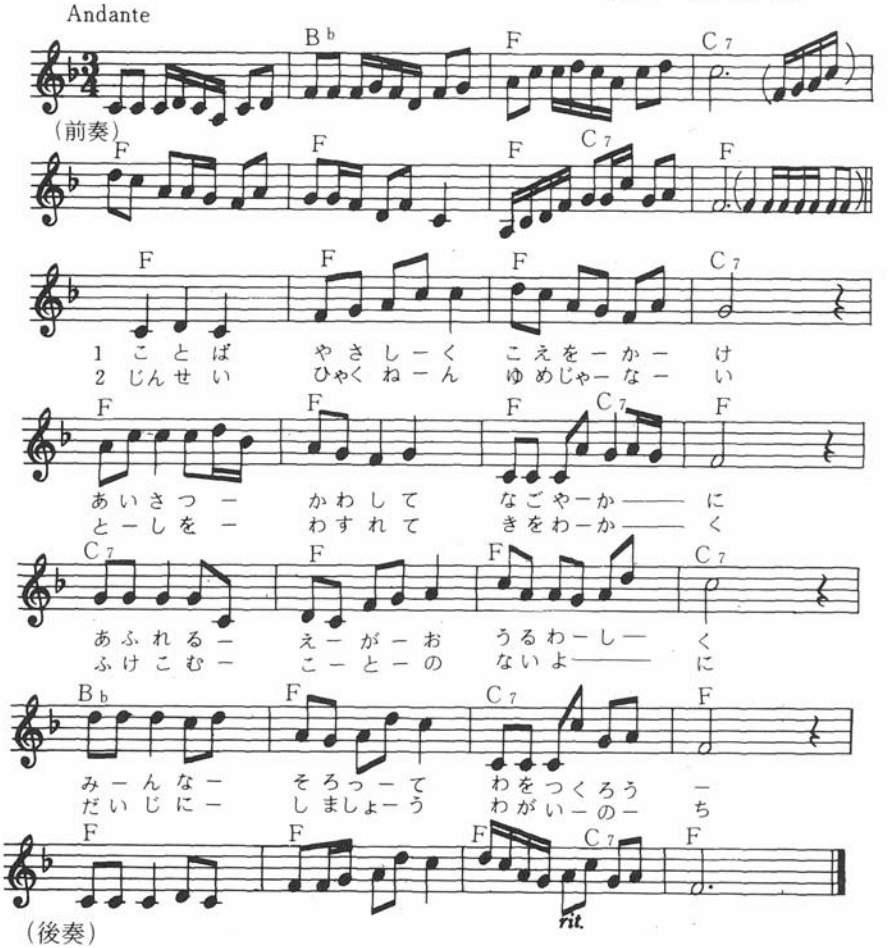

※2部ごとに前奏を間奏として使用し，10節の終りだけに後奏を使用する

(註) 昭和56年の作詞・作曲。作詞者若松秋則は当時，町社会福祉協議会長，及び民生委員総務，作曲者正岡憲一は日置教育事務所指導主事であった。

老人家庭奉仕員派遣事業

老人家庭奉仕員派遣事業は、昭和三十八年老人福祉法の制定により制度化され、既に二十年を経過し、その間施行令の内容については幾度か改正がなされた。現行の老人家庭奉仕員の派遣事業の内容は、次のようである。

目的

身体上または精神上の障害があって、日常生活を営むのに支障のある老人の家庭に対して、老人家庭奉仕員を派遣し、老人の日常生活の世話を行い、もっと老人が健全で安らかな生活を営むことができるように援助する。

事業内容

1、派遣対象

老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、臥床しているなど日常生活を営むのに、支障があるおおむね六十五歳以上の者のいる家庭であって、その家族が老人の介護を行えない状況にある場合、

2、家事介護

食事の世話、衣類の洗濯、補修、住居などの掃除、整理整頓、身の回りの世話、生活必需品の買い物、医療機関などの連絡、通院介助、その他必要な家事、介護

3、相談助言

生活、身上に関する相談、助言、その他必要な相談

4、派遣回数など

派遣対象者に対する家庭奉仕員の派遣回数、時間数及

● 昭和五十四年以降家庭奉仕員の報酬は次の通り

区分	年度	五四	五五	五六	五七	五八	五九
非常勤	時間外	報酬	一	一	一	一	一	一
		活動費	一	一	一	一	一	一
		計	一	一	一	一	一	一
常勤	月額	報酬	三、七五〇	三、八八〇	四、二二〇	四、六五〇	四、六五〇	四、七五〇
		活動費	八〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
		計	三、八三〇	三、九八〇	四、三二〇	四、七五〇	四、七五〇	四、八五〇
非常勤	月額	報酬	九三、八〇〇円	九七、二〇〇円	一〇五、六〇〇円	一一〇、八八〇円	一一〇、八八〇円	一一三、一〇〇円
		活動費	二、〇〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇
		計	九五、八〇〇	九九、七〇〇	一〇八、一〇〇	一一三、三八〇	一一三、三八〇	一一五、六〇〇
	時間外	報酬	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇
		活動費	一五	一五	一五	一五	一五	一五
		計	五九五	五九五	五九五	五九五	五九五	六〇五

びサービス内容並びに費用負担区分は、当該対象者の身体状況、世帯の状況などを勘案して決定する。

5、事業実施及び事業費の負担区分

実施主体は市町村とし、家庭奉仕員の報酬は、国、県、市町村各々三分の一を負担することになっている。

6、昭和五十四年以降家庭奉仕員の報酬は前頁の通り。

本町の老人家庭奉仕員設置

本町では、昭和四十四年四月奉仕員一人を設置し、更に高齢化によって寝たきり老人などが年々増加して援助対象者が多くなり、昭和四十九年五月一人増員し現在二人が町住民課に所属して勤務している。

昭和五十九年九月十五日現在本町の独居老人及びねたきり老人家庭は下表の通りであるが、そのうち特に老人家庭奉仕員を派遣して介護を実施している対象者は一二人である。

松元町老人内訳　（昭和59年9月15日現在）

65歳以上の者	男	522人	計 1,245人 計 1,245人	人口 9,505人に対し13%
	女	723人		
独居老人	男	21人	計 108人	65歳以上に対し 8.7%
	女	87人		
ねたきり老人	男	8人	計 22人	65歳以上に対し 1.8%
	女	14人		

る。

(一) 老人福祉センター運営事業

老人福祉センターは、昭和三十八年老人福祉法が制定され、その施行令に上り、老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的として地方公共団体または民間社会福祉事業団が設置運営することに定められた。

本町は、県下九六市町村のうちで三十番目に、国民年金の還元融資により、昭和五十五年三月設置された。その概要を記すと次の通りである。

1、施設の名称　松元町老人福祉センター

2、施設の所在地　松元町上谷口二、七八六番地八

3、施設経営主体



食事介護中の老人家庭奉仕員

松元町

4、施設の規模及び構造
（A型）
敷地面積
五、〇九七平方㍍
建物面積
一階　三三二・六三平方㍍
二階　二二九・三七平方㍍
計　五六二　平方㍍

5、施設の内容
全館冷暖房設備
機能回復訓練設備
浴場設備　水洗式浄化槽設備
放送設備　火災報知設備

6、工事費概要
建築工事費　六五、八〇〇千円
電気設備費　六、一三〇千円
冷暖房設備費　七、九五〇千円
給水設備費　一一、一八〇千円
計九一、〇六〇千円

7、起工―昭和五十四年十月二十一日

8、竣工―昭和五十五年三月十五日

9、設計監理者　坂巻建築設計事務所

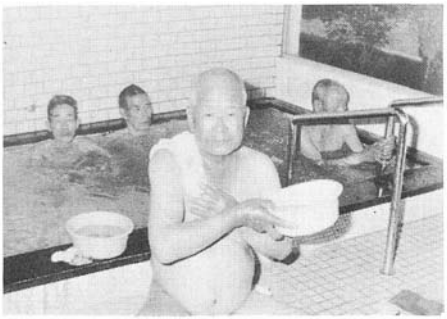
疲れをいやす超音波風呂

10、工事施工者
建築工事　津之地建設株式会社
電気工事　株式会社日本電業社
給排水工事　大和水道株式会社
冷暖房工事　九州東芝空調株式会社

(二)　老人福祉センターの　主な管理条例施行規則

1、運営と利用

イ、老人福祉センターは、すべて町が運営する。

ロ、休館日は日曜日、祝日及び十二月二十八日から一月四日までとする。

ハ、日曜日、祝日の開館及び臨時休館は、その都度町長が決めるものとする。

ニ、利用時間は、毎日午前九時から午後四時三十分（土曜日は正午）までとし、入浴時間は午前十一時から午後四時までとし、土曜日は午前九時から正午までとす


松元町老人福祉センター

る。ただし、町長が必要と認めたときは、使用時間を伸縮することができる。

2、使用の許可

イ、使用の許可を受けようとする者は、使用料を添えて老人福祉センター使用許可申請書を提出しなければならない。ただし、個人で利用する場合にあっては、老人福祉センター利用券の交付を受けて使用するものとする。

ロ、利用の範囲は町内のだれでも利用できるが、優先順位は老人、身体障害者、一般町民の順とする。

ハ、使用者は、町長が指示した事項を守らなければならない。

ニ、町長は使用者が指示事項に違反し、または泥酔、もしくは喧騒にわたるなど、他に迷惑を及ぼし管理に支障があると認めたときは、入館を拒否し、または退館を命ずることができる。

(三) 老人福祉センターの使用料は昭和三十五年開館してから昭和五十九年現在上表の通りである。

松元町老人福祉センター使用料（含入浴料）

区分	使用者	午前9時から正午まで	正午から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで
団体	老人及び身体障害者	300円	400円	700円
	一般町民	1,500円	2,000円	3,000円
個人	老人及び身体障害者	30円	40円	70円
	一般町民	200円	300円	500円

(備考) (1) 団体は10人以上とする。
(2) 小中学生は半額、就学前児童は無料とする。
(3) 入浴時間は、午前11時から午後4時までとする。



七、国民年金

1、国民年金制度の概要

国民年金は年をとったり、病気やケガなどで障害者となったり、また一家の働き手が死亡したりした時に、それらの人たちの生活がそこなわれることのないように、国民の連帯で防止しようとする社会保険制度の一つである。それまでは一定の職業に就いている人たちには、例えば厚生年金保険、船員保険、各種共済組合をもつ官公庁とか、会社、工場などに勤める人々を対象にした年金制度はあったが、国民の大半を占める農林漁業に従事する者や中小企業や自由業などに従事する人たちは、年金制度の恩恵に浴することはなかった。この国民年金制度の制定によって、それらの人たちにも等しく年金の恩恵に浴する機会が与えられることになった。

この国民年金制度は、昭和三十四年四月、国民年金法として制定され、更に昭和三十六年四月から保険料を負担させる拠出制国民年金制度が発足した。

加入の対象者は、国内に居住する二十歳以上、六十歳未満の者で、他の公的年金制度の被保険者または組合員となっている者は、除外される。また一定の制限のもと

国民年金保険料の推移

保険料を納付する月分		34歳までの人	35歳以上の人
41年12月分以前	(36年4月)	100円	150円
42年1月分	43年12月分	200円	250円
44年1月分	46年6月分	250円	300円
45年7月分	47年6月分	450円	
47年7月分	48年12月分	550円	
49年1月分	49年12月分	900円	
50年1月分	51年3月分	1,0 0円	
51年4月分	52年3月分	1,400円	
52年4月分	53年3月分	2,200円	
53年4月分	54年3月分	2,730円	
54年4月分	55年3月分	3,300円	
55年4月分	56年3月分	3,770円	
56年4月分	57年3月分	4,5 0円	
57年4月分	58年3月分	5,220円	
58年4月分	59年3月分	5,830円	
59年4月分	60年3月分	6,220円	

※年金などの給付に必要な費用は、被保険者から納められた保険料、国庫負担金および運用収入でまかなわれている。このうち一番基本的な収入は保険料であるが、保険料はその人の収入に関係ない。

一年間の年金支給額

保険料納付済期間	国民年金	
	附加年金	老齢年金
5年の場合	12,000円	426,800円
6年の場合	14,400	440,700
7年の場合	16,800	454,500
8年の場合	19,200	468,400
9年の場合	21,600	482,300
10年の場合	24,000	496,100
11年の場合	26,400	510,000
12年の場合	28,800	523,900
13年の場合	31,200	537,800
14年の場合	33,600	551,600
15年の場合	36,000	565,500
16年の場合	38,4 0	588,100
17年の場合	40,800	610,700
18年の場合	43,200	633,300
19年の場合	45,600	656,000
20年の場合	48,000	678,600
25年の場合	60,000	791,700
30年の場合	72,000	904,800
40年の場合	96,000	904,800

に任意加入も認められている。国民年金の被保険者にはすべて保険料の納付が義務づけられている。

2、給付の種類と支給の要件

(1) 老齢年金

支給要件は、保険料の納付期間が二十五年以上であること。この二十五年には、保険料の免除期間を加えてもよいし、保険料免除期間だけでもよい。なお、制度施行時に三十一歳を超えていた者については、年齢に応じ段階的に二十五年の要件が十年から二十四年までに短縮されている。

支給開始年齢は、原則として六十五歳となっているが、本人の意志により、上下五年の変動が認められ、六十五歳に達する前に支給を希望すれば、生涯減額された年金となり、逆に七十歳まで支給を延期すれば、年金は増額される。

老齢年金支給開始年齢による減額・増加率

繰り上げ支給			繰り下げ支給		
60 歳	……	42%減	66 歳	……	12%増
61 歳	……	35%減	67 歳	……	26%増
62 歳	……	28%減	68 歳	……	43%増
63 歳	……	20%減	69 歳	……	64%増
64 歳	……	11%減	70 歳	……	88%増
65 歳	……	100%	歳	……	

(2) 通算老齢年金

支給要件は、次のように規定されている。

① 通算対象期間の合算期間が二十五年以上であること。

② 他の公的年金制度の通算対象期間が二十年以上であること。

③ 他の公的年金制度の通算対象期間がその制度で定める老齢年金の受給資格期間を満たしていること。

④ 他の制度の老齢、退職年金給付が受給できること。

⑤ 支給開始年齢は、原則として六十五歳から支給されるが、本人の希望により六十歳から減額受給できる。

その場合減額率は老齢年金と同じだが、繰り下げ支給はできない。年金の支給は年三回となっている。

(3) 障害年金

① 支給要件は、原則として初診日において被保険者であり、かつ、初診日の前日において、保険料納付済期間が少なくとも一年以上（他の公的年金制度の加入期間を含む）ある者が障害認定日（初診日から一年六か月経過した日または症状が固定した日）において、法の定める障害の状態に該当すること。

② 年金支給額は、昭和六十年三月現在次の通り。

障害種別	年金額	支給区分
一級	七〇三、五〇〇円	
二級	五六二、八〇〇円	

(4) 母子年金

① 支給要件は、夫と死別した妻に十八歳未満の子があるとき、妻は夫の死亡日の前日において原則として被保険者であって、保険料を少なくとも一年以上納付していなければならない。

② 昭和六十年三月現在における年金支給額は、左表の通りである。

年金区分	年金額	説明
母子年金（基本）	五六二、八〇〇円	十八歳未満の子を養育する者
母子加算	一八〇、〇〇〇円	夫の死亡によって、ほかの年金制度から老齢年金、遺族年金などを受けられないとき。
子二人目	六〇、〇〇〇円	基本料金＋母子加算
子三人目から	二四、〇〇〇円	

(5) 準母子年金

① 支給要件は、父などが死亡して、祖父母や姉などが十八歳未満の孫や弟妹をかかえ、母子家庭と同様の状態になったとき、原則として被保険者であって、保険料を納付した期間が少なくとも一年以上ある祖母や姉に支給される。

② 年金額は、母子年金と同額であるが母子加算はない。

(6) 遺児年金

① 支給要件は、父母に死別した十八歳未満の子に支給される。ただし、父か母が原則として被保険者であって、保険料納付期間が他の公的年金の加入期間を合わせて少なくとも一年以上あることが必要となっている。

② 年金額は、母子年金と同額であるが母子加算はない。

(7) 寡婦年金

① 支給要件は、老齢年金を受ける条件を満たした夫が、年金をうけることなく死亡したとき、婚姻期間が十年以上の妻（内縁関係でもよい）に、六十歳から六十五歳になるまでの間支給されている。

② 年金の計算は、保険料納付済期間、保険料免除期間などにより算出され、夫が受けることができた老齢年金の二分の一が支給されている。

(8) 死亡一時金

① 支給要件は、死亡月の前月までに三年以上保険料を納付していた者が、何らかの拠出年金の支給を受

保険料納付済期間	支給額
三年以上二十年未満	二三、〇〇〇円
二十年以上二十五年未満	二八、〇〇〇円
付加保険料三年以上納付加算	八、五〇〇円

けることなく死亡したとき、遺族（配偶者、子、父母等）に支給される。

② 死亡一時金の額は、前表の通りである。

未加入者の適用及び被保険者の事項変更	資格取得	六七件	被保険者数	(強)一、五六四人
	資格再取得	七二件		(任)五四九人
	転入	六七件		
	転出	七七件		計 二、一一三人
	資格喪失	一三八件		
被保険者の受給指導及び請求事務	（拠出年金）		※	
	老齢年金	一〇五件	申請免除申請件数	三八件
	障害年金	九件		
	母子年金	一件	承認件数	三八件
	死亡一時金	六件		
	未支給年金	二〇件		
	還付請求	五七件		
毎月徴収による保険料	徴収額計	一三九、七二八、五八〇円		

本町における昭和五十八年度国民年金被保険者取り扱い事項並びに国民年金保険料徴収額及び拠出年金（福祉年金を含む）の支給額は上表の通りで、徴収額に対し年金の支給額は、実に二九九パーセント（約三倍）の金額になっている。

八、旧軍人軍属の恩給

わが国の恩給制度は、明治八年発足以来、それぞれの公務員の種目ごとに別々につくられてきたが、これを一本の恩給制度としてまとめたのが、大正十二年に制定された現行の恩給法である。その後昭和八年の大改正などいろいろな変遷をたどってきたが、昭和二十一年連合国司令部の指令によって、傷病恩給の一部を除き、軍人の恩給は廃止された。

しかして、講和条約によって軍人恩給は、昭和二十八年新しい姿で復活し、その後二十数回改正がなされ、現在の普通恩給と加算改定等は次のように規定された。

(1) 普通恩給

普通恩給は、実在職年にあらゆる加算年を算入することによって、兵・下士官は十二年、准士官以上は十三年に達すれば、恩給権が発生する。

年金支給額（昭和五十八年度）

区分		拠出年金		福祉年金	
		受給者数	金額	受給者数	金額
老齢年金		九〇八	二七〇、二一三、五〇〇円	二六五	七〇、六五三、〇三五円
障害年金		五五	三四、一九〇、一〇〇円	七二	二七、七〇〇、九〇〇円
母子年金		二一	一四、一二二、八〇〇円	—	—
寡婦年金		五	九〇三、九〇〇円	—	—
	計	九八九	三一九、四三〇、三〇〇円	三三七	九八、三五三、九三五円
合計		一、三七六件……四一七、七三四、一三五円			

(2) 加算改訂

加算改訂は、昭和二十八年に復活した恩給制度では、年金額計算には算入しないことになっていた加算年が、昭和四十八年に、七十歳以上の老齢者については算入することになり、更に年齢制限が緩和され、昭和五十年には六十五歳以上、昭和五十四年には六十歳以上の者についても算入されることになった。

(3) 普通恩給等の最低保障額の引き上げ

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、昭和五十九年三月から、兵の仮定俸給の増額に準じ二・一パーセント引き上げ更に普通扶助料の最低保障額については、寡婦加算を加えた場合における普通恩給の最低保障に対する現行の給付割合を考慮して、昭和五十九年八月から、長期在職者と短期在職者とに区分して、左表のように増額改正がなされた。

(4) 松元町の受給者で結成されている軍人同志会員は、昭和五十九年十二月現在で一四二人で、会長は内政高である。

※普通恩給の最低保障額

区分	現行額	改正額（五十九年三月から）
長期在職者 六十五歳以上	七九〇、二〇〇円	八〇六、八〇〇円
〃 六十五歳未満	五九二、七〇〇	六〇五、一〇〇
短期在職者（六十五歳以上又は傷病者） 実在職年九年以上	五九二、七〇〇	六〇五、一〇〇
〃 六年以上九年未満	四七四、一〇〇	四八四、一〇〇
〃 六年未満	三九五、一〇〇	四〇三、四〇〇

※普通扶助料の最低保障額

区分	現行額	改正額（五十九年三月から）	改正額（五十九年八月から）
長期在職者	五二〇、〇〇〇円	五三〇、九〇〇円	五三三、五〇〇円
短期在職者 実在職九年以上	三九〇、〇〇〇	三九八、二〇〇	四〇〇、一〇〇
〃 六年以上九年未満	三一二、〇〇〇	三一八、五〇〇	三二〇、一〇〇
〃 六年未満	二六〇、〇〇〇	二六五、五〇〇	二六六、八〇〇

九、その他

(1) 松元町遺族会

昭和二十七年戦傷病者、戦没者など遺族に対する援護法が制定され、遺族年金及び扶助料受給者によって、昭和二十八年遺族会が結成された。

本町の大東亜戦における戦没者は、陸海軍合わせて三八六人、女子挺身隊三人であった。

遺族会が結成された当時の会員は三〇〇人を超えていたが、その後三十有余年を経過し、受給者のうち老父母が死亡し、終戦当時の幼かった遺児たちも既に四十歳以上の成人となり、また、町外に転出したものも

多く、昭和五十九年十二月現在九八人である。

(2) 松元町大東亜戦争戦没者慰霊塔

昭和三十五年町制施行に当たり、大東亜戦の戦没者の慰霊塔を建設する計画であったが、適当な設置場所がなく昭和三十八年四月二十日、松元小学校内の西北隅の一角に建設した。最上部の碑石は黒花崗岩の素晴らしいもので正面には慰霊塔の文字が刻んである。三段目の石に校区別、陸海軍別に三八九人の全戦没者名が刻まれている。

その後松元小学校体育館の拡張工事のため移転を余儀なくし、旧中央公民館入口附近に、日清、日露両戦役の慰霊碑と並んで移転した。更に旧中央公民館が平野に移転したため、再び移転を余儀なくし、昭和五十八年三月、老人福祉センター敷地の一角に、日清・日露戦役の

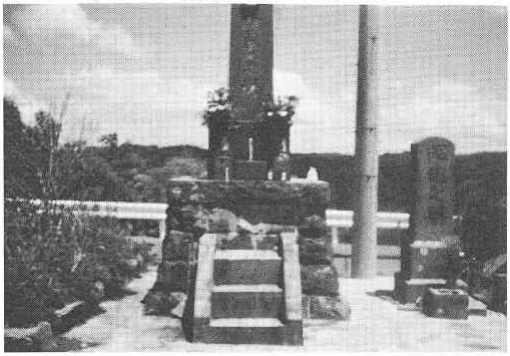

大東亜戦慰霊塔（福祉センター内）

大東亜戦戦没者慰霊塔建設委員芳名

昭和三十八年四月二十日

委員長	東 純男	委員	吉永しづ
副委員長	松元国武	〃	内田一二
委員	畠中市太郎	〃	石原慶二
〃	益山国徳	〃	吉村美吉
〃	二木栄蔵	〃	肥後盛重
〃	吉満光男	〃	久木崎盛吉
〃	谷頭喜之助	〃	上原秀雄
〃	田中時義	〃	森好成
	上野平二		

慰霊之塔（大東亜戦）校区別戦没者

校区別	陸軍	海軍	計
松元校区	九六	三四	一三〇
東昌校区	七二	二九	一〇一
春山校区	六七	二〇	八七
石谷校区	五〇	一八	六八
計	二八五	一〇一	三八六

女子挺身隊戦没者

吉満サツ子	
中園ハル子	入佐
奥サナヱ	直木

日清、日露戦役戦没者

日清戦没	二人
日露戦没	九人

戦没者慰霊碑とともに、移転された。

この大東亜戦の戦没者慰霊塔の建設委員は、当時の初代町長東純男を委員長として、前記一七人の委員が記録されている。

(3) 戦没者遺族などの援護

戦没者遺家族などのくらしの安定をはかるため、旧軍人軍属の公務上の死亡に関し、国家補償の精神に基づき、弔慰金、遺族年金、遺族給与金、特設年金、遺族一時金及び公務扶助料などを支給して遺族を援護するため、昭和二十七年四月三十日、戦傷病者、戦没者の遺族など援護法が制定された。支給条件は次のように区分されている。

① 弔慰金

旧軍人軍属または準軍属が、昭和十二年七月七日以後の在職期間内に公務上または事変戦争勤務に関連する傷病により、昭和十六年十二月八日以後死亡した場合に支給する。この弔慰金は、死亡した者一人につき額面五万円、十年償還、利子年六分付き記名国債。

②遺族年金

旧軍人軍属が在職期間内に公務上の傷病、または勤務に関連した傷病にかかり、在職期間または在職期間経過後に死亡した場合に支給する。

③ 遺族給与金

旧軍人軍属が在職期間中に公務上の傷病、または勤務に関連した傷病にかかり、在職期間または在職期間経過後に死亡した場合に支給する。

④ 特設年金

旧軍人、軍属、準軍属が公務上の傷病に併発した疾病により、死亡した場合に支給する。

⑤ 遺族一時金

旧軍人、軍属、準軍属が、公務上の傷病を併発した疾病により、在職期間経過後六年（結核、精神病は十二年）以内に死亡した場合、死亡した者一人に十万円支給する。

⑥ 公務扶助料

旧軍人、準軍人が在職期間内に公務上の傷病にかかり、在職期間または在職期間経過後に死亡した場合に支給する。

⑦ 特別扶助料

旧軍人、準軍人が、昭和十六年十二月八日以後本邦などにおいて、職務に関連してけがをし、または病気にかかり、そのため死亡した場合に支給する。

遺族年金は以上のように区別支給されているが、昭和二十七年に援護法が制定されてから三十有余年になり、その間幾度か支給額が改正されるとともに、援護対象の

遺族年金等の年額

種別	昭和五十八年支給額	昭和五十九年支給額
遺族年金・遺族給与金	一、三四六、〇〇〇円	一、三七〇、〇〇〇円
特別遺族年金・特別遺族給与金	一、〇六七、〇〇〇〃	一、〇八六、〇〇〇〃
平病死遺族年金・平病死遺族給与金	一、〇六七、〇〇〇〃	一、〇八六、〇〇〇〃
特設年金	一九八、三〇〇〃	二〇〇、一〇〇〃
特例特設年金	一一九、〇〇〇〃	一二〇、一〇〇〃
障害者遺族特例年金	三一二、四〇〇〃	三一四、八〇〇〃
	二四六、三〇〇〃	二四八、一〇〇〃
公務扶助料	一、三四六、〇〇〇〃	一、三七〇、〇〇〇〃
特別扶助料	一、〇六七、〇〇〇〃	一、〇八六、〇〇〇〃

枠もひろがり、昭和五十八年現行支給額とスライド制による昭和五十九年八月からの支給額は、右表のように増額改正されている。

(4) 戦没者等の妻に対する特別給付金

昭和十二年七月七日以後に戦没した妻が、終戦により特別の事情のもとに置かれたことを配慮し、特別の慰籍を行うため特別給付金を支給

① 一般分

額面二十万円、無利子十年償還の無記名国債

② 継続分

額面六十万円、無利子十年償還の無記名国債

③ 再継続分

額面百二十万円、無利子十年償還の無記名国債

(5) 戦没者の父母などに対する特別給付金

過ぐる大戦において戦闘などの公務により子供を失い、そのため子孫が絶えたことによる精神的苦痛を慰籍するため、特別給付金を支給

① 一般分

額面十万円、無利子五年償還の記名国債

② 継続分

額面三十万円、無利子五年償還の記名国債

③ 再継続分

額面六十万円、無利子五年償還の記名国債

④ 再々継続分

額面六十万円、無利子五年償還の記名国債

(6) 特別弔慰金

国が戦没者などの遺族に対し改めて弔慰の誠を披瀝（れき）するため、特別弔慰金支給法に基づき、遺族年金、公務扶助料など年金たる給付の受給権を有する者がいないものに特別弔慰金を支給

① 額面三万円、無利子十年償還の記名国債

② 額面二十万円、無利子十年償還の記名国債

③ 額面十二万円、無利子六年償還の記名国債

第二章　保健・衛生

第一節　保健行政の沿革

本県では、明治の初め学務課の衛生係が衛生行政事務をとっていたが、明治十三年一月、独立して衛生課となった。明治二十六年十月には、警察部所管となり、保安課に属したが、同三十年一月には、衛生課として独立した。その業務は主に伝染病防疫と畜乳肉、食品業者などの許認可や取締まりであった。

昭和六年、満州事変、昭和十二年、支那事変のぼっ発などを契機として、戦力培養上国民体位の向上や出産奨励を図るため、保健衛生の積極的指導が重視されるようになった。昭和十二年四月、保健所法が制定され、翌年には厚生省が設けられ、今まで内務省衛生局に属した保健衛生行政が移管された。昭和十七年、警察の衛生行政事務は一般行政部内に移され、従来の取締まり的保健衛生行政から積極的な指導行政へ発展することになった。

本県では、昭和十三年から県下に保健所を設置して、地域の保健衛生指導を始めたが、戦局の悪化のため、その機能を充分に発揮できるまでには至らなかった。

終戦後、連合軍は日本の荒廃、極度の生活難、医薬の欠乏、衛生状態の悪化について、政府に対し、公衆衛生に関する覚書を発し、各種の指令を発した。昭和二十二年九月、新たに保健所法を制定、翌年からこれを施行することにし、保健所が地方の公衆衛生の向上を図るセンターになり、その使命を発揮できるようになった。そして管内の人口動態を的確に把握しながら、関係市町村、各医療機関と共に、住民の保健衛生の指導、助言、援助を行うこととなった。

一、伊集院保健所

昭和十九年十月、伊集院町下谷口一八二五番地に開設され、その後変遷を経て四十三年九月三十日、現在の県合同庁舎に移った。管轄地域は、串木野市、市来町、東市来町、伊集院町、松元町、郡山町、日吉町、吹上町、金峰町の一市八カ町である。歴代所長は次の通りである。

第一代　門松伊三次、第二代　三浦光、第三代　有島文雄、第四代　中原静彦、第五代　下園千春、第六代　二ツ木繁、第七代　平野図南雄、第八代　門松経三、第九代　青峰憲郎、第十代　平野図南雄、第十一代　中原静彦、第十二代　橋口俊照、第十三代　拂欽可源一、第十四代　中原静彦、第十五代　掘之内正夫

昭和五十六年度の所管行政の重点事項は次の通り。

1　総務課
ア、医療施設など準備促進
イ、原爆被爆者の健康管理（被爆者手帳交付六六人）
ウ、移動保健所の開設
エ、へき地医療連携対策事業
2　衛生課
ア、食品衛生取締事業
イ、狂犬病予防対策事業
ウ、環境衛生事業、廃棄物処理、し尿浄化槽の普及
エ、薬事関係事業、医薬品の適正管理、毒物劇物の正しい知識と適正管理
3　保健予防課
ア、太陽の子運動
イ、栄養改善対策
ウ、成人病予防対策
エ、結核予防対策
オ、精神衛生対策
カ、保健婦対策
キ、防疫対策

4　事務機構（昭和五十六年十一月現在）

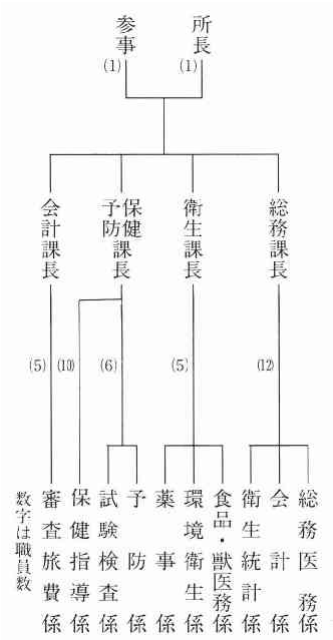

第二節　公衆衛生

一、衛生組合

本県では、明治十三年各市町村に衛生委員を任命し、戸長を助けて、衛生事務に当たらせたが、同十八年には廃止し、その事務は戸長にとらせた。同二十三年以後、県は衛生組合の結成を奨励した。同二十八年には県下全村（村または大字単位）に、この組織ができ（組合数は七〇〇以上）、伝染病予防活動に当たり、清潔中心の作業や消毒、患者の家との交通しゃ断までも行った。

同四十二年、規則を改正、市町村単位の組合組織とし、各役員を設け、県、郡、市衛生組合連合会を組織することとした。役員中、正副組合長は、井戸、下水、芥溜（ごみだめ）、便所などの構造の改善、飲料水の適否調査、種痘の普及、消毒器具の設備、衛生思想の普及に努め、伝染病流行時には、前記の活動を行った。

本町の前身、上伊集院村時代、松元源次郎が永年組合長の職にあったが、当時の記録が残っていないので、その活動は明らかでない。昭和二十三年初めて役場に衛生係を設けたので、衛生組合は翌年解消した。

二、清潔検査

明治三十一年四月、県令で清潔施行規程を制定、伝染病予防のため、春秋二回清潔の実施とその方法を定めた。当時の上伊集院村では、役場、警察、衛生組合と提携、各家屋の内外を検査し、畳をはがし、台所、下水溜、便所、床下などに石灰の散布してないものは、不合格とし、再度清掃させるほど厳格なものであった。検査合格家屋には「清潔検査済」の証紙を貼った。合格の等級を特、優、一、二等と定めた時もあった。

終戦による社会的混乱は、保健衛生思想を低下させ、伝染病がまん延したので、進駐してきた連合軍は、衛生

清潔検査成績（昭和28年7月）

検査区	秀	優	良	可	不可
上床	7	15	20	11	—
桟敷原	—	13	24	—	—
馬場上下・芝原	11	22	23	10	2
井の尻・森園	4	9	24	8	1
下り山・中の丸・岡・城	5	17	40	9	1
後・篠原堀	1	7	17	14	1
後中・古山	2	12	26	8	—
前・前中	12	23	17	1	—
後原・野首・大西	10	24	20	14	6
池田・向原	3	24	24	8	—
西・坂之上・湯の尾・馬込	8	27	32	7	—
東昌寺・山方	9	20	22	—	—
平谷	8	12	16	4	—
田の領	11	17	17	—	—
東・西・上の前	12	20	27	23	—
大下・下原	8	16	29	11	1
平木場・山木場	3	4	8	1	—
牟田・小中原	13	18	11	—	5
迫田・田出橋・内門・木之下	2	36	23	10	—
中園・新門・外園	2	22	21	4	—
京ノ旨・坊屋敷・松下	3	9	14	48	1
折尾	9	24	25	7	—
田原春	3	11	27	11	1
松元上・下・松元上	11	23	24	13	1
松元下・入田・本坊	15	40	29	6	2
内田1・2・3	13	45	18	3	—
内田上・中	—	19	28	4	—
仁田尾前	7	7	17	11	—
仁田尾後	5	12	20	12	—
東・松ノ尾・松協	15	21	18	7	—
西・六ケ所・前後	—	17	66	2	—
石谷下	5	16	18	1	—
新村上・下	10	18	11	2	—

思想の普及徹底とＤＤＴ散布による害虫駆除を実施、厳格な清潔検査を実施した。

その後、清潔検査義務条項も改められ、衛生指導となり、衛生思想も普及したので、松元町では四十二年から清潔検査を中止した。四十六年九月には、清潔法は廃止され、新たに廃棄物の処理と清掃に関する法律が制定された。本町では、年二回衛生指導を自主的に実施している。

昭和二十八年七月十三、十四両日、赤痢予防の目的で県下一斉に清潔検査が実施されたが、本町の成績は前頁の表の通りであった。

三、隔離病舎（俗称避病舎）

明治二十八年四月、内務省は訓令で「市町村ニ設置スベキ避病院設置標準」を達示した。県はこの標準に基づいて、訓令で「市町村立避病舎設置規程」を定め、市町村に避病舎の建設を義務づけ、既設のものには改造を指示した。

上伊集院村では、上谷口山下三、〇四一番地、小原七太郎の土地を借用、瓦葺平屋建て病室二、病床一〇、事務室一を建設（年月日不祥）したが、その後病棟は老朽化したので、昭和二十年撤去、事務室は売却した。

昭和三十年発足した日吉、吹上二カ町隔離組合に伊集院町が加入、同四十四年には、松元町、市来町、東市来町が加入して、同年十二月二十四日には、日置地区隔離病舎組合が発足、新病舎を日吉町日置一、一五〇番地に新築した。建物は鉄筋ブロック造り平家建て、三九九・六平方㍍、二〇床、工費一、六九九万六、〇〇〇円であった。その後環境衛生思想が普及し、行政的にも、検診、予防接種の実施、鼠族、昆虫の駆除等が徹底し、現在は伝染病の発生はほとんどなくなった。

四、急性伝染病

明治の初めの県民の衛生知識は極めて幼稚で、病気になると、お守り札や神火に頼る者も多かった。当時は伝染病も流行したが、かかっても秘密にして、消毒や隔離から逃れようとする者が多かった。このため、当時は衛生知識の普及啓発から始めねばならず、明治十三年七月太政官布告で、六伝染病（後に十伝染病となる）に対する予防規則を公布した。この規則では、診察した医師は二十四時間以内に区長か戸長に通知し、必要と認める時は、伝染病舎に収容することができ、衛生官吏は患者の家の門か戸に赤色の病名票を貼り、交通をしゃ断することになっていた。

明治二十八年六月、県は訓令で「伝染病ニカカリタル赤貧者救助内規」を内示し、貧困患者に対し、薬代（一

日六銭以内）、往診料、看護人費、患者食費（一日五銭）患者運搬費、消毒費などを地方税で支弁することにした。また県は、衛生知識の普及徹底によって、伝染病の流行を防ぐ一案として、寺院の住職が法話をする際「伝染病予防心得」を説明してもらった。当時の伝染病予防法としては、清潔、消毒、隔離以外に決定的治療薬はなかった。しかし、右のような施策の結果、本県の伝染病患者は明治三十年代には二十年代の五分の一に激減した。大正の初めから昭和の戦前までは、偶発的に少数の患者の発生はあったが、発生の全然ない年もあった。

昭和二十年、敗戦の結果、食料の欠乏、生活条件の悪化のため、赤痢、疫痢その他の伝染病が流行しはじめたので、急性伝染病に対する法的措置が強められ、二十二年予防接種法が制定され、強制接種も行われた。種痘、ジフテリア、百日咳、腸チブス、パラチブス。小児まひ、コレラ、日本脳炎、インフルエンザなどのワクチン接種がそれで、県はこれと共に、伝染病予防思想の普及と患者の早期発見に努めた。その後、伝染病発生数は急激に減った。昭和五十六年度に松元町が、予防接種法に基づいて実施した予防接種（ワクチン）は次の通りである。

定期予防接種

◦急性灰白髄炎―生後三カ月から十八カ月の者

◦百日咳とジフテリア―第一期は生後二十四カ月から四十八カ月の者。第二期は第一期を終わって十二カ月から十八カ月の期間内。ジフテリア―第三期の十二歳に達する日の属する年度

◦風しん―中学三年の女子

臨時予防接種

◦日本脳炎―三歳児、四歳児、小学校一年、四年全員、中学校一年、三年全員

◦インフルエンザ―保育所、幼稚園、小、中、高校生の全児童生徒、但し三歳未満は除く。

◦種痘―明治十八年「種痘規則」を定めたが、種痘するとかえって痘瘡にかかるといって、種痘を嫌うものもあって徹底しなかった。明治四十二年「種痘法」を制定し、第一期種痘（出生から翌年六月までの間）、第二期種痘（数え年十歳児）を定め、未成年者の保護者と学校長、育児院長など準保護者の「種痘を受けさせる義務」を厳しく規定した。また市町村長の種痘実施義務とその実施要領、種痘後の検査などについても規定した。県は明治四十三年訓令で「種痘法に関する取扱手続」を定めたので、確実な種痘が実施され、痘瘡患者を激減させることになった。昭和に入ってからは、痘瘡患者の発生はなく、それに加えて昭和四十五年、

副反応が種痘禍として社会問題となり、昭和五十一年予防接種法が改正され、定期種痘は事実上中止となった。またこの痘瘡については、昭和五十五年一月二十五日、第六十五回W・H・O執行理事会において根絶宣言の決議がなされ、同五十五年五月八日、第三十三回世界保健総会において根絶宣言が行われた。（この項根絶宣言については昭和五十九年十一月十二日伊集院保健所に照会確認したものである。）

五、伝染病の流行

急性伝染病中、最も恐れられたコレラ病が日本で初めて流行したのは、天保五年（一八三四）で七万人の死者が出たという。その後度々流行したが、安政五年（一八五八）の流行時には死者三〇万人といわれている。明治になって本県では明治十年、十二年、二十七、八年の日清戦争中にも大流行した。明治三十年代になると、県民の衛生思想も漸く高まり、当局の施策も効果を見せ、二十年代の五分の一程度に患者も減った。四十年以降は偶発的に少数の患者の発生を見た。赤痢だけは毎年罹病者を出し、一、〇〇〇人以上の患者を出したのは、明治三十八年、大正二、三、四年であった。上伊集院村当時の伝染病発生の記録はないが、夏季になるとよく赤痢が発生し、避病舎に隔離されたので、その下を通る小学生たちは、走って通ったり、回り道をしたという大正時代の話が残っている。「目置郡誌」には大正十年、上伊集院に、腸チブス二、ジフテリア一、の統計が残っている。

大正六年スペインで発生した流行性感冒スペイン風邪が世界各国に伝わり、わが日本では大正七年春から約二年にわたり猛威を振い、患者二、〇〇〇万人と言われ、特に大正八年十一月から三カ月間の患者は一七二万人、内死者六万五〇〇〇人と伝えられている。本県でも空前の惨害となり当時の新聞記事に「患者続発のため、列車、電車の運転回数は激減され、専売局員の患者五百余人、各学校はほとんど休校、官公署は門を開くだけ、警察は非番者なし」などと報じている。「県警察史」には、県下の罹病者数一〇万人、死者約五、〇〇〇人とある。また「鹿児島百年」下巻大正昭和篇には「県衛生部の統計によると、大正七年の十・十一月だけで、県下の患者数は県人口のほぼ五割に当たる七三万人を越え、忽ち五、五五四人の死者を出した。」と記している。本村においても家族全員が罹病、枕を並べて寝込んだというところが多かった。

本町における昭和二十年八月以降の伝染病発生状況は次の通りである。（　）内は死亡者数である。

。赤痢＝二十八年に二四人、これは春山桟敷原を中心に

発生し、仮病舎を建てて患者を収容した。三十年に一人（一）、三十四年に四人、三十八年に二三人、これは直木山方地区を中心に発生し患者は直木公民館に隔離した。

◦ジフテリア＝三十三年に一人（一）、三十四年に一人
◦日本脳炎＝三十五年に一人（一）、三十六年に二人（一）

六、結核

明治三十二年中に結核の死亡者が全国で七万人に達しなお増加の傾向を示したので、三十七年六月、県令で「肺結核予防ニ関スル取締マリ規則」を公布、県民の注意を喚起した。その中で「結核の治療は至難であるとし、もっぱら患者と病菌に近寄らず、清潔と消毒」を指示している。特に本県では大正年間、紡績女工として県外出稼ぎから帰郷した者の中に、呼吸器病の患者が多く、大正末期の調査では一二㌫となっていて、それが感染源となって逐年患者がふえ続けた。

昭和二十三年、連合軍の好意でアメリカから輸入された抗生物質製剤の注射で、結核その他多くの難病が駆逐されることになった。昭和二十六年三月には、結核予防法を制定し、行政的にツベルクリン反応、B・C・G接種を小、中学校の児童生徒に、レントゲン間接撮影、精密検査を一般住民に実施し万全を期すことになった。これらの施策のため昭和二十五年に死亡率第一位であった結核が、三十一年には第五位、現在では十位以下となった。

七、寄生虫の駆除

寄生虫は古くから、主として人体の消化器系に寄生し栄養障害を起こしていた。中でも蛔虫は、昭和二十年終戦直後は、大部分の人が保虫または保卵者であった。町行政当局と学校保健会が、毎年児童生徒の定期的寄生虫駆除を督励し、三十四年度には、蛔虫と十二指腸虫を対象に全国的に予防運動が実施され、市町村単位に定期的集団検便、駆虫薬投与をし、また糞処理など改善の結果、現在では保卵者は激減した。昭和二十六年の県民の蛔虫卵保有率は六八・八㌫、昭和三十九年には一〇・二㌫、十二指腸虫は、昭和二十六年には一〇・二㌫、昭和三十九年には八・九㌫となっている。（県衛生資料による）

八、そ族昆虫族駆除

ネズミの駆除が全国的に取り上げられたのは、明治三十二年で、同三十八年には市町村に義務づけられ、同四十二年からは飼猫も奨励されたが、捕殺以外に駆除剤として燐、亜砒酸などが使われた。大正十一年には、ネズミ以外の蚊、はえ、のみ、しらみなども駆除対象として

法制化された。昭和二十年終戦後、国民衛生の劣悪化と伝染病のまん延から、その媒介源であるネズミ、昆虫族の駆除が、占領軍の指導と援助で積極的になされ、海外からの復員軍人、その他の引揚者にDDTの散布をさせた。本県では昭和二十三年、人口約二万人を標準に保健所に衛生班を組織し、その駆除に着手した。二十四年には事業主体が市町村に移された。二十五年には、「明るい郷土づくり運動」の一環としての駆除体制となった。三十二年、蚊、はえのいない生活実践運動三カ年計画をつくり、県民運動として展開、地域住民の自主的衛生組織の結成に努めた。

九、狂犬病

昭和二十五年八月、狂犬病予防法が結成され、飼犬登録と年二回の予防接種が行われるようになった。飼育者の無自覚による捨犬が原因の野犬の捕獲に努めると共に捕獲困難な場合、地区公民館員の同意を得て、広報の上薬殺も行っている。狂犬病予防法制定後、本県では狂犬病は発生していない。しかし、飼犬の増加と共に咬傷害が多発する傾向のため、三十三年飼犬取締条例を定め、必要な処置命令が発せられるようにした。伊集院保健所捕獲及び違反件数を示すと、次の通りである。

（昭和五十五年二月三十一日現在）

- 違反件数　捕獲犬―五一六匹、薬殺―三五匹、引き取り―九〇一匹
- 畜産物被害―五件、咬傷―四件、けい留命令十件
- 松元町登録犬―四〇八匹、注射一回―三五一匹、注射二回―三四六匹

一〇、成人病と死因順位の変遷

結核、肺炎などの死亡者が減り、代って成人病による死亡率が全国的に高くなり、本町もその例に洩れない。ガンも食生活や生活環境の変化で、近年その種類も多く、死亡率も高くなっている。本町では保健所や医師の協力を得て、集団検診、精密検査を実施し、早期発見、

年次＼順位	一位	二位	三位	四位	五位	六位	七位
大正　元	肺炎及び気管支炎	下痢及び腸炎	全結核	脳血管疾患	老衰	脳膜炎	腎炎
〃　五	下痢及び腸炎	肺炎及び気管支炎	全結核	脳血管疾患	腎炎	脳膜炎	不明
昭和　二五	全結核	脳血管疾患	肺炎及び気管支炎	老衰	下痢及び腸炎	不明	不明
三〇	脳血管疾患	老衰	心疾患	悪性新生物	肺炎及び気管支炎	全結核	下痢及び腸炎
三五	〃	悪性新生物	〃	老衰	〃	〃	胃腸炎
四〇	〃	〃	〃	〃	〃	不慮の事故	全結核
四五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	高血圧疾患
五〇	〃	〃	〃	肺炎及び気管支炎	〃	〃	〃
五四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

松元町の成人病死亡数と死亡率（人口10万人対）推移

病名＼年度＼数・率	昭和49		昭和50		昭和51		昭和52		昭和53		昭和54	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
成人病	55	771.4	35	485.3	41	538.4	49	634.4	45	568.1	43	628.0
脳血管疾患	21	294.5	12	166.4	19	258.7	18	233.0	20	252.5	18	265.0
悪性新生別	14	196.4			9	122.6	16	207.1	11	138.9	12	171.4
胃ガン	5	70.1			4	54.5	4	51.8	4	50.5	3	40.5
子宮ガン	1	26.4			—	—	1	26.0	1	24.2	—	12.3
肺ガン	1	14.0			—	—	1	12.9	1	12.6	1	24.3
乳ガン	1	14.0			—	—	1	12.9	—	—	—	3.6
肝臓ガン	3	42.1	1		—	—	3	38.8	2	25.2	3	24.6
心疾患	16	224.4	9		9	122.6	13	168.3	14	176.7	12	160.9
高血圧性疾患	4	56.1	2		4	254.5	2	25.9	—	—	1	30.7

早期治療に努め、更に食生活改善や要注意者の定期的健康管理を指導している。

過去五十年間の死因順位の変遷を示すと前表の通りである。（鹿児島県成人病第十号による）

一一、松元町衛生自治団体連合会（略称衛自連）

本県は昭和三十二年から地域住民の自主的衛生組織の結成育成に努めてきた。本町では同三十八年直木山方地区を中心に赤痢が流行、これのまん延を防ぐため、多額の経費を要した苦い経験から、直木地区で自主衛生組織をつくった。昭和四十六年には、町内の各衛生自治団体の連合体として、松元町衛生自治団体連合会が発足した。事業として次のようなことが実施されている。

(一) 夏と年末の一斉清掃
(二) 家庭衛生薬剤のあっ旋
(三) 塵収集指定袋の共同購入
(四) 夏の蚊、蠅の一斉駆除
(五) ネズミ、ゴキブリ駆除薬配布と一斉駆除
(六) 研修視察
(七) 南薩地区環境衛生研修会　し尿浄化槽設置者研修会参加

松元町衛生自治団体連合会歴代会長は次の通り。

初代　坂之上政雄（昭和四十六年四月～四十八年三月）
二代　有馬　重雄（〃　四十八年四月～四十九年三月）
三代　東　幸雄（〃　四十九年四月～五十二年三月）
四代　有留　誠蔵（〃　五十二年四月～五十五年三月）
五代　新　文雄（〃　五十五年四月～現在）

第三節　医療と施術

一、開業医

藩政時代から明治新政府となり、中央政府の権威が地

方に及ぶには時日を要した。このため、医術を修得するため、中央の医学校に学んだ者は、ごく少数に過ぎなかった。明治の中期までは、医師免状を取得する目的で、十四、五歳の少年が数年間、有名な医師宅に寄宿して、臨床医学を学び、医術をきわめながら、高価で入手困難な医学書を借用したり、書写したりして、医術の習得に努め免許状を取得した。大正十年、上伊集院村の開業医は専門学校及び同等学校卒業以上の医師二人、従来の開業医二人であった。

医師は各専門科目を持っていたが、患者の大半が内科系であり、重症か特殊な病状の者は、鹿児島市内の専門医か県立病院へ入院した。往診を乞うと徒歩か乗馬であった。昭和になると、オートバイが使われ、その後は自動車になった。

医療施設状況　（昭和56．3．31．現在）

区分 / 市町別	診療に従事している医師		診療施設									診療に従事している医師1人当り人口数
			病院		診療所		助産婦	あんまマッサージ指圧	はり	きゅう	柔道整腹	
	医師	歯科医師	数	病床	数	病床						
串木野市	24	8	3	138	18(9)	130	9	22	26	26	1	1,272
市来町	5	1	1	150	4(1)	9	5	4	3	4	—	1,489
東市来町	15	4	2	94	11(1)	63	7	10	9	10	2	997
伊集院町	22	3	4	373	18(2)	50	11	5	13	13	2	834
松元町	4	1	—	—	5(1)	34	5	—	1	2	—	2,170
郡山町	3	—	—	—	4	8	10	1	3	3	—	2,649
日吉町	5	1	1	60	3(1)	—	5	3	7	7	—	1,395
吹上町	16	3	1	88	12(3)	52	7	8	16	17	1	728
金峰町	8	4	1	368	7(3)	46	5	8	10	11	1	1,279
計	102	25	13	1,271	76(24)	392	64	61	88	93	7	1,145

※（　）は歯科医

二、本町の医師

以前に開業していた医師

1、加藤信輔～弘化六年（一八四九）十月十九日生、直木、三、一三六番地で開業。漢方医、加藤栄助の父。

2、町田耕造～石谷城主町田家の子孫。明治十年の役に従軍。のち指宿市に転出して開業。漢方医

3、木場武二～町田耕造の弟。明治十年の役に参戦後石谷六カ所に開業。漢方医、乗馬で往診した。

4、松崎一二～春山出身の漢方医。

5、四元泰治～石谷出身、明治六年（一八七三）生。長崎医専卒。明治三十四年、仁田尾で開業。上伊集院村会議員。日置郡会議員を永年勤め、また石谷戸主会長として地域振興に活躍した。昭和二十年八月没。享年七十三歳。乗馬で往診した。

6、馬渡覚二～上伊集院駅近くで開業。陸軍軍医中尉。乗馬で往診した。

7、中原静彦～石谷出身。九大医学部卒。終戦後石谷木場病院跡で開業。昭和二十六年県庁入りし各地保健所長を歴任す。地元伊集院保健所長も四代、十一代、十四代と三回も勤め、地域保健に貢献した。昭和三十五年医学博士。

8、恒吉ミヤ～曽於郡大崎町出身。大正十五年、歯科医師試験合格。東京都中野区で開業。昭和二十三年本町折尾で開業。昭和三十六年没。

9、川畑実～町内入佐九九〇番地出身。台北医専卒。昭和十年十二月まで台北赤十字病院内科勤務。昭和十一年一月十日、上谷口一、〇〇四番地で開業。町内学校医としても学校保健に貢献された。昭和五十四年六月一日病没。享年七十二歳。

現在開業中の医師

1、四元盛隆～石谷一、五九五番地。四元泰治の息。昭和十年九州医専卒。県立鹿児島病院産婦人科勤務。昭和二十年九月、父の跡を継ぎ開業中。昭和三十五年医学博士。昭和三十四年から町教育委員として十五年、石谷地区公民館長として十四年、教育行政、地方自治に尽力された。日置郡医師会長も勤めた。

2、脇丸孝志～伊集院町下谷口二八六四番地出身。昭和十七年、熊本幼年学校卒業。陸軍士官学校に進み終戦。昭和二十七年鹿児島大学医学部卒。昭和三十五年医学博士。三十八年から上谷口六六四番地で開業中。

3、渡辺好文～肝属郡高山町六八九番地出身。昭和二十四年熊本大学医学部卒。昭和二十九年国立熊本病院外科放射線科勤務、その間厚生技官。昭和三十五年医学博士。昭和三十八年長島診療所を退任。三十九年から上谷口二、九七〇番地で開業中。

4、川畑英機～上谷口一、〇〇四番地、川畑実の二男。昭和四十七年鹿児島大学医学部卒。同大学病院勤務。昭和五十年から父と共に上谷口一、〇〇四番地に開業。父没後あとを継ぎ今日に至る。

5、尾上幸子～郡山町上神殿出身。昭和十四年女子医専卒。昭和三十三年から直木四、〇八八番地で開業中。

6、奥カツヨ～恒吉ミヤの娘。昭和十三年東洋女子歯科医専卒。千葉市で開業。昭和三十六年、母の跡を継ぎ折尾で開業。昭和四十九年から上谷口五、〇一四番地に移転開業中。

7、石窪浩二～鹿児島市出身。昭和五十四年日本大学

薬務関係の表

（昭和56．3．31現在）

業種別＼市町別	串木野市	市来町	東市来町	伊集院町	松元町	郡山町	日吉町	吹上町	金峰町	計
医薬品製造業	4(2)	—	1	1(1)	1	—	—	2(1)	1	10(4)
薬局	4	—	2	2	1	—	—	1	1	11
一般販売業	1	—	—	1	—	1	—	1	—	4
薬種商販売業	8	3	8	4	1	2	2	3	8	39
特例販売業	2	5	6	6	1	3	5	14	3	45
配置販売業	1	—	1	1	—	—	—	1	—	4
毒物劇物販売業	27	8	25	20	9	5	9	13	13	129
麻薬管理者	2	—	—	1	—	—	1	1	—	5
麻薬施用者	12	1	6	7	2	1	4	9	4	46
覚せい剤原料取扱者	3	—	1	—	—	—	—	—	—	4
計	64(2)	17	50	43(1)	15	12	21	45(1)	30	299(4)

松戸歯科部卒。続いて鹿児島大学歯学部第一保存学教室で三カ年研修。昭和五十四年十一月三十日、歯科医師試験合格。昭和五十七年七月五日から、上谷口一、〇〇五番地（平石ビル内）で開業中。

三、薬剤師

1、浦島雅子～鹿児島市出身。昭和四十三年福岡大学薬学部卒。日赤診療所勤務後、昭和五十五年五月から上谷口一、〇二九の一番地（浅面ビル内）で薬局開業中。

四、薬舗、売薬業

上伊集院時代の大正年間、売薬行商人が一人いたことが「日置郡誌」に記されている。大内田文蔵が直木で薬種商、文蔵の子初男も折尾で薬種商をしていた。大正十三年、船迫盛蔵も薬種商の免許を得て直木で開業したが、昭和二十七年から上谷口一、〇〇六―二番地に移転開業した。なお盛蔵の三男禎典も、昭和五十七年十二月十四日、薬種商に合格し父を助けていたが、父盛蔵が昭和六十年一月二十二日急逝したため、父の跡を継ぎ開業中。

五、歯科の治療

本町に歯科医が開業するまでは、歯痛に悩まされると、冷水で患部を冷やすか、家庭常備薬を使用したり、クレオソート丸を虫歯につめたりした。入れ歯をするには鹿児島市まで出かけた。明治、大正のころは中年以上になると、全く歯のない人もあったという。

六、鍼灸・按摩

古くから軽い病気、はれ物、疲れを直すために灸が使われ、また中年以上は肩こり、腰の痛みを直すのに、べに、按摩、マッサージの心得のある人に頼んで治療していた。上伊集院村には、大正時代から二人の鍼灸師がい

た。昭和二十二年に制定された施術の免許をもって開業しているはり師一人、灸師一人がいる。

七、助産婦

昭和三十年代までは、妊婦が病気か、異常出産の心配がある時入院する以外は、ほとんど自宅で分娩し、産褥の一カ月余りを過ごしていた。このため妊娠の兆候のある時は、産婆の門をたたいて、分娩まで保健指導を受け、また分娩の介護、産褥中の新生児の保護指導を受けた。大正時代上伊集院村には、入佐に野間口チエという産婆がいた。産婆職は案外に古く、明治元年に内務省布達の「産婆取締まり規則」が規定されており、長年の通用語になっていた。昭和二十三年、保健婦、助産婦、看護婦法が制定され国家試験合格が必要になった。昭和三十年代後半、日本が工業立国に踏み切り、生産年齢者が郷里を離れ都会へ就職するにつれ、町内での分娩件数は激減した。また妊産婦は産婦人科病院に入院して分娩する傾向が多くなったため、助産婦への依頼は極めて減少した。

八、民間療法

昭和二十年前までは、住民の衛生思想は一般に低く、地域によっては、出産時には近くの助産経験豊富な老女の手を借りて出産することもあった。また軽い病気や外傷には家庭救急薬、薬草、灸、べになどが使われた。また祈祷師に頼る人もあった。家庭常備薬として、ほとんどの家庭に富山方面からの救急薬の入れ薬を備えていた。これを「越中どんの薬」と称していた。佐賀や奈良方面からのものもあり、現在もなお続いている。また一方では湯治療養も喜ばれ、田植えなどの農繁期が終わると、近くでは伊作湯之元、東市来湯之元などの温泉に出かけた。また慢性病に効くといって遠く市比野、妙見、塩浸の温泉まで出かける人もいた。本町では、昭和四十五年三月、「温泉湯治施設利用取扱の規則」を制定し、国民健康保険の被保険者が施設を利用した料金の一部を助成している。

※　第二章執筆には次のような資料を参考にした。

鹿児島県史、日置郡誌、鹿児島県警察史、吹上町郷土史、鶴田町郷土史、伊集院保健所資料、松元町役場資料、松元町例規集、鹿児島県の成人病、鹿児島県衛生統計資料

第四節　栄養改善と食品衛生

一、体格

昔から鹿児島のニセ歌に「色は黒くて、横ばいの小ぢックイ」とあるが、風土や生活環境の影響からか、本県人は一般に青少年の体位が、ズン胴、短脚型で、身長、

体重、胸囲ともに全国平均を下回り、最下位であった。

藩政時代から松元町は耕地が狭く、住民の生活は苦しかった。屋根はわら葺きで、室内はうす暗く、粗末な住まいであった。食生活も三度ともに一汁一菜で、栄養価を考えたものでなく、腹一杯になればそれで満足した。からいも、粟、麦、そば、その他の雑穀が主食で、副食物も自家製の漬物、野菜、山菜を原料としたものが多かった。白米の飯は盆、正月、祝いごとの時、口にする程度であった。昭和二十年終戦前後の食糧不足は、成長期の青少年に充分なる栄養が与えられなかったために、体位の向上をはばんだと思われる。

昭和二十六年、講和条約が結ばれ、日本は自主独立し、食糧増産に励み、学校の児童生徒のために学校給食も開始された。また各自治体に保健婦、生活改善普及員を、地域には栄養改善推進員を置いて、住民の体位体力の増進に寄与している。家庭や学校で食生活の改善が進むにつれて、児童生徒の体位もよくなり、昭和四十年代になると、児童、生徒の机や椅子が体の発育に合わなくなり、従来のものを改造したり、新調したりして、規格を調整してきた。それでもなお全国平均には達していないのが実情である。参考までに大正十一年の上伊集院村壮丁の体位を示すと次の通りである。徴兵検査受験人員

児童生徒体格表（平均値）

全国・県はS56年度
本町分はS57年度

項目		校種＼年令	小学校 6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	中学校 12歳	13歳	14歳
男子	身長	全国	115.9	121.4	126.8	132.1	137.2	142.8	149.8	157.3	163.2
		県	115.0	120.3	125.7	131.8	136.3	141.6	148.1	155.7	161.7
		町	115.3	119.4	126.6	131.3	136.2	141.4	146.7	156.0	163.2
	体重	全国	20.9	23.2	25.9	29.0	32.3	35.9	41.2	46.8	52.1
		県	20.5	22.6	25.1	28.7	31.4	34.6	39.7	45.2	50.6
		町	20.4	21.8	25.8	27.5	30.7	34.3	37.5	45.4	50.8
	胸囲	全国	57.6	59.6	61.8	64.2	66.7	69.2	72.3	75.8	79.4
		県	57.2	58.9	61.3	63.9	66.6	68.0	71.3	74.9	78.7
		町	56.8	58.4	62.1	62.8	64.8	67.0	70.5	74.2	79.7
女子	身長	全国	115.1	120.8	126.1	131.9	138.2	145.0	150.5	154.2	156.0
		県	114.3	120.0	125.7	131.5	137.8	144.6	149.6	153.3	155.0
		町	114.7	119.9	124.7	130.7	137.2	144.0	149.1	153.5	155.0
	体重	全国	20.4	22.8	25.4	28.5	32.4	37.3	42.4	46.6	49.6
		県	19.9	22.2	25.0	28.1	31.6	37.1	41.6	46.0	48.8
		町	20.0	22.1	24.6	27.7	32.2	36.2	40.8	46.0	48.7
	胸囲	全国	56.1	58.1	60.2	62.7	66.0	69.9	74.2	77.2	79.4
		県	55.5	57.4	59.8	62.4	65.0	69.5	73.6	76.9	79.0
		町	56.2	58.1	59.7	61.4	65.7	68.8	73.8	78.0	79.8

児童生徒の体格の推移

体格	性別	年度	年齢	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳
身長	男子	昭和33年	全国	107.5	110.9	116.1	120.0	123.9	127.9	133.9	140.0	147.0
		昭和21年	全国	107.4	112.4	117.2	121.5	126.1	130.0	137.5	142.1	149.0
		昭和41年	全国	113.6	119.1	124.3	129.1	134.0	139.0	145.2	152.4	155.5
			県	111.9	117.1	122.2	127.2	131.6	136.4	141.8	148.7	155.2
		昭和51年	全国	115.3	120.9	126.5	131.3	136.8	142.1	148.9	156.2	162.4
			県	114.1	119.6	125.0	129.8	135.0	140.1	146.5	153.9	160.3
			郡	113.2	119.2	124.6	129.5	134.0	139.6	145.7	152.7	159.3
	女子	昭和33年	全国	104.8	110.0	113.9	119.1	123.9	127.9	133.0	137.9	143.0
		昭和21年	全国	106.5	111.6	116.3	120.8	125.4	130.2	138.3	143.6	147.5
		昭和41年	全国	112.1	118.1	123.4	128.8	134.6	141.0	146.8	150.7	152.8
			県	110.0	115.9	121.5	126.8	132.7	138.6	144.1	148.5	150.0
		昭和51年	全国	114.6	120.2	125.8	131.2	138.0	144.4	149.9	153.2	155.1
			県	113.4	118.9	124.5	129.7	136.3	142.7	148.2	152.0	153.8
			郡	112.5	118.2	123.9	129.5	135.9	142.4	149.6	151.0	153.3
体重	男子	昭和33年	全国	17.0	20.0	21.0	23.0	25.0	27.0	29.0	33.0	38.0
		昭和21年	全国	17.8	19.8	21.5	23.6	25.5	27.8	31.5	35.4	40.2
		昭和41年	全国	19.7	21.9	24.3	26.7	29.5	32.6	37.0	42.5	48.0
			県	19.1	21.2	23.3	25.6	28.0	30.7	34.4	39.6	45.9
		昭和51年	全国	20.6	23.0	25.8	28.5	32.0	35.4	40.4	45.9	51.4
			県	20.1	22.5	25.0	27.6	30.6	33.8	38.4	43.8	49.3
			郡	19.5	22.0	24.5	27.0	29.8	33.0	40.2	44.7	47.4
	女子	昭和33年	全国	17.0	19.0	20.0	22.0	25.0	27.0	30.0	33.0	30.0
		昭和21年	全国	17.3	18.9	21.1	22.9	25.2	27.5	32.7	37.1	41.2
		昭和41年	全国	19.2	21.3	23.7	26.5	29.8	34.1	39.2	43.6	46.8
			県	18.6	20.5	22.7	25.2	28.4	32.5	36.8	41.6	45.2
		昭和51年	全国	20.1	22.5	25.3	28.2	30.4	36.8	41.9	45.9	48.9
			県	19.7	21.9	24.6	27.3	31.2	35.6	40.6	44.9	47.9
			郡	19.1	21.3	24.0	26.9	30.8	63.0	37.2	42.8	48.2

七三人、平均身長五尺二寸九分九厘（一六〇・六㌢）平均体重十三貫六九三匁（五一・二キログラム）甲種合格者二六人（三五・六㌫）乙種合格者一八人（三八・二㌫）丙種合格者一九人（二六・二㌫）であった。丙種以下の比率は日置郡内で一番高かった。

二、母子保健

昭和十二年、母子保健法が制定され、十四年には乳幼児の検診や育児指導が行われ、十七年には妊産婦手帳規定が公布され、妊産婦育児用の必要物資も配給された。それは戦力増強のための人口政策で「生めよ、ふやせよ」の掛声で、結婚も奨励された。昭和二十六年、母体保護の見地から、受胎調節の積極的普及を行うため、市町村その他各種団体の協力を求めて、具体的指導を開始した。昭和四十年八月には母子保健法が制定された。この法律は、母性と乳児と幼児の健康の保持と増進を図るため、制定されたもので、次のように規定してある。

1、母性はすべての児童が健やかに生まれ、育てられる基盤であるため尊重せられ、保護されなければならないこと。母性は自ら進んで妊娠、出産、育児について理解を深めなければならないこと。

2、都道府県知事は、母性、乳児もしくは幼児の健康の保持増進のため、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、個別的、集団的に必要な指導助言を行い、女子保健に関する知識の普及に努めること。市町村長はその事務に必要な協力をすること。

3、知事は保健指導、新生児の訪問指導、健康診査を行うこと。市町村長は妊産婦、乳児、幼児に対し、栄養の摂取について必要な援助をするように努めること。

4、妊娠した者は、速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない。この届出を受けた市町村長は、保健所を経て、知事に報告しなければならない。知事はこの届出者に母子健康手帳を交付しなければならない。また妊産婦は、医師、歯科医、助産婦、保健婦から健康診査を受けたら、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。

5、知事は未熟児については、養育上必要があれば、医師、保健婦、助産婦に、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせること。

昭和四十六年、健康な子どもを生育するために、県民総ぐるみ運動として発足した太陽の子運動は、昭和五十三年度からサンライフ運動の一環として実施することになった。昭和五十六年度は、妊婦検診（月一回）乳児検診（月一回）二歳児歯牙検診（年六回）を行った。このほか、妊婦、乳幼児保健相談、サンライフ運動推進、母

子栄養強化などを実施した。伊集院保健所の昭和五十五年度統計によると、松元町の妊産婦届出数は九七人、出生児数は八九人、新生児訪問指導五人となっている。

三、栄養改善

栄養改善は、明治中期に兵食改善で脚気に効果をあげたのが始まりとされている。本県では昭和八年、栄養士が置かれ、県民の栄養指導が開始された。しかし住民の食生活知識が低調で、その活動ははばまれた。

日華事変を契機に国民の体位向上や疾病予防の立場から、食糧政策として白米食廃止が提唱され、翌十四年に米穀配給統制法が制定され、七分つき米として栄養価の低下を防いだ。戦時中の国民の栄養低下は著しかったが、昭和二十年終戦を迎え、食糧事情は戦時中以上の危機に陥り、栄養失調者も続出した。昭和二十二年九月に、栄養士が各保健所に配置され、栄養改善が組織的に実現されることになった。同二十九年には、学校給食法が制定され、三十六年から栄養教室を保健所で開いた。このころから交通事情やマスコミの急激な発達向上によって、都市と地方との文化的格差が縮まって、地方の日常生活も都市化し、食品や生活の変化で、栄養摂取もアンバランスになり、成人病や肥満、貧血等の疾患がふえてきた。子どもの体位は依然として全国の最下位状態にあるため、「明日の鹿児島をつくる県民運動」の一還として、昭和五十三年度から発足したサンライフ運動は、県民の総てが太陽のように活力に満ち、いつまでも幸せで長生きのできる郷土づくりを目ざしての健康づくりを強力に推進することになった。

本町では、町内各機関、団体の代表者と有識者でサンライフ運動推進協議会が発足した。その五十六年度実施事項は次の通りである。

1、栄養改善推進員二〇人が、地域の栄養改善普及に努め、サンライフ栄養教室実施に率先協力している。バランスのとれた食生活の普及（六つの基礎食品の構成に対する知識の向上）、地域の食生活実態を把握し、推進活動の実施、最も不足しがちなカルシュームの摂取を高める運動、妊産婦、乳幼児の栄養指導、成人病予防の食生活の普及等。

2、くるま座栄養教室（年十二回）の開催。

主婦や女子青年を対象に、ふだん着で気軽に参加し正しい栄養知識を高め、手作り料理など栄養をバランスよく取るための学習をした。

3、親子栄養教室（年四回）の開催

中学、高校の女生徒とその母親を対象に、日曜、祭日、学期末の休みを利用し、伝統ある郷土料理を見なおして

継承、また年代別食品の組み合わせや、加工食品の選定、上手な利用法など、正しい栄養のあり方を親と娘ペアで学習した。

四、食品衛生

明治十年ごろから流行し始めた伝染病は、飲食物の媒介が原因となることが多かったため、本県では告諭その他で度々指導している。たとえば未熟の果物、腐った飲食物は有害であること、飲食物にハエや塵芥がつくと、病気を媒介するから覆いをすること、水質の悪い水はろ過すること、病死した家畜の肉を販売しないこと、また飲料水、炊事用水が伝染病流

食品衛生関係の表

（昭和55．12．31現在）

営業種＼市町別		串木野市	市来町	東市来町	伊集院町	松元町	郡山町	日吉町	吹上町	金峰町	計
飲食店経営	一般食堂等レストラン等	116	18	57	62	10	14	12	55	18	412
	仕出屋弁当屋	2	3	3	6	2	1	1	5	2	25
	旅館	20	2	37	5	−	2	2	15	−	83
	その他	23	5	14	96	−	4	2	5	2	151
菓子(含パン)製造業		31	4	12	20	4	2	6	11	11	121
乳処理業		−	1	−	−	−	−	−	1	−	2
乳製品製造業		−	−	−	−	−	1	−	−	−	1
魚介類販売業		58	16	21	44	7	12	17	32	20	227
魚介類せり売営業		3	1	1	−	−	−	−	1	−	6
魚肉ねり製品製造業		21	2	3	2	1	−	−	4	4	37
食品冷凍冷蔵業		12	−	1	−	−	−	1	−	−	14
かん詰びん詰食品製造業		−	1	1	1	1	2	−	−	−	6
喫茶店営業		6	−	1	7	7	1	1	2	2	27
あん類製造業		1	−	−	−	−	−	−	−	−	1
アイスクリーム類製造業		1	−	−	−	−	−	−	−	2	4
乳類販売業		109	36	90	67	44	46	33	70	46	541
食肉処理業		6	−	1	3	2	−	−	2	−	14
食肉販売業		71	29	67	65	37	42	25	56	56	448
食肉製品製造業		1	−	−	−	−	−	−	−	−	1
乳酸菌飲料製造業		1	−	−	−	−	−	−	−	−	1
食用油脂製造業		−	−	2	3	−	1	−	−	−	6
みそ製造業		5	2	−	1	−	−	−	−	−	9
しょう油製造業		1	1	−	1	−	−	−	−	−	3
ソース類製造業		−	−	−	1	−	−	−	−	−	1
酒類製造業		−	6	−	1	−	−	1	2	1	11
豆腐製造業		10	3	6	6	7	6	2	9	9	58
けん類製造業		1	−	−	4	−	−	−	1	−	6
そうざい製造業		7	1	5	5	−	3	2	1	−	24
清涼飲料水製造業		1	−	−	−	−	1	1	−	5	8
氷雪製造業		2	−	−	−	−	−	−	−	−	2
氷雪販売業		3	−	1	3	−	−	1	1	1	10
計		562	131	323	403	4 122	138	108	273	180	2,240

行源になる例が多かったので、本県では明治十八年「箱水及び水道取締規則」を制定、箱水水道については、「石か陶器で造り、間げきにはシックイを詰め、汚水の侵入を防ぐ。戸長が管理者になる」ことを規定、さらに箱水については、「屋根を作ること、毎月三回以上清掃すること、箱水近くに不潔物を近寄せないこと」とし、特に不潔物取り扱いには、罰則を設けた。

飲食物取締まりは、明治三十四年の県令で「警察官署の職権」を定めた。警察署は、衛生上危害を生ずる心配のある飲食物やその容器を店頭で外観的検査を行い、必要によっては廃棄させ、または化学検査のため必要数量を抜去し、検査の結果処分できることにした。

昭和十七年、警察の衛生行政事務が一般行政部分に移されると、同二十一年十月には、公衆生監視員が設けられた。近年食品工業と流通が発達し、各家庭、学校、職場で使用する食料材料や添加食品などに、各種の問題が起こっている。特に魚介類の水銀汚染、牛乳、野菜などの残留農薬、人口着色剤などがその具体例である。監視員のチェックが必ずしも完全とはいえないので、各種団体を通じて消費者の衛生意識の向上を図り、自主的な不良食品の排除に努めねばならない。保健所は営業者の監視指導について、食品衛生指導員や食品衛生機動班と連携を密にして違反の防止につとめている。

第五節　環境衛生

昭和二十年終戦前の環境衛生は、予防衛生に含まれていた。終戦直後、連合軍総司令部は覚書を以て、環境衛生の改善を指令した。これを契機として、環境衛生事業は急速に進められ、同二十九年、新清掃法が制定され、生活環境施設整備が促進されることになった。

一、簡易水道

簡易水道施設が特徴的なのは、シラス台地との関連である。シラスは白色砂質の火山灰で、松元町の面積の大部分が、高さ五〇㍍から一〇〇㍍の台地となっている。その台地に井戸を掘り、水を汲み上げるのは容易でなく、住民は永年飲料水に苦しんだ。台地を浸食して無数の大小の渓谷があり、そこに湧き出る水を石や木わくで囲って汲み易い井戸にしたり、浅井戸を掘って飲み水にあてていた。人は水なしでは生活できないので、井戸水を汲み入れた水桶（水タンゴ）をイネカギで担いで運んだものだった。大正年代後半になると、水桶の代りにバケツ（馬穴）が使われるようになった。湧水は台地の崖下に湧き出るから、遠いところでは数百㍍もあり、しかも急な坂道が多く、水汲みは婦女子にとっては、極めて

各種業態分布状況

（昭和56．3．31．現在）

業種別＼市町別	串木野市	市来町	東市来町	伊集院町	松元町	郡山町	日吉町	吹上町	金峰町	計
旅館	21	2	47	8	—	2	2	19	4	105
公衆浴場	10	1	13	5	1	2	—	9	—	41
興業場	2	—	1	1	—	—	—	—	—	4
クリーニング店	17	4	5	9	5	3	3	6	2	54
理容所	37	8	21	16	8	8	8	19	15	140
美容所	46	5	21	14	7	8	8	14	9	132
へい獣処理場	—	1	2	3	—	—	—	—	—	6
畜舎・家きん舎	65	13	5	13	12	—	4	2	44	158
し尿処理施設	1	—	—	1	—	—	—	—	—	2
し尿浄化槽	1,443	167	545	585	209	173	74	145	71	3,412
上水道	1	—	1	1	—	—	—	—	1	4
簡易水道	8	3	1	7	9	4	3	7	—	42
火葬場	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
墓地納骨堂	251	78	154	187	115	185	90	222	146	1,428
計	1,903	282	816	850	366	385	192	443	292	5,529

過重労働であり、女の子は十歳ぐらいになると、水汲みの手伝いをさせる家庭が多かった。そのため、大正の始めごろから自家用井戸を掘る家庭もあったが、その数は少なかった。やがて簡易水道の普及により、水汲み労働から婦女子が開放されたことは、何よりも大きな朗報であった。

昭和五十六年十月六日から、本町福山出身、毎日新聞編集委員の新福一夫が、「石と語る」のテーマで、毎日新聞に連載した十月七日分に「井がわ恋しや」の見出しで、昔の井戸をたくみに表現しているので、次に転載して参考に供したいと思う。

「三百メートルはあったろう。ギュッギュッと天びん棒がしなう。少年の肩に坂道はきつかったが、井戸のない祖母の家は、戦後も飲み水を近くの〈いがわ〉に頼っていた。それは朽ちかけた板屋根でおおわれ、野石で縁どりしただけの泉だったが、澄み切った水は甘く冷たかった。深さは五十センぐらい、底の砂がかすかに揺れたかと思うと、小さな泡がつつと上り、水面でぽっかりとはじける。一呼吸おくと、次の輪が。水の動きにつれてかわいいハヤが尾びれを振るのを、幾度あかずに眺めたことか。縁石のコケをぬらし、溢れ出た水は小道を通って小川に注いでいた。山里に住む人々にとって、命ともいえる泉、その暮らしの年輪を刻みつけた丸い素朴な石のたたずまいを思い浮かべながら、訪ねたのだったが。

＊

鹿児島県松元町福山―三十年の年月に、いがわは跡形もなく消えていた。十年ほど前、道を舗装した際、埋めて

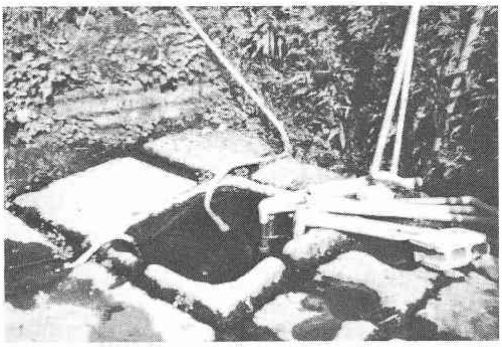

年月を思わせる石にかこまれたいがわ

しまったという。近くには数軒の新しい家が建ち、水道が引かれていた。「今どきいがわなんて」酔狂と思われたろう。かつては町内のどこにでもあったいがわを見つけるのに、随分と手間どった。が、やっと一カ所、同町入田の県道わきにあると聞かされ、飛んでいった。「夏は冷たく、冬は湯のようですよ。ひところは、豆腐屋さんなどが保健所の水質検査に持っていくんだと、びんに詰めていかれたもんです。」和田フミさん（六五）方ら四軒が今も使っているという。

「義母が嫁に来た時にも、この通りだったといいます。ずっと昔からなんでしょうね。どんな日でりの年でも、かれたことはなかですよ。」

福山のあのいがわとは違い、見事なものであった。一㍍四方とはいうまい。大きな御影石をくり抜いた井桁（げた）は、深さ五十㌢ほどか。二カ所に流れ口がつき、ひっきりなしに水がこぼれる。もったいないような量だ。

周りの石畳もいい。二枚は心持ち削られ水を導く。井の中にはハヤが、外の石のはざ間にはメダカが群れている。頭上の梅の枝は、夏の木陰を、冬は日当たりをとの心くばりか。崖のシダの緑もしっとりと濡れた石畳によく映る。

石の面は、あくまでもまるく、幾世代となく、ここで汲み、洗い、語り継いできた野の女たちの声が聞こえてくるような落ち着きを見せている。心にくいばかりの石と水の調和があった。

＊　＊

山歩きをしていて、思いがけなく泉に出会った時、なぜか人は安らぎを覚える。

それは、人が水なくしては生き継がれなかった。長い長い歴史を背負って生きているからにほかならない。そうした水場には、今もよく小さな石が置かれている。水の恩恵を独り占めしたい心のやさしさが、水辺を石で囲い、後から来る人のために目印を残させるのであろうか。

カワという言葉は、ふつう流れる川のことと思いがちだが、もともとは、「水の給源の総称」であったといわれる。（北見俊夫『川の文化』）。中国、九州地方や周辺の

松元町 旧古井跡並びに現簡易水道水源・貯水池

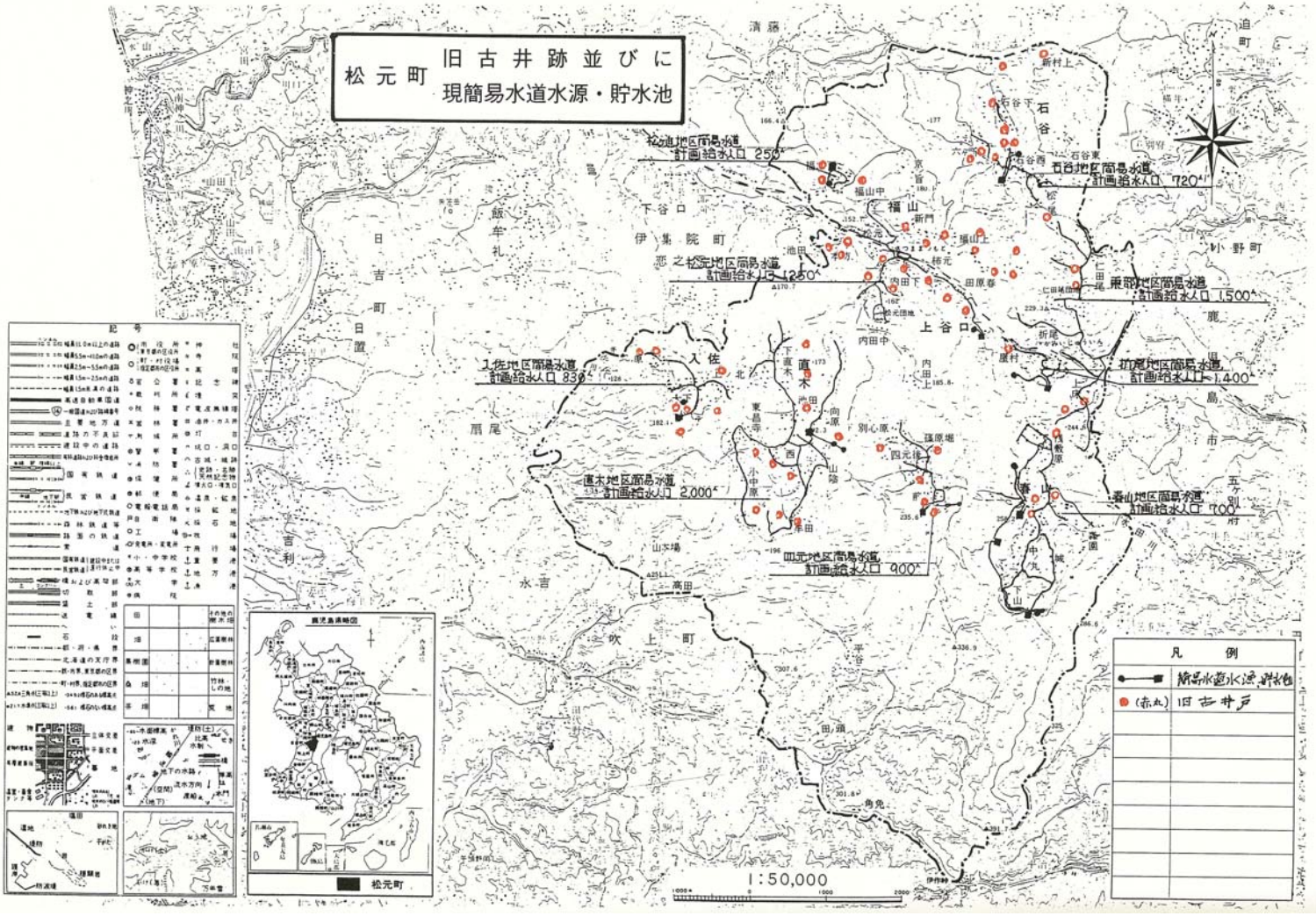

島々では、カワとは井戸のことであった。鹿児島で泉や掘った井戸を含め、〈いがわ〉と呼んだのも、流れる川と区別したからだ。

イ（井）も泉または流水から用水を汲み取る所（『広辞苑』）で、水をせきとめたり、囲うために、丈夫で朽ちない石が多く用いられてきたのである。

田舎まで水道の普及した今では、こうしたいがわの多くが消えた。水汲みの労働から解放されはしたものの、そのほとりで喜びも悲しみも分ち合った女たちのきずなも、そして水や石の恵みを慈しむ心もいつしか失せた。久しぶりにめぐり合えた〈いがわ〉を包む、やわらかな石のたたずまいに、貧しくもやさしく生きた祖母の顔を重ねてみることだった。

簡易水道の普及の原因は、町民の生活水準の向上や衛生思想の普及によることは勿論だが、このほかに、強力なモーターによる揚水が容易にできるようになったことや、硬質ビニール管の普及で水道施設が容易にできるようになったためであろう。昭和二十七年から簡易水道施設に国の補助金が交付されることになり、県下各地に簡易水道が設置されたが、本町もその代表的な一つである。

本町では、四元、入佐、直木、松が迫地区と、次々に設置されたので、昭和三十五年四月、「松元町簡易水道設置と給水条例」を公布した。管理運営は、各地区の水道組合に委託されたため、水道料金も、新設や改造工事の負担金も地区によって異なっていた。昭和五十三年四月一日、各地区の水道組合を廃して、発展的に統合し、松元町として管理運営を一本化することにした。

松元町簡易水道設置並びに給水条例（抜粋）

第二条、本町は、次の区域に簡易水道を設置する。

(1) 四元地区全域
(2) 入佐地区全域（山木場、平木場、高田を除く）
(3) 直木地区全域（平谷、田の頭を除く）及び上谷口、平野岡、平野の一部
(4) 福山下地区全域
(5) 春山地区全域（上床及び上谷口の一部を除く）
(6) 石谷地区全域（仁田尾及び伊集院町竹之山新村地区を除く）
(7) 上谷口地区全域（折尾内田上本坊を除く）及び福山の一部
(8) 仁田尾、上床地区全域及び上谷口、石谷、福山の一部
(9) 折尾、山浦、屋村地区全域

松元町簡易水道分布図

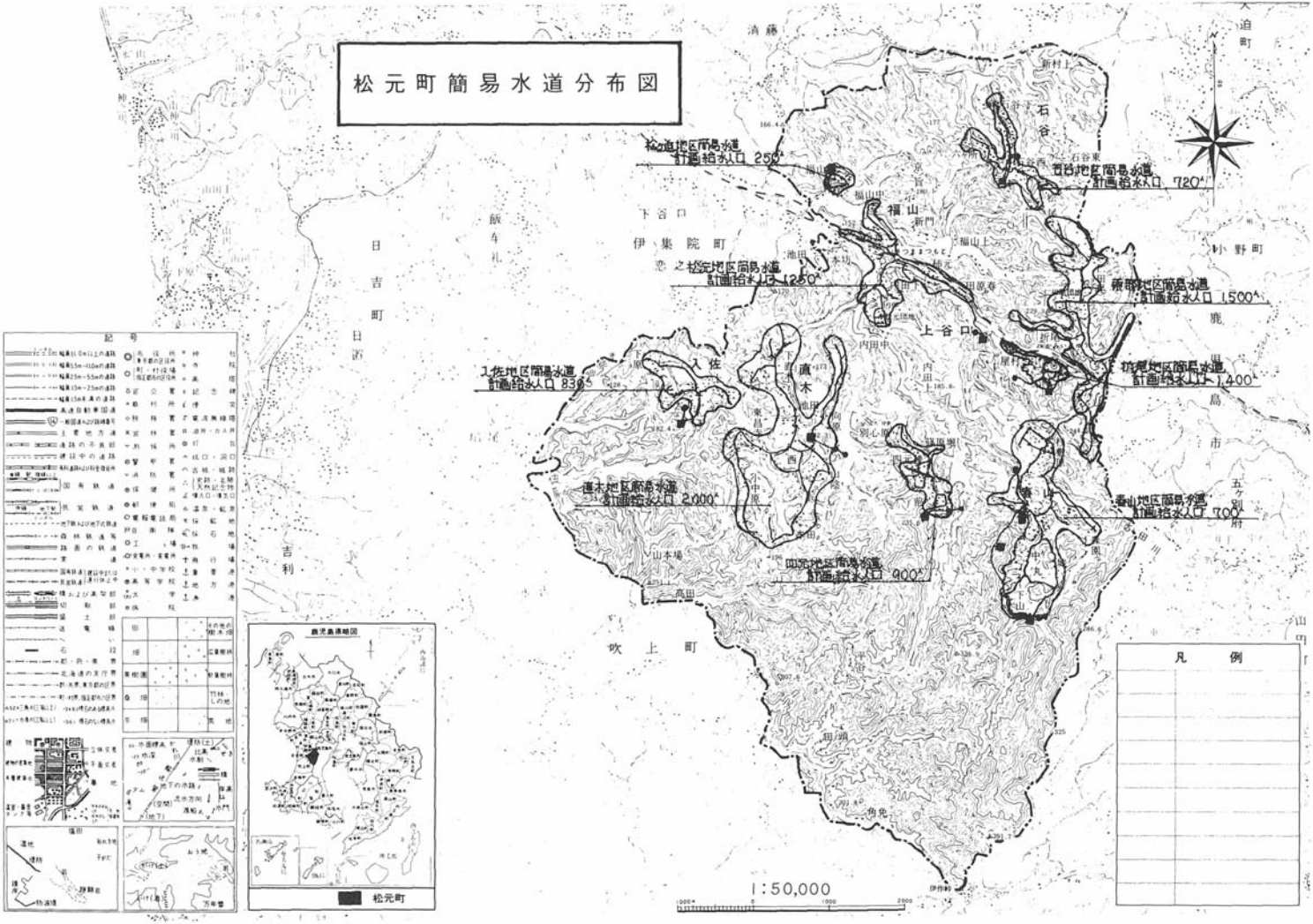

松元地区簡易水道
計画給水人口 250人
石谷地区簡易水道
計画給水人口 720人
福山
伊集院町
下谷口
日吉町
吉利
吹上町
小野町
鹿島市
五ヶ別府
上谷口
入佐
直木
入佐地区簡易水道
計画給水人口 830人
直木地区簡易水道
計画給水人口 2,000人
四元地区簡易水道
計画給水人口 900人
春山地区簡易水道
計画給水人口 700人
1:50,000
凡例
記号
鹿児島県地図
松元町

簡易水道現況

施設名		項目＼年度	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
1	松元地区 40．2．28 53年ボーリング	給水戸数	326	339	355	362	368	379	450	464	459	465	479
		給水人口	1,085	1,115	1,150	1,177	1,172	1,309	1,452	1,449	1,344	1,375	1,118
		使用水量	82,371	88,756	91,743	103,329	108,480	100,351	98,555	110,633			
2	直木地区 32．1．28 52年ボーリング	給水戸数	283	278	293	286	320	325	325	330	322	323	332
		給水人口	947	942	954	970	1,074	1,081	1,024	1,074	1,007	1,023	1,051
		使用水量	43,679	45,515	45,538	48,726	56,230	76,047	62,870	64,933			
3	入佐地区 31．3．31	給水戸数	139	142	143	145	156	151	153	153	154	153	151
		給水人口	433	436	431	431	448	448	448	442	434	427	421
		使用水量	26,778	27,529	23,831	27,962	29,452	34,900	27,224	26,310			
4	四元地区 29．9．1	給水戸数	135	135	135	135	157	157	155	155	155	156	158
		給水人口	480	475	480	480	501	504	490	481	478	479	485
		使用水量	27,190	30,290	30,895	34,530	31,320	33,002	27,340	28,470			
5	春山地区 35．3．31	給水戸数	200	215	230	246	277	316	332	292	354	311	314
		給水人口	770	785	820	835	852	910	1,075	918	984	892	901
		使用水量	53,870	57,327	58,837	58,870	49,920	73,891	60,595	57,259			
6	石谷地区 36．3．30 54年ボーリング	給水戸数	130	130	130	130	151	155	157	159	160	160	170
		給水人口	352	358	360	365	468	485	508	505	462	504	516
		使用水量	18,677	20,822	22,548	23,080	21,632	33,495	29,772	31,639			
7	松ケ迫地区 34．3．31	給水戸数	30	30	30	31	33	33	33	33	34	31	31
		給水人口	112	117	107	104	103	103	108	105	102	90	90
		使用水量	5,374	5,840	4,898	5,808	5,840	6,610	5,418	5,471			
8	東部地区 53．3．31 53年ボーリング	給水戸数						393	502	622	603	625	637
		給水人口						1,262	1,603	1,820	1,802	1,923	1,961
		使用水量						61,263	80,001	99,738			
計		給水戸数	1,243	1,269	1,315	1,335	1,462	1,909	2,107	2,208	2,241	2,479	2,524
		給水人口	4,359	4,228	4,302	4,362	4,618	6,102	6,734	6,794	6,613	7,479	7,619
		使用水量	257,949	271,279	278,290	301,493	302,874	419,559	391,725	424,453			

第四条　給水装置は次の三種類とする。

(1)　専用給水装置一世帯戸又は一箇所で専用するもの

(2)　共同給水装置二世帯戸又は二箇所以上で共用するもの

(3)　私設消防栓、消防用に使用するもの

第十三条　給水装置の工事費は、工事申込者の負担とする。ただし、町長が町の費用で施行することを適当と認めたものについては、この限りでない。

第十七条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定の場合のほか、制限又は停止することはない。

2、給水を制限又は停止しようとするときは、その日時、及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

3、給水の制限、停止、断水、又は漏水のため損害を生ずることがあっても、町はその責任は負わない。

第二三条　料金は、別表の通りとする。

第二三条の三　給水装置の新設又は改造（メーターの口を増す場合に限る。以下本条において同じ）の工事をしようとする者は、当該工事に係る給水管に設置されるメーターの口径により、下の表に定める額の給水負担金（以下「負担金」という）を納入しなければならない。ただし、改造工事の場合の負担金の額は、新メーターの口径に係る負担金の額と旧メーターの口径に係る負担金の額の差額とする。

※給水負担金の額は左表のとおりである

メーターの口径	負担金の額
一三ミリメートル	八〇、〇〇〇円
二〇ミリメートル	一一〇、〇〇〇円
二五ミリメートル	一七〇、〇〇〇円
三〇ミリメートル	二六〇、〇〇〇円
四〇ミリメートル	五三〇、〇〇〇円
五〇ミリメートル	九三〇、〇〇〇円

別表　料金表（一カ月）

地域	基本料金 五トンまで	超過料金 六トン以上一〇トンまで	超過料金 一一トン以上三〇トンまで	超過料金 三一トン以上
設置地区全域	六〇〇円	一トンにつき一〇〇円	一トンにつき一一〇円	一トンにつき一四〇円

二、塵芥（じんかい）処理

経済文化の発展向上とじんかい発生量は比例すると言われている。以前は家庭、学校、事業所などのじんかいは、各自の責任で処理していた。昭和二十年の終戦後、やがて日本経済が高度に成長し、特に昭和四十五年代になると、国民の消費生活が急激に伸び、「消費こそ美徳」

の流行語さえ生まれた。都市と地方との文化生活の格差が縮まり、生活用品も多様化し、使い捨て容器が多くなり、販売競争から過剰包装となり、家庭でのじんかい処理も困難になってきた。各自治体でも何らかの対策を講ぜざるを得ない状況となった。そこで昭和四十五年十一月、東市来、伊集院、松元、日吉、吹上の五町で協議し、広域行政の一環として、日置地区じんかい処理組合を発足させることになった。当初焼却施設を伊集院町飯牟礼に建設予定地まで購入したが、地元住民の激しい反対のため断念、二転三転後、漸く同町野田に決定、処理組合発足五年後の昭和五十年十月、清掃工場の建設を見るに至った。

松元町では、昭和三十七年八月ごろから、松元中央通りのじんかい処理（収集）を始め、翌年折尾地区まで広げた。当時は町のダンプ車を使い、運転手が積み込みをし、地区民が協力していた。三十九年からは、失業対策事業で実施した。昭和五十年四月からは、上谷口隠れ迫四、八九八の一番地ほか五筆を借用して、じんかい処理場としてここに投棄埋め始めた。昭和五十二年、清掃工場が操業を開始したので、「松元町廃棄物の処理と清掃に関する条例」を公布した。同条例の一部を掲げる。

第二条　松元町区域内の土地、建物の占有者は、その土地、建物を掃除して清掃を保つと共に、汚物を町が指定する袋に入れ、収集日に指定場所に搬出せねばならない。ただし、自ら汚物を処分できるものはこの限りでない。

第三条　廃棄物の処理、清掃に関する法律第六条により町長が定める汚物の処分計画は、地域、種類、収集の方法を定めて告示する。

第五条　法律第六条六項規定により、汚物の収集、処分については、汚物処理手数料を徴収する。

2、前項手数料は、その利益を受ける程度に応じ徴収する。

第六条　手数料は指定袋を交付の際これを徴収する。

第七条　手数の額は指定袋一個につき二五円とする。

2、既納の手数料は返さない。

平谷、田の頭を除き、七十二カ所を所定の場所に指定し、週二回、収集日を決め、清掃工場に運搬する。不燃物の廃棄物は、月一回所定の場所に搬出し、隠れ迫のじんかい処理場に埋める。この場合の手数料は無料である。

伊集院町野田清掃工場の概要を記すと次表の通り。

操業年月日	昭和五十二年一月
敷地面積	八六七五平方㍍（約八反七畝）
焼却炉の名称	準機械式高温じんかい焼却炉
総事業費	六億九、六〇六万五〇〇〇円
内訳	工事費　六億四、三七〇万三〇〇〇円
	用地費　四、四四三万二〇〇〇円
	事務費　七九三万円
財源	国庫補助金　七、五三〇万円
	起債　五億四、九八〇万円
	分担金　七、〇九六万五〇〇〇円

松元町じんかい処理実績
昭56.4～昭57.3

可燃物搬送量		危険物・不燃物搬送量	
月	量（㎏）	月	量（t）
4	28,170	4	25
5	27,000	5	25
6	31,660	6	25
7	32,860	7	25
8	34,220	8	25
9	27,800	9	25
10	28,500	10	25
11	29,260	11	25
12	27,760	12	25
1	29,260	1	25
2	24,950	2	25
3	29,930	3	25
計	351,390	計	300

三、し尿処理

農山村地区の便所は、ほとんどが落下式の粗末な造りの外便所であった。外便所にしたのは、汲み取りに便利であり、悪臭から隔離でき、家庭環境からは利点もあったが、清掃や消毒が不十分なので、伝染病、回虫などの寄生虫の発生源となり易かった。このため、住民の生活文化の向上に伴い、内便所に切り換える家庭が増加してきた。昭和三十年代後半までは、し尿は肥料として利用されてきたが、化学肥料の普及、農業近代化によって各家庭では、し尿処理に困惑するようになった。四十七年ごろから「し尿処理工場」建設の話が出始めたが、五十一年四月、東市来、伊集院、松元、日吉、郡山の五町で、設立準備会が発足、同年九月一日、「日置地区衛生管理組合」が結成され、松元町にし尿処理工場を建設することになった。しかし、いよいよ土地購入にかかると、地域住民の反対にあい、二転三転後、五十四年福山に用地を購入したが、これもまた地元民の反対にあい、断念に追い込まれた。用地決定の困難と石油価格の暴騰による経費増大見込みのため、工場建設を断念し、遂に五十六年三月末、衛生管理組合は解散した。

本町では四十九年、上谷口大迫にし尿投棄場を借用した。四十九年九月、伊集院町徳重の吉村興業にし尿汲み取りを許可した。四十年代になると、水洗式便所に改良する家庭も増えたので、五十年六月、鹿児島市の鹿児島文化社にし尿浄化槽清掃業を許可した。し尿汲み取り委託の家庭の増加に伴い、投棄場で処分不可能になるのは

時間の問題であった。五十六年、鹿児島市のサニタリーと海洋投入処分業務委託契約を結び、し尿貯溜タンクを設置することになった。その設置概要は次表の通り。

設置場所	松元町上谷口大迫三二三〇番地及び三一一一番地
タンク	五〇キロリットル二基
使用開始	昭和五十六年二月
総事業費	三七〇万円
内訳	工事費　一五〇万円
	土地造成費　二二五万円
※（参考）	昭和五十六年二月現在　し尿浄化槽設置数　一五六世帯

四、墓地と埋葬

明治七年太政官から墓地の整理が布達されたが、趣旨は散在する墓地を集めて、共同墓地を設置させようとするもので、一戸当たりの面積も規定されていたが、ながなか実現されなかった。従来の埋葬はほとんど土葬であったため、大小様々の個人墓が建てられた。石材は小山田、河頭石が多く、墓石の大小によって、造った家の格式や生活程度の状態がわかった。

火葬は明治初年、太政官から禁止令が出たが、明治八年ごろには禁止が解かれ、火葬場設置が認められた。松元町でも最近はほとんど火葬にしているが、鹿児島市の火葬場に委託している。従来の個人墓の時は花筒や水鉢などにボーフラが発生しやすく、腐った水の悪臭など環境衛生上、また管理上の面でも問題点が多く、昭和四十年代から納骨堂にする家庭が増えてきた。昭和四十七年頃から共同納骨堂建設が進み、昭和四十九年から五十年にかけて急増した。最近十年間の埋葬の方法は左表の通りである。

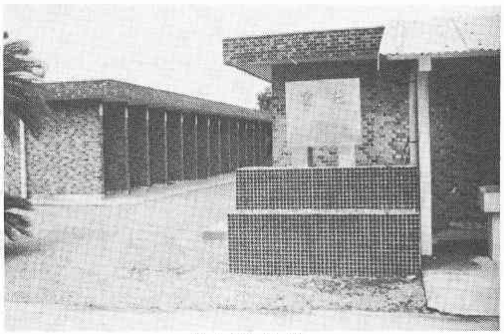

共同納骨堂

年度	昭四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九
土葬		四	〇			二	〇	一	〇	〇	〇
火葬		五四	六二			六二	七〇	八三	五二	七〇	五八
計		五八	六二			六四	七〇	八四	五二	七〇	五八

第六節　国民健康保険

昭和の初期から太平洋戦争ぼっ発までの間、戦争遂行上直接必要なものは、物質的資源とともに、兵力及び生産労働力の増強であった。当時は都市も農村も、保健状態は極めて悪く、国民の体位向上は望み薄であった。このため、人口増加策と共に保健対策を強化して、戦力の増加を図るため、健康保健制度やその他の各種社会保険制度が整えられることになった。

昭和十三年四月「国民健康保険法」（任意設立制度）が制定された。この保険は、農山漁村民を対象にした保険で、財源は保険料に加えて、国と地方公共団体が援助することとなっている。これを普及することになったが、低所得にあえぐ人々の、保険料負担や医療機関の不足のため、この国保組合の設立は容易には進まなかった。昭和十七年以降国保法の改正で、国保組合の設立強化（一部強制設立）と組合の加入などが行われると共に、健民健兵の国策推進で、本県でも昭和十九年には、ほとんど全県下に普及（一三七組合、被保険者数一二四万人）した。当時の上伊集院村の設立の模様を知る記録は何もなく、古老に聞いても、国保加入の記録はないようである。

終戦後の国民健康保険は、戦時中の空襲や終戦時の混乱のため、相ついで崩壊し、県民所得水準の低下のため保険料の収入率は低く、医療費の高騰も加わって、国保組合は多額の赤字に悩み、保険財産は破綻し、昭和二十五年には、組合数は昭和十九年当時の三分の一に減少した。

昭和二十三年六月、国保法の改正（原則として市町村の公営とし、地区内の各世帯の人々全部を被保険者として強制加入させる。）、さらに昭和二十五年、二十六年と改正があり、地区内の労働者災害保険の加入者を除き、他はすべて被保険者とすることになった。保険料は市町村が保険者の場合、国保税を賦課することもでき、給付

支出負担行為書

決裁区分	決裁年月日		起票年月日		
支出負担行為	町長	助役	主管課長	確認	収入役
			係長		会計係長
	総務課長	係長	予算差引簿		係
金￥		昭和　年度	会計名	一般・特別	会計
款		項	目		節
支出負担行為者 住所氏名		住所			
		氏名			
摘要					
支出命令審査				支出区分	
1	2	3		直接払・送金前渡・資金前渡・精算	
年月日	年月日	年月日			

備考　1.摘要欄には支出負担行為の内容を記載すること。
2.支出区分は該当するものを○でかこむこと。

内容は、疾病、負傷、助産、葬祭費となっている。

その後の国保法改正で、医療費の国庫負担（二割）、事務費補助の割合が法定されるなど、国の助成措置が進み、保健財政も漸く明るい見とおしがついたが、終戦後の苦い経験をした市町村の態度は慎重で、国保の普及率は低調であった。

昭和三十一年一月一日、新法が施行され、国庫負担金補助金、調整交付金制度が適応され、昭和三十二年の厚生省国民皆保険計画と並行して、三十二年十二月国保法と改正、昭和三十五年四月から、国保を義務制とすることになり、三十五年三月末までに、国保の全面的普及実現となった。

一、松元町が行う国民健康保険

本町が行う健康保険は、法令の定めがあるもの以外、松元町国民健康保険条例の公布（昭和三十五年二月二十七日）により、四月一日から実施した。

1、保険事業の発足

第1表　国保世帯数の推移

区分＼年度	昭35	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
世帯数	2,001	2,064	2,075	2,172	2,221	2,200	2,254	2,322	2,388	2,584	2,753	2,809	2,892	2,923	3,069
国保世帯数	1,510	1,320	1,324	1,317	1,278	1,228	1,211	1,235	1,253	1,261	1,317	1,374	1,430	1,467	1,502
適用率	75.5%	64.0	63.8	60.6	57.5	55.8	53.7	53.2	52.5	48.8	47.8	48.9	49.4	50.2	48.9

昭和三十五年度加入者は、本町世帯数二、〇〇一世帯中被保険世帯一、五一〇世帯で七五・五パーセント（人口八、四四二人中六、〇五〇人で加入率七一・七パーセント）であった。

保険税の税率は、所得割百分の三、資産割百分の二、均等割二四〇円である。給付は、世帯主家族共に五割、助産費五〇〇円、葬祭費五〇〇円で保険事業が発足した。昭和三十八年十月一日から、世帯主七割給付の実施、助産費、葬祭費とも各二、〇〇〇円となった。昭和四十八年一月から老人福祉法改正で、老人医療は無料となった。昭和五十年一月から、高額療養支給制度が施行され、一部負担金の三万円以上は保険者負担となった。

2、松元町国民健康保険条例抜粋（昭和三十五年条例第三号）

第二条　国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という）の委員の定数は、次の各号の定めるところによる。

(1)　被保険者を代表する委員三人

第2表　被保険者数の推移

区分＼年度	昭35	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
人口	8,442	7,128	7,017	7,105	7,130	7,259	7,684	7,684	7,908	8,258	8,996	9,072	9,280	9,340	9,588
被保険者数	6,050	4,077	4,004	3,943	3,813	3,705	3,649	3,672	3,609	3,571	3,636	3,654	3,715	3,791	3,815
適用率	% 71.7	57.2	57.1	55.5	53.5	51.0	47.5	47.8	45.6	43.2	40.4	40.3	40.0	40.6	39.8

第3表　国民健康保険税の推移

年度	1世帯当たり調定額	1人当たり調定額	税率 所得額	税率 資産額	税率 均等割	税率 世帯割	調定額	世帯軽減額	収納率
昭48	16,839円	5,624円	2.9/100	35/100	2,100円	2,800円	22,177千円	(664) 千円 2,131	100.00%
〃 49	29,302	9,821	3.8/100	55/100	3,300	4,200	37,448	(571) 2,228	99.97
〃 50	36,244	12,013	3.8/100	60/100	4,800	6,300	44,508	(622) 3,860	99.83
〃 51	43,029	14,280	4.4/100	61/100	5,100	6,800	52,108	(579) 5,123	99.97
〃 52	48,797	16,412	4.4/100	61/100	6,200	7,900	60,264	(570) 5,607	99.91
〃 53	52,421	18,200	4.4/100	61/100	6,200	7,900	65,683	(507) 5,943	99.96
〃 54	56,803	20,059	4.4/100	61/100	6,200	7,900	71,629	(520) 5,880	99.11
〃 55	59,937	21,710	4.0/100	50/100	7,000	8,500	78,937	(506) 5,665	98.68
〃 56	68,800	25,871	4.0/100	50/100	9,300	11,400	94,531	(518) 6,428	98.74
〃 57	73,182	28,170	4.0/100	43/100	11,200	12,600	104,650	(554) 9,111	98.43
〃 58	85,642	33,141	5.2/100	43/100	13,000	14,600	125,637	(580) 11,698	97.65
〃 59	88,631	34,895	5.2/100	43/100	13,500	15,500	133,123	(531) 11,915	97.09

(2) 国民健康保険医を代表する委員三人
(3) 公益を代表する委員三人

第五条　療養取扱機関について、療養の給付を受ける被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）は、その給付を受ける際当該給付に要する費用の額の十分の三に相当する額を一部負担金として当該療養取扱機関に支払わなければならない。

第六条　被保険者が出産したるときは、当該被保険者（当該被保険者の属する世帯の世帯主）に対して助産費として一〇万円を支給する。

第七条　被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として一万円を支給する。

第八条　町は、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる施設を行う。

(1) 診療所（又は病院）
(2) 衛生教育
(3) 伝染病、寄生虫病、その他疾病の予防
(4) 健康診断
(5) 母性及び乳幼児の保護
(6) 栄養改善
(7) レクリエーション
(8) その他保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な施設

第九条　町は、世帯主に対して別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

3、被用者保険

戦後、昭和二十一年に労働者災害保険が設けられた。労働者の加入する健康保険は、職種によって保険料や給付が同一でないので、政府は統一を期している。町民で国民健康保険に加入していない者は、被用者保険のいずれかに加入している。

(1) 政府管掌保険～従業員一五人から三〇〇人の事業所の職員。ただし、特別に申請すれば、五人以上から加入できる。
(2) 組合健康保険～巨大企業の従業者加入
(3) 船員保険～船員が加入し、政府が保険者である。
(4) 日雇健康保険～失業対策事業従事者や日給従事者加入。
(5) 各種共済組合保険～国家公務員、地方公務員、公共事業体、私立学校職員、農林漁業団体職員加入

4、現況

保険事業の開始された昭和三十五年から別表のように

毎年被保険者が減少しているのは、鹿児島市や伊集院町への通勤者が多く、従って他の社会保険加入者が増加しているためである。

生活水準の向上で、医療機関の利用率が高くなるのは一般的傾向である。受診率が上昇し、医療技術の向上、新薬の開発などによる医療費の上昇と、これに加えて、点数改訂による費用の上昇、老人医療の無料化などの多くの要因で、費用額は増大しつつある。若い働き盛りの者は他の社会保険に加入し、低所得者や退職した高齢者が国保に加入しているため、全国的に医療費は増加し、一方保険税負担能力は低下してくる。このことは、国保運営上の問題点となりつつある。

第4表　国保事業の推移

国保運営事業費以外は老人保健法による分を含む

区分	国保加入		国保運営事業費	税負担		療養給付		その他の給付	
	世帯	人員		世帯当たり	1人当たり	件数	給付額	件数	給付額
			千円	円	円		千円		千円
48	1,317	3,943	77,901	16,839	5,624	19,933	67,187	89	426
49	1,278	3,813	103,335	29,302	9,821	18,770	84,923	84	1,076
50	1,228	3,705	132,130	36,244	12,013	19,675	110,494	69	1,400
51	1,211	3,640	167,624	43,029	14,280	20,031	150,100	74	1,755
52	1,235	3,672	194,909	48,797	16,412	20,467	159,467	80	2,220
53	1,253	3,609	213,756	52,421	18,200	20,367	198,239	68	2,080
54	1,261	3,571	257,411	56,803	20,059	21,707	220,469	73	2,260
55	1,317	3,636	286,744	59,937	21,710	23,486	266,414	71	2,600
56	1,374	3,654	350,811	68,800	25,871	23,728	326,438	85	3,810
57	1,430	3,715	377,617	73,182	28,170	23,841	359,658	68	3,560
58	1,467	3,791	358,833	85,642	33,141	24,406	438,442	79	4,030
59	1,502	3,815	408,406	88,631	34,895	24,512	486,443	69	2,850

第5表　医療費の推移

区分	世帯数	被保険者数	1世帯当たり費用額	1人当たり費用額	受診料
48	1,317	3,943	73,047	24,399	504,286
49	1,278	3,813	94,822	31,782	490,847
50	1,228	3,705	122,256	40,521	527,368
51	1,211	3,649	166,488	55,253	543,930
52	1,235	3,672	176,211	59,265	550,980
53	1,253	3,609	211,005	73,258	556,581
54	1,261	3,571	234,893	82,946	595,827
55	1,317	3,636	266,950	96,692	618,179
56	1,374	3,654	308,483	115,998	613,820
57	1,430	3,715	320,087	123,210	604,684
58	1,467	3,791	348,220	134,750	608,599
59	1,502	3,815	371,667	146,328	608,781

第6表　老人医療費の推移

種別	年度	件数	費用額	1件当たり費用額	1人当たり費用額
入院	昭 51	258	40,199,410	155,812	111,356
	52	318	48,406,460	152,222	135,973
	53	301	51,819,240	172,157	140,432
	54	345	62,649,800	181,594	160,641
	55	383	67,772,340	176,951	165,703
	56	502	110,571,880	220,263	254,774
	57	503	107,116,090	212,954	224,562
	58	559	144,180,160	257,925	290,686
	59	690	165,003,090	239,135	302,203
入院外	昭 51	3,291	31,974,890	9,716	88,573
	52	3,424	35,735,450	10,436	100,380
	53	3,569	43,045,630	12,061	116,655
	54	4,027	47,246,490	11,732	121,145
	55	4,359	53,088,320	12,179	129,800
	56	4,476	59,641,380	13,325	137,423
	57	4,552	63,761,860	14,007	133,673
	58	5,067	70,901,120	13,993	142,946
	59	5,369	78,230,440	14,571	143,279
歯科	昭 51	97	1,022,340	10,540	2,832
	52	127	1,366,320	10,758	3,838
	53	103	1,337,410	12,985	3,624
	54	145	1,663,190	11,470	4,265
	55	155	1,910,400	12,325	4,671
	56	155	2,395,020	15,452	5,518
	57	209	3,164,430	15,141	6,634
	58	209	3,369,900	16,124	6,794
	59	228	3,654,790	16,030	6,694
計	昭 51	3,646	73,196,640	20,076	202,761
	52	3,869	85,508,230	22,100	240,192
	53	3,973	96,202,280	24,214	260,711
	54	4,517	111,559,480	24,698	286,050
	55	4,897	122,771,060	25,071	300,174
	56	5,133	172,608,280	33,627	397,715
	57	5,264	174,042,380	33,063	364,869
	58	5,835	218,451,180	37,438	440,426
	59	6,287	246,888,320	39,270	452,176

第７表　一世帯あたりの医療費と保険税

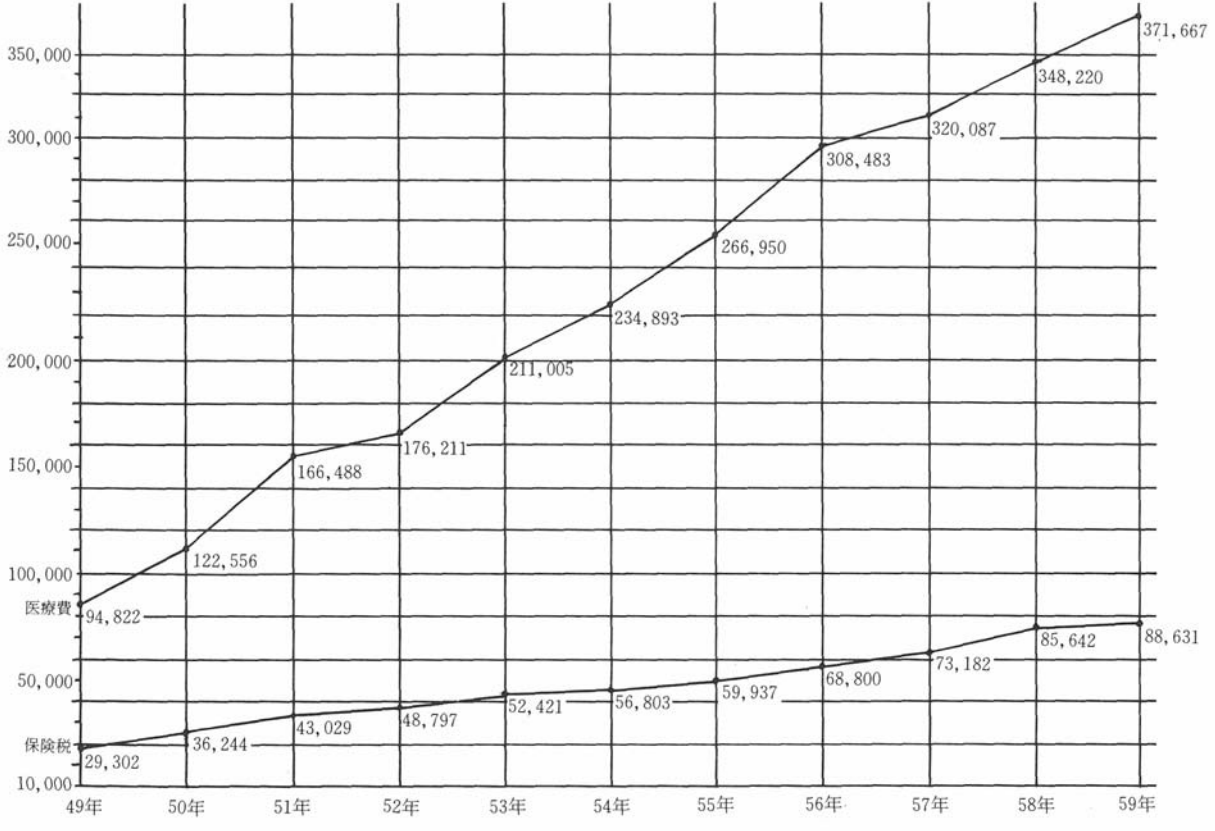

教育・宗教部門

第一章　学校教育

第一節　教育制度の移り変わり

一、幕末維新期の教育

わが国の教育がその内容、制度ともに、急速に充実し近代化の方向をたどり得たことは、藩校、私塾、寺小屋の教育に負うところが大きいといわれている。

藩校は武士階級の子弟が学び、藩の支配者、指導者としての資格を身につける学校であった。藩校では儒学を中心とした教育がなされ、なかでも朱子学が重んぜられた。教科書としては、論語、孟子、大学などが一般的には使用された。

私塾、寺小屋は、庶民の子弟に日常生活に必要な教養を身につけさせることを目的として教育がなされた。ここでは読み、書き、算盤が主として教えられ、読み物としては往来物が使用され、手習いは「いろは……、一二三……」に始まり、「十干十二支、方角、町村名、名頭、国尽」というようなものであった。指導者としては、平民の有識者が多く、その他神官、僧侶、医者、武士などが当たった。

このように始めは武士の教育とは判然と区別されていたが、幕末になると、武士と庶民との教育が接近して、庶民であっても武士の学校で教育を受ける者も出てくるようになり、学校教育の基礎づくりが出来たといえる。

(一)　上伊集院村の塾

幕末となり外国船の来航が多くなり、近年封建社会の崩壊が兆し始め、社会の近代化を望む思想が澎湃(ほうはい)として起こり、有為の人材が必要となり、子弟の教育が重要視されるようになった。本町でも私塾が開設されている。

1、石谷塾

嘉永四年（一八五一）石谷領主町田久成の出資により石谷城址に開設された。石谷城下の武士柳原藤助を教授として、武士の子弟の教育にあたらしめた。後に維新の勤王家有馬新七正義が石谷奉行として招へいされるに至り、塾の教育内容、施設ともに充実された。

ときには領主臨席のもとに授業が行われ、文武の道に優れたものに対しては恩賞が行われ、一層の努力を勧められた。塾長は次の通りであった。

初代　柳原藤助　二代　中原郷之亟　三代　鈴木　広
四代　石神嘉兵衛　五代　町田実央

2、春山塾

慶応三年（一八六七）五月四日、馬場の四元六兵衛が青少年の教育の重要さを痛感し、自宅を開放して私塾を開設した。指導者には、伊集院麓の漢学者小田原勢右衛門を招き、漢書の素読、手習いを主として教えた。塾生は一〇人から一二人程度であったが、上伊集院村初代村長遠竹半右衛門（のち友衛と改名）第三代村長森幸左衛門などが輩出している。

3、松元・東昌塾

松元塾、東昌塾については、史実としては詳（つまび）らかではないが、古老の話によると、松元では福山の下栫城址にあって善福寺の僧侶が指導に当たったといわれている。東昌地区では入佐の仙寿院跡と、直木の小谷屋敷にあったということである。

㈡　伊集院郷第三十五郷校分校の設立

わが薩摩藩には、明治四年の廃藩置県の直前に、本学校、小学校、郷校の制度が布かれた。本学校は県下の小学校、郷校を統轄指導した。ここでは和漢の学、洋学までも学習した。小学校は本学校直轄の藩立校であった。郷校は外城士族の教育のために設立されたもので、本学校に比して財源、指導者など貧弱であったが順次藩立校に改められ、改められた順に、第一郷校、第二郷校となり、伊集院の郷校は、第三十五郷校となった。

春山塾は明治四年十月、伊集院郷校第三十五郷校の分校となり、授業形態も私塾のときより改善されてきた。設備の充実も必要となり、校舎の改築をすることになった。四元六兵衛は、春山馬場九〇五番地に、二四坪五合のかや葺の校舎を同年十一月に新築した。校舎新築に当たり、建築資金の捻出に苦慮した四元六兵衛は、別府九右衛門とはかり、借用証文を入れて銭五〇〇貫匁（明治初期で一三円一五銭二厘）を借用している。また自らも役夫として働いているのをみると、四元六兵衛の教育に対する熱意の高かったことがうかがわれる。その時の証文は次のようなものであった。

証　文

右者此節御借用仕候儀相違無御座候。御返済方之儀来ル十一月限堅固二首尾仕可候。其ノ内質物トシテ別紙名寄相添差上置候間為念如斯御座候。以　上

カリ主　四元　六兵衛
同　人　別府九右衛門

七月廿六日

有馬誠之亟様

分校となり教授方も補充され、有馬彦助（故海軍中将有馬正文の祖父）有馬文蔵、野崎正吉、野崎竜助などが指導に当たっている。生徒は内田嘉右衛門など男子八人であった。直木にも分校があったといわれているので、当村における塾はすべて分校になったものと考えられる。

二、明治初期の教育

明治五年八月、学制が公布されたが、施設設備、教員、生徒の質などの都合で、教科の順序を踏んで学習できる学校は少なかった。そこで学則をやや簡素化して実施せざるを得なくなった。

㈠　変則小学校の開設

薩摩藩では、全国に先がけて、明治四年変則小学校の開設をみたとされているが、当村においては翌五年に、郷校の分校が変則の小学校として認定されている。設立の主旨は、立身出世して悔いのない生涯を送るためには、学問を修めなければならないとし、「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんことを期す」として、学問を奨励した。変則小学校においては、変則の学則により学習がなされ、授業は午前八時に始まり、午前中で終わった。私塾においては、漢字が主として教えられたが、変則小学校となり国学も取り入れられて、学習しやすくなったといえる。修業年限はなく、試験の結果によって進級、卒業が認められたが、試験に合格する者は少なく、何年経っても初級であるものが多かった。試験の時間は線香の燃え尽きる時間で計った。授業料は一銭から三銭程度で学用品は自費で購入するのがたてまえで購入できなくて欠席する者もあった。春山では石原矢之助など十余人程度であった。変則小学校規則を掲げておく。

変則小学校規則（明治五年七月発布）

一、生徒の事

第一条　小学校郷校の儀は士民教育の爲め設有之事。

第二条　士民の子弟七、八歳まで素読、手習致す様相者は、其の父兄或は近親者より学区取締へ別紙案文の通、願書一枚差出し入校相願ふべき事。右之儀は姓名相認候小札一枚毎朝出校の節教員より相渡すべし。日課相済み退校の節は教員へ差出すべきこと。但し小札授受の方法は校々の適宜により静粛の方に取計るべし。

第三条　机、書籍、筆、墨、紙は自弁なるべし。但書籍は時宜により場所を限り、貸与することあるべし。

第四条　貧窮の節、別段願出る者は其事情を糺し、右入用品等総て貸与することもあるべし。其の節は学校取締の差図あるべし。

第五条　生徒の出入進退は、学区取締始め、教員の指揮に従ひ、行儀正しく軽々しく無之儀は勿論、自分の机上取り乱すべからず。

第六条　座席は日々組合輪番を以て一時間以前出席、校内清潔に掃除すべし。但縁廻り、雪隠等の掃除は小使の受持たるべし。

第七条　若し懶惰、傲慢又は師命を奉ぜざる等の事ある時は、黙座、逗校、或は罪格の賤役等申付くべし。

第八条　拝借の書籍器械等取扱ひの宜しからざるにより破損又は落書せし者は其の大小に応じ学区取締より償申し付くべし。

第九条　小学校は年限無之事。

第十条　毎月試験致し等級を定む。其節断りなく欠席し又は入校後六十日以外出校無之者は除名之事。但改めて入校願出る者は苦しからず。

第十一条　生徒の中にて、平常の行状学術の進歩にて助教等命ずる時は異義なく之を奉ずべし。

第十二条　生徒病気差支の節は願人より其学校へ断り出づべし。

二、学課の事

第十三条　右四級の科目は学区取締、時宜に随ひ日課相立て指示すべし。

第十四条　講釈は日曜日朝毎に聴聞すべし。

第十五条　第三級の生徒、学術の進次宜しく課表中程より分外渉取る者は、論孟の輪講、理学会講並に数学は級数対用法等教授致し候事。

三、休業の事

孝明天皇祭　一月三十日　神嘗祭　十月十七日

	初級	一級	二級	三級
読書	三字経 孝経 内国史略 四書	皇国地理 書経 蒙求	国史略 元明史略 十八史略 博物新編 英仏の内 綴字練習 英仏独の 単語暗記	三史略 大音講釈 英仏独の内 書取 文典 会話
習手	いろは片仮名 数字 名頭国尽 往来物	私用公用文章	設題私用文章	設題公用文章
数学		数学の命位 加減乗除度量衡諸等 分数、小数	比例式全部	開平・開立 雑算・復習 算盤用法
釈聞講聴				

紀元節　二月十一日　天長節　十一月三日　招魂祭日
神武天皇祭　四月三日　新嘗祭　十一月二十三日　冬休み　十二月二十一日から一月八日まで　日曜日

	第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級	第七級	第八級
読物	万国地誌略 巻三	日本史略 巻二	日本史略 巻一	小学読本 巻五	小学読本 巻四	小学読本 巻三	小学読本 巻一 巻二	五十音図 濁音図 単語図 連語図
	万国史略 巻一、二	万国地史略 巻二	万国地史略 巻一	日本地史略 巻二	日本地史略 巻一	地理初歩 地球儀		小学読本巻一の一、二図
		地図	地図	地図	地図			
算術	容易キ分数 小学算術書	四術合法 （〃）	除法 （〃）	乗法 （〃）	減法 （〃）	加法 （〃）	乗算九九 羅馬数字	数字図 算用数字図 加算九九
習字	草書（手紙文）	草書（手紙文）	草書	行書	楷書（習字本）	楷書（〃）	楷書（〃）	仮名（〃）
書取						小学読本中の句	単語	五十音単語
作文	容易キ手紙文	〃	単語中ノ一、二字又ハ一句ヲ題トス	〃	〃			
問答	万国地誌略 万国史略 博物図	日本史略 万国地誌略 暗射地図	日本史略 日本地誌略	日本地誌略 地図 地球儀	〃	形体線度図 地理初歩 地球儀	人体の部分 通常物色ノ図	単語 諸物ノ性質 用イ方
諸科復習	既習教科ノ総復習							
体操	体操図	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

夏休み　暑入り二週間過ぎから三十日

四、教授方の事

第十六条　小学校郷校の儀は学区取締の受持たりと雖（いえども）同心協力、校内の規則を厳粛にし、生徒をして各々学事に款進せしめ敢て偏執の念なく授業致すは勿論、各専門の学科を授業し、倦まざるを要す。但し頑児暴慢にして教に従はざる者は、学区取締申合せ至当の處置あるべし。

第十七条　月々の試験、等級の進退、生徒の褒貶賞罰等は学区取締の指揮たるべし。

第十八条　小学校郷校の教授方は総て学区取締の指揮を受け銘々受持の学科教授致すべし。

第十九条　教授方の病気の節は、中学校規則に準ずる。但し中学校規則とは師員の十二カ月の間、三十日以外の病気四度相煩ひ並に六カ月間の間に七日以外の病気引篭五度以上の者は退役願出づべし。

第二十条　校内日常の諸雑費は用度司の受持たるべし。

第二十一条　屋宇牆壁並障子等破損の節は学区取締立合見分の上学務課へ申し出づべし。

（附記　本条は後以て削除）

第二十二条　生徒の出校の有無取調べの事。

第二十三条　校内小使の勤向の儀は、学区取締より定置条申付置と雖、尚不都合の廉之れなき様日々心掛差図致すべし。

第二十四条　門番は校内へ居住し、門の開閉並警夜を兼候事。

五、入学願書案文の件

年　月　日

入学奉願付書付

父兄の名　　読　書

当人姓名年齢　　手　習

生年月日　　算　術

願人住所

願人氏名

明治五年七月

太政官

㈡　正則小学校と改称

県は明治八年七月十三日付けで「諸郷校の儀初級一級生文部省正則に基き教を施す」よう通達し、十二月からは総て正則施行を県下に布達した。正則の施行に当たっての、最大の問題点は免許状を有する正式教員の不足であった。しかし当村においては、春山、石谷の変則小学校は、明治八年十二月には春山小学校、石谷小学校と改称している。正式の教員の指導が行われたものと思われる。

明治七年鹿児島に西郷隆盛の私学校が設立され、私学校党の有力者たちが、県下の区長、戸長となった。伊集院郷においても、区長に仁礼景通（西南の役、本営付）戸長に森園昌武（西南の役、小隊長）の着任により、各郷村の小学校は私学校の分校化の様相化を呈してきた。午前中の授業を受ける者は少なかったが、午後は各学校区の青少年を集めて、学科の自習、武芸の鍛練が行われた。また夜は青年の学習討論なども実施した。このようであったので、西南の役が起こると教師生徒の中から従軍する者が多く、授業を続けることが不可能となり、小学校は一時閉鎖せざるを得なかった。

明治十年十一月学校を再開したが、この時は伊集院小学校の分校として再開したようで、翌明治十一年一月、戦乱中に散佚していた学校用の書籍や器具等を学校に返納させて、学校としての体裁を整え、二月には独立校となったようである。県が学校名を定めて報告を求めているので独立したことがうかがわれる。

明治十年代は、経済的な不況で教育制度が数回にわたり、改正されているように、地方の実情にマッチしない面と住民の教育に対する理解が薄かったため、就学率はまだ良好とはいえなかった。春山小学校では、明治十四年男子○人（全国四五・五％）明治十八年男子七人（全国四九・五％）となっている。就学率は悪かったが、生徒の学習への理解度は良くなり、学力は向上の方向をたどるようになった。

三、明治後期の教育

明治初期より試行錯誤とも思われるような教育制度の模索がなされてきたが、この時代になって教育近代化への方向づけがなされたといえる。小学校の義務教育化が叫ばれ、修業年限の六年が確立された。施設設備の整備と基準が示され、教科書も巷間にある読物を利用するというのではなくて、児童の発達段階に応じた国定教科書の制定がなされている。教育目標も明確に示されて、国家社会の発展に寄与する教育ということで、忠君愛国、生産富国というような精神が尊重された。憲法発布、教育勅語の発布がなされ、徳育の涵養が重要視された。経済的不況の時代であり、生産性の向上を目指す実業補習教育の充実も考えられ、就学率を良くするための対策も色々と工夫され、女子教育に対する配慮もなされた。

㈠　簡易科小学校の誕生

経済的な理由で家事労働にたずさわらねばならず、正規の小学校教育を受けることが困難な児童のために、簡易な初等教育を施す制度として、小学校簡易科の設置を認め、これを尋常小学校に代わるものとした。授業料は

村が負担することになり、児童からは徴収しないことにした。本村においては、明治十九年四月、五つの簡易小学校が誕生している。

春山簡易小学校（小坂原）
入佐簡易小学校（寺園屋敷）
直木簡易小学校（東照寺跡）
石谷簡易小学校（石谷城址）
善福簡易小学校（福山瀬戸出口）

当時の簡易小学校の様相を春山小学校の例で示すと次のとおりである。生徒数は五人から多い時で十人程度、校舎はかや葺きの一棟で三六坪（一一八・八平方㍍）、遊歩場（運動場）二〇〇坪（六六〇平方㍍）の施設で、現在の地域公民館に少し庭がついた程度と考えればよいようである。教科は修身、国語、算術であった。

㈡　尋常小学校への推移

明治二十三年十月二十三日、小学校令が改正された。従来小学校は普通の教育を授ける所という程度であったが、今回の改正ではその目的が明確に示された。

「小学校ハ児童生徒ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と定めている。

小学校は尋常小学校と高等小学校の二種として、簡易小学校を廃止することにした。修業年限は三年～四年としたが、本村では修業年限四年であった。この改正により、近代小学校教育の基礎が確立したといわれている。本村では明治二十五年六月から十月にかけて、四つの尋常小学校が設立された。即ち入佐簡易小学校と直木簡易小学校が合併して、現在地に東昌尋常小学校として発足、春山簡易小学校が春山尋常小学校として小坂原に、善福簡易小学校が善福尋常小学校として松元小学校現在地に、石谷簡易小学校が石谷尋常小学校として石谷城址に発足した。


明治三十四年の卒業証書

学校の設備基準が示されたため、増築、改築、移転が行われ、財政的に困難があったものと思われる。善福尋常小学校では、校舎の移転改築が行われ、現在地に、間口一四間、奥行四、五間の六三坪（二〇七・九平方㍍）の

瓦葺一棟が建築された。また東昌小学校でも瓦葺一棟が新築された。このころから当村でも女子が教育を受けるようになったようである。裁縫科が設けられ、女教師の誕生をみている。教科も修身、読書、作文、習字、算術、体操、図画、唱歌、裁縫、農業と多彩になった。明治二十三年十一月には、各学校に教育勅語の謄本が下賜され、その奉安の場所も指示された。また、明治二十六年三月には、明治両陛下の御真影も下賜されて、国家主義的な教育が強化されるようになった。

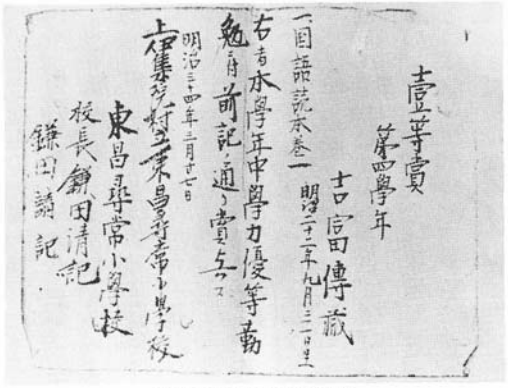
壹等賞
第四學年
吉富傳藏
一國語読本巻一
明治二十二年九月三十日
右者本學年中學力優等勤勉ニ付前記ノ通ノ賞与ス
明治三十四年三月廿七日
上伊集院村立東昌尋常小學校
東昌尋常小學校
校長鎌田清記
鎌田謙記

明治三十四年の賞状

㈢　補習科の設立

時の井上文相は、実科教育を重視して、社会の実生活に必要な教育を主眼とした実科を設けることにした。「実業補習学校規定」を明治二十六年十一月に制定して、小学校卒業者に対して小学教育の補習と、簡易な方法で職業に必要な知識と技能を授けることを制度化した。これにより明治二十七年、石谷尋常小学校に、翌二十八年に春山尋常小学校に補習科を設置した。補習科は高等科二年程度までに準じた課程とし、週時数も三時間から十二時間以下とされている。補習科設置により、春山尋常小学校では、校舎の増築が必要となり、校地を春山字迫に移転し、校舎九五坪（三一五・五平方メートル）、運動場七五〇坪（二四七五平方メートル）が完成した。

卒業年度	回数	春山小	東昌小
明治二十六年	第一回	七人	七人
〃 二十七年	第二回	十九人	十三人
〃 二十八年	第三回	十四人	二十一人
〃 二十九年	第四回	十三人	三十一人
〃 三十年	第五回	十九人	九人

（※春山は、百周年記念誌、東昌は八十周年記念誌による）

小学校の第一回から第五回までの春山と東昌の両校卒業生の数を示すと右のとおりである。

㈣　上伊集院高等小学校の創立

明治二十三年三月、善福尋常小学校に上伊集院高等小学校が併設された。校長は善福小学校の原内甚内校長が兼務した。このため各小学校の補習科は廃止された。上伊集院高等小学校の校舎建築がなされ、コの字形の校舎はこの時代の校舎としては典型的なものであったが、当村としては画期的な学校建築であったといえる。内容は

次のようなものであった。

普通教室　一六七・五坪（五五二・七平方メートル）
職員室　一七・五坪（七一・〇平方メートル）
物置　三・五坪（一一・六平方メートル）
廊下　五九・〇坪（一九四・七平方メートル）
土間　二一・五坪（七一・〇平方メートル）
玄関　四・〇坪（一三・二平方メートル）
小使室　四・五坪（一四・九平方メートル）
便所　八・〇坪（二六・四平方メートル）

この時代まではノートはなく、石盤と石筆で学習し、書いては消す状態で、学習したことは頭に記憶させておかねばならなかった。習字は紙二十枚程を綴じた草紙を使い、真黒になるまで使った。値段は二銭ぐらいであった。服装は和服で、中には袴をはいてくる者もいたが、たいていは母の手織の着物に兵児帯の着流し姿であった。髪は男子は丸坊主、女子は結髪していて、はだしかわら草履で登下校したものである。

明治三十四年五月、善福小学校と上伊集院高等小学校が合併して善福尋常高等小学校となり、尋常科四年、高等科四年であったのが、尋常科四年、高等科二年となった。ここで義務教育六年制の基礎づくりがなされ、授業料が全廃されることになった。翌明治三十五年四月、善福尋常高等小学校を上伊集院尋常高等小学校と改称された。

㈤　小学校の修業年限六年となる

明治四十年三月、小学校令の改正により、尋常小学校の修業年限が六年に延長され、高等科は二年とし三年も許可された。そのため明治四十年から明治四十一年にかけて、校舎の増築がなされ、五〇坪（一六五平方メートル）から六〇坪（一九八平方メートル）になった。教科書も国定教科書となり、伊集院の書店まで買いに行ったものである。この頃からノートや鉛筆が売られるようになり、鉛筆は一本一銭であった。

ここで教科書について少し記しておきたい。明治三十七年発行された第一期国定国語教科書巻一は、「イエスシ」で始まるいわゆる「イエスシ」読本といわれた。「イ」と「エ」の区別の明らかでない地域、「ス」と「シ」との区別の明らかでない東北地方の訛を矯正しようとするところから始まったという。絵が入り、ツキのツ、ハチのチ、クチのチ、キリのキ、ニグルマのニなどとなっていた。この時期には、「新聞紙」とか、「停車場」というような開化啓蒙的な教材、文明の利器、例えば「電報」「郵便」とか、また文明がもたらした近代社会の様々な機構、例えば「開港場」「工業」とかいうような

ものが多かった。明治四十三年に改訂された第二期国語教科書巻一は、日の丸の旗を冒頭に掲げた「ハタ、タコ、コマ」読本である。この期の教科書は、前期の国家や家族が軽視されているという批判にこたえて、国旗、菊、桐の紋などが載せられていることに表されているように、国家主義的性格が強く打ち出された。大正七年に第三期の国語教科書は、それまでの黒表紙から、やや明るい灰白色の表紙に改められ、巻一冒頭は「ハナ、ハト、マメ、マス」で始まった。大正七年第一次世界大戦が終結し、同九年には国際連盟が結成され、時代は平和協調的な雰囲気に満ち、青年たちの心も海外へと向いていった。教材にも「アメリカだより」、「ヨーロッパの旅」というような、欧米をはじめ諸外国をテーマにした教材が取り入れられ、清新の気を吹き込んだ。昭和八年、満州事変ぼっ発後に改訂された第四期教科書は修身が青色表紙、色刷りの「サクラ」読本で「サイタ　サイタ　サクラガサイタ」の文章から始まり、装丁、内容ともに一変した。「ススメススメ　ヘイタイススメ」と、軍国における忠君愛国の精神の鼓舞が強調された。

上伊集院高等小学校が設立されると、各小学校の卒業生が集まり、校区の交流がよくなり、石谷、上伊集院、東昌、春山の四校区対抗の連合運動会も開催されるようになった。応援なども盛んで村内の一大行事となった。種目はトラック競技ばかりで、フィルド競技はなかった。男子はパンツをはいていたが、女子はまだブルマースがなく、着物のままで走った。スタートも今のようにピストルはなく、猟銃を肩に乗せて発砲し合図した。下学年の児童などその音にびっくりして泣き出すこともあった。勝

教科と授業時数

学年＼教科	修身	国語	算術	歴史	地理	図画 男	図画 女	裁縫	唱歌	体操	手工 男	手工 女	農業	合計 男	合計 女
1年	2	10	5						4					21	21
2年	2	12	6						4					24	24
3年	2	14	6			1	1	1	1	3				27	28
4年	2	14	6			1	1	2	1	3				27	29
5年	2	10	4	3	2	2	1	3	2	3				28	30
6年	2	10	4	3	2	2	1	3	2	3				28	30
高1	2	8	4	3	2	2	1	4	2	3			2	30	30
高2	2	8	4	3	2	2	1	4	2	3			2	30	30

ちたいという一念で夕方遅くまで練習したものであった。

明治の末期になると、不景気のため生活困難になり、欠席する者が多く、その対策として教育組合を作って出席の督励をした。学校の教育体制も整ってきて児童の自治活動が考えられるようになってきた。学級には級長と副級長を置いて、授業の準備、児童の指揮、教師との連絡の任に当たらしめた。

四、大正、昭和初期の教育

第一次大戦（大正三年）中は、外国からの需要も多く、好景気となり大資本家も出てきた。しかし、戦争が終わると需要も減り不景気となり、倒産する会社も続出するという状態で、失業者も多く出た。銀行でさえ金融恐慌で閉鎖せざるを得ないような状態で、大正七年には、米騒動が起きて群衆が米屋を襲い打ちこわすという事件も起きた。農家では白米を食べるのは盆、正月ぐらいで、米と粟、米と甘藷などの混食で、副食は味噌汁と漬物だけの食事が大部分で、弁当もご飯に梅干しを入れた日の丸弁当であった。鰯や卵焼きなどごちそうの方であった。

明治44年の児童数

学年 / 学校	学年 / 男女	1年	2年	3年	4年	5年	6年	高1	高2
上伊集院小	男	41	25	20	34	24	25	24	36
	女	25	16	33	37	24	16	14	5
	計	66	41	53	71	48	41	38	41
春山小	男	28	17	27	24	13	17		
	女	18	22	21	9	17	13		
	計	46	39	48	33	30	30		

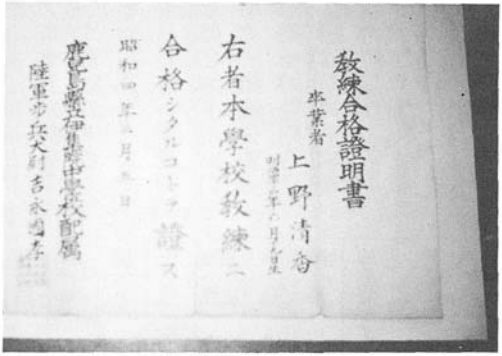

教練合格証明書

国際情勢もシベリア出兵、山東出兵、済南事変、ロンドン軍縮会議、満州事変、上海事変と険悪になっていった。それに伴って軍部の力が強くなって、教育の面にも軍国主義が要求されるようになってきた。中等学校以上の学校には配属将校が配置され、軍事教練が正課として実施された。小学校でも少年赤十字団、健児団が結成され、団体訓練、奉仕活動が指導された。

(一) 高等小学校の分散

第一次世界大戦を経て、わが国の外国との交際も多面にわたるようになり、教育にも様々な要請がなされ、な

かでも生活に即した実務を学ぶことが重視された。尋常小学校の大多数の生徒が進学する高等小学校の学習の便を図るために、大正十三年四月、上伊集院村に一校しかなかった上伊集院高等小学校を各尋常小学校に分散して併設することになった。そのために多くの者が高等小学校へ進学できるようになった。各尋常小学校は、それぞれ次のように校名を改称し、校舎の増築等が行われた。

上伊集院尋常高等小学校
春　山尋常高等小学校
石　谷尋常高等小学校
東　昌尋常高等小学校

㈡　実業補習学校から青年学校へ

明治二十七年、小学校卒業者の教育の必要上、補習科が設置されたが、高等小学校ができたことに伴って、補習科は廃止された。しかし高等小学校へ進学できない生徒の教育をどうするか、実生活に役立つ教育をどうするか、働きながら学びたいという人たちの希望をどのようにかなえてやるかなどの問題が出てきて、ここに実業補習学校の設置をみることになった。

大正四年四月、石谷尋常高等小学校に、石谷実業補習学校が併設された。従来の補習教育に公民教育、実業教育が重点的に取り入れられた。教科は修身、読書、習字、美術、家事、農業などで、修業年限は三年以下で、運営の権限は村長に与えられていた。実業補習学校は公民学校ともいわれた。当村では四校とも設立の前後はあっても併設していたと思われる。明治の末期から大正の初期にかけて盛んになった実業補習教育も、大正十五年四月に、青年訓練所令が公布された。十六歳から二十歳までの男子を四年間、軍事訓練を受けさせる制度であった。訓練所の修了者には、軍隊の在営期間が半年間短縮された。実業補習学校も、青年訓練所も共に社会教育の主管であり、両者に学ぶ者は、ほぼ同一年代で重なり合う点があり、運営上困難な点があったし、学習内容もほぼ同一であったので、昭和十年四月から両方を統合して、青年学校の制度を発足させることになった。

当村においては、昭和四年四月一日、村内四小学校に併設されていた公民学校を統合して、上谷口二八五四番地に上伊集院公民学校を設置した。また従来からあった公民学校の研究科を青年訓練所としている。昭和十年四月一日、青年学校令により、上伊集院公民学校は上伊集院青年学校と改称した。

青年学校教育の目的は、青年学校令によれば「青年学校ハ男女青年ニ対シ、其ノ心身ヲ鍛練シ徳性ヲ涵養スルト共ニ、職業及実際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ、以

テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス」とある。

青年学校には、普通科、本科、研究科の三科があり、修業年限は普通科二年、本科五年、研究科二年であった。実習地として、田が二反（一九・八アール）畑が六反五畝（六四・四アール）果樹園二反（一二九・七アール）茶園二反、竹林一反と山林少々を所有していた。ほかに牛二頭、豚二頭、兎十羽が実習用として飼育されていた。

五、戦時下の教育

昭和六年満州事変がぼっ発し、教育にも軍事体制が要求されてきたことは前にも述べたが、昭和十二年日華事変が起こるに及び、その体制はますます強化され、昭和十六年十二月、太平洋戦争に突入するに至って、急速に戦時体制がとられるようになった。教育の基本精神として、「皇国の道をもとにして、国家有為の人材を育成し、皇国民としての責任を果たし得る人間を育成する」ことで、教育を統制した。皇民練成とか、臣道実践とか、聖戦完遂というようなことばが頻繁に使われるようになった。昭和十八年に入ると、戦争はいよいよ激化し、本土決戦の様相が強くなり、非常事態に備えることを余儀なくされ、教育活動も麻痺する状態であった。集団勤労作業、学徒動員、修業年限を短縮した繰り上げ卒業（九月卒業）学童疎開と戦争体制へのめり込んでいった。

㈠ 青年学校義務教育となる

昭和十二年敷地五反（四九・五アール）を現松元駅下に買収し、校舎を建設した。本館として普通教室三の六〇坪（一九八平方メートル）職員室の二〇坪（六六平方メートル）の一棟と裁縫室一の一八坪（五九・四平方メートル）家事室一の一五坪（四九・五平方メートル）宿直、使丁室一の一五坪、農舎一の二三坪（七二・六平方メートル）銃器庫一の六坪（一九・八平方メートル）その他の四六坪（一五一・八平方メートル）が分立された。

昭和十二年三月三十一日付けで今まで兼務であった校長が専任青年学校長として福宿勇蔵（市来町出身）が任

学年	性別＼科名	普通科一部	本科一部	本科二部	研究科
一年	男	0 0	19人 100%	20人 100%	17人 100%
	女	0	—	23人 100%	0
二年	男	1 100%	30人 100%	5人 100%	0
	女	0	—	9人 100%	0
三年	男	—	20人 100%	—	—
	女	—	—	—	—
四年	男	—	21人 100%	—	—
	女	—	—	—	—
五年	男	—	27人 90.4%	—	—
	女	—	—	—	—

昭和18年度出席予定表

月別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本科(男)	1年	4	5	3	8	5	6	6	8	6	6	6	4
	2年	4	5	3	8	5	6	6	8	6	6	6	4
	3年	4	5	3	8	5	6	6	8	6	6	6	4
	4年	4	5	3	5	4	6	4	5	5	6	6	4
	5年	4	5	3	5	4	6	4	5	5	6	6	2
本科女	1年	4	5	3	8	5	6	6	8	6	6	6	4
	2年	4	5	3	8	5	6	6	8	6	6	6	4
	3年	4	5	3	5	4	6	4	5	5	6	6	2
研究科		4	5	3	5	4	6	4	5	5	6	6	2
本科二部(女)		毎週（月火水木金）											

命され、教育の充実が図られた。昭和十四年、男子のみ義務教育となり、男子は小学校卒業後、高等小学校二年、青年学校五年と実に七カ年の教育を受けねばならなかった。女子も早い時期に義務化する予定であった。

昭和十四年の就学状況は前頁の表のとおりで、義務制のせいか、就学率は極めて良好である。

教科は修身公民、国語、数学、地理、歴史、理科、手工、音楽、体操、武道、教練、家事、裁縫、生花、作法、農業と多岐にわたった。生活指導には特に力を入れ、青年の日常心得として、容儀、規律、整頓、礼譲、服装、風采、清潔、外出、帰宅、貸借、隙見、立聞、耳語など細かい指導がなされた。如何に人間形成ということに力を注いだかがうかがわれる。言葉づかいも厳しく教えられたらしく、皇族への敬称、敬語など、次のように教えられている。敬称として、天皇、太皇、太皇后、皇后を陛下と申し上げ、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、女王を殿下と申し上げるとしている。

昭和十八年度の出校予定計画は、上記の通りである。なお歴代校長を掲げておくと、次の通りである。

初代（兼務）池之上義盛（昭十～昭十二）
二代　福宿　勇蔵（昭十二～昭十八）
三代　有川　讃熊（昭十八～昭二十）

(二) 国民学校と改称

昭和十六年三月十四日、国民学校令を施行して、昭和十六年四月十一日から、尋常小学校を国民学校と改称することになった。

東昌尋常高等小学校は東昌国民学校に

春山尋常高等小学校は春山国民学校に
石谷尋常高等小学校は石谷国民学校に
上伊集院尋常高等小学校は上伊集院国民学校に

校名がそれぞれ改称された。

国民学校の目的は、「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ、国民ノ基礎的練成ヲ爲スヲ以テ目的トス」と定められた。修業年限は初等科六年、高等科二年の八カ年を義務教育の年限とした。高等科二年課程の修了者には、修業年限一年の特習科をおくことができるとした。八カ年の義務教育制は、昭和十九年から実施することになっていたが、戦争のために実施するまでに至らなかった。教科の編成も従来の教科目を解体して、戦争体制に即して再編成された。初等科は国民科、理数科、体錬科、芸能科の四科に編成され、国民科は修身、国語、国史、地理の四科、理数科は算数、理科、体錬科は体操、武道、芸能科は音楽、習字、図画、工作、裁縫(女)で編成された。高等科では芸能科に男子は農業、女子は家事が加えられた。これに伴って教科書の改訂もなされたが、戦時中のため用紙をはじめ資材不足で、全部改訂するまでには至らなかった。昭和十六年には一、二年用のみで、多色刷りで、「ヨイコドモ」「ヨミカタ」「テホン」「カズノホン」「エノホン」「ウタノホン」が出版されたが、理科は作成されなかった。昭和十七年になって、三年以上の分もようやく改訂された。四年以上の教科書として、歴史と地理を一緒にした「郷土の観察」が出版されたが、特異な形式として注目に値するものであった。昭和十九年には高等科の教科書も出されたが、この頃の教科書は紙質も悪く、頁数も少なく薄くて、色刷りなどもあまりなく粗末なものであった。

(三) 学徒動員

戦争がたけなわとなるにつれて、集団的勤労作業運動が実施されることになり、休暇を利用して実践的な勤労教育が推進された。その実践活動としては、農作業、家事手伝、清掃作業、防空施設作り、簡単な軍用品製造、土木作業等が課せられた。昭和十六年八月には、学校報国隊が結成され、食糧増産、軍需生産へと動員されて作業員の補充に当てられた。この間の作業は正課に準じて取り扱うこととし、授業時数に計上された。昭和十六年十月には、大学、高等専門学校の修業年限が六カ月短縮されて軍務に服することになった。昭和十八年九月には勤労動員の強化がなされ、一年の三分の一の期間を動員に応ずることにしていたのを、昭和十九年二月、戦局が不利になってきたため、労務需要に応ずるため、勤労即教育という立場をとり、一年間勤労または非常勤務につ

かせることになった。かくて通常の学校生活は完全に停止した形になった。また「女子挺身隊勤務令」が発令され、女子生徒も動員され、夜間作業にまで従事させられるようになった。学徒動員中に爆撃による死傷者または病死者は全国的には数万に達した。わが村からも中園ハル子（入佐）奥サナヱ（直木）二人の尊い犠牲者を出した。

㈣　学童疎開

昭和十九年戦局いよいよ急を告げ、本土空襲も激しさを増してきた。政府は六月末、国民学校初等科三年以上六年までの児童を保護者の申請により疎開させることにした。まず縁故先への疎開を奨励し、昭和二十年三月には戦局ますます不利となり、学童の集団疎開を低学年も含めて実施することになり、大都市、離島から実施することになった。疎開先の宿舎は、校舎、公会堂、寺院、寮舎、農舎などが当てられ、学習や生活の指導は引率教師や疎開先の学校教師が当たった。親許を離れて見知らぬ土地で、食糧、衣料などの不足する中での生活は、親も子も身を切られるような辛さがあった。しかし恵まれない生活の中で培われた友情は、成人した後も感謝と報恩で肉親にも劣らない親交が続いているのは、悲しい中にも心温まるものがある。生活費は食費が二十円、土地建物使用料五円、旅館を宿舎とする場合は二十五円とされたが、その他の宿泊は二十三円とした。父母の負担は十円となっているので残金の十五円～十三円は、国が補助したようである。当地にも鹿児島方面からの疎開児童がいたが、空襲で焼ける鹿児島の空を見やる児童たちの心中はいかばかりであったか、察するに忍びないものがある。昭和二十年八月、児童は疎開先で終戦を迎えることになった。

親許を離れて寂しさと不自由に堪え忍んできた児童たちにとって、報われることの少ない終戦となったが、親許で一緒に暮らせる喜びは大きかった。児童疎開もさることながら、学校の重要な保管物である両陛下の御真影、教育勅語、詔書類を守ることが大変であった。日置郡では、地区内の各学校の御真影、教育勅語を郡山の防空壕に保管し、これの保護管理に日夜交替で当たった。終戦直後県立第一高等女学校に集められ、焼却された。このように戦争に伴う苦い思い出は尽きない。

六、戦後の教育

昭和二十年八月十五日、太平洋戦争は敗戦という形で終戦となった。わが国の政治の総てが連合国最高司令部の掌握に置かれた。教育も占領政策にそって改められ、一八〇度ともいえる大改革であり、しかも急速な改革で

あったため、わが国の伝統的な美風までも根こそぎ失われたことは残念であり、国民性に合致しない面も多かった。しかし一方では、封建性の強い社会風習、通念、組織といったものが改められ、個人の尊厳を中心においた民主的近代国家、平和国家への基礎が形づくられ、近代民主教育の方向づけがなされたことは、喜ばしいことであった。昭和二十二年四月、学校教育法が施行されて、六三制いわゆる小学校六年、中学校三年、高等学校三年、大学校四年の制度となった。小学校、中学校三年は義務教育とした。

(一) 国民学校を小学校と改称

昭和二十二年四月の学校教育法の改正により、国民学校を小学校と改称することになり、村内四国民学校はそれぞれ上伊集院小学校、東昌小学校、春山小学校、石谷小学校と改称し、今日に至っている。教科も国語、社会、算数、理科、音楽、図工、家庭、体育の八教科とし、従来の修身、地理、歴史がなくなり、新しく社会、家庭、自由研究が加えられた。社会科は児童が自分たちの社会に正しく適応でき、望ましい人間関係を実現できるようにする社会的態度や社会的能力を養うことにした。家庭科は男子にも課して望ましい家庭の一員としての技術や態度能力を養うことにした。児童たちには戸惑いながらも半面興味深い学習態度も見受けられた。自由研究は児童の興味と能力に応じて、教科の学習活動で十分できなかったものを、自主的活動の中で習得させようとするものであった。各教科の時間配当は別表の通り定められ

各教科時間配当

教科＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	175(5)	210(6)	210(6)	245(7)	210～245 (6－7)	210～280 (6－8)
社会	140(4)	140(4)	175(5)	175(5)	175～210 (5－6)	175～210 (5－6)
算数	105(3)	140(4)	140(4)	140～175 (4－5)	140～175 (4－5)	140～175 (4－5)
理科	70(2)	70(2)	70(2)	105(3)	105～140 (3－4)	105～140 (3－4)
音楽	70(2)	70(2)	70(2)	70～105 (2－3)	70～105 (2－3)	70～105 (2－3)
図工	105(3)	105(3)	105(3)	70～105 (2－3)	70(2)	70(2)
家庭	－	－	－	－	105(3)	105(3)
体育	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
自由研究	－	－	－	70～140 (2－3)	70～140 (2－3)	70～140 (2－3)
総時間	770(22)	840(24)	875(25)	900～1,050 (28－30)	1,050～1,190 (30－34)	1,050～1,190 (30－34)

た。学習指導も従来の講義式の方法から、問題解決方式といって児童の問題点を取り上げて、学習展開をする方法が取り上げられるようになった。評価についても、テスト一辺倒を改めて日常活動を通じて、進歩の状況をみることに重点がおかれた。

評価の記録も従来の学籍簿が改められて指導要録となり、身体の記録、標準検査の記録、行動の記録、学習の記録となっていて、細部にわたり学校生活全般について記録するようになった。継続的に記録されて、進学先、転校先に送付されることになっている。

㈡　新制中学校の発足

従来は国民学校を卒業すると、国民学校高等科、青年学校へと進学する者、入学試験を受けて中学校、高等女学校、商業、工業、農業などの実業系の学校へと多岐にわかれて進学していた。中学校などは多額の授業料や学費を必要としたため、知能は良くても経済的な理由で進学できない者も多く、進学者は国民学校卒業生の一割にも満たないのが実情であった。教育の機会均等と義務教育の延長、国民学校初等科卒の進路選択の時期尚早というようなことから、新制の中学校は発足した。その目的は「中学校は小学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて、中学校普通教育を施すことを目的とする」と定めた。

上伊集院中学校は、昭和二十二年五月二日に開校した。終戦直後の苦しい経済状態の中での発足とあって、その財源捻出に村当局も苦心したようで、昭和二十二年二月二十八日の村議会の記録によれば、中学校の敷地購入費校舎建築費は村民の寄附によるものとし、その寄附額は住民税の十倍とすることが議決されている。

中学校は開校に当たり、旧青年学校を使用することになったが、三教室しかなかったので、説教所、農舎、小学校講堂、裁縫室をそれぞれ一教室として、分散事業が行われた。当時の中学校の教師は、大多数が国民学校、青年学校からの転出者で占められたが、無免許の旧制大学の卒業者もいた。経済状態が安定の方向をたどると、大会社や官庁などに転出する者も出てきた。

教具なども不足してチョークさえ十分になくて、小学校の使い残りの短いのをもらい集めて使用するという状態であった。また用紙類の入手も困難で、テスト用紙など再生の悪質のザラ紙で、用紙の中に再生前の活字が消えずに残っていたり、また消しゴムで消すとたやすく破れたりするものであった。学力も戦時中で小学校での基礎がしっかり出来ていないため、中学校の課程を習得させるのに難儀した。教科書も十分なく戦前の教科書を

使ったりした。戦前の教科書は、軍国的な文字や文章は、全部墨で塗りつぶしてあった。また大きさも現在の教科書の半分程の大きさのものが多かった。（B六版ぐらい）

上伊集院中学校の初代校長は、当村四元出身の吉村伊右衛門で創立当初で苦労が多かった。学級数、生徒数、教科時数は次の通りであった

学年	学級数	生徒数 男	生徒数 女	計
一年	一	一二七	一三九	二六六
二年	四	九二	一〇六	一九八
三年	二	二九	四一	六六

教科		時数
必修科目	国語	5
	習字	1（1,2年のみ）
	社会	5～6
	数学	4
	理科	4
	音楽	2
	図工	2
	体育	3
	職業	4
選択科目	外国語	1～4
	習字	3年のみ
	職業	1～4
	自由研究	1～4

昭和三十二年度までに、校地、校舎の整備が続けられ、中学校としての教育の基礎が整えられた。昭和三十五年四月一日町制施行に伴って松元中学校と改称された。昭和四十年に入ると、生徒数も増加し、校地も狭くなったため、上谷口二九九四の二に移転することがきまり、昭和四十年十二月起工式が行われ、第一期、第二期、第三期工事に分けて施行し、昭和四十二年完工、生徒の移転も逐次行い学校緑化もＰＴＡの奉仕で完了した。

㈢　学校給食の開始

昭和二十九年六月、児童の心身の健全な発達と国民の食生活の改善を図るため「学校給食法」が制定されて、学校給食が実施されることになった。当時のわが国は食糧事情が悪く、育ち盛りの児童にその発育に適応した栄養素を与えることが出来ず、それどころか常に空腹を満たし得ない状態で、児童生徒の体位は極めて悪かった。そこで、国はミルクと小麦粉に対する補助金を出すことになった。

昭和二十九年から三十二年にかけて、まずミルク給食が始まった。脱脂粉乳を湯で溶いて飲むというものであったが、物のない時代で喜んで飲んだものだった。昭和三十年ごろから温食が加わり、児童は家庭から御飯だけを持ってきて、温食とミルクで昼食をとるというシステムであった。昭和三十七年から三十九年にかけて、パンが加わり、完全給食が実施されるようになった。

学校全体が栄養価のある同じ食事をして、食事のマナーの指導を受けることになり、児童相互の連帯感も深

まるようになった。また偏食癖のある者も矯正され、児童生徒の体位の向上もめざましく、成長率も戦前よりも三年早くなったといわれている。また反面では弁当を手作りすることがなくなって、親子の絆が弱くなったともいわれているが、これは弁当だけのせいでもないと思われる。

昭和四十四年になると、各学校が給食調理室をもち、各学校ごとに調理することは、物資購入、人件費、運営費等の面で不経済と考えられるようになり、町内を一括した給食センター方式を採用することになった。各学校の給食室を廃止して、旧中学校跡地に町立の給食センターが設立された。専門の栄養士の献立により、調理された給食は給食運搬車で各学校に配食される。学校の行事に合わせてケーキ、特別食も配給されるという細かい配慮もなされている。近年は米の消費の面からと、児童生徒の希望もあって、週二回の米飯給食も実施されるようになった。給食センターの運営は、町当局、各学校長、ＰＴＡ正副会長、幼稚園長が運営委員となって、予算、決算、運営などが審議されて、常に内容の改善に努めている。

㈣　幼児教育

幼児の教育は、戦前は家庭生活の中で、家長を中心とした長幼の序と人間的愛情を中心として躾がなされた。母の背中で、兄や姉と共に泥にまみれながら、野や畠での遊びの中で、愛もて歌われる物悲しい子守り歌の中で物のあわれを知る豊かな愛情が育ってきたし、また人間生活の規律や行儀正しくすることなどが、強く指導されてきた。戦時体制が進むにつれて、女子青年団、婦人会の活動が盛んになると、社会連帯と奉仕という立場から、農繁期の農家の仕事を助けるため、神社やお寺の境内や公民館などで、託児所が開かれるようになった。一定の教育をするというのではなかったが、一日中子どもを預って子守りをするという程度であったが、農家の主婦たちには大変喜ばれた。戦後になって学校教育が充実してくると、幼児教育が学校教育の一環として、重要視されるようになった。

1、松元幼稚園

昭和三十二年、定例村議会に村立幼稚園設立についての提案がなされ、昭和三十二年四月の開園を目指して、準備が進められることになった。収容人員一五〇人、工費一五〇万円、工事は昭和三十二年から三十三年の二カ年とし、保育料は月額二〇〇円とすることが決定された。園舎は当分の間は、中学校の工作室と講堂を借用し、工事完了をまって、正式に幼稚園として認可手続き

をすることが決議された。第一回の入園希望者は四歳児二〇人、五歳児八〇人あったが、初年度のため五歳児七二人の健康児だけを入園許可することにした。上伊集院校区五二人、東昌校区一五人、春山校区五人の七二人で、男子三三人、女子二九人であった。園長は東村長の兼務、主任及川俊子、助教諭長倉カズエ、宮ノ前和子の職員で発足した。教育目標は、楽しく正しい集団生活を通して、幼児にふさわしい心身の健康、豊かな情操、素直な社会性を培い、幼児として好ましい人格の発達を助長することを掲げた。

昭和三十二年八月、園舎第一期工事が完工し、同年十二月、公立幼稚園として認可された。昭和三十三年四月、一学級増級し、一年保育二学級、二年保育一学級とした。昭和三十三年九月、園舎二期工事が完工し移転した。年を追って施設設備も充実し、昭和四十六年には四学級、昭和四十八年には五学級編成と充実の一途をたどった。昭和六十年三月には三一七五人の卒園児を数えるまでになった。昭和三十四年四月から、役場の車で石谷地区の園児を送迎するようになり、更に昭和〇年〇月、スクールバスの購入により、遠距離からの通園も可能になった。施設、教育内容も充実するに伴い、県内各地からの研修視察も多くなり、また県の研究協力校の指定を受け、実り多い研究をするまでに成長した。

主要交通路線である県道の整備や、稍々手狭になったため移転の止むなきに至り、町中央公民館の隣接地に移転すべく、昭和五十七年から建設工事にかかり、昭和五十八年三月、工事完成し、六月現在地に移転した。園地面積三四四七平方メートル（一〇四四・七坪）、園舎面積四二七平方メートル（一二九・四坪）の鉄筋二階建ての瀟洒な建物である。遊具、運動リズム室など完備し、恵まれた環境は情操豊かな幼児教育に最適の環境といえよう。保育室五、職員室一、水呑場三、便所三、職員数六、園児数一〇九（内松元校区四〇、東昌校区八、春山校区三〇、石谷校区二九）となっている。（昭和五十九年四月現在）

昭和五十九年度の教育目標を次のように掲げている。

(1) 明るくて元気な子ども
(2) 自分のことは自分でする子ども
(3) 思いやりのあるやさしい子ども
(4) みんなと仲よくあそべる子ども
(5) 何でも自由に表現できる子ども

2、保育園

幼児の教育というよりも、幼児の人間として幸せに生きる権利を尊重する立場で設置されたのが保育園であり厚生省の所管であるが、教育の分野も多分にあるので、

幼児教育の分野に入れて述べることにする。両親が共稼ぎかあるいは病気などの理由で、十分子どもの養育ができ兼ねる時入園できるようになっている。しかしまた幼児期における教育というものが十分配慮されていて、より良い人間形成に貢献している。町内に二園がある。

(1) 松元町中央保育園

昭和五十一年四月一日、田中国志により、福山一一一番地に創設された。敷地一九四四・四平方メートル（五〇九・二坪）で園舎は鉄筋コンクリート平屋建三〇八・四平方メートル（九三・五坪）で、保育室二、厨房一、医務室一、遊戯室（ステージ付）一、乳幼児保育室一、事務室一を備えている。

保育目標として、次の四つを掲げている。

(1) 保育に欠ける幼児を、保護者に代わって保護育成する。

(2) 子どもの心身の健全な発達のため、健康保育に重点をおく生活習慣、清潔習慣を身につけさせる。

(3) 自分の意志を素直に表現し、また他人の言葉を素直に聞けるようにし、友だちと仲よくする。

(4) 感謝の心で育てる。

保育時間は七時三十分から十七時三十分までとなっているが、父母のどちらかが迎えに来るまでは、何時までも預かるという愛情ある運営がなされている。園では給食がなされ、一歳から三歳までは完全給食、三歳以上は温食給食が実施され、十時と三時には間食が与えられている。より充実した経営をするために、たえず研修がなされ、昭和五十六年には「子どもの発達と体力づくりについて」、昭和五十七年には「保育所の特性を生かした中での二歳児の身体づくりについて」の研究発表を県段階の研究公開を実施した。職員は園長一、副園長一、保母六、調理員一で、規則正しい勤務規定により運営されている。園児は六〇人である。

(2) 仁田尾保育園

昭和五十五年四月一日、四元泰盛により、石谷字杓堀一五九六―三番地に設立された。敷地は一五七二平方メートル（四七六・三坪）、園舎は三八二・五平方メートル（一一五・九坪）の鉄筋コンクリート平屋建である。

保育目標として次の二つを掲げている。

(1) はつらつとしたけんこうな身体をつくる。

(2) あかるく思いやりのある心を育てる。

保育時間、給食などについては、前者と同様な経営がなされている。園児数六〇人で、園長以下九人で愛情に満ちた経営指導がなされている。

第二節　学校沿革

一、松元幼稚園



園　章

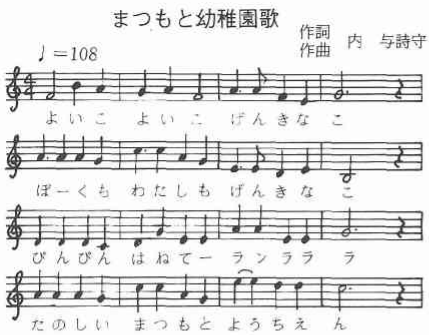



現松元幼稚園

沿　革

昭和32・4　町立松元幼稚園として開園。旧中学校教室講堂借用
〃　〃・8　園舎一期工事（保育室1、便所）竣工。
〃　〃・12　公立幼稚園として認可さる。ＰＴＡ結成
〃　33・4　一学級増（一年保育2学級、二年保育1学級）
〃　〃・9　園舎第二期工事（保育室2、職員室、給湯室）竣工移転
〃　34・4　役場の車で石谷校区の園児送迎
〃　37・10　ミルク給食実施

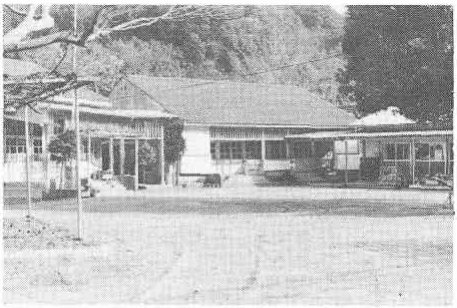

旧松元幼稚園（昭和56年頃）

〃　40・6　職員室・応接室改造
〃　41・4　入園希望者多く、一年保育のみ収容
〃　42・2　創設十周年記念式典挙行、園章制定
〃　〃・9　各保育室にテレビ設置
〃　43・4　四十三、四十四年度文

〃　44・2　部省より、幼稚園教育過程研究推進園の指定を受ける

〃　〃・11　電話架設

〃　〃　町給食センター給食(温食)開始

〃　46・4　一学級増、九月園舎新築(保育室・リズム室・便所)

〃　48・4　一学級増、園庭拡張

〃　52・4　五十二、五十三年度研究協力園の指定を受ける

〃　53・12　県研究指定園研究公開(言語領域)

〃　55・11　県音楽研究日置大会で研究発表

〃　56・4　入園希望者多く一年保育のみ収容

〃　57・8　公立幼稚園新任教師研修会場となる

〃　58・3　現在地に新築移転

〃・5　公立幼稚園地区管理者研修会場として研究保育公開

歴代園長

第一代	(兼務)	東　純男	S32～34
第二代	(〃)	重岡　昇	S34～38
第三代	(〃)	西田峯二	S38～42
第四代	(専任)	及川俊子	S42～53
第五代	(兼務)	上野清香	S53～54
第六代	(専任)	下柿元和枝	S54～59
第七代	(委託)	上浦　薫	S59～

二、松元小学校

校章

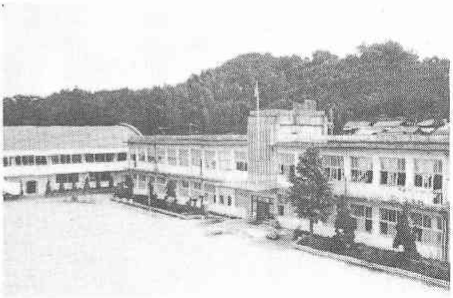

現松元小学校

松元小学校校歌

♩=112明るく
Moderato(中位のはやさ)

作詞　久保田彦穂
作曲　宗　鳳悦

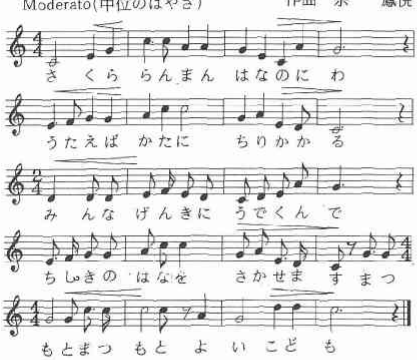

一、桜らんまん　花の庭
歌えば肩に　散りかかる
みんな元気に　腕組んで
知識の花を咲かせます
松元　松元　よい子ども

二、みどり美し　陣ケ丘
明けの明星　光っている
みんな明るく　腕組んで
望みの星を　育てます
松元　松元　よい子ども

三、流れたゆまぬ　内田川
夕月清く　浮かべてる
みんな仲よく　腕組んで
努力の川を　きずきます
松元　松元　よい子ども

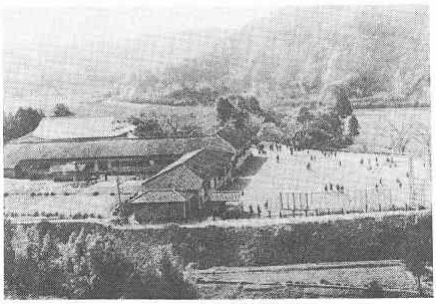

旧松元小学校

沿革

明治19　善福簡易小学校創立
〃　25・10　善福尋常小学校と改称
〃　32　小学校令改正に伴い上伊集院高等小学校併置
〃　34・5　善福尋常小学校と上伊集院高等小学校と合併し、上伊集院尋常高等小学校と称する。
〃　40　尋常科を四年から六年に延長する
大正11　講堂落成
〃　13　村内各校に高等科分立
昭和16・4　学制改革により、上伊集院国民学校と改称
〃　22・4　学制改革により、上伊集院小学校と改称
〃　35・4　町制施行に伴い、松元小学校と改称
〃　40・3　校名改称を記念して新たに校歌制定
〃　〃・4　水道施設完工
〃　〃・4　特殊学級開設
〃　44・11　町給食センターによる給食開始
〃　45・9　学校保健委員会発足
〃　〃・6　鉄道愛護少年団結成
〃　〃・11　体育中心校研究公開
〃　46・4　校旗制定（田中徳蔵・脇丸孝志寄贈）
〃　48・2　学校林改植・檜六〇〇本植樹
〃　50・4　地区道徳研究中心校指定を受く
〃　51・3　県緑化推進委員会より学林地植樹を賞し、感謝状を受く
〃　52・4　カラーテレビ一一台購入、全学級整備完了
〃　53・1　地区道徳教育研究公開
〃　〃・6　東校舎完工・二十七日教室移転
〃　〃・8　本館・特別教室の内部改装
〃　〃・9　プール完工
〃　〃・10　町内小学校同学年研究会会場となる
〃　〃・11　町P・T・A研究会会場となる
〃　54・2　町体育中心校研究公開
〃　〃・5　本校P・T・A、郡P・T・Aより表彰を受く
〃　〃・6　屋内体育館完工
〃　〃・8　校舎建設完工
〃　〃・12　第二十五回鹿児島市美術館子ども絵画展において市教育委員会賞を受く

昭和55・2　築山、造形園完成
〃　〃・7　地区スポーツ少年団バレー優勝

歴代校長

代	氏名	在住期間	在職年数
第一代	真川　兼好	明治25・10～明治27・3	一・五
第二代	曽山　伝作	〃27・4～〃30・3	三・〇
第三代	原田　甚内	〃30・3～〃35・7	五・四
第四代	宮崎　宗一	〃35・7～〃42・3	六・八
第五代	川畑　吉助	〃42・4～大正10・3	一三・〇
第六代	石神　堅蔵	大正10・4～昭和3・3	七・〇
第七代	上野　与熊	〃3・4～〃8・3	五・〇
第八代	池之上義盛	〃8・4～〃16・3	八・〇
第九代	桜井　俊男	昭和16・4～〃19・3	三・〇
第一〇代	鎌田　邦善	〃19・4～〃21・2	一・一〇
第一一代	木原　重栄	〃21・2～〃24・3	三・二
第一二代	鈴木　清治	〃24・4～〃28・3	四・〇
第一三代	岩切　宗高	〃28・4～〃32・3	四・〇
第一四代	田中　俊則	〃32・4～〃34・3	二・〇
第一五代	東穂　幸男	〃34・4～〃38・3	四・〇
第一六代	竹下　静男	〃38・4～〃45・3	七・〇
第一七代	城内　清人	〃45・4～〃49・3	四・〇
第一八代	横山　寶蔵	〃49・4～〃53・3	四・〇
第一九代	養母　秀人	〃53・4～〃57・3	四・〇
第二〇代	嶺井　松栄	〃57・4～〃59・3	二・〇
第二一代	永山　晃	〃59・4～	

昭和55・10　町花壇コンクール受賞
　　南日本花壇コンクール特選
〃　56・10　町花壇コンクール特選
〃　〃・10　南日本花壇コンクール入選
〃　〃・11　虫歯予防研究公開
〃　57・10　南日本花壇コンクール優秀賞
〃　58・10　県道徳教育研究公開
〃　〃・12　バレースポーツ少年団表彰

三、東昌小学校

校章

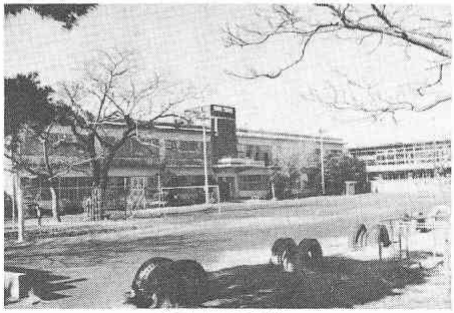

現東昌小学校

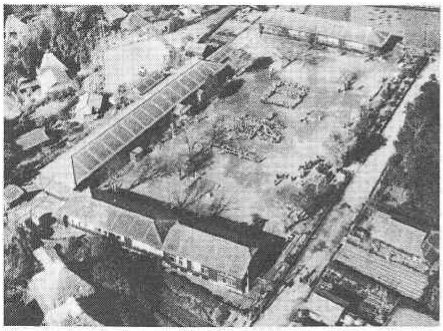

旧東昌小学校

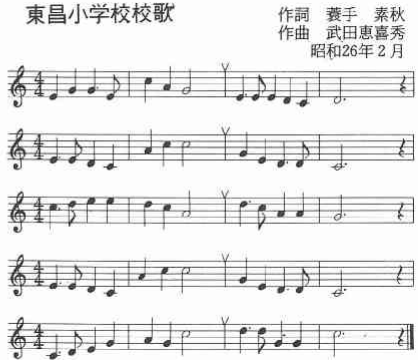

沿革

明治19　入佐、直木両部落に簡易小学校創立（各茅葺一棟で開校す）

〃25　六月小学校令改正により両簡易小学校合併して東昌尋常小学校創立（修業年限四年の義務制）

明治41・4　修業年限六年となる

大正8・11　火災により全校舎三棟全焼

〃9・12　本校舎一一八坪、西校舎一〇七五坪落成

〃13・4　高等科併置、東昌尋常高等小学校と改称

昭和3・10　東校舎を上伊集院校から移転

〃6・8　校旗を新調し、校章を制定す

〃7・11　校庭拡張のため、西校舎を四十メートル西に移す

〃8・1　裁縫室、家事室新築落成

〃16・4　畠中小吉（入佐）サイレン寄贈

〃〃・11　学制改革により東昌国民学校と改称

〃21・8　創立五十周年記念式典挙行

〃22・4　奉安殿撤去

〃23・10　学制改革により東昌小学校と改称

〃26・2　高等科廃止、新制上伊集院中学校へ転学

〃〃・3　父母と先生の会（ＰＴＡ）発足

〃27・11　校歌、校章制定

〃28・3　創立六十周年記念式典挙行、水道施設竣工

〃29・9　子ども貯金、県知事表彰を受く、電話架設

県学校保健優良校として表彰を受く

ミルク給食開始、全国健康優良校特選とし

て朝日新聞社の表彰を受く
昭和30・3　県学校保健優良校として三年連続表彰を受く
〃31・11　日本一健康優良校として朝日新聞社から表彰
32・3　講堂、西便所新築落成
〃36・11　鉄筋校舎竣工（三四八坪、二〇〇〇万円）
〃・12　校舎落成並びに創立七十周年記念式
37・3　給食室、家事室、体育倉庫移転完成
〃・10　完全給食実施
38・4　本年度から四月六日、始業式・入学式となる
39・11　町体育中心校として研究公開
41・1　第九回農協共済作品コンクール学校賞受賞
〃・10　町内算数教育研究公開
42・1　第十回農協共済作品コンクール学校賞受賞
〃・9　地区算数研究公開
47・10　町体育中心校として二カ年研究公開
48・8　プール竣工並びに創立八十周年記念式
50・7　学校保健委員会発足
52・2　第一回親子駅伝競走大会（以後毎年実施）
〃・7　ふるさと運動、郷土芸能棒踊り保存のため、児童の練習開始
53・7　日置地区スポーツ少年団バレーボール大会で女子チーム優勝、県大会へ
昭和53・11　学校保健功労団体賞受賞（学校保健委員会）
〃55・1　土曜牛乳給食、いりこ給食実施
〃・11　県保健教育研究協力校、町体育研究中心校、研究公開、全日本良い歯の学校として表彰
〃56・1　県学校保健優良校として表彰
〃・3　校舎二階一、二、三年廊下側窓サッシ取付工事（二五〇万円）施行
〃・8　校舎南側窓枠サッシ入れ替え工事施行
57・1　県学校保健優良校として表彰
〃・8　校舎北側階下、階上サッシ取付工事施行
〃・10　町P・T・A研究公開（地域PTA活動状況）
58・1　県学校保健優良校、同モデルスクールとして表彰さる
〃・7　九州学童通信水泳記録会参加、一位十種目
〃・8　県学童水泳記録会出場　上位入賞一一人
〃・8　郡小学校水泳記録会出場　第一位一五種目
〃・9　山坂達者、町体育中心校研究公開
59・3　屋内運動場竣工並びに創立九十年記念式挙行
〃60・3　家庭科室、視聴覚室新築落成

歴代校長

代	氏名	在任期間	在職年数
第一代	曽山　伝作	明治25・10～明治29・10	四・〇
第二代	原田　甚内	〃29・11～〃34・6	四・七
第三代	鎌田　清記	〃34・7～〃35・1	〇・六
第四代	有川　米吉	〃35・2～大正10・3	一九・二
第五代	川畑　吉助	大正10・4～〃15・3	五・〇
第六代	古川　勇雄	〃15・4～昭和6・3	五・〇
第七代	家弓　栄七	昭和6・4～〃12・3	六・〇
第八代	松元　兼治	〃12・4～〃16・3	四・〇
第九代	宮路　義朗	〃16・4～〃18・3	二・〇
第一〇代	阿萬　保	〃18・4～〃21・3	三・〇
第一一代	馬渡　藤昌	〃21・4～〃23・3	二・〇
第一二代	堀之内松一	〃23・4～〃25・3	二・〇
第一三代	荷福　辰夫	〃25・4～〃32・3	七・〇
第一四代	潟永　平次	〃32・4～〃41・3	九・〇
第一五代	鬼丸　良孝	〃41・4～〃46・3	五・〇
第一六代	田尻　克己	〃46・4～〃50・3	四・〇
第一七代	西　保郎	〃50・4～〃55・3	五・〇
第一八代	諏訪　訣	〃55・4～〃59・3	四・〇
第一九代	岩下　強	〃59・4～〃61・3	二・〇
第二〇代	上井　みき	〃61・4～	

四、春山小学校

春山小学校校歌

作詞　沖　元怒
作曲　武田恵喜秀
昭和29年3月

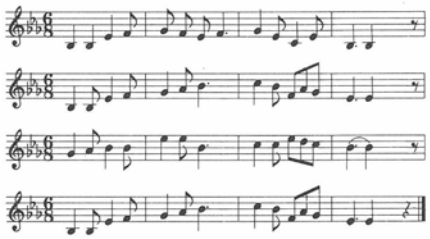

一、朝に仰ぐ桜島
燃ゆる力をたたえつつ
正しく強く朗らかに
いそしむ吾等光あれ

二、夕に望む桟敷原
広き心をはぐくみつ
ゆたけくさとくあたたかに
つとむる吾等望みあり

三、上岡山のいや高く
はるけき伝統かがやかし
理想の旗をかざしつつ
共に進まん手をとりて



校　章

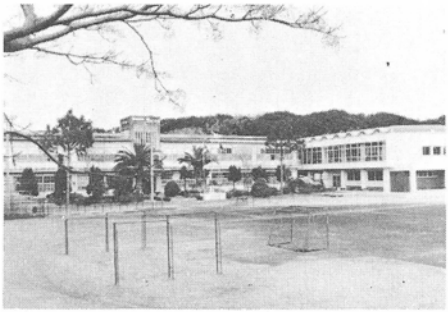

現春山小学校

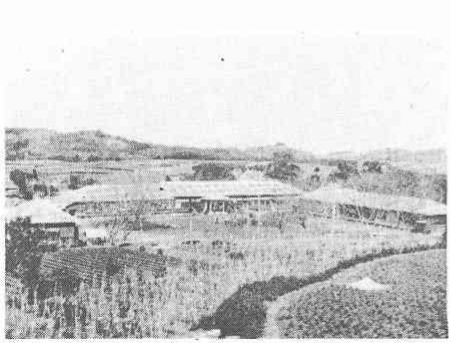

旧春山小学校

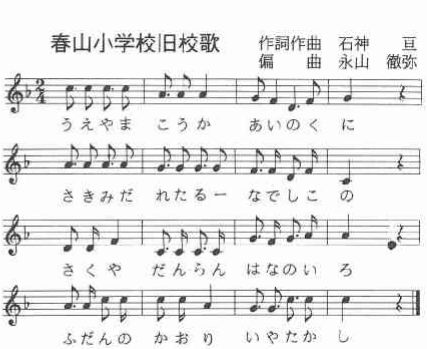

一、上山岡下　愛の国
咲きみだれたる　なでしこの
咲くやだんらん　花の色
不断の香り　いや高し

二、朝日に映えて　咲きそめし
大和魂に　包まれて
尚武　勤勉　礼譲の
諭し示す　桜花

沿革

明治4・10　伊集院郷第三十五郷校分校設立

〃・11　馬場九〇五番地に二四坪五合の瓦葺校舎建設

〃・8・12　小学校教則改正により春山小学校と改称

〃・11・10　小坂原に三六坪の瓦葺校舎新築、運動場二〇〇坪新設

〃・19・10　小学校令改正により春山簡易科小学校と改称

〃・23・11　教育勅語御下賜

〃・25・10　小学校令改正により春山尋常小学校と改称

〃・26・3　天皇・皇后両陛下御真影御下賜

〃・41・4　修業年限六カ年に延長

大正4・4　校区戸主会、八月校区同窓会設立

〃・6・10　大正天皇御真影御下賜

〃・13・4　高等科併置・春山尋常高等小学校と改称

昭和2・4　戸主会を春山校後援会と改称

〃・3・10　校旗・徽章を制定

〃・10・10　天皇・皇后両陛下御真影御下賜

〃・11・11　奉安殿・サイレン工事竣工

〃・16・4　学制改革により春山国民学校と改称

〃・17・11　創立五十周年記念式挙行、国旗掲揚台、校門改修

〃・20・3　話しことば優良校として長岡賞・知事賞を受賞

〃・21・　奉安殿撤去

昭和22・4　学制改革により春山小学校と改称
〃23・4　春山小学校P・T・A設立
〃26・　馬渡平崖崩れのため登校中の児童五人死亡
〃29・1　水道敷設
〃33・3　創立八十周年記念式典挙行・校歌制定
〃30・10　郡主催「話しことば」研究公開
〃33・2　温食・ミルク給食開始
〃35・10　講堂落成（総工費二五〇万円、八二一・五坪）
〃38・5　校章改定
〃39・4　春山集落水道組合の水道導入（二五万円）
〃〃・11　新校舎鉄筋四教室桟敷原に竣工
〃〃・8　本校P・T・A、県P・T・Aの表彰を受く
〃〃・9　新校舎鉄筋建二階八教室、特別室五教室完工、桟敷原新校舎に移転開校式
〃〃・12　給食室、家庭科室、宿直室、校長住宅竣工
〃40・11　講堂移転竣工
〃47・8　町体育中心校研究公開
〃51・11　プール竣工・創立百周年記念式典挙行
〃54・3　町P主催P・T・A研究公開
夜間照明施設完工（五十三年二基　五十四年一基　設置）
昭和55・6　町同学年研究会
〃56・10　町P・T・A主催P・T・A研究公開
〃58・3　旧講堂跡に屋内運動場完成
〃58・11　特別活動研究公開

歴代校長

代	氏名	在住期間	在職年数
第一代	真川　兼好	明治22・4～明治25・10	三・六
第二代	曽山　伝作	〃25・11～〃29・3	三・四
第三代	原田　甚内	〃29・4～〃34・5	四・一
第四代	執印甚太郎	〃34・6～大正2・4	一一・九
第五代	久米　六郎	大正2・4～〃7・3	五・〇
第六代	中村　可澄	〃7・4～〃9・3	二・〇
第七代	鎮守　正吉	〃9・4～〃10・12	〇・八
第八代	酒匂　景寿	〃10・12～〃15・3	四・三
第九代	末吉　清志	〃15・4～昭和9・3	八・〇
第一〇代	山田休右衛門	昭和9・～〃11・3	二・〇
第一一代	小倉　魁	〃11・4～〃13・3	二・〇
第一二代	有馬　憲	〃13・4～〃15・3	二・〇
第一三代	宮下　弘度	〃15・4～〃17・5	二・一
第一四代	松下　繁	〃17・5～〃20・3	二・一〇
第一五代	橋口　純美	〃20・3～〃22・4	二・〇
第一六代	沖　元恕	〃22・4～〃29・3	七・〇
第一七代	竹下　隆二	〃29・4～〃38・3	九・〇
第一八代	永田良日出	〃38・4～〃41・3	三・〇

五、石谷小学校

第一九代	栗之丸実義	〃 41・4～	〃 46・3
第二〇代	鬼塚　巽	〃 46・4～	〃 48・3
第二一代	山口　勇一	〃 48・4～	〃 53・3

第二二代	永田　隆一	〃 53・4～	〃 58・3
第二三代	金蔵　照雄	〃 58・4～	〃 61・3
第二四代		〃 61・3～	五・〇

校　章

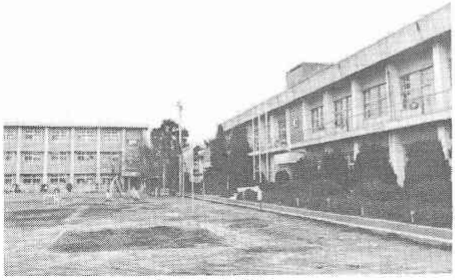

現石谷小学校

旧校歌（二代）

一、楓の老木秋たけて
　春は霞の伏野原
　城の石谷いにし世を
　しのべば夢の幾千年

二、古此処に芽生して
　勤倹倦まず意志を練り
　質実常に身を鍛え
　集う我等の気高さよ

三、ああならびなきこの誉
　胸に抱きて揺ぎなく
　伸びゆく生命光あり
　栄えよ永久に石谷校

石谷小学校校歌

作詞　浜田　盛秀
作曲　渉　秀豊

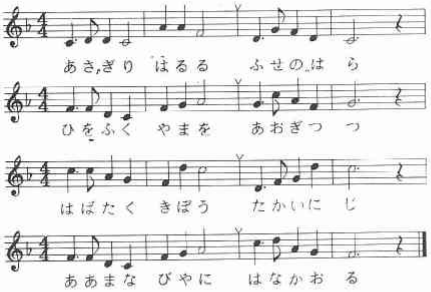

一、朝霧晴るる　伏野原
　火を噴く山を　仰ぎつつ
　はばたく希望　高い虹
　ああ学びやに　花かおる

二、しのぶ石坂　菊水の
　誇りを胸に　はげみつつ
　きたえるからだ　みがく意気
　ああ向上の　汗ひかる

三、山なみ遠く　星さえて
　虫の声澄む　高原に
　明日を築く　若い歌
　石谷校よ　栄えあれ

旧校歌（初代）

一、陽光三尺立ち揺れて
　伏野ケ原のうすがすみ
さてはあまねき春雨や
　いつしかぬるくみ情に
野辺の小草と伸びて行く
　吾等三百天真児

二、石谷城跡秋更けて
　野は荒涼の朝の霜
四大の精気澄む所
　天そそり立つ桜島
その豪壮の気を受けて
　練るやこの臓こ の精神

三、歴史は遠し幾星霜
　風簫々の城の道を
呼びし人の面影や
　練りし文武の血を伝う
流れも清き菊水に
　漱ぐ心のすがしさよ

四、夕楓の青葉かげ
　思い空しく佇めば
梢を渡る風清く
　甍に沈む天の影
ああ


旧石谷小学校

沿　革

明治13・12　寺小屋を小学校と改称
〃20・4　石谷簡易小学校と改称
〃25・6　石谷尋常小学校と改称
〃26・9　補習科を併設（修業年限二年）
〃42・3　新校舎竣工
大正4・9　石谷実業補習学校設置
〃13・1　新校舎一五八・二五坪竣工（工費一五七五円）
〃〃・4　高等科併設、石谷尋常高等小学校と改称
昭和4　石谷少年赤十字団結団式、託児所開設
〃〃　創立五十周年記念式典挙行
〃16・4　石谷国民学校と改称
〃22・4　石谷小学校と改称
〃27・1　電話架設
〃29・9　県主催国語教育研究会開催

昭和30・10　学校水道設置
〃31・4　ミルク給食開始
〃33・9　養護室新築、東便所改築
〃37　町理科研究会の公開
〃39・8　完全給食実施
〃42　町主催特別教育活動研究公開
〃43　町主催体育中心校研究公開
〃44・2　現在地に新校舎竣工、新校舎へ移転完了
〃45・　鉄筋校舎、屋内体育館落成式
〃46・6　町同学年研究会会場となる
〃〃・11　県主催学校保健研究公開
〃〃・6　校庭にチーフトン芝植付
〃47・　交通安全作文県学校賞受賞
〃〃・　県学校保健優良校の表彰を受く
〃48・　県学校歯科研究公開、県良い歯の学校表彰を受く、県学校保健準優良校の表彰を受く
〃49・8　プール竣工、プール開き
〃〃・12　県学校保健優良校表彰
〃50・12　県学校保健優良校表彰、モデルスクール指定
〃54　夜間照明施設設置
〃〃・12　創立百周年記念式典挙行
昭和55・2　県ＰＴＡ委嘱研究公開
〃56・4　町体育研究中心校、県「山坂達者」実践推進校
〃57・1　西側新校舎竣工
〃〃・11　県学校給食優良校表彰
町体育中心校、県山坂達者実践推進校としての研究公開
〃58・4　地区「郷土教育」研究校指定を受く
〃〃・10　町花壇コンクール最優秀校表彰
県学校保健優良校として受賞
〃58・11　優良ＰＴＡとして文部大臣賞受賞

歴代校長

代	氏名	在住期間	在職年数
第一代	曽山　伝作	明治25～明治29	四・〇
第二代	原田　甚内	〃29～〃34	五・〇
第三代	福島　重徳	〃34～〃45	一一・〇
第四代	池田　秀美	〃45～大正10	一〇・〇
第五代	川越　満彦	大正10～昭和3	七・〇
第六代	山崎　盛秀	昭和3～〃4	一・〇
第七代	十島　良五	〃4～〃6	二・〇
第八代	宮下　時雄	〃6～〃8	二・〇
第九代	木佐貫栄吉	〃8～〃13	五・〇

六、松元中学校

校　章

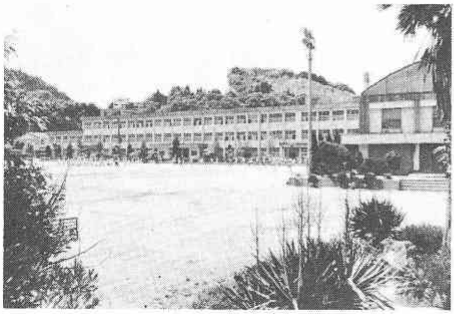

現松元中学校

第一〇代	伊達　進	〃　13
第一一代	浜田　武夫	〃　15
第一二代	有馬　純義	〃　24
第一三代	下野　春吉	〃　29
第一四代	前野　吉二	〃　40
第一五代	福留　哲雄	〃　46
第一六代	常法　初男	〃　50
第一七代	下鶴　卓一	〃　54
第一八代	石井　文雄	〃　57

〃　15	二・〇
〃　24	九・〇
〃　29	五・〇
〃　40	一一・〇
〃　46	六・〇
〃　50	四・〇
〃　54	四・〇
〃　57	四・〇

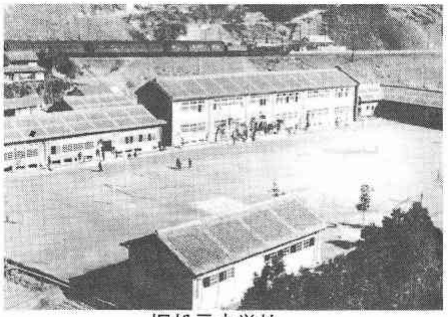

旧松元中学校

沿　革

昭和22・5	上伊集院中学校開校式
〃　22・12	PTA発足
〃　23・4	第一次校舎完工（6教室）家事裁縫室移転
〃　24・11	新校舎二階建三二三坪完工

松元中学校校歌

作詞　養手　重則
作曲　渉　秀豊

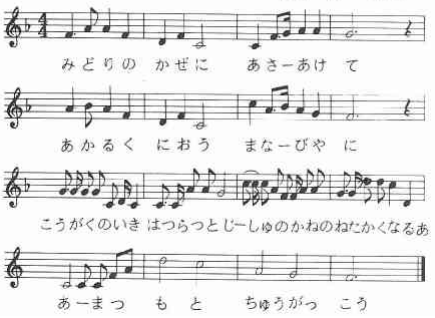

一、緑の風に　朝明けて
明かるく匂う学び舎に
向学の意気はつらつと
自主の鐘の音高くなる
ああ　松元中学校

二、松元川のせせらぎに
高原清き茶の園に
進取の気象受けついで
友愛花と咲きかおる
ああ　松元中学校

三、青雲はるか涌くかなた
朝夕仰ぐ　桜島
希望のつばさはばたいて
平和の郷土うちたてん
ああ　松元中学校

昭和25・4　大蔵大臣・日銀総裁より子ども貯金優良校として表彰を受く
〃　26・9　水道施設完工
〃　27・5　子ども貯金優良校として表彰を受く
〃　30・9　非常階段を取り付ける
〃　31・9　家庭科室増設竣工、三月理科室竣工
〃　〃・11　講堂落成
〃　32・2　ミルク給食開始
〃　33　校旗制定、柔道場新築
〃　35・4　町制施行により松元中学校と改称
〃　37・8　東便所増築
〃　38・5　県統計教育研究指定を受く
〃　39・6　第一回統計教育研究会開会
〃　〃・12　第二回統計教育研究会開会
〃　40・9　学校移転に伴う校舎建築起工式
〃　41・4　地区保健体育研究中心校となる
〃　〃・4　校舎建築二期工事完工により二、三年生移転
〃　42　第三期工事完工により学校移転完了、屋体技術室、プール建設完了
〃　〃　地区保健体育中心校研究公開
〃　44　県下中学弓道大会優勝、学校緑化指定
昭和46・4　特殊学級開設、部活動後援会設立、武道館、弓道場完成
〃　47・4　相撲土俵完成、八月、部更衣室完成
〃　48・4　特殊学級二学級に増設、体育倉庫完成
〃　49・6　校内放送施設完備、V・T・R設置
〃　〃・2　地区理科研究会開催
〃　52・7　地区野球大会優勝、八月、夜間照明施設、排水工事完了
〃　54・4　日置、川辺地区六人制バレーボール優勝

歴代校長

代	氏名	在住期間	在職年数
第一代	吉村伊右衛門	昭和22・5～昭和25・3	三・〇
第二代	上釜　直三	〃　25・4～〃　27・3	二・〇
第三代	外園　郁也	〃　27・4～〃　31・3	四・〇
第四代	坂元　良雄	〃　31・4～〃　33・3	二・〇
第五代	重岡　昇	〃　33・4～〃　38・3	五・〇
第六代	西田　峰二	〃　38・4～〃　42・3	四・〇
第七代	久保山清則	〃　42・4～〃　49・3	七・〇
第八代	福満　兼重	〃　49・4～〃　51・3	二・〇
第九代	吉田　三仁	〃　51・4～〃　55・3	四・〇
第一〇代	徳田　正行	〃　55・4～〃　56・3	一・〇
第一一代	番匠　勇	〃　56・4～〃　60・3	四・〇
第一二代	中村　登	〃　60・4～	

昭和55・9　屋体床、屋根全面改修塗装完了
〃　58・4　「山坂達者」実践推進校県指定

第二章　社会教育

第一節　社会教育

一、少年の教育

明治初期から大正期にかけての少年の教育は、家庭における人間教育が主であって、家族の一員としての生き方が教えられた。行儀作法、言葉づかい、家事手伝いなど厳しく躾けられた。子どもの躾も十分できないような親は「子どもの躾もようできん」といって、軽蔑されたものである。

子どもたちは家事の手伝いもよくやらされたものであり、また、子どもたち自身も当然しなければならないものと自覚していた。家事手伝いは男子は野良仕事、たきぎとり、家畜の世話などが主であった。女子は水汲み、子守り、炊事、洗濯などをした。こうした手伝いをすることにより、子どもたちは仕事の要領を覚え、家の仕事がどういうものか、また両親の苦労がどのようなものかを知り、両親への尊敬と感謝、家族の連帯意識なども自ら培われたものである。

子どもたちの遊びにしても、単なる遊びではなく、体力を練り、精神力を鍛えるような遊びが多かった。遊びの道具も自らの手で、先輩たちから習ったものを自作したものが多かった。例えば高い所から飛び降りるにしても「泣こかい、飛ぼかい、泣こよっかひっ飛べ」と唱えて飛んだもので、決断力を練るものであった。仕事の合間や、夜の囲炉裏端での一家団らんのときなど、村の歴史や昔話、伝説など聞かされて人としての豊かな心情が養われ、郷土に対する認識と愛着が自ずと培われていった。また日常聞かされる諺などによって、義理人情の大切なことや道義の尊さなど、共同生活の中で人としての生き方を自然に教えられ、感化されたものであった。「仕事ちゃ追てん、仕事から追わるんな」と、仕事は計画的に、仕事に追われるような怠け者になるなということを教え、「金持とやねうちゃ、溜れば溜い程きっさね」と金持ちのけちを戒めた。このような人情の機微に触れた諺など数多く、大人たちの語る言葉から教育される機会が多かった。なお諺については、第六篇第三章第七節裡諺・俗信の項に掲げたので参照していただきたい。

(一)　子ども組

わが薩摩藩には次のような組織がどこにでもあった。

年齢によって稚児、二歳、長老に分かれ、稚児は小稚児と長稚児に分かれ、小稚児は六歳から十歳まで、長稚児は十一歳から十五歳まで、二歳は十五歳から二十五歳まで、二十五歳以上を長老といった。一般には稚児組は「コドンノシ」といわれていたもので、二歳組にならって組織化されていた。小さい時から集団の中で人と人とのつながり、または集団の規律というようなものが指導されていった。子ども組は部落の年中行事にも参加したもので、正月の鬼火たき、盆相撲、七夕、六月燈、十五夜綱引き、その他奉仕作業、寒稽古など、子どもなりに力を合わせて行った行事は、大人になって故郷を遠く離れても、故郷を偲ぶよすがとして、懐かしく心に残り愛郷心を募らせるものであった。またこの中で培われた友情は竹馬の友として、終生忘れ得ない心の友をつくったものである。

㈡　少年団

わが国も大正デモクラシーの流れが強まってくると、封建時代の美風とされていた長幼の序が乱れがちになってきた。加うるに国際情勢は険悪になり、戦時体制が国内的に要求されるようになり、国家主義、全体主義的な思想を養成する必要から、少年団、健児団（本県独特）、赤十字少年団等の結成がなされるようになった。健児団の信条は、

1、神明を敬い祖先を尊ぶ
2、皇室を尊び皇国を護る
3、我を愛する心を以て人を愛す
4、人を相手にせず天を相手にす
5、恥を知り　節義を重んず

の五カ条で、当時の国情がうかがえる。団旗をそなえ、健児団訓練では、団員全員、敬天愛人の鉢巻をしめ、訓話、分列行進、体力訓練などの集団訓練が整然と行われた。赤十字少年団では、赤十字の精神にのっとり、救護訓練、奉仕訓練がなされた。

㈢　子ども会

戦後は子どもたちの自主性、自立性などを育てるため、学校では児童会、生徒会が結成された。地区にあっては、それぞれの地区における生活指導を中心に、自立心と郷土愛の精神、郷土に生きる連帯意識を育てるため、子ども会が結成された。本町では従来小学校だけの子ども会がほとんどであったが、昭和五十九年四月から中学生を交えた子ども会が町内全域に結成され、毎月第三土曜の午後二時から全子ども会が一斉に開催されることになり、実績を挙げつつある。リーダーに中学生を迎えることになったため、運営がスムーズに進むようになった。それぞれの子ども会が特色ある運営をなし、所

期の目的を達成することが期待される。子ども会の綱領は次の通り。

1、わたしたちは、じょうぶなからだ、くじけない心をもった強い子どもになります。

2、わたしたちは、きまりや礼儀を守り、責任を重んずる正しい子どもになります。

3、わたしたちは、みんな協力し、進んで奉仕する明るい子どもになります。

4、わたしたちは、自然に親しみ、文化を愛する優しい子どもになります。

5、わたしたちは、広く世界を見つめ、未来にはばたく豊かな子どもになります。

高校生については、子ども会とは別途に地域高校生クラブを結成することになり、五十九年八月から結成に入りほとんどの地域で結成をみることになった。これと併行して高校生父母の会も結成されることになり、その成果が期待される。従来の子ども会の活動は、休み中の生活指導が主で、学習の計画、健康管理、非行防止等がなされてきたが、やや大人の指導が入りすぎた感があった。子ども会に中学生が入り、高校生クラブの結成など、組織も確立してきたので、自主的な活動も大いに期待できると思われる。育成に一層の成人層の関心と協力が望まれる。

二、青年の教育

藩政時代から二歳組という青年の組織があって、十五歳からこれに加入しなければならなかった。入会を「ニセイリ」といって、厳しい儀式を経て入会したものであった。青年舎の中央に正座し、周囲に居並んだ「ニセガシタ」を皮切りに年長の順に十数人の先輩たちから順々に訓示される青年の心得を、しびれの切れるのを我慢しながら聞いたものであった。「もう今夜から青年になったので、人の家の庭など通るときはだまって通らないで、『今晩は、もう夕飯は終わりましたか、通らせてください』とあいさつして通るものだ」とか、「今までは人の家のれんげ草などを切っても許されたが、これからは人の家のものと自分の家のものとはっきり区別をつけて、人の家のものなど勝手に切ってはいけないぞ」などなど、日常の礼儀作法から行動にいたるまで、こと細かに具体的に指導されたもので、当時の「ニセイリ」の情景を今でもまざまざと思い出すことができる。二歳組は地域の夜警、消防、道普請、冠婚葬祭の奉仕、郷土芸能の伝承、行事の主催または協力、公役としての農作業など、村の生活全般にわたって総会の決議を経て実践したものである。地域では二歳組については特権を与え、文

句はいわなかった。それほど権威をもち、信頼されていた。二歳組としてはきまりを厳しくし、これを破った者にはそれ相当の制裁を加えることもあり、地域の信頼にこたえる努力をした。

(一) 青年会の設立

明治の末期から大正の初期にかけて、二歳組は青年会へと変わっていったが、それは明治三十九年十二月、政府が青年会の設立を奨励したためである。青年会は二歳組の組織を受け継いだもので、夜学での知識の習得、風紀の改善、農業の改良等に意を注いだが、日露戦争が始まると青年会は銃後の活動に励み、社会に貢献するところ大なるものがあった。明治四十二年制定の春山青年会の規約により、当時を偲んでみたい。

春山青年会規約

第一条、本会は春山青年会と称す。

第二条、本会は信義を重んじ、風俗を改善し、進んで衛生、教育、農事上の改善発達を企図し、併せて相互の親睦を厚くすることを以て目的とする。

第三条、春山住民にして年齢十五歳以上三十歳以下の男子は本会に加入し、正会員たるの義務あるものとす。但し年齢三十一歳以上にして、本会の主旨を翼賛せる者を賛助会員とす。

第四条、本会には左の役員を置く

会長一名、副会長一名、幹事十名、

(一) 会長は本会を総括し、会議の時は其の長となるものとす。

(二) 副会長は会長を補佐し、又は代理をなすものとする。

(三) 幹事は会長の指揮を受け、諸般の事務を整理するものとする。

第五条、会長、副会長、幹事は毎年十月総会に於て選挙し、その任期は一年とす。但し再選するも妨げなし。

第六条、集会は毎年一月、五月、十月の三回とし、開会は午後二時とし、その期日は会長之を定め、幹事をして会員に通告せしむるものとす。但し必要の場合には臨時に之を開くことあるべし。

第七条、集会は左の順序によりて開会す。

(一)談話、(二)研究事項の発表、(三)問題研究討議

第八条、本会に無届欠席を許さず。出会し得ざる故障ある者は、其の事情を具し、開会時刻前に届出づべきものとす。

第九条、正会員にして開会時刻に遅れたる者は、金十三銭、無届欠席の者は二十銭を違約金として徴収す。

第十条、本会の規約を犯し、若しくは本会の名誉を汚すも

のあるときは、会員の決議を経て、之を除名す。

第十一条、本会に左の帳簿を置く

会員名簿、実践実施案決議録、金銭出納簿、研究案決議録

第十二条、本会の規約は会員三分の二以上の同意を得ざれば、変更することを得ず。

第十三条、本会の経費は、正会員之を負担す。

第十四条、本規約は、明治四十二年十月十四日より之を実行するものとす。

(二) 青年団の統一と戦時体制

明治四十三年名古屋市において、全国青年大会が開催され、青年団を統轄して、より強力な活動を展開するための組織化を図る機運が生まれた。また大正四年には内務省、文部省が訓令を出して、青年団活動が現下の国内外の情勢に照らして、国運の伸長にいかに重要であるかを訴えている。青年団員は健全なる国民、善良なる公民となるべく、忠孝の本義を体して、知能と体力の増強に努めるよう要求された。

大正五年ごろ上伊集院村青年団が結成された。同じ頃、わが日置郡でも、日置郡連合青年団が結成された。上伊集院村青年団は、上谷口青年団、東昌青年団、春山青年団、石谷青年団の四分団から成っていた。団員数一七七人で、団員の年齢は十五歳から二十歳までであった。活動としては、奉仕活動、体力訓練としての剣道、相撲、体操などを実施し、また夜学を開いて補習教育として珠算や読み書きの学習をした。指導には小学校の若い先生か有識の先輩が当たった。教場には主として小学校の校舎を利用したが、部落の集会所が利用されることもあった。

大正七年二月十三日、石谷青年団は、貯金、補習教育、風紀改善、公益事業優秀のかどにより金十円の賞と共に表彰を受けている。(日置郡誌による)また同青年団は夜学の学習中に、近くの店に強盗が押し入った通報に接し、団員は直ちに出動して手分けして出口をふさぎ、前科七犯というしたたか者の犯人を物の見事に捕えて表彰された。またその時の賞金で小学校に大鏡を寄贈し感謝された。

日華事変から戦時体制の進展に伴って、高度の国防体制をとらざるを得ない状態となり、昭和十六年には従来の青年団、女子青年団を解消して県青年団に一本化されることになった。県知事自ら県青年団長になり、各町村では青年学校長か小学校長が団長となり、命令系統が統一された。青年団の任務も戦時的訓練と活動で、神祇奉仕、貯蓄奨励運動、軍人援護活動、健民運動、国防訓練、勤労奉仕、興亜運動など、官制団体となり、青年団とし

ての主体性は失われていった。

㈢　戦後の民主青年団と活動

終戦を迎えて文部省は新しい日本建設の教育方針として、郷土を中心とした復興を目指して、自発能動、切磋共励の団体として青年団の結成を提唱した。当村においても新しい民主団体として、自由と責任を重んずる男女一緒になった青年団が結成された。内外地からの郷里への引き揚げ、戦地からの復員等により農村人口も急激に増大し、団員数も大きくふくらむことになり、青年団活動も多彩になっていった。同好会活動、奉仕活動、文化活動と、退廃と虚脱状態と混沌（こんとん）とした世相の中での活動は、将来の希望と光明をもたらす努力が見られた。新しい民主社会の建設を目指して、苦しい食糧難を乗り越えて、団員たちは手を取り合って懸命に活躍した。

昭和も三十年代になると、自由主義による個人の尊重から団結心の薄れが見え始め、経済不況からくる農業経営の困難さと企業の都市集中化による農村離れの現象が激しくなり、団員も著しい減少をみるに至った。村に残った者でも、入団者は一三パーセント程度で青年団活動も低迷の時代を迎えることになった。それでも数少ない団員たちは、不安と動揺の中で復興の望みを託して、相結束して団活動に努力を続けた。

文部省は昭和三十年、青少年指導者の海外派遣の経費を補助することになり、昭和三十四年には皇太子殿下御成婚記念事業として「海外派遣」を、昭和四十二年には「青年の船」を運航することになった。わが町においては、直木の若松力男が昭和三十三年五月三十一日、派米労務者第一号として三年間、カリフォルニアで農業経営技術を習得して帰郷し、松元中学校において研究成果を報告した。また、石谷の宇田隆光は、昭和五十三年七月十一日から翌五十四年二月十六日まで七カ月間、農業経営研究のため、アメリカに派遣された。石谷の木之下俊郎は、昭和五十二年九月九日から二十三日まで「日中友好九州青年の船」の参加者に選ばれ、中国を視察して中国青年との友好親善に努めた。入田の池田哲郎は昭和三十六年二月、県農村青年研修生として、南米派遣青年隊員として、アルゼンチンで農業の研修をして帰郷した。直木の奥省吾は、昭和五十四年農村青年研修生として、アメリカで農業経営の研修に参加した。

町内での活動としては、昭和三十七年松元青年自営者クラブが誕生し、春山の弓削光雄が会長となり、会員四二人で農業経営の合理化と近代化をめざして、農業構造改善事業の推進母体となるべく結成された。この研修を通じてクラブ員相互の親和を図ると共に、時代の要求に

副うべく生産力向上に努めた。

昭和四十四年十一月、県青年体育大会柔道の部で、本町チームは優勝の栄冠を収め、全国大会に出場し県代表としての意気を示した。坂口忠雄を監督に、選手として奥寛治、福田真人、益満幸一、下柿元洋幸、柳田勉、浅面幸一、坂之上利秋が参加した。

昭和五十三年には、鹿児島、日置地区社会福祉大会において、社会福祉活動団体の部で、本町青年団のボランティア活動、歳末助け合い活動、文化活動が認められ、表彰された。このように青年団の活動が活発になり、町民の理解も深まり、青年団幹部のリードの良さとあいまって、結束も深まり団員数も増加していった。昭和六十年度の団員数は下の通りである。

校区	男	女	計
松元	五	四	九
東昌	八	六	一四
春山	七	三	一〇
石谷	八	五	一三
計	二八	一八	四六

歴代青年団長（戦後）

代	氏名	期間	代	氏名	期間
第一代	上竹原清薫	20～21	第一五代	山内　忠	43～45
第二代	浜田　一郎	21～21	第一六代	柳田　勉	45～46
第三代	四元　昌景	22～22	第一七代	飯牟礼啓介	46～47
第四代	吉満　光男	23～24	第一八代	田原春美好	47～48
第五代	中原　吉光	25～26	第一九代	有村　泰明	48～49
第六代	宇田　進	26～26	第二〇代	九万田辰二	49～50
第七代	石神　司	26～27	第二一代	二俣　豊信	50～51
第八代	上四元光雄	28～29	第二二代	木之下俊朗	51～53
第九代	堂園　和光	29～31	第二三代	松下　良男	53～54
第一〇代	永山　晃	29～31	第二四代	小原　勝	54～55
第一一代	畠中　清隆	31～35	第二五代	石神　博美	55～56
第一二代	上原　茂	35～37	第二六代		
第一三代	増田　正敏	37～41	第二七代		
第一四代	末吉　節男	41～43	第二八代		

三、婦人の教育

藩政時代から明治の初期ごろまでは、婦人には一般社会人としてよりも家庭人としての教養が重んじられた。家庭にあって家事をよく処理し、夫によく従い内助の功を積み、良い子どもを育てることが、立派な婦人といわれていた。婦人が今日のようによく勉強したり、社会的に活動したりすることなど、望みもしなかったし、考えられもしなかった。婦人の教養としては、家庭人としての躾が重んぜられた。お屋敷奉公や女中奉公をして、行儀作法、裁縫、料理等を習得した。また女子の夜間外出などは固く禁じていたので、男子のように夜学などで、勉強するなどということは困難であった。

婦人の働きが認められたのは、明治二十七、八年の日清戦争の時、銃後の守りとして、婦人の活動にめざまし

いものがあったからで、以来婦人の組織化が叫ばれるようになってきた。

㈠　処女会の発足

処女会は大正の初期に誕生しているようだが、設立当初は運営、活動の面で困難な点が多かったため、婦人会の処女部として位置づけられていたようである。活動内容としては補習学習、各種講習会、読書会の開催、風紀の改善、言葉づかいの学習などであった。上伊集院の処女会は会員二三人で、会長は小学校長が任じていたことが日置郡誌に記載されている。処女会が婦人会から独立したのは、昭和二年ごろと春山婦人会の記録に記されている。

㈡　女子青年団と改称

大正十五年十一月、内務省、文部省は「女子青年団の指導奨励について」という訓令を出し、女子青年団の設立を促してきたため、当村においても四校区にそれぞれ女子青年団が発足した。

昭和六年満州事変が起こり、上海事変、日華事変と戦時体制がエスカレートするに及び、戦時下の女子として国家の非常時に対処していくための団体訓練として、国防訓練、勤労奉仕、軍人援護活動などが課せられた。

昭和十六年大東亜戦争に突入するや、男子は軍人としてほとんど応召し、女子青年団、婦人会が銃後を守る担い手となった。モンペに防空頭巾姿で竹槍訓練や防空訓練に涙ぐましい努力を続けた。また軍需工場に女子工員として徴用され、親元を遠く離れて西日本各地に配備されて、乙女の青春を作業服に固め、油と汗にまみれて銃器などの製造に携わった者も多かった。

戦後は男女統合した青年団が誕生したが、当初は今まで男女一緒に話し合ったり行動したりする機会がなかったため、運営にも戸惑うことが多く、うまくいかないことが多かった。体力の違い、考え方の違いなど戸惑いが多く、現在のようなスムーズな運営ができるようになるまでには、かなりの努力と時間を必要とした。

㈢　上伊集院村愛国婦人会

日露の国交が険悪となり、明治三十六年政府の要望により愛国婦人会が誕生した。愛国婦人会の目的は、平時にあっては強い兵士となる男子を育て、戦時には銃後の守りを固めるという、戦時体制に協力するというものであった。愛国婦人会は内務省の管轄下におかれた。上伊集院愛国婦人会は特別会員二人、普通会員三一人の合計三三人で発足し、その組織率は八・二㌫で、村内の名士の婦人たちが会費だけ拠出して、会員として名を連らねるという形式的なもので、さしたる活動もしなかったよ

うである。

㈣　修養団としての婦人会

大正四年には、村内各地区に修養団としての婦人会が設立された。大正四年十一月一日に誕生した春山婦人会の記録によると、次のとおりである。

各部落を班となし、男子の有識者を顧問とした。結成の精神は、婦人としての道を厳しく守り、父母への孝養家庭の融和、勤倹貯蓄、勤勉、夜間外出禁止、他人との和合に努力することなどであった。春秋二回総会を開くこととし、総会の内容としては、諸報告、協議、講話、余興、班長による貯蓄状況の報告などがなされた。貯蓄報告では、農家では現金収入がないため、米五合とか、卵三個とか現物を現金化して貯金額をきめたようである。当時の一般農家、現金収入に乏しく貧しい経済生活の様子がうかがえるようである。総会では時間励行をやかましくいわれ、遅刻、無断欠席には罰金が科せられるなど、規律が重んぜられた。大正十五年の秋季総会において、内縁の妻も婦人会に加入し正会員となれることが決議された。また処女部の人たちも、一定の年齢に達すると、婦人会に加入させられたようである。

㈤　小部落の婦人会

校区別や大字別の婦人会の下に小組合（現在の自治公民館）別の婦人会も早くから結成され、活動した婦人会も多かった。次に入佐上の前の婦人会について、その状況の概略を述べることにする。

三〇戸（現在二四戸）足らずの小部落であったが、時勢の進運に伴い小組合にも婦人会の必要を痛感し、先覚の婦人数人の呼びかけにより、区内の婦人多数並びに男子有志の同意援助のもとに、大正十四年二月二十八日、森園ハル宅を会場に発会式を挙げた。会則を定め、役員の選出を行い、差し当たり左の二つの実行事項を申し合わせた。

一、卵貯金をして会員割徴収金とする

二、諸道具置場を一定にするため標札貼布のこと

なお、当日協定された会則は次の通りであった。

入佐上の前婦人会会則

第一条、本会は入佐上の前婦人会と称す

第二条、本会は入佐上の前部落内に本籍を有する現住婦人（処女会員を除く）を以て組織す。但し七十歳迄を正会員とし、七十一歳以上を特別会員とす。

第三条、本会は忠孝の大義を体して、身体の健全と婦徳の向上を図り、実際生活に必要なる知能を研き以て家庭の改善、産業奨励の実を挙げ、兼ねて社会奉仕に努むるを以て目的とす。

第四条、本会の目的を達するために左の事項を行う。

一、総　会　毎年三月一日、一回開催す。但し臨時に開会することあるべし。

二、役員会　必要に応じ開会す。

三、講演会　総会と同時に開会す。但し臨時に開会することあるべし。

四、家庭改善研究会又は見学視察、毎年一回以上之を行う。

五、講習会　臨時に開会す。

六、共同作業

七、社会奉仕

八、児童の出席督励

九、敬老会（総会の時之を行う）

十、慰安会（総会の時又は臨時に之を行う）

十一、諸品評会（毎年一回以上之を行う）

十二、貯金（基本金造成）

十三、追悼会

十四、貧困者又は罹災者救済

十五、善行者の表彰

十六、優良児童の表彰

十七、風紀の改善、言語風俗の改良

十八、衛生事項の励行

十九、其の他

第五条、本会に会長一名、副会長一名、幹事若干名を置く。

第六条、会長、副会長及幹事は総会において選挙し、其の任期は一カ年とし但し再選を妨げず。

第七条、会長は本会を統理し、会議の際は之が座長となるものとす。

第八条、本会において行う重要事項に関し、諮問するために顧問若干名を置く。

第九条、本会の目的を達成し活動を助成するために、基本金を左の方法により造成蓄積す。

一、会員の共同作業より得たる利益金

二、会員據出の金品

三、会費の残額

四、寄附金

五、其の他

第十条、本会に左の帳簿を備う。

一、会則　七、重要書類綴

二、役員及会員名簿　八、普通書類綴

三、会議録　九、備品台帳

四、年中行事表　十、沿革誌

五、基本金台帳　十一、寄附者芳名簿

六、金銭出納簿

第十一条、本会の会則は、総会において出会員三分の一以上の賛成を得ざれば、変更することは得ざるものとす。

（この項は丸田信子編「上の前婦人会の歩み」に拠る）

㈥　上伊集院村婦人会

大正中期になると、各地区に創設された婦人会の連合体としての上伊集院村婦人会が結成された。春山婦人会の記録によると、昭和八年ごろは会長に石原村長、副会長に上伊集院小池之上校長が就任している。

大正十一年には加盟団体は四団体で、会員一四二三人となっている。地区の会長には小学校長が当たり、指導者も校長か首席訓導であった。小学校に実業補習科が設置されると、専任教員が配置されて、その専任教員が婦人会の指導まで担当したので、活動が充実されることになった。

㈦　大日本国防婦人会

昭和九年になると、国の内外の情勢が険悪の度を増してくると、軍部の力が強くなり、軍務の要請により大日本国防婦人会が全国的規模で結成されることになった。昭和九年十一月十六日、第六師団の秋期大演習の観兵式が、天皇陛下をお迎えして伊敷練兵場で催されることになった。わが上伊集院村婦人会も、観兵式の見学を鹿児島連隊区に申し入れたが、まだ国防婦人会が結成されていないという理由で許可されなかった。この事例でもわかる通り軍部の力は極めて強かった。また軍人への憧れも強く、旧制中学校の優秀な者は、陸軍士官学校か、海軍兵学校を志願し進学していった。上伊集院村婦人会も昭和十年三月十日、上伊集院村国防婦人会として発足することになった。

㈧　大日本婦人会

太平洋戦争がぼっ発するに及び、新体制運動が展開されることになった。大日本連合婦人会、愛国婦人会、大日本国防婦人会の三団体を統合して、大日本婦人会として発足することになり、大政翼賛会の傘下に置くことになった。当村においては、昭和十七年四月、大日本婦人会上伊集院支部が結成され、二十歳未満の既婚女性及び二十一歳以上の女性は全員加入することになった。各部落には班が置かれた。その目的とするところは、高度の国防体制に即応するため、国体観念の涵養、婦徳の修練、国防思想の普及徹底、家庭生活の刷新及び非常時に対する準備、次代の国民の養成、家庭教育の振興、軍人の援護、国防訓練、隣保共助、貯蓄奨励など実に多彩であった。

婦人会員は、だぶだぶのズボンまがいのモンペをはき、エプロンをつけ、たすき姿で、軍歌を歌いながら、

日の丸の旗を打ち振り出征兵士の見送りに明け暮れる日が続いた。また慰問袋に銃後の祈りをつめて戦地に送り、出征兵士たちを励ます仕事にも携わった。また千人針に武運長久を祈って戦地へ届けたりもした。英霊の出迎え、遺族への励ましなど、遺族にとっては大きな支えとなった。白兵戦に備えての竹槍訓練、空襲に備えてのバケツリレーによる消火訓練など、今から考えると笑止の沙汰としか思われないが、当時としては真剣そのものであった。このような婦人会の活動は、愛国の花としていつまでも香り高く心に残ることと思う。大日本婦人会は、昭和二十年六月、国民義勇隊が結成されるに及び、解散することになった。

(九) 松元町婦人連絡協議会

文部省は、昭和二十年十一月、「婦人教養施設の育成強化に関する件」の通牒を出して、民主的婦人団体の結成をすすめた。またその育成助長を促したため、地区婦人会、校区婦人会が誕生した。昭和二十二年連合体としての上伊集院村婦人連絡協議会が発足し、昭和三十五年町制施行に伴い、松元町婦人連絡協議会と改称した。加盟団体は松元、東昌、春山、石谷の四校区婦人会で、会員数八一三人、加入率六〇㌫であった。努力目標として豊かで明るく住みよい松元町づくりを目指して、婦人ひとりひとりのしあわせを追求し、豊かな人間性を培うと共に、その資質を向上させるために、主体性をもって研修し、教養を高めることとした。更に努力点として、

1、婦人としての教養を高めるために、進んで学習し、明るい地域づくりに努めます。

2、健全な青少年を育てるために、愛の声かけ運動をすすめます。

3、町民運動の実践に努め、合わせて交通安全、三ない運動（ちらさない、よごさない、こわさない）を続けます。

の三つを掲げた。実践活動として、校区婦人学級、母親セミナーを開設して会員の資質の向上を図り、白いポストの設置、空かんの除去作業による社会環境の浄化に努め、虚礼廃止等の新生活運動を通して生活改善にも努力した。明るい住みよい町づくりのための文化活動にも努め、県下でも実践力のある婦人団体として高く評価され町民からも強く感謝されている。

(十) 歴代町婦人連絡協議会長

初代　岩城　キミ　昭和二十二、四～昭和三十、三
二代　丸田　アキ　昭和三十、四～昭和三十六、三
三代　福田きくえ　昭和三十六、四～昭和三十八、三
四代　丸田　信子　昭和三十八、四～昭和四十、三

校区　婦人会長輪番　昭和四十　、四～昭和四十一、三
五代　石原多美子　昭和四十一、四～昭和四十二、三
六代　丸田　信子　昭和四十二、四～昭和四十六、三
七代　福田きくえ　昭和四十六、四～昭和四十八、三
八代　四元　幸子　昭和四十八、四～

四、父母と教師の会（P・T・A）

P・T・Aは、戦後占領軍司令部のCIA（民間情報教育局）の指導のもとに、日本民主化のために結成された団体で、父母と教師が協力して、家庭と学校と社会における児童生徒の幸福な成長を願って結成された。戦前にも学校教育を援助する団体はあった。そのような団体は、教育組合、後援会、戸主会、父兄会等の名で呼ばれていた。

㈠　戦前の教育後援団体

教育組合は、明治三十年ごろ県の指導のもとに結成された。当時は義務教育とはいえ、家計が貧しいため、児童も家事労働に従事したり、子守りなどの手伝いをしなければならなかった。そのため勉強したくても学校に行けない者も多く、ために就学率を高めるために考え出されたものである。通学区域ごとにその区域の父母を組合員とし、地域の世話人を組合長として組織された。大体次のようなことが仕事の内容であった。

1、保護者は、児童を欠席せしめんとする時は、その理由を具して組合長に届け出ること。
2、組合長はこれに証印を押して、学校に届け出さしめること。
3、組合長は欠席の事由の明確ならざるものの如きは実地にこれが調査を行うこと。
4、組合長は児童の就学、出席に留意し、これの奨励を図ること。
5、組合長は常に学務委員、村長と連絡を図ること。

明治四十年前半の経済恐慌の時代には、この組合もよく活動したらしく、春山小学校では、赤、樺、黄色などの等級をあらわす等級旗や出席表示板等を設けて出席を督励したようで、大正六年三月二十四日、第一等馬場、組合長四元弥一郎と記録されている。また組合では、子守りをするため幼児を背負って登校する児童も多かったため、幼児たちを一教室に集めて、父母が交替で子守りをしたということである。大正初期の不景気の頃は、戸主会にも出席の督励をやらせたり、教育費の不足を補うため寄附集めをしたり、また農産物などの現物を集めてこれを現金化して教育費の補助に充当したりした。

昭和二年ごろには本町でも名称を後援会（父兄会）と改称して学校後援のための寄附集めが主たる仕事で、教

育の内容に立ち入ることは許されなかった。年一回程度、学業成績、素行などについて、学校側の説明や注意を聞く程度であった。昭和二十二年、後援会はP・T・Aに発展してその名を消すことになった。

(二) 父母と先生の会（P・T・A）

P・T・Aは戦後昭和二十二年に短期間のうちに各学校に結成されたために、P・T・A本来の目的である、父母と先生が同等の立場で教育に当たるということが理解されず、依然として後援会的運営が多く、学校教育費の補助的運営が多かった。そのため多額の会費を必要とするため、校区全戸数が会員とされ、児童生徒のいる家庭を正会員とし、いない家庭を準会員とし、会費の半額を徴収するのが大部分であった。学校としては教育費の乏しい時代であったので、消耗品費、備品費、研修費などに補助してもらいその恩恵に浴した。ときには農産や手作りの家庭用品など持ち寄って現金化し、また、バザーを開いてその収益を学校へ寄附したもので、バザーはP・T・Aの楽しい行事の一つであった。

P・T・Aの運営がスムーズになってきたころになると、日本経済も立ち直り始め、昭和三十年後半ごろからは、会員の研修とか会自体の運営面に会費が使われるようになってきた。

会費の額も発足当時は一〇円から五〇円程度であったが、昭和五十年代になると、一五〇円から二〇〇円程度にあがり、ここにも物価の変動と時代の推移を感ずることである。次にP・T・Aの組織であるが、代表的なものを掲げると次の通りである。

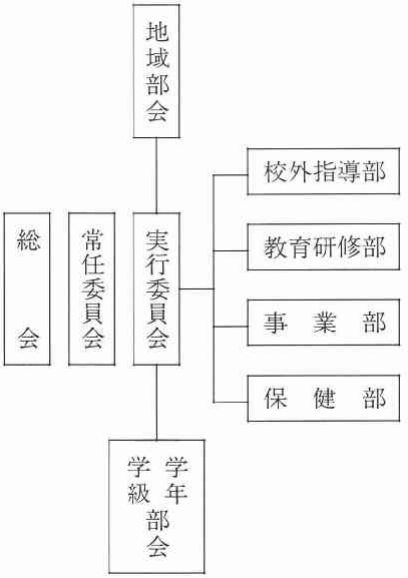

校外指導部は、児童生徒の非行防止に当たり、特に春夏秋冬の長期休暇中の生活指導に努力している。教育研修部は、会員の資質の向上を図るための研修会、研修視察等を計画実践している。事業部は、廃品回収などして会費の補充をしたり、奉仕作業などの計画実施に当たっている。保健部は、学校保健委員会と連携して、児童生

徒の保健安全を図り、交通安全指導にも努力している。

㈢　町P・T・A連絡協議会

P・T・A活動も軌道に乗ってくると、町、郡、県、全国と組織化が進んできた。本町でも当初は連絡会程度のものであったが、昭和四十年一月には規約もでき、連絡協議会が正式な組織として発足した。業務内容として次のようなことを掲げている。

1、教育予算要望書を作成して町当局へ要望する。

学校ごとの重点施設、共通する必要な学校施設、備品などについて要望する。

2、生徒指導対策を立て、非行傾向の分析研究や校外指導の方法、指導の分担等をきめる。

3、父母の行事参加の便を図るため、各学校のP・T・Aの行事の調整を図る。

4、会員研修の充実を図る。

各単位P・T・A持ち回りで、町内P・T・A研修会を開き会員の資質の向上に努める。

5、善行児童生徒・役員の表彰

該当者を選考して町、郡、県で表彰する。

町P連の運営費は、児童生徒一人当たり五円の各単Pからの拠出金と、町当局、郡Pからの補助金で運営している。

第二節　社会教育施設

一、公民館

公民館活動は、昔から寄り合いとか部落集会とかいわれていて、村落の自治活動として、政治の末端組織の伝達機関として存在していた。この部落での話し合いのきまりを守らなかった者は、村八分といって部落の仲間からはずされた。戦時中は隣保班といって隣り近所一〇戸程度で班をつくって協力体制をつくり、銃後の守りを固めた。物資の乏しい統制経済の時代は物資の配給業務などをつかさどった。これらの部落活動が土台となって、地域における文化活動の拠点として、社会教育法第二十条、第四十二条により公民館が設置されることになった。

㈠第二十条、公民館は、市町村その他一定地区内の住民のために、実際生活に即する教育、学校及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第四十二条、公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2、前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

その目的とするところは、前記(注)社会教育法第二十条に明示されている通りで、地域住民の実際生活に即応する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとなっている。

(一) 公民館の組織　別紙(表)のとおりである。

(二) 中央公民館

昭和四十二年、松元中学校が現在地に移転したので、その跡を中央公民館として利用することになった。講堂と校舎の一部が残されたため、大ホール一、和室一、講座室二、資料室一、図書室一と多用に使用することができた。場所的にも街の中心にあり、交通の便も良かったので、本町文化事業推進のため日夜利用され、その活動も活発で中央公民館の機能を十分果たした。各種の学級、講座、研修会、講演会、講習会、演芸会、発表会、体育会などが開催され、文化向上に大いに貢献してきた。

しかし、施設設備も老朽化してきたので、平野(ひらの)に移転することになり、昭和五十七年四月、冷暖房完備の近代的設備と規模を誇る殿堂が完備した。敷地面積四八〇〇平方メートル（一四五四・五坪）建築面積一三〇五・八平方メートル（三九五・七坪）総工費三億七七六三万円を投じて鉄筋二階建が完成した。文化ホールは、四九四・一九平方メートル（一四九・八坪）で三四八の固定席と一五〇の移動席を有し、四九八人を収容できる。音響効果、照明効果は抜群で、文化の推進や各種大会のメイン会場としてよく利用されている。和室は二六平方メートル（七・九坪）で茶道、華道、着物の着付け等の作法の修得の場として使用され、文化的催物の控席としても利用されている。会議室は五八・五平方メートル（一五・四坪）でゆったりした雰囲気での会議ができるよう配慮されている。団体室は三〇平方メートル（九・一坪）で社会教育団体が自由に利用できるようになっている。視聴覚室は六五・八平方メートル（二〇坪）で、映写機、V・T・R、O・H・P等の教具を有し、近代的な効果的な研修、学習ができるようになっている。研修室は八四・一五平方メートル（二五・五坪）で一〇〇人程度までの学習ができる。図書室は九三・一〇平方メートル（二八・二坪）で、五五〇〇冊の蔵書を有し、司書室、書庫、閲覧室から成り、静かな環境の中で読書研究がなされ、貸し出し、読書相談もできるようになっている。またロビー、廊下は町民の心の触れ合いの場としての利用を考え、文化的作品の展示や談話コーナー、茶屋コーナーも設けられている。歴史資料室は七九・二平方メートル（二四坪）で、町内文化財の写真や、生活民具などが展示され、郷土を知り、郷

の　組　織

昭和59年９月現在

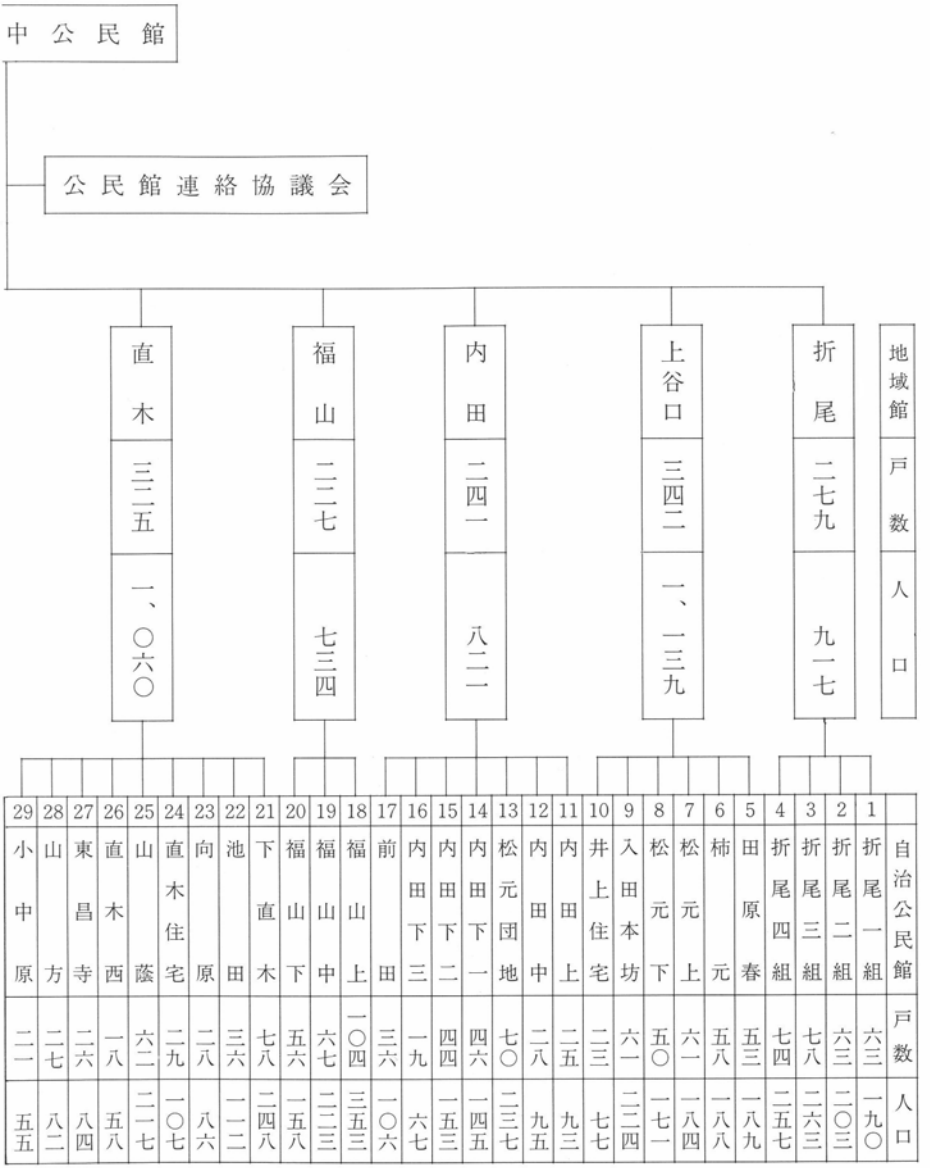

公　民　館

松　元　町

公民館運営審議会	10名

社会教育委員会	20名

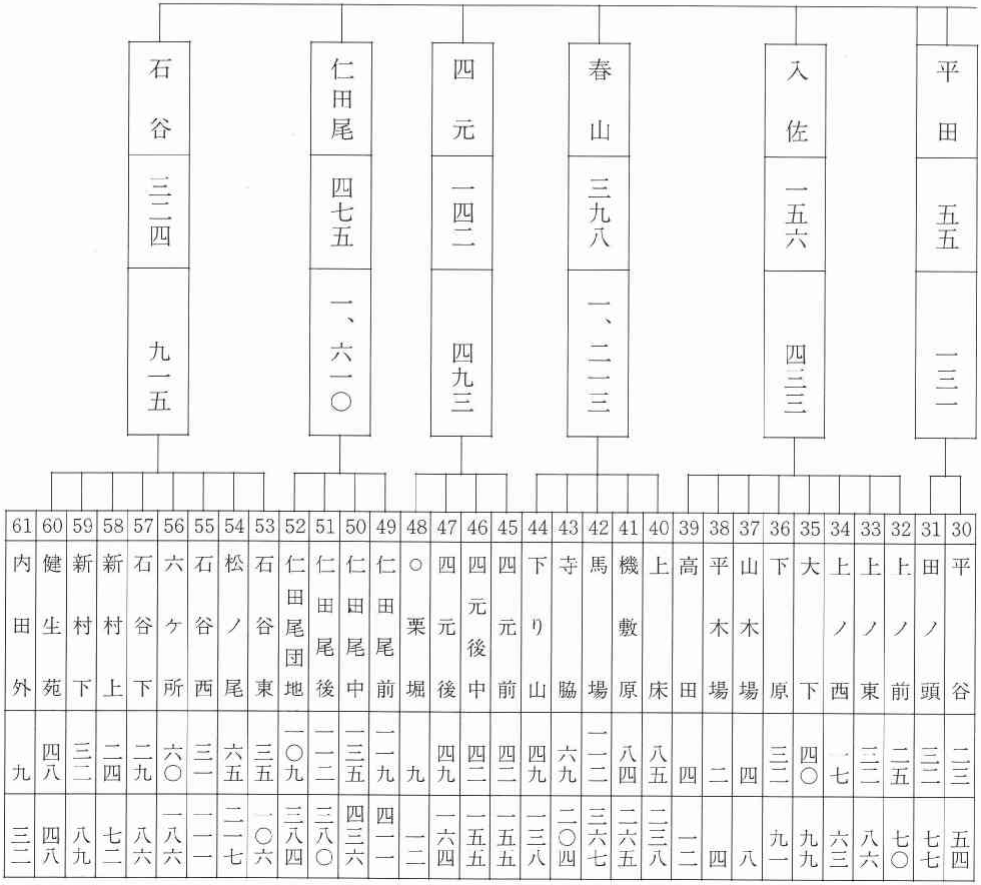

土愛の精神を培う場として活用されている。

㈢　地域館及び自治公民館

地域公民館は十一地区に分割されている。従前はもっと細分化されていたが、近年ようやく地形や人口、民情等を勘案して統合がなされた。館を持っている地域館は、折尾、内田、直木、入佐、四元、春山、仁田尾、石谷、平田の公民館で、昔から設置されていた集会所、クラブ、学校の跡などが利用されたり、跡地に建設されたものである。地域公民館は、地域内の自治公民館の連絡調整に努め、地域財産の管理、補助金等の助成、地域行事の企画運営等の事業をなし、地域の文化的向上と伝承や地域民の連帯性を育てている。毎年一回地域公民館の回りもちで、公民館運営研究会を開催し、よりよい公民館活動を目指して関係者の研修を深めている。

自治公民館は、現在五十九に分かれていて、館をもつものは二十二館で半数にも満たない。館のないところでも建設の計画がなされつつあるところもある。自治公民館の活動は、教養講座の開催、自治能力の伸長、青少年の健全育成、明るい民主的な家庭づくり、生産生活の改善、健康の増進、環境の美化、各種団体の育成と連携など、多方面にわたり、明るく住みよい地域づくりに努めている。公民館の運営は、運営委員会の決議によりなされている。館長はほとんど区長が兼務しているのが実情である。運営費は住民のきょ出金、町からの補助金、寄附などで運営されている。役員は住民の選挙か、運営委員の互選により選出され、任期は一年か二年となっているところが多い。館の組織は多少の相違はあるが、次のようなのが一般的のようである。

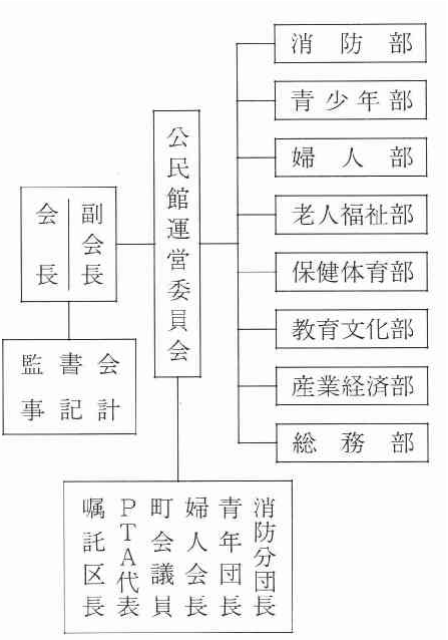

㈣　公民館事業と役割

1、各種学級、講座の開催

婦人学級、栄養教室、家庭教育学級、生活学校、老人学級、青年学級、乳幼児学級、成人講座、

2、各種講演会、講習会、展示会等の開催、料理講習会、料理実習会、生活展示会、写真展示会、絵画書道展示会、万年青・らん展示会　等
3、各種相談事業の開催
4、体育・レクリエーション等集会の開催
5、施設・設備の個人利用の促進
6、公報事業の実施～定期有線放送、公民館便り
7、各種資料の展示～ホール展示板、郷土資料展示
8、公民館事業に必要な調査研究
9、社会教育団体への連絡、他団体との連携
10、施設利用の促進
11、公民館活動のあり方と技術の研究
12、公民館の連絡調整～自治公民館長会
13、諸集会・行事の開催実施～成人式、年始式、六月燈、其の他各種集会
14、新生活運動の展開
15、町民運動の展開

二、図書館

施設面については、中央公民館の項で述べたので省略し、運営面について述べることにする。公民館の位置が離れ過ぎているため、利用について案じていたが、何とか利用されているようである。遠隔の地に対しては、学校、公民館等に貸付文庫として貸し出している。蔵書数もここ数年来増加の一途をたどっている。最近三年間の蔵書数、利用者数、貸し出し冊数の推移について記すと、次の通りである。

年度	蔵書数	利用者数	貸し出し数
昭和五七年度	三、五〇五冊	八三八人	一、一三八冊
〃　五八　〃	四、六五〇冊	一、〇七一人	二、一七六冊
〃　五九　〃	五、四八一冊	一、二七一人	三、二七四冊

昭和五十九年四月から六十年一月までの公民館図書室の利用状況を示すと次の通りである。

月	幼児・小学生	中・高校生	一般	計	貸し出し数
四月	八八人	三八人	一四人	一四一人	三〇九冊
五月	五一	一六	一四	八一	二三七
六月	八二	二一	一二	一一五	二六一
七月	一一七	四三	二四	一八四	四五六
八月	一一九	四一	三一	一九一	五一七
九月	五三	六	二七	八六	二四二
十月	六八	二〇	三四	一二二	三四〇
十一月	一二四	一七	三一	一七二	四三二
十二月	五六	七	二八	九一	二七五
一月	四九	二二	一七	八八	二〇五
計	八〇七人	二三二人	二三二人	一、二七一人	三、二七四冊

第三節　社会体育

昭和三十六年六月、体育・スポーツの振興を図るため、「スポーツ振興法」が制定された。その目的とするところは、国民の心身の健全な発達と、明るく豊かな国民生活を形成するということであった。またバレーボールがオリンピックで優勝し、日の丸の旗を掲げるなどのことがあって、国民のスポーツ熱はわが国の経済発展とあいまって、いやが上にも高まり、社会体育への関心も高まり重要視されるようになってきた。このために社会体育施設の整備がなされ、体育指導員の充実等がはかられてきた。

一、社会体育施設の充実

(一)　下川原町民グラウンドの設置

昭和五十年八月、上谷口下川原七八三番地にささやかではあるが、町民が快く運動できる場として、町民グラウンドが開設された。その規模はソフトボールコート一面、バレーボールコート二面、テニスコート二面で、当時としては町として精一杯の施設であったが、交通の便とか、附属施設の不備のため、あまり利用されなかった。テニスコートの方はよく利用された。

(二)　学校施設設備の解放

昭和五十一年六月二十五日、「学校施設の開放に関する規則」が制定されて、不足がちである社会体育施設設備の補充として利用されることになった。それには学校教育に支障のない範囲でということで、社会教育関係団体活動の促進、社会教育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場を確保する目的で、学校の施設設備を開放することにしたものである。開放する施設は運動場、体育館、プール、武道館などで、特に夜間によく利用され、町民の体育熱はとみに高まり、体育技術の向上、体力の増進、町民相互の融和が図られるようになった。

社会体育は勤めの関係上、日曜や祝祭日を除く平日は、昼間の参加が不可能なため、夜間の社会体育行事への参加または学校施設の利用を考慮して、夜間照明施設を設置することになり、利用者の最も多い松元中学校グラウンドから設置することになった。総工費五六〇万円で照明燈三基、昭和五十二年九月二十日完工し、町長の始球式で照明燈の使用開きを行い、町同好会のソフトボール模範試合で第一夜を飾った。夜間照明使用の規則も制定されて、バレーボール、ソフトボールなど、寒い冬でも利用するスポーツ愛好家たちも出てきた。また、夏の夜の盆踊り大会もこの施設のお陰で盛大に行われ、町の名物行事として位置づけられてきた。各小学校にもテニス、バレーボールができる程度の照明施設が東昌、

春山、石谷の小学校に逐次設置され、それぞれの地区でテニス教室、バレー教室等が開設されて、社会体育振興に寄与するところ極めて大なるものがある。

㈢　平野岡運動公園

「町づくりは先ず町民の健全な心身の向上から」を目標に、充実した体育、文化の施設建設をなすべく、長年の調査研究が進められてきたが、いよいよ昭和五十六年平野岡の台地に建設が進められ、六月に一応完成した。運動場は完成したが、体育館等の施設は未完である。参考までに運動公園の計画を記しておくことにする。

総面積	五一、〇七三平方㍍（約一五、四七七坪）
運動広場	一五、八八二平方㍍（約　四、八一三坪） 予算　七〇、〇〇〇千円
体育館	二、一九二平方㍍（約　六六四坪） 予算二六六、四〇〇千円
テニスコート（四面）	二、八四〇平方㍍（約　八六〇坪） 予算　二六、三五〇千円
弓道場	五八五平方㍍（約一七七坪） 予算　一〇、〇〇〇千円
アスレチック場	九二五平方㍍（約　二八〇坪） 予算　一二、〇〇〇千円
子ども広場	三、四四四平方㍍（約　一、〇四四坪） 予算　一〇、〇〇〇千円
駐車場	七、四〇三平方㍍（約　二、二四三坪） 予算　一〇、七〇〇千円
公園緑地	一七、八〇二平方㍍（約　五、三九五坪） 予算　八、五〇〇　円

二、社会体育指導者

社会体育を隆盛にするには、指導者の発掘が大切であるといわれている。昭和五十二年四月、県教育委員会から始めて派遣指導主事（社会体育担当）を迎えることになり、本町の社会体育も急速に盛んになり、スポーツの技術も向上の一途をたどることになった。また、歴代の町社会教育主事等の献身的な努力が、本町における社会体育の揺籃期を乗り越えて向上の一路をたどりつつあったことも忘れてはならない。県からの派遣指導主事は次の通り。

初代　窪田澄男
　昭和五十二・四～昭和五十五・三　三年

二代　高橋貞成
　昭和五十五・四～昭和五十八・三　三年

三代　入佐義道
　昭和五十八・四～

町社教主事として社会体育を担当してきたのは、吉村孝志、増田正敏、坂之上利秋であった。また体育指導員五人、指導者四七人が任命されていて、随時各自担当の分

有志指導者

種別	氏名
水泳	前園　勲
バドミントン	清川　次雄
〃	堂原あけみ
〃	穂満ふくみ
〃	川路　道博
〃	増田　正敏
卓球	中馬　政信
剣道	岩下　勝幸
バレーボール	川島　親夫
〃	中神　頼昌
〃	原尾よし子
〃	木之下光一
〃	松木園正二郎
〃	松木園真二郎
〃	山方　悌子
〃	吉松まゆみ

種別	氏名
バレーボール	西田　貞子
〃	鬼塚　直子
〃	蛭川　良二
〃	南　清子
〃	九万田辰二
〃	田部　美代
ソフトボール	宇田　隆光
〃	松元　善治
〃	峰松　周司
〃	石神　博美
〃	児島　照文
〃	横内　辰也
フォークダンス	宇都　セツ
軟式テニス	宝地　忠明
〃	石原　明子
〃	藤崎　正美

種別	氏名
軟式テニス	脇　貞義
〃	隈元　秀治
〃	弓削　光雄
〃	日高　義春
〃	石原　幸生
〃	前野　吉二
〃	松下　良男
〃	川越　満徳
レクリエーション	岩本　重弘
〃	中園　正治
〃	新福　京子
〃	上原　悦子
野球	川路　節男
〃	畠中　昌平
〃	森田　芳美
陸上	上原　澄男

野について奉仕している。次にこれらの指導員、有志指導者の名前を掲げておくことにする。

○指導員　上原澄男（陸上）前野吉二（軟式庭球）前園　勲（水泳）宇田隆光（バレーボール）馬込　保（バレーボール）

三、スポーツ団体

1、松元町体育協会

昭和三十三年、松元町体育協会は発足した。会員の融和と体力の増強を図り、スポーツ精神を養うと共に、郷土の振興に寄与することを目的に掲げた。事業としては町内における各種の体育大会の開催及び協賛、スポーツ教室、スポーツ講習会を開くなどして、スポーツの振興、スポーツ技術、技能の向上に努めている。ひいては明るい郷土松元の建設に貢献している。またスポーツには傷害が起こりやすいので、スポーツ傷害保険に加入することにより、参加者の救済に当てて、安心してスポーツ行事に参加できるように配慮している。役員には会長一人、副会長二人、理事若干名、評議員若干名、監事二人、書記一人、会計一人、顧問若干名をおいている。会長は次の通りである。

初代　東　純男（昭和三十三・八～昭和四十八・六）
二代　森　好成（昭和四十八・六～昭和五十一・九）
三代　前野吉二（昭和五十一・九～）

協会は種目ごとの専門部をおき、各部には部長、副部長をおいて各部の運営に当たっている。次に各部名と初

部名	初代部長	現在部長
陸上	畠中市太郎	上原澄男
剣道	篠原景徳	佐伯秀信
柔道	四元盛隆	吉村孝志
相撲	九万田貢	末広利男
バレーボール	石原正	馬込保
卓球	中馬政信	中馬政信
野球	上柿元巽	森田芳美

部名	初代部長	現在部長
庭球	田中俊則	川越満徳
ソフトボール		吉村誠
バドミントン		清川次雄
ゲートボール		竹之内新助
水泳		前園勲
弓道		小原光雄
銃剣道		新福一男

代部長並びに現在の部長名を掲げることにする。

体協の運営は、総会、理事会、運営委員会、部会により、計画、立案、審議されて実施に移されている。経費は会費、負担金、補助金、寄附金、その他の収入でまかなわれている。理事は協会の企画運営に当たり、理事会は、会長、副会長、書記、会計、各部長、地区代表、学校長代表、学校代表、青年団代表、婦人会代表、町役場代表、事務局代表で構成されている。運営委員会は町民体育大会、町内一周駅伝大会など、その都度委員を選出して組織し、必要事項について協議することになっている。専門部会は必要に応じて部長が召集し、部行事の企画運営に当たっている。

2、スポーツ少年団

スポーツ少年団は、有志により青少年の健全な育成を期して、柔剣道を主として指導されてきた。中でも剣道の練成団体は昔からあり、技の練磨よりも精神と礼儀を厳しく指導されてきた。霜の降りた早朝の神社の境内や学校の運動場などで素足での竹刀の素振りなどは、冷たさを通り越して痛さを感じたものであり、終わったあとの氷のはった井戸水での足洗いなど厳しいものであったが、不撓不屈の精神を鍛練するのには大いに役立った。今日では体育館等の施設を利用するようになったので、昔にくらべて練習も楽になってきたといえよう。柔剣道の外にソフトやバレーなどの球技が取りあげられるようになった。スポーツ少年団は中学生は中学校で部活動をするため、小学生を中心に結成されている。組織立って運営されるようになったのは、昭和五十二年ごろからである。

左は昭和五十九年度のスポーツ少年団指導者表である。

スポーツ少年団本部では次のような事業をしている

- スポーツ少年団の結成並びに登録
- スポーツ少年団の指導者及びリーダーの養成
- スポーツテストの実施並びに行事の実施
- 県内及び全国行事への代表派遣
- 青少年のスポーツに関する調査研究

役職	氏名	所属団
本部長	中馬　公徳	東昌ソフトボール
副本部長	横山　邦男	春山ソフトボール
〃	野添　幸男	石谷剣道
常任理事	福島　明久	石谷剣道
〃	南　利行	石谷ソフトボール
〃	前田　正幸	東昌ソフトボール
〃	坂口　洋	松元剣道
〃	川畑　逸郎	東昌バレーボール
〃	峰松　周司	松元ソフトボール

役職	氏名	所属団
常任理事	小田　道夫	松元バレーボール
〃	宇田　隆光	石谷バレーボール
〃	田中　輝雄	春山バレーボール
〃	吉村　孝志	春山柔道
〃	田実　正年	春山ソフトボール
〃	福田　俊仁	春山空手
監事	石井　文雄	石谷小学校
〃	金蔵　照雄	春山小学校
書記会計	入佐　義道	教育委員会

◦関係団体への連絡調整
◦その他スポーツ少年団の助長育成に関すること

3、ゲートボール協会

町内居住のゲートボール愛好者をもって組織されていて、会員の健康の増進と親睦を図ることを目的としている。昭和五十五年結成され、会長は竹之内新助で、良く協会を統轄している。会員の大方が六十歳以上の年輩の人たちだが、寒い日も暑い日もいとわず、きびきびした動作で楽しくプレーしている姿は、ほほえましく心温まるものがある。熟年層の生き甲斐になっているのではないかと思われる。家にこもりがちの熟年層が心を開くコミニケーションの場として活用されていることは、精神衛生の面からも大切なことと思われる。年五回程町内の大会が計画されている。運営費は一人年五〇〇円の会費と寄附金でまかなっている。

四、各種スポーツ大会

(一)　町民体育祭

従来村内の青年団の体育大会として実施されていたものを、昭和三十三年八月十日、村民の体位の向上と親和を願って、村民総参加のもとに第一回上伊集院村体育大会として発足した。第一回は春山校区が優勝した。以後十一月三日を町民体育の日と定めて、陸上競技を中心に開催され、年を追って盛大になってきたが、校区対抗であるため対抗意識が強く、応援のゆき過ぎ等もあって自粛が叫ばれるようになり、少々さびれて行く傾向も出てきた。それに人口が団地などの造成で増加してくると、校区の人口にアンバランスが出はじめ、競技の上にも強弱の差が大きくなってきたし、競技参加者も一部の参加選手に限定されて興味がそがれがちになったため、昭和五十四年度から地域公民館単位に切り換えられた。レクリエーション種目も

多く取り入れたため、参加者も多くなり、力も拮抗してきたので往年の盛況を取り戻し、昭和五十六年度から新装の平野岡の町民グラウンドに会場を移し、町民体育祭として開催されるようになった。

㈡　夏期スポーツ各種大会

七月から八月にかけて町体協主催で、各専門部ごとに各種大会が開かれ、各地域館ごとに選手が出場するため、各館では、応援体制も整えられ、選手の選考から派遣費栄養補給費の調達に至るまで、物心両面から選手の激励に努めている。このことを通じて地区民の親和が培われるようになってきた。こうして年間を通じて社会体育が盛んになり、町民の体育への関心も自ら高まってきた。なかでもお茶祭りバレー大会は参加チームも多く、夜間数日にわたり熱戦が展開され、地区民の応援もまた格別なものがある。

㈢　町内一周駅伝大会

昭和三十五年一月十五日に校区対抗で、町体協主催による町内一周駅伝大会が開催されてから、呼び物行事の一つとして今日まで続いている。当時は九区間三二キロメートルで、中学生、高校生、一般というチームの編成で実施され、石谷校区の優勝回数が最も多かった。当初の走区を記すと次の通りである。

走区	区間	距離（メートル）
第一区	松元小学校～直木農協	三、七〇〇
第二区	直木農協～入佐公民館折り返し	三、五〇〇
第三区	直木農協～内田	三、一〇〇
第四区	内田～四元公民館	三、四〇〇
第五区	四元公民館～春山小学校	三、〇〇〇



現在のコースと出場者は次の通りである。

走区	区間	距離（メートル）	走者
一走区	町公民館～公民館	一、二〇〇	小学生男
二走区	田原春～折尾	一、四〇〇	高校生男
三走区	折尾～仁田尾口	一、一〇〇	中学生男
四走区	仁田尾口～ガイドショップ団地	一、二〇〇	女子
五走区	ガイドショップ団地～四元医院	五〇〇	小学生女
六走区	四元医院～石谷農協	一、一〇〇	中学生男
七走区	石谷農協～六ケ所	一、一〇〇	小学生男
八走区	六ケ所～福山上公民館	一、五〇〇	一般～三〇歳男子
九走区	福山上公民館～善福寺	一、〇〇〇	十歳代女
一〇走区	善福寺～元町幼稚園	五〇〇	小学生女
一一走区	元町幼稚園～松元中	五〇〇	一八歳～三〇歳男子
一二走区	松元中～別府商店	一、七〇〇	五〇歳以上男子
一三走区	別府商店～直木農協	一、一〇〇	四〇歳代男子
一四走区	直木農協～東昌小	八〇〇	高校生女
一五走区	東昌小～入佐農協	一、〇〇〇	中学生女
一六走区	入佐農協～東昌小	一、〇〇〇	四〇歳以上女子
一七走区	東昌小～直木農協	八〇〇	二〇歳代女子
第六区	春山小学校～仁田尾三叉路	三、〇〇〇	
第七区	仁田尾三叉路～石谷小学校	三、四〇〇	
第八区	石谷小学校～仁田尾三叉路	三、四〇〇	
第九区	仁田尾三叉路～松元小学校	五、〇〇〇	

計	区間	距離（メートル）	走者
一八走区	直木農協～公民館	四〇〇	四〇歳以上女子
一九走区	直木公民館～四元農協	二、五〇〇	男子
二〇走区	四元農協～春山馬場	二、二〇〇	高校男子
二一走区	春山馬場～春山小	六〇〇	三〇歳代女子
二二走区	春山小～公民館床上	六〇〇	小学生女
二三走区	公民館床上～折尾	一、四〇〇	三〇歳代男子
二四走区	折尾～公民館田原春	一、四〇〇	男子
二五走区	公民館田原春～元町公民館	一、二〇〇	三〇歳代男子
二五区間		二七、八〇〇	二五人

第三章　教育行政

第一節　教育行政

一、明治初期の教育行政

明治新政府は明治五年八月学制を公布して教育の統轄を企図して全国を八大学区に分け、大学区の中に中学区、小学区を設けた。鹿児島県は第五大学区に属し、県内には六中学区があり、第十九番学区から第二十四番学区に分けられていた。日置地区は第十九番中学区に属して、更に中学区は一二五〇の小学区に分けられ、一小学区に一小学校を設置する予定であった。とりあえずは寺

小屋や塾をそのまま学校としたものが多かった。文部省としてはすべての人民に教育を等しく受けさせることを目標とした。当時の小学校には次のような区別があり、学制発布初期の様子がうかがわれる。

◦尋常小学校には上等小学と下等小学があって、上等小学には十歳から十三歳まで、下等小学には六歳から九歳までが学んだが、正則の小学校で質がよく、設備や教員の質もすぐれ、教育内容も整っていて、主として士族の子弟が学んだ。

◦小学校(郷校)は設備、教員の質ともに尋常小学には及ばなかった。教育内容も正則の授業ができず、変則の初歩的な内容で主として庶民の子弟が学んだ。

◦女子小学は女子が学び、小学校の正則の授業とほかに手芸が加えられた。

◦村落小学は教則を省略して教え、夜間部も設けた。

◦貧人小学は富者の寄附により経営された。

◦小学私塾は小学教員の免許状をもつ者が私宅で教えた。

中学区には学区取締りを十人から十三人程度おいて、学区内の教育の指導監督に当たらせた。一人の学区取締りは二十校から三十校を担当した。学区取締りは当初は区長の兼務であったが、明治九年には専任の学区取締りをおいた。

授業料は政府としては二十五銭から五十銭を徴収する予定であったが、これだけの負担は当時の財政事情からして支払い困難な家庭が多かった。町村としては一銭から三銭ぐらいで無料の所もあった。それで学校の教育費は学区内の各戸からの賦課金または寄附金によって運営された。明治八年ごろになると、設備や教員の質も徐々に充実してきて、変則小学から正則小学へ移行する学校も増えてきた。

第二節　教育令の制定

明治十一年七月、郡区町村令法の制定により、町村が行政の末端機構となった。町村には戸長がおかれ、地方行政の組織は整ってきたが、教育機構は学区制の施行をあまりにも急ぎ過ぎたため、経費の負担も村にとっては大き過ぎるものがあり、教育内容も高度に過ぎたため、習得できないものが多く、変則の授業をせざるを得なかった。かかる状態で学制に対する不満も多かったので、思い切って学制を改めることになった。

一、学制の廃止と教育令

明治十二年教育令を公布して学区制は廃止された。町村が小学校設置の基礎となり、学務取締りを廃止して新

しく学務委員の制度を設けて町村内学校事務を管理せしめた。学務委員は住民の選挙により選出された。教育令の内容は、学制では八カ年とした修業年限を、学齢は六年より十四年に至る八カ年としながらも、学齢期間中少なくとも十六カ月就学すべきものとして余裕をもたせた。なお八カ年の修業年限を四カ年まで短縮できるとして、毎年四カ月間は授業を受けねばならないとした。更に学校へ入学して学習しなくても、別に学則に則った教育を受けておれば就学した者と見なした。また資力の乏しい地方には巡回教員による学習指導の方法も認めた。このように学制の批判にこたえて発足した教育令は自由主義をもって貫かれた制度であったので、あまりにも緩和に過ぎ、教育現場に混乱と衰退がみられるようになった。学区制により建築が進行、また計画されていた学校も、建築が中止されたり、就学者が一挙に減少するという傾向がみられるようになり、わずか一年余にして教育令が改正されることになった。

二、改正教育令

明治十二年九月に公布された教育令は、明治十三年十二月には改正せざるを得なくなった。改正教育令はあまりに緩和された教育制度を再び引き締め強化する役目を果たすことになった。その要点を示すと次の通りである。

1、就学義務の最短十六カ月を三カ年とし、毎年少なくとも十六週間以上就学するものとした。三カ年終了しても相当の理由がなければ毎年就学すべきものとした。

2、就学督責規則を県令の起草したものを文部卿が認可する形で定めしめた。

3、学校教育によらないで、普通教育を受ける児童に対しては、郡長の認可を要し、試験を受けさせた。

4、小学校の就業年限は、三カ年以上八カ年以下とし、授業日数は毎年三十二週以上、一日の授業時数は三時間以上六時間以下とした。

5、その他小学校の設置も町村一校でなく、学習するに足る学校数設置を強化し、教則も文部卿の認可のもとに施行せしめた。

学務委員の選出方法が改められ、住民が定員の二倍から三倍の候補を推せんして、県令がその中から選任し発令することに改められた。また小学校に対する国の補助金が廃止されたため、住民の教育費の負担は一層増大した。教育費は協議集金（賦課金）五二㌫、寄附金九㌫、授業料二㌫、利息その他の収入三七㌫で構成され、住民の負担の大きさがうかがえる。なお教育費の支出の七一㌫が教員給料であった。

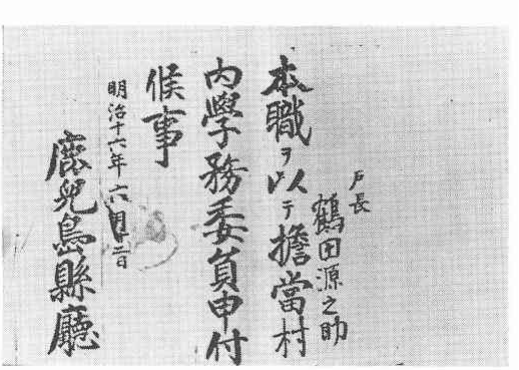
学務委員の辞令

明治十四年五月には、小学校教則綱領が府県に布達されまちまちであった課程の編成が、初等科三年、中等科三年、高等科二年の編成となった。同年六月には小学校教員心得が頒布され、教員の恪守実践すべき十六カ条が指示された。

三、教育令の再改正

明治十五、六年に至り、国の財政緊縮政策により、経済的不況は激しくなり、会社や銀行の倒産が相次ぎ、農村においても凶作で窮乏は深刻なものとなった。農村では教育費の財政に占める割合は大きく、国費からの救済が必要となった。先の教育令で補助金は打ち切られていたので、その意味からも再改正せざるを得なかった。改正の要点は次の通りであった。

1、小学校は校舎をわざわざ建築しなくても、社寺や民家などを利用し、塾のような体制でも良いとした。これにより建築費の軽減を図った。

2、教科の規定を削除して、地方の実情に応ずるものとした。

3、地域の実情により、午前か午後の半日か夜間の授業も認めた。

4、経費節約のため、学務委員を廃してその職を戸長にとらしめた。

5、学齢児童の就学期間について、明確な規定を設けなかった。

明治十八年のこの改正により、学校数は減少し就学率も低下した。春山小学校では、明治十七年男子七人、明治十八年男子七人、明治十九年男子六人の就学となっている。

第三節　教育行政の近代化への動き

一、最初の小学校令

明治十九年四月に最初の小学校令が公布された。それによると、小学校は尋常・高等の二段階とし、修業年限は各四年とした。就学年齢は六歳から十四歳までであった。しかし町村では財政が窮乏していたので、簡易な初等教育を施す制度として小学校簡易科の設置を認めた。

教育費は主として授業料と寄附金で不足するときは町村費より補助するものとした。当地では簡易科小学校と改称したが授業料は徴収しなかった。

二、小学校令の改正

明治二十二年に郡市町村制が確立されてくると、学務が市町村長に委任されることになり、それに伴って明治二十三年小学校令が改正された。それによると、学校の設置、維持、給与等が町村の負担となり、町村財政に影響するところ大きいものがあった。

小学校の管理、監督、就学督励などの学校事務も村長に委任されたため、廃止されていた学務委員が村長の諮問機関として再度設置された。村長経験者とか、校長とか、土地の名望家たちが選ばれた。この学務委員制度は明治二十三年復活以来、戦後の学制改革まで続いた。

小学校の簡易科が廃止され、明治二十七年ごろまでに、村内各小学校に補習科が設置された。明治三十三年八月、小学校令の改正により就学義務の規定を明確にした。「学齢児童保護者は就学の始期より、其の終期に至る迄、学齢児童を就学せしむるの義務を負ふ」と法文化した。

また授業料を廃止して義務教育の無償制を確立した。義務教育年限を四カ年とし、その上に二カ年の高等科を併置することを勧め、なお代用教員を認めたことなどであった。

日露戦争後の国内情勢の進展に伴い明治四十年三月、更に小学校令を改正し義務教育が六年に延長された。これにより近代的教育制度が確立したといえる。学校においては校舎の増築が行われた。参考までに当時の郡視学は次の人々であった。

田中　国愛（明33～明37）　紀　栄之助（大元～大2）
川畑　佐吉（〃37～〃41）　野田　林（〃2～〃4）
日高　彦一（〃41～〃42）　宮崎千次郎（〃4～〃9）
村尾　武経（〃42～〃43）　柚木繁次郎（〃9～〃10）
鳥飼慶四郎（〃43～〃44）　永野　規雄（〃10～　）
山口　要吉（〃44～大元）

三、教育の根幹に道徳をおく

国家の統制を保つためには、国民精神の作興こそ重要であるとして、幾多の詔勅が公布された。明治元年の五ケ条の御誓文、明治十二年の教学聖旨、明治二十三年の教育に関する勅語、明治四十一年の戊申詔書、大正十二年の国民精神作興に関する詔書、昭和十四年青少年学徒に賜りたる勅語、昭和二十年終戦の詔書などが挙げられる。

この中で特に学校教育に長年月にわたり関係し、影響が大であったのは教育に関する勅語であった。忠孝を国体の精華となし、親子、兄弟、夫婦の愛、友愛、仁慈、信

義、礼儀、義勇、恭倹などを要旨としたもので、教育はすべてここに源を発し、ここに帰一した。

明治二十六年三月には明治両陛下の御真影が各学校に下賜され、四大節等の儀式には式場の正面に安置され「一同最敬礼」の合図で拝礼し、また校長先生の奉読される教育勅語を一年から意味もわからないままに頭を垂れて拝聴したものであった。

学校では勅語、御真影を火災などから守ることが大変で学校火災で消失したために自殺した校長まで出た程であった。火災などから守るために校舎から離して社殿形式の奉安殿を造り、ここに奉安するようになった。そして登校下校時には奉安殿に拝礼するように厳しくしつけられたものであった。このようにして尽忠報国の精神は児童、生徒、国民の心の中に深く植えつけられていった。

四、国庫補助と教育費

明治十四年に小学校令の改正、更に明治二十三年の改正により、国庫補助が廃止されたことは先に述べたが、これが教育財政に与えた影響は大きいものがあった。明治二十三年三月の村の予算案によれば、

総予算　九七万四、〇四〇円に対し
教育費　四一万四、二〇九円で、総予算の四二・五㌫
総決算　一三八万八、五〇〇円に対し
教育費　六七万一、〇〇〇円で、総決算の四八・四㌫

で、村財政の苦しいやり繰りが理解できるようである。また教育費の七九・五㌫に当たる五三万四、〇〇〇円が人件費つまり職員の給料として支出されている。施設・設備の改善など、ほとんど無に等しかったのではなかろうか。

明治二十九年に国庫補助金制度が十五年ぶりに復活されたが、これは教員の年功加俸の補助金程度であった。

明治三十三年授業料の一部が廃止され、それに伴って市町村立小学校教育費国庫補助法が成立して、教員の年功加俸、特別加俸が支給されることになった。明治四十年義務教育の修業年限が六カ年に延長されたのに伴って、国庫補助法が改訂され、国庫補助金と同額が県より補助されることになったが、しかしこの補助金の村財政に占める割合は少額で、教育費の村財政に占める割合は四〇㌫を越えたといわれている。

大正七年市町村義務教育費国庫負担法が成立して、国は単に教育費の不足を補助するだけでなく、市町村と一体となって積極的に教育費の負担をすることになった。補助額は教員数、児童数に比例して配分された。補助金は大正インフレ時代のため、村財政にとっては焼石に水の状態であった。昭和初期にかけての経済的不況時代は村財政の教育費への支出がむずかしくなり教員の昇給停

止、俸給の遅配、強制的寄附等も要求された。

第四節　戦時下の教育行政

一、戦争体制への推移

昭和六年満州事変、昭和十二年日華事変と戦争の影響が強くなり、教育も戦時体制を整えることが要求されるようになってきた。小学校も国民学校と改称され、教育の内容、方法も改革され、国家主義、軍国主義的教育へと色彩を深めていった。

昭和十二年国民精神総動員実施要綱が閣議決定され、国民精神総動員運動が展開されるようになった。昭和十三年四月国家総動員法、昭和十四年八月国民徴用令が公布された。国民学校においても戦争を勝ち抜くための強健な体力づくりの必要から、保健体育が重視され、一方精神的には皇国の道を遵法する皇国民の育成がなされた。

昭和十七年には学徒の勤労動員が始まり、昭和十八年には学徒の戦時動員体制が確立して、中学校以上の生徒の軍事産業への動員と学徒の出陣、学童の疎開が始まった。昭和二十年いよいよ本土決戦が迫るに及び、国民学校初等科は四月一日から一年間授業を停止することになった。また義務教育年限が八年に延長されたが戦時中のため実施するに至らなかった。

二、義務教育の国庫負担と学校施設

昭和十五年義務教育費国庫負担法が公布され、教員給与が財政的に貧困な村費負担から県費負担に改められ、予算上の定額負担であったものが、実績による定率負担に改められ村財政に益するところが大きかった。

学校建築に当てられていた資材は、軍需資材として供出が命ぜられ、学校の修理、建築はほとんど停とんした。学校は戦争が激しくなると、軍需工場として、または軍の施設として徴用されるものもあり、正常な教育活動はほとんどできなかった。

第五節　戦後の教育行政

一、総司令部の教育制度の管理

総司令部の教育制度の管理方針は、軍国主義的思想教育、極端な国家主義的思想教育の排除に重点がおかれた。昭和二十年十月二十二日、総司令部は指令を出して教育の内容、教育関係者、教科目、教材について統制を行った。

1、教育内容については、

軍国主義、及び極端な国家主義的思想の普及を禁止し、軍事教育の学科及び教練を廃止すること。

議会政治、国際平和、個人の権威、集会・言論・信教

の自由など基本的人権の思想と合致する考え方を教え、その実践を確立するよう奨励すること。

2、教育関係者については

職業軍人、軍国主義者、極端な国家主義者及び占領政策に反対する者は罷免すること。自由主義及び反軍国主義的な思想活動のため、解職された者は、その資格を復活させ、かつ優先的に復職させること。

3、教科目・教材については

現在の教科目、教科書、教師用参考書及び教材の一時的使用は認めるが、軍国主義、極端な国家主義的な部分は削除すること。

平和的で責任を重んずる公民の育成をめざす教科目、教科書、教師用参考書及び教材をすみやかに用意すること。

教育制度はすみやかに再建すべきであるが、設備等不十分な場合には、初等教育及び教員養成を優先すること。

以上の指令に基づいて、教員の審査が行われ、約六五万人が審査を受け、二六二三人が不適格となり、審査外の不適格者と合わせて、教職を追放された。また修身、日本歴史、日本地理の授業は、即時停止させられ、それらの教科書の回収が命ぜられた。その他の教科書も不適当な部分は墨で黒く塗りつぶして削除して使用した。

二、教育委員会の発足

教育行政の民主化、地方分権、自主性確保を基本理念として、昭和二十三年七月、教育委員会法が公布施行された。教育委員会は公民の選挙によって選出された委員によって構成され、議会と同等の決議機関とし、委員会は教育長を選出して執行の責任者とした。一般行政から独立して教育行政を担当することを目的とした。つまり教育が不当な支配に服することなく、直接国民に責任を負って、地方、地域の実情に即した教育を実践しようというものである。当村においては、昭和二十七年十一月、教育委員会が発足した。各小学校区代表と村会議員代表とにより構成され、任期は四年と二年に分けられ、二年ごとに半数を選出するという仕組みであった。初代の教育委員は次のとおりであった。

四元　初男(春山)　猪俣　爲二(石谷)
小原　畝吉(松元)　大内田弘志(松元)
松木園長吉(東昌)　坂之上政雄(議会)

第六節　独立後の教育行政

昭和二十七年四月、平和条約が発効され、わが国の独立が宣言された。それに伴なって占領下の行政の反省に

立って、わが国に即した教育行政を実施することになった。文化、風習、伝統など多方面にわたり研究考慮がなされ、今後の国家の進展に適した改革がなされることになった。

一、国庫補助の充実

戦後の教育行政の中で、最も頭を痛めた問題は、六・三制に伴なう財源の捻出であった。財政的に貧困な当村としては、国の補助なくしては六・三制の実施は困難な情勢にあった。国の補助等も逐次実施されて施設設備も改良されたが、戦後のベビーブームにより児童生徒の急増を来し、一学級六十数人というすし詰学級での授業を余儀なくされた。教師は机間巡視もできない状態で学習指導に苦労したものであった。

昭和三十四年学級編成、教員の定数法が制定されて、すし詰学級が解消された。教材や図書等の整備もなされるようになった。

経済的に貧困な家庭の児童に対しては、昭和三十一年教科書費、学校給食費に始まり、続いて修学旅行費、学用品費、通学費等の補助が実施されるようになった。義務教育費無償の制度も逐次改善され、昭和二十七年には新入学児に対して、国語と算数の教科書が無償給与された。義務教育無償の要望は国民の間に強くなり、昭和三十八年には教科書の完全無償配布が実施されるようになった。

二、教育委員会制度の改正

昭和二十七年に設置された教育委員会制度は、委員の選出方法、教育委員会の地位と性格により、地方教育行政の総合的、効率的な運営ができないこと、財政的にも窮乏の原因になっていることを理由として、昭和三十一年六月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を制定して、教育委員会は次のように改正が行われた。

1、教育委員の選出については、直接公選制を改め、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。

2、市町村教育長は県教育委員会の承認を得て、それぞれの教育委員会が任命する。

3、教育委員会の予算、条例原案の送付権を廃止し、教育財産の取得、処分権、教育事務関係の契約権等は地方公共団体の長の権限とする。

4、県費負担教職員の任命権は、町教育委員会の内申をまって県教育委員会が行使する。

以上重要事項を挙げたが、地方教育委員会の独立権限がやや中央集権的になったことは否めない。これに対しては教職員団体などの強い反対があった。

本町の組織を図示すると次の通りであった。

歴代教育長は、次の通りである。

代	氏名	出身	在職期間	備考
初代	東　純男	四元	昭和27・11～28・3	助役兼務
二代	松木園長吉	入佐	〃 28・4～29・9	
三代	東　純男	四元	〃 29・9～30・4	助役兼務
四代	益山　国徳	折尾	〃 30・6～31・5	
五代	有馬　純義	春山	〃 31・5～43・9	
六代	篠原　清隆	鹿児島市	〃 43・10～46・3	
七代	上野　清香	入佐	〃 46・5～54・4	
八代	新福　国隆	直木	〃 54・4～55・4	
九代	新屋　憲男	鹿児島市	〃 55・4～現在	

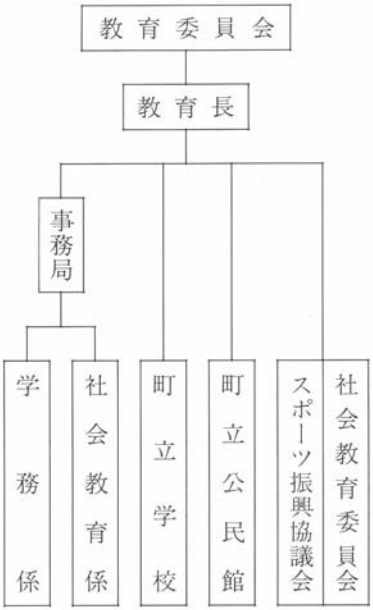

教育委員に任命された人たちは、次の通りである。

委員名	出身	在職期間
若松　秋吉	直木	昭和31・10・1～46・2・28
篠原　景宣	福山	〃 31・10・1～38・9・30
東　静雄	内田	〃 31・10・1～33・9・30
田中　澄義	石谷	〃 31・10・1～36・1・31
坂元　良雄	折尾	〃 33・10・1～38・6・30
四元　盛隆	仁田尾	〃 36・2・1～51・3・31
福田　泰三	福山	〃 38・10・1～54・9・30
竹下　隆二	折尾	〃 38・7・1～41・9・30
小原　静雄	内田	〃 5441・10・1～5842・9・3016
増田　義男	四元	〃 42・5・1～4・30
大藪　統秀	松元	〃 46・5・4～55・10・14
前野　吉二	清山	〃 47・10・1～50・3・31
新穂　良三	春山	〃 50・4・1～現在
馬場園房吉	石谷	〃 51・4・1～現在
森　好成	直木	〃 55・10・15～現在
岩城　久賢	内田	〃 58・10・1～現在

三、諸教育行政

1、奨学制度

昭和三十八年町議会において奨学制度が議決され、その実施計画が進められた。その計画によると、

高　校　生―一五〇〇円×三人×12月―五四〇〇〇円
県内大学生―二〇〇〇円×一人×12月―二四〇〇〇円
県外大学生―三〇〇〇円×一人×12月―三六〇〇〇円

とし、計一一万四、〇〇〇円を資金として調達することになった。その資金としては町補助金、寄附金でまかなうこととし、在阪の郷土出身者からも五万円余り寄せられたのを始め、多くの寄附者があり郷土愛の深さを感じた。

昭和四十二年三月、松元町奨学資金条例並びに施行規則が制定された。運営は十人の選考委員により実施されている。委員の構成は次の通りである。

町議会議員　二人、民生委員　一人、町婦人会役員　一人、中学校長　一人、町内ＰＴＡ役員　五人

昭和五十九年三月末現在の貸付基金総額は百四万九七九二円で、奨学金の利用者は三二人となっている。年度別に示すと右の通りである。

年　度	利用者
昭和42	1
〃　43	2
〃　44	1
〃　45	0
〃　46	3
〃　47	3
〃　48	3
〃　49	0
〃　50	0
〃　51	1
〃　52	2
〃　53	4
〃　54	4
〃　55	2
〃　56	0
〃　57	2
〃　58	1
〃　59	1
〃　60	3
計	3.3

2、学力調査

昭和三十一年から昭和四十年ごろにかけて、全国学力調査が国語と算数について実施され、教育課程の改善と教育の条件整備の資料を得ることを目的としたものであった。当初は地方、生活状況等を勘案しての標本調査であったが、昭和三十六年悉皆調査となるに及んで、職員団体等からこの学力調査は教育内容の国家統制につながるとして強い反対運動が起こり、学テ闘争として現場でも混乱が生じた。昭和四十一年にこの全国学力調査は中止された。

3、勤務評定と日宿直の廃止

昭和三十三年教職員の人事管理の資料とすることを目的として、「教職員の勤務評定に関する規則」を制定して、勤務評定が実施されることになった。教職員の勤務は勤務の内容が人間育成ということで、勤務条件が複雑で評定が困難であり、評定の尺度がむずかしいとして職員団体から強い反対があったが、評定は実施されて今日に至っている。なおこの勤務評定に伴って、教職員の本務とは何かが問題視されるようになり、日宿直は教師の本務である「教員は教育を司る」にマッチしないとして、また教員の生命の保証の問題などともからんで、昭和四十二年ごろから日宿直は廃止され、勤務時間外は学校は無人化されることになった。

第四章　宗　教

第一節　神　社

一、松元町に現存する神社

松元町に現存する神社について、①神社名、②所在地、③祭神、④御神体、⑤例祭日、⑥氏子総代、⑦氏子数、⑧その他の順に従って記述することにする。なお校区は松元校区、東昌校区、春山校区、石谷校区の順とする。

。松元校区

①小長﨑神社
②福山内門
③大山津神
④鏡
⑤旧暦六月二十日
⑥吉富　進・有村景雄
⑦福山全戸数約二百戸
⑧同社の棟札によると享禄四年（一五三一）には既に建立されていたことがわかる。小長﨑の名は、長﨑市の諏訪神社から分神されたので、つけられたとの説もある。例祭日には六月燈がある。現在の社殿は昭和二十八年ごろ改築した。境内にある「行幸記念碑」は現在の松元小校庭の西隅にあった慰霊塔横にあったもの。同慰霊塔を移転の際、「行幸記念碑」だけもらい受けたもので、この神社とは無関係である。



小長﨑神社

①柿本神社
②上谷口平原
③柿本人麿
④鏡と額（額は縦四五㌢・横三〇㌢の板に人麿の肖像と和歌らしいものが書いてある）
⑤新暦七月三十日
⑥田原春　一、下柿元操、ほかに田原春、柿元、松元上、松元下、入田本坊の区長五人
⑦約二百五十戸



柿本神社

⑧創建は同社境内の石碑によると、寛文十年（一六七〇）らしい。大正三年ごろまでは、川向こうの柿元地区の松元栄二の宅地内にあったが、大正三年、鹿児島本線が同社の境内を横切ることになり、入佐の大鳥神社に合祀されたが、昭和二十一年四月、現在地に遷座された。例祭日には六月燈、婦人の踊り、生け花展示などがある。

。東昌校区


大鳥神社

①大鳥神社　②入佐片坪　③日本武尊　④鏡（十一面観音の彫刻があった）　⑤新暦二月七日と十一月二十九日　⑥下野重雄、入佐公民館長　⑦約百二十戸　⑧同社境内の石灯ろうによると、享保十三年（一七二八）には既に建立されていたことがわかる。現在の社殿は、昭和十三年口之坪（俗称ヒョウタン山）から移転の際、改築されたものである。七月に六月燈がある。

①鎮守神社　②直木大西　③仲哀天皇、神功皇后、応神天皇　④鏡　⑤新暦八月の第一土曜日と十二月七日　⑥直木森林組合長、直木公民館長　⑦約二百八十戸　⑧創建は大永六年（一五二六）らしいとの説もある。現在の拝殿は昭和四十九年一月改築された。このとき神殿（鉄筋コンクリート造り）を有村正行が奉納した。土地の人々は若宮神社または「おぶなサア」とも呼んでいる。例祭日には六月燈がある。

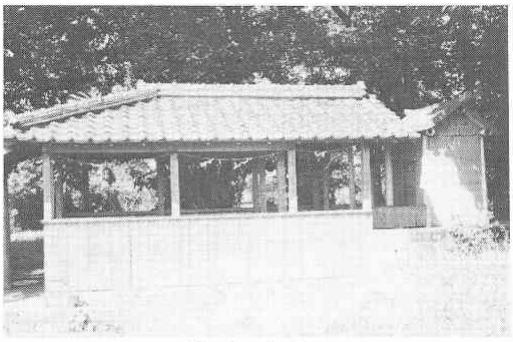
鎮守神社

①熊鷹神社　②直木宮田　③日本武雄尊　④鏡（以前は熊鷹の絵があったと「伊集院由緒記」に記してある）　⑤旧暦十一月六日　⑥自治公民館長　⑦約六十戸　⑧社殿は


熊鷹神社

以前は現在地から一五〇㍍離れた丘の中腹にあった。現在の社殿は昭和十六年四月十二日改築された。土地の人は熊鷹大明神とも呼んでいる。

。春山校区

①聖神社
②四元添が迫
③素戔雄命
④鏡と木像


聖神社

⑤旧暦六月十六日と新暦十月十六日
⑥四元貞義・内昌徳・上四元市熊
⑦約百四十戸
⑧永禄八年（一五六五）に拝殿造営の棟札があると「伊集院由緒記」に記してある。拝殿横の石灯ろうには「天文四年四月（一五三四）と刻んである。この神社は以前は平谷へ通ずる道路より下にあったものを、現在の位置に遷座されたもので、今日では四元部落の氏神として管理されている。夏の例祭には六月燈があり、婦人の踊りなども奉納される。夏の例祭時には神前に供えた御幣を四元地区への入口三カ所に立てて、悪疫の侵入を防ぐ習慣は古くから引き継がれて現在に及んでおり、町内ではここだけに伝わる特殊な風習である。

①彦山神社
②春山森園

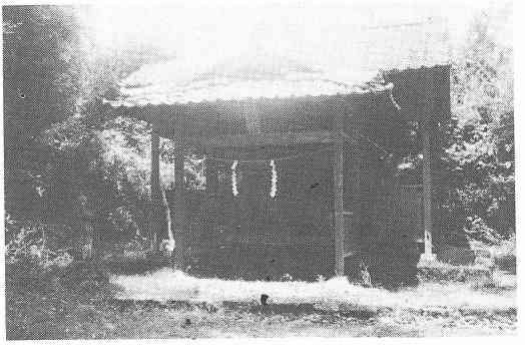
彦山神社

③宇迦御魂神・大宮能売神　④鏡　⑤旧暦六月十五日　⑥田実　正良・脇　秀義・四元　文男　⑦約二百五十戸　⑧昭和三十年、社殿のわら葺き屋根を瓦葺きに改修した。社殿横の灯ろうには、「元文元年（一七三六）」と刻んである。本殿の造りは流れ造りの形式で、旧社殿を中に取り入れて、新社殿が建てられている。例祭日には六月燈がある。

◦石谷校区

①熊野神社　②石谷北俣　③櫛御気野神・速玉之男神・豫母都事解之男神　④鏡（熊野、歳久両社とも）　⑤旧暦七月十七日　⑥山下福吉　⑦約三百戸　⑧創建は文永六年（一二六九）と「町田家系図」に記されている。現在の社殿は昭和三十五年改築、旧社殿をそのまま新社殿の中に納めており、中央が熊野神社、向かって左横に島津歳久（別名は金吾）を祭った歳久神社がある。例祭日には六月燈と婦人の手踊りが奉納される。


熊野神社

①楠公神社　②石谷東丸岡　③楠木正成　④紙の御幣　⑤新暦七月十九日　⑥その年度の地域公民館長　⑦約三十五戸　⑧この神社創建当時の御神体は楠木正成の木像であった。この木像については二つの説が伝わっている。一つはときの石谷奉行有馬新七が神戸の広厳寺からもらい受け、文久元年（一八六一）九月四日、現在地に社殿を造営し安置したという説と、今一つは石


楠公神社

谷の領主町田久甫（第二十五代）が、神戸の広厳寺からもらい受け、仁田尾の御仮屋に安置してあったのを、有馬新七、飯牟礼量平が協議して町田家から譲り受けて楠公神社を創建し、御神体としたとの両説が、「紀元二六〇〇年記念、石谷郷土史」に記されている。また有馬俊郎の「伊集院郷土史」には、鹿児島市の町田家にあった楠木正成の木像を石谷に移して楠公神社を創建したとある。現在の社殿は昭和二十七年改築したものである。詳しくは前編第十五章の「石谷と有馬新七」を参照。

（付記）松元町内に以前次のような神社があったという。

石谷校区（松の尾に諏訪神社）

第二節　寺　院

一、松元町に現存する寺院

1　永福寺

石谷三七七三番地、浄土真宗本願寺派、敷地一三二平方メートル、庫裏一一五・五平方メートル、明治二十四年十二月、木場武二、盛園直右衛門が昔の石谷領主町田氏の菩提寺跡に寺院を建立しようと自分の敷地、金品を寄贈したので、他の有志も応分の寄付をし、共に寺院設立に奔走、遂に大正十三年六月、昔の町田家の菩提寺「永福寺」の名を公称する許しを得た。

（以上は同寺境内に現存する記念碑による）

つまり明治二十四年十二月からは、鹿児島別院説教所として発足していたと思われる。

初代所長は川上法信師（明治二十五年～大正五年）、次代は友岡音信師（大正六年～同十一年）、当時町内には同じ石谷に真教寺（大正十三年、最初説教所として発足）があるだけで、他校区にはなかったので門徒以外の参詣者も多かったという。大正十三年本堂、庫裏を改築し、初代住職川上法信師を迎えた。しかし、その後町内に諸派諸寺が開設されたので、同寺は維持経営に苦しみ、それを見兼ねた当時の総代、役員、有志は多大の田畑、山林を寄進されたという。昭和二年川上法信師が引退され、二代住職に藤野義輝師（同寺住職の次男）を垂水市光源寺から迎えた。同師は名声高い若手布教師として、日曜学校、仏教



永福寺

婦人会等の設立推進に多大の努力をされた。

昭和五年町田旧領主の子孫である町田豊千代は、同寺に畑一九八〇平方㍍と町田家系図の写しを寄進された。同年木場武二も山林を寄進した。昭和二十年、敗戦後の農地解放令のため、同寺の田畑は耕作者へ譲渡し、山林だけが残り、同寺は維持に再び困窮した。昭和三十七年藤野師が六十七歳で病没、その後は門徒少数のため、常住の住職では生計困難のため、現在は親類寺の谷山の明楽寺住職高木良雄師が代務住職として兼務され、日常は前住坊守が法務を勤めている。なお故藤野師の長男、二男ともに僧侶の資格をとり、同寺の年間行事には帰寺されている。昭和五十八年には、門徒の寄進を得て本堂の内外を改修された。なお山門両側の仁王像は寺号公称三十周年記念に、同寺役員たちの発案で、近くから運んだもので、今は首なしの一体の首も昭和二十年前まではあったという。総代は末広勲、南辰雄、南平、新村良盛である。

2　真教寺

石谷三七九二番地、浄土真宗木辺派、敷地と山林三八五一・一平方㍍、本堂七二・六平方㍍、庫裏四九・五平方㍍、大正十三年石谷仁田尾の四元泰治が、宅地、山林合計三七九一・七平方㍍を寄進されて、同年浄土真宗錦織寺説教所として創設された。



真教寺

昭和十六年、宗教法改正のため寺号を宗教法人真教寺と改めた。昭和四十九年木造の本堂を修理、庫裏を改築した。初代住職は岩井雲海師（大正十三年～同十四年）二代目は石田光愛師（大正十五年～昭和五年）三代目は西山慶也師（昭和六年～同四十八年七月往生まで）、この人は本山から「碩学」の称号を下付された程の宗教学の大家であった。四代目は西山了信師。境内築山中の石の「三重の塔」（高さ約一・五㍍）は、石谷東の飯牟礼友二の寄進という。責任役員山下福吉、西山了信、総代山下福吉。

3　興隆寺

上谷口一六九九ノ五九番地（折尾）、浄土真宗興正寺派。敷地二三三三平方㍍、建坪（本堂・庫裏とも二六四・二平方㍍、二階建納骨堂、二六一・五五平方㍍）。昭和十


興隆寺

二年十二月十八日、早川教雄師（京都府極楽寺から大正十二年、川辺に来て仮説教所を開き、のち教行寺住職となった）の子早川隆雄師（当時三十五歳）は、饅頭石（現在の折尾）の人々が平素から寺院創設の熱望があるのを聞き、同地の製茶業佐多善蔵を訪ね、同地区の室吉之照宅で布教を開始した。中馬義孝とも協議、同氏の借家を借りて翌昭和十三年一月十四日、興正寺別院上伊集院出張所を開設した。昭和二十二年七月二十八日、興隆寺と改称、隆雄師が初代住職となり、昭和二十四年門徒待望の本堂が落成した。その後県道改良工事で同寺の敷地内を県道が通ることになり、昭和四十四年七月、約一〇〇㍍南側の高台に移転した。昭和四十七年一月二十日、早川隆雄師は病気のため往生した。享年六十八歳。同師は生存中本山宗会議員（四期）鹿児島別院復興局長も務めたため、「権少僧正」の位を贈られた。翌四十八年二月六日、その長男早川礼信師が二代目住職となった。昭和五十年九月鉄筋コンクリート二階建の納骨堂を建設した。責任役員吉井光徳、高橋栄熊、大山英昭、総代は責任役員三人のほかに一四人がいる。

4 善福寺

福山一四六ノ六番地、浄土真宗本願寺派、敷地五三八・九八平方㍍、本堂（階下）一八三・七八平方㍍、納骨堂（階上）九八・四二平方㍍、庫裏二九・六八平方㍍。昭和二十年当時の石谷永福寺住職藤野義輝師が、旧村役場の建物（現松元駅前郵便局敷地内にあった）を借りて説教所を開設した。昭和二十四年五月二十五日、京都の本山から寺号「宗教法人・善福寺」を授与され、藤野善輝師が代務住職となった。

善福寺の名称の由来は以前、上谷口入田（現在の入田納骨堂の位置）にあったが、廃仏毀釈で廃寺となった臨済宗瑞雲山善福寺の名を継いだものである。昭和三十五年町当局から同寺移転の要請を受けたが、藤野師病気入院中のため、その責任が現住職である長倉恵信師に移り、当時の責任役員上原仲一が門信徒一同の懇願で、昭和三十六年五月、福山入口の高台（松元勇雄所有）に移転した。以後十四年間ここにあったが、参道の急勾配、

敷地の狭さは、法要、日曜学校等の教化活動に支障があり、建物も老朽化したため、寺院を移転改築することになった。新寺院には階上に合同納骨堂を設置する案が具体化、昭和四十九年松元国武を建設委員長として、各役員、関係者の努力と門信徒の懇志、土地所有者下柿元浩（松元上）が敷地の半分を寄進したため、移転は順調に進み昭和四十九年十二月十九日、現在地（福山梨木一四六ノ六）で起工式を行った。翌五十年五月三日、鹿児島別院輪番中村文人師、組内法中二〇人が出勤、盛大な落慶法要があった。さらに昭和五十六年十二月、御内陣整備事業（京都本山からの御本尊、御座蓮光背、御宮殿須弥壇、御開山御厨子須弥壇その他）を責任総代松元国武、準備委員一同で開始、門信徒の懇志を仰ぎ、二年後の昭和五十八年三月二十七日、念願の御入仏慶讃法要を行った。責任役員松元国武、総代上原仲一、上竹原武男、大内田留吉。

（付記）松元町内には以前次のような寺院があったという。

松元校区では（内田中の上坊石塔群所在地に徳昌寺、入田本坊に瑞雲山善福寺、福山中の大内田留吉宅地に上園寺）、東昌校区には（東昌寺に東照寺、入佐上の前に仙寿院、越ノ尾に毛野院）、春山校区には（森園に直林寺）、石谷校区には（新村上に「しんにょう寺」）、ほかに石谷下、石谷西、六カ所にもあったという。



善福寺

二、松元町民が参詣している町外の寺院

1　三光寺

日吉町帆の港にある。真宗大谷派。明治四年五月開設、昭和三十九年寺号認可。本町からは入佐の約百三十戸が門徒になっている。住職は、交替制であったが、昭和五十九年六月、柏原由幸師が定住の住職として決定就任した。

2　願立寺

伊集院町竹之山にある。真宗大谷派。明治十二年開設。本町の石谷の新村、仁田尾、春山、上谷口の一部約五十世帯が門徒になっている。現住職は松元賞信師。

3　光林寺

伊集院町向江にある。浄土真宗本願寺派。本町からは四元方面の約十世帯が門徒になっている。現住職は、林龍昭師。

第三節　一向宗と松元町の隠れ念仏

当時の薩摩の浄土真宗

薩摩に浄土真宗が布教されたのは、本願寺八代の法主蓮如上人のころとされ、文明二年（一四七一）日向国美々津町正覚寺の敬西坊が天台宗から浄土真宗に転じて、蓮如上人に帰依して布教したためといわれる。

一向宗禁制の理由

主な理由として、㈠豊臣秀吉が天正十五年（一五八七）薩摩に攻め入り、島津義久を川内で降参させたが、そのとき、藩内の浄土真宗信者が豊臣秀吉に間道を教えたため、島津義久が激怒した事件、㈡慶長四年（一五九九）島津家久のとき、一向宗信者の伊集院幸侃が都之城庄内の乱で島津に反逆した事件、㈢他の宗派の僧侶が民衆に人気のある真宗に反感を抱いて、島津の武士たちをそそのかして、一向宗禁制を実現させたという説などいろいろある。

一向宗禁制とその弾圧の苛烈さ

最初の禁制は慶長二年（一五九七）三月二十三日、島津義弘が下した文書で、「一向宗之事、先祖以来御禁制之儀ニ候条、彼宗体ニ成候者ハ曲事タルベキコト」とある。明暦元年（一六五五）には、「宗体座」という一向宗取締役所を設け、元禄十二年（一六九九）には「宗体改め方」と改称、さらに宝永六年（一七〇九）には取締りを厳重にし、毎年春秋に宗門改めをし、信仰の疑いのある者には各種の責め具を使って、残酷な取り調べをした。そして信心の薄い者はたたき放し、重い者は入牢、追放、斬殺に処したので、信者たちはこれを法難と称した。天保十四年（一八四三）には、十四万人が捕らえられた。

一向宗信者たちの態度

信者たちは、禁制の約二百八十三年間（文禄三年から明治九年まで）を「クラガリの世」と称し、阿弥陀如来像を高さ一〇センチ㍍の竹筒やアワビ貝の内側に、また山中や洞穴、土蔵や柱の中やカマスや船中などに隠して信仰し、数人以上集まる法座にはお番と称する見張り役を入口に立てて、役人を警戒したという。また信者たちは、仏飯講、煙草講、灯明講その他を組織して信仰団体とした。

禁制解除

明治九年（一八七六）九月五日、「第七十号、各区戸長殿、各宗旨ノ儀、自今人民各自ノ信仰ニ任セ候条、此段布達候事、鹿児島県参事田畑常秋」の布達が出された。解除理由は、㈠王政復古によって、中央では明治五年（一八七二）信教自由の布達が出た。㈡明治九年（一八

七六）信教自由の都之城県（宮崎）と信教禁制の鹿児島県が合併されたため、一向宗禁制解除の必要が起こった。㈢大久保利義が当時の県令大山綱良に信仰自由の訓令を出した。しかし、薩摩の真宗各派が各本山からの開教師の来県を待って、本格的に開教に着手したのは明治十一年からであった。それは明治十年一月には、西郷隆盛ら私学校党が官軍と戦う西南の役が起こり、真宗大谷派開教使（白川慈弁ら七人）が明治十年九月（一八七七）鹿児島到着後、私学校徒に殺害されるなどの不幸な事件が続いたためであった。

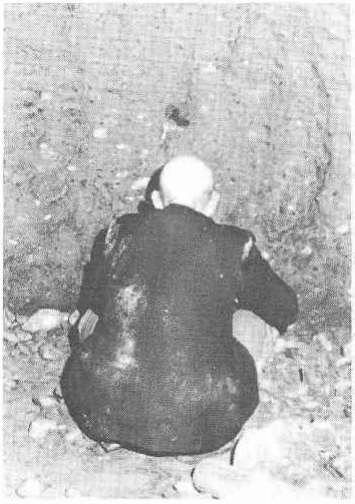
柿元隠れ念仏洞穴の内部

松元町内の一向宗信徒と隠れ念仏の遺品・遺跡

本町としては、旧伊集院郷の一部であった時代の受難の二百八十三年間であった。

㈠ 柿元の隠れ念仏の洞穴（がま）

上柿元家の本家上柿元末盛の裏山（高さ約六〇㍍）の南側の崖にある。下図のとおり穴が二つあって、左の穴を下りて七㍍ほど進むと、シラスの壁に突き当たる。右に曲がって進むと目的のお修業洞穴で、地面は軽石をかき除いた跡がある。また座る場所もある。地床から約一㍍の高さの所に、奥行き三〇㌢、高さ一〇㌢の穴が壁にある。（右図ア印の場所）ここに御本尊を置いて皆で拝んだらしい。右の穴は出口があり、これは昭和二十年、第二次世界大戦末期にアメリカ軍の空襲を避ける防空壕として一部分を掘ったため、出入口ができたという。ここを案内した同地域の上柿元勝次（七五）は「私の祖父庄助が『あの穴に隠れて仁王さんをした』と語っていた」と証言してくれた。祖父庄助は

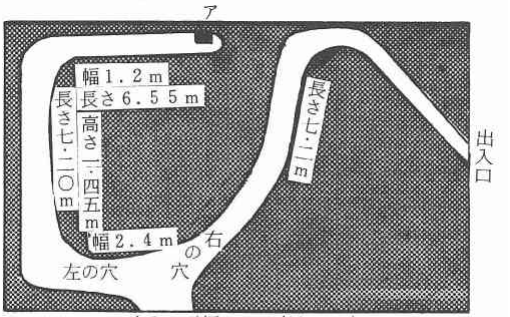

柿元のお修業洞穴平面図

昭和十二年八十五歳で他界した。

㈡　石谷六カ所の隠れ念仏

六カ所の公民館から南東約二〇〇㍍にある。山ふところになった三〇人ぐらいが座れる広さで、北は竹やぶ、その下は断崖である。三方は昔は樹木が生い茂り高い土手に囲まれていたという。今は土手の高さは約二㍍ぐらいになっている。同地域の西己之助（七〇）は、祖父が生前「ここで隠れ念仏をしていた。他の一向宗信者たちが、宗体改めの役人に取り調べられたとき、おいが代え仏を買いに都城県へ走って、危ないところで隠れ念仏の大切なご本尊は渡さずに、その代え仏で役人の目をごまかしたとよ」と語ったと証言してくれた。

㈢　四元のお修業洞穴

聖神社の手前、鍋の山にある。四元マンゲサ（八八）宅の庭先から土手を越えて下の谷（深さ八㍍、幅一七㍍）がその場所で、昔は谷の上に山があったという。父の長次郎（昭和八年他界）が二俣軍助（八一）にお修業洞穴であったと教えたという。

㈣　入佐の隠れ念仏

筆者は昭和四十一年三月十八日、入佐、農業、松木園勘太郎（当時八七）、真宗大谷派東本願寺信者で、お講頭を五十五年間勤めた人から次のような話を聞いた。「私たちは伊集院郷（古城、竹之山、大田、飯牟礼、恋之原、松元町では入佐、直木、四元、春山）、鹿児島市の田上の信者たちと、土壁や竹やぶの中に親鸞上人の画像を隠しておき、宗体奉行の目を逃れて一月に二回、洞穴や土蔵の中でお講座を開きました」と聞いた。

㈤　福山地域に残っていた西本願寺門主のご消息

福山の善福寺に門信徒から預けられた品の中に、西本願寺第十七代の法如門主のご消息（お手紙）の写しがある。長さ一・一三㍍、縦二二㌢の巻紙に墨書したもので、古びて補修の跡がある。内容は「夫南浮人身ノ……（中略）稱名念仏申サルベキハカリニ候。此ウヘハ猶々世法義ニ至ルマデ、固ク守リ申スベキコト専要ニ候アナカシコ」

（はかない命の人間は、真宗を信じて阿弥陀仏にお助けを請いなさい。寝てもさめても念仏を唱えなさいという



法如門主のお手紙

趣旨のものであろうか）

西本願寺鹿児島別院の大八木先生の鑑定で、法如門主は一七九〇年から一八一六年まで（江戸時代の寛政、享和、文化の頃）の二十七年間、西本願寺の門主であって、その頃は一向宗禁制の島津藩の布達から百九十四年を経過し、信者への弾圧が年を追うて増強されていた。この中で福山の信者たちは、洞穴や山中で講を維持し、お講仏（講で拝むご本尊）をひそかに拝み、法如門主からこのお手紙の写しを拝誦したものと考えられるとのことであった。

（参考資料）

佐々木教正「殉教秘話血は輝く」

桃園　恵信「さつまの隠れ念仏」（鹿児島県開教百周年記念法要事務局）

「真宗興正派（鹿児島開教百年史）」（西本願寺鹿児島別院落慶法要資料編集部）

「薩摩の真宗小史」

(六)　田原春にあった布教所

昭和六十年四月十七日、田原春一二九居住の田原春一から、「祖父から『徳川時代の末、田原ハルという尼さんが、鹿児島の町から、家のすぐ上の畑に移住して、四畳半ほどのワラぶきの家を建てた。そして仏教を広めた。しかし明治初年の廃仏毀釈の時、役人が、田原ハルを捜しに来た時、人々はこのあたりが田原春という所で、ハルという尼さんなんかいませんと答えて、追い返した。一方、人々はすぐ尼さんに知らせて逃がした。』と聞きました。私が小学一年生の頃までは、お堂跡の土台石が残っていました」と、語ってくださった。

第四節　その他の宗教

松元町民が信仰しているその他の宗教について述べると次の通りである。

日蓮正宗創価学会

鹿児島市に支部がある。本町内の石谷に信者の世話をする大B長がいる。昭和五年から開教。町内石谷、直木その他に約百八十世帯の信者がいる。

天理教

伊集院町に分教会がある。昭和五十二年から町内の福山にも布教所が開かれ、福山、上谷口の約七十世帯の人々がお参りしていた。その後石谷に移転して「伊集院分教会西田布教所」の標札を掲げている。

世界救世教

鹿児島市に昭和二十八年支部が設けられた。直木、入佐の約五十世帯がお参りしている。

金毘羅神社

鹿児島市に支部がある。町内からは約四十世帯がお参

りしている。

ＰＬ教団

鹿児島市に支部がある。上谷口その他約三十世帯が、お参りしている。

ピリケン教

鹿児島市に支部がある。町内各地に信者約十八世帯が散在している。

生長の家

鹿児島市に支部がある。町内に約十五世帯の信者が散在している。

世界真光文明教団

上谷口、入佐方面に若干の信者がある。

キリスト教

町内にも若干信仰する人がある。

真光

鹿児島市に「中修験道場」がある。春山方面に信仰する人々がある。

神道

町内にもあると思われるが、実数はつかみにくい。

その他の加持祈祷者

㈠春山一九六六番地で大正三年から昭和四十一年ごろまで、大山チカが金毘羅大神を祭り、参拝者が多かったが八十六歳で逝去した。その後継者はない。

㈡上谷口内田の増田兼秀が熊野大権現大神を祭り、昭和二十一年から昭和四十九年八月まで、お参りの人が多かったが、七十三歳で逝去し後継者はいない。

㈢鹿児島市宇宿町で不動明王を祭った常楽院派の家督職春田親寛が、昭和五十三年まで約四十年間来町して、上谷口、仁田尾、青山方面約二百戸の地神、氏神を祭ったが、昭和五十四年逝去した。

㈣地神、氏神を祭るため、伊集院町、吹上町、鹿児島市から家督職の人たちが現在来町している。

㈤その他町内では、上谷口に不動明王を祭る人、福山に観世音菩薩を祭る人があり、また入佐には加持祈祷をする人がある。

㈥町外の加持祈祷に頼る人たちは、鹿児島市や金峰町の阿多、その他に出かけている。

第五節　松元町内に現存する民間信仰の対象物

（写真の一部は七四六頁～七四八頁に掲載）

松元校区

1対象物名	2祭神・石仏・その他	3信仰祈願の目的	4地域名	5所在地・祭り日
馬頭観音石祠	馬頭観音	牛馬の順調な生育	内田上	東栄吉宅上の丘 新暦四月八日
烏帽子嶽様	三荒大荒神	東一族の繁栄	内田上	烏帽子嶽
小原権現堂	阿弥陀如来・観世音菩薩 薬師如来　ほかに石塔群	小原一族の繁栄	内田中	小原政充宅上の丘 六月十五日
東観音祠	観世音菩薩（聖観世音菩薩 十一面観音菩薩）	東一族の繁栄	内田中	東義行宅
上坊観音	観世音菩薩（現在台石だけ） ほかに石塔群	上坊一族の繁栄	内田中	上坊道雄宅隣
水神祠	水神	川の安全	内田中	旧六月十八日
田の神石像（丸彫り）	田の神	稲の豊作祈願	内田中	善福橋横
谷頭の阿弥陀堂	阿弥陀如来石像	谷頭一族の繁栄と祖先供養	内田下	中原滝近く
田の神石像	田の神	稲の豊作祈願	内田下	谷頭清吉の庭
石塔	イボの神	イボを取り去ってください	内田下	小原茶工場南側
辻の堂の阿弥陀堂	阿弥陀如来像	松元一族の繁栄	松元下	上竹原文男宅上畑
田の神石像（浮彫り）	田の神	稲の豊作祈願	松元下	松元小校長住宅の東
水神祠	水神	昭和三十年まであった井戸の安全	松元下	松元小南西水田土手
山田の阿弥陀堂	阿弥陀如来・観世音菩薩	福田一族の繁栄	田原春	脇丸医院東土手
氏神社殿	八体の惰円形の餅石に紙衣を着せたものと鏡	上柿元一族の繁栄	柿　元	福田隆徳宅 上柿元末盛宅の山 十一月十日

諏訪大明神社殿	タケミナカタの神	末永一族の繁栄	柿　元	柿本神社入口横
阿弥陀堂	阿弥陀如来石像	篠原一族の繁栄	福山内門	篠原純香宅 六月十五日
田の神石像（丸彫り）	田の神	稲の豊作祈願	福山中	外園地域水田土手
薬師堂	薬師如来木像	大内田一族の繁栄	福山中	大内田弘志宅 五月二十六日
崖の中腹の穴（高さ60㌢幅50㌢深さ60㌢）	神体（軽石三個）	百日咳の全快	福山中	ヒョコシの瀬戸崖
田の神石像台石	田の神	稲の豊作祈願	福山下	坊屋敷の町道下
阿弥陀堂	阿弥陀如来・観世音菩薩像	穂満一族の繁栄	福山下	穂満秋義宅の庭
田の神石像の台石	田の神	稲の豊作祈願	入　田	松元町から伊集院への県道左側の下の水出土手
瓦葺きの小祠	お伊勢どんの木立像	天然痘に罹りませんように	入　田	井之上スミエ宅上 一月十二日

東昌校区

1対象物名	2祭神・石仏・その他	3信仰祈願の目的	4地域名	5所在地・祭り日
長方形（高さ55㌢横25㌢厚さ9㌢）の石	「石敢当」の文字のある石	屋敷内に悪い気が入りませんように	上の前	国分太郎の門の横
地神祠	隠れキリシタン観音？	神野一族の繁栄	上の前	神野俊一宅庭
伊勢大神宮・馬頭観音・山の神の三石祠	同上の神と仏	入佐地区の氏神、牛馬を守る仏	上の前	お伊勢丘頂上
石仏	観世音菩薩？（石仏座像）	山仕事の安全を守ってくださる神	上の前	同右
水神碑（縦56㌢横45㌢）	水神（嘉永五年子十二月上野氏の刻字）	私のイボを取り去ってください 水難事故防止のため	大　坪	松山原共同墓地 永田川稚児が渕

春山校区

1対象物名	2祭神・石仏・その他	3信仰祈願の目的	4地域名	5所在地・祭り日
田の神石像（浮彫り）	田の神	稲の豊作祈願	大坪	農道下の水田土手
田の神石像（丸彫り）	田の神（県文化財指定）	稲の豊作祈願	巣山谷	大鳥神社西三〇〇メートル 中園源蔵宅地内 六月八日
薬師堂	薬師如来	先祖の供養、中園一族の繁栄	北西	
地蔵堂	地蔵菩薩木像	私のイボを取ってください	東昌寺	東昌小南側
氏神の石祠	石像二体	山方一族の繁栄	山方	山方フヂ宅裏山 旧十一月六日
田の神石像（浮彫り）	田の神	稲の豊作祈願	山方	山方の坂の下
虚空蔵堂	虚空蔵菩薩	天然痘にかかりませんように 牛馬のすこやかな生育	直木西	南原泰雄宅地内 旧二月十三日
石碑三基	馬頭観音	牛馬のすこやかな生育	直木西	県道添い
田の神石像（丸彫り）	田の神	稲の豊作祈願	牟田	牟田の水田の土手
地蔵堂	地蔵菩薩石像	子どもの成長・吉松一族の繁栄	榎園	吉松七二宅の庭
釈迦如来像 地蔵菩薩像	釈迦牟尼如来 地蔵菩薩	先祖の供養・奥一族の繁栄 子授け・安産・子供の成育	大西	奥ミネ宅の庭 旧六月二十四日
虚空菩薩像	虚空菩薩	天然痘にかかりませんように	篠原堀	篠原政徳宅地内 旧二月十三日
お産の神・その他	お産の神（木像）	安産できますように		
長方形の石	石敢当	邪気が侵入しませんように	篠原堀	篠原捨男宅地内 下柿元照雄宅隣 旧十一月十日
山の神御堂	大山祇神（石三体に紙衣を着せたもの）	山仕事の安全	四元前	

阿弥陀堂	阿弥陀如来（石像）	祖先の供養・四元一族の繁栄	四元前	四元義光宅	
地蔵堂	地蔵菩薩（木像）	二俣一族の繁栄・子どもの成長	四元前	二俣吉二宅	
石地蔵	地蔵菩薩	崖崩れで圧死の十人の児童の冥福と他児童の安全祈願のため	芭蕉	四元から春山への坂を下る石橋の手前の右側	
田の神石像（丸彫り）	田の神	稲の豊作祈願	四元水の手	聖神社東南三〇〇メートル	
馬神石祠	馬頭観音	牛馬の生長	平谷	平谷公民館の庭 旧六月十四日	
山の神石祠	山の神	山仕事の安全	上床	石神丘の南東頂上	
水神祠	水神	近くの井戸の守護	上床	石神丘の東井戸下	
観世音像	観世音菩薩（石像）	野間口一族の繁栄	芝原	野間口孝宅地内	
自然石（高さ二メートル）	竜山和尚の墓	歯痛が全治しますように	寺脇	県茶業指導農場の東方約四〇〇メートル	
不動明王石祠	不動明王	諸願成就	観音平	岩屋観音平頂上 旧六月十七日	
観世音菩薩石座像	観世音菩薩	安産祈願			
石祠三基・燈灯一基	山の神	山仕事の安全	中の丸	横内義武宅近くの山裾・旧六月十六日	
手洗石一基					
田の神石像（丸彫り）	田の神（町文化財指定）	稲の豊作祈願	森園	寺脇公民館横	
子守り地蔵像	子守り地蔵（石像浮彫り）	昭和三十八年二月七日凍死の森本信俊君（当時鹿児島武小三年）慰霊のため、春山小児童の寄金・春山公民館の浄財で建立した。	城の丘	森園の城の丘の山裾の林の中	
早馬大明神石祠	早馬大明神	死馬の冥福	城の丘	谷之口貞義宅の上	

馬頭観音石祠三基	馬頭観音	牛馬のすこやかな生育	桟敷原	春山小北の山頂
下り山上組庚申祭	青面金剛（画像）	長寿祈願	下り山	田実博宅

石谷校区

1対象物名	2祭神・石仏・その他	3信仰・祈願の目的	4地域名	5所在地・祭り日
地蔵菩薩石像	地蔵菩薩（丸彫り）	子授け・安産・子どもの成長	仁田尾	仁田尾公民館近くの子ども広場
山の神石祠	山の神	山仕事の安全	仁田尾	県道添い柏林の丘
馬頭観音石祠	馬頭観音	牛馬のすこやかな生育	石谷東	楠公神社境内
毘沙門天石祠	毘沙門天	私のイボを取ってください	石谷西	南秀雄宅の庭
地蔵菩薩石像	地蔵菩薩（浮彫り）	子授け・安産・子どもの成長	石谷西	河野宗芳宅前 七月二十四日
地蔵菩薩石像	地蔵菩薩（丸彫り）	子授け・安産・子どもの成長	新村上	鹿交通新村上バス停から約三〇〇メートル 七月二十六日
水天宮石祠	水神	水田への用水保全	新村下	製茶工場近く
馬頭観音石祠	馬頭観音	牛馬のすこやかな生育	石谷下	営農研修所近く
地蔵菩薩石像三体	地蔵菩薩（浮彫り）	子授け・安産・子どもの成長	石谷下	営農研修所西側
馬神社石碑	馬頭観音	牛馬のすこやかな生育	六カ所	六カ所公民館の庭
勝軍地蔵	勝軍地蔵	戦勝祈願・火難よけ	松の尾	柏木理容所近くの丘
阿弥陀如来石像	阿弥陀如来（丸彫り）	末広一族の繁栄・諸願成就	松の尾	末広竹次郎宅裏山

※　石谷校区には、ほかに約四体の地蔵菩薩・その他がある。

文化部門

第一章　文化財

第一節　概説



文化財については、県文化財指定の入佐巣山谷の「田の神」の有形民俗文化財を始め、町指定の民俗文化財、有形文化財など、各地に散在している。これらの文化財を保護するため、昭和五十二年六月二十日、条例第二十一号をもって、「松元町文化財保護条例」を、更に同年七月十三日規則第五号をもって、「松元町文化財保護条例施行規則」を制定した。文化財保護審議委員五人が教育委員会から任命され、文化財の掘り起こし、保護が進められるようになった。これらの文化財を活用して、郷土意識を高めつつある。

第二節　指定文化財

一、県指定文化財

1、入佐巣山谷の「田の神」

大鳥神社から西方約三〇〇メートル程の道路脇左側の通称芋石を背に、大きな岩の上に立っている。造立は享保十二年十月二十三日（一七二七）となっており、本町十二体の田の神中最古の造立である。丸彫りの僧体立像で、高さ九六センチ、幅四〇センチで背後から見ると、陽石に見える。永田川沿いの水田から離れた山中にあるのは珍しい。かぶり物は丸い笠だが、

これもコシキのシキであろう。右手にメシゲ、左手にスリコギを持っている。両肩から背にかけて縦三角形の布らしいものも刻んである。この田の神も大正の初め突然姿が消えた。八方手分けして探した結果、隣村にあることがわかり返してもらった。先方からは焼酎や米などを添えて持参、こちらは太鼓三味線で迎えたという。裏側に次の刻字がある。



入佐巣山谷の田の神

享保十二未年
中央に　奉立田神宮　寄祈進
十月廿三日
右側に　新村中誓衆　三十三人
下部に　作者　西郷五郎兵衛
主取　川畑利兵衛

野〇〇〇衛門
吉海八〇〇〇
川畑〇〇〇
原田善兵衛

注・川畑、吉海姓は現存するが、西郷、原田姓はない。

昭和四十三年三月二十九日、「民俗資料」として、県の指定を受けた。

二、町指定文化財

1、岩屋観音

海抜二四〇㍍の観音平の九合目のところに、巨岩二十余りが重なり合って、幾万年の間その巨体を山手の斜面にさらされながら、微動だにせずどっしりと座っている。洞窟の内部は奥行七㍍、間口六㍍、厚さ三㍍程の巨

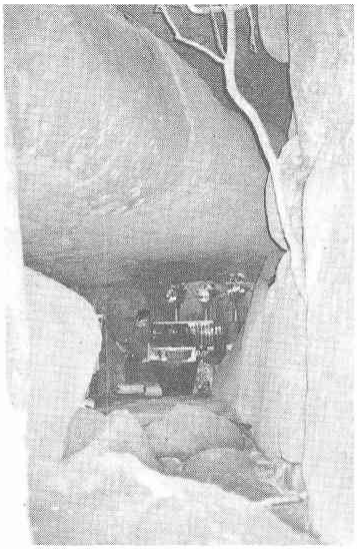

春山の岩屋観音

岩が天井となり、同じ巨岩を左右の支柱とし、七、八畳敷もある洞窟となり、その奥に約方六〇㌢程の石棺二個がある。右の石棺に不動明王、左の石棺に高さ約五〇㌢の観音像が安置されている。昭和三十年十月、児童文学者・椋鳩十がこの地を訪れ、「山幾重秋風に坐す観世音」とあたりの風光を讃えた句を詠み、当時春山小の校長であった竹下隆二が入口の巨岩に自らのみをふるって、この句を刻んだのが残っている。創始は左の観音像の台石の刻字によって、寛延四年（一七五一）六月である。土地の人々はお産の神様として崇敬しているが、今日では交通安全、各種受験の合格祈願のため、参拝する人も多い。文化部門第三章第六節伝説、民話に観音様の話が出ている。

2、森園の田の神

寺脇公民館横の道路沿いの土手に立っている。

造立は、寛保三年五月吉日（一七四三）で、町内唯一の神舞い姿で、右腕と胴体との間をくり抜き、背面にも袴を刻むなど入念な丸彫り立像である。下に三つの台座があり、一番上の円形台座の雲竜紋の彫刻も見事である。本体と土台を含め、完成までには相当長い期間を要したものと思われる。持物としては右手にメシゲ、左手にお椀、かぶり物としてはコシキの大きなシキを肩まで垂れるようにかぶっている。田植え時から秋の収穫時の間は像の向きが西に東に南に向きを変えられたという。これが田の神信仰からきた昔からの習わしで、自分の田のある方を見守ってもらいたいと祈る農民たちの田の神への切なる願いであった。旧暦の十月の最初の丑の日に田の神講が行われる。床の間に青面金剛の軸を掛け、餅の入ったワラヅトを田の神の体に巻きつける。集まった子どもたちには小餅を振る舞う。「寛保三癸亥五月吉日、奉造立所為中」の刻字がある。馬場、寺脇、下り山地域の水田耕作一一〇世帯が管理している。



森園の田の神

3、仙寿院の跡

入佐田の神の六〇〇㍍程手前、小野原純則宅の屋敷内にある。昔の境内と思われる一帯は、杉林となってお


仙寿院の跡

り、その南西の一隅に墓石が並んでいる。この寺は、伊集院妙円寺（一三九〇創建）の末寺で、愚丘妙智大和尚の開山の跡という。初め大円庵と呼んでいたが、後すたれ、本寺三十六代大光和尚のとき、地頭の許可を得て再興した。享保二十年ごろ（一七三五）永吉の梅天寺の富山和尚を招いて中興した。小石に妙法華経を一字ずつ書いて埋めた一字一石の塔（高さ一四八㌢、幅三二㌢、厚さ二四㌢）と、和尚の墓碑、観音像、他に卵塔、灯籠がある。一字一石の塔には、次の刻字がある。

正面に　妙法華経、一字弐石
右側に　延享二歳乙丑七月二十六日
　　仙寿院中興功徳呑林
左側に　法華経　金剛般若経大悲神呪消災神呪
　　般若心経尊像陀羅尼

4、石谷西の石坂

万延元年（一八六〇）石谷の領主町田久成に招かれて石谷奉行となった有馬新七（伊集院郷士、文久二年四月京都寺田屋事変にて歿す）は、西部落（現在の石坂を上りつめた左側の角屋敷）に居住し、道場を建てて青少年に剣道を教えると共に、夜学をおこし訓育に当たった。当時新七は青少年の訓育に当たり、悪いことをした者には、罰として遠いところから石を運搬させて、坂道で道の悪いところを立派な石畳の道に仕上げた。そのために道はよくなるし、青年たちの非行もすっかり止んだということである。この坂道は伊集院、福山、鹿児島間の旧街道の一部で、新七の居宅跡の十字路の一角に明治の頃建てられた道標が残っており、次のように刻してある。


石谷西の石坂

距　鹿児島郡犬迫　一里十八町
正距　鹿児島県庁　三里十九町　上伊集院村石谷
距　日置郡役所　二里十七町

なお道路改修により、石畳の一部を写真のような形で保存することになった。

5、町田家の墓

石谷城跡の北方一〇〇㍍の所にあって、大小の墓碑が立ち並び、さすがに往時の町田家を偲ぶ豪華な墓碑群である。この墓地は町田家の合墳ともいうべきもので、町田家の墓及び石碑を集めたものである。


町田家の墓

6、上坊石塔群

松元中武道館裏の四元へ通ずるバス道路を三〇〇㍍程行った曲がり角から、左へ五〇㍍ほど坂を上りつめると、上坊道雄宅がある。その右隣接地に安置されている石塔群で、平安末期から吉野中期にかけて造立された紀氏並びに税所氏の五輪塔と逆修五輪塔八十体余りがある。

第三節　その他の文化財

1、御仮屋跡

仁田尾公民館の東方約三〇〇㍍、県道沿いの小丘がその跡。現在この丘上には山の神が祭ってある。徳川幕府は寛永十年（一六三三）巡遣使を薩摩に遣わし、城や館の残っているものを取り除かせた。石谷城も寛永十四年（一六三七）に館を廃し、この地に知行事務所である御仮屋を設けたものである。

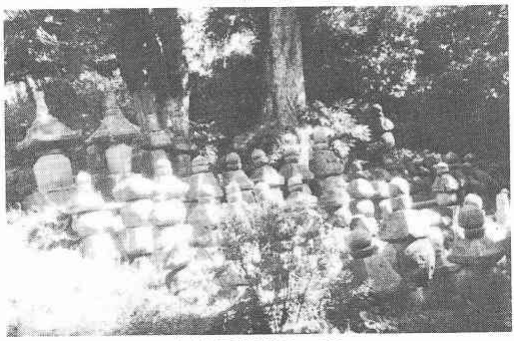
上坊石塔群の一部

2、小原権現

内田下、松元中学校上の東側山中にある。「伊集院由緒記」にも出ているので、既に二百年近い年月を経ているものと思われる。格護人、名頭善助とあり。この善助は後記の阿弥陀堂の格護人小原門善助と同一人で、地頭や為政者によって建

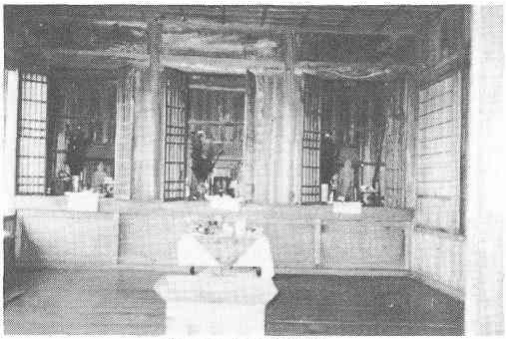
内田の小原権現堂

立されたものではなく、小原門の人たちによって建立され、信仰尊崇されたものであろう。境内に五輪塔と宝塔、板碑からなる石塔群がある。大型五輪塔は鎌倉中期のもので、小型五輪塔は吉野朝のものである。

3、饅頭石

上伊集院駅から東方約一キロ、トンネルの真上の丘陵松林の中にある。石は直径五メートル、高さ二メートル程の円形の大巨岩で、饅頭に似た形からこの名がある。石の頂きには凹形のくぼみがあり、常に水をたたえ尽きることがないと昔から伝えられている。島津本家第十四代勝久が大永六年（一五二六）この地を通過の際、この石に腰をおろし休息し、この地の眺望を大いに賞したという。昭和二十四年十二月十五日、上伊集院駅と改称されるまでは、「饅頭石駅」という駅名で、全国にも風流な名の駅名として、旅客に親しまれてきた。その駅名はこの石に因んだものであった。鹿児島市に所属しながら、今日まで親しまれてきたのも、かかる理由によるものと思われる。なお饅頭石の帰属に関する民話が、第三章第六節に出ている。

4、町内に現存する田の神

「田の神」は、その地域の水田耕作農家の人々の五穀豊穣、生活の安穏、子宝祈願などの切実なる念願が、あの素朴な像にこめられているという。本町でも江戸時代中期から造立されたらしいが、江戸、明治、大正、昭和と二五〇年余りの風雪に耐え、おおらかで気前のいい神として、ひっそりと田の面を見つめて今も立っておられる。その神前では今も年一回、田の神講をして、「田の神祭り」が行われている。本町では、現在十二体の田の神を確認しているが、指定文化財の項で述べた入佐巣山谷の田の神と、春山森園の田の神を除く残りの十体の田の神

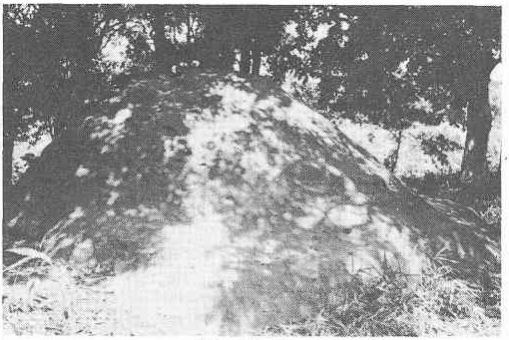
饅頭石

について、調査結果を記すことにする。はじめに入佐新村中（上の前）の御田神講祭取留帳を掲げておきたい。



(1)　入田の田の神

田の神さあ祭りは講元でついた餅に十三粒の小豆を付け、それを長さ一・五㍍のワラヅトの中に入れ、長さ一・八㍍のコサン竹に吊して台座の前に立て、「田の神ドンドンよ、一升まき十三俵米ができもんごっ、メヨウ、メヨウ」と唱えながら祈る。今年の豊作を感謝し、来年の満作を祈るのである。現在では旧暦十月の最初の丑の日に実施する。

造立　残っている台石には刻字なく不明

特徴　田の神像は昭和三十五年ごろ盗まれ今は台石だけ残っている。盗まれた像は高さ一・二㍍程で恵比須さまに似ていたという。台石だけだが、井の上、福留、和田の水田耕作農家の人たちは旧暦十月の最初の丑の日に田の神祭りを続けている。

管理　井之上・福留・和田の水田耕作者約六〇世帯

(2)　松元下の田の神

松元小学校の南西約一八〇㍍の水田土手に移した。

造立　明和八年二月吉日（一七七一）「田の神」本体

特徴　自然石の表面に、直径一九㌢の円を刻み、その中に「田の神」の文字があるだけである。この円は尖背（後光）を表しているらしい。台座には雲竜



入田の田の神祭り


松元下の田の神

紋が刻んである。背面には文字も彫刻もない。ここに移される以前は、脇丸医院の近くにあった。

刻字　円の下に、「明和八年二月吉日」、中央に「講人数八、上、下」、台座には「元文五年二月吉日（一七四〇）」とある。

管理　松元上・下の水田耕作農家三〇世帯

(3)　福山下の田の神

福山下の町道、ガードレールの南側下にある。

造立　不明

特徴　この田の神像は「田の神オットイ」にあって、像はなく台石だけ残っている。縦、横各四五㌢高さ二三㌢程の真ん中に丸いくぼみのある台座だけが残っている。それでも坊屋敷・松が迫の人たちは、旧暦十月の最初の丑の日には、田の神祭りを行っている。公民館で餅をつき、台座前に立てた竹にワラヅトを左には中に小豆を付けた餅を入れ、右には白餅を入れて、分けて結んで供える。祭りの唱えことばは別にない。


福山下の田の神

刻字　何もない

管理　福山の坊屋敷、松が迫の水田耕作農家五〇世帯

(4)　福山中の田の神

福山中の外園地域の町道から八〇㍍程の田んぼの土手にある。

造立　不明

特徴　丸彫りの右手にメシゲ、左手にお椀、頭にコシキのシキをかぶった丸彫りの立像で、正面から



福山中の田の神

見ると、肩から腰までの上衣を羽織っているように見えるが、背後から見ると着衣していなくてはっきり陽石の形をしている。「この田の神を造立したとき、福山のある娘が神隠しにあった」と村の古老から聞いたという田の神研究者もいる。

刻字　正面にも背面にもない
管理　福山中の水田耕作農家三五世帯

(5)　内田下の田の神

小原製茶工場から南西へ五〇メートル程の水田の土手にある。

造立　天保五年(一八三五)
特徴　高さ六三センチ、幅三六センチの自然石に、縦二〇センチ、横一五センチの田の神の顔を浮き彫りにしてあるだけで、手足はない。台石との間をコンクリートで固めてあるのは、以前盗難にあったことがあるので、再度の盗難を防ぐためであろうか。手がないので持ち物もない。かぶり物も着衣もない。



内田下の田の神

刻字　天保五年（表面に）
管理　前田地域の水田耕作農家五世帯

(6)　内田中善福の田の神

上谷口川の中原の井ぜき先の川向こうの水田の土手

造立　元文三年三月三日（一七三八）
特徴　雲竜紋を彫った台座上に、丸彫りの立像がある。両手もなく、かぶり物もない。造立年代だ


内田中善福の田の神

けは町内十二体の中で、二番目に古い造立である。故小原一二が春山から譲り受けたもので、以前は下の水田の池も守るため、水神も兼ねていたという。田の神像の高さは三八㌢、幅は二六㌢ある。

刻字　元文三年三月三日、中原田石原〇〇〇
管理　小原邦弘

(7)　四元水の手の田の神

聖神社から平谷に通ずる道路の左下にある。

造立　不明
特徴　丸彫りの立像、背中にモミの入ったワラヅトを背負っている。右手にメシゲ、左手にお椀、頭にはコシキの大きなシキをかぶっている。着衣


四元水の手の田の神

は長い衣に袴をつけている。神像の高さ約七八㌢、幅二五㌢。

刻字　ない
管理　四元地域全域の水田耕作者一三〇世帯

(8)　直木牟田の田の神

牟田の水田と山道との間の土手にある。

造立　宝暦三年一月吉日（一七五三）
特徴　丸彫りの立像で、町内十二体の田の神の中では最も慈愛あふれる姿である。台座に両足まで刻みつけ、本体と合致させる彫り方には、特徴が見られる。像の裏面にも着衣が刻んである。なお台石には、波形のへこみがある。像の高さは約五五㌢、幅二一㌢、右手にメシゲ、左手にお


直木牟田の田の神

椀、頭にはコシキのシキをかぶり、衣とくくり袴をはき、紐を前にきちんと結んでいる。

刻字　宝暦三年癸酉一月吉日　直木村惣兵衛
　　〇島　五右〇　利右〇
　　向かって左の七人分刻字不明

管理　牟田地区の水田耕作農家一八世帯

(9)　直木山方の田の神

東昌小から山方へ行く下り坂を降り切って、少し左へ行った道路下にある。

造立　宝暦三年（一七五三）田の神像が盗まれたため、現在の神像は寛政四年二月吉日（一七九二）に最初の田の神像より三十九年後に建て直した。

特徴　自然石に浮き彫りした田の神像で腰をかけている。台石と神像は石質も異なっている。像の高さは五八㌢、幅三八㌢で、右手にメシゲ、左手にお椀をもち、頭にはコシキのシキをかぶり左右の肩まで垂れている。衣と袴を着けている。


直木山方の田の神

刻字　台座　宝暦三癸酉、直木村講　立元門当〇
　　松山〇　主取中〇原（その他不明）
　　神像　寛政四年二月吉日

(10)　入佐大坪の田の神

堆肥センターから左折して大坪農道下の水田土手にある。

造立　不明

特徴　大きな自然石に田の神立像を浮き彫りしてある。両手で左肩を越す程の大メシゲ（長さ四六



入佐上の前　松山原のイボとり仏像

チセン）を持ち、頭巾のようなものをかぶり、両肩まで垂れている。着物の上に更に腰まで届く重ね着をしている。帯を締め、羽織の袖が長く垂れている。田の神の高さは六六チセン、幅は四〇チセンある。



入佐大坪の田の神

第五節　松元町内に現存の民間信仰対象者の写真の一部



入佐大坪稚児ガ渕の水神碑

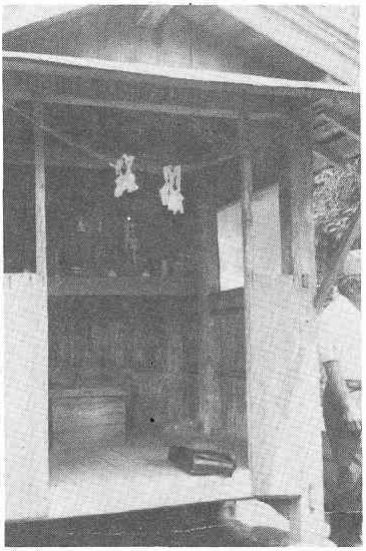

直木西の虚空蔵堂（天然痘予防）

刻字　ない
管理　下原、大下の水田耕作者六〇世帯

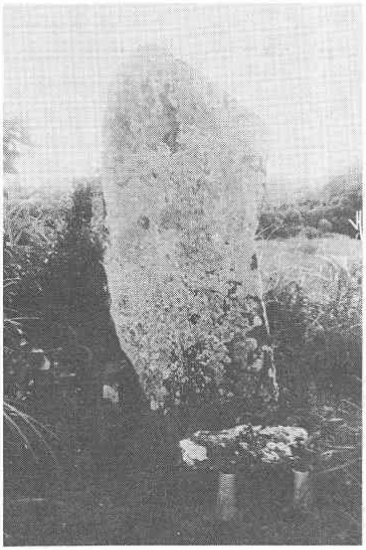

春山寺脇の竜山和尚の墓
（歯痛みを治す）



石谷西の毘沙門天石祠
（伝染病予防の神・イボとりの神）



内田下のイボとりの神さあ



内田上の馬頭観音（牛馬を守る仏）

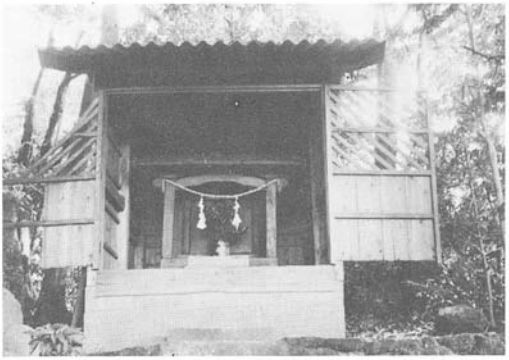

四元前二俣門の山の神御堂



石谷松の尾の阿弥陀如来石像
（諸願成就）



小原権現堂の石塔群の一部



仁田尾の地蔵菩薩石像（子供守護）



四元芭蕉の地蔵菩薩（子供守護）

5、松元町内の古石塔一覧

No	種別	名称	所在地（地形）	年代	備考（現状・広さ・指定日など）
1	小型五輪塔四基と残欠	口ノ坪洞窟の石塔	入佐旧大鳥神社跡の西約一〇〇㍍里道脇（約十㍍ぐらい入った崖のほら穴の中にある）	鎌倉期から吉野期と推定	洞穴の中で清水が湧き流れ出してきている。（姓氏不明・逆修塔）
1の2	宝塔の笠石二個ほかに塔種不詳の残欠十個ぐらい	〃	〃	〃	〃
2	五輪塔一部欠損一基一字一石塔	堂の原の石塔	入佐上の東共同墓地東北隅境内に移す（昭五十九・十）	戦国期にさかのぼると推定	水輪に納骨、地輪に「一字一石妙法華」と刻んである。
3	五輪塔五基ほかに残欠が多く埋まる	山方の石塔	直木、山方部落、里道脇の山すそにある。	鎌倉期	板碑ではないかと思われる軽石製（高さ四五㌢、厚さ一〇㌢）の角柱がある。（姓氏不明）
4	宝塔	向原の石塔	直木、向原部落の西口ユキ方屋敷入り口にある。	鎌倉期	相輪の宝輪が九輪ある。（姓氏不明）
4の2	五輪塔の残欠	〃	〃	不詳	〃
5	五輪塔三基	南原屋敷の石塔	直木、南原泰雄方屋敷内入口の一段高いところに安置	不詳	取り合わせものと見られる。
5の2	板碑一基	〃	〃	不詳	高さ五二㌢、幅一九㌢、厚さ一四㌢（紀氏系に税所系を含む）
6	五輪塔約五十基と残欠多数	上坊観音横の石塔群	内田中の山城あととみられる山なみの南端崖の上にある	鎌倉末期から吉野中期	大型のものや「火えん宝珠」一個などがある。ほとんどが逆修塔 上坊観音横の石塔群は町文化財指定（昭五十三・十一・二付）
6の2	宝塔四基と残欠	〃	〃	〃	同年六月整理復元

7	小原権現の石塔群	内田下の山の中腹、境内にある	鎌倉中・後期から吉野期	税所氏のものと思われる。		
7の2	〃	〃	〃	小原権現と上記の上坊観音あととは一〇〇㍍余りしか離れていない。		
7の3	〃	〃	不詳	折れた板碑上部半分には梵字の半分が見られる。姓氏不詳であるが（紀氏か税所氏）		
8	〃	松元中学校職員室の前にあったが小原権現に移した。	吉野期？	水輪下部に輪状の台が一体となって作成されている。		
9	上竹原武男氏宅裏の石塔	内田下同氏方屋敷畠の土堤に立っている。	吉野期？	相輪の下部（宝輪四）を残し上部が欠けてない。（税所氏のもの）		
9の2	〃	〃	〃	（姓氏不詳）		
10	上竹原一夫宅上の石塔	内田下同氏宅の上同氏所有の孟宗竹山の中腹にある。	室町前期	宝輪は七輪（税所氏のもの）（逆修塔の如し）		
11	直林寺跡の石塔数個	森園直林寺あと入口の左側の平地にある。	室町期と推定	残欠が埋もれていると思われる。		
12	石谷熊野神社の石塔群	神社の境内、本殿右側にある。（向かって左側）	鎌倉期―室町期	（姓氏不詳）（この石塔群は神社の裏山一帯に散在したものを昭和五十四、五年ごろ整理したもの）		
12の2	〃	〃	不詳	（税所氏系と思われる）		
12の3	〃	〃	鎌倉期―室町期	完全な六輪は市来氏、八輪は税所氏のものとみられる。この附近埋没するものが多い。		

7	宝塔三基と残欠	五輪塔十二基と残欠多数	板碑二基うち一基は折れている。	五輪塔残欠中型水輪と空風輪各一	宝塔一基と残欠（塔身一個）	五輪塔残欠（空風輪）一個
7の2	〃	〃	〃	〃	〃	〃
7の3	〃	〃	〃	〃	〃	〃
8	〃	〃	〃	〃	〃	〃
9	〃	〃	〃	〃	〃	〃
9の2	〃	〃	〃	〃	〃	〃
10	宝塔残欠（台石だけがない）	〃	〃	〃	〃	〃
11	五輪塔一基と残欠数個	〃	〃	〃	〃	〃
12	五輪塔約五基と残欠	〃	〃	〃	〃	〃
12の2	宝塔残欠五個	〃	〃	〃	〃	〃
12の3	残欠相輪（宝輪ほぼ完全なもの二個と欠損したもの三個）	〃	〃	〃	〃	〃

13	磨崖仏？（梵字一字と蓮華模様）	小原迫の磨崖仏	上床小原迫加藤方下の井川にある。	不詳	方一メートルぐらいの巨石面に下にその上に𑖀の梵字一字が深く刻んである。
14	五輪塔一基と空風輪	福山中の石塔	福山中、有村義信宅横の土堤の上にある。	吉野朝？	残欠空風輪は大型
15	宝塔残欠（塔身一個）	〃	〃	鎌倉末か吉野朝	宝塔身はやや大型
16	相輪一個	石谷東の相輪	石谷東、木藤京一方築山の上に立っている。	吉野朝	税所氏宝塔のものと思われる（裏山から移したものといわれる）。

第四節　郷土芸能

一、棒踊り

棒踊りは、鹿児島県の数多い民俗芸能の中で、最も広く分布されているといわれ、その由来については明確でないが、島津の藩主が棒術を踊りに仕組んで、非常の時に備え、農民の子弟に踊らせたとか、また、島津義弘の朝鮮の役での凱旋祝いに農民が踊ったものであるとか、いろいろな説がある。また棒踊りは棒術で農民の若者たちに心身鍛練の方法や行事として伝承されてきたのであろう。「倭文麻環（しずのおだまき）」（白尾国柱著）によると、薩藩の棒踊りは伊勢神宮のお田植祭に、農民たちが早乙女を慰めるために、また五穀豊穣を祈って踊った棒の踊りをまねたものであろうという。研究者の間では、棒を綾に打ち合わせるのは、悪霊や悪魔を退散させたり、鎮めたりするための一種の呪法で、棒踊りもこれから出たと考えられている。

本県では、春祭りやお田植祭り、馬頭観音祭り、秋のホゼ祭りにも踊られている。このように農耕生活と深い関係を持つことがわかる。（鹿児島県風土記（風土と文化））

1、入佐の棒踊り

本町で郷土芸能として現在まで伝承されているものに入佐の棒踊りがある。入佐の棒踊りは約九十年前、明治二十年ごろ、吉利村（現日吉町）扇尾地区から伝承したといわれているが、故畠中小吉氏生存中の言によると、入佐の太鼓踊りを吉利へ教えることの交換条件で、完全な形で棒踊りを教えてもらうことができたとのことである。古老たちの記憶によれば、当時棒踊りの伝授を受け

たのは、次のような人たちであったという。

故　寺園　善太郎　当時二十七歳
〃　九万田　熊吉　〃　十六歳
〃　松木園勘太郎　〃　十三歳
〃　寺園　熊市　〃　十五歳

厳しい練習のあと、入佐地域や村の行事などで棒踊りが踊り継がれてきた。九万田一二（八〇）の記憶によれば、鹿児島本線が開通（大正二年）した時、祝賀行事として饅頭石駅（現上伊集院駅）で踊られたが、同氏は当時小学校二年生で、神野伝蔵先生について行ったとのことである。その後今日まで入佐の棒踊りを支え伝承してきたその努力の経過は、概略次の通りであった。

◦徳重神社創建三百年祭で棒踊り奉納
◦伊集院警察署落成式（大正十三年頃）
◦電燈点燈、恋之原道路開通祝賀行事（大正十三年）
◦入佐公民館落成祝賀行事（昭和四年）
◦大鳥神社遷座祝賀行事（昭和十三年）

昭和十四年ごろまで順調に踊られていた棒踊りも、第二次世界大戦のためにとぎれていたが、終戦を契機に、棒踊り伝承のための青年たちの努力により、昭和二十二年復活することになった。次のような行事に踊られてきた。

◦松元中学校落成、上伊集院駅改築（昭和二十四年）
◦日置郡芸能コンクール大会出場（徳重神社境内）（昭和二十四年十月二十四日、優勝獲得）
◦さつま松元駅落成開業祝賀行事（昭和二十九年）
◦入佐簡易水道落成祝賀行事（昭和三十二年）
◦町制施行祝賀行事（昭和三十五年）

昭和四十一年、畠中清隆の指導で町青年団に伝承し、町民体育大会で披露した。ときの青年団長は山口忠であった。地元入佐では、昭和四十年ごろから踊る人がだんだん少なくなってきたので、昭和五十二年、公民館総会でこのことを取り上げ、小学校の児童に伝承することを話し合った。このことは、「ふるさと運動推進事業の青少年地域活動」として、計画し実施することになった。参加する児童は、東昌小学校児童四年生以上の男子全員と決め、保護者の承諾を得て、昭和五十二年八月二日から練習を開始した。運営委員は次の通りであった。

中園　貞盛　入佐公民館長、棒踊り保存会長、東昌青少年ふるさと運動運営委員会会長
中園　正治　入佐公民館副館長、指導員
西　保郎　東昌小学校長
中村　正秀　東昌小学校教諭
坂ノ上　優　直木公民館長、東昌青少年ふるさと運動

運営委員会副会長
九万田辰二　スポーツ少年団指導者
石原　正　教育委員会総務課長
増田　正敏　教育委員会社教主事
九万田澄男　指導員
九万田和春　〃
九万田俊信　〃
畠中　清隆　〃

練習は毎年実施委員会が設けられ、指導員指導のもとに延三十時間（一日二時間程度）の練習が行われた。いろいろな機会に習得した技能を披露した。

・県農業祭郷土芸能コンクール出場（昭和五十二年）
・日置地区芸術祭参加（昭和五十三年十一月十九日、郡山町中央公民館）
・日置地区芸術祭参加（昭和五十七年十一月五日、松元町中央公民館）
・入佐営農研修センター落成行事（昭和五十八年三月十九日、成人たちだけの踊りで練習は厳しかった。）
・毎年町民体育祭、地元東昌小体育祭に出場した。

以上のように、入佐では棒踊りを伝承するために、いろいろ努力がなされてきたが、この外に毎年の花見やお釈迦祭り（四月八日）などにも踊られてきた。踊りの練習は、ほとんど夜間に実施され、明かりをとるため柴をたいて練習した時代もあったという。


入佐の棒踊り

踊りには、「おたしべ」と呼ばれる根から掘り取った長い竹（枝葉を落とした幹だけの一〇㍍もある長さのもの、長い程良いといわれている）に、赤松の木を薄くそいでつくった長さ三尺程のシベを紅で赤く染め束ねてくくりつけたものを先ず出場させる。次に青年たちや、年配の者たちが、両手を斜左右上方に交互に振り上げながら踊り込んでくる。（場所を取るためだという。）次に歌に合わせて踊り子が登場する。原型として次の隊型で踊られた。

肩落とし　三尺棒　二人　△△
六尺棒　二人　〇〇　四人

六人ガラミ

六尺棒　二人　〇〇
三尺棒　二人　△△　六人
六尺棒　二人　〇〇

虚無僧踊り

六尺棒　一人　〇
虚無僧　一人　×　三人
六尺棒　一人　〇

入佐棒踊りのしきたりとして、初日は棒踊りの練習をする宿屋をとる。一般に青年団幹部の大きな家が選ばれた。そこで準備を整えて踊る。厳しい練習で一晩中踊ることもあった。次には大鳥神社に出て踊り、そこから外部に出て踊る。最低二週間以上の練習をしていた。外部での練習が終わったら、また最初の宿屋へ帰るようになっていた。これを「庭もどい」と言っていた。現在では公民館から公民館へ帰る庭もどしである。昔は目的の行事が終わったあとは、村内の家々などを踊って回ったが、花として五銭ぐらい貰ったものだという。棒踊りの歌は次の通りである。

1　今こそ参るは　神に物詣(ものめい)り
2　焼野の雉は　岡の瀬にすむ
3　やまたろがねは　川の瀬にすむ
4　一本苗(ひともとなえ)は　米(よね)が八石
5　抱き寄て寝るは　月がさえ込む
6　おせろが山は　前は大河(たいかわ)

2、その他の地区の棒踊り

昔は、上谷口松元、福山、四元などにも棒踊りがあって神社の祭典などで奉納されていたが、今は伝承されていない。中には復活させようという動きもあり、かつて踊った人たちで話し合いがもたれているところもある。

二、ほそ（疱瘡）踊り

明治の初め天然痘が流行したので、この悪疫を退散させるために、神に奉納したのが始まりで、春山、直木、入佐にほそ踊りが伝承されていた。春山では一時中断され、昭和の初期に婦人会によって復活されていたが、今は踊られていない。入佐でも昭和の初めごろまでで、今日では踊られていない。ほそ踊りのときに入佐で歌われた歌詞を記すと、次の通りである。なお昭和五十九年八月、入佐の森園キク外三人によって全歌詞を吹き込んだテープを県教委文化課と町教委に保管してある。

神はお伊勢

(一)
神はお伊勢のナー　ヤレサー目出度い目出度い
おはらえばーこようなー　ヤーレ目出度をナー
サア目出度い目出度い

(二)
様は梅のボクナー　ヤレサ目出度い目出度い
若木にゃならぬナー　ヤーレ目出度をナー
サア目出度い目出度い

今年や良い年

(一)
今年や良い年ヤレソイジャ　お疱瘡が流行る
イヤ、カルイト、カルイトナ

(二)
お疱瘡お神さんなヤレソイジャ　踊り好きでござる
イヤ、カルイト、カルイトナ

(三)
踊り踊ればヤレソイジャ、お疱瘡が軽い
イヤ、カルイト、カルイトナ

五代松

(一)
五代松の千亀女　アラヨイヨイ
二十やサーはたちでサ　お伊勢参らんしょ
アラヨイヨイショーガエー　アラヨイヨイ
お伊勢土産はナー　お疱瘡三つ目出度いな

(二)
アラヨイヨイショーガエー　アラヨイヨイ
磯辺町の子娘　アラヨイヨイ
育ち良ければナー　名をあげるナー
アラヨイヨイショーガエー　アラヨイヨイ

(三)
良か嫁女が出て招く　アラヨイヨイ
やろかサア押し戻そか　前の浜でナー
アラヨイヨイショーガエー　アラヨイヨイ

まいろ節

(一)
まいろーやー　花の名寄せに　サー参ろー
花は菜種の花にー　野にーあざみー
芍薬牡丹にかきつばた　女郎花桔梗刈萱いな
世の花に咲き残されたは　中にも鳳仙花
チンチンチン　チンチンチン　ハーハ

(二)
まいろーやー　橋の名寄せに　サー参ろー
橋は新上橋やー　西田橋ー
高麗橋や武の橋　新橋、土橋、吉野橋
芝居屋で架け損いたが　太鼓の橋かいな
チンチンチン　チンチンチン　ハーハ

(三)
まいろーやー　江戸の橋に　サー参ろー
橋は京橋ー中橋ー日本橋ー
波平のやらず橋ー　長いのが　瀬田の唐橋かいな

義経のお手柄さんした　五条の橋かいな
チンチンチン　チンチンチン　ハーハ

梅は北野

(一)
梅は北野の天神様の御前木　見事に咲いたとさ
咲いたその梅どうじゃいな　風に吹かれてチラチラ
東風(こち)が吹く　におるその香がわしゃ嬉し
二人の仲は二世も三世も　変わりゃせぬ

(二)
竹は八幡(やはた)の八幡(はちまん)様の御前木　見事に立ちたとさ
立ちたその竹どうじゃいな　雪に積まれてシワシワ
朝日射す溶けさぬそのが　わしゃ嬉し
二人の仲は二世も三世も変わりゃせぬ

(三)
松は唐崎明神様の御前木　見事に茂ったとさ
茂ったその松どうじゃいな　水に映してアオアオ
夜の雨濡れさぬそのが　わしゃ嬉し
二人の仲は二世も三世も変わりゃせぬ

(四)
髪を結うなら角子(つのこ)に　小まげ曲げ島田
見事に結うたとさ　結うたその髪どうじゃいな
様と寝た夜に　ぱらいと解けた
朝寝する起さぬそのが　わしゃ嬉し
二人の仲は二世も三世も変わりゃせぬ

第二章　文化団体

従来十一月三日を中心に菊花展を行っていたが、更に町民の文化に対する認識と親しみを深め、文化活動の促進を図るため、昭和四十八年十一月三日、第一回松元町文化祭が教育委員会主催により開催され、毎年続けられるようになった。開催当初は芸能発表、展示物なども少なかったが、昭和五十一年三月、文化協会が発足して、協会への加入団体も年ごとに増え、芸能発表なども次第に充実してきた。小中学校の児童、生徒の図画、習字などの作品一般の書道、絵画、生花、菊、手芸品、短歌、俳句、文化財などを三日間展示公開し、好評を得ている。

第一節　文化協会

町内にある各文化同好会の親睦と連絡提携を図り、更に地域文化の発展に寄与したいという目的で、昭和五十一年三月六日、松元町文化協会が発足した。発足当時の役員は次の通りであった。

会長　川越満徳　副会長　福田泰三、丸田信子
書記　吉村孝志

一　文化協会加入団体

文化協会発足当時の加入団体は下表の通りであった。

同好会名	代表者名
春山詩吟同好会	弓削光雄
松元詩吟同好会二部	福田キクエ
松元俳句同好会	田原春　操
聖清舞踊〃	向井清子
四元舞踊〃	二俣正子
寺脇舞踊〃	南　ヨネ
梅舞踊〃	坂口カオル
桟敷原舞踊〃	石原多美子
馬場舞踊〃	津之地美智子
紫舞踊〃	柿元静子
福山中舞踊〃	中園ヨリ子
東昌寺舞踊〃	栫田アヤ子
木下舞踊〃	川路照子
石谷舞踊〃	水谷幸枝
直木舞踊〃	吉満和子
松元舞踊〃	丸田美智子

同好会名	代表者名
松元詩吟同好会	有島純義
入佐舞踊同好会	森　キサ
入田・本坊舞踊〃	池田雄子
仁田尾舞踊〃	立石アツ子
折尾書道〃	高橋義男
松元書道〃	増田武子
松元生花〃	小原信予
清川生花〃	清川政子
松元短歌〃	丸田信子
コーラス〃	石原百合子
折尾三味線〃	福森秀子
春山三味線〃	下柿元政雄
菊　花〃	吉村孝志
折尾絵画〃	浦島雅子
若床三味線〃	大塚サツ

二　事業計画

次の事業計画に従って文化活動が推進されている。

1、同好会の育成と活動の推進
2、各文化同好会の相互の連携
3、町文化行事の開催
4、郷土芸能、生活文化の伝承及び文化財などの発掘保存に協力
5、その他文化興隆に関する事業

三　文化協会で実施された主な事業

1、町文化祭開催に協力

文化祭開催についての広報活動、舞踊同好会の出演のための準備、プログラムの作成、展示会場の整備など協力がなされた。

2、日置地区芸術祭に俳句、舞踊、詩吟、郷土芸能（入佐棒踊り）など出品、出演した。

3、町内史跡巡り並びに史跡、文化財などの清掃奉仕作業が実施された。

4、機関紙の発行、文化協会便りが年二回発行され、同好会員の文化活動に対する感想などが述べられた。（第一号発行は昭和五十四年六月五日）

5、納涼盆踊り大会の開会

郷土の伝統行事として位置づけようと、青年団、商工

会、交通安全協会などの協力を得て、文化協会主催による第一回盆踊り納涼大会が、昭和五十二年七月十七日、中学校校庭で開催された。納涼大会に先立ち、各校区ごとに盆踊りの練習を行うなど、その雰囲気を盛り上げるための努力が計画的に行われた。当日は予想以上の人出で、遠くから里帰りした人たちも故郷の人たちと旧交を温めながら踊り、またのど自慢大会などもあって、踊りの輪は次第に二重、三重に広がっていった。三回目から青年団が主催するようになり、若い力を結集して舞台設営やプログラムなどにも趣向をこらし、花火大会、子どもみこしなども繰り出され、年ごとに盛況を呈するようになった。

6、史跡や文化財等に案内標柱設立

町内にある貴重な史跡や文化財など、多くの人によく理解してもらうために、教育委員会と協力して、道路の要所や史跡などに案内の標柱を立てた。

7、文化協会会員の町外史跡等視察

町外の史跡や文化施設などについて、毎年一回研修視察が行われた。町外の有名な史跡や文化財について見聞を広め、その保存等に対する理解を深めるための研修視察であったが、更に会員相互の親睦と融和を深めるためにも役立つことができた。研修の場所は、鹿児島市、川辺、知覧、坊津、宮之城、宮崎市、小林市等であった。

第二節　松元太鼓同好会

中央公民館の建設が進みつつある中で、新しい文化を創造して郷土芸能を誕生させようという気運がにわかに高まり、文化協会が主となって各団体の協力を得て、郷土芸能松元太鼓同好会を結成、昭和五十七年四月二十日、中央公民館落成式の日に、《躍進松元太鼓》と銘打って誕生した。松元太鼓が誕生するについては、町民並びに町外在住の郷土出身者の協力によるところが大きかった。誕生に至るまでの経過は次の通りであった。

(1)　発起人会開催

昭和五十六年十二月一日、松元太鼓結成についての発起人会を開催し、今後の計画について話し合った。発起人は次の通りであった。

会長	松元町文化協会長　川越満徳
発起人	松元町議会議長　吉井光徳
〃	町公民館連絡協議会長　中園貞盛
〃	町商工会長　有村正行
〃	町茶業振興会長　池田義光
〃	町婦人会連絡協議会長　四元幸子
〃	町老人クラブ連合会長　有馬純義

〃　町区長連絡協議会長　畠中清隆
〃　町青年団連絡協議会長　横内辰也

(2)　作曲依頼と指導

日置教育事務所・正岡憲一社会教育指導主事に作曲を依頼した。太鼓のリズムは松元町の夜明けから始まり、更に躍進しつつある松元町の姿を逞しい太鼓の音で表現しようとするものであった。

(3)　松元太鼓結成についての趣意書

松元太鼓結成について、町外郷土出身者、その他一般関係者の協力方を得るため、次のような趣意書を作り、送付した。

「わが松元町は、交通の便もよく鹿児島市の近郊として、産業、教育文化の面で脚光を浴びて参りましたが、これは、偏に古老、先人達の並々ならぬ努力の結晶と確信いたします。これを受け継ぐ我々に課せられた使命は誠に重大であります。今年わが松元町は、皆様方の永年の念願でありました町民文化の殿堂として、中央公民館を平野に建設中で、近代的施設設備をもつ館での学習も間近かになりました。これに伴い、各地域では各種グループの結成や、新しい時代に即応する学習への取り組み、郷土芸能の見直し、心豊かな日常生活など、文化の志気も一段と高まりつつあるようです。古い歴史をもつ伝統文化を、現代に継承していくことは、たいへん意義深いものでありますが、これに加えて新しい文化を創造していくことも、現代に生きる我々に課せられた大きな任務であるようにも思われます。隣町伊集院町では、鹿児島県三大行事の一つといわれている妙円寺詣りが毎年開かれ、瀬戸内の「ウバラデコ」、大田の「テコオドイ」、それに「伊集院太鼓」などが奉納されています。これらの勇壮な踊りの主役を担う太鼓のリズムは、多くの参拝客の心を激しく揺さぶり、奮い立たさせる根元ともなっています。今年はわが町でも、町中央公民館建設という、本町始まって以来の大事業となります。これを記念して、我々の手で男性的な太鼓の音を創り出そうという若者たちの切実な声が持ち上がり、有志の方々がその待望に応えようとしております。松元町の伝統的なお茶、この生産にかかわる様子を音の芸術に造り上げ「松元太鼓（仮称）」を、わが町の新しい郷土芸能に育て、広く青少年にも参加させ、太鼓を通して青少年の健全育成にも役立てたいと思います。

つきましては、これらの趣旨にご理解を賜りますと共に、太鼓購入について、浄財のご寄附をいただきますことを伏してお願い申し上げる次第です。

昭和五十六年十二月吉日

松元太鼓結成発起人会」

町内を始め、遠く故郷を離れた町外郷土出身者から、熱意と協力あふれる賛同が得られ、また町からも助成があり、太鼓購入資金並びに運営資金の目標額四〇〇万円を達成することができた。

(4) 松元太鼓同好会結成

昭和五十七年一月十一日、同好の士一五人、初顔合わせをなし、松元太鼓同好会が結成され、第一歩を踏み出すことになった。結成当時の会員は次の通りであった。

木ノ下俊郎　森田加代子　早田　政男
小原　勝　吉永ひろみ　脇　正人
酒匂　和宏　石神　博美　馬立　護
竹内　英之　松元　洋一　窪田　辰昭
木藤　宏　村山　正　町田　公男

(5) 激しい練習始まる

昭和五十七年一月から、毎週火、水、土の夜八時から十時まで、正岡憲一主事指導のもとに、練習を開始した。太鼓がまだ入荷していないため、電話台帳を太鼓代わりにたたいての激しい練習が続いた。町教育委員会社会教育課長町田公男は、自ら同好会員となり、同好会結成に至るまでの企画並びに会員の指導に当たった。

(6) 太鼓の入荷と初演奏

昭和五十七年二月二十六日、待望の太鼓一五個入荷、翌二十七日、入魂式を行った。四月二十日、中央公民館落成式当日、完工落成を祝って晴れの舞台で初演奏され、参会者に深い感銘を与えた。

(7) 躍進松元太鼓の序文

「火の島遥かに、緑豊かな、今躍進の我が松元町、打ち鳴らす太鼓の響きは、谷間にこだまし、山々に轟け、ああ躍進の松元太鼓、永遠に伝えん、歴史と伝統の中に、打ち鳴らす太鼓の響きは、逞しく、躍進松元町の、夜明けとなって轟け。

いざや叩かん力の限り、魂のある限り
ああ躍進の松元太鼓、
未来永劫に轟け」

中央公民館落成当日、初演奏以来、町内、町外からも要請があり演奏の機会も多くなった。

(8) 松元太鼓婦人同好会

町婦人太鼓同好会を結成しようとする気運が高



松元太鼓

まり、昭和五十九年七月、婦人会長四元幸子が発起人となり、婦人会員にその主旨を説明して同好会員を募集した。これに応えて、向井清子の呼びかけで、十余人の希望者が集まり、七月から毎週水曜日午後八時から十時まで、男子同好会員の指導のもとに熱心な練習が始まった。初めての経験で腕や腰が痛くなるなどの困難を克服しながら、激しい練習が続けられた。十一月、町中央公民館で開催された日置郡婦人会運営研究会のアトラクションで、力強く演奏できた。その後松元太鼓婦人同好会を結成して、今後、町の郷土芸能として毎週金曜日練習を続けることを決めた。結成当時の同好会員は、次の通りであった。

向井　清子　　有村　美子　　石原多美子
二俣　政子　　峰松　泰子　　上原　悦子
湯元千恵子　　南　妙子　　窪田　千子
益満美智子　　松田　洋子



松元婦人太鼓

第三章　風俗

第一節　年中行事

一、正月の準備

大抵の家で大晦日には、屋敷内を清掃し、シラスを撒き、門口に盛砂をして、松、ユズリ葉の小枝、笹竹を立てて迎春の準備をした。これは現在まで続いている。墓、仏壇、神棚、大黒様、氏神様にも、松やユズリ葉の小枝をあげる。注連縄飾りには、真中のところに裏白と木炭とダイダイを結びつけて門口に張った。学校、公民館、神社など公の場所には現在でもしているが、一般家庭では余りしなくなった。元日の早朝、床の間、仏壇、神棚、勉強机などそれぞれお飾りをする。飾り方は一番下に新しい半紙を前垂れに敷き、それに裏白を八の字にのせ、その上に祝い餅をのせ、ユズかダイダイをのせて飾りつけた。今日ではユズやダイダイが入手しにくくなったので他のミカン類で代用するようになった。また農器具などもきれいに洗って、一カ所に集めて飾りつけをする。

二、若水汲み

零時を回り暦の上で新しい年の元日を迎えると、「たんご」をかついでそれぞれの井戸まで若水を汲みに行った。元日の水には黄金が入っているといわれ、一年分の幸福を汲み込むといって、人より先に汲みにいくのが良いとされた。また汲みにいく途中、人に会っても物を言ってはいけないといわれた。理由は折角汲みとった黄金や幸福を持っていかれるということのようであった。まず持っていった餅を井戸の神様にあげてから若水を汲んだ。汲んできた若水を神仏にあげてから、水桶に歯固めの丸餅を沈めて表が出ればその年は日年、裏が出れば雨年と占った。所によってはこの反対のところもあった。今日では町内ほとんどの地区に簡易水道が普及したため、この若水汲みの風習も見られなくなった。

三、初詣り

元日の早朝、最寄りの土産神社に初詣りして、一家の安全と繁栄を祈った。そして初日の出の拝める場所へ行って初日の出を拝んでから帰る人が近頃では多くなった。近年自家用車の普及により、伊集院の徳重神社、川内の新田神社、鹿児島の照国神社、遠くは霧島神宮あたりまで初詣りする人たちも年々増えつつある。

四、元日の食事

元日の朝は若水で顔を洗い、新しいタオルで顔をふき晴着に着替えて、家族揃って新年の挨拶を交わし、無病息災を誓い合い食膳についた。先ず里芋の親芋を味噌で煮たものを食べた。お椀からはみ出しそうな大きな芋を平らげた思い出も今は懐かしい。この芋の吸物も今は雑煮に代わりつつある。ほかに煮豆とか、歯固めの餅とか出た。数の子も必ず食膳に上ったが、今日では高価な貴重品となったため、なかなか口に入らなくなった。

五、拝賀式

明治になり学校ができてからは、生徒たちは勿論、村の長老や一般地域民や役場などに勤めている人たちも参列して拝賀式が行われた。真正面に両陛下の御真影が掲げられ最敬礼し、校長先生の教育に関する勅語の奉読があり、唱歌君が代を歌い、校長先生の式辞があって式は終わった。新調の晴れ着や足袋、下駄に胸を躍らせて誇らしげに式に参列したものである。今日では、各地域で学校や公民館などを利用して、公民館主催のもとに年始式とか年始会という名称で行われるようになった。

六、年頭回り

三日ぐらいまでの間に、隣近所・親せき・先輩・知己のところを訪ねて年頭の挨拶をした。現在では前項で述

べた公民館などの年始会で新年の挨拶を交換するようになった。また親せき同志では「先祖元（センソモト）」に集まったり、あるいは輪番で集まって「寄り合い正月」（ヨイエショガツ）をして年頭回りを兼ねているところが多い。

七、二日山

新しい年になって初めて書や画をかく「書き初め」も昔からこの日に行われた。またみそかに臼を逆さにして伏せ、臼の上に杵をのせ、更に鍬や鎌や鉈や斧などを揃えて祝った。二日の朝臼を起こして祝い餅をさげて食べ、仕事始めの山に薪取りに行った。この日は皆山に出かけたので、山は鉈の音でにぎわったという。これを「二日山（フツカヤマ）」といった。

八、六日どし（ムイカ）

正月六日のことを「ムイカドシ」といって、門松を取り除き「ワレッノセ」（丸太を割った薪）の先を割って針状の葉と粒状の実をつけたモロムギ（モロノッ）の小枝と、表皮に棘のあるタラノ木を一五㌢ぐらいの長さに切って細く割ったものを挿したものを、門口やかまやの柱やおもやの柱などに立てかけて置いたりした。神仏や墓にもモロムギの枝やタラノ木の小片を供えた。小野重朗著「鹿児島歳時十二月」に『六日年、七日正月には一般に鬼のような悪霊を追い払う行事が多いが、モロムギやタラノ木の針や棘にそうした悪霊を追いどける意味があると思われる』と出ている。悪魔が門内や家の内に入らないようにした魔除けのためのものであったろう。これも今日ではほとんど見られなくなった。

九、七日の節句

正月七日を「ナンカンセッ」といって、この日は七種類の野菜、即ち白菜・芹・にんじん・大根・ごぼう・里芋・なずなの野菜を入れた雑炊をどこの家でも食べた。これを、ナンカンズシ」と呼んだ。昔はこの七種は芹（セリ）・薺（ナズナ）・御形（ゴギョウ）・蘩（ハコベ）・仏座（ホトケノザ）・菘（スズナ）・蘿蔔（スズシロ）をいい、古くは万病を防ぐといって、これを一緒に雑炊にして食べたのが、今日まで伝わったものといわれている。入れる中身は異なっているが、七種類入れるのに変わりはない。その年に数え年七歳になった子どものいる家では、七つの祝いをする。子どもは晴着を着てお膳に椀をのせたり、重箱をもったりして、七軒の家を回って「ズシ」を貰って歩く。一緒にお年玉をくれる家もある。この「ナナトコイノズシ」を食べると、元気に育つという。七日の日に、ナナトコイノズシを食べて七歳の厄払いをするわけである。また晴着姿で宮詣りして無事息災を祈る。

一〇、鬼火たき

当地では「オネッコ」、「オネッコタッ」、「オネッコタ

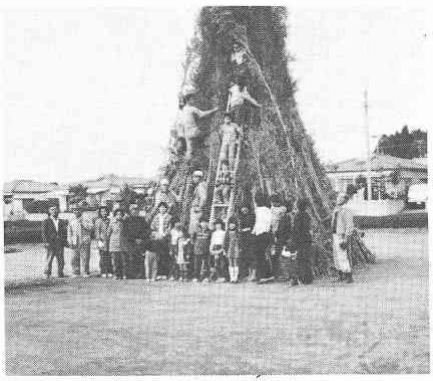
鬼火たきのやぐら

ンコ」などと呼んでいる。七日の朝、子どもたちが中心になって田んぼや畠や広場などの安全な場所を選んで十の字に穴を掘り、松や竹などの心柱を立て、家々から貰い集めてきた門松や薪などを井桁に積み重ねて火をつける。火勢につれて青竹がはじけて鳴る。子ども達も青竹を火にくべて地面にたたきつけたり、近くの立木にたたきつけたりして、はじけて鳴るのを楽しんだ。この火に当たると、からだが丈夫に育つといわれ、おとなたちも暖まりに集まった。またこの火で暖めた竹の笹などを牛馬に食べさせると、病気にかからないといわれた。資源節約、火災予防などの理由から、戦中戦後ほとんど中止されていたが、最近郷土行事としての価値が見直され、本町でも各地区で復活されるようになった。

一一、お鏡下げ

十一日、祝い餅を下げて煮て食べる。「オカガンサゲ」「モッサゲ」と言ったりする。他所に嫁いでいる娘も、実家が近い人は帰って食べた。祝い餅はお粥に炊いて食べたり、ぜんざいにたいて食べたりもした。

一二、小正月

十四日には、「六日どし」に取り換えた飾りものをまた取り換える。「タラノキ」や「モロノキ」を取り去って「ケズリカケ」や「メノモチ」などと取り換える。「ケズリカケ」は川柳の枝のやや太いのを白い菊のはなびらのように、三段ぐらいに削った。「メノモチ」は十四日についた餅を小さいさいころ型に切ったものを、榎の小枝に挿したもので、かまどやかまやの軒端などに挿した。メノモチの「メ」は蚕のまゆのことで、昔は養蚕は農家の生計を支える大事な産業の一つであった。そこで年頭に当たりその豊作を祝ったものであろう。今日ではこの風習もすっかりすたれた。

一三、庚申講

正月、五月、九月の申の日に行う。「コシンマッ」、「サッドンコ」とも呼んでいる。四元や春山地区では今でも行っている。これには二つの傾向があり、一つは青年たちの講で鍛練を目的とし、宿に青面金剛の掛軸など

をかけて、二才頭の指導で生活の反省などをさせられた。今一つは、農村部の講で豊作を祈願するのが目的であった。

一四、節分

立春の前日、二月三日か四日に当たる。「セッガワイ」と言って、各家庭では大豆を炒って桝に入れ、「福は内、鬼は外」と唱えながら豆を撒いて、鬼（悪病災難）を追い払って福を招じ入れる行事で、今日でも広く行われている。節分は読んで字の如く「厄を払い除けてから新しい春を迎える」行事である。また厄年に当たっている男女は、宮詣りをしたり、物を神社仏閣などに寄進したりして、厄払いをしている。

一五、二十三夜待ち

旧正月、五月、九月の二十三日、出郷者の無事息災を祈願する二十三夜待ちは、戦前よく行われた。二十三個の餅を盆に入れて仏壇や神棚に供え、煮しめや「そまげ」などを食べて、月の出るまで「テコ・シャンセン」（太鼓・三味線）で飲酒歌舞した。また陰膳は年中欠かさずに供えた。

一六、報賽相撲

春山では二月十五日に行われ、昭和五十年くらいまでは行われていた。石谷でも大正の晩年まであったという。四元や福山でも行われていたというが、現在ではどこもなくなった。直木では九月十五日に行われたという。町内にも「一力」とか、「若杉」とかいう醜名をもった郷土力士が大正の晩年まで活躍していて、相撲も相当盛んであったという。

一七、三月の節句

以前は旧暦の三月三日、現在は新暦の四月三日に行っている。女の子の節句で桃の節句ともいい、「ヒナジョイワイ」をする。「フッノダゴ」（蓬の団子）「アズッノカン」（小豆羹）「キモッガシ」（木目羹）などを作った。特に女の子の初節句を「ヒナジョユエ」といって、雛人形を飾って祝い、成長を祈った。親類縁者は羽子板を贈って祝意を表明した。

一八、虚空蔵さあ

直木の南原泰雄宅前庭の一角に、立派な堂宇が建ち、中に虚空蔵菩薩が祭ってある。「コクンゾサア」と言って天然痘の神様として崇められ、毎年旧暦二月十三日に吹上町の常楽院から僧侶を招いて盛大な祭典があり、遠くは南薩や鹿児島方面からも参詣者があった。いろいろな出店が並んでにぎやかなものであった。また直木や入佐の婦人会によって疱瘡踊りも奉納された。この祭りを「コクンゾドン」と呼んで、子どもの頃は楽しみにして

いるものであった。

一九、春の彼岸

彼岸の入りから終わりまでの一週間、墓参りやお寺詣りをして、祖先への報恩感謝の気持ちを捧げる。また「彼岸ダゴ（白い団子）」を作って神仏に供える。また仏様や墓に彼岸にちなんだ「彼岸花」（曼珠沙華）や「ヒガンキ」（馬酔木）の花などをあげる。また終わりの日にお内仏様に参詣して、寺から招いた僧侶のお説教を聞いたり、簡単な料理を食べたりする。これを「ヒガンオレ」という。

二〇、お誕生日祝い

四月八日、お釈迦様の誕生をお祝いする日で、入佐では日吉町の帆の港にある三光寺（三光寺の門徒は地元帆の元、伊集院町飯牟礼、松元町入佐から成る）に参詣し婦人の手踊りなどを奉納する。昔は寺網で捕った魚などを中食のおかずにしたという。

二一、棒踊り

四元、石谷、松元、福山、入佐の各地で踊られていたが、現在ではほとんど踊られなくなった。一般に時期的には田植えの終わった頃に踊られたので「お田踊り」と言ったりした。入佐のは六人がらみと四人がらみの二種で、四元のは六人がらみと二人がらみの二種であった。また入佐では虚無僧踊りも踊られた。戦後はどの地区でも踊られなくなったが、入佐地区では棒踊り保存会ができて入佐・直木の小学生の上学年に復活し、東昌小や町の体育大会などで踊り、町民に公開している。

二二、五月の節句

以前は旧暦五月五日、現在は新暦の六月五日に行う。三月の女の子の節句に対し、男の節句で、「端午の節句」ともいう。菖蒲や蓬を軒端に挿し神仏にも供えた。また菖蒲湯に入ったり、布団の下に菖蒲を敷いて寝たりした。男の子は「尚武」の精神に充ちた男の子に育てと願って「菖蒲」にあやかったものであろう。また「アクマキ」（ちまき）や「カカラマキ」などを作って供え食べた。男の子の初めての節句を「ハツノボイ」といって、「ノボイユエ」（幟り祝）をする。今では武士にならって、甲冑、武者人形などを飾り、庭前には武者絵を描いた幟旗や鯉幟（のぼ）りを立てる。武者絵の旗がはためき、鯉幟りが大空に泳ぐ姿は正に「鯉のぼり日本男子ここにあり」の感懐を味わうことひとしおである。また初節句の家には、親戚知人たちの家から弓取矢が贈られ、なげしに並べるものであった。戦後は、新暦五月五日を「子どもの日」として国民の祝日になった。

二三、六月燈

以前は旧暦六月、現在は新暦七月に行う。夏祭りの一種でお寺や神社に各自作った燈篭を奉納して一夜を楽しく過ごす。昔は燈篭の絵を描くのに、数日前から武者絵などを探してそれを丹念に模写して色づけしたりして、出来上りを楽しんだものである。中には影絵燈篭や回り燈篭などの精巧なものも出品されて、心ゆくまで夏の夜の一時を楽しんだ。現在ではのど自慢や歌合戦などと抱き合わせて、納涼大会的気分を出しているところもある。思い思いに工夫をこらして作り描いた燈篭が張りめぐらした紐に並んで吊された姿は、夏の風物詩といってよかろう。

二四、太鼓踊り（てこおどい）

四元、石谷、直木、福山、内田、入佐の各地区で大正の末期ごろまで踊られていたが、今ではどこも見られなくなった。太鼓、鉦を楽器にきれいな矢旗を背負って踊る鹿児島の代表的な民俗芸能の一つで、見栄えのする勇壮な踊りであったが、姿を消したことは惜しいことであった。これを復活するには、人的、物的両面から今日では絶望的で、地区内で復活した伊集院の大田や徳重の太鼓踊りや吹上の太鼓踊りなどを観覧して昔を偲ぶしかない。この踊りは、農耕生活に深い関係のある踊りで、大方の地区で夏間に踊られ、祖霊や神霊の威力によって五穀豊穣を祈願し、また雨乞いや虫追いなどにも踊られた。

二五、七夕祭り

星祭りや水祭りの要素を多分に含んだ行事で、昔から行われている。前日に五色の短冊を作り、これを何枚も何枚もつなぎ合わせて、竹竿に残した小枝にくくりつけられるように用意しておく。硯や筆もきれいに洗っておいて、翌朝早く里芋の葉に溜った露で墨をすり、天の川、七夕様などいろいろな願いごとなどを書いて、きのう用意した竹の小枝にくくりつける。また女の子は紙衣を作ったりして下げる。軒端や木の幹などにくくりつけて立てる。長短、色とりどりの短冊が風になびいている姿は、これまた夏の風情豊かなるものがある。

またこの日に墓掃除をし、古い花筒や線香立てなどを取り換える習わしであった。墓の多いところでは、一仕事であった。近年町内でも共同納骨堂方式に改葬されてこの仕事から解放されることになった。また物干竿などもこの日に切る習わしになっている。この七夕の日が死亡年度のしめ切りの日で、七夕からあとに死んだ人は翌年に初盆をすることになっている。

二六、盆行事

十三日、夕方早く墓詣りにいく。仏壇を掃除して床の

間の前面に敷物を敷いて、位牌を仏壇から降ろして並べ、飯や手ごんにゃく、果物、新唐芋、とうもろこしなどを供え、燈篭をともしてあげる。

十四日、「オセロダゴ」といって米の団子を煮て供える。梅干大の小さな団子で小豆餡をつけて食べる。また煮しめ、そうめんなどを麻がらや萩の「ショロバシ」（精霊箸）を添えて供える。子どもたちは「盆釜」を炊いた。お米や自分の家でとれた茄子や芋幹などをもち寄って、庭先などの日陰に軽石などで造った小さなかまどに、小さな釜や鍋で飯や汁を炊いた。これを小さな椀や柿の葉などに盛って「ショロドンノメシ」といって「オショロ様」にあげてから、自分たちも食べた。「ヒゴラメシ」「ヒゴラヂョカンメシ」といったが、今は全くしなくなった。この日も早目に墓参りし、団子やミガシキの茎を小さく刻んだのを柿の葉にのせて、墓ごとに供えたが、これも今日ではしなくなった。

十五日、この日もいろいろな供え物をする。この日は「ボタモチ」を作る家が多い。親戚へ「センコトボシ」に行く。この日は少しおそめに墓に行く。また親戚や知人の初盆には「ハッジョロ」といって、線香やろうそくなどを届ける。初盆の家では、もらった提灯を竿に吊して墓前に供える。親戚や知人の多い家ではもらう提灯も多く、幾竿も墓前に供えるものであった。精霊は七夕の晩に浄土を発って十三日の晩に着き、帰る時は一日で帰り着くという。それで七夕後に死んだ人の初盆は翌年回しになる。また「オショロサア」は、赤いとんぼ（オショロサアンボイ）に乗ってくるといわれ、赤とんぼを捕えたり殺してはいけないと教えられた。

二七、十五夜綱引き

子供たちは、数日前から家々からわらを貰って歩く。わらのないところからはお金を貰い、わらを買う資金に当てた。その年に死人の出た家からは貰わなかった。当日は青年の人たちが中心になって綱ねりをした。大きな木の枝などに綱をかけてねるので、子供たちはわらを手渡す役を手伝った。出来上がった綱は一旦ぐるぐる巻いて満月に供えた。それから二手に分かれて掛声勇ましく綱引きに興じた。十五夜の綱を引くと、一年中病気にかからないといわれ、老若男女入り乱れて真剣に綱を引いた。綱引きが終わると、綱で土俵を作り豆力士たちが一しきり相撲に興じた。この綱作りも戦後長く絶えていたが、郷土行事としての価値が見直され、町内ほとんどの地区で復活した。道路が舗装されたため安全を期するため、また小地域で行われていたのを大きくまとめてにぎにぎしく行うことなどから、校庭などを利用して校区単

位の綱引きを実施するようになったところもある。
また十五夜の供え物などは、他の家のものでもつまみ食いするのも黙認されていた。

二八、秋の彼岸

新暦の九月二十日から二十六日までで、春の彼岸と同じように墓参りやお寺詣りをする。入佐では婦人たちを中心に寺の役の人たちが日置の三光寺に参詣し、二才たちは「彼岸講」または「秋葉講」といって、市来の湊町の秋葉神社に参ってお札と浜砂をもらってきて各家々に配ったりしたが、今ではこれも姿を消した。

第二節　生活の変遷

一、戦前の生活

1　衣生活

明治の中ごろまではほとんど衣生活も自給自足で、衣料の原料である綿や麻も各家庭で栽培して糸に紡ぎ、染めて手織りにして衣類に仕立てた。明治になって養蚕が盛んになると、販売した残りの不良品や屑繭で絹糸や真綿を作り、晴着用の布を織って衣類に仕立てて用いた。

(1)　晴着と普段着

祝祭日や正月、盆、節句などの改まった日には、晴着を着て改まった気持ちでごちそうを食べたり、外出したりした。わが国では昔から「はれの日」と普段の日とは、はっきりと区別があって、衣生活や食生活にも自ら区別があった。晴着ははれの日に着る着物で、「ヨカイショ」子どもたちは「ヨカベンベン」などと呼んでいた。晴着は一般に袖も広く、裾の長い着物であった。男物は手織木綿の長着に羽織を着ると立派な晴着になった。女物はやはり手織木綿や銘仙の長い着物を晴着とした。麻がたくさん栽培された頃は、これから糸を作り、手織りにしたものを「カタビラ」と呼んだ。単衣の夏の晴着にした。新しい着物は正月前に仕立てて、正月におろして晴着として用いた。普段着には晴着の着古したものなどを用いた。子どもたちの普段着は膝までしかない短いもので、登校の際には上級生は袴を着けて登校した。冬になると、着物の上に袖なしや羽織を重ねて着た。洋服を着るようになったのは昭和になってからである。登下校は普段ははだしで、冬間になると草履をはいたりした。霜柱の立った校庭にはだしで整列して朝礼に参加した冷たい思い出は年輩の人なら誰でも経験したことである。晴着の時の履物は草履か下駄であった。なお雨具としての雨傘は明治の中ごろから、こうもり傘は大正に入ってから使われた。

(2)　仕事着

わが村は純農村であったから、農業が主で山仕事がこれに次いだ。従って仕事着も農作業のしやすいもの、更に丈夫なものが用いられた。上着は男女ともほぼ同じで腰までの短いものが用いられた。夏着は「シゴッダナシ」または「シゴッギ」といって、木綿製の筒袖が用いられた。冬着は「コシギン」または「コスギン」と呼んで、木綿製の「マッソデ」（巻袖）の袷が用いられた。綿を入れたコスギンを「綿入れコスギン」といった。またいろいろな布片を上からかぶせて「カマゲフセ」にして糸で刺したものを「ツヅレコスギン」または単に「ツヅイ」と呼んだ。大変暖かくてしかも丈夫であったので、防寒具の役目を果たし、また山仕事などに行った時の「ピ（いばらのとげ）」除けの役目もした。仕事着の下には、男は夏は「フンドシ」「ツイダンナ」のままで、女は「メダレ（腰巻）」をつけ、その上に「マイアテ（前掛）」をつけた。冬は男は「バッチ（股引）」をはいた。かぶりものは男は手ぬぐいで鉢巻きをし、寒い時は頬冠りをした。この頬冠りは「ザンネンカブリ」といって、顎の下で結んだ。また竹の皮を重ねて編んだ帽子型の「タカランバッチョ」や「スゲガサ」も用いられた。女は手ぬぐいをかぶるのが普通で髪のうしろで結んだ。また「カヤミノ」や「シュロミノ」も用いられたが、今残っているのは大抵シュロミノである。履物では、足の半分ほどの長さの「ヤマゾイ（山草履）」と「アシナガゾイ（足長草履）」があって、いずれも鼻緒結びであった。「ナガゾイ」は学校の行き帰りなどに履いたが、履きやすいように緒を布などで巻いたりした。竹の皮を細く割って作ったものを「タケンカワゾイ（竹皮草履）」、わらを材料にして作ったものを「ワラゾイ（わら草履）」といって区別した。

(3)　繊維と紡績

昔は麻、綿が自給自足用として栽培され、また蚕が飼育されたことは前にも書いたが、ここで今少し詳しく述べてみたい。麻は四月ごろ播種し、七月の暑い頃根元から刈り取って葉を落し、それを束ねて何カ所かくくり、庭や広場などにしつらえたかまどに大きな釜をかけ、「ヘワ」を敷いてその上に束ねた麻を立て、上から「オイゼダイ（おいで樽）」をかぶせてゆでた。ゆで上がったら、樽を持ち上げ麻を倒して莚などをかぶせておいて、冷えないうちに皮を剥いだ。この皮を黒い表皮のついたまま乾しあげたものを「カラソ」「カリソ」といい、黒い表皮を剥ぎ取ったあとの白い幹の部分を「アサガラ」または「オガラ」と呼んだ。皮は黒い表皮のついたまま、または真白い「アサオ」にして売却した。アサオにする

には、大鍋に灰汁を入れてその中に、黒い皮のままのカリソを入れてよく煮て、それを川底が小石になっているようなきれいな川に運び「オ」をこいで黒い表皮の部分を取り除いて、真白なきれいな「アサオ」にした。自家用にする時は、アサオを湯で湿して板の上にのせてパンパンとたたくと、細い繊維にほぐれて幾らか縮んできて捻り易くなる。このほぐれたものを指で捻ってつないで糸にしていく。この作業を「オをウむ」といった。「オゴケ」という桶に溜めておいて、糸車にかけて捻りを入れて麻糸ができ上った。こうしてできた麻糸を「クヤドン（紺屋）」で染めてもらって、「カタビラ」や蚊帳などに織った。このクヤドンは隣の伊集院町に三軒ほどあったという。町内には春山に二軒、入佐に一軒あったという。のちのちまでもその家を「クヤドン」と呼んでいた。

アサガラは垣根にしたり、たいまつなどにも使った。綿は明治の初年ごろまで作られていたが、作った経験のある人や記憶にある人はほとんどいなくなった。余り土地の肥えていないところに植えたものだという。白い木綿の「カセ糸」を買ってクヤドンで染めてもらってかすりに織って着物や布団の表に使った。

衣料の原料ではないが、繊維として「カジ（楮）」と「イッサッ（青桐）」と「シュロ（棕梠）」があった。カは自生のものばかりでなく、人工的にも栽培した。二月ごろに刈り取って「カッダイ（かじ樽）」をかぶせて蒸して、皮を剥ぎ紙製造業者に売った。直木の大西に紙を漉く家があって障子紙やヘロ紙などを製造していた。「イッサッノキ」はその皮をつむいで綱や縄を作った。またシュロの繊維からも綱や縄を作り、牛馬の引き綱や荷縄や、「カガイ」などを作るのに使った。また箒、みのなどを作るのにも用いた。〈棕梠千本、大名暮らし〉という諺が残っているように、用途も多く金目にもなった。

2　食生活

(1)　食事と食物

一般農家の食事は、粟の沢山はいった粟飯が常食であった。入佐では米一升に粟六合、それにカライモを相当切り混ぜた。麦の収穫後の夏間には、麦飯が多かった。麦は丸麦で先ず麦だけ炊いて、それに野菜などを小さく刻んで入れた味噌汁、「ヒヤジル（冷汁）」をかけて食べることもあった。朝草刈りに出かける前に食べる食事は「チャノコ」といったが、余り食べることはなかった。三度の食事の合間に食べるのは「ナナッタバコ」といい、唐芋や団子などを食べた。そばも主食の一つであった。「ソバキイ」に打ったり、「ソバガキ」にしたり、「ソバ汁」にしたり、「ソバ団子」にしたりして食べた。

昔は米は年貢として納めたので、一般農家では米を食べるなどということは滅多になかった。米の飯が食べられるのは、正月、お盆、その他人々の多く集まる吉凶の時だけに限られていた。平常食は麦、粟、芋、そば、などでまたこれらを原料として作った「ダゴ（団子）」をよく食べた。「コジュハン」といって昼飯や晩飯前に団子や唐芋などをよく食べた。また少量の米に大根や野菜や唐芋などを煮込んで「ズシ（雑炊）」を作ってよく食べた。「一合ズシ」「二合ガユ」「三合メシ」という言葉も残っているとおり、ズシなら一人当たり米一合ですむということである。汁の中に小麦粉の団子を入れた「ダゴ汁」やそば粉や唐芋を煮てねり合わせた「ソマンネイボ」や「カライモンネイボ」もまたよく食べた食事であった。節句や祝いごとなどには「ゴックメシ」や「オコワ」の赤飯も作られた。三月の節句の「フクレガシ」「セッノカン」「イコモチ」「フッノモチ」、五月の節句の「アクマキ」「カカランマッ」など、いずれも季節感の溢れた母の味であった。

(2)　加工食物

食生活に欠かせないものに調味料がある。その代表的なものに味噌と醤油があるが、ほとんど自家製造であった。今日では味噌は別として醤油を作る家は極めて少なくなった。

味噌を作るには裸麦を半つきにして、よく洗って蒸し大ばらやもろぶたなどに入れて冷やし、こうじを交ぜておくと、三、四日で発酵する。こうじを作る温度調節が微妙で難しい。一昼夜ぐらい水に浸しておいた大豆を蒸して臼でつき、麦一升に塩二合（二合塩という）ぐらいを混ぜ合わせ、樽かかめに詰める。一、二カ月すると食べられるようになる。しかし本当にうまくなるのは半年くらい経ってからである。味噌の年間消費量は一人当たり大体一斗二升くらいといわれていた。昔は三度三度味噌汁を食べたからである。これを基準にして家族の人数に応じて仕込んだものである。

醤油は小麦と大豆をよく炒って麦は荒い粉にし、それにこうじを混ぜて四、五日乾燥させてから、麦一升に塩五合（五合塩）を入れ、適当に水を加え樽に入れ、時々かき混ぜ棒でよくかき混ぜ、四、五カ月すると色がついて褐色になる。その頃、竹で筒状に編んだ「ショウユコシ」を樽の中に立てて、その中の麦や大豆を汲み出しておくと、汁が溜る。この汁を「キジョイ（生醤油）」といった。これを汲み取って別の容器に移し入れて使用する。一番に汲み取った醤油を「イッバンジョイ（一番醤油）」次にまた水を加えて適当な時日を経て汲み取ったものを「ニバンジョイ（二番醤油）」といった。質は一番

よりも劣った。汲み取ったあとの麦や大豆を「ショイノカラ」「モロミ」といって、そのまま漬物に使ったり、また煮物に使ったりした。

茶も今日ではほとんど工場に委託製造するようになったが、昔は自家用は各家庭で製造して飲用した。家の周囲や畑の周囲などに植えられている生葉を摘み取って、これを製茶にした。庭先などにかまどを造り、大きいつぼや水がめなどを横に寝せてのせ、生葉を少しずつ入れて長い棒でかき混ぜながら抄る。それを大きなばらなどに取り出して熱いうちに細い形になるまで丹念にもむ。この手もみの技術がなかなか難しいとされた。上手な人のもんだ茶は、針のように細い形にまでもまれた。このもんだ茶は「ヘロ（ほいろ）」に広げて炭火で乾燥して仕上げた。「ヘロ」は粘土で塗り固めたいろりでその上に竹の「スノコ」を敷き、その上にヘロ紙を敷いて乾した。現在でも手もみの技術習得者が本町にもおり、「手もみ技術保存会」もある。

(3)　野生食品

山菜として昔から食膳に供せられたものは数限りもなくあった。一例をあげると、「ツワブキ」「ワラビ」「フキ」「ゼンマイ」「セリ」「ミツバ」「シイタケ」「シメジ」「キクラゲ」「山イモ」「タケノコ」「クサギ」などである。また果実的要素をもつものとして、「山モモ」「ガラメ（野ブドウ）」「ウンベ」「アケビ」「グミ」「クリ」「ノイチゴ」「シイノミ」など子どもたちに親しみ愛されたものだが、今日では、植林などの関係で数も減り、また市販の菓子類や果物類の普及によって、ほとんど顧みられなくなった。また「カンネンカズラ（くず）」の根を掘りとって「クッノカネ（澱粉）」を採り、食用や薬用に用いたりした。胃腸によく効くといわれた。

3　住生活

屋敷の周囲は、大抵イラサ垣が多く、石垣や生け垣はごく稀であった。毎年暮になると、この垣根修理が一つの大きな仕事であった。なお現在でも旧士族の屋敷などで切石を積んだ石垣の残っているところがわずかではあるが残存している。また本町は大部分が台地に住居を構えたため、水の便が悪く、飲料水は谷間の共同井戸から運び、飲料水外の用水は天水に頼り、屋根からの降水を樋で集めて貯水する石造りやコンクリート造りの貯水槽がほとんどの家の庭先などにあるのが特有な景観をつくっていた。今日では簡易水道が町内隈なく普及したため、不用となりほとんど取り壊されたが、たまに屋敷の一隅に昔の面影をとどめているものがある。また屋敷内の一隅に、「地の荒神」や「地神」や「内神」などが、屋敷神

として祭られているのが一般である。

農家の家の構造は、一般的には「オモテ」「ナカエ」「ウマヤ」の三棟から成っており、「オモテ」と「ナカエ」は別棟でも二棟がつながっている二棟造りが多かった。また別に風呂小屋、かま屋、隠居などの別棟があった。隠居に対して母屋を「トジュ（本宅）」または「イイエ」ともいった。間取りは「オモテ」「ナカエ」「ナンド」「ウッザ」の田の字の四間造りが普通であった。「オモテ」は家の上座で床の間で、仏壇や神棚などを祭る場所で、また来客などを招じ入れる場所でもあった。囲炉裏は土間の入口に向かって正面が「ヨコザ」で家長の座るところ、その右が「スエンザ」または「チャノンザ」で、主婦の座るところ、左が「ナカンザ」で客の座るところ、客のない平常は家族の男の子たちの座るところときまっていた。「ヨコザ」の向かい側が「トッジイ」で、「トッ（大きい丸太）」の尻をのばすところから名付けられたものであろう。

三間続きの家では、真ん中の間を「ナカンマ」と呼んで客間は家族の寝室に使われた。

農村では昔はほとんどがかや葺きであった。大正の末年、筆者が小学校六年の時、鹿児島まで一日遠足があった。初めて鹿児島市の街並みを見たクラスの女の子が、目を丸くして「カゴッマハ、カワラケンエバッカイジャライナ」と大声で叫んだ当時の彼女の叫び声をふと思い出した。それくらいかや葺き屋根の家が多く、瓦葺きの屋根続きなど、田舎の子どもには、驚異の的だったのである。六十数年前の話である。

かやで葺いた時代は、どこの部落でも屋根葺き用のカヤを育てるための「カヤタテノ」を持っていた。かやの生育を助ける野焼きなど、部落の共同作業で行われた。葺き換え時期が一緒になると、材料のかやが不足するので、順番をきめて年々配分して屋根葺きに使われた。葺き換えをするには、専門的な技術を必要としたので、「ヤネフッドン」と呼ばれる専門職の人が、部落に何人かいた。この人を中心に「コドイ」「ハリサシ」と呼ばれる人たちが、一緒に手伝って葺き換えが行われた。葺き換え方の順序については、小野重朗氏の「永吉川流域山麓地帯の民俗報告書（一九七五年調査報告）」に詳しい報告記事がある。

家を新築する場合は、「ヂビラキ」、「ツノタテ」、「ムネアゲ」などの儀礼が行われた。昔は用材のほとんどが自分の家の山の木を用いた。「コビキ（木挽）」を頼んで立木を伐採し、用途に応じて適当の長さに切り、牛や馬に引かせて運び出した。この最初木を切る時、神酒を供え

仕事の安全を祈った。「デビラキ」は、「ドンヂ」「地突竿」を用いて、地つき歌を歌って引き綱を引いて地固めをした。また大工が材木に墨打ちをして柱を削る道具「ツノ」を打ち込むことを「ツノタテ」、この時の祝いを「ツノタテユエ」といった。部落の婦人の人たちがそれぞれに変装して踊り込んできて、大工さんたちに「ヘグロ（釜ずみ）」を塗ったり、歌ったり、踊ったりして引きあげるのが習わしであった。これを「ケンゼ」といった。のちには棟上げの時に行われるようになった。この「ケンゼ」に対して建築主は何がしかの「ハナ」を包んでその労に報いるのが例であった。棟上げには親類縁者、近隣の人たちが集まって加勢をした。棟が上がると、たる木で弓矢を組んで立て、塩、焼酎、しとぎ、銭などを供え、銭やしとぎなどを棟梁か家主が屋根の上から撒くと、下に待ち構えている子どもたちや近隣の人たちが争ってこれを拾った。棟上げの晩は、建築関係の人たちや、隣近所の加勢をした人たちや、親戚の人たちを呼んでにぎやかに「ムネアゲユエ（上棟祝）」をして祝った。

二、戦時中の生活

1　統制経済

日華事変が始まると、「非常時」ということばが使われるようになり、輸入の抑制、国産愛用の非常時経済へと移行し、やがて統制経済へと発展していった。綿製品の配給、ガソリンの切符制、醤油価格の統制、食糧品製品などの価格設定、白米の使用禁止、玄米五分づきの指令となって、日常生活の上にのしかかってきた。こうした公定価格制は、物価の値上がりを防ぎ、遂には日常生活物資の欠乏を防止しようとして生まれたものであった。しかし、生活物資は日ごとに欠乏し、衣食の生活も不自由の度を増してきた。特に出征兵士などの増加により、働き手の農家人口の減少は、内地産米の減少を来たし、外米の移入も困難になったため、特に主食の統制が厳しくなっていった。

昭和十四年九月から、月の一日を「興亜奉行日」と定め、挙国一致・尽忠報国・堅忍持久のスローガンを掲げて戦意昂揚が叫ばれ、昭和十五年十月には、大政翼賛会ができ、昭和十六年二月には、政府の協力機関としての性格をもつようになり、その下部組織としての、「隣組制度」ができた。

2　隣組制度

十戸から二十戸程度のグループで組織されたが、その上に部落があり、村行政の末端行政事務を委託されていた。物資の配給、供出、国債の消化、防空訓練、出征兵士の見送り、遺骨の出迎えなど幅広い活動をした。岡本

一平作の「隣組の歌」が津々浦々にまで歌われ、隣組制度の精神は浸透していった。部落常会も月一回は必ず行われ、戦争完遂への意志統一に大きな役割を果たした。当時筆者は折尾部落に居住していたが、戸数も極めて少なく公民館もなかったので、現在の興隆寺の前身の説教所を会場に、毎月常会がもたれた。自分たちで作詞した「常会数え歌」を歌って会が始められることになっていた。昭和十六年十二月八日、遂に米英と戦争状態に突入し、翌昭和十七年一月から「八日」を「大詔奉戴日」と定め、神州不滅、聖戦完遂のスローガンを掲げて、戦勝祈願などが行われるようになった。すべて青少年は「青少年団」に、婦人は「国防婦人会」に、兵役を終わった軍人は「在郷軍人会」に編入組織され、戦争完遂に向かって突入していった。

隣組の歌　岡本一平作詞　飯田信夫作曲

一、とんとんとんからりと隣組
　格子を開くれば顔なじみ
　回してちょうだい回覧板
　知らせられたり知らせたり

二、とんとんとんからりと隣組
　あれこれ面倒味噌醤油
　ご飯の炊きかた垣根越し
　教えられたり教えたり

三、とんとんとんからりと隣組
　地震やかみなり火事泥棒
　互に役立つ用心棒
　助けられたり助けたり

四、とんとんとんからりと隣組
　何軒あろうと一世帯
　こころは一つの屋根の月
　纏められたり纏めたり

折尾部落常会の歌

一つとや、一月一度の常会日
　喜び勇んで行きましょう
二つとや、古い考えふり捨てて
　新体制に生きましょう
三つとや、みんな心を一つにし
　お国の難儀を救いましょう
四つとや、喜び悲しみ分かち合い
　立派な常会育てましょう

五っとや、意見があったら堂々と
　遠慮をせずに述べましょう
六っとや、向う三軒両隣り
　みんな仲よく暮らしましょう
七っとや、何でもきめたらその通り
　実行第一努めましょう
八っとや、やがては平和な朝がくる
　今の難儀はきばりましょう
九っとや、国債債券みな買って
　戦地へ弾丸を送りましょう
十っとや、東亜建設築きゆく
　大事な常会育てましょう

大詔奉戴日の歌

一、天っ日の光を仰ぐおおみこと
　おしいただいて一億が
　手に手をとって感激の
　涙とともに必勝を
　誓った此の日忘れまい
二、あかつきの太平洋の西東
　御言に勇むますらおが
　万里の波濤蹴散らして
　電光石火敵胆を
　奪った此の日忘れまい
三、国こぞる力を合わせ此の戦
　戦い抜くと一億が
　命も家も何のその
　鉄をも鎔かすまごころを
　燃した此の日忘れまい
四、八紘一つの宇と睦び合い
　東亜の民の十億が
　共栄楽土謳歌する
　世を築こうと我等みな
　誓った此の日忘れまい

3　衣食の生活

昭和十六年から主食の米も配給制となり、成人一人当たり二合三勺（三三〇グラム）で、それも白米から七分づき、五分づき、二分づきと、だんだん黒くなり、昭和十八年になると、玄米となり、それに外米、高粱、甘藷、押麦、馬鈴薯などを混入した「総合配給」となった。生鮮野菜の欠乏を補充するために、切干大根や乾燥野菜などの配給があり、肉や鮮魚などの配給は途絶えがちとなった。食塩も昭和十七年には、一般家庭には月に二〇〇グラムの配給となり、昭和十九年ごろから、海岸地帯では自然製塩

が始まり、これは戦後まで続き、山間地に運ばれて食糧との交換に利用された。

昭和十七年一月二十日に、衣料も点数切符制となり、年齢、性、職業の別なく一人年間百点、但し郡部では八十点と定められた。スフ（人絹）が主となり、木綿製品を手に入れることは難しくなった。持ち合わせの着物を作り直したり、繕ったりして用を足す外はなかった。服装にも制限が加わり、男子は国民服に戦闘帽、女子はモンペ姿に防空頭巾というのが一般的な服装になった。また「ほしがりませんかつまでは」というスローガンで、子どもたちにも、耐乏生活が要求された。

4　防空演習

昭和十九年になると、空襲に備えて防空壕掘りと、防空演習、竹槍訓練などが行われるようになった。防空演習は各職場、学校、隣組などで行われ、演習に出ないと非国民呼ばわりされた。毎日新聞は、「激動二十年―鹿児島県戦後史―」と題して、昭和三十九年十一月から約一カ年にわたり、当時の世相を連載したが、第四回目終戦前夜の項で「真剣な防空訓練」の見出しで、次のように述べている。

◦「銃後を守る婦女子や老人は代用食で胃袋を満たし、ふとんがわをはいでモンペや防空ずきんを作った。子どもたちも薄っぺらなザラ紙の教科書を手に、くる日もくる日も机の下にかくれる防空訓練や校庭の防空壕掘りの連続、勉強どころではなかった。県には警防課、市町村には防空課（係）ができて本格的活動がはじまった。末端組織は隣組。十戸から二十戸を単位に、横の連絡をガッチリ固め〈民防空〉の最前線として、連日、防空、消火訓練が続けられた。」

◦「当時、町内会や運動会では〈バケツ注水競技〉があった。隣組ごとに編成された婦人チームが一定の距離をへだてた水オケに、バケツで水を投げ入れる競技で、早く、しかもたくさん入れた方が勝ちというわけ。」

◦「爆弾落下時の低姿勢をとる訓練も同時に行われた。班長がバケツの底をジャンジャンと打ち鳴らすと、老人も子どもも腹の大きい妊産婦も大地にピタリと全身を伸ばし、親指で耳をふさぎ、四本の指で目をしっかり押さえる。平和な今からみると笑い話だが、当時は真剣そのもの。戦争中の世相を反映した風俗史の一コマである。」

◦「空襲警報が頻繁になるにつれ〈灯火管制〉も厳しくなった。敵機の攻撃目標にならないように、各家庭の電灯を細長い筒状の黒布でおおうのだ。ガラス窓には

紙をはりつけ、爆撃で破片が飛ばないようにした。」

このようにして空襲が激しくなるにつれ、灯火管制も厳しくなり、天井板をはずしたり、またお涙金程度の補償金をもらって強制疎開させられたり、戦火に見舞われても延焼を防ぐための防火帯を作るために、建物はこわされた。こうして生活難、食糧難、防空訓練に追いまくられて、昭和二十年八月十五日、終戦を迎えることになった。

三、戦後の生活

1　衣生活

買い出し、ヤミ市、タケノコ生活などのことばが示しているように、戦後の生活は衣食住ともに極めて不自由な状態が続けられた。衣料も戦時中の厳しい統制でスフ混紡の粗悪なものしか配給されなかった。量も極めて少なく、やっと赤ん坊のオシメを作る程度であった。手持ちの衣料も食料に化けてしまい、着たきりすずめの状態であった。当時の標準的な服装としては、男は軍服か国民服に戦闘帽、軍靴、女は着物にモンペ、下駄、自家製の買物袋、若い女性は上衣にモンペ、ズック靴といったのが標準的なものであった。山形屋が終戦の年に、高島屋が翌年に復活したが、衣料は極めて不十分であった。

昭和二十五年にやっと衣料切符制が廃止され、洋裁ブームが起こり、洋裁学校が続々と開校した。昭和二十七年にビニールのレインコート、昭和二十九年に茶羽織が出はじめ、昭和三十二年ごろから下着ブームが起こった。翌三十三年になると、トッパーにスラックス、サックドレスなどが出回ってきたが、ナイロンなどの化学繊維時代となり、戦後強くなったのは、「女と靴下」などと言われた。

髪も昭和三十年ごろからコールドパーマが出はじめた。

また今日では普段着は洋服で、改まった時には和服を着るという傾向がみられるようになった。衣生活は戦前に比べて戦後は圧倒的に洋服着用が増加した。

2　食生活

都市部に生活している人たちは言うに及ばず、農村地帯でも非農家の人たちは、食糧確保にはひと苦労した。先の毎日新聞連載の「激動二十年」の昭和四十年一月三十日掲載分（第七四回）「食糧難とヤミ市」の記事が、当時の食糧事情を如実に伝えているので、転記して当時を偲ぶよすがとしたい。

。「米もイモもない。フスマ（小麦粉の粕で豚の飼料）をダンゴ状にまるめて焼いたものが代用食の横綱。わずかばかりの主食の配給も遅れがち。サツマイモやカ

ボチャの茎、山の木の葉をむして乾燥したものなど、ありとあらゆるものなどで胃袋を満たさねばならなかった。」

。「鹿児島、西鹿児島両駅前や納屋通りなど、街かどいたるところに、いち早くヤミ市が登場。焼け野原にガレキを押し分けて建てたバラックの小飲食店、トランクやふろ敷、新聞紙を広げた露店などがずらりと並び、早朝から人の波でごった返した。文字どおり、砂糖に群がったアリの図。ミカン、ダイコン、ニンジン、ふかしたサツマイモ、イモアメ、イモダンゴ、粗悪な化粧品やせっけん、タバコ……数は少ないが、ノドから手の出るほどほしいものばかり。」

。「売り手の顔ぶれは軍服姿の復員軍人らしい青年や幼い子を背負った婦人などさまざま。ミカンは一円で二個、イモアメは一円に四つ、せっけん一個が十円…と、目の玉が飛び出るようなバカ相場。『もう少し安くはなりませんか』と祈るような主婦のまなざしをよそに、どんな品物もあっという間に売り切れた。いくら高くても、買わなければ餓死する。衣類を一枚ずつ売って、その日の食糧を確保する〈タケノコ生活〉だった。」

ヤミ商人の暗躍でイモや米、木炭などの供出もうまくいかず、警察の取締まりも焼石に水であった。またヤミ焼酎のため、メチル患者が続出したのもこの頃であった。昭和二十一年の流行語「命散（目散）酒」になったように、メチル酒のために一命を落したり、目を潰したりしたものが数多く出た。砂糖も欠乏したので、サッカリンなどの甘味料が使われた。終戦とともに復員や外地からの引き揚げなどによる人口増加で、食糧難はますます深刻の度を加えていった。

昭和二十二年十二月には酒類の自由販売、昭和二十三年には供米も一〇〇㌫の成績をあげ、十二月には主食の配給も二合五勺になった。昭和二十五年四月からは、主食以外の自由販売が決定、昭和二十七年三月には砂糖の統制撤廃、六月には麦類の統制撤廃にまでこぎつけた。そして食生活も大きく変わってきた。パン食、牛乳、肉類、卵、果物などの消費量が増加したことも注目に値する。食品についても商品化が目立ち、食品産業の発達は、各家庭の主婦を台所から追放することになった。戦後三十年を経た今日では金さえ出せば入手できないものはないという時代を迎えた。

3　住生活

鹿児島市をはじめ都市部では戦災により多くの住家を焼失したが、本町では幸いに大きな被害は受けなかっ

た。しかし復員者や引揚者などの増加により、次第に住宅も不足がちになり、倉庫や小屋などに住んでいる者もあった。更に戦後は家族構成も夫婦を中心とするようになり、いわゆる核家族化が進み、生活様式の変化などと相まって大きな変化をもたらした。これらの要求に応ずるため、公私の住宅公社や住建会社が出現し、県内いたるところに大小の住宅団地が出現するに至った。住宅などの間取りも居間中心、仕事場中心の機能的な新しい住まいの間取りが工夫され、団らんの場を洋間形式にしたり、台所を食堂と一緒にしたりするなど、近代化しつつある。農村においても、台所、便所の改善から簡易水道の設置に至るまで、家族本位の働きやすく住みよい衛生的でしかも快適な家を作ろうという方向に進みつつあり、現に実施されつつある。

第三節　人生儀礼

一、出産、育児

一、帯祝い

妊娠三カ月から五カ月の間の戌の日に、産婆さんが来て腹帯を締める。腹帯は白木綿一反を腹に巻いた。この腹帯のことを岩田帯といった。近親者だけ集まって簡単な祝いをした。

2、里帰り

妊婦は出産間近になると、実家（里）に帰り出産したが、これは初産のみで第二子からは帰らないのが一般であった。

3、出産

昭和二十四、五年ごろまでは、自分の家で産婆（助産婦）を迎えて出産し、出産が異常であったり、難産で産婆の手に負えないときは、医師（産婦人科医）を迎えて出産をした。昭和二十四、五年以降産婦人科病院に事前から定期検診を受け、直前に入院して出産するようになった。産屋は不浄を忌み、明治以前は裏庭などで出産したらしいが、明治以降は母屋の納戸いわゆる奥座敷の暗い部屋の板の間にゴザなどを敷いて、力綱や青竹を握らせて出産を助けたという。お産が終わると、タライに産湯を入れて産婆さんが新生児を洗い産着を着せた。臍の緒は真綿でくくって切り離し、後産（アトザン＝イヤ）は床下や裏の竹藪などに埋めて犬や猫などに掘りあげられないようにした。後産を埋めた上を最初に通った動物がその人の嫌いな動物になるといわれた。

4、妊産婦の保護と禁忌

妊娠したことがわかると、重い物を持ち上げたり、転倒したり、長時間乗物に乗ったりしない程度に軽い家事

労働や畠の除草や軽い運動は奨励された。健康体の妊婦は出産の直前まで仕事をして安産する者もあった。また妊産の禁忌として、産後三十三日間は水仕事など体の冷える仕事や縫い物などの針仕事などはしないようにした。「火事を見ると赤アザの子が生まれる」、「葬式に行くと黒アザの子が生まれる」、「鴨やあひるなどの水かきのある鳥の肉を食べると水かきのような指のくっついた子が生まれる」などといわれた。

5、育児

母乳を与えることを主体とし、母乳の出ない者または足りない者は、他の女の人の母乳をもらって飲ませたり、またはミルクを溶いで飲ませたりして育てた。母乳を与えるのは一年くらいで、それまでの間にオモ湯、汁などを与え、離乳の準備をした。中には三歳ぐらいまで授乳する者もいた。最近では牛乳やミルクだけで育てる母親も増えてきたが、特に牛乳を飲ませることは老人から嫌われた。米飯は生後一年くらいから汁物と共に食べさせた。昼間はひとり寝かせたが、添い寝をして授乳することもあった。夜間はいつでも添い寝した。仕事をするときや外出のときは長い帯で背負った。玩具としてはガラガラ音のするもの、風力で動く風車、人形などを与えた。後には手に持って動かせるもの、犬や鳥や猫など動物の玩具を与えた。五、六歳から十二、三歳の兄姉のいる家庭では昼間はこれらに子守りをさせるが、また他から子守りを雇ったり、祖母などに子守りを託することもあった。大正時代になって乳母車を使用するようになった。

二、新生児

1、誕生祝いと名付祝い

誕生祝いは近親者を呼んで名付祝いと同時に行うのが一般的で、生後七日目に家長が命名していたが、近ごろは祖父母や近親者などの意見も聞いて、父母の合意によって命名されるのが普通である。また明治維新前は武士のみ姓が与えられ、平民は名のみで、〇〇門の太郎などと名前の上に門名をつけて呼んだ。明治時代までは数カ月、中には半年も経ってから届け出たり、また上の子が死んで弟がそのまま、兄の名を引き継いだりしたために、戸籍と実際の出生日と一致しないものも数多くあった。明治以降戸籍法が制定されてからは、生後二週間以内に届け出ることが義務づけられたためにそんなことはなくなった。

2、宮詣り

生後三十三日目に母親が付き添って神社に参拝し、健全なる成育を祈願した。これが終わると「ヒガハレタ」

といって産婦の不浄がなくなり、家事もその他の仕事もできるようになる。お産を実家でしたときは、お宮詣りには婚家（夫の家）から餅や宮詣りの着物を新調して、子どもを迎えに行く。

3、餅踏ませ

生後百日目に「歯がための餅」をついて赤ん坊に踏ませて、無病息災、健全な成長を祈った。

4、節句

長男、長女のみ盛大に祝いをし、次子以下は祝いも略して行うのが普通である。長男、長女の生まれた初めての正月に男の子には弓取矢を、女の子には羽子板を贈って祝う習わしであった。贈られた家では床の間に飾った。以前は数多くの弓取矢や羽子板が「ナゲシ」に並んでいる姿をよく見かけたものだが、昨今は余り見られなくなった。

三月の節句には、雛人形を飾り雛祭りをする。雛人形を「ヒナジョ」といって、現在のように内裏様などを雛壇に飾るのではなく、普通土製の人形を幾つか飾り、紅白の餅やよもぎ餅、自家製の型菓子（コレ菓子）や「セッノカン」などを供えて祝った。

五月の節句は男の節句で端午の節句ともいった。土製の武者人形を飾り、長男の生まれた家には鯉幟りを立てた。「アクマキ（ちまき）」、「カカランダゴ（サルトリイバラの葉に包んだ米の粉の団子）」を作り供える。また軒端に花菖蒲の葉を挿したり、葉を風呂に入れて「ショウブ湯」にして入浴した。菖蒲は音よみにして尚武に通ずるので、りっぱな健全な武士になることを祈ったものであろう。

三、幼児から青年まで

1、ナンカンセッ（七日節）

子どもが数え年七歳になった正月の七日に、その子の七つの祝いをする。七草粥を作り、また隣近所の七軒を子どもは晴着を着て回り、七草粥をもらって歩く。七草粥を「ナンカンズシ」「ナナトコイノズシ」と呼んでいる。

2、七五三の祝い

子どもが数え年三歳、五歳、七歳になった十一月十五日に神社詣りをして祝いをする。三、五、七歳と三人一緒に重なったときは、親戚を呼んで祝いをする。

3、入学祝い、卒業祝い

主として家族だけで内祝いをするが、時には御世話になった恩師や友人などを呼ぶこともある。

4、成人祝い

終戦前は男子は数え年十五歳になると、部落の青年団

に加入し（ニセイリ）、ニセと呼ばれ大人並の待遇、責任を与えられた。明治維新までは、士族の子弟は帯刀を許された。戦後になって「成人の日」が設けられ、国をあげて二十歳になった青年男女を祝福すると共に、成人自身の自覚を促すことになった。

5、老齢長寿の祝い

次の年齢に達したときはそれぞれ祝いをする（数え年）

還暦（六十歳）古稀（七十歳）喜寿（七十七歳）
傘寿（八十歳）米寿（八十八歳）卒寿（九十歳）
鶴寿（九十歳）白寿（九十九歳）亀寿（百歳）

四、結婚

1、結納まで

家長または父母から強制的に結婚させられ、本人同志の意思は全然認められない強制結婚というものがあった。「ナツケガシテアル」、「エングミガシテアル」、「トリアワスヨウニシテアル」、などといわれたのがこれである。仲人の持参した写真を本人や両親に見せて両家が合意して結婚する写真結婚や、仲人の取り計らいで男女を見合いさせ両親も納得して結婚する見合い結婚もある。この二つを一緒にした結果の結婚もある。また本人同志が恋愛の上両親の承諾を得て結婚する恋愛結婚が時代の流れと共に多くなってきた。中には両親の反対を押し切って結婚するケースもある。

結婚に際しては、恋愛結婚を除き仲人を立てるのが普通である。仲人のことを「提灯もち」「肝入り役」などと呼び、最近は媒酌人という。仲人は下駄三足踏みつぶすくらい、あちこち相談に走り回らないとまとまりにくいといわれた。仲人には縁起をかついでか、夫婦揃った人を依頼する習慣になっている。見合い結婚や恋愛結婚の場合でも、最近は男女当人たちや双方の親たちで話を取り決め、形式的に仲人を立てるケースが多くなった。

2、結婚

大安吉日や戌の日などの吉日を選び、両家で約束した日に婿方から仲人夫婦、両親が嫁方に行って結納の儀式を行う。昔はこれを「シュビニイク」といった。結納には、結納金（嫁の帯料）、酒、肴魚などを持参する。最近は結納品販売店で一式になった結納品と酒、魚などと一緒に持参する。結納金も時代と共に高額となり、その額も一様ではない。また従前は結納金の半額は婿方に袴代として返すことが多かったが、今日ではこの半返しはしないで、嫁方から婿方へ洋服や反物などを贈ることが多くなった。嫁方では料理などを作って接待する。結婚式や披露宴などの日程、会場、接待客などについて、具体

的な話し合いをする。

3、結婚式と披露宴

昔は結婚式を「ゴゼムケ」、「ゴゼンケ」といった。「御前迎」の意であろうか。大安吉日、戌の日が特に選ばれた。申の日は去るに通ずるというので嫌われた。これは今日でも同じだが、最近は招待客の都合などを考えて日曜や祝日などの休日が選ばれることが多くなった。昔は仲人夫婦が婿及び両親を伴って嫁方に嫁迎えに行き、嫁は花嫁姿になって待っていた。嫁方では客を接待しそれが終わると、仲人や婿方の案内で嫁方の親戚と共に婿方へ行く。昔は自動車の便もなかったので花嫁行列で行った。途中青年たちが木の丸太や牛車などを途上に横たえて、嫁入り妨害をすることもあった。花嫁見物に沿道や婿方の庭などに沢山集まったものだ。嫁は婿方に着くと表縁から表座敷に通り、仲人の指図によって三三九度の盃を済ませると、花婿花嫁を上座に据え、両家の親族一同着席して仲人の挨拶、来賓の祝辞、親族の紹介が簡単に行われた後、宴に入りにぎやかに歌や踊りで祝った。花婿も花嫁も衣装の色直しなどもなく、勿論今様のケーキの入刀や花束贈呈などもなかった。現在のように旅館やホテルや結婚式場で行うようになったのは十数年来のことである。式、披露宴共に自宅で行われたので、当日は近隣の主婦や子どもたちが花嫁見物にわんさと訪れた。また花嫁の道具一式は式の前日または当日に牛車などで運び込まれ、隣近所の主婦たちや親族の者たちが「花嫁んイショ見」といって、集まってきてたんすの中まで開けて見るものであった。式が終わって二、三日中に親類回り、里帰りをした。結婚に関する諺を挙げると、次のようなものがある。

- 結婚式は大安か戌の日がよい
- 申の日、三りんぼ、仏滅の日は避けよ
- 嫁女はなかえん隅んから貰え
- 嫁女ん仲人は下駄三足踏んくやせ
- 生き別れには行たてん死ん別れいな行っな
- 嫁女と肥えじょけは尻いを叩っ叩っ使え
- 畳とうっかたは、新けほどよか

五、死喪

1、逝去

死を確認したら近親の者が口中や唇を脱脂綿に水を浸して拭いてやる。着物の襟を左前に合わせ、北向きに寝かせ、顔には白布を掛け、枕上に線香、ろうそくを立てて合掌礼拝する。また掌を組ませ数珠をかけてやる。近親者は葬儀の前夜まで夜通し故人の枕頭に座して、在りし日を偲びながら成仏を祈る。（お通夜）また寺やお伴

役に死を報告し、簡単な読経をしてもらう。これを「駈けつけ」といった。

2、葬儀の話し合い

死人が出たら「オンボ組」（隠坊組）即ち小組合または葬儀のとき手伝う人々の組「無常講」ともいっている人たちが集まって葬儀の日取りや仕事の分担などを決めた。日取りは友引の日は避け、また遠方にいる近親者の帰郷の都合などを勘案して決めた。昭和四十年後半から共同納骨堂方式に改葬されたことと、葬儀社を利用することになったため、仕事の内容が限定されることになったが、参考までに従前と現在について記すと次の通りである。

従前	現在
①近親者への連絡―二人を一組にして使者を出し連絡し、遠方には電報で知らせた。	①最近ではほとんどの家で電話が開通したので、遠近を問わず電話で知らせるようになった。
②医師の死亡診断書受領。	②現在も同じ。
③役場への手続き―死亡届や埋葬許可の受領	③現在も同じ
④寺への連絡―葬儀の期日・時間の打ち合わせ	④現在も同じ
⑤葬儀社への連絡―なし	⑤葬儀社への連絡―諸打ち合わせ（火葬場への連絡も）
⑥諸買物―棺桶、霊屋、墓標、白布等	⑥葬儀社が一切を準備する
⑦弔旗、提灯、草履、前ヂョツ、棺かつぎ用の棒やくくる縄など。	⑦納骨堂式に改葬されたため一切不要になった。
⑧池掘り―数人がこれに当たった。	⑧火葬になったため不要になった。
⑨料理の材料集めと購入	⑨現在も同じ。

3、納棺、出棺、埋葬

現在では葬儀社が一切を取り仕切ってくれることになった。僧または伴僧の読経で「枕はずし」が行われ、死体をきれいに拭き清め、新しい白衣に着せ換えて納棺する。土葬のときは、座棺（丸い桶）が多かったが、現在では火葬になったため、箱型の寝棺に改められた。両手に数珠を掛け、家族の爪、毛髪を入れた袋と茶袋を首に掛けさせて納棺し、仏壇の前に安置する。告別式は現在では葬儀社の進行により僧侶によって執行される。告別式終了と同時に、身内の者一同最後の別れをし、供花の花を摘んで顔の周囲などに供え、最も身近な者が石で

蓋の釘を打ち込む。親族の手に依り表縁から出棺し、土葬のときはお守り役の人たちによって墓地に運ばれ、池に埋葬し、土をかぶせ、墓標を立て、更に霊屋をかぶせ、弔旗を立てて埋葬を終わった。花筒は自分の家の他の墓のものを借りて立てた。土葬時の葬列の順序は大体次の通りであった。

①たいまつ—②弔旗—③提灯—④花筒—⑤草履—⑥杖—⑦前飾(マエジョク)—⑧位牌—⑨墓標—⑩棺—⑪近親者—⑫霊屋—⑬一般参列者

土葬時の池はたて穴、深さ二㍍から三㍍、直径一㍍から一・五㍍ぐらいの円筒形であった。棺を埋めてから、親族の者が一握りずつ土を棺の上に落とし、あとは加勢の人たちで埋没した。今日の火葬では、葬儀者の霊柩車で火葬場へ運び、火葬が終わると骨を拾い、つぼに納め、納骨堂に納める。埋葬あるいは納骨が終わったら、参列者一同線香をあげて帰る。家に着いたら門口で塩、水で清めてから家にあがる。門口に竹箒を横たえて、その上をまたいで家にあがる風習のところもある。

4、忌明け

三日目には三日供養をする。また七日供養といって七日ごとに供養をするが、初七日（初回）と四十九日（最終回）は自宅で、二回から六回までは近親者で順番を決め、寺に詣り供養をする。四十九日は四十九日供養といって自宅で近親者が集まって僧侶を招き供養する。更に満一年目に一年忌、二年目に三年忌、六年目に七年忌、十三年目、十七年目、三十三年目に供養を行い、五十年忌で忌は終わる。

5、墓地

大部分は共同墓地であるが、中には個人墓地もある。親族は大体一かたまりになって個人ごとに墓石を立てた。個人ごとの墓石が増加してくると、墓地との関係で、「寄せ墓」にして、「〇〇家祖先代々の墓」と刻んで墓石を建てたりした。また縁故者のない墓を「無縁墓」といってみんなで花香をあげた。昭和四十年後半から共同納骨堂の改葬が進み、本町でも既に二十七カ所に共同納骨堂が完成した。また各家ごとの納骨堂の改葬も行われている。最後に死葬に関する諺を掲げると次の通りである。

◦ふくろうが夜鳴いたら、死人が出る。
◦一つ家から二人の死人を一年の内に出した時は、「ワラッゴロ」に紙を貼って人の代わりに埋めるとよい。
◦三人一緒に写真をうつすと真ん中の人は早く死ぬ。
◦死人に涙を流すな、三途の川は渡れない。

◦出棺は表縁から出し、あとは藁で内側へ掃け。
◦長寿の人の弔旗を身につけると、長生きする。
◦烏が群をなして鳴き回ると、死人が出る。
◦野辺送りの途中で棺をおろすな。
◦墓でけがをすると、なかなかなおらない。
◦葬式の帰りには人の家に立ち寄るな。
◦喪中には神社詣りや祝いごとは遠慮する。
◦地火の日に植えた米は葬式の米になる。
◦閏年（ヨイ月）には墓を立てるな。
◦一ぺ飯（め）しや葬式の時だけ。
◦北向き寝んな。
◦葬式の旗を褌にすれば身が強い。
◦死人のつけ（使者）は提灯を持って必ず二人で行け。
◦友引と仏滅に葬式を出すとまた誰か死ぬ。
◦晩に爪を切れば親の死ん目に遇わん。
◦夕方に花をとると、親が死ぬ。

第四節　子どもの遊び

明治、大正、昭和と時代の目まぐるしい変転と共に、子どもの遊びも変わっていった。昔は大自然の中に溶け込んだ創意工夫に満ちた素朴な土臭い遊びが多かったが、現在の遊びは都会的な画一的な遊びへとすっかり変わってきた。遊びの内容も近代化し、ソフトボール、バトミントン、プラモデル、トランプなどほとんど商品として売られている物を使っての遊びへと変わってきた。明治、大正時代の遊びは今日に比べると、自然にあるもの、木や竹などを使って自分たちで工作したものを使っての遊びが多かった。作る過程でどういうものを作るかの設計、材料の選定、用具の使い方、完成したときのよろこびなど遊び以前の得るものが多かった。ときには親や大人たちのアドバイスを受けたり、手伝ってもらったりすることもあった。遊び方も自分たちでルールをきめて遊んだ。子どもたちにとっては、遊びを離れて生活はなく、遊びが生活そのものであった。この遊びの中でおのずと社会生活の訓練をし、またいろいろな機能の訓練も培われていった。夢中になって全身全霊を打ち込んで遊んだ子ども時代の訓練がやがて大人になってから自分の仕事に本当に打ち込めるような人間になる重要な基礎となるものである。本節では、明治、大正期の遊びの中から一般的なもの、代表的なものを幾つか掲げることにする。最初に主として男の子の遊びを挙げることにする。

一、たこあげ

羽根つきが女の子の正月の代表的な遊びであるのに対して、たこあげは男の子の代表的な遊びである。一年の遊びは先ずたこあげに始まる。たこあげは必ずしも正月に限られた遊びではないが、大体冬間の遊びである。昔から今日まで衰えることなく続いている魅力は一体どこにあるのだろうか。このことについて唐沢富太郎著「教育博物館・解説篇（昭和五十二年一月発行所ぎょうせい）」に次のように述べてある。「このたこあげが男子の遊びとして永く続いている理由として小高吉三郎は『習慣的に一定の期間を限られているということ―言葉を換えていえば、来るべき次の季節を憧憬的に待ち焦れるということが、興味を呼ぶ最大の力である』とし、さらに本質的には男子の心の中に根強い『競争意識あるいは対抗意識を挑発する本能の力である。』と指摘している。」更に筆者（唐沢富太郎）の経験からたこあげの効用について次のように述べられている。

「大空を仰ぎながら遊ぶたこあげによって、男の子は雄大な気持ちを培われる。風に吹かれてぐんぐん昇ってゆくたこは、いくら糸を伸ばしても決して天まで届くことはないのであって、このことを通して子どもたちは宇宙の大きさを身近に感じとるからである。また逆に天空高く舞い上がったたこの糸をたぐる時には、巻けども巻けどもなかなか降りてこないものだが、このことは子どもたちに、どんな大きなことも途中であきらめないで、最後まで着々と努力を積み重ねることによってしか成就しないものだということを感じさせるであろう。」まことにうがった見解であると思う。更にその効用について次のように見解を述べてある。「たこあげは、子ども自身が〈ため糸〉を調節したり、尾の長さで重心の位置を調節したりしなければうまく上がらないものであるから、子どもたちに工夫することの大切さを教えることになる。またどんなに高く上がったたこも、細い一本の糸によって子どもと結びついているので、子どもはたこの主人となって、自分の意志を直接的にたこに伝えることができるのである。」最近はいろいろの種類のたこが商品として市販されているが、自ら作ることのよろこびを体験させようという試みがあちこちでなされるようになったことは喜ばしいことである。

二、竹馬

方言では「サンゲシ」または「サンギシ」と呼んでいる。「竹馬（ちくば）の友」ということばがあるように、竹馬は古くから子どもたちの生活と深く結びついている。竹馬の歴史は古く平安時代にさかのぼるといわれている。しかし、その頃の竹馬は笹の葉のついたままの生竹にまた

がって、これを馬に見立てて遊ぶ簡単なものであった。今のような竹馬は室町以後であろうといわれている。江戸時代でも依然として生竹にまたがった竹馬遊びが流行していたという。この二種のほかに「春駒遊び」というのがあって、馬の首から先の形を作ったものに竹の柄を差し込みこれにまたがり走り回る遊びであったという。

最近子どもたちに竹馬（サンゲシ）の作り方を教え、昔の竹馬遊びを味わわせようという試みが企てられていることは時宜に適した試みといえよう。竹馬遊びの効用について前出の唐沢富太郎は「竹馬は早く大人のように大きくなりたいという子どもの願望があらわれているものといえよう。高いところに上がって歩くことは気持ちを昂揚させ、大人のように大股で歩くことによって優越感を味わわせているのである。」と述べている。この竹馬を上手に乗りこなすには、練習もさることながら、先ずもって自分の身長との関連で、ちょうどよい高さに足を取り付けるようにしなければならない。またそれがずり落ちないようにしっかり固定しなければならないので子どもたちに工夫する力を養成するのに大変効果があった。普通足の高さは二〇㌢から三〇㌢ぐらいの高さで、熟練すると足がかりを一㍍程の高さにまで上げて曲芸まがいのことまでできる子どもたちもいた。

三、竹とんぼ

孟宗竹などを長さ六㌢ぐらいに切り、プロペラ型にうすく削り、その中心部に細い竹の軸棒を固定させて、その細い軸棒を両手でぐるぐる回して放し上げると、その勢いで高く飛んで行く。掌の代わりに軸棒を紐で巻いて竹筒の中に入れ、紐を引っ張ると更に遠く高く飛ぶ高級なものもあった。これを作るには竹を薄く削ったり、左右のバランスがよくとれるようにするなど、相当な細かい技術を必要とした。また柄をつける代わりに中央に二つの穴をあけ紐を通し、両方の指にかけぐるぐる回しひねりを入れ回すと、ブーンブーンと快い音を立てて回す遊びもあった。

四、鉄砲

これには、水鉄砲、紙鉄砲、木の実鉄砲など、込める弾丸の種類によっていろいろな呼び名の鉄砲があった。水鉄砲は三〇㌢程の長さのキンチク竹の先端の節に小さい穴をあけ、押し上げる棒の先には布ぎれを巻いて作った。この棒を手前に引いて水を竹筒の中に導入し、押すと先端の穴から水が飛び出すという仕かけで、一五、六㍍はゆうに飛んだ。紙鉄砲の材料にはニガ竹を使い一七、八㌢の長さで和紙などの柔らかい紙を濡らしたものを手元につめ、空気の圧力を利用して飛ばすものであっ

た。ポンと軽い快音を発して弾が飛び出すのがとても楽しいものであった。木の実鉄砲は紙だまの代わりに杉の実や檜の実を弾に使った。

五、こま

こま回しはたこあげと並んで男の子の遊びとして見逃せない遊びであった。指先で回すマテガシの実を使った木の実ごまから木を材料にしたもの、竹を素材にして作ったものなど、形も大きさも様々であった。木の材質は椿などが最もよいとされた。こまの足には先を尖らせ釘などを打ち込んだ。麻紐などを使って回したが、紐の巻き具合やそれを地面に向かって投げる角度、力の入れ具合、紐の引き方の要領などによってその回り方が違った。子どもたちは何度も繰り返すうちに、自分に適した最もよい方法を自ら発見した。こま遊びにはいろいろな遊び方があったが、〈けんかごま〉と〈回転の持久時間を競うもの〉が代表的な遊びであった。けんかごまは、二つのこまをぶっつけ合い回転の速い方が遅い方を倒して勝負を決める遊びであった。また棒の先につけた布片や麻紐などで回転中のこまをたたいていつまでも回して遊ぶ方法もあった。熟練すると、こまの綱渡りなどもできるようになる者もいた。直径三、四㌢程の真竹の筒を使った竹ごまが、村の縁日などで売られていたが、ウオーンとかウウーンとか快音を発して回るのが、男の子たちにはとても人気があった。「ヒッゴマ」といっていたようだ。

六、ネン打ち

直径二、三㌢、長さ三〇㌢ぐらいの細い木の棒の先を削って尖らせ、それを柔らかい土に向かってはっしと投げて立てる。相手の立てたネンを倒せば勝ちになる。そのとき自分の立てたネンも立たなければ無効になる。筆者など五、六年の頃、七、八本のネンを縄でしばり登校の途次田んぼの草むらに隠して置いて、下校時学友たちと稲刈りあとの田んぼでネン打ちに興じた思い出も懐かしい。ネン打ちは危険が伴うので、お互いに念を入れて周囲に気を配りながら安全を確めて打ち込んだものだ。何といっても腕力のある者が勝率が高かった。また木の代わりに五寸釘などを使って地面に立てる方法もあった。

七、カッタ打ち

〈カッタ〉の語源はポルトガル語の〈カルタ〉だという。メンコとも呼んでいる。平らな地面や板の間などでする遊びで相手のカルタをすくったり、引っくり返したりすれば勝ちになり、勝った方は相手のカルタを自分のものにすることができる。これを「ホンコ」と言った。

カルタは円形で、為朝、清正、信玄といったような武者絵が色鮮かに描かれており、強そうな武者絵のカルタにロウソクのロウを塗ったり、油をしみ込ませたりして子どもなりに強化策を工夫したものである。あまり熱心になり過ぎるとギャンブル性があるというので、学校内では禁止されている場合が多かった。大きいのは直径一二㌢小さいので四㌢ぐらいの大きさであった。いかめしい武者絵の中に〈げいしゃ〉〈ごしんぞう〉などの女人のカルタなども混じっていた。これらのカルタはほとんど店で買った。前の日に負け込んでそれを取り返すために夕方まで打ち続けて、翌日は肩が痛んだり、腕が自由に上がらなくなるまで打ち続けたものである。また百枚ぐらいずつ紐でくくって幾束になったなどと自慢するものであった。

八、ギッチョ

長さ一〇㌢から一五㌢ぐらいの樫などの丸太（直径二、三㌢ぐらい）の先端を斜に四、五㌢切り、地面につく部分を平らに削って舟型に作り、長さ二〇㌢前後のバットを作り、ギッチョの頭をたたいてギッチョが跳び上がって空中で回転している間に素早く打ち出して、その跳んだ距離を競う遊びであった。バットの長さはそれぞれ長短があり、測るのには短い方が有利、打つのには長い方が有利であった。また別の遊び方にたたいたギッチョが空中にある間に、二度または三度とバットで受け止めてから打ち出して、空中でのたたき数を競う方法や、バットを膝の下に入れてギッチョの頭を叩きバットを抜いて打ち出す方法などがあった。この遊びは主として秋から冬にかけての戸外遊びで、県下のどこでも行われた遊びであった。

九、イッサンマネ

戦争ごっこのことである。男の子の遊びの行動範囲は極めて広かった。学校が退けると、現在のようにテレビもなく、またやれ学習塾だ、ピアノのけいこだ、習字のけいこだと追い立てられることもなかったから、土曜、日曜などと関係なしに五人、十人と三三五五悪童どもが相集まって、二手に分かれて山野を戦場と駆け回り〈イッサンマネ〉に打ち興じた。靴もあまりない時代だから素足か、せいぜいわら草履で山坂を駆け上がり駆け下り、「泣こかい飛ぼかい泣こよっかひっ跳べ」と崖を跳び下りたりして最後は白兵戦のチャンバラ、取っ組み合いで終戦。戦いすんだあとは夏は山桃チギイ、秋はウンベチギイ。ピ（いばら）でかかじい切った傷を土産に家路を急いだ。

一〇、ハマ投げ

直径五、六㌢ぐらいの木の輪（ハマ）を地上に転がすようにして投げ、それを先がくの字に曲がったスティックで打ち出し、相手側から打ち返してきたハマをまた打ち返す勇壮な遊びで、「今様ホッケー」とでも言ってよかろう。また今日流行のゴルフの前身とでも言えようか。いかにも薩摩人の気質に合致した勇壮にして素朴な遊びであったが、この遊びを経験した人はごく少数になっているのではなかろうか。鹿児島市あたりでは年輩の方々が保存会を結成して実演して昔を偲んでおられるようである。

一一、笛

「麦笛」「柴笛」「竹笛」「ヒヒ笛」「イスの実笛」と、音の出る材料によって、それぞれの名前で呼ばれた。麦笛は麦の黒穂を抜いてそれを吹くと、ピイピイと音を出した。柴笛は榊や南天の葉などの若い葉を唇に当てて吹くときれいな音色を出した。口笛もあったが家の中では吹くものではないと教えられていた。竹笛はニガ竹を短かく切り、先の方を少し割って笹などを割ったところにはさんで吹くとかん高い音色を出した。ニガ竹の代わりに葦に割れ目を入れて吹くとヒイヒイという音を出すのでヒヒ笛と呼んだ。またイスの木に奇妙な実のようなものがなることがあるが、これに穴をあけて吹くといい音を出した。日向ぼっこをしながら小刀で表皮を削り取って真白くしてよく吹いたものだ。

一二、風車や水車

画用紙などの厚手の紙や竹の皮などで作って棒の先に挿して走ると、クルクル回って楽しく遊んだ。水車の材料はくちなしの花をよく使った。細い竹の棒に挿して小川の流れなどに持って行って水中に浸すと、花片が水を受けてクルクル回るのを楽しんだ。また笹舟を作って水に浮べて遊んだりした。

一三、ギッタ弓

ゴム銃のことで、ゴムのことを「ギッタ」と呼んだ。ゴムまりのことは「ギッタマイ」といった。弾力性に富んだゴムのことをギッタと呼んだ。Y字の堅い木の枝を見つけて適当な大きさにし、股の両端にギッタ管（くだ）をしっかり固定して結びつけ、その中央に布か皮を取り付け、その布か皮のところに小石か木の実などを、はさんでグーンと強く引っ張り、弓を引く要領でパッと手を離すと小石や木の実は勢いよく遠くまで飛んでいく。すべて手製であったが、のちには店屋で商品化されたものが売られるようになった。

一四、輪回し

不用になった自転車のリームを使ったものを「金ん輪」桶などにはめてあった古い竹の輪を「竹ん輪」と呼んだ。竹の棒や先が二股に分かれた竹の棒などで巧みに操作しながら広場や道路などを走り回る極めて活動的な遊びであった。今の子どもたちはほとんどこれで遊ばなくなった。現在では運動会などの競技に用いられる程度になってしまったが、要領よく回せないようである。

一五、石けいと瓦けい

瓦の角を丸く皿のようにすり潰したものや、平たい石などを、地面に描いた幾つかの円に次から次へけって入れるという簡単な遊びであったが、結構競争意識をかき立てる面白い遊びであった。男女共同の遊びで「ケイダシコ」とも言っていたように思う。

一六、ミッヂャビィ

水浴び即ち水泳のことである。昔はプールなどという便利なものはなかったので、川の少し深いところやよどみなどで水泳をした。特に本町には大きな川も海もないので、まともに泳ぎのできる適当な場所は皆無に等しかった。それでも子どもたちは子どもたちなりに、ちょっとした渕や深みを見つけて、友だちを誘い合って泳ぎに行った。昔は農薬などの心配もなかったので、親たちも泳ぎに行くのを黙認していた。また夏間たまたま海などに連れて行ってもらった折などに、海水浴をするという程度であった。泳ぐ場所や機会に恵まれていなかったために、本町の子どもたちは泳ぎは極めて未熟であり不得手であった。今日ではプールが普及し、町内各学校とも近代的プールが完成し、その恩恵に浴するようになった。指導者の適切な指導により、日置地区管内でもトップクラスの好成績を上げるようになった学校もある。今の子どもたちは幸せという外はない。

一七、小鳥や虫とり

ヤンモチの木の皮をはいで水に浸して石でたたき粘り気のあるヤンモチを作り、これを細い竹竿の先に巻きつけてトンボを捕えたり、ハナシ（目白）を捕えたりした。また捕えた小鳥を入れる鳥籠も昔はみんな自作した。孟宗竹を必要な長さに切断し、細かく割ってわく竹や小さい串を沢山削り縁先や庭先で夢中で工作した思い出は懐かしい。わく竹に串をさす穴を開けるろくろも自分で作った。籠の上にオトリの小鳥を入れる「オトシカゴ」も自分たちで作った。オトシカゴを使って捕える方法は今も行われている。ヒヨドリやツクシを捕える方法に次のような方法があった。山の適当な木と木をかずらでつなぎ馬の尻尾をわさに吊るし、その下にせんだんの実や

榊の実などをくくりつけておびき寄せて、わなにかかった鳥を捕える方法であった。また畑の粟などを目がけてくる「目白」や「ノシコ」などを捕えるには自製の網を用いた。細い木をU字形に曲げ「ヘットカズラ」で網状に組み、この網のかぶる程度の穴を掘り、穴の中に粟の穂などを入れ、小鳥が触れるとはじけて網がかぶさるような仕掛けになっていた。また雀はわら屋根の軒端に巣を作り卵を産みひなをかえすので、長い梯子をかけて卵をとったり、ひなを捕えたりした。秋になると、草むらに鳴く鈴虫やくつわ虫などを捕えて、麦殻などで作った自家製の虫籠に入れて音色を楽しんだ。長い竹竿の先につけた袋や鳥もちで鬼やんまなどを追っかけた思い出も懐かしい。またうちわ片手にくら闇の中に青白い光を明滅して飛び交うほたるを追っかけた夏の夜の情趣もひとしおであった。

そのほか戸外遊戯に陣取り、かくれんぼ、相撲などがあった。

次に女の子の遊びとして代表的なものを幾つか掲げることにする。椿の花を幾つも幾つもつないで首にかけたり、彼岸花の茎をうまい具合に互い違いに折り曲げて数珠の形にしたり、春の野原に出かけて「オネッコヤンブシ（おきなぐさ）」を摘んだり、田んぼのれんげの花を摘んで花束を作ったり、女の子には女の子らしい優雅な遊びがあった。

一、羽根つき

正月前後の女の子の代表的な遊びの一つであった。羽子板もあり合わせの板きれで作ってもらってこれを使った。羽根は「モクヨ」の実を拾ってきて、鶏の羽根などを挿し込んだものを使うのが普通であった。

二、まりつき

女の子のお正月のお年玉は大抵花模様のついた「ギッタマイ（ゴムまり）」であった。また花下駄もその一つであった。まりの大きさもいろいろで、大きいものは現在のバレーボール大のものもあったが、普通はテニスボール大であった。またまりつきの方法もいろいろあり、歌がつきもので、まりのつき方によって歌われる歌も異なっていたようである。歌の代表的なものを記すと次のようである。

「大黒様という人が
この国の神ならば
歳をとられた王様が
一貫からって　ヨーヤサ」

「一かけ二かけ三かけて

四かけて五かけて橋をかけ
橋のらんかん腰をかけ
はるか向こうを眺むれば
十七、八のねえさんが
花と線香を手に持ちて
ねえさんねえさんどこへ行く
わたしは九州鹿児島の
西郷隆盛むすめです
明治十年戦役に
切腹なされた父上の
お墓参りに参ります
お墓の前で手を合わせ
南無阿弥陀仏と拝みます」

三、お手玉

これも女の子の代表的な遊びの一つ。ジュズ玉の実や大豆などを入れたものを母や姉たちに作ってもらった。二つ玉から三つ玉、四つ玉と上手になるにつれて、お手玉の数を増やしていった。このお手玉にもまた歌が伴うものであった。

「ひとふたチョノジョ
まんどでとお
十で二十、二十で三十
三十で四十、四十で五十
五十で六十、六十で七十
七十で八十、八十で九十
九十で百（ひゃ）ーく
これで一貫　貸しました。」

四、おはじき

「ハジッコ」と言った。次に述べる「アヤトリ」と共に女子の室内遊戯として長い歴史を持っていると言われている。小さなおはじき玉を畳や板の間などにばらまいて、おはじき玉と玉の間を触れないように指先を通し、一つの玉を片方の玉に当てると自分のものになる。指を通すとき玉に触れたり、はじくとき他の玉に当たったりすると無効になる。店屋で売っている平べったいガラス玉（ビー玉）を買って使った。昔は「指石（キサゴ）といって、初めのうちは小石やキシャゴの殻を使ったという。この単純な遊びが衰えることなく人気を保ち得た理由として、道具が簡単であること、幼い女の子たちの指先の訓練によいこと、取った数を数えることによって、数観念を遊びながら体得することができることを、唐沢富太郎の教育博物館は挙げている。

五、あやとり

輪にした一本の紐に指をからませたり、ひっかけたり

して綾にとり分けて遊ぶ遊びである。いつごろから始まったものかはっきりしないが、少なくとも江戸時代ごろから今日まで生き続けてきた女の子の室内遊戯だろうと言われている。一人でも二人でもできる遊びで、二人向かい合ってあやとり遊びをしていろいろ変化していく形を楽しんでいる姿は、ほほえましい情景である。

六、セッセッセッ

ふたりで向かい合って両手を突き出し、掌と掌で押し合いをして一方の脚が動けば負けとなる。

第五節　講

一、講の意味と分類

「日本民俗資料事典」には、講の意味を、(ア)、最初はお経を講義することを指した。(イ)、次にはお経を講義する集会（法会）を言った。(ウ)、更に同じ信仰で結ばれる人々の集まりを指した。(エ)後には信仰とは無関係の単なる同志の団体も講と呼んだと記してある。

今、講を発生的にみて、(1)信仰集団としての講、(2)それ以後の講とに分けることにする。

(1)　信仰集団としての講は、その性質から更に(ア)と(イ)に分けられる。(ア)は有力な神社、寺院の各宗派がその崇敬者（氏子、門徒、信徒）を広げるため組織した講（例えば神道では、お伊勢講その他、仏教では浄土真宗の報恩講その他）この場合にその講の人々を講中とか講員と呼んでいる。(イ)は地縁的に地域集団的に、成立している民間信仰的講（例、ある地域の水田耕作農家全部で祭る田の神講）、更に分けて生産的講（田の神講）と職業的講（大工、きこりの大師講など）に分けることもある。

(2)　それ以外の講とは、ある小組合（今の自治公民館）内で、不幸があり葬式をする時、全員がお米や野菜などを持ち寄り、調理したり、その他の手伝いをする無常講（もじょこ）その他がある。

二、講のやりかた

共通している点は、講に加わっている地域集団の各戸

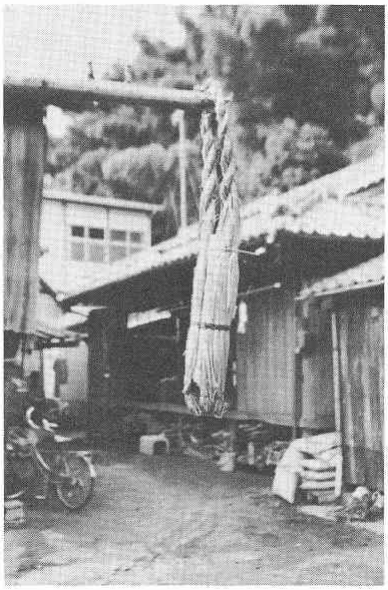

松元下の講帳の入ったワラット

が輪番で座元（宿）となり、講を開く座敷を提供することである。また各講に、「主取い（ぬしどい）」または「頭人（とうにん）」と呼ばれる人（普通一回に二〜三人）がいて、生鶏などを料理したり、会計の処理をしたりする。米は各戸から持ち寄り、焼酎、料理材料等は座元で取り揃え、諸経費はあとで精算している。講は夜開くのが普通で各戸から一人、地域によっては全員が出会するところもある。まず講で祭る神や仏などの画像を床の間の壁にかけ、その前にできた料理その他を供えて祭り、あとで酒宴となる。


入佐新村の田の神帳

各講には講帳があって講の開かれた年月日、座元名主取名、出席者名などや、購入品名やその値段、申し合わせ事項などを記入してある。講帳は竹筒の中に収めたり、また前頁の写真のように、ワラツトの中に入れて次の座元へ申し送りに便利なように工夫して、上部を練り合わせて柱にかけられるように工夫してあるのも生活の知恵といえよう。なおワラツトの長さは五〇㌢直径は七㌢程である。

三、松元町に現在残っている講

前に一の(1)で述べた信仰集団としての講の中の(ア)「神社や寺院の宗派拡張のための講」よりも、(イ)「地縁的に地域集団的に成立している民間信仰的講」の「それ以外の講」が多い。また神仏への信仰よりも慰安、娯楽、情報交換等の色彩が濃厚である。また以前は別々に行われていた講もまとめて秋の収穫後に行っている。これは昭和の初めの生活簡素化運動の影響だと言われている。まとめて実施中の例として、福山上の迫田地区では「油講」の呼び名で「お油講、お日待ち講、お田の神講、お山の神講」を旧暦の十月十五日に、また松元下地区では、「産土講」の呼び名で、「産土講、水神講、無常講」を旧暦の十月五日に行っている。また講の意味が薄れた人は、講を六月燈と混同して考えている人もいる。

もち論、現在の高齢者の方々が語られるように、本町が旧伊集院郷の一部であった時代（明治二十二年五月まで）、上伊集院村と称していた時代（昭和三十五年三月

講名	実施中の地域名と実施日
1 田の神講	松元校区、東昌校区、春山校区の全地域は旧十月の最初の丑の日、春山寺脇の森園上、下、石谷の六カ所は旧十一月最初の丑の日
2 庚申講	春山馬場の上の馬場は旧一月初の申の日、下馬場は旧十月初の申の日、芝原は新二月の第二の申の日、春山桟敷原一、二組は一月の第二の申の日と旧十二月の第一申の日、春山井の尻は旧一月の第一申の日、春山桟敷原は新一月九日、四元は旧十月最初の丑の日。
3 油講	福山上の迫田地区は旧十月十五日、春山寺脇は旧十月十五日、柿元は新十月十五日、四元は旧十月の最初の丑の日、福山下松が迫は旧十月二十日、春山馬場は旧一月十五日、四元前は新十二月十五日。
4 無常講	田原春は旧十月第一丑の日、松元下は旧十月五日、福山中の外園は旧九月十五日、福山下松が迫は旧九月十六日、入佐全部と福山迫田、その他は葬式の時。
5 山の神講	福山上、迫田は旧十月十五日、田の頭は新五月九日。
6 産土講	松元下は旧十月五日、田の頭は新五月九日。
7 報恩講	入佐全部、新十二月（各寺院で行うのは除く）
8 秋葉講	入佐全部、春と秋の彼岸
9 お伊勢講	春山桟敷原上通りと下通り、新一月十一日と十一月一日
10 水神講	松元下、旧十月五日
11 お日待ち講	福山上、迫田、旧十月十五日
12 そば講	石谷六カ所、新十二月十日

末まで）には、現在よりももっと多くの講（二十三夜講、血出し講、地蔵講その他）があったはずである。

上の表は、昭和五十七年十二月一日現在、本町で実施中の講を実施率の多い順に挙げたものである。地域名下の月日は講の実施日である。

なお、現在本町で行われている講について、その意味とやり方を述べると、次の通りである。

1　田の神講

各地域の水田耕作農家が、その地域内にある「田の神さあ」（町内では昭和五十八年現在確認十二体）に今年の豊作を感謝し、来年の満作を祈るもので、講の当日、講元でついた餅に、十三粒の小豆を付け、それを長さ一・五㍍程のコサン竹に吊し、田の神さあの前に立て、謹んで「田の神どんどんよ、一升まき十三俵、米ができもんごっ、メョウメョウ」と唱えて祈る（以上は入田の田の神祭りの例）。春山森園では、餅やモミガラを入れたワラツトを、田の神さあの体に幾重にも巻きつける。

2　庚申講

神道では猿田彦大神を、仏教では青面金剛を祭る。中国の三尸の説によると、尸とは人間の体内にいる虫の名で、この虫は人間の早死を望んでおり、カノトサル（庚申）の日の夜、人が眠るとその人の体内から抜け出

し、天帝にその人の悪口を告げ、その死を早めるという。そのため、十干のカノトと十二支のサルが六十回目ごとに回ってくる晩は、庚申講をして徹夜するのだという。

3　油講

農家の女の人たちが油絞り（菜種油、椿油その他）をして、仲買人に売った残りを持ち寄って、現金に換えて慰安の会を開く。

4　無常講

同じ地域内から死者が出た場合のため、以前は稲の収穫時期に米を各戸から講元に持ち寄り貯蔵していたが、今は葬儀の日に米を持ち寄っている。

5　山の神講

山の神は大山祇命、または木花咲耶姫で、山仕事をする人が、正月、五月、九月の十六日に座元に集まって、この神を祭って山仕事の安全を祈る。

6　産土講

自分の生まれた土地の神（鎮守の神）に感謝する講

7　報恩講

浄土真宗で、宗祖親鸞上人の御恩に感謝して、集まって上人の御肖像画などを掲げ、念仏を唱える集まり。

8　秋葉講

静岡県にある鎮火防火の神を祭る秋葉神社の御札を掲げ、年二回祭る。

9　お伊勢講

伊勢神宮詣りをする代表（代参人）を出すため、旅費を積み立て、クジ引きで順番を決め、当たった人がお伊勢参りをして、伊勢神宮のお札を戴いて帰り、講内の人々に配った。

10　水神講

水神を祭る講で、年二回開く。

11　お日待ち講

日の出を待って太陽を拝み、その恵みに感謝し、農作物の豊作を祈る講で、以前は講元に集まり、徹夜して太陽の昇るのを待ったという。

12　そば講

石谷六か所で、昭和四十年から実施中。それ以前は「義士伝講」をやっていた。

現在残っている資料の一部を挙げると次の通りである。

一、庚申講関係（春山地区のもの）

1、庚申帳（横一三・五㌢、縦二六㌢）、和紙三十枚を二つ折り、毛筆書き、表紙に「文久元年辛酉庚申下リ山二才中、九月五日」と書かれ、中には講を開いた年月日、



春山下り山庚申講帳

座元名、決議事項、購入品名、価格、出席者名などが書いてある。（例九月五日、座元、田実治太郎、一分四十六文、借主、長谷川八十八……）とある。文久元年は、一八六一年で江戸時代末期（昭和六十年から起算して約百二十四年前に当たる。最初十七戸で二カ月に一回講を開いていたらしい。この講帳は明治四十二年五月十二日で終わっている。第二冊目も同じ型の帳で、明治四十三年一月七日から始まり、表紙裏に「明治四十三年正月七日定　庚申祭へ出頭セザル者ハ、出頭人ト同様出費スルコト。但シ他行人ト病者トハ出費セザルコト。若シ突然用事出来タル時ハ、前以テ他人へ伝言シ置クコト」と書かれている。第三冊目の帳は、通称大学ノート（横一四・五㌢、縦二〇・七㌢）で、講の日の買物、価格まで記している。このノートの記入は昭和四十八年十一月二十四日で終わっている。



庚申講掛軸

2、庚申講掛軸（横三五㌢、縦一三〇㌢）は、和紙を用い、画面は最上部に太陽と半月を左右に、中央に青面金剛（上体は背中合わせの金剛の怒った姿、中央の像は左手に剣、右手に綱、左の像は右手に矛、左手に矢、右の像は左手に輪玉、右手に弓を持つ。頭髪は三体とも火焔色、腰から下は一体で両足だけ書かれ、鬼を踏みつけている。童子一人が腰にまといつき、両手を合わせている。下には三匹の猿、雌雄の鶏を描いている。掛軸のふちとりは金箔の模様入りの布を使用している。

3、木箱（庚申帳、庚申講掛軸入れ）横一四㌢、深さ

一二・三㌢、縦六〇㌢、真黒にすすけており、蓋の裏側に「元治二年丑三月二十六日箱相求、田実次兵衛、座元㊞講長谷川八十八、田実次兵衛、小倉庄五郎、田実良左衛門、弓削直八、長谷川岩助、田実門次郎、山元万之進、池端善蔵、植松満太郎」の署名がある。この木箱は春山下り山二才中の庚申講開始後、四年後に購入されている。右の庚申講関係資料は、田実栄から本町中央公民館に寄贈され、「民俗資料室」に展示してある。

二、お伊勢講（春山地区のもの）

春山桟敷原上、下の通り三十八戸で実施中、春日造りに似た神殿（横一九〇㌢、奥行二六㌢、高さ四六㌢）の中に、お伊勢参りをして戴いた神宮大麻を収めたものと思われる。神殿左に見えるのが、「お伊勢講本帳」（横一三㌢、縦三二㌢）和紙を綴じ、座元の順番を記してある。表紙に大正五年五月改造とある。


桟敷原お伊勢講の神殿

三、四種類の合同講（福山地域のもの）

油講と言いながら、御油講、御田の神講、御日待ち講、お山神講の四つを同時に行っている福山上の迫田地域十七戸の座元にある御神体代わりのもの。幅一五㌢、高さ三〇㌢で和紙に各講名を書き、下にそれぞれ



四種類の合同講御神体

「様」と墨書してある。毎年旧暦十月十五日に実施その際新しい紙に講名を書いて、上に包み重ねている。

第六節　伝説、民話

一般に伝説とは、昔から語り伝えられている話をさし、民話とは、創作説話に対して、庶民の生活感情や地方色を素材として、個人の空想や作意に基づかない説話をさすと言われている。しかし、その区別は難しいので、伝説、民話の標題で、本町内に伝わっているものの中から一部を収録した。

1　仏田

いつごろの話か時代はわからないが、春山の農家のおじいさんが、岩屋観音平の山の下の観音田を鋤こうと、夕日が西に傾く頃、牛を引いて出かけた。田んぼに着いて鋤き始めたが、いつもと違って、どうしたことか牛が暴れてどうしても鋤くことができない。おじいさんが困り果てていると、どこからともなく白髪の老人が現れて、「わしが手綱を取ってあげよう」と言いながら、牛の鼻先に立った。すると不思議なことに、牛はすっかりおとなしくなり、陽が沈まないうちに田を鋤き終わった。牛の持ち主は汗を拭き終わり白髪の老人にお礼を述べようと、ヒョイと顔を上げて見ると、アラ不思議、その老人の姿は、いつの間にか消えていた。農夫は不思議に思ってあたりを見回すと、傍らの草原のヨモギが濡れている。その足跡をたどって行くと、遂にあの大きな岩屋の前で消えていた。おじいさんは「さては、今の老人は岩屋観音様だったのか」と深く感謝し、ありがた涙にくれたという。この不思議な話を聞いた人々はそれ以後、一層岩屋観音を信仰する心が高まったという（春山校区）

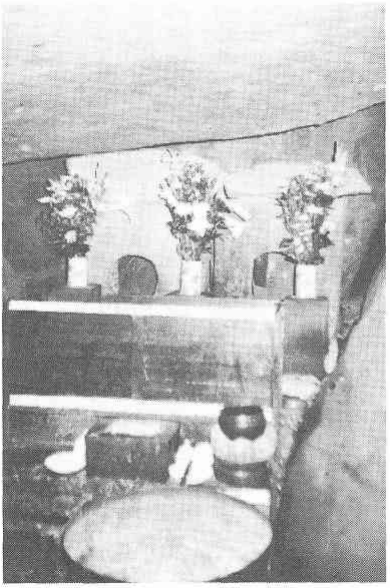
岩屋観音（右は不動明王 左が観世音）

2　馬ぶし坂ん、化けもん

坂口仁右衛門じいが、若かった頃のある日、午前一時ごろ起きて朝食を済ませ、自分が作りためたみを担い棒の前と後に五枚ずつくくり付けて、ケサマツばあさんの

差し出す握り飯を腰に、柱時計が二時を打つと同時に家を出た。

箕を届ける先は、鹿児島市納屋下の大坪荒物屋、当時は今の鹿児島本線がまだ開通していなかったので、饅頭石へ出て、馬ぶしの坂を通って田上へ着くはずだった。スタスタと夜道をたどって馬ぶしの坂にかかると、向こうに若い人が立っている。「ハテ、今ごろおかしいぞ」と目をこすってよく見ると、右手に雨傘、左手に風呂敷包みを持ち、ニッコリ笑っている。「こりゃ化けもんじゃ」と思うと、背中はゾクゾク、足はガタガタ震えたが、サッとやぶの中を駆け抜けて、後をも見ずに、自分より先にここを通ったはずの福山のこぶいった馬喰うおじの後を追った。

仁右衛門じいが汗を拭き拭き、田上の武右衛門茶屋に駆け込むと、こぶいった馬喰が茶屋の前の木に牛をつないで、一杯三銭のそばを食べていた。「仁兄い、お前や何かい会わんじゃったか」と問いかけたので、「化けもんが……」と答えると、元気もんのこぶいったは「お前(まい)と二人でつかまえればよかったね」と笑った。「そいからはおや、夜中に一人で馬ぶしの坂は越えんこちしたよ」と、きせる煙草をうまそうに吸いながら、囲爐裏の横座で娘に語ったという。（松元校区）

3　ガラッパどんの相撲

昔、ある男が鹿児島へ商品の仕入れに、その日に限って夜明けを待ち切れずに出かけた。途中の川岸ででっぷり太った三人の男が現れて「相撲をとっが」と両手を広げてかかってきた。

このあきんど（商売人）は、頓知(とんち)のいい男で「今、近所の死人の知らせい走って行く途中じゃ、相撲どこいじゃなか、戻いやし取っが、待っちょれ」とうまく言いのがれて駆け出した。

やっと鹿児島に着いて、問屋の主人に「こけ来る途中で、こげんこっがごあした」と語ると、主人は「おいがえん、短刀を持っていけ、そしてガラッパと相撲を取っ時、刃が鞘からスルッと抜くいごっせえ」と教えてくれた。また奥さんは「やどん仏様ん、ご飯ぬ食べて行っきゃんせ、仏様ん力いもすがらんにゃ、いっもはんが」と仏壇からご飯を下げてくださった。

帰り道、さっきの川にさしかかると、河原に寝そべっていた例の男たちが「今じゃったか、待っちょったど、サア相撲じゃ」と言いながら身構えたが「ワヤ、今朝よっかん、目が光っちょっどネ」と言いながら、三方からかかってきた。このときあきんどが、短刀を逆さまに握ると、光った刃がスルッと抜け出した。そのとたん、

男たちは「キャッ」と叫んで姿を消したという。（春山校区）

4　「楠公サアが頼っちょっ」

石谷に飯牟礼量平実修という医者がいた。あるとき、熱病にかかった。家族、親族一同、あれこれと心配し、有名な博士にも診てもらったが、病状がどうもおかしい。ある人が奥さんのタメさんに、「何かさわっちょっが、占ってもろやんせ」とすすめた。奥さんが、祈祷師に占ってもらうと、「昔の偉い方が御主人に頼っている。その方を祭ってあげなさい」と告げた。その話を主人にすると、「それは楠木正成公じゃろ、仁田尾んお仮屋にある木像が気がかいじゃ、お前や行って見てこい」と奥さんに命じた。さっそく駆けつけてみると、楠公さあの木像が、縁側に落ちていたという。そこで飯牟礼量平実修は、その木像を自宅の床さあに祭ったが、それでも粗末になると思い、兄の町田源吾衛門と話し合い、有馬新七先生に相談の結果、楠公神社を丸岡の頂上に建てて、その木像をご神体として安置したという。その後、この医者どんの病気は全快したという。（石谷校区）

5　出たのは、石の仏様だけ

福山の善福寺の石門近くに頭と顔が半分欠けた石の仏様（高さ六五㌢、幅四〇㌢）が立っていらっしゃる。これは、昔入田本坊にあった瑞雲山善福寺という臨済宗の寺跡（明治二年の廃仏毀釈で破壊された）から掘り出されたものだと、福留純徳さんは証言する。

寺が消えた後、「寺跡に生えているイチョウの木の根元には、金の仏様が埋められちょっど」というわさが高まった。それを信じた何人かが、深夜、数回にわたり木の根元を掘り返したが、結局ゴツンと鍬先に当たったのはこの石仏だけ。石仏は泥まみれのまま転がされていた。純徳さんは、この石仏を抱き起こし、花を供えて供養したという。というのも、五代前の孝左衛門さんは、この善福寺の責任総代で「あの寺の跡の見守りは頼むぞ」と遺言されたからである。その後、この石仏は再興した善福寺にもらわれて、今も立っている。（松元校区）

6　入佐のガラッパ（河童）石

入佐の大下にあるモイヤマドンは、高さ数㍍の小山のシイやカシの生い茂った暗いところにある川路門の神で、今は小山の頂上に小さな石を置いてある。このモイヤマドンは大変荒い神で木や枝を取ってたきぎにすると、たたるという。ガランデドン（伽藍田殿）は、モイヤマドンのいるその小山からわく水を引いた細長い田のそばにいる神である。このガランデンドンは、ガラッパの神で、次のような言い伝えがある。

昔、大鳥神社の神主さんが「川取い」（ガラッパによる水難）にあった。そこで大鳥神社の神様が、河童どもを集めて「今後、入佐で悪行してはならぬぞよ」と叱り、約束のしるしにガランデンドンのいる田の水口（みなくち）にある三・三平方㍍程の石に「天」という字のようなものを刻まれたという。河童はこの文字を消そうとするが、どうしても消えないので、その後、入佐では河童は暴れないといわれている。（小野重朗「南九州の民俗神」から）

7　饅頭石は鹿児島のもんじゃった

国鉄鹿児島本線の今の上伊集院駅が、饅頭石と名のついていた時代（大正二年～昭和二十三年）同駅の近くに、南出茂利雄という人がいた。饅頭石駅から約一㌔の高台には、有名な饅頭型の石（直径五㍍、高さ二㍍、畳八枚分の大きさ）があるので、南出さんは、この石の形にあやかって「まんじゅう」を売り出して、一（ひと）もうけしようと考えた。このアイデアに対して「饅頭石は鹿児島んもん」と物言いがついた。そこでいろいろ饅頭石の伝説を調べると、「昔も饅頭石はどっちんもんかと争ったらしい。そこで話の決着をつけるため、鳥を飛ばして飛んだ方角で決めようということになり飛ばしたところが、鳥は鹿児島市五カ別府町の方へ飛んでいった」という話があるのに、張り切っていた南出さんもガックリ。それでもなおおさまらない南出さん「そんなら、ないごて饅頭石駅と名づけたのか」といきまいているうちに、昭和二十四年十二月、遂に上伊集院駅に改名されたとは、ヤッパイなーるほど。（松元校区）

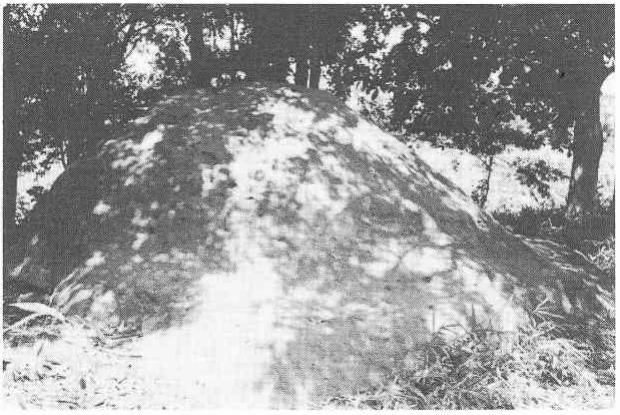

饅頭石

8　山の神を掘り出す

春山森林組合所有の帯迫の山の中央道路沿いに、高さ約一・四㍍の古びた石のほこらが三基、灯籠が一基、菱形の手洗い石が一基ある。同地区の高齢者や森林組合員たちは、次のように語ってくれた。



春山帯迫の「山の神」のほこら

「昭和七、八年ごろ、中の丸の青年が、この帯迫の山道で、見知らぬ若い女がジーッと立っているのに出会った。しかもそれが何日も続くのでこの青年は気味が悪くなり、地域の役員にこの話をした。役員会ではこの話題を取り上げ、論議の結果「山ん神さあは、大山祇命か木花咲耶姫命とかいう女の神様、ひょっとすると、山ん神さあが、女に化けやったとじゃなかろかい」との推論に達した。

そこで、谷山五カ別府の高橋実という盲人の祈祷師に伺いを立てた。すると高橋祈祷師の口を借りて出る神のお告げは「よく聞け、中の丸の水田　森山家の屋敷近くに山の神の石のやしろが二つ埋められている。これは島津藩の廃仏毀釈で埋められたものである。しかし、山の神は早く元の場所に帰りたいと言われる。すぐ掘り出すがよい。帯迫の道路の上段に平たい場所がある。石のほこら一つと灯籠一つ。それに手洗石も残っているから、そこにお移しせよ。この言葉を疑うでないぞ」との厳かなお告げ。驚いた委員の田実誠治、大山清ほか数人、お告げの場所あたりを鉄棒で探り、鍬で掘ると、まさしくお告げどおり、石のほこら二体が泥まみれで現われた。水で洗い清めると、石のほこらのくり抜きの奥には、神様らしい像も刻んである。早速指定された場所に運び、欠けた部分や台座などをコンクリートで補強して安置したという。右の実話は昭和五十七年現在、当時の役員の一人としての別府吉蔵（八五）も証言され、また現春山森林組合長の別府芳章（五八）は、当時春山小学校の児童で、この山の神の掘り出しを記憶している。（春山校区）

9　切られ地蔵

石谷の新村、小松迫に頭に深さ四㌢程の刀傷が二カ所もある石地蔵がある。

この刀傷は今から八十年くらい前妙円寺詣りの乱暴な兵児二才どんに切られたのだという。陰暦九月十四日の月

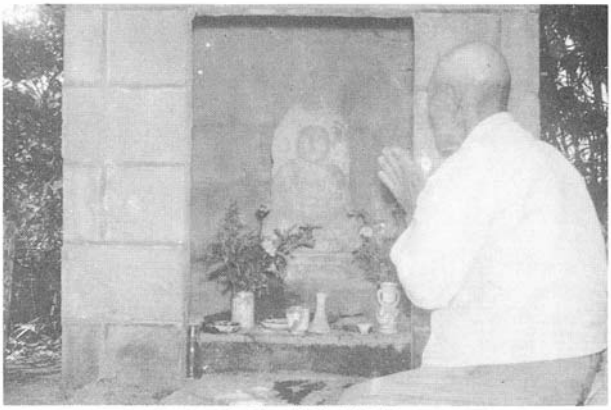
石谷の切られ地蔵

光を浴びて妙円寺詣りの歌声が一晩中続いた翌朝、新村の人々は地蔵さんの無惨な姿に大騒ぎをしたが、その日の正午、刀を手にした兵児二才が水上坂（妙円寺詣りの道の途中）で変死しているという話を聞いて、この石地蔵さんへの土地の人々の信心はますます深まったという。この地蔵さんは、この事件当時、現在地から三〇〇メートル離れた伊集院町竹之山の願立寺先の三差路にあったという。しかし今度の大けがにたまりかねた人々は、地蔵さんをとうとう現在地に移したのだという。

その後、昭和十五年、新村の山下福吉や青年団員が竹製品を売ってその代金で瓦ぶきのお堂を建てて安置し、更に昭和三十八年、当時地域会長鶴田直隆が人々に呼びかけてブロック造りに改善した。その後も妙円寺詣りの夜は、青年団員たちが不寝番を続けたという。なおこの地蔵さんは、延享二年（一七四五）新村の加治木松栄の作と言われている。（石谷校区）

10　春山武士の武勇伝

明治三十三、四年ごろ、春山後が谷の炭床道路横の崖に小屋掛け住まいのチョンマゲ頭の独身者がいた。彼は明治維新で失職した武士で、名は緒方藤一、年は五十前後であった。次の、武勇伝は、私がこの緒方さんから聞いた。

まず、彼は今村嘉平太の名を挙げた。今村氏は天保末期か嘉永初年生まれ、生家は芝原にある。次に森幸左衛門氏（嘉永六、七年の生まれ）上伊集院村の三代目（明治三十四年から四カ年間在任）村長で、下り山中の丸の住まい。次は野崎竜助氏（森村長と同年輩）で、西南の役で左腕に貫通銃創を受けた人、住まいは下り山中の丸で、私宅にもよくみえた。この三人は武芸は免許皆伝の腕前で、鹿児島城下へよく行かれた。ある日、この三人が谷山の山田を通って春山の帰り道、道ばたで、立ち話中の四、五人の青年が「春山ん肥え床さむらいが、も

どっいかい」とケスった。これまでも、二、三回このケスイ声を耳にしたが、今までこらえていた三人、今日はムッとなって「コラ、お前たちゃ、今何ち言うたか」と、とがめると、年長らしい青年が「肥え床ざむらいち言うたが、ないが悪りか、そいじゃらよ」と大声で答えた。その言葉が終わらぬうちに、西南の役従軍の猛者野崎氏の右手が青年の首っ玉をバッとつかむが早いか「エイッ」と投げ飛ばした。すると残りの青年が三人に打ってかかった。しかし、京の五条の大橋の上の牛若丸のように、ガッツイ、チュチュ（蝶々）がモゴッ（舞うように）飛っごっ、青年たちはどれもこれも、地面にたたきつけられた。

この見事さ、春山武士の武勇伝は、たちまち鹿児島城下に広がり、それ以後、春山ん人たちに無礼な口を利く者は絶えたチュど、とチョンマゲ頭から湯気を立てながら、緒方さんは、ゲンコツを振り上げつつ、アタイに語いやしたど。（倉内末博（九三）春山森園出身現在鹿児島居住寄稿）

11　一晩に四度も不思議　二俣光義（七七）

あれは、もう六十二年ぐらい前だった。それは私が鹿児島郵便局に自宅から通勤していた頃、ある晩、武駅（今の西鹿児島駅）を午後八時五分発の汽車に乗って、饅頭石駅（今の上伊集院駅）に降りた。だがその晩は何だかすぐ帰る気がせず、駅の新聞を二十分間ぐらい読んでいた。しかし、「どうせ帰らにゃなるまい」と思いなおし、重い腰を上げて帰路についた。上床にかかると、薬師茶屋と呼ばれる店があって、すぐ近くに下から上がってくる道があって、ちょうどそこに、おじいさんが火のついたたきぎを持って立っていた。今ごろどうしたのかと思い、「誰なあ」と声をかけたが返事がない。私は胸がどきどきしてきたので、大声で歌を歌いながら、急いで春山地区まで来ると、村道と旧道と交わる所に若い女が子どもを背負い、提灯を下げて立っている。ところがこの女とすれちがったとたん、もう女は二㍍ぐらい先に立っている。「誰なあー」と尋ねると、「ハイ」と答えたようだった。私は走り出して近道をして、本道に上って振り返ると、やはり女は元の所にジッと立っている。やっと馬渡まで来ると、田の中に大きな丘が残っているところがある。そこの横の川の土手をウロウロしている人間がいる。ジッと目を凝らすと、上の村道に上がって来るらしいので、一緒になれば気強いと思って待っていたが、どうしてもやって来ない。少し行くと谷の井川の少し下にヒノキ山がある。片側は深い杉山、その杉山から大きな黒いものが、私の横をすり抜けてヒノキ山にガ

サガサと音を立てながらかけ上がったので、もうびっくりした私は、「ウァッ」と叫びながら後をも見ずに駆け出し、やっと家の土間に立った時、私の顔はまっさおだったという。一晩に四度ものびっくりに、夜道の帰りが恐ろしくなり、通勤を止めて、市内の武町に間借りして自炊を始めた。（四元後中居住）

第七節　裡諺・俗信

わが薩摩では古くから言い伝えられてきた諺が沢山残されている。諺の中には限定された小地域だけで使われているものや、割合に広い範囲で使われている格言とか金言と言われる類のものなどいろいろある。薩摩の方言のみで綴られたものには、長い間の先人たちの生活の知恵から生まれ出たものが多く、言い得て妙なるものが多い。方言のみで綴られたものは、県外の人には理解しにくいものが多い。しかし中には古く他から移入されたものと思われるものも含まれていて、これらは類推して理解できるものもある。例えば「いっめ惜しんの百うしね」は、「一文惜しみの百知らず」を方言化したものであろうし、「猫いぜん見せた」は「猫に小判」からきたものであろう。

小学館発行の「故事俗言ことわざ大辞典」（昭和五十七年第一刷発行）には、その内容を㈠故事、㈡ことわざ、㈢慣用句、㈣俗信・俗説、㈤ことば遊び・しゃれ・俳句・和歌・川柳などの五つに分けてあるが、ここでは㈡ことわざ、㈣俗信・俗説にあたるものを主として取り上げることにする。便宜上番号を附し、五十音順に列挙した。集録に当たり各市町の郷土史を参考にしたり、松元町高齢者学級生に聞き取り調査し確認を求めたものである。

1　あっね（商）すいよっか考えせ
2　あげ膳さげ膳でくらす
3　当たいよた時っの米ん飯
4　朝めしのさった
5　朝めし前ぢゃ
6　青菜は男いにゃ見すいもんじゃね
7　あら（荒）作人な食はづしゃせん
8　あい（有）ごっして無かとがぜん（銭）
9　朝寝ごろいにゃ鶏のびんたを食わせ
10　朝出たちんば（跛）いにゃいっつかん
11　後んからすが先なっ
12　足しゃかたげっ通れ
13　雨ぎゅい（胡瓜）、日なすっ（茄子）
14　あがい鶏がおすづい飼を食ときゃ雨
15　暑さ寒んさも彼岸づい

16 あっがれがうづっ時や、あした雨
17 秋の天気はひして（一日に）七度変わる
18 雨が降っ時や天気が悪い
19 犬が西向きゃ尾は東
20 言こたあした言え、食こたいっき食え
21 いっぽ（一方）口っ聞て問答すんな
22 指ば外とさいな折れん
23 いっめ（一文）惜しんの百うしね
24 いそっ鍋たぎらず
25 いっさ（戦）見て矢矧っ
26 いっ（一）工面、二働き
27 いっばん（一番）勝ちゃ糞勝っ
28 一合は上客、二合は下客、ジジラを言うた下の下客
29 一心になれば、矢も石ささっ
30 いん（犬）にぜん（銭）見せた
31 急っがね（蟹）穴入らず
32 稲は出穂見て二十日、出揃て二十日
33 大取いよっかん小取い
34 うそとぼす（坊主）のびんたはゆ（結言）たこたね
35 卯辰の女房に己午の男
36 うんだまいのうんづくし
37 うんだまいのつっごろ
38 うぜけんに屁ひった
39 うんめ（美味）もん食て油断すんな
40 うちゃ（我が家）かるちゃさるきゃならん
41 うんば（祖母）おやし
42 打たれた上踏まれた
43 うかぜ（大風）んとれたごっ
44 えさっ（挨拶）ぢょか（急須）
45 え（家）作や腹づくい
46 えんりょと何とかは、えかげんに
47 えっ（蝦）でた（鯛）よ釣っ
48 家ん中け煙（けぶ）がうづまっ時やあした雨
49 お茶と情けは、こいごいと
50 親ん子思ごっ
51 親ん折檻と冷焼酎は後から効っ
52 おなごだまかしが来んにゃ冬や来ん
53 男は早飯、早糞、早走い
54 おっ（沖）の先のがいし（軽石）
55 男は三年に一度片ふ（頬）
56 親い似た亀ん子
57 男は糸目、女子（おなご）ははっ目
58 親ん恩な子さえ
59 女子（おなご）と肥（こえ）ジョケは打っ叩っ打っ叩っ使え

60 親でかん（下男）子旦那
61 親は山ぞい（草履）、子は雪駄
62 男やもめいな、うじがわっ
63 女子（おなご）やもめいな、花が咲っ
64 親爺（おやじ）や死んでん前田は荒れん
65 親ん真似はせんどん姑（しゅと）じょん真似はすっ
66 女子（おなご）んけっとはがまんけちゃぬっもったこたね
67 お茶いっぺ（一杯）
68 おつっ（月）が傘をかぶれば雨前
69 女子ん髪（かん）の毛は家をつなっ
70 亀ん背中いえと（ヤイト）をすえた
71 がんない八年
72 金持っとやね打ちゃ溜れば溜いほどきっさね
73 鹿児島行（い）っの川内回い
74 鎌が切るっ
75 からすのみっ（水）ぢゃびい
76 がらっぱどんのごぜんけ
77 がねはわがつ（甲羅）い合わせっ穴を掘っ
78 かんぢゃか（倹約）あいうっ（内）
79 かるたご（業）ぢゃ
80 唐芋は貧乏（びんぼう）もんの子いあぶらせ、いお（魚）は富（ぶ）けん者どんの子いあぶらせ
81 かごしまん芋づい（蔓）
82 火事な遇（お）てん、火元いななんな
83 駈けつけ三杯、くるくる九杯（べ）
84 面（つら）い泥塗った
85 柿（かき）やなってんチシャノ木
86 花よっかん団子
87 かからん蜂（はち）や刺さん
88 拝まん神（かん）な祟らん
89 ガラッパ（河童）どんがヂゴを引ん抜っ
90 杵を取い換えた
91 木もと（元）竹うら（梢）
92 木六、竹八（旧暦）、木八、竹十（新暦）
93 きっげ（聞違い）とまっげ（間違）はあいもんじゃ
94 木戸があわん
95 聞けば気の毒、見れば目の毒
96 気は心
97 金柑が文旦になった
98 北ごち（北東風）ゃ雨
99 木の葉が光っ時（とき）や雨前
100 ぎい（義理）はや、生爪おけてんせ
101 火事の時ゃづでかぎ（自在鍵）ょはずせ

102 くけ（後悔）とともれ（弔）はあとから
103 食わせ殺すちゅはあってん、食わせん殺しちゅはなか。
104 火事の祟や、三代たたつ
105 黒ぢょか日和
106 九月の女子だまかし
107 栗の生を食と、ものがでくっ
108 けがは横座ですいもんじゃ
109 けんかとちだ（地面）は打った方が負け
110 こって牛ゃ死んでん前田は荒れん
111 けむい（煙）が真っすぐ上がればあしたは天気
112 こころざし（志）や韮ん葉
113 郷い入れば、郷のすん
114 子は六十からの飯米
115 小糖三合あれば、養子に行っもんぢゃね
116 子どんな風ん子
117 こむしてん米ん団子、けっされてん鯛の魚
118 小男んうどまら
119 こめ時っの難儀は買ててんせ
120 子は小む生んで　太と育て
121 こだが利いちょっ
122 郡山郷士のひして（一日）郷士
123 今年の彼岸も馬鹿彼岸
124 ざっつ（座頭）ん高ざれっ
125 ざっつが米いっくかえたこっブッツブッツ言な
126 さつっ（五月）男に、師走女子
127 沙婆が思ごういっもんならがねも横いな歩まん
128 三月の忘れ雪
129 さだちゃ片袖濡れてん、片袖は濡れん
130 ショユは一番ジョユ、風呂は二番風呂
131 ざっつが目をかやさん内
132 棕梠千本、大名ぐらし
133 仕事ちゃ追てん、仕事から追わるんな
134 七度探してから、人を疑え
135 沙婆いな、ただ（只）ちゅわね
136 しょて暮しと水車はしんぼ（辛抱・心棒）で回っ
137 重富の尻い切れボイ（とんぼ）
138 しっのかたっ（敵）のごっ
139 仕事ちゃ小皿で、飯しゃ丼で
140 死人に口なし
141 しちきん（七斤）となきん（七斤）
142 仕事ちゃ千石馬場、頓着か仲町
143 うたつ（卯辰）の味曽は搗っもんじゃね
144 四十ぐれ

145 小便ひっかぶいの糞ひっかぶい
146 しっがさん痒さと一人息子んむぞさはきいがね
147 仕事ちゃあしたちゅな、あしたんこたきゅせ
148 十月のはだか日和
149 神経痛が痛て時や、あした雨
150 しっぽ（尻尾）いひれがちっ
151 すん（炭）と親爺どんな立ついもんぢゃ
152 すよ（長男）ドンドン、二男だまし（魂）
153 水車ん杵ぐらし、取ってん取らず
154 銭とい役目、死ん役目
155 銭取いちゅう鳥や辛抱ちゅう棒い止まらんにゃ取
やならん
156 銭が物言う
157 川内川い人がへらんにゃ流しゃ上がらん
158 銭、金んこつ、ゆな
159 千の倉よっかん、子は宝
160 損のして、得とれ
161 ぞっぷいから上は 濡れん
162 魂しゃ使けどっ、トンコちゃ下げどっ
163 だっきゅづら（鉄面皮）
164 立っちょいもん（者）な、親でん使え
165 谷山犬のくれ逃げ
166 たしなかもんの、たもいくされ
167 ただよっかん安しかもんなね
168 だれ馬ん 水くれ
169 種子もんのただでもろと、後が絶ゆっ
170 チェストイケ、関が原
171 血みっの情は 限いがなか
172 茶ばらも 半時
173 爪ん先 火とぼし
174 潰るいももえ（模合）助かいももえ
175 つけぜん（小遣銭）持たん 踊い見
176 ツワは小ヅワ
177 でこん（大根）の打っ打っ植ゆい馬鹿
178 でもん腫物ん ところ嫌わず
179 寺は言てん 坊主や言な
180 仏んよな息子と暮しよっか、鬼のよなとのじょと
暮した方が良か
181 出ばな、入いばな
182 出た釘や 打たるっ
183 手はてんがらもん、目はふしゅしごろ
184 でかん（下男）ごなし
185 年がくすい（薬）
186 年なもんの高登い けがの元

187 どんなこた馬鹿がすっ　馬鹿なこたどんがすっ
188 とっくいからごま出すごっ
189 どこで違たか　三五の十八
190 とっ（鳶）がたか（鷹）を生んだ
191 土用過ぎての田のこやし（肥料）と、彼岸過ぎての麦のこやしゃ効かん
192 遠か上田よっか　近っの小田
193 名高　骨高
194 仲立ちよすいよっかん　逆立ちょせ
195 泣こよっかん　ひっ跳べ
196 七つ八つは　足かたづい憎き
197 苗床で穂がはっ出た
198 苗半作
199 似たもんのみと（夫婦）ない
200 苦虫ょ噛んつびたこっ
201 煮てん焙ってん　食われん
202 二度雑作
203 二度あれば　三度あっ
204 投げ傘三日、上げ傘三十日
205 にわといぐらし
206 西風とみと（夫婦）げんかは、夜がへれば止ん
207 濡手で粟摑ん
208 糠いくっ（釘）、焼石し水
209 ぬすとごろ（盗人）とはつっぎよてん、嘘ひいごろとはつっきょ（交際）な
210 ぬすとは一かれ、火事ゃまっでかれ
211 猫ん頬冠いで、うしとすだい
212 猫い　かつおぶし
213 猫撫で声い　油断すんな
214 猫い銭見せた
215 登らん木からにゃ落てん
216 乗いくだ舟
217 のん（蚤）のみと（夫婦）
218 のん（蚤）の子は、しため（蝨）にゃならん
219 馬鹿つくい薬やなか
220 ハイに各なし
221 馬鹿ん　一つ覚え
222 早よして　かけあわんこたね
223 馬鹿ん　大喰れ
224 鋏と馬鹿は　使けよ
225 馬鹿ん面も三度撫づれば　腹かっ
226 馬鹿と麦ゃ　踏んだ上はなか
227 蜂の巣を　打っくえたごっ
228 馬は乗って見れ、人は添うて見れ

229 跳ね馬ん　糞ひったごっ
230 春の夕焼蓑着て待て、秋の夕焼鎌とげ
231 八十八夜の忘れ霜
232 貧乏人の節句ばたらっ
233 陽の入らん家いな　医者が入っ
234 一つちげ（違い）は親いもたぬんな
235 ひっつっみとは、三年すれば鶏の糞んにえがすっ
236 ひっとといの肝
237 人んロいな　戸はたてられん
238 人は人中、田は田中
239 火おこしの　うったっ
240 日傘、月傘、雨ん元
241 一つ穴ん　狐
242 吹かんにゃけ（貝）は鳴らん
243 筆で　飯ょ食う
244 ふゆしごろん　二度造作
245 降ってん照ってん　傘一本
246 冬のはえん風　回い道ょすんな
247 屁ひいみと（夫婦）
248 下手ん鉄砲は　よけられん
249 下手ん　横好っ
250 孫むぞがいよっか　杖むぞがれ

251 股ばいの　こやっ（膏薬）
252 万の倉よっか　子は宝
253 まねた（俎板）い　のった鯉
254 みとげんかは　犬も食わん
255 蜜柑、金柑、酒の燗、親は折檻、子は聞かん
256 見殺しゃしてん　見限やすんな
257 娘ん子が木戸を通ったぶんに　損のすっ
258 胸ははと胸　尻ゃちょぼ尻い
259 眼から鼻い　抜くいごっ
260 飯ゃいっき食え、言うこたあした言え
261 燃えんどん　トツ
262 物ごちゃ堅と、酢味曽はゆるとけ
263 持たん子いな　泣かん
264 持たん袖は　振られん
265 物は言よ　話ゃ聞っよ
266 やけじょ（火傷）をすれば　親ん恩なね
267 やせ馬ん　大喰れ
268 闇の夜ん　曲い角
269 やんもっ（とりもち）で　蠅とい
270 痩せは直っどん　癖は直らん
271 山が近こ見ゆれば　晴
272 やっけなそまげ、焼かれば灰がつっ、焼かれん

にゃ食われん

273 夢は逆夢

274 良かもん食て　油断すんな

275 汚れは噛ん殺しゃせん

276 嫁女もろなら　親もらえ

277 よい月の年ゃわらっごろづい　腹が太となっ

278 よんご杵

279 嫁が姑ない

280 夜止んの雨は　三日もてん

281 よろいもて（夕方）ブトが飛っ時ゃ雨前

282 若け時の難儀は買てでんせ

俗信について

俗信について民族学研究所刊「民族学辞典」に次のように解説してある。

「俗信とは古代の信仰や呪術が宗教にまで高められずに、民間に退化して残っているものをさす。俗信の中には、現代の科学知識から不合理なものが多い。それらの中には社会的には甚だしい実害を及ぼすものがあるので、それらを迷信と呼ぶ」我々は俗信から昔の人々の人生観や信仰の変遷を知ることができる。

また広辞苑には、迷信を次のように定義づけている。

「宗教的・科学的立場から見て、迷妄と考えられる信仰、また、真理にあわない言い伝えなどを頑固に信ずること。その判定の標準は常に相対的で、通常現代人の理性的判断から見て、不合理と考えられるものについていう。→俗信」

次に挙げたものは、松元町高齢者学級の方々に印刷物を配布して聞き取り調査をし、本町内でも現在言われていると思われるものを中心に、更に一歩輪を広げて日置地区内で一般的に言われているものも加えて掲げた。

便宜上番号を付し、五十音順に掲げた。番号を〇でかこってあるのは高齢者学級で確認したものである。

① 足の裏が痒い時は、他人が悪口を言っている時

② 洗い髪で山や川に行くと、神様に会って病気になる

③ 朝コッ（蜘蛛）に夜ムカデは、良かこっがある

④ 秋茄子は、嫁に食わすんな

5 あっぷっどんこ（蝦蟇）をかかると、疣がでくっ

6 朝、茶柱が立つと、そん日は良かこっがある

7 あがい鶏が歌を歌えば、悪かこっがある

8 赤フンドシをすれば、水難に遇わん

9 犬を食うと、犬になる

10 犬が遠吠えすれば、火事がある

⑪ イタチが道を横切っと、火事がある

⑫井戸に金物を落すと、水神さあに障る
⑬家に死人があると、味曽・醤油が悪くなる
14 入い鳥、入い猫、幸せがある
⑮牛に追われる夢を見ると、良か事(こっ)がある
⑯馬ん糞をはだしで踏むと、走り方が速くなる
⑰嘘をつくと、閻魔大王に舌を抜かれる
⑱うるう年には、墓石を新しく建つんな
⑲男ん子いな、焦げ飯を食わすんな
⑳女がザルをかぶると、何度も嫁入りする
㉑烏が家ん近くで鳴いて騒ぐと、死人が出る
㉒かまどの焚き口ゃ床ん間の方に向くっな
23 金釘を踏んだら、金槌で叩け
24 雷(かんなれ)さあが、へそをおっといやっ
25 亀が噛んつくと、雷が鳴るまで離さん
26 柿の木をゆるいくぶっと、牛馬がつまづく
27 神さあん木を切っと、神さあが祟いやっ
28 がらっぱ（河童）はヂゴを引ん抜っ
29 川ん中(な)け小便のすっと、水神さあが腹かっきゃっ
㉚北向き寝んな、北向きゃ死人を寝せるもん
㉛客が玄関を出っ時、座敷を掃くな
32 狐や狸は、人をばかす
33 狐や狸がだまけた時は、草履又は下駄を脱いで頭にのせ、しゃがむと、だまされずにすむ
㉞ギシガンボ（ゲシゲシ）が頭にとまると禿げる
35 急須ん口に口(くち)ょつけっ呑んと、大口の子が生まれる
㊱クシャミが出る時(とき)ゃ、人が噂をしちょっ
㊲蜘蛛が天井から下りて来っと、良か事(こ)がある
㊳食うてすぐ寝ると、牛になる
39 暮れの二十九んち、餅ちゃ搗っもんじゃね
40 下駄ん緒が切るっと、悪(わ)りこっがある
㊶ご飯粒をこぼすと、目が潰れる
42 蒟蒻芋のとうが立つと、不吉のしらせ
43 こがれ飯ょ男が食うと、小便づまいがすっ
㊹三りんぼうの日に山へ行くと、けがをする
㊺三りんぼうの日には、家を建つんな
㊻三人並んで写真を写すと、真ん中ん人は早く死ぬ
47 サルスベリの木を庭い植ゆっと、家は栄えん
㊽裁縫をすっ時、片袖つけてうっちぇっもんじゃね
㊾自在鍵(じざいかぎ)を揺すっと、船に乗った時、時化に遇う
㊿正、五、九月の十六日にゃ、山仕事い行っな
51 正、五、九月の家(え)なおいは、不吉
52 死人の夢を見て、死人と語れば不吉
53 下歯が抜けたら、「ネズンドントオエクラボ」と

唱えて、天井ん裏い投げよ
54 好っな人ん夢を見たら、枕を反対にすれば、向こうもこっちの夢を見る
55 洗濯もんな、一度畳んでから着らんと死ぬ
56 先祖様いピの花を上ぐっと、けがをしやってあぐいもんじゃなか
(57)(58) 葬式の旗を牛や馬に巻けば、悪い風に遭わぬ
畳(たたん)な四隅(よすん)合わすんな。そん上い寝っと病気いなる
59 竹い実がなれば、世の中(な)け何いか起こっ
60 筍(たけんこ)ん夢は、不吉な夢
61 ダリヤを植ゆっと、病人が絶えん
(62)(63) 地火ん日に植えた稲は、葬式の米いなる
爪を切って火に燃やすと、気っげ（気違い）になる
64 月の七日は、旅立ちゃすいもんじゃなか
65 ツガ（冬瓜）は病人のウドメッ声を聞いて太となっ　そいで種子は蒔っもんじゃね
(66)(67) 出がけに下駄ん鼻緒が切るっと、縁起が悪りてるてる坊主を作って下げると、天気になる
68 手の中が痒(か)い時や、だいかがほむっとっ
69 大黒様(でくっさま)に色花をあげると、色気づっきゃっで、必ず地味なイボタの木をあげよ
(70) 冬至の日に南瓜を食えば、中風にかからぬ
71 土用の丑の日に鰻を食べると、一年中病気をせん
72 トッシャゴ（鳳仙花）を植えると、蝮が出らん
(73) 七日に発って、九日に帰る旅をすんな
74 長尻いの客には、箒を逆さに立てると帰る
75 流れ星がわが方に飛んでくれば良かこっがある
向こうへ飛んでいけば凶事がある
(76) 妊婦が火事を見っと、ホヤケのある子が生まれる
77 虹の根元を掘ると、宝物が出る
78 新(に)か下駄は、よろいもておろすもんじゃね
79 二度あれば　三度ある
80 鶏のビンタを食うと、早起きする
81 西日の入る家は、病人が絶えん
82 新(に)かもんの晩におろすと、フが悪り
83 鶏が宵の口(く)ち鳴けば、火事がある
(84) 梯子の桁は、奇数がよい
(85) 歯が取れた時は、下歯は屋根に、上歯は床ん下に捨てると、あとん歯が早く生える
86 箸渡しで物を取って食べるもんじゃなか
87 歯が上から先に生えると、ガラッパどんにあう
(88) 彼岸中に髪を洗うと、赤毛になる

(89) 丙午の女は、夫を噛ん殺す
90 批把んなった年や、貧乏年
91 火遊びをすると、小便のひっかぶっ
(92) 病床で死人の夢を見るのは、最も不吉
(93) フクロウが鳴っ時(とっ)、鳴っまねをすんな
(94) フクロウが近くで鳴っ時や、不幸がある
(95) 葡萄を庭に植ゆっと、病人が絶えない
(96) 蛇が左から右へ横切ると、よくないことがある
97 蛇がとぐろを巻いている夢を見たら、其の日の内に必ず良かこっがある
98 蛍が家ん中に入ってくると、疫病が起こる
99 仏さあん飯を食べると、長生きをする
100 蜜柑の皮を火に燃やすと、顔が赤くなる
(101) 味曽揚きゃ家族の誕生日には、すんな
(102) 水の中に湯を入れるな
(103) みみずに小便をかけると、きんたまが腫れる
(104) 耳朶(みんじゃば)ん太か人は、長生きをする
(105) 道(みっ)の真ん中い小便をすっと、ごぜんけん時雨が降る
(106) みかんの双子を食うと、双子を産む
(107) 棟上げにまいた餅は、焼いて食うな
(108) めんどいがときをつくる（鳴く）と、災難がある
(109) 飯椀に盛った飯に　箸を立ついもんじゃね
110 飯粒をこぼすと、目が見えなくなる
(111) 餅揚きの時、下駄ばきで揚くと、歯のなか子が産まれる
112 物干し竿ん下をくぐっと、男は出世せん
113 八手を植えると、はやいやんめいかからん
(114) 夕方かくれんぼをすると、夜神(よがん)が隠す
(115) 夕方、生花を切っと、親が死ぬ
(116) 夕方、新しい下駄をおろすと、悪りこっがある
(117) 夜、爪を切るな
(118) 四っ違いの人と結婚すっと、不幸に遇う
119 若か白髪はフが良か